平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

＝ 定　　例　　会 ＝

自　平成20年３月３日（月）　開　会

至　平成20年３月25日（火）　閉　会

宮　古　島　市　議　会

目　　次

◎　第３回定例会
ｏ招集告示……１
ｏ上程案件処理結果……２
ｏ応招議員名簿……８
○３月３日（議事日程第１号）……９
ｏ会期及び日程……１１
会議録署名議員の指名について……１３
会期を定めることについて……１３
議案審議……１４
○３月４日（議事日程第２号）……３９
議案審議……４５
○３月５日（議事日程第３号）……５５
議案審議……６０
○３月６日（議事日程第４号）……７９
議案審議……８８
○３月１１日（議事日程第５号）……１１５
議案審議……１２２
○３月１８日（議事日程第６号）……１２９
一般質問……１５５
下　地　　明　君……１５５
佐久本　洋　介　君……１６７
砂　川　明　寛　君……１７６
嘉手納　　学　君……１８７
新　城　啓　世　君……１９５
上　地　博　通　君……２０８
○３月１９日（議事日程第７号）……２２３
一般質問……２２５
平　良　　隆　君……２２５
宮　城　英　文　君……２３５
池　間　雅　昭　君……２４５
上　里　　樹　君……２５９
新　里　　聰　君……２６８
仲　間　明　典　君……２７７
○３月２１日（議事日程第８号）……２８３

議案審議……２８５
一般質問……２８５
池　間　健　榮　君……２８５
與那嶺　誓　雄　君……２９１
山　里　雅　彦　君……２９９
富　浜　　浩　君……３０７
亀　濱　玲　子　君……３１９
富　永　元　順　君……３３１
○３月２４日（議事日程第９号）……３４３
議案審議……３４５
一般質問……３４７
豊見山　恵　栄　君……３４７
棚　原　芳　樹　君……３５２
前　川　尚　誼　君……３６２
眞榮城　德　彦　君……３６９
下　地　秀　一　君……３７６
○３月２５日（議事日程第１０号）……３８７
議案審議……４１２

宮古島市告示第８号

平成２０年第３回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成２０年２月２５日

宮古島市長　伊志嶺　　亮

１　期　　日　　平成２０年３月３日（月）

２　場　　所　　宮古島市議会議事堂

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第　８　号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	市　　長	平成20年 ３月３日	平成20年 ３月11日	修正可決
議案 第　９　号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	原案可決
議案 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
議案 第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	〃	〃	平成20年 ３月25日	修正可決
議案 第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	〃	〃	〃	原案可決
議案 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃	〃	修正可決
議案 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	〃	〃	〃	原案可決
議案 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	〃	〃	〃	修正可決
議案 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	平成20年 ３月24日	撤　　回

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の撤回について	市　　長	平成20年 ３月24日	平成20年 ３月24日	承　　認
議案 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	平成20年 ３月３日	平成20年 ３月25日	原案可決
議案 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	修正可決
議案 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	原案可決
議案 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３３号	宮古島市環境保全基金条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	〃	〃	〃	〃
議案 第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	市　　長	平成20年 ３月３日	平成20年 ３月25日	原案可決
議案 第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第４７号	土地の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第５１号	宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	〃	平成20年 ３月11日	〃	〃
議案 第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例	〃	〃	〃	〃
議案 第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例の訂正について	〃	平成20年 ３月21日	平成20年 ３月21日	承　　認
議案 第５３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃	平成20年 ３月24日	平成20年 ３月25日	原案可決

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	市　　長	平成20年 3月3日	平成20年 3月25日	適　　任
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
陳情書 第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	新ゴミ処理施設建設用地選定場所反対住民一同代表 石垣元幸	平成19年 9月3日	平成20年 3月4日	再々継続 審　　査
陳情書 第18号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	沖縄県教職員組合中央執行委員長 大城敏夫	平成19年 12月10日	〃	再 継 続 審　　査
陳情書 第24号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）	宮古島市環境清掃事業協同組合理事長 砂川恵俊	〃	〃	〃 不 採 択
陳情書 第 1 号	保育行政に民間活力の活用のお願い	花園保育園所長 浅野弘子	平成20年 3月3日	平成20年 3月25日	継続審査
陳情書 第 2 号	良田川の清掃及び整備の要請について	島尻自治会会長 池間貞夫	〃	〃	採　　択

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
陳情書 第　３　号	妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望書	新日本婦人の会沖縄県本部会長 前田芙美子	平成20年 ３月３日	平成20年 ３月25日	採　　択
陳情書 第　４　号	乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請書	新日本婦人の会沖縄県本部会長 前田芙美子	〃	〃	〃
陳情書 第　５　号	「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請	宮古南静園自治会会長 宮里光雄	〃	〃	〃
陳情書 第　６　号	地域医療と国立医療の充実に関する陳情書	全日本国立医療労働組合沖縄地区協議会議長 島尻敏雄	〃	〃	継続審査
意見書案 第　３　号	航空運賃値上げに関する意見書	議会運営委員会	〃	平成20年 ３月３日	原案可決
意見書案 第　４　号	航空運賃値上げに関する意見書	〃	〃	〃	〃
意見書案 第　５　号	ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書	文教社会委員会	平成20年 ３月25日	平成20年 ３月25日	〃
決議案 第　２　号	飲酒運転根絶に関する宣言決議	議会運営委員会	平成20年 ３月３日	平成20年 ３月３日	〃
決議案 第　３　号	航空運賃値上げに関する要請決議	〃	〃	〃	〃
	平成２０年度施政方針について			〃	
	下崎地区土地売買に関する調査について	議　　員	平成19年 ６月20日	平成20年 ３月４日	可　　決
	証人の虚偽証言に対する告発について	特別委員会	平成20年 ３月４日	〃	〃
	証人の虚偽証言に対する告発について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
／	パイナガマ公園整備事業に関する調査に関する動議	議　　員	平成20年 ３月25日	平成20年 ３月25日	可　　決

開会日（３月３日）に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉手納	学	君
下	地		智	〃	新	城	啓	世	〃
仲	間	明	典	〃	上	地	博	通	〃
池	間	健	榮	〃	平	良		隆	〃
新	里		聰	〃	亀	濱	玲	子	〃
佐久本		洋	介	〃	上	里		樹	〃
砂	川	明	寛	〃	與那覇		タズ	子	〃
棚	原	芳	樹	〃	豊見山		恵	栄	〃
前	川	尚	誼	〃	富	永	元	順	〃
與那嶺		誓	雄	〃	富	浜		浩	〃
山	里	雅	彦	〃	下	地	秀	一	〃
池	間		豊	〃	下	地		明	〃
宮	城	英	文	〃	池	間	雅	昭	〃
眞榮城		德	彦	〃					

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月３日（月）　　初　日

（議案上程、説明、聴取）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第１号

平成２０年３月３日（月）午前１０時開会

日程第 １		会議録署名議員の指名について	
〃 第 ２		会期を定めることについて	
〃 第 ３	決議案第 ２ 号	飲酒運転根絶に関する宣言決議	（議会運営委員会提出）
〃 第 ４	意見書案第 ３ 号	航空運賃値上げに関する意見書	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第 ４ 号	航空運賃値上げに関する意見書	（ 〃 ）
〃 第 ６	決議案第 ３ 号	航空運賃値上げに関する要請決議	（ 〃 ）
〃 第 ７		平成２０年度施政方針について	
〃 第 ８	議案第 ８ 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃 第 ９	〃 第 ９ 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２４	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２５	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２６	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２７	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	

（市長提出）

日程第２８	議案第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２９	〃　第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	（　〃　）
〃　第３０	〃　第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３１	〃　第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	（　〃　）
〃　第３２	〃　第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３３	〃　第３３号	宮古島市環境保全基金条例	（　〃　）
〃　第３４	〃　第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３５	〃　第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	（　〃　）
〃　第３６	〃　第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	（　〃　）
〃　第３７	〃　第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３８	〃　第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３９	〃　第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４０	〃　第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４１	〃　第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４２	〃　第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４３	〃　第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４４	〃　第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４５	〃　第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４６	〃　第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４７	〃　第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃　第４８	〃　第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４９	〃　第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第５０	〃　第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃　第５１	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５２	〃　第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５３	〃　第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５４	〃　第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５５	〃　第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会期日程計画表（案）

平成２０年３月３日（月）午前１０時開会

月　　日	曜	種　別	日　　程	摘　　要
３月　３日	月	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 平成２０年度施政方針について 議案上程、説明、聴取	開　　会
３月　４日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑	
３月　５日	水	〃	議案に対する質疑（付託）	
３月　６日	木	休　会	委員会	
３月　７日	金	〃	〃	
３月　８日	土	〃		
３月　９日	日	〃		
３月１０日	月	〃		報告書作成
３月１１日	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	通告締切
３月１２日	水	休　会	委員会	
３月１３日	木	〃	〃	
３月１４日	金	〃	〃	
３月１５日	土	〃		
３月１６日	日	〃		
３月１７日	月	〃		報告書作成
３月１８日	火	本会議	一般質問	
３月１９日	水	〃	〃	
３月２０日	木	休　会		春分の日
３月２１日	金	本会議	一般質問	
３月２２日	土	休　会		
３月２３日	日	〃		
３月２４日	月	本会議	一般質問	
３月２５日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉　　会

会期＝２３日間
- 本会議 ― ９日
- 休　会＝１４日
  - 委　員　会 ― ５日
  - 休　　日 ― ７日
  - そ　の　他 ― ２日

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月３日

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（２７名）　　（散会＝午前11時50分）

議長	（1番）	友利惠一	君	議員	（14番）	眞榮城德彦	君
副議長	（22〃）	下地智	〃	〃	（15〃）	嘉手納学	〃
議員	（2〃）	仲間明典	〃	〃	（16〃）	新城啓世	〃
〃	（3〃）	池間健榮	〃	〃	（17〃）	上地博通	〃
〃	（4〃）	新里聰	〃	〃	（18〃）	平良隆	〃
				〃	（19〃）	亀濱玲子	〃
〃	（6〃）	佐久本洋介	〃	〃	（20〃）	上里樹	〃
〃	（7〃）	砂川明寛	〃	〃	（21〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（8〃）	棚原芳樹	〃	〃	（23〃）	豊見山恵栄	〃
〃	（9〃）	前川尚誼	〃	〃	（24〃）	富永元順	〃
〃	（10〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（25〃）	富浜浩	〃
〃	（11〃）	山里雅彦	〃	〃	（26〃）	下地秀一	〃
〃	（12〃）	池間豊	〃	〃	（27〃）	下地明	〃
〃	（13〃）	宮城英文	〃	〃	（28〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	城辺支所長		饒平名建次	君
副市長		下地学	〃	上野支所長		砂川正吉	〃
総務部長		宮川耕次	〃	下地支所長		平良哲則	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	水道局次長		砂川定之	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	教育長		下地恵吉	〃
経済部長		宮國泰男	〃	教育部長		長濱光雄	〃
建設部長		平良富男	〃	生涯学習部長		二木哲	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	総務課長		伊良部平師	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	財政課長		石原智男	〃
平良支所長		狩俣照雄	〃	企画調整課長		下地信男	〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成20年第３回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る12月定例会の閉会後、12件の陳情書を受理し、そのうち６件を陳情書文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城德彦委員のご両名から、平成19年10月分、11月分、12月分の例月出納検査報告がありました。

次に、２月23日、那覇市において、第135回沖縄県市議会議長会臨時総会が開催され、出席いたしました。総会では、米兵による女子中学生暴行事件に関する抗議決議が全会一致で可決されました。あわせて航空運賃値上げに関する要請決議等について、各市議会で３月定例議会で決議することが確認されました。

次に、２月25日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第３回定例会の招集告示通知がありました。

次に、２月27日、当局の提出議案の事前説明会の終了後に全員協議会が開催され、今後３月定例議会の一般質問通告締め切り日をこれまでの３日前から５日前に繰り上げること、また臨時議会の説明員を主要部署及び議案提出の所管部課長とすることを協議した結果、申し合わせ事項にすることが決定されました。

その後、議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日３月３日から３月25日までの23日間とするのが適当であると決しました。

また、同日は伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第３回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において平良隆君と與那嶺誓雄君の両名を指名いたします。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日３月３日から３月25日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、その今期定例会の会期は、本日３月３日から３月25日までの23日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、３月６日、７日、10日、12日、13日、14日及び３月17日の計７日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程第３、決議案第２号から日程第６、決議案第３号までの計４件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（豊見山恵栄君）

決議案第２号、飲酒運転根絶に関する宣言決議、意見書案第３号、航空運賃値上げに関する意見書、意見書案第４号、航空運賃値上げに関する意見書、決議案第３号、航空運賃値上げに関する要請決議、この４件一括して文案を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

飲酒運転根絶に関する宣言決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出致します。平成20年３月３日提出、宮古島市議会議長、友利恵一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

飲酒運転根絶に関する宣言決議（案）

交通事故をなくし安心して住み良い暮らしができる社会は、市民・県民共通の願いである。しかし、沖縄県における交通死亡事故に占める飲酒運転の割合は13年連続全国ワースト１との状況が続いているのが現状である。

このような中、本市における飲酒運転検挙数は、平成19年に174件あり、未だ「飲酒運転は犯罪である」との認識が広く市民に浸透していない状況にある。

この現状を鑑みると誠に由々しき事態であり、交通事故に直結する危険極まる飲酒運転を根絶し、市民を交通事故から守ることは、我々の重大な責務である。

本市議会としては、平成18年12月定例会において、同趣旨の宣言決議をし、また、市においても飲酒運転根絶連絡協議会が設立（平成19年12月）され、その根絶に取り組んできたところであるが、なお引き続き諸施策を推進する必要がある。

よって、安全で安心して暮らせる宮古島市を確立するため、市民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない」との意識を強く持ち、本市議会をはじめ、関係機関、団体、職場、家庭において「飲酒運転をさせない、許さない」環境づくりを強力に実践することを誓い、ここに宣言する。

平成20年３月３日

沖縄県宮古島市議会

次に、意見書案第３号、航空運賃値上げに関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出致します。平成20年３月３日提出、宮古島市議会議長、友利恵一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。あて先、内閣総理大臣、国土交通大

臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

航空運賃値上げに関する意見書

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年４月１日から航空運賃を値上げすることを発表し、国土交通省に届け出た。値上げ率は平均９パーセントになるものと見込まれている。

ところで、沖縄県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需物資、特定農水産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本市は離島県の中の離島に位置し、沖縄本島からも遠く離れ、地理的にも孤立的環境下にあり、航空路は生活文化の向上と経済活動の発展に必要不可欠のものとなっている。

また、航空路は市民の生活路線として定着しており、本市経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、市民生活を著しく圧迫し、本市の産業及び経済の被る打撃は甚大なものがあるため、市民は航空運賃の値上げを極めて深刻に受け止めている。

燃料の高騰を理由とする一方的な航空運賃の値上げは、到底市民の理解を得られるものではない。

本市議会は、市民生活の安定と本市経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃の値上げに強く反対するものである。

よって、政府におかれては、本市（沖縄県）の地理的、経済的特殊事情を十分御配慮の上、これまで実施してきた航行援助施設利用料、航空機燃料税、空港着陸料等の公租公課の軽減並びに機体購入補助、運航費補助等の措置を引き続き実施するとともに、拡大するなど特段の措置を講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年３月３日

沖縄県宮古島市議会

意見書案第４号、航空運賃値上げに関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出致します。平成20年３月３日提出、宮古島市議会議長、友利惠一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。あて先、沖縄県知事。

航空運賃値上げに関する意見書

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年４月１日から航空運賃を値上げすることを発表し、国土交通省に届け出た。値上げ率は平均９パーセントになるものと見込まれている。

ところで、沖縄県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需物資、特定農水産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本市は離島県の中の離島に位置し、沖縄本島からも遠く離れ、地理的にも孤立的環境下にあり、航空路は生活文化の向上と経済活動の発展に必要不可欠のものとなっている。

また、航空路は市民の生活路線として定着しており、本市経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、市民生活を著しく圧迫し、本市の産業及び経済の被る打撃

は甚大なものがあるため、市民は航空運賃の値上げを極めて深刻に受け止めている。

燃料の高騰を理由とする一方的な航空運賃の値上げは、到底市民の理解を得られるものではない。

本市議会は、市民生活の安定と本市経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃の値上げに強く反対するものである。

よって、県におかれては、本市（沖縄県）の地理的、経済的特殊事情を十分御配慮の上、下記事項の早期実現について、特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1　市民（県民）の生活経済路線としての航空路の特殊性にかんがみ、航空運賃の低減に努めるとともに、各種施策を図るよう取り組むこと。

2　県内で離島航空路を営んで維持している航空会社に対し、機体購入及び運航費の補助、空港着陸料の軽減等の措置を引き続き実施するとともに、拡大すること。

3　各航空会社に対し、グループの連結決算や経営改善計画、運賃値上げの理由等について十分な説明を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年３月３日

沖縄県宮古島市議会

決議案第３号、航空運賃値上げに関する要請決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出致します。平成20年３月３日提出、宮古島市議会議長、友利惠一殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。あて先、全日本空輸株式会社代表取締役社長、株式会社日本航空インターナショナル代表取締役社長、日本トランスオーシャン航空株式会社代表取締役社長、琉球エアーコミューター株式会社代表取締役社長。

航空運賃値上げに関する要請決議

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年４月１日から航空運賃を値上げすることを発表し、国土交通省に届け出た。値上げ率は平均９パーセントになるものと見込まれている。

ところで、沖縄県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需物資、特定農水産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本市は離島県の中の離島に位置し、沖縄本島からも遠く離れ、地理的にも孤立的環境下にあり、航空路は生活文化の向上と経済活動の発展に必要不可欠のものとなっている。

また、航空路は市民の生活路線として定着しており、本市経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、市民生活を著しく圧迫し、本市の産業及び経済の被る打撃は甚大なものがあるため、市民は航空運賃の値上げを極めて深刻に受け止めている。

燃料の高騰を理由とする一方的な航空運賃の値上げは、到底市民の理解を得られるものではない。

本市議会は、市民生活の安定と本市経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃の値上げに強く反対するものである。

よって、貴社におかれては、本市（沖縄県）の地理的、経済的特殊事情を十分御配慮の上、下記事項の早期実現について、特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1　平成20年４月１日の航空運賃値上げを見直すこと。

2　市民（県民）の生活経済路線としての航空路の特殊性にかんがみ、今後も航空運賃の低減に努めること。

3　市民（県民）及び観光客等、本市（沖縄県）への航空機利用者に対し、航空運賃の割引制度の充実・拡大を図ること。

上記のとおり決議する。

平成20年３月３日

沖縄県宮古島市議会

よろしくお願いをいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第２号から決議案第３号までは議会運営委員会提出であり、会議規則第37条第２項の規定により、委員会提出の議案は委員会に付託しないことになっております。直ちに処理いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

まず、日程第３、決議案第２号、飲酒運転根絶に関する宣言決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第４、意見書案第３号、航空運賃値上げに関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第５、意見書案第４号、航空運賃値上げに関する意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第６、決議案第３号、航空運賃値上げに関する要請決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第７、平成20年度施政方針についてを議題とし、伊志嶺亮市長から説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成20年第３回宮古島市議会の開会にあたり、新年度の市政運営について、私の基本的な考えと主要施策の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、就任以来、宮古島市の豊かな自然と各地域で育まれてきた伝統・文化を大切にしながら、市民の一体感の醸成と島の隅々まで豊かさが実感できる均衡ある地域発展を目指し、新しい島づくり計画の推進と新市「宮古島市」の確立に向けた基礎づくりに誠心誠意取り組んで参りました。

昨年は、本市の長期的なまちづくりのビジョンである「第１次宮古島市総合計画基本構想」が策定され、島づくりの基本理念を「健康」「活力」「結い」のキーワードで示し、「心つなぐ結いの島　宮古」を目指

すべき将来像として掲げているところです。

本市の長年の懸案であったトゥリバー地区の売却、コールセンターの誘致、第２期国営かんがい排水事業の進展など、地域の活性化に向けた明るい兆しが見えております。

また、台湾基隆市との姉妹都市締結により、国境を越えた人的、物的交流が促進され、教育、産業、経済の各分野にわたる活性化が期待されます。

一方、合併後の混沌とした状況も相まって、事務処理ミス等が相次ぎ、議会や市民の皆様にご迷惑をおかけしました。合併３年目を迎えるにあたり、これまでの市民サービスのあり方や組織体制等について検証し、市民ニーズへの的確な対応と職員の資質向上に力を注いでまいります。

１．市政運営にあたっての基本的な考え方

新年度は、第１次宮古島市総合計画に基づく「自立への始動の年」と位置づけ、「市民との共創」を基本として、宮古島市の進むべき方向をしっかりと示しながら、計画に掲げる諸施策や事業を確実かつ効果的に実施します。

魅力ある島づくりは、島のすぐれた特性を市民と行政が一体となって磨き上げることが大切であると考えます。豊かな自然環境を活かした個性豊かな魅力あふれる地域社会、元気で活力ある地域社会、市民が支え合う安全・安心な地域社会の実現に向け、各種施策を展開します。

また、本市の財政は、依然として厳しい状況にあることから、集中改革プランの確実な実施と、「選択と集中」を基本とした事務事業の見直しの徹底を図り、財政の健全化に向け強い決意を持って取り組み、市民福祉のより一層の向上に努めます。

以上のことを念頭に、次の３つを重要課題として取り組みます。

第１に自立への基盤づくりについてです。

本市の自立的、持続的発展に向けて、産業振興をはじめ環境や雇用に関する問題等、重要な課題に積極的に取り組みます。

産業振興については、地域ブランドの確立に向けた取り組みを推進するとともに、観光と農水産業の連携強化を図ります。

豊かな自然環境を活かした、美しい島づくりを実現するため、「エコアイランド宮古島」宣言を契機として、すべての産業や市民生活においてエコの視点を取り入れた活動を促進するとともに、地球温暖化や地域環境問題に市民とともに取り組みます。

スポーツアイランドの推進については、構想実現に向けた計画の再構築を図るとともに、スポーツを通した経済の活性化を図るため、各種イベントの拡充や人材の育成、市民との協力体制の強化に努めます。

トゥリバー地区は、国際海洋観光拠点として位置づけ、民間資本による開発を促進します。

下地島空港と周辺残地の活用については、市の基本的な指針となる「下地島空港等利活用計画」に基づき、国、県並びに関係機関と連携して、架橋開通後を見据えたアクションプログラムの策定に向けて取り組みます。

第２に地域力の向上についてです。

まちづくりの基本は、地域に住む人がその地域の課題解決に向け自ら考え、地域の特性を活かして自主的・主体的に計画、実践していくことにあります。

しかしながら、近年の少子・高齢化、核家族化の進展や合併による行政システムの変化等から、地域活動が低迷し、住民の連帯感や自治意識が希薄化する現象が見られます。

地域をより活力あるものにするため、住民主体の活動を促進するとともに、地域づくりに向けての組織づくりや活動を支援し、新たな地域力の創造に努めます。

第３に行財政改革についてです。

昨年11月、地方分権改革推進委員会は、第２期地方分権改革「基本的な考え方」に基づき、「中間的なとりまとめ」を公表しました。その中で、元気があり多様な個性ある地域社会の形成と地方が主役の国づくりを進めるため、国から地方への権限委譲の拡大や国庫補助金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しなど、地方税財政制度の改革を進めることとしており、さらなる地方の自立と創造性が求められています。

この本格化する分権改革に対応するため、本市においては市民の視点に立った行政を基本として、簡素で効率的な行政の実現に向け、組織・機構の改革と財政の健全化に取り組みます。

また、「集中改革プラン」の実施に向け全庁体制で取り組むとともに、職員の資質の向上に努めます。

以上、私の基本的な考えを申し上げました。

次に20年度の重点施策及び重点事業について申し上げます。

２．平成20年度の重点施策及び重点事業

私は、新年度の予算編成にあたり、本市総合計画の基本目標の実現に向け、６つの柱を立て予算の重点配分を行いました。

まず１点目に、環境を大切にした美しい島づくりについてです。

「美ぎ島」実現に向けた取り組みについては、住民の生命と生活にかけがえのない地下水の保全を基本として、全市民をあげて環境対策に取り組みます。

また、指定ごみ袋制度を４月より導入し、ごみの減量化・資源化を図るとともに、ごみ処理に対する意識の高揚に努めます。

さらに、宮古島の貴重な自然景観や動植物の保全に取り組むとともに、県営公園の誘致を積極的に働きかけてまいります。

エコアイランド宮古島を発信するため、「国連大学ゼロエミッションフォーラム・イン・宮古島2008」を開催します。

Ｅ３燃料の普及拡大や泡盛蒸留廃液等の有効活用を積極的に進め、資源循環型システムの構築に努めます。

ごみ処理施設については、環境負荷の少ない処理システムの導入と、資源リサイクルの拠点施設として整備を進めます。

２点目に、産業の振興と雇用の創出・確保についてです。

農業の振興については、基幹作物であるさとうきびの生産基盤整備等の推進により、安定的な生産供給体制の確立に努めます。

また、各種農作物の拠点産地の形成と特産品開発に向けた取り組みを促進するとともに、認定農業者等の担い手育成に努めます。

さらに、他の産地との差別化・ブランド化を図るため、地下水保全型農業を強力に推進し、生産から流通に至るまで、安全・安心で、新鮮な農産物を安定供給する体制づくりを推進します。

質の高い観光地の形成に向けて、拠点施設である「体験工芸村」事業の充実を図るとともに、グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を推進します。

情報産業については、４月開所予定のコールセンターの雇用促進やインキュベート施設を活用した起業者の育成を目指すとともに、島の特性を活かせる各種企業の誘致により、雇用拡大に努めます。そのため情報産業振興地域指定の拡大等、企業の立地条件の整備を進めるとともに雇用に適応した人材育成に努めます。

３点目に、人材育成と文化の振興についてです。

人材育成と教育環境の充実については、学校、家庭、地域社会との連携のもと、たくましい身体と、確かな学力を身につけ、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成に努めるとともに、教育環境の充実、整備を進めます。

また、郷土を愛し自然と文化を育む心と国際的感覚を持った人材育成に努めます。

生涯学習については、市民の生涯学習活動を支援するため、拠点施設となる新図書館建設に向けて、建設用地選定、資料収集、蔵書構成計画等の策定に取り組みます。

伝統文化の継承と発展については、地域の伝統を守り育てるとともに、地域の歴史・文化の掘り起こしや祭祀等の伝統行事の継承に努めます。

また、幼児から高齢者までの多様な市民の文化活動や芸術活動の支援に努めます。

４点目に、保健・医療・福祉ネットワークの充実についてです。

健やかで生き生きと暮らせる地域社会の形成に向けて、早期予防の観点から市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という認識のもと、住民健診受診率の向上を図るとともに、市民の健康増進と生活の質の向上に努めます。

また、生活習慣病の予防対策については、「うぷばた減る脂大作戦」を推進し、市民一人ひとりが健全な生活習慣の形成が図られるよう、市民、地域及び行政が一体となり生活習慣病予防対策を推進します。

県立宮古病院の新築移転については、市の役割を検討する等、早期実現に向け取り組みます。

また、保健・医療・福祉が抱える課題解決に向け、関係機関を網羅したネットワークの活用促進を図ります。

南静園の将来構想については、地域に開かれ広く市民が利用できるような園の社会化に向けた運動を展開します。

５点目に、安全・安心・快適な生活環境の整備についてです。

安全・安心・快適な居住環境の整備を促進するため、道路や公営住宅等の都市機能の充実を図ります。

緊急課題であるごみ処理施設については、２年後の着工に向けて環境影響調査及び焼却施設の基本設計を行います。また、葬斎場については、周辺住民の合意形成を図り早期建設に向け取り組みます。

６点目に、市民との協働による健全なまちづくりについてです。

行財政改革の推進については、簡素で効率的な行政を実現するため、平成21年度までを期間とする「集中改革プラン」に基づき、事務事業の選択と集中、職員定員数の適正管理、経常経費の抑制等による財政

の健全化を市民との協働により進めます。

事務事業の効率化を図るため、組織機構の見直しに取り組むとともに電子自治体の構築に向け検討を進めてまいります。また職員の意識改革・資質向上を図るため、研修の機会を拡充します。さらに、他自治体との人事交流や自治大学への派遣等を積極的に行います。

平和な宮古を世界へ発信するため、市民一体となった平和事業の推進及び平和意識の高揚に努めます。

また、多様化する市民ニーズに的確に応え、市民との協働によるまちづくりを進めるため、広く市民の意見が行政に反映できる仕組みづくりに努めます。

地域づくりに向けては、市民の自主的・主体的な活動を促進するため、地域づくり団体の組織化に向けた支援やボランティアグループの育成を図ります。

次に、各部門の主要施策について申し上げます。

３．各部門の主要施策

（１）地下水に配慮した資源循環型社会、花と緑であふれる島づくり

本市における、さまざまな環境問題対策の一環として取り組んできた指定ごみ袋制度を、本年４月より施行します。「ごみの減量化・資源化」「市民負担の公平化」を図るとともに、生ごみ堆肥化モデル事業、道路植栽桝への花いっぱい運動、不法投棄対策のほか、環境保全・環境美化に取り組みます。

また、地下水管理の基礎となる地下水利用基本計画を策定するとともに水質モニタリング調査を実施し、水質の保全に努めます。

森林については、森林の持つ公益的機能及び防風・防潮・水源涵養機能の充実を図るため、造林事業を推進するとともに、市民の植栽活動等を推進し、森林の拡大と質の向上に努めます。

さらに、上野資源リサイクルセンターで、バガスや牛糞、生ごみなどを原料とした有機質肥料づくりや泡盛蒸留粕メタン発酵消化液の液肥化利用実証事業を行うことにより、地下水保全型農業を推進します。

（２）明日に夢をつなぐ、活力と多彩な交流によるにぎわいのある島づくり

観光振興については、島の特性を活かしユニークな体験型観光として、体験工芸村事業において、観光ガイド等の人材育成をはじめ、体験プログラム施設の整備を進め、地域貢献、交流拠点づくりの場を創造します。

また、本土首都圏での観光感謝祭の実施における誘客キャンペーン活動やネット情報発信、地元受け入れ態勢の充実を図り、観光客の増加に繋げます。

公設市場の再開発については、中心市街地の活性化、農畜産物の地産地消並びに観光客の誘客拠点として、機能性の高い施設整備に取り組みます。

中心市街地の活性化については、中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり総合支援事業の導入による、賑わいのあるまちづくりに努めます。

本市と国内外の各姉妹・友好・交流都市との交流については、各種交流を通して、相互の文化・経済振興を図ります。

次に農業の振興についてです。

さとうきびについては、土壌病害虫対策に努めるとともに、農地の高度利用を図るため、早熟品種の導入と、生産農家の高齢化対策等として機械化一貫作業体系を推進します。

野ソ被害の対策については、適期航空防除を実施し、さとうきびの品質及び反収向上を図ります。

野菜類については、重要野菜価格安定補助事業の実施により、生産者の経営安定を図るとともに、拠点産地として認定を受けた、ゴーヤー、とうがん、かぼちゃのさらなる品質向上と市場の開拓に取り組みます。

果樹生産については、マンゴーをはじめ各種果樹の生産性を高めるための栽培講習会などを実施し、ブランド化の確立と安定出荷を図ります。

葉たばこ栽培は、気象条件や病害虫の発生等に左右されやすいため、葉たばこ耕作組合や関係機関と連携しながらその未然防止策を図るとともに、高収量、高品質生産を目指します。

畜産振興については、良質な粗飼料の確保に向け、飼料用種子購入補助事業を実施します。また、優良繁殖雌牛の自家保留を促進し、宮古牛ブランドの確立に努めます。

農業基盤整備については、新規で下地大代原地区、城辺下南富竹第２地区、上野元島東地区、伊良部鍋底２期地区を整備します。また、県営かんがい排水事業で城辺西東地区他３地区、県営畑地総合整備事業で平良松原地区他２地区を整備します。

また、宮古伊良部地区国営土地改良事業の導入について国、県との協力、連携により本事業の採択に向け、なお一層の取り組みを行います。

水産振興については、宮古島東部地区の漁港整備をはじめ、地元特産品であるモズクや海ぶどう養殖等の拡大と安定供給体制づくりに努めます。また、新たに漁業権の設定がされるサンゴ養殖及びシャコ貝の養殖についても事業の導入に向け取り組みます。

（３）個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島づくり

子どもたちは、宮古島市の将来を担う地域の宝です。そのため、幼児・児童・生徒一人ひとりに確かな学力を身につけ、次代を担うより豊かな感性と国際的な視野を持った人材の育成に努めます。また、教職員の資質の向上を図るため教育研究所の研修内容の充実に努めます。

また、高度情報通信・ネットワーク社会への進展に対応するため、児童生徒が様々な情報を主体的に選択、活用する能力の育成に努めます。

さらに、日々変化する国際社会に対応できる人材育成のため、小・中学校に英語指導助手、中国語講師を配置し、外国語教育を推進します。

就学困難な児童に対しては、要保護・準要保護児童生徒支援事業を実施します。

また、学校・地域が一体となって、幼児・児童・生徒の健やかな成長を育むとともに、保護者や地域住民の信頼に応えられる学校づくりを目指します。

障害もしくは心理的要因により問題を抱える児童・生徒に対しては、学習指導、不登校問題等の支援体制づくりに努めます。

学校施設整備については、安全・安心な教育環境の充実を図るため、西辺小学校、久松小学校、福嶺中学校の校舎改築事業を行います。

社会教育については、地域の教育力向上へ向け、社会教育指導者養成事業及び各種団体指導者研修会を実施します。

また、市民の学習ニーズに応えるため、リーダーバンク制度を拡充し、生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、生涯学習フェスティバルを開催し、市民一人ひとりの生涯学習への関心を促すとともに、社会教育施設・団体とのネットワークづくりを進め、生涯学習推進体制の確立に努めます。

子どもの居場所づくりについては、家庭、地域、学校、行政間の連携を深め、地域の指導者・ボランティア等を活用して、放課後子ども教室の充実を図ります。

芸術文化の振興については、市民文化の向上を図るため優れた芸術にふれる機会を増やすとともに、芸術文化団体の育成に努め、市民の芸術文化総合展として市民総合文化祭を継続開催します。

文化財の保護については、先人から受け継ぐ貴重な財産として、市民の保護意識の啓発活動及び周辺環境の整備を進めます。

重要無形文化財指定の宮古上布については、上布保持団体及び苧麻績み保存会の伝承事業を支援するとともに、後継者育成に努めます。

図書館運営については、すべての市民の知的情報や生涯学習の場として、図書資料等の充実を図るとともに、移動図書館による市内各小中学校・各地域への配本事業を積極的に進めます。

公民館運営については、市民及び地域のニーズに応じた各種講座やサークル活動の場を提供し、生涯学習の活動の拠点として充実を図ります。

総合博物館の運営については、各種展示資料の収集、調査研究を進めるとともに、企画展等の充実を図り、地域に根ざす博物館として市民の要望に応えます。

文化ホールの運営については、市民の舞台芸術活動の拠点として交流促進を図るとともに、舞台づくりのおもしろミニ講座、映画祭、舞台公演等の自主事業を実施し、市民の自主的な文化創造活動を支援します。

市民の健康と体力づくりについては、各種スポーツ教室や東平安名崎タートルマラソン大会の開催、ニュースポーツの紹介など、市民が気軽に参加できる生涯スポーツの普及に努めます。

高校総体バレーボール競技については、競技役員・補助員の養成、体育施設の環境整備を進めるとともに、実行委員会の設置等、関係機関との協力体制の構築に努めます。

全日本トライアスロン宮古島大会は、今年で24回目を数えます。今回は、「海・風・太陽　熱き想い　君を待つ」をテーマに掲げ、安全で感動を呼ぶ大会として地域のスポーツ・文化の振興と地域活性化へ向け取り組みます。

（４）健康とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島づくり

本市住民の死亡原因の上位に挙げられる悪性新生物や心疾患・脳血管疾患は、生活習慣と深く関わっている疾患です。特に、心疾患や脳血管疾患は肥満やメタボリックシンドロームに深く関係していることから１次予防が非常に重要となってきます。

そのため、市民の健康保持・増進及び疾病予防対策として、引き続き各種検診事業の実施や保健予防事業を計画的に進めます。

さらに、健康づくりの一環として高齢者ゲートボール大会、ウオーキング教室、運動教室等を実施し、市民の健康づくりに努めます。

疾病の予防対策については、インフルエンザ等の各種予防接種を実施します。

母子及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・訪問相談・健康診査及び子育て支援等母子

保健事業の推進に努めます。

また、安心して出産や育児のできる環境整備を図るため、母子保健推進員の育成や乳幼児医療費助成事業を実施します。

国民健康保険については、国保財政の健全化を図るため、税率の統一を実施し、収納率向上に努めます。

さらに、各種保健事業を実施し、市民の健康づくりに対する意識の高揚と、医療費の抑制に努めます。

医療制度改革により、これまでの住民健診から国保加入者を対象とした特定健康診査等事業が始まります。健診結果から肥満、高血糖、高血圧等のリスクをもつ方を対象として、保健師や管理栄養士が訪問指導を行い、医療費の抑制に努めます。

生活保護における福祉施策については、要保護者就労支援や生活習慣改善による自立助長を推進します。

児童福祉については、「宮古島市次世代育成支援行動計画」に基づき、安心して子どもを産み育てる環境づくりへ向け、子育て支援センター事業、つどいの広場事業、延長保育事業等を実施します。

また、子供たちがより安全に過ごせるよう、老朽化した保育所の施設整備に取り組むとともに、母子のふれあいの場となる児童館運営、移動児童館事業の拡充に努めます。

母子福祉については、近年深刻化している児童虐待やドメスティック・バイオレンス等、家庭内における諸問題解決に向け、相談事業の充実を図ります。また、母子家庭の医療費の一部助成と母親の自立支援教育訓練給付金事業を実施します。

障がい福祉施策については、自立支援給付及び地域生活支援事業を積極的に推進し、障がい福祉サービスの充実、社会参加の促進、就労支援の強化を図り、障がい者の自立支援に努めます。

また、障がい者の医療・保健の経済的、精神的負担に対応するため、自立支援医療の給付、重度心身障害者（児）医療費助成事業、補装具の給付、特別障害者等手当の支給を行います。

高齢者福祉については、高齢者保健福祉計画並びに第４期介護保険事業計画を策定します。

また、上野、下地地区を一つの生活圏として、小規模多機能型居宅介護施設を設置します。

さらに、一般高齢者・特定高齢者には、地域支援事業を活用し、元気な高齢者が増えるよう介護予防に努めます。

後期高齢者医療制度については、老人医療費が増大する中、国民皆保険を堅持し将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、同制度の運営主体となる県広域連合と連携し、高齢者の福祉の向上に努めます。

休日・夜間救急診療事業については、市民の休日・夜間における１次救急医療施設として市民が安心できる救急医療の確保に努めます。

（５）快適な暮らしを支える生活基盤の整った島づくり

住む人が、安全で安心して暮らせる都市機能の整備については、合併後の地域間の人や物の流れを検証し、市街地再生をはじめ、空港・港湾の有機的なネットワークづくりなど、さまざまな課題解決へ向け、都市計画マスタープランを策定します。

土地区画整理事業については、健全な市街地形成に向け、平良竹原地区を引き続き実施します。

街路事業については、都市計画道路である下里通り線、東環状線、大原線整備事業の早期完了に努めます。

都市公園事業については、市街地から最も近い海水浴場に隣接するパイナガマ公園の整備を進め、海岸線の魅力と自然を活かした公園づくりを目指します。

道路事業については、市道幹線道路や通学路等の整備として、新規事業でＡ―63号線、継続事業で添道１号線、野原学道線等の各路線を整備し、安全で快適な生活環境づくりに努めます。

市営住宅の整備については、引き続き城辺福北団地の整備を行います。

既存団地については、住宅関連基礎調査・実態調査の年次計画フレームに基づく整備と合わせて、市営住宅の管理体制を強化します。

港湾改修事業については、トゥリバー地区内のマリーナ緑地の整備を進めます。漲水地区は、物揚場及び臨港道路漲水３号線の整備を進めます。また、下崎地区においては、臨港道路下崎２号線の整備を進めます。

平良港港湾計画改訂作業は、平成20年度で港湾計画を決定し、港湾機能の確保に必要な施設整備の充実に努めます。

公共下水道事業については、竹原地区及びトゥリバー地区の整備を進めます。

また、公営企業健全化計画に基づき、経営健全化に取り組むとともに、下水道事業に対する理解と協力が得られるよう市民の啓発に努めます。

防災対策については、災害発生時に救助活動が迅速かつ円滑に行われるよう、総合防災訓練を実施します。

救急業務については、救急救命処置と救命率の向上を図るため、救急救命士の育成、確保に努めます。

火災予防については、引き続き、市民の防火に対する意識高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の普及推進及び防火管理体制の強化を図ります。

水道事業については、安全・安心で美味しい水の供給に努めるとともに、老朽管改良工事の推進により、有収率の向上を図り、安定した経営に努めます。

また、伊良部地域への送水については、調査設計に基づき、伊良部架橋の本体工事と併せて整備を進めます。

（６）住民と行政の協働による自立した島づくり

自主財源の根幹を成す市税確保については、所得税から市民税への税源移譲による増額や、固定資産管理システム導入による増額が見込めるものの、たばこ税の減少が予測され、市税の増は見込めない状況にあります。そのため、税の三原則である「公平・中立・簡素」を基本に、適正課税による自主財源の確保に努めます。

市税の徴収対策については、職員を重点的に配置するなど徴収体制を強化し、収納改善に努めてまいりました。

引き続き徴収努力を重ね、公正・公平な市税徴収に努めます。

男女共同参画社会の構築に向けては、男女共同参画計画に基づき、各種事業を実施し、啓発活動に努めるとともに、各種審議会等への女性登用率の向上を図ります。

平和行政については、沖縄戦の悲惨な体験を風化させないよう、関係機関と連携し、戦争関連写真展や児童・生徒の平和メッセージ展等を開催し、市民への平和意識の向上に努めます。

下地島空港利活用については、軍事的利用に反対し、今後とも平和利用の促進に努めます。

また、「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、すべての国の核兵器全面廃絶と軍備縮小を強く訴えてまいります。

市民との協働による地域づくりについては、住民自らの地域づくり活動を支援します。

また、本市の特性を活かしたまちづくり基本条例を制定し、個性豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

以上、各部門の主要施策を申し上げました。

お　わ　り　に

本市は、「心つなぐ　結いの島　宮古」を将来像として定め、みんなでつくる元気で誇れる島づくりを目指しております。

元気で誇れるとは、「本市の特性を活かしながら、住民だれもが誇りや愛着を感じることができ、人もまちも自然もともに健康で共生できる楽しい島でありたい」という願いを表わしております。

私は、人もまちも自然も常に健康を保つための施策を展開し、将来を担う子どもたちへ引き継いでいくことが何よりの財産であると確信しております。

本市の将来像実現のため、市民の参画・協働のもと、職員共々全力を傾注していく所存です。

最後になりましたが、議員各位並びに市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、私の市政運営方針といたします。

平成２０年３月３日

宮古島市長　伊志嶺　亮

◎議長（友利恵一君）

これで施政方針の説明は終わりました。

15分ほど休憩いたしまして、再開したいと思います。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時56分）

再開いたします。

（再開＝午前11時10分）

次に、日程第８、議案第８号から日程第55、諮問第５号までの計48件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成20年第３回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案15件、条例議案12件、議決議案16件、諮問５件の合計48件であります。

最初に、議案第８号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）についてご説明いたします。今回の補正は、６億1,109万9,000円の補正減であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。３款利子割交付金は、交付額決定による638万4,000円の補正増であります。

４款配当割交付金は、交付額決定による354万6,000円の補正増であります。

５款株式等譲渡所得割交付金は、交付額決定による192万2,000円の補正減であります。

６款地方消費税交付金は、交付額決定による1,609万5,000円の補正減であります。

７款ゴルフ場利用税交付金は、交付額決定による316万8,000円の補正減であります。

９款自動車取得税交付金は、交付額決定による1,540万4,000円の補正減であります。

11款地方交付税は、交付税決定による１億4,787万4,000円の補正増であります。

12款交通安全対策特別交付金は、380万円の補正減であります。

13款分担金及び負担金は４万6,000円の補正増で、県営土地改良事業受益者負担金であります。

14款使用料及び手数料は12万円の補正減で、養殖場使用料であります。

15款国庫支出金は２億4,302万8,000円の補正減で、生活保護費負担金、教育費国庫補助金の減などであります。

16款県支出金は１億6,192万1,000円の補正減で、経営構造対策事業費補助金の減などであります。

21款諸収入は100万9,000円の補正増で、市町村振興宝くじ配分金、ＡＥＤ一式購入助成金の増などであります。

22款市債は３億2,450万円の補正減で、総務費、衛生費、農林水産業債、教育債の減、土木債、災害復旧事業債の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。２款総務費は３億6,864万3,000円の補正減で、総合事務組合負担金、ＩＴ新事業創出体制強化事業、財政調整積立金の減などであります。

３款民生費は3,715万8,000円の補正減で、生活保護扶助費、障害福祉費の減、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金の増などであります。

４款衛生費は1,022万2,000円の補正減で、廃棄物処理施設整備事業の減などであります。

６款農林水産業費は１億3,642万5,000円の補正減で、経営構造対策事業、元気な地域づくり交付金事業、団体営農地保全事業の減などであります。

７款商工費は880万8,000円の補正減で、仮設市場建設事業費、下里公設市場建設解体撤去事業の減であります。

８款土木費は２億1,172万円の補正増で、港湾事業特別会計繰出金の増などであります。

９款消防費は39万9,000円の補正増で、ＡＥＤ購入の増であります。

10款教育費は２億8,023万8,000円の補正減で、平一小校舎改築事業、狩俣中学校の改築事業、西辺中屋内運動場改築事業、砂川中屋外運動場改修事業の減などであります。

13款諸支出金は1,827万6,000円の補正増で、宮古島市土地開発公社利子償還金、庁舎等建設基金積立金の増であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正、地方債の補正を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ346億2,431万5,000円と定めてあります。

次に、議案第９号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。今回の補正は、9,197万8,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入から説明いたします。１款国民健康保険税は、765万9,000円の補正減であ

ります。

４款国庫支出金は１億2,030万円の補正増で、療養給付費等負担金、財政調整交付金の増、高額医療費共同事業負担金の減であります。

５款療養給付費交付金は2,624万3,000円の補正増で、退職者療養給付費等交付金であります。

６款県支出金は462万5,000円の補正増で、高額医療共同事業負担金の減、財政調整交付金の増であります。

７款共同事業交付金は6,435万6,000円の補正減で、高額医療費共同事業交付金の増、保険財政共同安定化事業交付金の減であります。

９款繰入金は8,395万7,000円の補正増で、一般会計繰入金などであります。

11款諸収入は7,113万2,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は353万8,000円の補正増で、国保情報データベースシステム費などであります。

２款保険給付費は１億1,810万万6,000円の補正増で、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費の増などであります。

５款共同事業拠出金は3,059万6,000円の補正減で、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減であります。

９款諸支出金は93万円の補正増で、一般被保険者保険税還付金であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,625万5,000円と定めてあります。

次に、議案第10号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。今回の補正は、24万8,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。３款繰入金は２億3,803万円の補正増で、一般会計繰入金であります。

５款諸収入は２億3,778万2,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入の減であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は24万8,000円の補正増で、人件費であります。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定を行いまして、補正後の宮古島市港湾事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,808万8,000円と定めてあります。

次に、議案第11号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。今回の補正は、２億3,236万8,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款介護保険料は2,300万円の補正減で、普通徴収保険料の減であります。

４款国庫支出金は１億1,245万6,000円の補正増で、介護給付費負担金、調整交付金の増などであります。

５款支払基金交付金は1,412万9,000円の補正増で、介護給付費交付金であります。

６款県支出金は2,421万7,000円の補正増で、介護給付費負担金であります。

８款繰入金は１億456万6,000円の補正増で、介護給付費繰入金、財政調整基金繰入金の増であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は439万1,000円の補正増で、介護保険制度改正に伴

うシステム改修委託料などであります。

２款保険給付費は２億2,797万7,000円の補正増で、介護サービス給付費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,680万1,000円と定めてあります。

次に、議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市一般会計予算の総額は317億5,500万円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款市税は43億4,249万7,000円であります。

２款地方譲与税は５億91万4,000円であります。

３款利子割交付金は1,228万3,000円であります。

４款配当割交付金は951万4,000円であります。

５款株式等譲渡所得割交付金は371万5,000円であります。

６款地方消費税交付金は４億680万4,000円であります。

７款ゴルフ場利用税交付金は3,806万8,000円であります。

８款国有提供施設所在市町村助成交付金は568万2,000円であります。

９款自動車取得税交付金は１億3,438万2,000円であります。

10款地方特例交付金は3,769万円であります。

11款地方交付税は124億684万7,000円であります。

12款交通安全対策特別交付金は1,200万円であります。

13款分担金及び負担金は３億1,058万3,000円であります。

14款使用料及び手数料は５億8,651万9,000円であります。

15款国庫支出金は51億2,001万3,000円であります。

16款県支出金は47億4,951万1,000円であります。

17款財産収入は8,142万7,000円であります。

18款寄附金は1,000円の計上であります。

19款繰入金は8,000円の計上であります。

20款繰越金は1,000円の計上であります。

21款諸収入は１億8,124万1,000円であります。

22款市債は28億1,530万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款議会費は２億2,449万4,000円であります。

２款総務費は36億2,624万2,000円であります。

３款民生費は83億2,494万8,000円であります。

４款衛生費は11億5,860万7,000円であります。

５款労働費は2,532万円であります。

６款農林水産業費は50億4,492万9,000円であります。

７款商工費は３億4,032万6,000円であります。

８款土木費は41億8,415万9,000円であります。

９款消防費は８億211万2,000円であります。

10款教育費は35億8,570万3,000円であります。

11款災害復旧費は6,000円の計上であります。

12款公債費は43億3,290万5,000円であります。

13款諸支出金は6,777万7,000円であります。

14款予備費は3,747万2,000円であります。

以上、歳入歳出予算のほか、債務負担行為の設定、地方債限度額の設定、一時借入金の最高額の設定を行っております。

次に、議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額は67億8,831万9,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款国民健康保険税は15億607万2,000円であります。

２款一部負担金は2,000円の計上であります。

３款使用料及び手数料は340万円であります。

４款国庫支出金は22億6,138万1,000円であります。

５款療養給付費交付金は１億6,480万2,000円であります。

６款前期高齢者交付金は５億3,426万3,000円であります。

７款県支出金は３億8,002万1,000円であります。

８款共同事業交付金は９億2,664万3,000円であります。

９款財産収入は1,000円の計上であります。

10款繰入金は10億487万5,000円であります。

11款繰越金は2,000円の計上であります。

12款諸収入は685万7,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は１億8,377万6,000円であります。

２款保険給付費は38億1,561万4,000円であります。

３款後期高齢者支援金等は９億3,472万3,000円であります。

４款前期高齢者納付金等は228万5,000円であります。

５款老人保健拠出金は１億8,039万8,000円であります。

６款介護納付金は４億5,767万3,000円であります。

７款共同事業拠出金は９億3,172万5,000円であります。

８款保健事業費は7,699万6,000円であります。

９款基金積立金は2,000円の計上であります。

10款公債費は1,000円の計上であります。

11款諸支出金は320万4,000円であります。

12款前年度繰り上げ充用金は1,000円の計上であります。

13款予備費は２億392万1,000円であります。

以上、歳入歳出予算のほか、一時借入金の最高額の設定を行っております。

次に、議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算の総額は２億4,502万2,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款使用料及び手数料は１億8,126万3,000円であります。

２款財産収入は1,141万4,000円であります。

３款繰入金は884万2,000円であります。

４款繰越金は1,000円の計上であります。

５款諸収入は430万2,000円であります。

６款市債は3,920万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は１億1,288万7,000円であります。

２款港湾建設費は3,930万2,000円であります。

３款災害復旧費は1,000円の計上であります。

４款公債費は9,282万8,000円であります。

５款諸支出金は2,000円の計上であります。

６款前年度繰り上げ充用金は1,000円の計上であります。

７款予備費は1,000円の計上であります。

次に、議案第15号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市老人保健特別会計予算の総額は４億4,937万3,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款支払基金交付金は２億3,023万2,000円であります。

２款国庫支出金は１億4,608万7,000円であります。

３款県支出金は3,652万2,000円であります。

４款繰入金は3,652万3,000円であります。

５款繰越金は1,000円の計上であります。

６款諸収入は8,000円の計上であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款医療諸費は４億4,936万円であります。

２款諸支出金は4,000円の計上であります。

３款前年度繰り上げ充用金は1,000円の計上であります。

４款予備費は8,000円の計上であります。

次に、議案第16号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算の総額は6,319万7,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款使用料及び手数料は1,575万1,000円であります。

２款繰入金は4,529万2,000円であります。

３款繰越金は1,000円の計上であります。

４款諸収入は2,000円の計上であります。

５款分担金及び負担金は215万1,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款管理費は3,612万9,000円であります。

２款公債費は2,706万5,000円であります。

３款諸支出金は1,000円の計上であります。

４款前年度繰り上げ充用金は1,000円の計上であります。

５款予備費は1,000円の計上であります。

次に、議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算の総額は５億7,142万7,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款使用料及び手数料は7,280万3,000円であります。

２款国庫支出金は１億2,000万円であります。

３款繰入金は２億9,362万1,000円であります。

４款繰越金は1,000円の計上であります。

５款諸収入は500万2,000円であります。

６款市債は8,000万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。下水道建設費は３億5,554万4,000円であります。

公債費は１億8,588万1,000円であります。

３款諸支出金は1,000円の計上であります。

４款前年度繰り上げ充用金は1,000円の計上であります。

５款予備費は5,000万円の計上であります。

以上、歳入歳出予算のほか、地方債限度額の設定を行っております。

次に、議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算の総額は41億3,580万1,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款介護保険料は５億5,864万8,000円であります。

２款分担金及び負担金は663万2,000円であります。

３款使用料及び手数料は2,000円の計上であります。

４款国庫支出金は11億29万7,000円であります。

５款支払基金交付金は11億9,258万4,000円であります。

６款県支出金は５億7,368万4,000円であります。

７款財産収入は1,000円の計上であります。

８款繰入金は６億8,981万4,000円であります。

９款繰越金は1,000円の計上であります。

10款諸収入は1,413万7,000円であります。

11款市債は1,000円の計上であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は２億601万4,000円であります。

２款保険給付費は38億1,830万8,000円であります。

３款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上であります。

４款地域支援事業費は7,368万9,000円であります。

５款基金積立金は1,000円の計上であります。

６款公債費は3,542万5,000円であります。

７款諸支出金は150万2,000円であります。

８款予備費は86万1,000円であります。

次に、議案第19号、平成20年度宮古島市診療事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市診療事業特別会計予算の総額は3,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款繰入金は3,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は3,000円であります。

次に、議案第20号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算の総額は４億1,047万4,000円と定めてあります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。１款後期高齢者医療保険金は２億1,600万円であります。

２款使用料及び手数料は16万1,000円であります。

３款寄附金は1,000円の計上であります。

４款繰入金は１億9,430万円であります。

５款繰越金は1,000円の計上であります。

６款諸収入は１万1,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。１款総務費は2,807万7,000円であります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は３億8,239万4,000円であります。

３款諸支出金は2,000円の計上であります。

４款予備費は1,000円であります。

次に、議案第21号、平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算の総額は513万4,000円と定めてあります。

その主なものについて、収入からご説明いたします。１款パブリックゴルフ事業収益は513万4,000円であります。

次に、支出についてご説明いたします。１款パブリックゴルフ事業費は513万4,000円であります。

次に、議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会計予算についてご説明いたします。平成20年度宮古島市水道事業会計予算の総額は17億4,877万5,000円と定めてあります。

その主なものについて、収入からご説明いたします。１款水道事業収益は17億4,877万5,000円であります。

次に、支出についてご説明いたします。１款水道事業費用は17億4,877万5,000円であります。

以上、収入支出予算のほか、地方債限度額の設定、一時借入金限度額の設定を行っております。以上で平成19年度宮古島市一般会計、特別会計補正予算及び平成20年度宮古島市一般会計、特別会計予算の説明

を終わります。

次に、条例議案についてご説明いたします。議案第23号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。現下の厳しい財政事情により、宮古島市特別職の給与について所要の措置を講ずるため、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第24号、宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。現下の厳しい財政事情により、宮古島市教育長の給与について所要の措置を講ずるため、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第25号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。特殊勤務手当の一部廃止に伴い、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第26号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第27号、宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第28号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第29号、宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例。指定管理者制度導入に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第30号、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。国保の健全運営のため、旧市町村の不均一課税率の統一及び後期高齢者医療制度に伴う後期高齢者支援金分の税率の創設のため、条例の改正が必要なので、本案を提出します。

議案第31号、宮古島市後期高齢者医療に関する条例。平成20年４月より後期高齢者医療制度の施行に伴い、宮古島市が行う後期高齢者医療に関する条例を定める必要があるため、本案を提出します。

議案第32号、宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。伊良部リサイクルセンターの設置及び伊良部し尿処理施設の名称及び位置を追加するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

議案第33号、宮古島市環境保全基金条例。指定ごみ袋制度の導入に伴う歳入について、環境保全及び環境美化事業を推進するに当たり本市における良好な環境の保全、創造を図るため、基金を設置する必要があるので、本案を提出します。

議案第34号、宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例。市営住宅の名称及び位置を別表で表示する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第35号、第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて。第１次宮古島市の国土利用計画を定めたいので、国土利用計画法第８条第３項の規定により、本案を提出します。

議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。宮古島市の辺地、下里辺地、東添辺地、久松辺地、西辺辺地、狩俣辺地、福嶺辺地、城辺辺地、西城辺地、砂川辺地、上地辺地、伊良部南辺地、伊良部北辺地、上野辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の計画、総合整備計画について、辺

地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第３条第１項の規定により、本案を提出します。

議案第37号、宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について。宮古島市平良老人福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第38号、宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について。宮古島市下地老人福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第39号、宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について。宮古島市上野老人福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第40号、宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について。宮古島市伊良部老人福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第41号、宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について。宮古島市社会福祉センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第42号、前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について。前里添多目的共同利用施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第43号、長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について。長浜多目的共同利用施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第44号、東地区構造改善センターの指定管理者の指定について。東地区構造改善センターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第45号、女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について。女性・若者等活動促進施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第46号、宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について。宮古島市老人デイサービスセンターの管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第47号、土地の取得について。パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、本案を提出します。

議案第48号、土地取得の追認議決を求めることについて。パイナガマ公園用地として平成19年７月12日に土地売買契約を締結したことについて、契約締結日にさかのぼって有効に成立させるため、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき追認の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第49号、土地取得の追認議決を求めることについて。パイナガマ公園用地として平成19年１月20日及び平成19年２月９日に土地売買契約を締結したことについて、契約締結日にさかのぼって有効に成立させるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき追認の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第50号、宮古島市土地開発公社定款の一部変更について。平成19年10月１日に日本郵政公社の分割民営化に伴い、宮古島市土地開発公社定款を一部変更する必要があり、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第２項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成20年６月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成20年６月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第３号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成20年６月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第４号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成20年６月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第５号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成20年６月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

よって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前11時50分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月４日（火）　　２日目

(委員長報告、質疑、討論、表決、議案に対する質疑)

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第２号

平成２０年３月４日（火）午前１０時開議

日程第 １	陳情書第 ６ 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	（委員長報告）
〃 第 ２	〃 第１８号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第２４号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）	（ 〃 ）
〃 第 ４		下崎地区土地売買に関する調査について	（特別委員長報告）
〃 第 ５		証人の虚偽証言に対する告発について	（特別委員会提出）
〃 第 ６		証人の虚偽証言に対する告発について	（ 〃 ）
〃 第 ７	議案第 ８ 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃 第 ８	〃 第 ９ 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２４	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２５	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２６	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	

（市長提出）

日程第２７	議案第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２８	〃　第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	（　〃　）
〃　第２９	〃　第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３０	〃　第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	（　〃　）
〃　第３１	〃　第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３２	〃　第３３号	宮古島市環境保全基金条例	（　〃　）
〃　第３３	〃　第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第３４	〃　第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	（　〃　）
〃　第３５	〃　第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	（　〃　）
〃　第３６	〃　第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３７	〃　第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３８	〃　第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３９	〃　第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４０	〃　第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４１	〃　第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４２	〃　第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４３	〃　第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４４	〃　第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４５	〃　第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４６	〃　第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃　第４７	〃　第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４８	〃　第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４９	〃　第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃　第５０	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５１	〃　第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５２	〃　第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５３	〃　第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５４	〃　第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）

◎会議に付した事件

日程第　１	陳情書第　６　号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	（委員長報告）

日程第 2	陳情書第１８号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	（委員長報告）
〃 第 3	〃 第２４号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）	
			（ 〃 ）
〃 第 4		下崎地区土地売買に関する調査について	（特別委員長報告）
〃 第 5		証人の虚偽証言に対する告発について	（特別委員会提出）
〃 第 6		証人の虚偽証言に対する告発について	（ 〃 ）

平成２０年３月４日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１３５条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	再々継続 審　　査	
陳情書 第１８号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請	再 継 続 審　　査	
陳情書 第２４号	一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第２４号については、陳情書の趣旨を了として採択すべきとする意見と、引き続き審査を深めたいとのことで継続を求める意見が出たが、採決の結果採択すべきものと決した。

平成２０年３月４日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１０３条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　名
陳情書 第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書
陳情書 第１８号	「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請

２．理　由

陳情書第６号、陳情書第１８号は、閉会中も慎重審査を要する。

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月４日

（開議＝午前10時18分）

◎出席議員（２７名）　　（延会＝午後５時45分）

議長	（1番）	友利恵一	君	議員	（14番）	眞榮城徳彦	君
副議長	（22〃）	下地智	〃	〃	（15〃）	嘉手納学	〃
議員	（2〃）	仲間明典	〃	〃	（16〃）	新城啓世	〃
〃	（3〃）	池間健榮	〃	〃	（17〃）	上地博通	〃
〃	（4〃）	新里聰	〃	〃	（18〃）	平良隆	〃
				〃	（19〃）	亀濱玲子	〃
〃	（6〃）	佐久本洋介	〃	〃	（20〃）	上里樹	〃
〃	（7〃）	砂川明寛	〃	〃	（21〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（8〃）	棚原芳樹	〃	〃	（23〃）	豊見山恵栄	〃
〃	（9〃）	前川尚誼	〃	〃	（24〃）	富永元順	〃
〃	（10〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（25〃）	富浜浩	〃
〃	（11〃）	山里雅彦	〃	〃	（26〃）	下地秀一	〃
〃	（12〃）	池間豊	〃	〃	（27〃）	下地明	〃
〃	（13〃）	宮城英文	〃	〃	（28〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	上野支所長		砂川正吉	君
副市長		下地学	〃	下地支所長		平良哲則	〃
総務部長		宮川耕次	〃	水道局次長		砂川定之	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	教育長		下地恵吉	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	教育部長		長濱光雄	〃
経済部長		宮國泰男	〃	生涯学習部長		二木哲	〃
建設部長		平良富男	〃	総務課長		伊良部平師	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	財政課長		石原智男	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	企画調整課長		下地信男	〃
平良支所長		狩俣照雄	〃	国民健康保険課長		友利義雄	〃
城辺支所長		饒平名建次	〃	都市計画課長		長崎富夫	〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時18分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時19分）

再開いたします。

（再開＝午後１時55分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後１時55分）

再開いたします。

（再開＝午後５時08分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第２号のとおりであります。

この際、日程第１、陳情書第６号から日程第３、陳情書第24号までの計３件を一括議題とし、文教社会委員長から審査結果報告を求めます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会の審査報告をいたします。

陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第６号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書、再々継続審査でございます。

陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請、再継続審査です。

陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第24号については、陳情書の趣旨を了として採択すべきとする意見と、引き続き審査を深めたいとのことで継続を求める意見が出たが、採決の結果採択すべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第６号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書。

陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請。

理由。陳情書第６号、陳情書第18号は、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（友利恵一君）

次に、陳情書第24号については上里樹君から会議規則第100条第２項の規定により、少数意見報告が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。

◎上里　樹君

少数意見の報告をさせていただきます。

１月17日の文教社会委員会において留保しました少数意見、会議規則の第100条第２項の規定によりご報告いたします。

陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約についてなんですが、まず契約のあり方について、もっとよりよい方向を検討したいということで継続を求めました。しかし、採択されてしまい、残念です。この契約のあり方について、ほかの自治体がどのように契約しているか、これを調べてみましたが、業者間で分別収集、これを切磋琢磨し合える、いわゆる分別収集についてよりよい収集を競い合えるような関係、それを確保するために一括契約ではなくて、収集区域を２つから３つのグループに分ける、そういう契約をしているのが大方であります。

本市は、これから分別収集に新たに生ごみの分別収集が加わりますが、住民サービスを低下させない方法でどのように収集を進めるべきか、そういうことを含めてもっと議論を深める必要があります。契約に当たっては、業者間のよりよい分別収集の競い合い、それを確保する意味でも一括契約というのは好ましくない、このように考えます。よって、収集区域のグループを分けて他の業者の参入の道を確保していくべきである。

以上、報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これで委員長及び少数意見の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、陳情書第６号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再々継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第６号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の再々継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第６号については文教社会委員会に閉会中の再々継続審査に付することに決しました。

次に、日程第２、陳情書第18号、「労働安全衛生委員会」の設置を求める要請については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第18号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の再継続審査に

付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号については文教社会委員会に閉会中の再継続審査に付することに決しました。

次に、日程第３、陳情書第24号、一般家庭ごみ収集運搬業務に係る協同組合との一括契約について（陳情）に対する討論の発言を許します。ございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第24号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（友利恵一君）

挙手少数でございます。

よって、本件は不採択されました。

次に、日程第４、下崎地区土地売買に関する調査についてを議題といたします。

下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員長から調査報告を求めます。

◎調査特別委員会委員長（仲間明典君）

下崎地区土地売買に関する調査委員会報告書。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第102条の規定により下記のとおり報告します。

本委員会において13回にわたり調査を行ってきました。その前に、済みません。ちょっと……調査事件名、下崎地区土地売買に関する事件。

事件発生理由と調査理由。①平成18年６月16日の起案及び平成18年８月23日の土地売買契約時における地方自治法第96条第１項第８号抵触及び平成18年10月31日の変更契約に起因する事務手続の不勉強を超えた組織ぐるみの便宜供与の疑いの発生による。

②中でも土地対策局長と財政課の組織的かかわり、人的かかわりの中における行政組織と局長と契約したサザンアイランド間の行政事務を逸脱したと疑われている関係に犯罪性があるかどうか。

③そこに市長初め組織上、管理監督にある者の介入があったか、瑕疵ある行政行為に犯罪性があったかどうか。

④その行政行為が市長の裁量権の範疇にあるのか、刑法に抵触するか否か。これが事件発生理由と調査理由であります。

調査について、いろいろな意見が出ました。まず、基本的に百条委員会は偽証罪しか告発できない。これは、百条委員会は事実究明が目的であり、確たる犯罪事実が存在していない場合、立証できない場合は強引に行うべきではないと判断する。告発の義務もそのとおりである。事実の確認と憶測の領域の確たる

線引きが必要である。今回の事件は、直接事務担当者ではない当時の土地対策局長のサザンアイランドとの土地売買に関する一連の流れの中でのかかわり、それと存在、実務に対する影響力ですね。責任、事務における便宜供与、公文書偽造疑惑、またこれに関連した職員の組織ぐるみの便宜供与、公文書偽造疑惑をただすのが焦点である。

委員の意見として、直接事務担当者ではなかった局長の証言は契約時、変更契約時において彼の事務経験、キャリアからして自治法、実務を知らなかったとは判断しがたく、また10月31日、変更契約について市長、副市長、総務部長、財政課長、用度管財係長の証言と食い違いがあること。決裁時における市長不在についても「知らなかった」等の不自然な虚偽証言があり、偽証で訴えるべきであるとの意見と百条委員会の発端が下崎地区土地売買に関する便宜供与についての調査であり、便宜供与について確固たる立証はされておらず、また地方自治法第96条第１項第８号に抵触について本人も非を認めており、組織ぐるみ、故意には該当しないとの意見もある。同様、当初の契約が民法第131条の停止条件に該当し、契約そのものが無効であることから、公文書偽造、偽証も裏づけがなく、告発は行うべきではない。さらに、法律違反を問う以上、告発は議会のあり方が根本から問われる問題であり、委員の全会一致を前提にするべきであるとの意見に分かれた。「偽証の証言」は、「証人が経験したこと、つまり記憶にあることと異なることを故意に証言したこと」とされており、偽証の立件は実際の真実が判別できていない状況下での証言がうそかどうかの判断は困難である。便宜供与は、贈収賄があって初めて成立する。今事件は、行政の実務管理内で発生した事件であり、市長の裁量権内と考え、告発に値するものではないとの意見もあった。

結論として、本委員会において13回にわたり調査を行ってきたが、虚偽の証言については前記のとおり告発に値するかどうか賛否に分かれている。このため平成20年２月27日の委員会において伊志嶺市長と狩俣氏の証言は地方自治法第100条第７項に規定する虚偽の陳述に該当するものと賛成７人、反対２人の賛成多数で認定した。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後５時24分）

再開します。

（再開＝午後５時24分）

◎調査特別委員会委員長（仲間明典君）

「11回」とあるんですが、今日２回やっているので、「13回」ということで訂正をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

次に、本件については上里樹君から会議規則第100条第２項の規定により、少数意見書が提出されております。

この際、少数意見の報告を求めます。

◎上里　樹君

少数意見の報告をいたします。

下崎地区土地売買に関する調査特別委員会において留保しました少数意見、会議規則の第100条第２項の規定によりご報告いたします。

下崎地区の土地売買に関する調査なんですが、調査特別委員会の調査事項、これは下崎地区の土地売買に関する便宜供与、これがあったかどうかを解明することでした。調査の結果、便宜供与はなかったと判断いたします。理由は、当初交わされた契約そのものが契約として成立しておらず、契約書としての効力を持たないこと、これは民法第131条の停止条件に該当するものであり、契約そのものが無効であるからです。以上の理由により公文書偽造、そして偽証も裏づけがなくなり、本委員会が告発する理由がありません。よって、告発するべきではありません。

議会による行政ミスを指摘することは大事ですが、この問題は宮古島市の組織運営の問題であり、市長の裁量権にかかわる問題に議会が介入すべきではない、このように考えます。今後このような事件を繰り返さないために、この事件の教訓を十分に生かした行政組織の健全な運営を強く求めます。法律違反を問う以上、根拠の示せない告発を多数決で決めるべきではありません。このことは、議会のあり方が問われる問題であり、慎重であるべきだと考えます。

以上、ご報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これで委員長及び少数意見の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎與那嶺誓雄君

ただいまの委員長報告について３点ほど質問させていただきたいと思います。

１点目に、私はこの特別委員会の設置はもともと職員の組織ぐるみの便宜供与と、並びに公文書偽造などの事実究明が目的だったと思いますが、委員会ではなぜ虚偽の陳述に該当するという結論で報告書をまとめたのかお伺いをいたします。

２点目に、意見の中では契約そのものが無効になっている中で、しかもなおかつ便宜供与や公文書偽造についても実証が裏づけられない、そういった意見がある中であえて委員会採決に至ったのかをお伺いいたします。

３点目に、私はこの問題は人権にかかわる大きな問題だと思っております。そういった意味では、ただいまの報告のとおり委員会の中でも、メンバーからも少数意見として出されている中で、私は本当に議員として責任が伴うこの告発が宮古島市の議会で議論されるにふさわしい問題なのか疑問に思っております。したがって、委員会でそのような意見は出なかったのかをお伺いいたします。

以上、３点についてお伺いいたします。

◎調査特別委員会委員長（仲間明典君）

與那嶺誓雄議員の３点の質問に答えます。

本委員会の立ち上げが便宜供与、そしてその事実究明であったのがなぜ虚偽の偽証で報告をされたのかという１点目ですね。これは、委員会、さっき意見の中でも述べたんですが、便宜供与について証人尋問をしていたと。証人尋問していた中でその立場にある人が「知らない」とか、そういったことはあり得ないんじゃないかと、それは虚偽に値するんじゃないかということで虚偽の報告ということになりました。基本的に百条は偽証でしか立証はできないということで、それで虚偽ということにまとまりました。

それから、２点目、全会一致というかね、そういうものが原則だろうと思うが、そういう意見としての委員会で採択をされたことの裏づけはどうかということですが、なぜ決をとったかということですね。これは、会議規則の中で意見が分かれた場合、決をとらにゃいかんということで決をとりました。その結果が７対２ということであります。

３点目、確かにこれは人権に関する大きな問題であります。それに対して意見はなかったかということでありましたが、先程述べた意見の中でもこういう人権に関するものは議会として慎重に取り扱うべきであるという意見は出ておりました。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

少数意見の中にもありましたけれども、委員長の報告の中にも賛否あったというふうに報告がありましたけれども、本来この委員会は昨年の６月から設置されて13回ですか、にわたって審議されたわけですけれども、当初の目的であった便宜供与というのの解明が総務財政委員会、そしてその後の特別委員会では解明が不十分であったと。それについては、市長をトップとした組織ぐるみの違法行為を解明をするというようなことからあったと思うんです。ついては、その便宜供与というのが斡旋、収賄ということの究明、解明、立証ということがこの中で十分なされたかということが本来ならばきちっと解明ということがされるべきであったと。それが十分ではなかったと、解明されていないということがあると思うんです。その中で、さっきもありましたけども、職員１人あるいは市長を含めてですけど、告発するという人権にかかわる問題に関して数の力で賛成をとるというようなことに関してですね、私たちは議会において本当に慎重でなければならないというふうに思うんです。

この間私たちが証人あるいは参考人の聞き取り、尋問した中で、当時の主管あるいは財政課長も土地を早く売りたかった、事務を進める上では誠心誠意を込めて誠実に進めた。そしてこの土地を売るということが財政的にも有利であり、市民のためになると思って一生懸命やったというようなことが証言の中でも述べられております。確かに事務ミスということ、行政ミスということはあった、これに関しては厳しく指摘しなきゃいけない点はあると思うんですが、この告発、偽証についての告発ということをこの本会議において決めていくということに関しては議員個人個人慎重になっていただきたい。議会の役目は何かということをしっかりと考えていただいてですね、このことに関してはやっぱり私たちは議会の役割をとらえてこの告発ということに関しては反対していただきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより下崎地区土地売買に関する調査についてを挙手により採決いたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後５時35分）

再開いたします。

（再開＝午後５時38分）

これより下崎地区土地売買に関する調査についてを挙手により採決いたします。

（「議長、退場させていただきます」の声あり）

（下地　智君、退席）

◎議長（友利恵一君）

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、お手元に配付いたしました調査報告書のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本件は委員会調査報告書のとおり決定いたしました。

（下地　智君、着席）

◎議長（友利恵一君）

次に、日程第５、証人の虚偽証言に対する告発についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後５時39分）

再開いたします。

（再開＝午後５時40分）

下崎地区土地売買に関する調査特別委員会に委任した事件について、調査のため関係人の宮古島市長、伊志嶺亮君に対し証言を求めたところ、虚偽の証言が認められ、告発すべきとの報告が委員長より３月４日付でなされております。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎與那嶺誓雄君

ただいまの告発に対する反対の討論を行います。

この告発についてはですね、先程の百条委員会の意見書の中にも出されているとおり、契約そのものが無効になっておりまして、なおかつ便宜供与や公文書偽造についても立証ができない、そういった中で何を目的に虚偽の証言をしなければいけないのか理由がわからない以上、安易に言葉じりをとらえて偽証を理由にして告発すべきじゃないと私は思っております。したがって、その告発に対して反対をいたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

（下地　智君、退席）

◎議長（友利恵一君）

これより挙手により採決をいたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、地方自治法第100条第９項の規定により、宮古島市長、伊志嶺亮君を告発することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本議会は宮古島市長、伊志嶺亮君を地方自治法第100条第９項の規定により、告発することを決定いたしました。

ただいまの議決により必要な手続をとることにいたします。

（下地　智君、着席）

◎議長（友利恵一君）

次に、日程第６、証人の虚偽証言に対する告発についてを議題といたします。

下崎地区土地売買に関する調査特別委員会に委任された事件について、調査のため関係人の平良支所長、狩俣照雄君に対し証言を求めたところ、虚偽の証言が認められ、告発すべきとの報告が委員長より３月４日付でなされております。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎與那覇タズ子君

百条委員会でですね、13回も調査をしたところ、結局何も出ていないということでですね、告発するということは私は重要な人権問題にもかかわると思っております。この問題を多数決で決めるということは、私は反対をいたします。

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

（下地　智君、退席）

◎議長（友利恵一君）

これより挙手により採決をいたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、地方自治法第100条第９項の規定により、平良支所長、狩俣照雄君を告発することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本議会は平良支所長、狩俣照雄君を地方自治法第100条第９項の規定により、告発することに決定いたしました。

ただいまの議決により必要な手続をとることにいたします。

（下地　智君、着席）

◎議長（友利恵一君）

下崎地区土地売買に関する調査については、調査特別委員会に委任し、調査を願ってまいりましたが、これをもちまして調査を終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後５時45分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月５日（水）　　３日目

（議案に対する質疑（付託））

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第３号

平成２０年３月５日（水）午前１０時開議

日程第 １	議案第 ８ 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第 ９ 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２４	〃 第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	（ 〃 ）
〃 第２５	〃 第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する	

		条例	（市長提出）
日程第２６	議案第３３号	宮古島市環境保全基金条例	（　〃　）
〃　第２７	〃　第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２８	〃　第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	（　〃　）
〃　第２９	〃　第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	（　〃　）
〃　第３０	〃　第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３１	〃　第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３２	〃　第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３３	〃　第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３４	〃　第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３５	〃　第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３６	〃　第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３７	〃　第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３８	〃　第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３９	〃　第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４０	〃　第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃　第４１	〃　第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４２	〃　第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４３	〃　第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃　第４４	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４５	〃　第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４６	〃　第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４７	〃　第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４８	〃　第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）

◎会議に付した事件

日程第　１	議案第　８　号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃　第　２	〃　第　９　号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃　第　３	〃　第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃　第　４	〃　第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃　第　５	〃　第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（　〃　）
〃　第　６	〃　第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第　７	〃　第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（　〃　）

日程第 8	議案第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	(市長提出)
〃 第 9	〃 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	(〃)
〃 第１０	〃 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	(〃)
〃 第１１	〃 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	(〃)
〃 第１２	〃 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	(〃)
〃 第１３	〃 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	(〃)
〃 第１４	〃 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	(〃)
〃 第１５	〃 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	(〃)
〃 第１６	〃 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第１７	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第１８	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第１９	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２０	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２１	〃 第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２２	〃 第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	(〃)
〃 第２３	〃 第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２４	〃 第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	(〃)
〃 第２５	〃 第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２６	〃 第３３号	宮古島市環境保全基金条例	(〃)
〃 第２７	〃 第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	(〃)
〃 第２８	〃 第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	(〃)
〃 第２９	〃 第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	(〃)
〃 第３０	〃 第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３１	〃 第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３２	〃 第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３３	〃 第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３４	〃 第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	(〃)
〃 第３５	〃 第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	(〃)

日程第３６	議案第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（市長提出）
〃 第３７	〃 第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３８	〃 第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３９	〃 第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第４０	〃 第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃 第４１	〃 第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃 第４２	〃 第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃 第４３	〃 第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃 第４４	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃 第４５	〃 第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃 第４６	〃 第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃 第４７	〃 第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃 第４８	〃 第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
追加日程		下里共同組合・西里財産区の土地売買に係る代金の残高証明及び支出決議書資料提供を要求すべきとの動議	

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月５日

（開議＝午前10時02分）

◎出席議員（２６名）　　（延会＝午後５時05分）

議長	（１番）	友利恵一	君	議員	（１４番）	眞榮城徳彦	君
副議長	（２２〃）	下地智	〃	〃	（１５〃）	嘉手納学	〃
議員	（２〃）	仲間明典	〃	〃	（１６〃）	新城啓世	〃
〃	（３〃）	池間健榮	〃	〃	（１７〃）	上地博通	〃
〃	（４〃）	新里聰	〃	〃	（１８〃）	平良隆	〃
				〃	（１９〃）	亀濱玲子	〃
〃	（６〃）	佐久本洋介	〃	〃	（２０〃）	上里樹	〃
〃	（７〃）	砂川明寛	〃	〃	（２１〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（８〃）	棚原芳樹	〃				
〃	（９〃）	前川尚誼	〃	〃	（２４〃）	富永元順	〃
〃	（１０〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（２５〃）	富浜浩	〃
〃	（１１〃）	山里雅彦	〃	〃	（２６〃）	下地秀一	〃
〃	（１２〃）	池間豊	〃	〃	（２７〃）	下地明	〃
〃	（１３〃）	宮城英文	〃	〃	（２８〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（１名）

議員	（２３番）	豊見山恵栄	君

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	上野支所長		砂川正吉	君
副市長		下地学	〃	下地支所長		平良哲則	〃
総務部長		宮川耕次	〃	水道局次長		砂川定之	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	教育長		下地恵吉	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	教育部長		長濱光雄	〃
環境施設整備局長		平良光善	〃	生涯学習部長		二木哲	〃
経済部長		宮國泰男	〃	総務課長		伊良部平師	〃
建設部長		平良富男	〃	財政課長		石原智男	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	企画調整課長		下地信男	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	国民健康保険課長		友利義雄	〃
平良支所長		狩俣照雄	〃	都市計画課長		長崎富夫	〃
城辺支所長		饒平名建次	〃	介護長寿課長		豊見山京子	〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時02分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第３号のとおりであります。

これより日程第１、議案第８号から日程第48、諮問第５号までの48件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新城啓世君

議案第30号についてお伺いいたします。

この議案、市民福祉の観点から国保税の市民負担軽減については伊志嶺市長誕生の原点であり、伊志嶺市政の公約として最も大きなかなめになると思います。伊志嶺市政そのもののシンボルと言っても過言じゃないと思いますけれども、この国保税、今ですら重税に市民は苦しんでいる中で条例改正案、この大幅なアップについては市民が非常に怒っていると私はとらえております。そこで、この議案を上程した理由を、そしてこれだけの大幅アップ、どういうふうな形でもって市民を納得させることができるのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、議案第47号と第48号、第49号ですけれども、この議案はたしか先ごろの臨時議会で否決されているはずです。そこで、なぜ否決されたのが上程されてくるのか。否決された理由をクリアした上での上程なのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

次に、この主な事業の中からですね、三、四点お聞かせいただきたいと思いますけれども、まず総務費の、いいですか。今年度事業の、平成20年度の事業の中からちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、総務費のですね、職員研修費が今年度比で67％という大幅な伸びを見せております。市職員の公務員等資質が問われている中で、職員研修は大変大切なことだと思いますけれども、どのような研修が計画されているのか。

それから、同じ総務費の中で法定外目的税導入事業費が次年度は計上されていないようです。今年度は300万円か何ぼか計上されていますけれども、これはもう法定外目的税導入についての問題は解決されたのか、もしくは断念したのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じ総務費で、金額は少ないのですけれども、少ないだけに気になるわけですけれども、宮古島定住促進支援事業に６万1,000円計上されておりますけれども、６万1,000円でどういった事業をなされるのか。

次に、民生費で、今年度実施されているはずの納入福祉対策事業で外出支援事業が次年度は予算化されていないように思います。その理由はなぜか。

それから、同じ民生費で、公立保育所事業で２億3,300万円も起債を起こすわけですけれども、こういった財政危機の状況の中でなぜそのような大きな保育所事業費を計上するのか。これだけこの保育所を新設しないと、これ東保育所と東川根保育所の統廃合による建設と聞いていますけども、なぜ時代、今のあり方に逆行するような保育所新設をするのか。２億3,000万円もかけないと保育所の児童福祉事業の向上は図れないのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

それから、商工費ですけども、生活バス路線運営補助金で今年度で比較すると1,500万円減となって、しかも県補助金が2,200万円全額削減され、結局一般財源から4,500万円負担することになりますけれども、なぜ県の補助金が廃止となったのか。4,500万円を負担する意味ですね、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、土木費、先程の議案第47、第48、第49とも関係してきますけれども、この不正支出追認問題、高額な用地取得費等で揺れるパイナガマ公園用地の購入費が全く問題解決のないまま6,600万円計上されています。なぜかというようなことですね、これもお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時09分）

再開いたします。

（再開＝午前10時09分）

◎総務部長（宮川耕次君）

職員研修の件ですが、従来もそれなりにですね、職員研修はやってまいりましたが、新年度におきましては初任者研修を初め管理職研修あるいは各監督者研修とかですね、きめ細かな研修を予定しております。事務ミス等も指摘されておりまして、庁内でいろいろ議論をして研修に力を入れていこうということで充実させていきたいということでございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険税条例の改正の件でございますけれども、平成20年度から国民健康保険税を従来の不均一課税から統一課税に税率を統一するということで作業を進めてまいりました。その理由につきましては、まず１つ目にですね、５市町村の合併前のですね、赤字の解消めどが一つついてきたということもまず１つ目の理由でありますが、その次に保険税の税率、軽減割合については合併協定で保険税の７割、５割、２割の軽減措置で統一をするということになっておりましたが、伊良部地区での応能応益割額が７割軽減措置を満たしておりません。いまだ６割、４割が据え置かれているというふうな状況でありましたので、軽減措置をいわゆる７割、５割、２割に統一するためには不均一課税を解消して応能応益割合を基本である50対50を考慮した税率の改正が必要になってくるというふうなことがあります。また、不均一課税の状態では旧市町村ごとの医療費の把握が合併前に考えていたとおりですね、うまく把握できない状況にあります。したがって、不均一課税を継続するためにはこういった医療費が旧市町村ごとにどれぐらいかかっているのかというふうなことをまず把握をして、それなりにその地域ごとに税率を検討していくというふうなことになるわけですけれども、そういったことがなかなかうまくいかないということで、このことも理由の一つであります。それから、平成20年度から医療制度改革、いわゆる特定健診、特定保健指導が実施されるわけでありますが、これについては国民健康保険の運営主体であります市町村が実施することになっております。この費用のですね、３分の１につきましても保険税で賄っていかなければならないというふうなこともございます。それから、これまで実施してきました不均一の税率では年間の医療給付費を賄うことができずに、平成18年度ベースで税収で約１億1,000万円程度の税収不足が生じて新たな

赤字を生み出す原因になりかねないというふうなこともございます。それから、不均一課税をしてきた場合はですね、相当事務量が多くてですね、税率を統一した形でやれば事務の軽減の分がいわゆる徴収対策に振り向けていけるのではないかというふうなこともございます。また、平成20年度の医療制度改革による対象人員の移動というふうなものが、膨大なものがありまして、老人医療受給者総数が5,063人、これは平成19年の12月末でありますけれども、これが後期高齢者医療制度へ移行していくということ。それから、退職被保険者が2,071名、これも同じく12月末でありますけれども、そのうち前期高齢者の、いわゆる65歳以上74歳までの前期高齢者の方々が一般への移行がございます。移行が1,595人、それから退職者が476名と。それから、３つ目に一般被保険者、これは老人を除くものでありますけれども、２万366人の1,738人が増で、２万2,104人に一般被保険者がなると。それから、老人医療費の拠出金が後期高齢者支援分として後期高齢者広域連合へ支払いがされていくというふうな、いろんなことが重なりましてですね、どうしても平成20年度で税率を一本化していかないと厳しいというふうな状況になってまいりました。

大幅な負担増について市民の理解が得られるのかというふうなことでありますが、これにつきましては去った２月の19日でしたか、議会への議員の皆さんへの説明会、そのときの議員からのご指摘等を踏まえてその後いろいろ内部検討いたしました。結果、市長から緩和措置をできないか検討するようにというふうなことがございました。緩和措置をやると。いわゆる増加分の、50％以上増加をしている旧市町村についてはですね、50％を超えた分の６割分を保険税が完納している世帯へ還付を助成金として出していくというふうなことを今検討してございます。

それから、保育所のですね、なぜ財政が逼迫しているのに２億円余の事業費を投入して保育所を新しく建替えなければならないのかということでございますけれども、東保育所が昭和43年の築であります。東川根保育所が昭和46年に建築されております。これまで地域の保育支援の拠点として利用されてまいりました。しかし、両保育所とも築年数が相当経過しているために老朽化が激しく、一部に雨漏りなどが見られております。安心して安全な保育環境を確保するためには、どうしても両保育所を統合してですね、新しく新設することによって平良地区での基幹保育施設として、これまでの通常保育以外に障害児保育あるいは延長保育、病後児保育等を実施して新たな充実した子育て支援の実施と地域の子育て家庭に対する育児支援を行ってまいりたいと。また、東保育所につきましては一部民有地が食い込んでいる部分がございます。また、東保育所についても敷地が借地であるというふうなことから、これまでいろいろ議会でも議論されておりますようにですね、公立保育所が数的に多いとか、あるいは職員数が多いというふうなことも両保育所を統合することによって少しは改善されていくのではないかというふうなこともございます。

また、２億円余の財政負担でありますけれども、これにつきましては起債を充当する考えを持っておりました。仮に過疎債が充当されればその70％が交付税で戻しがあるというふうなことから、市の財政に与える負担というのはそんなに大きくないというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

議案第47、第48、第49、パイナガマ公園の土地の取得についてでございます。

まず、土地の取得についてでございますが、１つはですね、平成20年２月、この議会に提案した土地の取得については契約をですね、やり直しまして、再度平成19年度の取得については提案しております。残りの平成18年度の公園用地については、やはり追認のお願いいたしまして、その土地の取得について有効

にしたいと考えております。平成19年度の追認、これ１件既に支出されていましたので、さきの議会において平成19年度の契約と、それから１件支出されていた契約書ありました。それで、その１件については追認の議決という形での提案でございます。

それから、パイナガマ公園の予算計上なぜされているかということですけど、平成８年度から事業認可を受けまして、これまで整備を進めてきております。県とも調整しながら、やはりパイナガマ公園の整備をですね、完了するまで進めていきたいということで計上しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

高齢者の外出支援事業が計上されていないがというご質問でございましたが、予算書の130ページに老人福祉費がございます。その中で介護予防生活支援事業の中に含まれて計上されております。金額にいたしまして862万8,000円が計上されていることになっております。

◎経済部長（宮國泰男君）

新城議員の生活バス路線の補助金についてお答えをいたします。

確かに主な事業の中において県補助金という項目が見えておりません。これにつきましては、県の補助金がございます。歳入につきましては、56ページの部分につきまして観光商工課という部分がございますけども、伊良部と宮古本島内がありまして、その中に1,758万6,000円県補助という形で入ってございます。歳出の中にもですね、236ページですけども、ちょうど中段のほうに二重丸でもって県支出金、地方バス路線運行対策費補助金ということで、1,758万6,000円ということで財源の裏づけがなされております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

お尋ねが２点ございましたけども、まず１点目に法定外目的税についてお答えいたします。

法定外目的税につきましては、平成19年度で先進地視察旅費等計上いたしました。伊平屋等の先進地視察、あとは県とかでいろいろ勉強してきたんですけども、まだまだ内部での検討が必要であると、検討を深める必要があるということで、今年度は当初予算での計上していないんですけども、内部で勉強会と調査等を進めていく予定でおります。決して法定外目的税の導入を断念したということではございません。

次に、定住促進についてでございますが、定住促進６万1,000円というのは地域振興課の旅費でございます。定住促進につきましては、合併以前から引き続き事業を行っておりますけども、その事業につきましては担当する支所でですね、予算を計上しております。

◎新城啓世君

この国保税なんですけども、助成金というふうな補助金というのが出ましたけども、これはこういった場合に助成できるかという疑問の声も聞こえてまいります。そこで、いわゆる国保に加入していない方々の声なんですね。なぜ国民健康保険加入者だけそれぞれ助成を受けるのかというふうな声が今ありますけども、これは問題はないのかですね、法令上。法的にはですね。

それから、もし今議会でこの国民健康保険税の条例改正案が否決された場合、市長はどのようにするつもりか、これをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、議案第47、第48、第49、たしかこれは否決の理由の中に法令違反に対する責任の所在を明確にすべきだというふうなことがあったと思いますけども、これはなくしての上程なのか。どういうふう

にこの辺はお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

その２点をお願いいたします。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園の土地取得の問題ですけど、この自治法違反というのは議会の議決を得なければいけないということで、再度ですね、議会の皆さんにお願いいたしまして、議決を受けたほうがいいと、そういう指導を受けております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

否決されればということでありますけれども、やはり全国的にですね、平成20年４月から医療制度改革によって新しい制度がスタートいたします。ですから、こういった制度に対応していくためにも税率の改正は必要であり、先程申し上げましたように、不均一課税を解消して税率の一本化を図るのはぜひ必要であると考えておりますし、市民の皆さんにもそのようにご理解をお願いしたいというふうに考えております。

また、助成金あるいは補助金の形で一般財源を使用することについて国保に加入していない、以外の人たちの理解は得ることができるのかということでありますが、最大限努力をしてまいりたいと思っておりますし、法令に違反しないような範囲でですね、違反しないように要綱等制定をして対応してまいりたいというふうに考えております。

◎新城啓世君

国保についてですね、これは伊志嶺市政の根幹たることですね、国保税の問題は。そこで、これまでの国保税のあり方もそうですけれども、これからまたこういった負担を強いるという形になりますんで、これについての市長のね、お考えをお聞かせいただきたい。

それと、先程のパイナガマの追認の問題、これがもし今議会でも否決された場合、どのように対応するつもりか、その２点をお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

国保税については、これは市町村合併時の約束事でありますので、これの統一についてどうしてもこれから頑張っていかなきゃいけないし、また新しい制度にしっかりと対応するためにも今回の議案はぜひよろしくお願いしたいとお願い申し上げます。

また、パイナガマ公園についても土地取得について私なりに責任をとると申し上げておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

◎富浜　浩君

平成20年度一般会計、特別会計の予算の中から４点ばかり質問をさせていただきたいと思います。

まずはですね、162ページでありますけれども、葬斎場建設について、その事業費が420万円ですか、計上されておりますけど、その理由をご説明を願いたいと思います。

そして、170ページのごみ処理施設整備事業についてであります。これも7,600万円計上されておりますけど、その件もお願いしたいと思います。

次の特別会計でありますけど、２点新しい事業が、制度が入っております。そういう中でですね、まずは386ページでありますけれども、特定健康診査と、つまり40歳から74歳までですか、それが新しい事業

が、制度が入っております。メタボリックですね、それが入っているし、また次は、もう一つは566ページでありますけれども、後期高齢者医療費特別会計ということで計上されております。これは４億1,000万円余り計上されておりますけれども、この２つは新しい制度でありまして、その制度の理由をですね、きちっと説明していただきたいと思います、市民にもわかりやすいような状況で。特別会計で新しい、今までは７つあったんですけど、今度特別会計ということで８つになるわけです。そういう中で市民はどういうことになるかなというような懸念があると思いますので、その件をよろしくお願いしたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、新しい特別会計が出ているということでありますけれども、これは後期高齢者医療制度に伴う特別会計の設置でございます。

まず、制度の概要でございますけれども、これは75歳以上の後期高齢者の医療制度でございます。まず、概要について申し上げますが、高齢者医療につきましては長らく老人保健法による老人医療制度として実施されてまいりました。老人医療制度につきましては、国、県、市町村の負担金及び健康保険等からの拠出金によって運営をされてまいりましたが、高齢化の進展等によりその財政負担は増加の一途をたどってきております。老人保健法では、被保険者の年齢や窓口負担等の引き上げなど行うなど制度改正を行ってきましたが、なおも増え続ける高齢者医療費の財政負担を抑制するために設けられたのがご質問の高齢者医療制度でございます。老人保健法による老人医療制度が他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療の適用を受けておりましたのに対し、後期高齢者医療は独立した医療保険制度である点が大きく異なる点であります。被保険者資格や窓口負担については、従来の老人医療制度を踏襲しているということになっております。

それから、保険料につきましてもですね、各都道府県が単一の保険者になりまして、保険料が決定をされます。それから、ただ広域連合内で構成市町村の中に高齢者に係る医療費に大きく開きがある場合など、構成市町村単位で不均一な保険料の設定ができることにもなっております。宮古島市におきましては、県のですね、平均保険料より若干少な目の保険料が設定されているということになっております。

それから、メタボリックシンドローム、40歳以上の方々が平成20年４月から特定健診、保健指導の対象になってまいります。これもそれぞれの保険者が実施主体になってまいりますけれども、本市では国民健康保険課が主体になってこの健診、保健指導等を進めてまいります。ただ、保険者に課せられている課題がありまして、まず平成20年度から始まりますけれども、３年間でですね、この検診率が、受診率が65％以上でなければならない。それから、保健指導の実施率が45％以上、それからメタボリックシンドロームの改善率が10％以上でなければ新たに国民健康保険のほうでペナルティーが10％発生をするということになっておりまして、ぜひとも市民の皆様には、特に国保加入者の皆さんにはですね、健診を受診していただいて受診率が３年後の平成24年度に65％以上に達成できるようにご協力をお願いしたいというふうに考えております。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

平成20年度の一般会計についてお答えをいたします。

その中の162ページ、葬斎場建設事業費の420万6,000円の内容についてでございますが、内容といたしましては一般事務費のほかにですね、建設委員会、これの経費といたしまして17万円を予定をしておりま

す。それから、住民視察研修旅費としまして56万5,000円を予定しております。そのほかに大きな額といたしまして委託料220万円がございますが、これは建設用地の測量調査費の委託費でございます。

それから、170ページ、ごみ処理施設整備事業の7,605万8,000円の内容でございますが、これも一般事務費のほかに大きなものといたしまして委託費7,500万円がございます。これは、環境影響評価調査、これに5,000万円を予定をしております。そのほかに建設基本設計を2,500万円、合計で7,500万円を予定をしております。この委託費につきましては、その２分の１が国の補助がございます。

◎富浜　浩君

懸案でありましたごみ処理施設と葬斎場の件でありますけども、これまで紆余曲折いろいろありました。少し光が見えたような感じがありますけれども、市長にこの２点を具体的に説明を願いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、主要施策でありますけれども、その中から主な事業ということで。電線類地中化の事業があります。これは324万円でありますけれども、その件をお願いを申し上げたいと思います。

もう一点は、これは主要施策の中での２ページの件であります。エコアイランド推進事業、この件もお願いを申し上げます。

次に、児童手当支給状況ですね、平成20年度は性格、また支給状況が変わると思いますので、その件もお願いをいたします。

その点を３点お願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

ごみ処理施設については、現在環境アセスに向けて取り組んでおります。また、これに向けての住民閲覧の条例も必要ですので、県と話し合いしながら、これについても議会にお願いしていきたいと思っております。

葬斎場については、場所をしっかりと国と話し合っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

主要施策の中のですね、エコアイランドに関する事業につきましては今年の６月ですね、国連大学によるゼロエミッションフォーラム、そのフォーラムを宮古島で開催することが決定してございます。そのフォーラム開催に係る費用とですね、これから３月に宮古島市としてエコアイランド宣言を行いたいと考えてございます。新年度以降に係る、このエコアイランド宮古島宣言に係るですね、さまざまな事業をやっていくための費用を計上してございます。

◎企画政策部長（久貝智子君）

電線類の地中化整備事業なんですけども、これは情報政策課の事業費でございますが、城辺線に現在電線地中化事業やっております。その中にですね、田園マルチメディア事業で整備した伝送路というのがあるんですけども、それを同時に地下埋設をするという事業費でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

児童手当の件でありますけれども、制度の改正、平成20年度はございません。従来どおりですね、３歳未満につきましては１万円、それから３歳以上につきましては第１子、第２子が5,000円、第３子が１万

円ということであります。

それから、平成20年度のですね、延べ受給者数は７万2,731人で、総支給額が約５億100万円程度を見込んでおります。

◎富浜　浩君

新しい制度でありますけれども、先程話をされたように、後期高齢者医療の件でありますけれども、75歳以上ということになっております。そういう中でですね、市民は大変な負担を強いられるんじゃないかなというような懸念もされますけれども、その特定保険診療、これもまた新しい制度でありまして、２つ新しい制度が平成20年度から始まるわけであります。それは、ほとんど国民健康保険との関連がありまして、そこにまたペナルティーが入ってくるわけであります。そうすると、また財源的にも大変厳しい状況になってくるんじゃないかなと思いますけれども、そのペナルティーの状況を少しお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします……ちょっと深みを、これは大きな財源になってくると思いますので。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

特定健診、特定保健指導、先程申し上げましたようにですね、受診率が65％以上、それから指導が45％、それから改善率、メタボリックの改善率が10％以上ということを達成しないと３年後の平成24年度で10％のペナルティーが発生をするということを申し上げましたけれども、金額についてはおおよそ今のところ9,300万円程度のペナルティーが達成しない場合、発生するというふうに考えられております。

◎池間健榮君

議案第41、第42、第43、今回追認含めて提案されておりますけれども、平成20年度の予算にも当然パイナガマの予算は計上されております。公園工事を中止せとは申し上げませんけれども、これまでの経緯も含めて解決しなければならない問題点等がございますので、その点についてお尋ねをさせていただきます。

初めにですね、昭和54年度、旧平良市時代ですけれども、都市計画決定によって４ヘクタールから8.9、現在の面積に決定され、平成８年に認定を受けて現在工事が進行中であります。そして、今既設のありますトイレ、シャワー室、これが当時無償で行われると。国庫補助を受けるに当たって無償であるということで補助金を受けて建設されております。しかし、ここに賃貸料が発生している。そして、なぜ財産区である墓地に建物は建っているのにもかかわらず、その墓地でない共有地のところに登記されているのか。これについて、なぜそういった虚偽があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

◎経済部長（宮國泰男君）

このパイナガマ公園につきましては、平成19年度から一応都計課のほうの管理にいってはいますけども、それ以前の管理しているのが観光商工課ということでございまして、事前に担当課のほうで調査を依頼されておりましたんで、そのことについてお答えをいたします。

まず、無償で使用して国庫で財産区である墓地に登記されているのかということでございますけども、私どもも財産管理台帳におきましては下里338番地の４ということで登記が、表示でもって管理がされております。ですが、このトイレ、シャワー室はですね、339番地と338番地の２にまたがって建築がされております。そういうことで登記所の登記簿謄本を調べました結果ですね、登記の表示は所在という部分がありまして、下里339番地と338番地の２ということで登記がなされております。多分に代表的な番号で通常財産管理はするわけでありますけども、私どもの財産管理台帳のですね、338番地の４というのは338番

地の２の間違いでありますので、財産管理台帳につきましては早速に訂正をさせていただきたいと、そのように思います。

◎池間健榮君

こういう間違いました、事務ミスで済む問題かどうかは、市長、私はちょっとおかしい話でありますから、いろいろ補助金適正化法も含めて調査をお願いします。

ある公共事業を行う際には、必要とされる土地はすべて取得しなければならない。そのために土地開発基金があり、先行取得のための開発公社があるわけであります。そして、当然国庫補助金の補助金適正化法の決定においては、現在はそうなっていないようでありますけれども、必ず添付資料として承諾書、将来売買が成立しますという承諾書がない限りは国庫補助の交付決定はされないものだと私は調査の結果、認識をしております。

先程経済部長が単なる事務ミスであるということであればですよ、この昭和53年の会議録、これにあるように県、国とのヒアリングにおいて都市計画が決定しているわけでありますから、無償承諾書を南西里共有地と並記とした上で約1,600万円の国庫補助を受けてあるわけですよ。そして、現在議案で提案されているように売買契約がされているわけです。なぜこういう間違いましたといってですね、昭和54年度から二十何年にわたってこの賃貸契約書にあるように南西里共有地の皆さんはですね、土地に建っていないにもかかわらず市に対して金を受け取っていたということは、後ろの議員の皆さんが詐偽と言っていますけれども、詐偽に当たりませんか、じゃ。なぜ自分の土地に建っていない、財産区に建っているトイレ、シャワー室の賃貸料を取らないといけないんですか。その点について、もう一度お答えを願いたい。

そして、公共工事をする際に土地が承諾書なり売買が成立していない時点において公共工事の交付決定がなされるのか、その点。

そしてですね、墓地であるという登記がされているんですよ。平成17年度合併前の一月前にですね、約3,800万円財産区から土地を購入してあります。財産区の出納関係、金銭関係はだれが保管するのか。財産管理区、財産管理委員会、委員にその3,800万円の金銭、金を振り込んでいいという法的根拠があればですね、沖縄復帰特別措置法で沖縄県だけは特別に管理委員がその金を保管していいという法律、根拠があるんであれば私の勉強不足でありますから、その点についても教えていただきたい。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

まず、財産区についてお答えいたします。

現在財産区、これは字有地をですね、登記いたしまして、財産区という形で登記しております。当然法人格を有しますので、その財産区と市とですね、財産区、実態的な字有地の方が財産区です。しかし、自治法上ですね、その財産区の管理、処分については市長になっております。それで、市から買う場合に伊志嶺亮から伊志嶺亮という形での土地の売買はできません。それで、市長から臨時代理、副市長の名前で土地を買います。そして、そのお金はですね、自治法上は歳入、入れて、それから歳出、出すと、そういう手順の方法があります。

これまで公共工事における財産区の土地の取得については、まず先程説明しましたように市長から副市長が買って、そのお金をですね、また財産区、そこに移出する、そういう手法をとって、現在各県内の財

産区の取り扱いについては、公共工事をうまく進めるためにそういう手法をとっております。それで、１つはですね、本来でしたら財産区に、先程説明しましたように歳入で入れて、特別会計つくって支出するということなんですけど、１つは市長がですね、会計上の市長の決裁、市長の権限でもって金の支出ができるということで、行政の簡素化という形で土地を買ってですね、それを字有地ですね、財産区、そこに支出をしております。

（「本当にそれ財産区の代表に金振り込んでいいという法的根拠を見せてくださいよ、じゃ。この会計はだれがするんですか、このお金の管理は。これ公金じゃないんですか。だれが管理するんですかと。市長は一斉関係ないんですか、もう支出したら。財産区の管理者である市長は」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

歳入としてですね、お金を入れる場合は、その管理は、その当時は収入役ですね。そういうことになっています。だから、そういう手法、手続を省いてですね、直接に財産区にお金は支出しております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

静かにしてください。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

静かにしてください。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時03分）

再開いたします。

（再開＝午前11時04分）

◎建設部長（平良富男君）

これまで関係機関ともいろいろそういう手法について勉強してあります。これも地方自治法のですね、第149条の６と、それから同法第294条、市長にそういう権利があるという形での支出の理解でございます。

（「振り込んだ金はどうなるんですか」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時05分）

再開します。

（再開＝午前11時05分）

◎経済部長（宮國泰男君）

国庫補助事業を受ける場合は、承諾書とか、そういうのが添付されていない限りできないのではないかというご質問でございます。

昭和45年の53年か50年の件でございますけども、当時土地がですね、どのような状況であればその補助金が受けられたか、それに関しては今私どもは承知しておりませんけども、その当時の部分に振り返って調査をした上でお答えをさせていただきたいと、そのように思います。議事録を見る限りにおいては、承諾書をとりまして、国庫補助事業を受けているということでございますんで、ただいま私どもその資料を持ち合わせておりませんので、早速に調査をさせていただきたいというふうに思います。

建っていない土地にお金を振り込んでいるということにつきましては、今回の財産区の問題と密接に絡み合うと思っておりますんで、ちょっと私どもでまだその資料を準備がなされておりません。後日調査をした上でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午前11時07分）

再開いたします。

（再開＝午前11時12分）

◎建設部長（平良富男君）

財産区の処分について、法的根拠の部分について説明いたします。

まず、財産区の財産の管理及び処分権限は、自治法の第294条により市長となっております。同法の原則に従えば、売買代金の受領に関しても市長の委任が必要だとする説もあるし、同法の趣旨に照らし、理解できなくもない。しかし、永年のですね、行政慣行が蓄積されているのであれば、財産区の売買代金請求事件に市長の委任状が必要だとする考えにも特別な、別な考え方もある。財産区の制度をですね、設けたのは、町村制の実施に先立ち旧来の村、部落ですね。の所有の財産を合併市町村に一方的に統合することへの旧村住民の反対と抵抗を緩和するための措置である。いわば旧村に引き続き財産を保有し得る権利能力を認めたのが財産区の制度であります。ただし、地方自治法の第１条の３第３で財産区を特別地方公共団体として定めており、財産区の財産の処分権能も同法第149条第６項と同趣旨、第294条を制定して市長に与えております。しかし、同法の第149条第６項の権能は市民全体のためであるが、同法の第294条は財産区に属する市民のための権能である。一般会計同様に特別会計から支出についても市長の決裁があって初めて財産区代表による金銭受領となるものも考えれば、市長決裁以外に委任状も必要とする議論は無駄を省くということになって、行政の手続の簡素化に伴って支出しているということに考えております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時15分）

再開いたします。

（再開＝午前11時16分）

◎建設部長（平良富男君）

これまで説明していますように財産区、字有地ですよね。しかし、字有地としては法人格を有していませんので、買うことができません。それで、財産区として登記しています。それで、財産区、法人格です

ので、財産区から土地を買う手続ができます。

それでですね、先程も言ったように、地方自治法の第294条の第３項に基づいて特別会計に入金されるが、同現金の出納責任者は出納長であると、収入役であるというふうになっていますよね。だから、先程言っているように、公共工事を取得する方法として、市長が一応財産の管理になっていますよね。公共工事で土地を取得する方法として、財産区は字有地のものですよね。だから、財産区の組織がありますよね。その組織にお金支出する、そういう手法をとっております。これまで、だから県内の公共工事を含めてそういう手法でやっているし、今池間議員が指摘しているように、市長の処分権ができるという形で、実態的には字有地の土地ですから、そこにお金を支出する。それから、総会での決議があります。それに基づいて支出をしています。

（「じゃ、決議文出してくださいよ」の声あり）

◎池間健榮君

回数が決まっていますからね、今しゃべったら終わりですけど、あしたもやりますから。

部長ですね、手続上はすべて私もこの契約書にあるとおりね、財産区、当然それをやるから処分できるわけですよ。しかしですね、登記上はこれは昭和22年度ポツダム宣言によって一斉に旧来持っていた字有地を財産区に移行して、日本全国一斉に登記されているんです、財産区として。その財産区は、地方自治法第294条に基づいてすべて管理するようになっているわけです。したがって、出納関係の部分については委任できない、財産管理委員会及び委員について委任できないようになっているわけですね。ちゃんと出納責任者が管理しなさいと。

それでは、会計責任者にもお尋ねをしますけれども、支出の事実はどうであったか。だれに支出をされているのか。そして、この法解釈についてどのような解釈でもって会計課はこの財産区の金銭関係を保管されていないのかですね、このことも含めて。法律上、本当に委任の委任でもって財産管理課は７名以内になりなさいとなっているわけです。そして、総会、議会を設けた場合には財産管理委員会はつくれないことにもなっているわけです、法律上は。だから、向こうでごちゃごちゃやっていますけれども、今回のこの土地売買契約は別にだから復帰特別措置法みたいに自治法上の財産区でやりながら、金の保管については別の財産区ということがあるのかどうかも含めてですね、会計責任の部分でこの法律の趣旨、そういったことについて出納関係の管理はだれがやるのか、そのことを含めて一致した見解をお願いをいたしたいと思います。

そして、自分の土地に建ってもいない建物の賃貸料を支払ってこれまできたというね、自分の土地に建っていないのになぜ宮古島市はその共有地の皆さんに金をこれまでずっと支払い続けてきたのかですね、このことも含めてですね、もう一度お願いをしたいと思います。

議長うれしそうにしていますけど、これで終わりじゃないですからね。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時23分）

再開いたします。

（再開＝午前11時27分）

調整をして答弁するということであります。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時27分）

再開いたします。

（再開＝午後２時00分）

午前に引き続き会議を続行いたします。

◎建設部長（平良富男君）

財産区についてお答えいたします。

昭和23年の米軍政府指令第26号により名称を変更したものですけど、字有地は法人格を有していないために財産区として登記しております。市としましては、この財産は当該字に帰属し、実態上の所有権者であると判断をしております。したがいまして、これまでの慣例として財産区として対応してきましたが、これは県の手法でもあり、また他の市の状況も同様のことであり、全県的な課題であります。今後については、自治法が規定する条例の管理のあり方について県の助言を受けながら対応していきたいと思っています。現在地方自治法における第149条、それの解釈のもとで処分しているということであります。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時02分）

再開いたします。

（再開＝午後２時03分）

◎建設部長（平良富男君）

財産区にお金を支出してありますから、財産区がお金は管理しております。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

１つはですね、まず公共工事に伴う字有地の財産の取得のあり方。現在字有地としては法人格を有していませんので、財産区として登記されている部分についての契約して土地を購入しております。そして、そのお金はその財産区に支出しております。今言っている法的な部分については地方自治法で、第149条で処分することができるということになっていますので、今その解釈をしております。今池間議員が指摘しているように、自治法が規定する条例のあり方含めてですね、現在その手法でもって他の機関もしていますので、その助言を受けながらですね、対応はしていきたいと思います。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時06分）

再開いたします。

（再開＝午後２時09分）

◎建設部長（平良富男君）

今池間議員が指摘しているのはですね、財産区の管理会条例ですか、そういう条例に基づいて今指摘しているような方法での支出のあり方というのが今までの地方自治法に基づく財産区、新財産区ですね。についての解釈になっています。しかし、現在これまで沖縄県内における、それから字有地の取り扱いについては……

（「これ字有地じゃないよ」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

だから、字有地を財産区にしているわけさね。財産区については、現在そういう手法でもって支出をしているわけです。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時10分）

再開いたします。

（再開＝午後２時10分）

◎会計管理者（譜久村基嗣君）

会計課に属する事務の手続について午前中の質疑がありましたんで、それに基づきまして若干説明したいと思います。

まず、１点目に支出の相手方はということであります。まず、１件目は下里共同組合、伊志嶺政夫様であります。それから、西里、これは財産組合ですね。財産委員会ですね。山里さんになっております。

それから、もう一件目の財産区の管理者は市長になっているが、これは地方自治法第294条上でのことです。支払いがその管理団体にされていますが、この支払いは正当か否かと、適正か否かということでありました。財産区への支出事務につきましては、従来から行われているとおり、要するに先程建設部長から言われました県内の字有地、旧字有地ですね。その取り扱い事務の慣例からして従来どおり財産区の管理団体、組合長等からの請求によって同団体に支払いが行われておりますが、売買契約に基づく、要するに請求でありますので、その支払いについては宮古島市の、当時からいえば旧平良市の財務規則にのっとりまして、現在で言えば宮古島市の財務規則の第68条に基づいて適正に支出はされていると考えております。

３点目になりますが、今後の支払いの件については、先程から議論されておりますように、慣例でありますという言葉が正当か否かわかりませんけども、まず県内の財産区の取り扱いが地方自治法上での取り扱いの若干の違いは認めております。今後これまでの手法によってなされてきた事務そのものが地方自治法の第294条以降第297条までの規定に沿うかどうかはですね、今後適正な処理をしなければいけないと会計事務の手続としては思っております。じゃ、どういうふうにしますかというと、先程からおっしゃっておりますし、建設部長もおっしゃっておりますけれども、今後その対応といたしましてはまず制度上に乗

っかっての条例の制定、あるいはそれに乗っかっての管理団体、あるいはその財産管理組合じゃなくて議会ですか、それも含めて整備をしていかなければいけないと思います。その作業の過程においては、沖縄県はもちろんのことでありますが、財産区の相手方がおりますので、住民がおりますので、十分に協議を重ねまして、適正化に努めなければいけないと思っております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時15分）

再開いたします。

（再開＝午後２時18分）

◎建設部長（平良富男君）

財産区の取得の事例ですけど、沖縄県、名護市、一応問い合わせた結果、そのような手法で財産取得をしているということです。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時18分）

再開いたします。

（再開＝午後２時22分）

◎建設部長（平良富男君）

先程から答弁している財産取得の手法については、こういう事例があって取得しています。今指摘されているように、例えば新財産区と旧財産区の取り扱いの問題を含めて、それから現在のところ、そういう管理条例に基づく支出については沖縄県内でまだ見当たりません。それで、法的な部分について県の担当のほうにも一応問い合わせしたんですけど、具体的な自治法第何条から第何条というものをまだお答えを、回答は来ておりません。それで、先程から答弁していますように、池間議員が指摘のものについてですね、再度精査してやっていきたいと考えております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時23分）

再開いたします。

（再開＝午後２時34分）

◎建設部長（平良富男君）

池間議員が指摘している部分、まだ十分に把握しておりません。持ち帰って精査していきたいと思います。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時35分）

再開いたします。

（再開＝午後２時36分）

◎建設部長（平良富男君）

今池間議員が指摘している、まず市の財産の取得については、今答弁したとおりでございます。今言っている細かい池間議員が上げた資料、これはまだ十分目を通していませんので、それを勉強しながら対応していきたいということでございます。

◎議長（友利恵一君）

わかりませんという答弁がまずいと言っているから、わかりませんじゃないでしょう。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時37分）

再開いたします。

（再開＝午後２時39分）

◎建設部長（平良富男君）

先程も答弁しましたけど、統一見解の部分ですけど、まず字有地、法人格を有しないために登記することは認められないということと、字は法人格を有していないけども、財産区として登記している。それで、市としてはこの財産を当該字に帰属し、実態上の所有権者であると判断しております。したがいまして、これまでの慣例として財産区として対応してきましたが、これはほかの機関、県の機関でも、またほかの市の状況も同様のことであり、全県的な課題でありますので、今後自治法に規定する条例や管理のあり方については県の助言を受けながら対応していきたいと考えています。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時41分）

再開いたします。

（再開＝午後２時43分）

◎総務部長（宮川耕次君）

今さっき建設部長からあったことと同様な立場ですが、まずその財産の管理につきましては沖縄のですね、一つの特殊な事情などがありまして、今まで自治法上の財産区とですね、実態的に対応が完全に一致している状態とは言えない面があろうかと思います。それで、調べてみますと、これをそういった財産区として登記する際にはですね、一応所管、いわゆる国の所管機関もですね、これを認めてきたという実態がございます。したがいまして、先程会計管理者からもありましたように、こういった実態を踏まえてこ

れまで対応してきておりますので、全県的なそういった字の土地はもともと字のものだというようなですね、認識がずっと続いてきて、自治法上の財産区ということで、名義でですね、登記してきたという実態がございますので、今後どのようにして対応していくかということについては県と十分相談して、しかるべき形ですね、やっていきたいというふうに考えております。

◎池間健榮君

議長、終わりますから、発言の許可をよろしくお願いします。３回やってあるから、発言をして終わりますから、市長の見解を求めたいから。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時44分）

再開いたします。

（再開＝午後２時48分）

◎建設部長（平良富男君）

これまでの答弁でも繰り返してしていますけど、自治法上の第149条で市長が処分できるという解釈のことで、法的にはそれで解釈しているということです。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時49分）

再開いたします。

（再開＝午後２時53分）

◎建設部長（平良富男君）

市としては、財産区から土地を購入していますので、その財産区にお金を支出しているということは合法だと思います。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時55分）

再開いたします。

（再開＝午後２時59分）

ほかに質疑はございませんか。

（「議長、動議お願いします」の声あり）

◎池間雅昭君

動議を提案したいと思います。

ただいまの件につきましてですね、いわゆる財産区の代表が市長であると。ですから、財産区の土地の処分については、これは当然会長である市長が処分しますけども、財産区の代表が市長であるからこそ売

買代金は市が保管することになっているんですね、法律上は。それがいわゆる財産区の管理委員とか、あるいは共同組合の代表とかいうふうなところに勝手に公金が振り込まれている。これは、非常にね、地方自治法上も大きな問題が生ずると思います。したがいましてですね、これが法的に正しいのかどうかということも含めて精査するために残高証明と、そしてその振り込んだ先の方々のですね、残高証明ですね、そういったもの等の提出を議会として求めていただきたいというふうに思います。お諮りください。

（「賛成」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時00分）

再開いたします。

（再開＝午後３時46分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

ただいま池間雅昭君から下里共同組合・西里財産区の土地売買に係る代金の残高証明及び支出決議書資料提出を要求すべきとの動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。下里共同組合・西里財産区の土地売買に係る代金の残高証明及び支出決議書の資料を要求することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

下里共同組合・西里財産区の土地売買に係る代金の残高証明及び支出決議書の資料の提出を求めることに決しました。

ただいまの議決に基づき市長は資料の提出をお願いいたします。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時47分）

再開いたします。

（再開＝午後５時04分）

休会の日の会議についてお知らせをいたします。

あす３月６日は休会となっておりますが、特に会議を開く必要がありますので、会議規則第10条第３項の規定により会議を開くことといたしますので、議員各位、当局の皆様にお知らせいたします。

なお、会議予定につきましては、３月６日を本会議し、本日に引き続き質疑を行い、３月10日は休会となっていたところ、委員会に振り向けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後５時05分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月６日（木）　　４日目

（議案に対する質疑（付託））

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第４号

平成２０年３月６日（木）午前１０時開議

日程第 １	議案第 ８ 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃 第 ２	〃 第 ９ 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）
〃 第２４	〃 第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	（ 〃 ）
〃 第２５	〃 第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する	

		条例	（市長提出）
日程第２６	議案第３３号	宮古島市環境保全基金条例	（　〃　）
〃　第２７	〃　第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	（　〃　）
〃　第２８	〃　第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	（　〃　）
〃　第２９	〃　第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	（　〃　）
〃　第３０	〃　第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３１	〃　第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３２	〃　第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３３	〃　第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３４	〃　第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３５	〃　第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３６	〃　第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３７	〃　第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３８	〃　第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第３９	〃　第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第４０	〃　第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃　第４１	〃　第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４２	〃　第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第４３	〃　第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃　第４４	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４５	〃　第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４６	〃　第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４７	〃　第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第４８	〃　第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

平成２０年３月６日（木）第３回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第　８　号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）
	議案第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算
	議案第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例
	議案第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて
	議案第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
	議案第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について
文教社会委員会	議案第　９　号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算
	議案第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算
	議案第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算
	議案第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
	議案第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例
	議案第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	議案第３３号	宮古島市環境保全基金条例
	議案第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議案第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議案第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議案第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について
	議案第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について

委員会名	議案番号	件名
	議案第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）
	議案第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算
	議案第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算
	議案第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算
	議案第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算
	議案第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算
	議案第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例
	議案第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
	議案第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
	議案第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について
	議案第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
	議案第４７号	土地の取得について
	議案第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて
	議案第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて

議案第８号　平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）

歳出款項別審査委員会表

平成２０年３月６日（木）第３回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	３．民生費	１．社会福祉費	３４
		２．児童福祉費	３７
		３．生活保護費	３８
	４．衛生費	１．保健衛生費	３９
		２．清掃費	４０
	１０．教育費	２．小学校費	６６
		３．中学校費	６７
		４．幼稚園費	６９
		６．保健体育費	７０
	１１．災害復旧費	５．その他公共・公用施設災害復旧費	７２
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	４１
		２．林業費	５２
		３．水産業費	５４
	７．商工費	１．商工費	５５
	８．土木費	２．道路橋りょう費	５６
		３．都市計画費	５９
		４．住宅費	６２
		５．港湾空港費	６３
	１１．災害復旧費	２．農林水産業施設災害復旧費	７１

議案第１２号　平成２０年度宮古島市一般会計予算

歳出款項別審査委員会表

平成２０年３月６日（木）第３回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	３．民生費	１．社会福祉費	１２３
		２．児童福祉費	１３９
		３．生活保護費	１５１
		４．災害救助費	１５３
	４．衛生費	１．保健衛生費	１５４
		２．清掃費	１６５
	１０．教育費	１．教育総務費	２８０
		２．小学校費	２８７
		３．中学校費	２９２
		４．幼稚園費	２９６
		５．社会教育費	２９８
		６．保健体育費	３１８
	１１．災害復旧費	１．厚生労働施設災害復旧費	３２２
		４．文教施設災害復旧費	３２５
経済工務委員会	５．労働費	１．労働諸費	１７１
		（目：働く女性の家管理運営費は除く）	
	６．農林水産業費	１．農業費	１７３
		２．林業費	２２４
		３．水産業費	２２９
	７．商工費	１．商工費	２３５
	８．土木費	１．土木管理費	２４４
		２．道路橋りょう費	２４５
		３．都市計画費	２５５
		４．住宅費	２６３
		５．港湾空港費	２６８
	１１．災害復旧費	２．農林水産業施設災害復旧費	３２３
		３．公共土木施設災害復旧費	３２４
	１３．諸支出金	２．公営企業費	３２８
		（目：パブリックゴルフ事業支出金）	

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月６日

（開議＝午前10時15分）

◎出席議員（２７名）　　（散会＝午後９時14分）

議長	（１番）	友利惠一	君	議員	（１４番）	眞榮城徳彦	君
副議長	（２２〃）	下地智	〃	〃	（１５〃）	嘉手納学	〃
議員	（２〃）	仲間明典	〃	〃	（１６〃）	新城啓世	〃
〃	（３〃）	池間健榮	〃	〃	（１７〃）	上地博通	〃
〃	（４〃）	新里聰	〃	〃	（１８〃）	平良隆	〃
				〃	（１９〃）	亀濱玲子	〃
〃	（６〃）	佐久本洋介	〃	〃	（２０〃）	上里樹	〃
〃	（７〃）	砂川明寛	〃	〃	（２１〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（８〃）	棚原芳樹	〃	〃	（２３〃）	豊見山恵栄	〃
〃	（９〃）	前川尚誼	〃	〃	（２４〃）	富永元順	〃
〃	（１０〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（２５〃）	富浜浩	〃
〃	（１１〃）	山里雅彦	〃	〃	（２６〃）	下地秀一	〃
〃	（１２〃）	池間豊	〃	〃	（２７〃）	下地明	〃
〃	（１３〃）	宮城英文	〃	〃	（２８〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	下地支所長		平良哲則	君
副市長		下地学	〃	水道局次長		砂川定之	〃
総務部長		宮川耕次	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	教育長		下地恵吉	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	教育部長		長濱光雄	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	生涯学習部長		二木哲	〃
環境施設整備局長		平良光善	〃	総務課長		伊良部平師	〃
経済部長		宮國泰男	〃	財政課長		石原智男	〃
建設部長		平良富男	〃	企画調整課長		下地信男	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	国民健康保険課長		友利義雄	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	都市計画課長		長崎富夫	〃
平良支所長		狩俣照雄	〃	伊良部総合支所総務振興課長		浜川明芳	〃
城辺支所長		饒平名建次	〃	伊良部総合支所経済建設課長		国仲続男	〃
上野支所長		砂川正吉	〃				

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時15分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日は、当初の日程では休会となっておりましたが、昨日もお知らせいたしましたように、特に会議を開く必要がありますので、会議規則第10条第３項の規定により会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第４号のとおりであります。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時16分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

◎建設部長（平良富男君）

下里財産区の役員ときのう話をしてきまして、今日確認をしております。土地代金の配当金としてあるという報告を受けております。これは、下里字組合の組合員ということでございます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

建設部長。

（「議長、担当部長が答弁する必要ないでしょう。財産
管理者の市長が……」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

これまでもきのうからいろいろ答弁していますけど、まず公共工事に伴う財産の取得について、財産区と契約いたしまして支出しております。当然売買契約で財産区と契約していますので、ただ財産区については市長が管理者であるということになっております。そして、現在宮古島市においてそれが条例、財産に関する条例、それから財産区会、それが設置されていませんので、当然その財産の処分については市長が処分できるという解釈をしております。そして、これまでの取得の方法からして字有地、字は財産区に近いものと思っていますので、それを財産区として登記しているのが実情でございます。そういう関係で財産区の財産をですね、字有地、字のものであるということで契約してお金は支出していますので、当然そのお金というのはその財産区で使うことができると考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

◎建設部長（平良富男君）

字会という組織でですね、多分西里字会の場合は、資料見てもわかると思うんですけど、総会でもって組合員に、西里字会の場合は組合員に分配はしていませんけど、総会でもってそれを処理しております。下里字会もそういう手法で処理していると聞いております。

（「いや、分配できるかどうか答えてくださいよ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

◎建設部長（平良富男君）

それは、字の問題だと思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

（「条例制定というのは、法令を守らなきゃいけないでしょう」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

建設部長。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、こういうふうに答えなさいと教えたりしているから、答えればいいですよ。

（「いや、だから財産管理区の代表者は市長ですから、市長、それでいいんですかということなんですよ。そういうふうに事務を任せてあるんですかと。職務代理者として、臨時職務代理者として契約事務を行った副市長もそれでいいですかということなんです。もう自分らは契約事務して支出したから、あと一切

西里、下里字会がこの金はもうどんなに使ってもいいですということで、そういう見解ですかと。財産区の……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

これより日程第１、議案第８号から日程第48、諮問第５号までの48件を一括議題とし、昨日に引き続き質疑に入ります。

なお、質疑の際は議案番号、ページ数を明示していただきたいと思っております。

質疑があれば発言を許します。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前__時__分）

再開します。

（再開＝午前__時__分）

建設部長。

（「私の質問を受けてくださいますかと言っているんです、だから」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前__時__分）

再開します。

（再開＝午前__時__分）

◎眞榮城德彦君

素朴な疑問なんですけど、きのうからの質疑がストップして、じゃ資料提出までに至りました。その根拠は何かといいますとね、副市長と市長の間で財産区に関する売買契約書交わされました。そして、同じ日に今度は市長と、それから各財産区の代表者との間でこの土地に関する契約は交わされております。つまり西里財産区の代表、そして下里共同組合の代表で交わされております。そして、それによって旧平良市からそれぞれの財産区に1,926万円ずつ振り込まれておりますね。登記は財産区ですから、私どもは、特に私はすべて地方自治法にのっとった財産区の法律の枠内で事が処理されるものと今でも思っております。ところが、きのうからの答弁では登記上、財産区に登記をしなければこの土地の売買、取得はできないから、つまり便宜上、財産区に移行して、登記をして売買をするんですけども、この代表者に支払われた1,926万円ずつは組合のお金でもって字有地の、財産区じゃないですよ。財産区に移行する前の字有地

会のお金でもって処理できるのかできないのか。先程聞きましたら処理できますと。だから、分配も自由ですと言っているわけですね、当局はね。契約は財産区としてやるけども、これは登記上の問題、法律上の問題であって、この財産区の中身は字会のもんですから、当然お金も字会のお金ですと。これを分配しようが何しようが法律には抵触しませんという答弁ですね。それでいいですかと確認してください、まず１点目は。

◎建設部長（平良富男君）

眞榮城議員が指摘しているように、そのように解釈をしております。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、きのうから言っている資料の提出、これは議会が関与することでもないし、あなた方が一生懸命になってこれから残高証明、その他もろもろの金の流れを議会に報告する必要もないわけですね。当然これは字会のお金ですから、字会内部の問題になるわけでしょう。じゃ、何を今さら残高証明を取ったり、議会の要望にこたえようとしているんですか。その根拠を言ってください。

◎建設部長（平良富男君）

動議をもって議会のほうで請求していますので、その誠意にこたえようと思ってやりました。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、法律とは何も関係はなく、これをやる必要もないと思ったんだけど、議会が要求しているから出してあげましょうということですね。問題の本質にはかかわりないけども、あなた方そこまで言うんだったら出しましょうと。不都合、不合理だと感じながらもこれをやるということですか。そういうことですか。

それと、もう一つ聞きたいのは、自治法上の財産区と中身、きのうからたびたび建設部長が口に出している実態は違うんですよと、中身は違いますよという、法律の解釈論になるわけですけど、ここからは。自治法上の財産区の扱いは、これが一切かかわりはないと言いましたね、今回のケースには。それに答えください。

◎建設部長（平良富男君）

まず、１つは字と財産区の関係でございます。

字はですね、財産を所有することができると法務局の見解があります。国もそういうふうに認めているということでございます。戦後は、それは認めておりません。法務局としましてはですね、字は財産区と財産区に近いものと思うので、市長が嘱託申請しまして、受理せざるを得ない状況になっていますので、財産区という形で登記をしております。それで、財産については、当然これは字と一緒という考え方でもってこれまでそういう手続を踏まえまして契約をしているところでございます。そして、言っている財産区、地方自治法上の登記上、登記の財産区ですけど、それは当然地方自治法に基づく財産区との考え方を持っています。ただ、先程から言っていますように、この字有地、財産を取得するためにそういう契約売買やって、現在宮古島市において条例と、それから財産管理会ですね、それが設置されていないということになっていますので、今までの手続の方法で副市長が市長から買ってという手続をやっております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

注意しておきましょう。

３回指名をいたしましたので、質疑も終わりましたので、そのようにご理解ください。

休憩いたします。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

議運の委員長から議運を開いたらどうかと、この件についてもね。

（「ちょっと待ってくださいよ。議運の委員長、きのうのいきさつ、わかっていないよ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いやいや、報告してありますから、休憩し……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午前__時__分）

議運を……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

午前中に議運を開きましたが、各会派の意見を聞いて再度議会運営委員会開きたいということでございましたので、休憩して議会運営委員会を開きます。

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

質疑があれば発言を許します。

◎平良　隆君

３点ほど質問をさせていただきたいと思います。

議案第８号のですね、平成19年度の宮古島市の一般会計補正についてでございますけれども、この中で５ページのですね、繰越明許費が、25件のですね、事業が明繰なされているんですよね。その理由をですね、説明していただきたいと思っております。

続きましては、議案第12号のですね、平成20年度の宮古島市の一般会計予算案でですね、一時借り入れ最高額が140億円今度なされております。その根拠をですね、示していただきたいなと思っております。

それと、議案第25号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部なんですけどもね、これまで廃止をされた特殊勤務がですね、復活するということなんですね、これは。この条例改正というのは。なぜそういう財政状況の厳しい中でですね、今集中改革の中で財政改革なされているんですよね。そういう中でなぜこういう特殊勤務を復活させるのか。その中身がですね、ちょっと……なぜ復活されているのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

これは議案ではないけれども、管理職ね、手当が何か復活したという、新聞に載っておりましてですね、こういう特殊勤務手当の復活、また管理職手当の復活がね、復活することにどれぐらいの予算が増額するのか、その点についてもお聞きをしたいと思っております。

◎建設部長（平良富男君）

一般会計補正予算の５ページの繰越明許費の理由について説明いたします。

Ｂ―54号線、これはボウリング場の前の道路でございます。当初平成19年５月に契約して平成20年２月までに完了する予定でありましたけど、補償交渉に不測の日数を要しております。契約９月には完了できる見込みでございます。

城辺15号線、抵当権の一部抹消の承諾が得られず、用地の取得が難航しております。それに伴う工事費と物件補償費が執行できない状況、ができません。しかし、土地の所有者は工事に賛成しており、現在弁護士を通して抵当権者との交渉をしております。

下崎―西原線でございます。当初平成19年５月に契約して平成20年２月までに完了する予定でありましたけど、補償交渉に日数を要しております。事業が進むにつれて理解してきていますので、３月までに契約し、５月に完了できる見込みでございます。

Ｂ―53号線、これは宮古高校の前の道路でございます。既に契約済みである補償物件の権利者より３月までの移転が難しいため４月以降まで完了期間を延長してほしいとのことがありましたので、年度内支出が行えないために繰り越しを申請しております。

次に、野原学童線でございます。抵当権の一部抹消の承諾が得られておらず、用地の取得が難航しております。それに伴う工事費と物件補償費が執行できないため、できておりません。しかし、土地の所有者は工事に賛成しており、現在弁護士を通して抵当権者と交渉しております。

次に、都市計画費の中の東環状線でございます。地権者と用地補償及び物件移転交渉を行ったところ、補償価格の点で折り合いがつかず、その交渉に日数を要しております。工事発注で２月にずれ込み、年度

内完了が困難となっております。

次に、大原線道路改良工事でございます。工事執行を行ったところ、洞窟、墓等が新たに発見され、関係者の確定及び交渉等に日数を要しております。年度内完了が困難なために繰り越し手続を行っております。

次に、市道下里通り線道路改築工事です。地権者と建物の移転交渉を行ったところ、補償価格の点で折り合いがつかず、その交渉に不測の日数を要しております。工事発注が遅れ、また物件移転及び取り壊しの遅れ等によって年度内完了が困難になっております。

パイナガマ公園事業。地権者との用地交渉等に予定以上の日数を要したために年度内完了が困難になっております。

根間地区区画整理、単独分。換地計画等委託業務完了に向けて事業を進めてきたところ、受領拒否等の発生に伴い、予定の年度内完了ができなくなっております。

竹原地区区画整理事業。建物移転補償等の価格で地権者との折り合いがつかず、交渉が難航し、年度内完了ができなくなっております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

繰越明許費についてですが、総務費の中の裁判員候補者名簿調整のための既存住基システム改修34万2,000円の繰越明許費の設定でございますけども、これは裁判員制度導入に伴いまして、現在あります住基システムの改修が必要になってまいります。国の補助事業で行うものなんですが、これの通知がですね、先月ですね、２月にございまして、今回の補正でのせてあります。年度内完了が見込めませんので、繰り越しを設定してあります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、野原地区についてお答えをいたします。

野原山中地区でございますけども、現在かんがい用水用の加圧器の工事を行っています。ですが、その加圧器に係る現地の調査とか解析、そういうものが１カ月ばかり不測な事態が生じまして、本年度内の年度内完了が困難となったということで、現在４月30日を予定として繰り越しをしてございます。

次に、元島西地区でございます。本事業においては、その事業説明会を実施しまして、工事発注をしたんでありますけども、当初賛成していた受益者の方がですね、反対をし、施工できない状況にあるということで、工事の施工箇所を変更して工事をすることになったということでございまして、その後その変更する箇所の受益者に説明を実施し、工事施工箇所の一部を今期、収穫のサトウキビのある場所にですね、収穫後に施工するということで年度内の完了が難しくなるということでの繰り越しでございます。

次に、宮原地区でございます。農村公園の整備を平成19年11月の発注に向けて準備しておりましたけども、宮原自治会より公園の位置をですね、旧公民館跡地に変更できないかとの申し出がありまして、調整の結果、公園の面積を振り分けて２カ所で整備を行うこととなりました。そのために新たな測量設計を委託する必要がありまして、約３カ月間の日数を要したということでございます。工事完了は平成20年６月30日の見込みでございます。

次に、平良地区でございます。これは、狩俣のふれあいランドの公園整備でございますけども、当初この公園整備する予定のですね、土地は個人８名の地権者がおりまして、３名の地権者から狩俣自治会より

提示された土地について今の土地より作物ができそうもないというなどの難色が示されたことによりまして、調整等を含めて不測の日数を要したということでありますけども、現在その調整が進んでおりまして、年度内に発注をして繰り越しをするというものでございます。平成20年の８月末を工事完了の予定としてございます。

次に、宮原第２地区でございます。これは、水辺公園東側ののり面の上部にですね、平成17年ごろから侵食されてきたことに伴い、のり枠ブロックというんですか、これを土砂崩壊を防止する工事を平成19年11月発注に向けて準備をしておりましたけども、平成19年９月17日の台風12号の影響によりのり面の下部まで侵食が広がりました。さきに設計させた構造物等の見直しが必要になったということでその設計変更を余儀なくされたと、そのようなことで繰り越しをするものでございまして、平成20年の５月31日の完成に向けてということで繰り越しをしてございます。

◎教育部長（長濱光雄君）

西辺中学校屋内運動場改築事業の繰り越しについてご説明をいたします。

耐震基準の改正に伴いまして、建築確認業務の審査に時間を要しており、今年度執行が厳しくなりました。そのために繰り越しにより新年度で施行したいということであります。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

２款衛生費、２項清掃費のごみ処理施設等整備事業ですが、これは環境影響評価調査の方法書の作成委託料の210万円の繰り越しでございます。現在方法書の作成につきましては、県と調整作業を進めながら今作成中でございますが、これが年度内に完了しそうもありませんので、繰り越してございます。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、特殊勤務手当の見直しの件ですが、これは行革集中改革プランの議論の中でですね、いろいろと庁内専門部会、これは職員で構成する専門部会、さらに課長たちで構成する幹事会、あるいは最終的な行革本部で議論を重ねた結果、支給停止あるいは支給見直し、支給継続、そういったものをですね、給与の趣旨と照らし合わせまして、いろいろ査定をいたしました。その結果、５種類を廃止して13種類を支給停止ということで、平成19年度は一応全額支給停止でございました。厳しい財政状況の中でなぜ今回復活かという件についてですが、これはもともと集中改革プランにおいては50％支給ということになっておりましたので、そこに戻したということでございます。

管理職手当につきましても同様の考え方でして、平成19年度全額カットという、当時はですね、連結決算がですね、非常に厳しい状況で、再生団体になるかどうかという瀬戸際にもありまして、全額カットしたいきさつがございます。これも行革、もともとのプランの趣旨に戻したという状況でございます。

なお、額につきましては、特殊勤務手当が547万8,000円、管理職手当が2,967万1,000円となっております。

◎経済部長（宮國泰男君）

繰越明許費の中で林業費の答弁漏れでございます。

まず最初に、流域公益保全林整備事業1,341万8,000円のものでありますけども、県のほうがですね、示すべき実施単価、これの市への示しというんですかね、こういうのが遅れたために工事ができない、発注ができない状況にありますけども、これにつきましては示されまして、年内工事は発注してありましてで

すね、ですが、危険防止という形で一応繰越明許費のほうに上げましたけども、現在は年度内に終了できる予定でございまして、その下の85万5,000円の特定森林造成事業もですね、すべて年度内に実施できる予定でございます。

◎伊良部総合支所経済建設課長（国仲続男君）

繰越明許費の説明をいたします。

元気な地域づくり交付金事業、長山南地区でございますが、この地区は計画変更がありまして、法手続の遅れにより工事の発注が遅れました。それで年度内完了ができないために繰り越しをしております。

次に、林業費、流域公益保全林整備事業、先程経済部長がお答えしたとおり、県が示す実施単価の我々への遅れでございます。よろしくお願いいたします。

◎財政課長（石原智男君）

新年度の、平成20年度の一借を140億円に設定をしてあります。これは、トゥリバーが売却されたということでですね、一借の額もおのずと落ちてきます。それで、今現在の借入額が、一借額が50億円です。ピークをですね、100億円の前後になるだろうというふうに見込んでおりまして、資金繰りの一番最高の額になるだろうというふうには見積もってですね、140億円に設定してあります。

◎平良　隆君

そうじゃなくてさ、一借の最高限度についてはね、どういう……

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎会計管理者（譜久村基嗣君）

年間のですね、資金繰りというのは収支計算をします。おっしゃるご指摘のとおり、補助金とですね、それから起債、借入額のピークが大体４月から５月ごろにかけて一番ピークの時期になります。これからですけども、平成20年度も34億円ぐらいの市債を発行しております。その市債の歳入といいますか、それが大体４月から５月にかけておりますので、事業をその中で発注する中でその額と、それからもろもろの経済部、それから建設部の事業が大体100億円ぐらい超しますので、その資金運転の補助金が申請の実績報告と、それから部分完成度の補助金を申請するときの資金運用、それが大体100億円ぐらい見越しますので、平成19年度約180億円ぐらいでしたんで、これを改善をいたしまして、その改善というのはトゥリバーの問題も改善は少し、少々いい方向に向かっていますので、今年はこの程度の140、この程度と言いますけども、大きい額ですけども、その140億円という設定をいたしまして、収支をしていきたいという考え方から提示をいたしました。よろしくお願いいたします。

◎平良　隆君

なぜ私がですね、この一借についてお聞きしたというのはですね、これまで各町村におきましてはですね、大体予算額の15％ぐらいがそういう一借のですね、限度額として計画されて提案されていたんですね。だけど、宮古島市の財政状況を見ると、一借の状況を見ると、平成19年度も180億円なんですね。特にこ

れ40億円減ったというのは、当然トゥリバーが売れたから40億円減ったかなと思っているんですが、余りにも一借の限度額大きいもんだから、このような質問をしたわけでございます。

次に、職員の勤務手当については、これは集中改革プランの中で50％まで持っていくというような計画の中で進めたというようなことでございますけれども、しかし集中改革プランのですね、基本的な考え方としては、行財政については行革、行財政を改革してですね、いかに資金を浮かすのかというのがこの集中改革のプランの中のですね、行財政改革の僕基本じゃないかなと思うんですよ。今話を聞くと、こういう危機の中で特殊勤務手当、また管理職手当合わせたらば3,500万円余のですね、予算がまたかかるわけなんですね。こういう財政が厳しい状況の中でやはりこういう改革を進めている中でですね、そういった改革に逆行しているような感じが見受けられるわけなんですよね。これは、もう市民からもそういう話聞いたもんだから、これを聞いておりますけれども、今後じゃ財政が厳しい中でもやはりこの50％のですね、手当を支給していかれるのか、もう一度ですね、その点についてお聞きをしたいと思っております。

次に、議案のですね、これは第42号、第43、第44、第45号なんですけども、これは公民館の管理指定の指定についてなんですよね、これは。そういうことでですね、質問するんですけども、こういう公民館というのは、これ当然もう構造改善事業でつくった公民館だと思っております。そういう公民館はですね、これはもう各旧町村にございましてですね、非常に各旧町村、城辺、上野、下地ではこういうたぐいな公民館は全部その自治会でですね、管理運営をなされているわけなんですね。しかし、合併と同時というか、わからんけれども、この今の段階ではほとんど市がこれの管理費を出しているわけなんです。４つとも大体ざっと計算したら1,200万円の今回指定管理の申請書を見ると収支がこれくらいになっているもんだから聞いていますけど、なぜここだけがですね、本当に優遇されていくのかどうかですね、その点と、これ改善をされる計画ないのかどうか。こういう状況を本庁へ行くとですね、じゃ城辺とか上野、下地にあるこういうたぐいの公民館ですね、そうしたらこれも全部市が管理費を出さなきゃいけないですよ。これは、我々の経工委員会でも、平成19年度ね、委員会の審議でもこういう話は出て、これ改善しますよということを言ったんですけど、何一つ改善されない。今回は、当然管理公社にですね、これが補正されるというような案が出ているもんだから、その辺聞いているんですけども、こういう状況でこれからも管理していかれるのか。改善する考えはないのかですね、その点をお聞きをしたいなと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

管理職手当、それから特殊勤務手当、今後とも50％やっていくのかというご質問ですが、基本的に集中改革プランに沿って計画的に実行してまいりますが、状況によってその見直し、点検などは当然毎年やってまいりたいというふうに考えております。例えば管理職手当につきましては内部でもですね、管理職とそれ以外の職員とのですね、これは区別といいますか、それはどうしても手当にかかってきてですね、やはり形だけの、そういったのもありまして、またいろんな議論の中で今回値上げ、いわゆるあれしたわけではなくて、もともと集中改革プランの基本的な計画に戻したという考えを持っております。

◎伊良部総合支所総務振興課長（浜川明芳君）

伊良部地区ではですね、前里添多目的施設、そして長浜多目的施設、東地区構造改善施設、国仲地区の拠点施設、４つの施設をこれまで指定管理を公社にしてもらっておりますが、一昨年の経済工務委員会の中でもですね、このような指摘がありました。確かに公民館的な施設でですね、管理費をもらっていると

ころともらわないところがあるというふうなことで、これはおかしいというふうなことで使用料や自治会の会費で運営できる公民館もあるのに、これは平等性を欠いているというふうなご指摘がありました。それを受けましてですね、我々も各自治会のほうとですね、いろいろ話し合いをちょっとしてみたんですけれども、ご承知のとおりこの４施設というのはつくった当初からですね、地域の自治会だけではなくして、もろもろの方々に幅広く利用されているというふうな観点からしてですね、この一つの自治会だけの収入でこれは運営されるというふうなことは全くできないというふうなことで、自治会のほうからもこれはもう到底自分らにはできないというふうな話が各自治会から上がりました。それでですね、我々も確かにこれはもう自治会長さんがおっしゃるとおりだというふうな理解を得てですね、どうしてもこれはこれまで同様にですね、公社のほうにこれは指定をしてもらわないとこの施設はどうにもならんというふうな観点からですね、指定方針に基づいてこれは今年度、平成20年４月からですね。今年度からも引き続きまして公社に指定管理をしてもらって管理運営をさせるというふうな方法で一応方針を持っております。これは、期間としては２カ年間。これを２カ年間と決めた理由はですね、今議会のほうでも公社は現在ある公社を解散に向けて非常にいろいろと話が進んでいる中でありますので、その期間が大体あと２カ年間ぐらいでは公社も整理できるかなというふうな予想等も考えてですね、あと２カ年間公社に見てもらうというふうな方針で考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに思っております。

◎平良　隆君

公社の理事長の副市長さんにこの件についてお聞きしたいんだけども、この公民館というのはですね、これは当然構造改善事業でつくった公民館なんですよね。こういう公民館の管理というのはですね、これは伊良部町だけど、そういう管理させているんですよ。今課長が自治会でこれ管理力ないような話ししていたんですけども、こういうのはここの自治会がほとんど使うんだからね、この自治会で負担して管理されるのが普通なんですよ。大体上野にもありますし、下地も、全部これはそこの自治会がですね、負担金出して購入し、清掃全部やっているんですよ。そういう中におきまして、４つに１人ずつのですね、臨時職員を置いてですね、管理させるというのは、それは当然僕らから考えられないことなんですよね。そういうことがあるもんだから、昨年の平成19年度の３月定例会の委員会でこれだめだと、もっと管理しないと認めないよということまで僕は言ったんですよ。それなのに今までこういう公社に管理委託するというようなことでございますけども、４つの公民館とですね、自治会の会長にかぎあげればですね、ほとんどこの自治会が利用するんだから、ここは。自治会に管理させればこれやりますよ、金出さんでも。これをしないと困るんだから、ここの自治会というのは。そういう認識を持たせてやらないと、これはいつまでたってもですね、当然副市長はこれ伊良部出身ですから向こうのことやりたいという、それは考えあると思いますが、しかしね、平等性を見てこれをちゃんとやらないとですね、同じ市民でありながら、同じ公民館でありながら、別のところは自分の自治会、事務負担する、別の自治会は全部市役所から300万円も出して管理させる、だれ考えてもこれはおかしいですよ、これ。そういうことに対して公社の、特に今回指定管理を審査するという代表名、今名前載っておりますけども、その辺について副市長のですね、見解を聞いてですね、終わりですよね、もうこれで質問は。

◎副市長（下地　学君）

私の立場は、管理公社の理事長という立場で、私が指定管理をしているんじゃなくて、公社として指定

を受けてその業務に携わっているということで、現状については伊良部総合支所の総務課長がお答えしたとおりですね、各自治体にできれば任せたいけど、そういう力量を持ち合わせていないというのが現状だというようなことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎下地　明君

易しい質問でありますので。私も今の平良隆議員の質問、第42、第43、第44、第45ですか、指定管理の件について、同じような質問ではございますけども、お聞きしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

今副市長の答弁では、そういうふうな力量がないというふうな答弁なさっておりますけど、こういうふうな普通の公民館を管理する力量がないというのは、どういうふうな方たちかどうかは存じませんが、それにしても先程の課長の答弁からしたら、いろんな会合をするので、どうしてもこういうふうな委託管理をされなきゃいかんという答弁もありましたけども、こっちのうちらのかぎは公社の職員が持っていると思うんですよね。だから、そのかぎをとりに行くのも面倒くさいというふうなこと等も現在はあると思うさね。だから、これは今先程もおっしゃっているとおり、当然自治会のね、会長にかぎも預けて管理させて、これは我々も、地域もみんな掃除もすべて、この施設の管理、今はリフォームというんですか、みんな部落が金を出し合ってリフォームもやるんですよ。この維持費も月割りで、我々長間の場合には１万8,000円ですね、年間で。そういうふうな方法でこの公民館、管理運営等やっているんです。ただ、平良隆議員がおっしゃったとおり、これ私も経済工務委員でございますので、こういったことはなくしなさいというふうなことでこれは指摘をやっておりまして、今聞いたらば２カ年というまた答弁でもありますし、何で伊良部地区の公民館をこういうふうに指定管理者を指定しなきゃならないか、これ非常に私は腑に落ちないんですよ。これは、前から経工委員会の中でも指摘していることでありますので、これはどうしてもなくさなきゃならないと私は思うんですけど、答弁求めます。

◎伊良部総合支所総務振興課長（浜川明芳君）

この施設はですね、非常に経費がかかる仕事である反面ですね、伊良部の場合はですね、部落で使う回数よりかは周囲の団体で使う回数等があって非常に減免措置等が多いんですよ、使用料の減免。それで、それを部落から集める分担金だけでは、なかなかこれが管理費に当てはまらないというふうなことがあってですね、これはもう非常に自治会としても苦慮しているところでありますがね、一応それは確かに自治会でやるように努力しなければいけないとは存じておりますがね、持ち帰ってあと一遍また自治会の皆さんともいろいろと来年からのものについては、しかし今回はもう指定管理をお願いしているわけだから、向こう２カ年間は。その点は理解していただいて、２カ年待たないでそれが相談してできれば、またその方向性もあるわけでございますので、ひとつその方向性で我々も鋭意努力はしたいというふうに考えておりますので、今回の２カ年間の指定についてはひとつご理解をお願いしたいというふうに考えております。

とにかく２カ年の間に頑張って、できるんであれば部落におろしていくというふうな考えを持って取り組んでいきますので、よろしくお願いしたいと思っております。

◎下地　明君

率直に言って、これは議案を提出しているわけでありまして、ご理解いただきたいというふうなことは非常に察する思いはありますけども、やっぱり納得がいかないもんだから、これは訂正しなければいかん以上、是正しなきゃいかんと申し上げておりますので、何も皆さんも議会で通らんことには、これは指定管理者ということも何も決定しているわけじゃないから、今回はどうもというふうなことじゃなくして、それは議会が通さないとできない話でございますので。

それとですね、市長、これは小さいようだけど、市長に答弁を私はあえて申し上げたいと思いますが、旧平良市時代の公園は大きいところしか私はちょっとわかりませんが、私は自分の部落の公園の、今これは公民館でありますけども、あえて公民館までの話を公園まで話をしますが、我々は部落の公民館はもちろん自治会長が管理してですね、もちろん掃除も。毎日大体３時ごろから老人クラブがゲートボールなり、グラウンドゴルフもやるんです。自治会長が行ってかぎをあけて、この器具などを出して貸す。これらが終わるころにまた自治会長が行って、またすべてちゃんと保管しておく、こういったこともみんな自治会長。特別に手当もあげていません。公園の掃除は、自治会長一人ではできませんので、また随時部落にも招集してですね、公園の管理もやっているんです。こういうふうに身近なこと自分らでやるべきであって、一方にだけこういうふうな指定管理者を指定してするというのは余りにも偏った待遇になると、そう思うんですよ。市長、これわずかのようですけども、じゃ宮古島全体でこのような状況でいった場合には大変な予算もやっぱり必要になってくるし、また厳しい財政の状況にあっては我々が長間でやっているような状況にすべきですよ。市長、答弁お願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

市町村合併して２カ年が過ぎました。合併前の旧市町村では、その市町村なりにいろんなやり方があったと思います。しかし、もう合併はして２カ年以上も過ぎたわけですから、やはり宮古島市民の中に不公平感があってはならないと思っておりますので、これは是正していきたいと思います。

◎下地　明君

確認だけ。今の市長の答弁は、じゃ第42、第43、第44、第45号については取り下げるということかな。そういうふうな方向でやるということですね。これ確認ですけど、答弁をお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

内部で検討してご返答したいと思います。

◎上地博通君

議案第12号の平成20年度宮古島市の一般会計予算書でですね、大体公園管理費、今も話出ておりますが、公園管理費についてちょっとお聞きをしたいと思います。

258ページになりますけれども、これは土木費の中の公園ですから、多分建設部が管理している公園だと思うんですが、この管理費はですね、534万円の賃金ということで、公園管理をこれまで我々は宮古島における公園が全部ではないにしても都市計画法に基づいた公園だということで、この管理をおろそかにしているんじゃないかということをこれまでも申し上げてきました。しかし、530万円しか出ておりませ

んので、これだけの金で本当に今のままの公園が管理できるのか。これは、大体何回ぐらいの草刈りといいますか、そういう管理を予定しているのかですね、それと場所、何カ所ぐらいの予定なのか、それをまずお聞きしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

現在都市計画課が管理している公園は23カ所ありますけど、現在予算に計上されている公園の清掃はですね、カママ嶺公園、盛加越、上野の大嶽公園、東平安名崎、そこを清掃しています。金額、非常に予算は少ない状況で、非常に苦慮している状況です。

◎上地博通君

これね、特に宮古島は観光地ということで、いろんな観光客の方々が来て宮古島の顔というか、風光明媚な東平安名崎を見たり、カママ嶺公園で遊んだりするわけですよね。すべての公園がそうですけれども、いつ行っても草ぼうぼうなんですよ。観光客が来て宮古島の一番いいところがいつでも荒れ放題だというふうな状態でいるとどう思うのかですね。かぎ島宮古とか言いながら、この状態でいいのかといつも思っているんです。このことを是正していかないと、本当にみんなの目につくところからきれいにしていかないとなかなか宮古島のイメージはよくならないと思いますし、これから特にエコアイランドとか環境都市宣言しようという宮古島がこういう荒れ放題の公園管理をしていてですね、よその方々を受け入れるということは、私は非常に厳しい評価を受けることにつながるんじゃないかと思ってこれも心配しております。ですから、一部ではやらなくていいと言っちゃちょっと語弊があるかもしれませんけれども、無駄だと思われるような金の使い方をし、どうしても必要なところには金が行き届かないような予算編成のあり方はね、これちょっと考えていただきたいと。だから、一番どこで金を使うかということも考えてやっていただきたいと思います。だから、この辺がですね、これだけの予算しか組んでいないんですが、これが本当に必要であるということならば増額というか、補正ででも増額していくことが可能なのかどうかですね、まず一つはこれをお聞きしたいと思います。

もう一つは、農業問題なんですけれども、今までの農業に対する補助金の中とですね、今年、今年度新しく農業補助を出している項目があると思いますが、この辺の違い。それから、その基準ですね、新しい補助金の基準になる、例えばどういう基準にして補助金を交付するということがあれば、それの説明をしていただきたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

確かに今要求した金額より落ちて予算化されています。特に東平安名崎については気をつけながらいつもやっているつもりですけど、それでもまだまだ十分じゃないと思っています。補正も考えながらですね、そういう対応をやっていきたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

平成19年度の当初予算が２億9,700万円余ありました。そして、今回の平成20年度の当初予算がですね、２億6,270万円ですか、ほどございます。これは、市の行政改革推進本部の決定額というのがありますけども、約２億5,487万5,000円でありますけども、780万円程度終わった形で予算が組まれております。合併時にＡ、Ｂ、Ｃという形で査定をしていただきまして、Ｃについては総合評価ということになりますし、Ｂについては４年後でも廃止するというようなものもございますけども、現在少々総予算では落ちていま

すけども、新しい補助金というものはほとんどなくてですね、既存の補助金を統合する、そのような形でやってございます。通常考え方としては、できるだけ30％を下回らない。予算の中では50％まで出せるようになってありますけども、交付要綱ではですね。できるだけその30％を下回らないようにですね、全体の中で調整しながら行っていると、そういう状況にございます。

◎上地博通君

公園の管理はですね、これは部長もこれから予算増額も見越しながらやっていくという話ですけれども、今市では職員の数も結構いるわけですから、もし予算増額とか、そういうのがなくてもですね、職員の方々にも何とかできる形で公園整備にボランティアとしてでも協力して参加していただくというような方法でもとってですね、宮古島、本当にいつ行っても公園がきれいに整備されているというような、観光客の皆さんからも好評を得るような方策をとってもらいたいと。職員の皆さんが率先してやればですね、市民も必ず動くと思うんですよ。だから、その辺を考えていただきたいと思います。これも要望として聞いていただきたいと思います。

それから、農業の補助金の問題についてでありますけれども、これは私はこれ農業の補助金というのは異論はあるにしても、農業は非常に厳しい産業ですから、全体に満遍なく行き渡ったほうがいいという意見とですね、将来の宮古島の政策というか、方向性を見定めるような方向での農業補助金の出し方のほうがいいという、いろんな意見があると思うんです。ですから、これをですね、本当市の方針としてどれがいいのかということを出して、これを農家の皆さんにも説明をして、どの方向で宮古島はいきたいということをはっきりして出していただきたいと。ですから、何でもかんでも要請があるから出すんじゃなくて、宮古島は将来こういう方法で、こういう方向に農業生産を拡大していく、振興していくという方法を見据えていただくような補助金の出し方、それから政策の仕方をしていただきたいと思っておりますが、それができるかどうかですね、まずそれをお聞きしたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

例えば畜産関係の予算でありますけども、これまで子牛１頭に対して5,000円の補助金ということもやっておりました。ですが、今年度から段階的にですね、3,000円という形でやってございます。その残りの分につきましてはですね、優良母牛に振り向けていくと。それもいい牛であれば、それが島外に流れないように手厚くやっていくと、そのような方針でやってございます。議員言われるように、これからの農業、どれを中心にしてやっていくべきかという部分に関しましてはですね、今後もいろんな形で情報を得ながらですね、どういう作物を育てていくべきだというようなことなども含めて、議員おっしゃるような小さな補助金はなくして、そういう施策に基づいた大きな補助金に育てていくということはできると思いますんで、これからの取り組みということにしたいと思います。

◎池間雅昭君

まず、議案第８号の５ページですね。繰越明許費が相当額、15億円以上の繰り越しがなされておりますけども、これらの繰り越しの理由についてですね、ご説明をいただきたいというふうに思っております。

それと、議案第９号の国民健康保険事業の補正予算についてでありますけども、最終的な補正だと思うんでね、これから後期高齢者の保険もいろいろと加味されていく中であれ、国民健康保険事業の逼迫した状況というのは非常に憂慮すべき状況だと思うんですね。やはり収納率が問題になるんですね。そう思い

ます。収納率を上げることによって、いわゆる交付金が入ってくるという状況ですね、よい方向に転換していかなければならないですね。そのためにも常に滞納分や現年分含めて収納率については手をかけていかなければならないと思うんですけども、平成19年度の収納率の見込みについてご説明を願いたいというふうに思います。

それとですね、健康保険税が765万9,000円補正減になっておりますね。それと、雑入の歳入欠陥補てん収入が7,132万円、これは13ページにですね、記されていた。これの減の理由についてご説明を求めたいというふうに思っております。

次に、新年度予算ですけども、議案第12号、宮古島市の一般会計予算です。８款土木費、３項都市計画費の中の256ページの東環状線道路改築事業、これ多分北中前だと思うんですけどもね、非常に右折、左折、大変不便来して、子供たちの通学にも大変な危険な状況にあるということで投入された事業だと思うんですけども、この事業についてのご説明ですね。着工がいつごろになるのか、補償補てん用買あるんですけども、そういった事業内容についてのご説明を求めたいというふうに思っております。

次に、同じく都市計画費の街路事業費の258ページ、これはＡ－１号線、これどこなんですかね。ちょっとＡ－１号線わかりませんけども、これについても事業概要についてのご説明を求めます。

同じく都市計画費の中の公園費、３目、259ページですね。パイナガマ公園事業が計上されております。これらにも公有財産購入費から工事請負費が計上されておるんですけども、それらについてのご説明を求めたいというふうに今思っていますので、よろしくお願いします。

次にですね、議案第47号、第48号、第49号についてお伺いをいたしたいというふうに思います。きのうですかな、質疑に対して議案第47号については契約をし直したというふうな話だった、そうですか、部長。契約し直した。それで、これやはりお伺いするんですがね、この議案第47号、第48号、第49号についてはちゃんと市長決裁されておるんでしょうか。この点について、まずお伺いしたいというふうに思うんです。

それとですね、議案第48号は、契約相手方は、これは大木さんですか、これは臨時議会では議案第47号と抱き合わせて提案してございましたよね。なぜ今回は切り離して、しかも追認を求めるというふうな提案の仕方になったのかご説明を求めます。

それと、この契約書は仮になっております。そして、議案第49号のものについては、同じ追認議決ですけども、これは契約書になっていますよね。それのどこがどう違うのかについてのご説明を求めます。それぞれ、くどいようですけども、あの臨時議会でもね、いわゆる決裁の範囲内でいろいろとありました。第48号ではきちっとした公印が押されているんですけども、この第47号ではですね、きちっと押されているんだけども、第48、第49についてはまだ建設部専用とあるんですね。なぜなんですか、この公印の違いというのは。前から指摘をしているはずなんです。だから、ゼネコン決済ではだめだよというふうな形になって、土地の取得、処分については地方自治法上、市長の担任事務で、市長の決裁じゃなければいかんというふうになっているはずなんですけども、これらの公印がなぜまだこの建設部専用なのか。これは、金額は問題ないということはさきの臨時議会ではっきりしているはずですから、これについてですね、きちっとご説明を願いたいというふうに思います。臨時議会でこれはね、助役決裁でいいということだったからね、これの違い。

それと、これはほとんど共有地ですよね。共有地は、私はだれだれほか何十名なら何十名、だれだれほ

か何名とか、そういうふうな形で共有地については所有権は表示されていくと思うんですね。ということは、共有地の取得に当たってはやはり地権者を確定しなければならないと思います。この共有地に当たっては、皆さん方地権者を確定をして持ち分で契約をされているんですけれども、この方々以外の地権者はいないですか。大丈夫なのかということですよ。私心配するのは、ほかに地権者がおって、これ相続が生じますよね、処理する場合には。相続が生じた場合には、親から子、あるいは子がいながら孫へと相続がいく。そして、地権者としての権利が生ずるわけですから、そういったことはまずないのか。そして、ないというのであれば、これは問題は生じないんだろうけども、あった場合にその地権者としての権利をね、その方々が主張してきた場合には問題が起こるわけですよね。これについては、どういうふうに対処されるのかお伺いをしたいというふうに今思っております。

以上の点についてお願いします。

◎建設部長（平良富男君）

まず、一般会計予算の56ページ、東環状線道路改修事業でございますけど、これ公有財産購入と補償補てん及び賠償金になっております。北中学校のですね、入り口の土地購入で、２件でございます。

それから、258ページのＡ－１号線というのは、盛加越公園から北中に向かってくる交差点改良、そこの事業でございます。

それから、259ページ、工事請負費の公有財産ですけど、東屋、それから遊歩道、植栽等を工事請負費で準備しております。

公有財産購入費、これについては個人の友利さんという方のものです。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

面積ですか。ちょっと今数字持っていないんで、聞いてからまた答弁いたします。

次に、パイナガマ公園の追認の議決の件でございます。まず、平成18年度の公園用地の追認の件ですけど、これはさきに出した資料はですね、県に申請した資料を添付しておりましたので、原議に差しかえております。

それから、１件の追認については、これさきの議会で新年度予算と一緒になっていて、これが支出済されていたということがわかりましたので、これも１件追認という形をとっております。

そして、平成19年度で議決していただくものはですね、議決されなかったので、再契約ということをしなくちゃいけないということで再契約して提案をしております。

これだけでしたかね。後でもし漏れがありましたらお願いします。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

議員ご指摘のように、国民健康保険の財政は大変厳しい状況にあります。そういったことで国民健康保険課でも平成19年度において課の職員の配置について見直しを行いまして、徴収率の向上に重点を置こうということで徴収対策の担当を特に設けてあります。そういった結果が功を奏しまして、平成19年度の２月末現在の徴収率はですね、平成18年度と比較いたしまして2.53％の伸びを見ております。全体的には92％以上を目指しておりますので、残る期間内、いわゆる整理期間も含めてですね、今後滞納者の個別徴収なども実施してまいりたいと思っておりますし、また従来から行っている預貯金等のですね、調査を行って、

それの口座を一時凍結をするというふうな形での対応なども考えて、現在でも実施しておりますが、今後も強化してやっていきたいというふうに考えております。

参考までに申し上げますけれども、県内11市でですね、１月末現在で徴収率が一番いいのは宮古島市で2.52％、続いて２位がですね、糸満市ですけれども、1.16％、３位がうるま市の0.93％ということで、今のところは宮古島市が徴収率についてはトップであるということになっております。

それから、保険税のですね、950万5,000円の減、それから184万6,000円、加えて差し引きで765万9,000円の補正減になっておりますけれども、一般被保険者の分につきましては資格喪失者の減分でありまして、逆に184万6,000円の増についてはですね、退職被保険者の増ということになっております。

それから、雑入の歳入欠陥補てん収入の7,113万2,000円の減でありますけれども、平成19年度で、補正の12ページにもありますように、その他一般会計からの繰入金を8,964万1,000円見込んでおります。したがいまして、歳入歳出の差し引きの差額分について、歳入欠陥補てん収入として補正減をしてございます。結果として、平成19年度末での赤字見込額というのが５億3,720万1,000円に見込まれているということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

繰り越しの件でございますけども、まず最初に上から順に行います。

元気な地域づくり交付金事業、野原地区でございます。野原と山中は内容が一緒でございますんで、一緒にご説明をいたします。山中野原地区においてですね、地区編入箇所がありました。その関係で加圧器の能力確認をですね、行う必要がありまして、その加圧器に係る現地調査及びその解析というものに関して長時間の時間を要したということで、年度内の完了が難しいということでございます。ですが、工事の完了を平成20年の４月30日と予定をしてございます。

次に、元島西でございます。事業説明をしまして、工事発注をしたのでありますけども、その地区内に当初賛成していた受益者がですね、反対をしまして、施工できない箇所が出てまいりました。そういうことで同じ元島西地区の中でですね、別の施工場所に変更して工事をすることとなったと。そのようなことで県との調整、あるいは受益者との調整に時間を要したということで年度内の完了が難しくなったということで繰り越しをしてございます。

次に、美しいむらづくり総合整備事業の宮原地区でございます。これにつきましては、発注した場所も道路の農道などがございますけども、集落内農道もございます。そういう中で自治会より公園の一応旧公民館跡地に変更できないかということが字から申し出がありまして、調整の結果、公園の面積をですね、２カ所に振り向けて整備を行うことといたしました。そういう関係で測量設計を委託する必要があることからですね、年度内の完了が困難になったということで、工事完了を平成20年の６月30日ごろを見込みとして繰り越しをしてございます。

次に、美しいむらづくり総合整備事業の平良地区でございます。これは、公園前の広場をですね、公園緑広場整備工事と公園健康広場整備工事と２つに分けて発注する予定でありましたけども、当初はこの字有地と、狩俣自治会の有地と現在ある、公園内に含まれている私有地をですね、交換するということで８名中３名からですね、異議が出されまして、その調整に手間取ったということでございますけども、自治会とその地権者の方とのですね、協議の結果、まとまったということでありますけども、その調整に相当

時間を要しまして、発注が遅れております。そういう関係上どうしても年度内事業完了ができんということで繰り越しをするということにしてございます。

次に、宮原第２地区でございます。この事業については、水辺公園東側にのり面がございまして、のり面の上部がですね、平成17年から侵食されてきたということで、のり枠ブロック等によりまして土砂崩壊を防止する工事をですね、平成19年の11月発注に向けて準備をしてきましたけども、平成19年の９月17日の台風12号でもってのり面の下部まで侵食が広がったということで設計変更を余儀なくされたと。そのようなことで年度内の完了が難しいということで、平成20年の５月30日の完成ということで予定して繰り越しをしてございます。

次に、林業費の２つの流域公益保全林整備事業、あとは特定森林造成事業、この部分に関しまして発注費用の単価がですね、県から示されるわけでありますけども、その単価の示される日が相当遅れたということで発注できない状況にありましたけども、既に発注をしてありまして、年度内完成ができるということで、県についてはですね、一応取り下げをしてありますけども、この予算の中では時期がずれた関係上ですね、計上されているというようなことでございます。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園の共有地の登記の関係ですけど、番地があって、それから名前があって、主としてですね。持ち分というふうに登記されていますので、一人一人チェックしながらやっていますから、漏れはないと思います。

それから、パイナガマの面積ですけど、補償費のですね。9,202平方メートルを予定しております。

それから、繰越明許の説明ですけど、さきに平良隆議員にも説明しましたけど、もう一度がよろしいでしょうか。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

わかりました。

Ｂ―54号線、平成19年５月に契約して平成20年２月までに完了する予定だったけど、補償交渉に日数を要したために遅れております。現在９月に完了できる見込みでございます。

城辺の15号線、抵当権の一部抹消の承諾が得られず、用地の取得が難航しています。それに伴う工事費と物件補償費が執行できません。しかし、土地の所有者は工事に賛成しており、現在弁護士を通じて抵当権者と交渉中でございます。

下崎―西原線、これも平成19年の５月に契約して平成20年の２月までに完了する予定でしたが、補償交渉に日数を要しております。事業が進むにつれて軟化してきているし、３月までに契約し、５月には完了見込みでございます。

Ｂ―53号線、これは宮古高校の前でございます。既に契約済みである物件補償の権利者より３月までの移転が難しいため４月以降まで完了期間を延長してほしいということがありましたので、年度内支出が行えないために繰り越しを申請をしております。

野原学童線、ここも抵当権の一部抹消の承諾が得られておりません。用地の取得が難航しております。それに伴う工事費と物件補償が執行できないためです。土地の所有者は工事に賛成しており、現在弁護士

を通じて抵当権者と交渉中でございます。

都市計画費の東環状線道路工事。地権者と用地交渉費及び物件移転交渉を行ったところ、補償価格の点で折り合いがつかず、その交渉に日数を要しております。工事発注が２月にずれ込み、年度内完了が困難になったためでございます。

大原線道路改築工事。工事執行を行ったところ、洞窟、墓等が新たに発見され、関係者の確定及び交渉等に日数を要しております。年度内完了が困難なために申請をしております。

市道下里通り改築事業。地権者と建物の移転交渉を行ったところ、補償価格の点で折り合いがつかず、その交渉に日数を要し、工事発注が遅れております。補償物件移転及び取り壊しの遅れ等により年度内完了が困難になっております。

パイナガマ公園整備事業。地権者との用地交渉等に予定以上の日数を要したために年度内完了が困難になっております。

根間地区区画整備事業。換地計画等移転業務完了に向けて事業を進めていたところ、受領拒否発生に伴い、予定年度内完了ができなくなっております。

竹原地区区画整理事業。建物移転、補償等の価格で地権者との折り合いがつかず、交渉が難航し、年度内完了ができなくなったために申請しております。

◎池間　豊君

議長、こういう同じ質問については議長から少し配慮を求めたような発言もいかがかなと思うんですけど、全く同じじゃないですか、答弁も。答えも。

◎議長（友利恵一君）

いや、全く同じじゃないです。

◎池間　豊君

同じですよ。

◎議長（友利恵一君）

隆君の質問に答えたものも割愛しているんですよ。

◎池間雅昭君

割愛してあるよ。隆議員に答えたものは割愛してあるでしょう。

◎議長（友利恵一君）

そうそうそう。できるだけそのように。

◎池間雅昭君

僕は、割愛して言ったけど。違うの。

◎議長（友利恵一君）

答弁漏れがありますか。指摘してください。

◎池間雅昭君

繰越明許がまだだ。

◎教育部長（長濱光雄君）

繰越明許費についてご説明をいたします。

西辺中学校屋内運動場改築事業について説明いたします。建築基準法の改正に伴いまして、耐震基準が変更になりまして、現在設計審査を申請しておりますけれども、建築確認業務が遅れております。そういうことで今年度執行予定の事業が執行困難となりました。よりまして、繰り越しにより新年度で執行したいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開します。

（再開＝午後__時__分）

◎企画政策部長（久貝智子君）

繰越明許費についてのお尋ねでございますけども、総務費の裁判員候補者名簿調整のための既存住基システム改修34万2,000円の繰り越しでございますが、これは裁判員制度導入に伴いまして、現在の住民基本台帳システム、これの改修の必要が生じております。国の補助事業として行うものですけども、２月に国の通知がありまして、今回の補正にのせてあります。年度内完了が見込めませんので、繰り越しを設定してあります。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

明許繰り越し費の４款衛生費、２項清掃費のごみ処理施設整備事業についてお答えをいたします。

これは、環境影響評価調査の方法書の作成委託料でございます。方法書の作成につきましては、現在県と調整を進めながら作成作業をやっておりますが、年度内完了が困難のため繰り越したいということです。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎池間雅昭君

私はね、特に教育費の耐震の問題でありますけどもね、８月着工のやつがだからもう７、８、９、10、11、12、１、２、３、９カ月もかかるんですか、これが。皆さんの立場わかりますよ。しかし、余りにもね、その設計事務所かばい過ぎる、皆さんは。とんでもないよ。８月着工の予定が、ということはそれまでに設計所に上がっておればできることじゃないですか。耐震の問題は、これ10月から始めているんでしょう。８月着工ですから、それまでには設計書上がっているはずなのに、それが上がっておれば、かからないじゃないですか、これでは。結果として卒業式を、公民館でやるというふうなね。形になっているんですよ。こういった型にはまったような答弁しかできないのはよくわかりますけどもね、本当のこと言ってくださいよ、本当に。子供たちかわいそうじゃないですか。だから、はっきり申し上げまして、運動場の整備もね、一緒に兼ねてやるというお話でありましたから、西辺中学校の子供たちや、あるいは先生方にとってはね、非常に大事なね、本当にもう何て言っていいかわかんないぐらい非常に残念な思いで卒業していくんですよ、子供たちは。それを紋切り型でこういった説明の仕方じゃおかしいと思うんです。これね、私に言わせれば設計事務所にも大いに問題があると思うんですけども、いかがですか、教育長。

それとですね、議案第47、第48、第49についてであります。特に第47号については再契約をした、これは当然議会で否決をされたわけですから、市長決裁に基づいて再契約ということでありますね。それで、

同じように議案第48号についてはまだ年度内ですよね。このなぜ議案第48号については年度内の執行であるはずですから、これちょっと同じように契約をやり直してね、これ一緒に提案すべきだと。いわゆる追認議決を求めるんじゃなくて、契約をやり直して議会の議決に付すべきであったというふうに思うんですけども、この点についてですね、いかがでしょう。

それとですね、印鑑の問題もありますし、部長からありました。議案第48号についても第49号についてもね、同じようにお金が支払われているんですよね。これが第48号は仮契約、第49号は契約書になっているんだ。この相違について聞いているんですよ。同じように代金は支払われている。なぜ一方は仮契約で、一方は本契約なんですか、それがわからないんですね、私には。これについての説明も求めました。幸い部長の説明では、共有地だけども、はっきりもう地権者は定まっていると。心配するのは、やはりね、大原線みたいに不明な地権者がおって、その場合には法務局に供託するというふうな話があったけれども、このパイナガマ公園については新たな地権者が出てくる可能性はないというふうにこれは理解してよろしいですね。これは、もう出てきたら大変ですよね。この点についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

それとですね、今日統一見解を出していただきました。これは、もう市長の見解であります。いわゆる財産区と字有地の違いの問題であるんですけども、私も二、三年自治会長もしながら経験をしてきておりますけどもね、だから地区公民館建設に当たっては字有地を売却して、それで費用に充てました。ところが、財産区と字と違うんですよね。明確に違うんです。土地改良して一番困っているのは、その改良区にある、いわゆる共有地の売買問題なんですよ。名義が変更できないということで、この共有地の処分に大変困っているわけですね。この点と字有地の違いは明確にされていると思うんですけども、財産区も同様だと思うんですね。勝手にはできない。だから、市長を管理者にして、その公共工事あるいは公共施設の取得に当たっては財産区と契約を結んで、それに代金を支払っていくという手法がとられているわけですね。これは、もう当然皆様ご承知のとおり、地方自治法で定められた技法であります。そこで、この統一見解を読みますと、法務支局の見解として、いわゆる字は財産区に近いものなので、市長が登記嘱託申請をすれば受理せざるを得ないと。これに基づいてやっておると。これは、いつの見解ですか、市長。法務局がいつ、どのようなことに対してですね、こういうふうな見解を示したのでしょうか、これをご説明を願いたいというふうに思います。

それとですね、沖縄では本土との事情と異なっていろいろあると。慣例として、県内の事情から自治法にうたわれている財産区と近いものであるけれども、いわゆる地方自治法を守らなくていいと。皆さんの見解の中では、慣例が生きているから、地方自治法は守らなくてもいいというふうなことが私は書かれていると思うんですよね。慣例が生きているという実態があると。だから、裏を返せば、これは慣例に基づいてやっているから、地方自治法に違反をしてもいいんだというふうに私は解釈しているんですけれども、実際問題ね、きちっとした地方自治法に基づいておけば財産区の管理者は市長であるわけですから、勝手にはそういう土地売買代金は財産区や、あるいは字にはできないということなんですよ。皆さんは、慣例があるから、地方自治法を無視しても財産区の金を字に勝手に支払って、そして字はこれを勝手に処分してもいいというふうな解釈をしていると私は理解しているんですけども、いかがですか、市長。市長のご見解をですね、ぜひともお聞かせを願いたい。

そして、最後のほうに、したがって財産区（字）にかかわる行政行為は違法性はなく行われたと。当たり前です。違法があっては大変です。土地代金の振り込み以降については、財産区（字）の裁量権に属すると考える。そこで、市長にお伺いするんですが、財産区の管理者は市長ですよね。ということは、財産区（字）の裁量権に属すということは市長の裁量権に属するものというふうに理解してよろしいでしょうか。市長のご見解を、いわゆる管理者は市長ですから、財産区は。財産区の裁量権に属するということは、管理者である市長の裁量権に属するものと私は理解するんですけども、市長、これについての市長の見解を求めます。お願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

財産区は、昭和23年の米軍政府令の第26号によって名称変更して、法人格を有していないために登記することは認められないということで、字は法人格を有しているために財産区として登記をしてあります。市としては、この財産は当該字に帰属して、実態上の所有権者であると判断しております。したがいまして、これまでも慣例として財産区として対応してきましたが、これは県の手法でもありまして、また市の状況も同様とのことでありまして、全県的な課題でもあります。ですから、今後自治法の規定する条例や管理のあり方については県とも助言を得ながら対応していきたいと考えております。

字の持つ財産について字の裁量権に属するということは、これは当然のことだと私は考えております。

◎建設部長（平良富男君）

土地取得の追認議決の１件の契約書の件です。

確かにそういう現年度ですので、契約解除してやるべきじゃないかという声もありましたけど、いろいろのところを調査してですね、調べてもらって、既に支出されているので、追認でやったほうがいいという指導も受けましたので、そのような手続をとっております。

それから、建設部専用の公印ですね、これもこの公印で有効であるということで、これ変えたらね、また変わったんじゃないかと思いますので、そのとおり動かさないでお願いしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

法務支局の見解はいつのものかということですが、昭和51年６月10日付というメモに基づいております。

◎教育長（下地恵吉君）

西辺中学校体育館の改築については、予定どおり改築ができなくて学校、生徒、地域の皆様に大変ご迷惑をおかけしたと申しわけなく思っております。教育委員会としてこのような事態が生じないように今後しっかりと取り組んでいく所存でおります。

ご指摘のことについては、学校教育上遺憾なことだと認識しております。運動場の整備については、早急に対応し、今後の教育に支障がないように整備してまいりたいと思います。今回の事態は、法改正に伴う条件の変更によることもありますが、事務手続についても反省しながら今後しっかり取り組んでいく所存でおります。

◎池間雅昭君

議長、ちょっと休憩お願いします、答弁漏れがありますから。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開します。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

先程総務部長が答弁しましたように、昭和51年に出た那覇法務局の支局に示した見解の中で、字は財産区に近いものなので、市長が登記嘱託申請すれば受理せざるを得ないという見解がありまして、これで登記内においては地方自治法に必ずしも従わなくてもいいという法務局の見解だと考えております。

また、字は法人格を有していなく、財産区として法人格を有して財産の処分をしなきゃいけないということなので、そのための財産区であると考えております。

◎建設部長（平良富男君）

平成18年度の追認の土地売買契約書に仮がついていないという部分ですよね。

これは、追認を受けなくてはいけないということがですね、それをわからなかったわけですよね。だから、そのまま契約書という形で、仮つけたら、かえっておかしいです。だから、そのときは追認の議決をするのを勉強不足があって、そのままの契約書になっております。そして、１件の契約書はですね、さきの議会でも説明いたしましたけど、一つの流れの中でそういう仮がありましたので、それは直さないでそのまま提案したほうがいいということですので、そのように提案しております。

◎池間雅昭君

ちょっと休憩お願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開します。

（再開＝午後__時__分）

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明しましたけど、さきの議会でですね、本来でしたら仮と押さないで提出すべきでしたけど、その一つの流れの中で結局これ支出されていると思わなかったんですよ、この契約書。けど、後で指摘された部分で支出されていると。それで、そのときは流れの中で仮というゴム印を押して、議案として提出されております。今回ですね、この契約書については、やはりさきの説明がありましたので、この追認という形とってね、既にもう支出されているので、そのほうが議案としてはいいという形で、県との照会も受けて追認という形をとっております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

統一見解を読み上げます。

宮古島市議会議長、友利惠一殿。平成20年３月６日、宮古島市長、伊志嶺亮。

統一見解。昭和23年の米軍政府指令第26号に基づき、県内においては字は財産を所有することができるが、法人格が認められないため、登記移転の手法として従来の字有地は財産区と名称変更されてきた。旧平良市では、法務支局の見解として示された「字は財産区に近いものなので、市長が登記嘱託申請をすれば受理せざるをえない。」に基づいて取り扱ってきた。宮古（沖縄）では、本土との事情と異なり、登記移転の手法として「財産区」を活用し、慣例として登記移転をしてきたいきさつがある。県内の事例でも自治法に謳われている財産区と近いものではあるが、全く同一のものではないとの慣例が生きているという実態がある。土地は、あくまでも字の所有に属し、土地代金は字に帰属すると考える。したがって、財産区（字）にかかわる行政行為は違法性はなく行われた。土地代金の振り込み以降については、財産区（字）の裁量権に属すると考える。

◎議長（友利惠一君）

そのとおりであります。

◎池間雅昭君

これならわかりました。

裁量権についてもう一度答えてください。財産区の裁量権は市長にあるというふうに考えていいかどうかということについて答えてください。

（「今本会議か、休憩中。どっち」の声あり）

◎議長（友利惠一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

それでは、繰り返します。私は、財産区の管理を任されております。しかし、土地はあくまでも字の所有に属し、土地代金は字に帰属すると考えております。

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

申し上げましょうね。皆さんが書かれている統一見解ね、これはあくまでも財産区に対する皆さんの解釈なんですよ。地方自治法上、これに書いてあるとおり、字の法人格を有していない字の財産を公共団体がね、取得する場合には財産区に登記して、そして財産区の管理者は市長であるというふうにこれは地方自治法に定められておりますよね、市長ね。そして、これに基づいて皆さん方はこの土地の取得については伊志嶺市長と財産区の代表者の伊志嶺市長ではできないからということで伊志嶺市長のかわりに当時の助役を立てて、助役と財産区の管理者である伊志嶺亮が契約してあるわけですよ。そうですよね。ということは、なぜ字の裁量権ならば何でじゃそういうふうな手法をとるんですか。

（「やっぱりそれをしなかったら、お金は払わないで好き勝手放置したら大変、これが問題だのに」の声あり）

◎池間雅昭君

あなたは何ですか。

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

今法的な問題で言っているでしょう。

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

じゃ、本当にもう。公金の管理をどうするか。

◎議長（友利恵一君）

いやいや……

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

答えてないから聞いているでしょう。

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

統一見解出しているから聞いているんです、これらのことについて。統一見解出したらもう終わりですか、この議会は。何のために統一見解をとっているんですか、議会は。これはね、一番大事なことは一方では地方自治法に基づいた行政手続をとる、一方では地方自治法には基づかんでもいいという市長の考えがおかしいと私は言っているんですよ。だから、一番大事なことは財産区の管理者は市長だから、市長の統一見解になるように財産区の裁量権に属するというのは市長の裁量権に属するんですか、と聞くのがなぜ悪いんですか。おかしいですか。これに対してなぜイエス、ノーで答えられないんですか。

（議員の声あり）

◎池間雅昭君

イエス、ノーで答えていないでしょう。

じゃ、再度聞きます。財産区の構成員と字の構成員とは一緒ですか。西里財産区と字西里の構成員とは一緒ですか。今さきも、議員から指摘がありましたね。パイナガマの公園用地の際には85名が地権者となっている。これには三十何名しかいないと。南西里。構成員は一緒ですか、字と財産区。答えてください。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、丁寧に答えるために……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

財産区は、その地域に住居を有する住民によって構成するとあります。

◎池間雅昭君

休憩お願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

答弁を求められておりますけれども、皆様に差し上げた統一見解のとおりですので、それをよくお読みください。よろしくお願いします。

◎池間雅昭君

議長、休憩お願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開いたします。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

県内の事例でも自治法にうたわれている財産区と近いものではあるが、全く同一のものではないとの慣例が生きているという実態があると書いてあります。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後__時__分）

再開します。

（再開＝午後__時__分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

もう一度答えます。

県内の事例でも自治法にうたわれている財産区と近いものではあるが、全く同一のものではないとの慣例が生きているという実態がある。土地は、あくまでも字の所有に属し、土地代金は字に帰属すると考える。私は、財産区についての裁量権はあります。しかし、土地代金についての裁量権はありません。

◎議長（友利恵一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております48件のうち、日程第１、議案第８号から日程第43、議案第50号までの43件については、お手元にお配りした議案付託表のとおりであります。各所管委員会に付託いたします。

なお、議案第８号及び議案第12号の歳出については、款項別審査委員会表により、所管委員会の審査をお願いいたします。

お諮りいたします。日程第44、諮問第１号から日程第48、諮問第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後９時14分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月11日（火）　　５日目

（委員長報告、質疑、討論、表決）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第５号

平成２０年３月１１日（火）午前１０時開議

日程第 1	議案第 8 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（委員長報告）
〃 第 2	〃 第 9 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃 第 3	〃 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	（　〃　）
〃 第 4	〃 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	（　〃　）
〃 第 5	〃 第５１号	宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	（市長提出）
〃 第 6	〃 第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例	（　〃　）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年3月１１日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

総務財政委員会
委員長　前　川　尚　誼

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第 8 号	平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）	修正可決

議案第８号　平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）修正案

議案第８号平成１９年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）を次のとおりに修正する。

第２表繰越明許費中８款土木費３項都市計画費のパイナガマ公園整備事業費「79,139千円」を「45,045千円」に改め、合計「1,501,321千円」を「1,467,227千円」に改める。

修正の理由

この修正は、パイナガマ公園整備事業の用地費分34,094千円をみとめないとするものである。

平成２０年3月１１日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第 9 号	平成１９年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案 第１１号	平成１９年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）	〃

平成２０年3月１１日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

経済工務委員会
委員長　池　間　　豊

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第１０号	平成１９年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決

議　案　付　託　表

平成２０年３月１１日（火）第３回定例会

委員会名	議案番号	件名
文教社会委員会	議案第５１号	宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
経済工務委員会	議案第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月１１日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（２６名）　　（散会＝午後10時07分）

議長（１番）	友利惠一君	議員（１４番）	眞榮城德彦君
		〃（１５〃）	嘉手納学〃
議員（２〃）	仲間明典〃	〃（１６〃）	新城啓世〃
〃（３〃）	池間健榮〃	〃（１７〃）	上地博通〃
〃（４〃）	新里聰〃	〃（１８〃）	平良隆〃
		〃（１９〃）	亀濱玲子〃
〃（６〃）	佐久本洋介〃	〃（２０〃）	上里樹〃
〃（７〃）	砂川明寛〃	〃（２１〃）	與那覇タズ子〃
〃（８〃）	棚原芳樹〃	〃（２３〃）	豊見山恵栄〃
〃（９〃）	前川尚誼〃	〃（２４〃）	富永元順〃
〃（１０〃）	與那嶺誓雄〃	〃（２５〃）	富浜浩〃
〃（１１〃）	山里雅彦〃	〃（２６〃）	下地秀一〃
〃（１２〃）	池間豊〃	〃（２７〃）	下地明〃
〃（１３〃）	宮城英文〃	〃（２８〃）	池間雅昭〃

◎欠席議員（１名）

副議長（２２番）　下地智君

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	城辺支所長	饒平名建次君
副市長	下地学〃	上野支所長	砂川正吉〃
企画政策部長	久貝智子〃	下地支所長	平良哲則〃
地域戦略局長	與那嶺大〃	水道局次長	砂川定之〃
福祉保健部長	上地廣敏〃	消防長	伊舎堂勇〃
環境施設整備局長	平良光善〃	教育長	下地恵吉〃
経済部長	宮國泰男〃	教育部長	長濱光雄〃
建設部長	平良富男〃	総務課長	伊良部平師〃
会計管理者	譜久村基嗣〃	財政課長	石原智男〃
伊良部総合支所長	垣花恵〃	企画調整課長	下地信男〃
平良支所長	狩俣照雄〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地嘉春君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	砂川芳徳〃		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

休憩します。

（休憩＝午前10時01分）

再開します。

（再開＝午前10時01分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時02分）

再開いたします。

（再開＝午後２時00分）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時00分）

再開いたします。

（再開＝午後２時00分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後２時01分）

再開いたします。

（再開＝午後９時50分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第５号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

本日、３月11日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第３回定例会に２件の追加付議すべき議案の送付がありましたので、議会運営委員会が招集され、執行部より説明を受けました。なお、２件の追加議案についてはお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第１、議案第８号から日程第４、議案第11号までの計４件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

総務財政委員会に付託されました委員会審査結果を報告します。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第８号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第６号)、修正可決。

議案第８号平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）を次のとおり修正する。

第２表繰越明許費８款土木費３項都市計画費のパイナガマ公園整備事業費「7,913万9,000円」を「4,504万5,000円」に改め、合計「15億132万1,000円」を「14億6,722万7,000円」に改める。

修正の理由。この修正は、パイナガマ公園整備事業の用地費分3,409万4,000円をみとめないとするものである。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第９号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号)、原案可決です。

議案第11号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号)、原案可決です。

以上、報告します。

◎経済工務委員会委員長（池間　豊君）

経済工務委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案第10号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号)、原案可決であります。

以上、報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎亀濱玲子君

ひとつ質疑をさせていただきたいと思いますけれども、議案第８号、平成19年度の宮古島市一般会計補正予算（第６号）の修正案について委員長に質問させてください。

この事業は、繰越明許費の都市計画費、パイナガマ公園事業費の中の一部用地費3,400万円をカットするという修正案ですけれども、この事業がもうご存じのように昭和36年から計画され、そして59年度にこれは用地を拡大するという方向で平成８年から事業が執行されてきております。これ議会に、この議場が承認されて予算が認められてきた経緯というものがあるわけですけど、平成19年度の当初予算も通った中で、ここに来て用地費を認めないとする、事業費を認めるという、そういう何か予算としてはいびつなやり方ということについて委員会の中ではこの事業を、このパイナガマ公園事業はこの後どういう見通しを持って進めるべきというふうに意見が出たのか、議論はあったのかということについてお答えいただきたいと思います。

２点目ですけれども、こういうふうに市が進めてきた公園事業が繰越明許費の用地費を修正する、認め

ないという手法がですね、今後市が計画書をつくる、誘致しようとする県立公園への計画への影響というものについて懸念はないのか、このことについて委員会の中で議論はなかったのかということについてお答えいただきたいと思います。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

見通しについてということでありますが、特別に見通しについての意見はございませんでした。

県立公園の話は出ませんでした。

◎議長（友利恵一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第８号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）及び修正案についての討論の発言を許します。

◎仲間明典君

元来明許繰り越しというか、これは予算をつくる、あるいはそういう執行上ですね、前年度できなかったものを次年度にやりますと、これが明繰の基本的な予算上の計上だろうというふうに思います。これを内容がどうこうという問題でですね、その予算項目を削ると、これは予算をつくる性質上、非常にいびつであると思います。

それから、もう一点、その土地購入と、それから事業費を分けて削るという方法も、これも少しおかしいと。事業というのは、全体的に考えるべきもんであると。それから、継続をしてきていると。ただ、今回の場合はその事務手続の中で用地購入に関して不正の部分があるんじゃないかという憶測の中で切られていると。事実は事実としてきちんと整理をしてからこういう予算というのは審議をすべきであると。次の時点、これによって宮古島市の信用が失われると。

それから、もう一つは今後のいろんな事業展開に大きな影響が出る可能性もある。なければいいんですが、そういうものを考えたら、やはり明繰は明繰できちんと片づけてから執行の段階で検討すべきであると、私はそういうふうに思います。

だから、修正には反対です。

◎池間健榮君

私は、修正案の賛成の立場から討論をいたします。

修正案の繰り越しの理由がですね、用地買収、それが交渉が難航したという理由をつけてあります。しかし、実際は、これは議会が否決したから繰り越しすると。そして、県の指導によってですね、これはまずいですから、議会の否決による修正という修正理由はまずいからという県の指導によってこれは行われていることです。したがいまして、あくまでも国庫補助でありますから、総合事務局に議会が否決したという理由が書けないということは、まさに県に対して、国に対してうそをつこうという繰越理由でありますから、私はうそをついてまでですね、この用地購入費を議会として認めるわけにはいきません。

したがいまして、議会のあるべき姿は議会が否決したという、この理由ですね、速やかに総合事務局に、国に申し出てやるべきことが議会の使命だと思いますから、私は修正案に賛成の立場を、議員の皆様方の賛同を得たいということで討論を終わります。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第８号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）は修正可決されました。

次に、日程第２、議案第９号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第３、議案第10号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第４、議案第11号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第３号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第５、議案第51号から日程第６、議案第52号までの計２件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成20年第３回宮古島市議会定例会に追加提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回追加提出しました議案は、条例議案２件であります。

それでは、提出議案についてご説明いたします。議案第51号、宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年法律第137号第９条の３第２項の規定により本案を提出します。

今回追加提出します議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例に関しましてご説明申し上げます。平成19年第９回宮古島市議会定例会にて議案第94号、宮古島市サ

シバリンクス伊良部条例を廃止する条例を可決いただいておりますが、条例名及び条例番号に誤りがありましたので、今議会において再度提案させていただきます。

議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例。宮古島市サシバリンクス伊良部の売却に向けて行政財産から普通財産へ変更するため、本条例を廃止する必要があるので、本案を提出します。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第５、議案第51号及び日程第６、議案第52号については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託いたしますので、ご審査をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後10時07分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月18日（火）　　６日目

（一　般　質　問）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第６号

平成２０年３月１８日（火）午前１０時開議

日程第 １　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月１８日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後６時36分）

◎出席議員（２７名）

議長（１番）	友利惠一君	議員（１４番）	眞榮城德彦君
副議長（２２〃）	下地智〃	〃（１５〃）	嘉手納学〃
議員（２〃）	仲間明典〃	〃（１６〃）	新城啓世〃
〃（３〃）	池間健榮〃	〃（１７〃）	上地博通〃
〃（４〃）	新里聰〃	〃（１８〃）	平良隆〃
		〃（１９〃）	亀濱玲子〃
〃（６〃）	佐久本洋介〃	〃（２０〃）	上里樹〃
〃（７〃）	砂川明寛〃	〃（２１〃）	與那覇タズ子〃
〃（８〃）	棚原芳樹〃	〃（２３〃）	豊見山恵栄〃
〃（９〃）	前川尚誼〃	〃（２４〃）	富永元順〃
〃（１０〃）	與那嶺誓雄〃	〃（２５〃）	富浜浩〃
〃（１１〃）	山里雅彦〃	〃（２６〃）	下地秀一〃
〃（１２〃）	池間豊〃	〃（２７〃）	下地明〃
〃（１３〃）	宮城英文〃	〃（２８〃）	池間雅昭〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	伊志嶺亮君	下地支所長	平良哲則君
副市長	下地学〃	水道局次長	砂川定之〃
総務部長	宮川耕次〃	消防長	伊舎堂勇〃
企画政策部長	久貝智子〃	教育長	下地恵吉〃
地域戦略局長	與那嶺大〃	教育部長	長濱光雄〃
福祉保健部長	上地廣敏〃	生涯学習部長	二木哲〃
環境施設整備局長	平良光善〃	総務課長	伊良部平師〃
経済部長	宮國泰男〃	財政課長	石原智男〃
建設部長	平良富男〃	企画調整課長	下地信男〃
会計管理者	譜久村基嗣〃	選挙管理委員会委員長	亀濱文〃
伊良部総合支所長	垣花恵〃	選挙管理委員会事務局長	垣花直〃
城辺支所長	饒平名建次〃	学校教育課長	島袋正彦〃
上野支所長	砂川正吉〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地嘉春君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	砂川芳徳〃		

一　般　質　問　通　告　書

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
1	２７番 下　地　　明　君	１．市長の政治姿勢について	１．新年度予算について ２．国保税率の改正について ３．宮古病院の新築移転について ４．公社職員の処遇について ５．パイナガマ公園事業の見直しについて
		２．中心市街地の活性化について	１．西里通りの整備について ２．根間地区公園事業について ３．下里公設市場の建設について
		３．期日前投票について	１．城辺、上野、下地各支所での期日前投票について
		４．学校給食について	１．安全、安心な食材について
		５．福祉行政について	１．わかば自立支援センター及び地域活動支援センター「若葉」の作業所設置について
		６．農業振興について	１．サトウキビ作新制度移行への見直し延長について ２．小型ハーベスター導入推進について ３．野そ防除について ４．畜産廃棄物処理について
		７．道路行政について	１．旧城辺町道３０号線整備について ２．吉野部落墓地団地への通路整備について
2	６番 佐久本　洋　介　君	１．観光行政について	１．観光客数の年度別推移について →平成１７、１８、１９年度 ２．経済効果について →同上 ３．観光客誘致の核づくりについて →プロジェクトチームを作れないか。
		２．漁業振興について	１．伊良部漁協の製氷施設について ①進展はあるのか ②漁協と交わした確約書についての市長の見解は？

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			③今後の取り組みについて
		３．農業振興について	１．伊良部地区の野そ駆除について
		４．教育行政について	１．二学期制と三学期制について
			２．３０人学級について
			３．「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」への支援について
			４．学力サポーター配置について
		５．市長の政治姿勢について	１．公共施設管理公社の今後の取り扱いについて
			２．管理公社職員の身分について
			３．職員の交流について
３	７番 砂　川　明　寛　君	１．市長の政治姿勢について	１．平成２０年度施政方針について
			２．職員の削減計画について
			３．事業計画の見直しについて パイナガマ、根間地区
			４．市道拡張工事に伴う物件補償費問題について
			５．次世代エネルギー構想について 太陽光、風力、エタノール（Ｅ３）
		２．福祉行政について	１．国民健康保険事業税率統合について
		３．環境行政について	１．ごみ袋有料化に伴う問題について ①新ごみ処理施設建設について
		４．選挙事務について	１．期日前投票について
		５．教育行政について	１．奨学金制度の導入について
		６．農業振興について	１．サトウキビの振興について
４	１５番 嘉手納　　学　君	１．管理職手当て及び特殊勤務手当てについて	１．新年度から行財政改革に伴いストップされていた管理職手当ての５０％復活と特殊勤務手当ての復活が予定されていると聞いているのですが、ちなみに部長級の手当てまたは課長級の管理職手当ては平均いくらなのか。そして、管理職手当ての一年間の金額と特殊勤務の金額を聞かせて下さい。
		２．道路行政について	１．宮古島市伊良部１１５号線沿いの入

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			り江の自然保護問題と異臭対策について 　この問題については私は再三取り上げていますが、今一度新年度においての計画または取り組み予定はどうなっているのか。これから春から夏へと季節は変わりいくのですが、夏場の異臭は何とかならないかとの地域住民の声が多い現状で市の対応策を聞かせて下さい。
		３．伊良部勤労センターの整備について	１．この問題については、平成１９年６月議会においても取り上げましたが、関連して旧下地地区の野球場がオリックスのキャンプのため整備されましたが、どのような整備がされ、どれだけの費用を費やしたのか、できるだけ詳しく説明をお願い致します。
		４．畜産業の振興について	１．伊良部地域の肉用牛飼育戸数及び生産頭数について 　現在の状況は、最近若者の畜産への取り組みが少しずつ増えているとのことを聞いているのですが、宮古島市全体でも畜産業界は注目されている中で、１月１９日、８６万３千百円という高額な取り引きもされています。そこで、行政は担い手補助事業等の取り組み等はどうなっているのか。
		５．パブリックゴルフ場について	１．パブリックゴルフ場については、売買が決定しましたが、その後の経緯の説明をお願いします。 　また、合わせて職員の待遇はどのようになっていくのか説明を求めたいと思います。
		６．製氷施設について	１．この問題については、議会があるた

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			びに質問をさせて頂いておりますが、全くと言っていいほど前進しないような気がしますが、結果が出ないことはあっても当局はどのような取り組みをしているのか。 　そして、市長自身もやらなければならないということであるが、いつ頃になれば基本設計、実施設計に入っていくのか聞かせて下さい。
5	１６番 新　城　啓　世　君	１．１９年度市長の施政方針からその成果について	１．財政診断 ２．教育の日設定 ３．法定外目的税導入検討 ４．快適な居住環境の整備 ５．市長と語る集い ６．公約事業の進捗状況の公表から ７．不法投棄対策 ８．拠点産地認定作目 ９．「島の隅々まで豊かさと活力を感じる街づくり」
		２．民生	１．保育所の統合新築に関して 　法人保育所団体の要請にどのように応えるか ２．ごみ収集業務の一括契約に対する当局の考え ３．葬斎場・現施設周辺での建設あるいは現施設の改築の可否
		３．建設	１．平成１８、１９年度の市発注建設工事の工事名、受注者、受注金額（一覧表提出） ２．パイナガマ公園にかかる用地取得契約の合法性及び今後の対応、公園費の目内流用の正当性、事業凍結の可否 ３．宮古島市における各リゾート計画の進捗状況と市の対応

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			①トゥリバー（ＳＣＧ特定目的会社） ②東平安名崎（株式会社吉野） ③東平安名崎根元（Ｈ．Ｐ．Ｄコーポレーション） ④砂山（ゼファー） ⑤来間（丸徳商事ほか） ⑥宮国（山根地区・ＡＰＬ沖縄開発） ⑦城辺（長北・宮古リゾート（仮称））
		４．農林水産	１．産業支援センターについて（インキュベート施設）
		５．教育	１．「夢実現、いくぞ甲子園・宮古島応援団」への支援 ２．平良中学校の体育館建替について ３．教育関係補助金の見直しの可否
６	１７番 上　地　博　通　君	１．市長の政治姿勢について	１．自立への基盤づくりについて ①地域ブランドの確立をどのような方法で推進するつもりか ②観光と農水産業の連携を具体的に示して ③商品開発をどのように行う予定か ２．エコアイランド宮古島宣言について ①具体的に説明して欲しい ②Ｅ１０を推進する考えはないか ３．行財政改革について ①組織・機構の改革を具体的に示して欲しい ②財政の健全化をいつまでに、どのように進めるのか達成目標を示して欲しい
		２．産業の振興について	１．農業の振興について ①特産品の差別化・ブランド化を図るための具体的な取り組み ②地下水保全型農業とはどのようなものか

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			③サトウキビの増産体系をどのように考えているのか ２．観光産業の育成について ①宿泊施設の現状と課題は何か ②農業との連携をどのようにするのか
		３．業者指名のあり方について	１．業者指名の基本的な考え方について ①ランク付けはどうなっているのか ②指名のあり方は適正か ③入札を辞退する業者がいると聞くがその理由は何か ④合併して今日まで何件あるのか
		４．福祉について	１．中学校卒業まで医療費の助成は出来ないか 資料として ①小学校入学前までの児童の医療費はいくらか ②中学校卒業までにするといくらかかるか ２．住民健診の受診率はいくらか。また受診率を上げる方策は
		５．環境行政について	１．環境モデル都市への応募について ①応募は可能か、また認可される可能性は ②どのようなモデル都市を目指すのか
７	１８番 平　良　　隆　君	１．市長の政治姿勢について	１．施政方針について ①自立への基盤づくりについて具体的にどのような施策を講じていかれるのか ２．行財政改革について ①集中改革プランによる行財政改革の状況はどのようになっているのか ３．財産区の財産の管理運営について ４．これまでの事務ミスに対する市長の責任の取り方について

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		２．農水業の振興について	１．畜産廃棄物の処理について ２．海ぶどうの振興についての現在の取組み状況とこれからの取組みについて
		３．福祉行政について	１．国民健康保険税の税率の改正について ２．敬老祝い金の復活について
		４．道路行政について	１．宮国１６号線について
		５．公園並びに浸透池等について	１．公園並びに浸透池等の維持管理について
８	１３番 宮　城　英　文　君	１．市長の施政方針について	１．サトウキビの生産振興について ①ＥＰＡ交渉について ②新制度の支払方法について ③ハーベスター導入について ④病害虫対策について ⑤野そ防除について ⑥新品種の導入について ⑦緩効性肥料について ２．畜産振興について ①自家保留牛について ②死亡牛の処理について ③自給粗飼料の確保について ３．資源リサイクルセンターについて ①現在の稼働状況と問題点について ②原料の確保状況について ４．Ｅ３燃料の普及について ①現状と課題について ５．公園管理について ①デイゴの被害対策について ②サニツ浜公園駐車場の修復について
９	２８番 池　間　雅　昭　君	１．市政運営について	１．施政方針について ２．新年度予算（一般、特別会計）について ３．事業執行について（土地の取得、処分含む）

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			４．負担金、補助金及び交付金について ①小中学校体育連盟補助金について ５．繰越明許費について
		２．消防行政について	１．宮古島市消防の現状、課題及び今後の消防行政の在り方について消防長の意見を求める
１０	２０番 上　里　　樹　君	１．市長の政治姿勢について	１．米兵による中学生暴行事件について ①米兵による暴行事件は、許せない蛮行です。被害に遭った少女に全く落ち度はありません。くりかえされる米兵による事件事故は、基地あるがゆえの犯罪であり、「綱紀粛正」「兵員への教育」では解決しないことを示しています。犯罪の根絶には、米海兵隊の撤退と基地の撤去しかないと考えます。市長の見解をお聞かせください。 ②「米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民大会」が開催されますが、宮古でも県民大会に呼応した集会を開催すべきだと考えます。議会と当局が一体となって、その呼びかけの先頭に立つべきだと考えますが、いかがでしょうか。 ２．行政組織について ①あいつぐ事務ミスで行政職員が信頼を失っているなかで、市政の信頼をどう取り戻すかが問われています。どう対応されるのか。 ３．財政について ①「財政が厳しい」といいますが、財政が厳しくなった原因についてその原因の１つは政府が「三位一体の改革」で地方交付税を大幅に削減した

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			ことにあります。国に対して削減分の復活を求めるべきだと考えますが、どうですか。
		２．福祉行政について	１．後期高齢者医療制度について ①「後期高齢者医療制度の実施中止と抜本的な見直しを求める」陳情と意見書が１２月定例議会で可決されました。市長は議会と歩調を合わせて国に対してこの制度の実施中止と抜本的な見直しを要求すべきだと考えますが、いかがでしょうか。 ２．国民健康保険について ①市民の平均所得はいくらですか。県下でどの位置にありますか。 ②「国保財政の健全運営」といいますが、現状で「独立採算」は成り立たないと考えますが、いかがですか。 ③税率を統一して３年間の軽減策を実施するというが、住民のくらしが良くなる見通しがあるのですか。 ④税率の統一だけでなく、さらに引き上げが必要というのなら、住民説明会を開くべきです。 ⑤国民健康保険は「相互扶助の制度」といいますが､国民健康保険法は｢国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」といっています。社会保障制度だと考えますが、どうですか。 ⑥国民健康保険法は、「市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について､政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない」

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			と定めているだけであり、国民健康保険を社会保障制度とすると、「独立採算」にはなじまないのではないですか。 ⑦「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない」ということに照らして、今の国のやり方は間違っているのではないですか。 ⑧国保財政がきびしくなった原因については、国が健康保険制度をどんどん悪い方向に改定してきたことが元凶です。国に削減分を元に戻せと要求すべきだと考えます。加えて県に対しても補助するように要求すべきだと考えますが、どうですか。 ⑨申請減免の該当件数はどうなっていますか。減免を生活保護基準のレベルまで拡充すべきだと考えますが、いかがですか。
		３．「障害者対象認定控除制度」について	１．「障害者対象認定通知」について ①「障害者対象認定」について、１２月定例議会で障害者対象認定通知について、「対象者への通知を介護認定通知の送付の際に同封して通知できるように努める」ということでした。その実施状況はどうなっていますか。
		４．環境行政について	１．ごみの有料化に伴う減免について ①４月実施のごみ有料化に伴い、減免について子育て中の世帯、寝たきりの高齢者世帯拡充するよう要求しましたところ、「よりよい方向を検討する」ということでした。どのよう

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			な検討をしたのでしょうか。 ２．生ごみの堆肥化について ①生ごみの堆肥化のモデル事業の実施状況について、協力率はどうなっていますか。どんな課題がありますか。
		５．子育て支援について	１．乳幼児医療費助成制度の拡充について ①就学前までの医療費助成制度の拡充をすべきだと考えます。加えて現物給付にすべきと考えますがいかがですか。
		６．市民相談窓口の充実について	１．「多重債務」対策について ①「多重債務」の相談窓口の設置について、市民課に相談員を配置できませんか。
１１	４番 新　里　　聰　君	１．市長の政治姿勢について	１．サトウキビ年内操業についての会社側との交渉の時期は何時ごろか。 ２．農業振興会での議論の成果は。 ３．サトウキビ収穫機械化推進事業補助金の申請手続きについて ４．一方的に５００円以内とする行政手法で農家に混乱は生じないか。 ５．ハーベスター利用料金４，５００円の積算根拠は。 ６．料金設定は何時、どのようなメンバーで決定したか ７．市長の２年間の行政運営は馴れ合い行政との指摘について見解は。 ８．地方切捨て行政との指摘に対する見解は。 ９．サシバリンクス売買契約予定は。 10．砂山リゾートの着手時期は。 11．図書館建設について
		２．道路行政について	１．地盛７号線改良についての防衛施設

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			局見解は。
１２	２番 仲　間　明　典　君	１．伊良部地域の都市計画について	１．下地島空港と周辺公用地のとらえ方 ２．環境問題と生活雑排水対策はどうとらえているか ３．防災はどうなっているか ４．生活道路はどのようにゾーニングするのか ５．佐良浜地区（港側）の産業機能をどのようにとらえるか
		２．水産業の振興について	１．魚礁を長期的に整備する計画は考えているのか ２．資源管理、産卵場所の規制について
		３．下地島空港等利活用検討委員会について	１．進捗状況 ２．東アジア等国際的な利活用を考慮したチーム作りが必要と考えるがどうか、作業部会の設置
		４．スポーツアイランド構想	１．各種スポーツの向上のための全体的・具体的な育成計画は出来ないものか、特に高校野球、甲子園に宮古からの活動団体への支援策は考えていないか
		５．観光振興策について(要望)	１．屋台村の創設について
１３	３番 池　間　健　榮　君	１．行政運営について	１．トゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書について市長の見解を求める。 ２．パブリックゴルフ場の処分について ３．パイナガマ公園整備について
１４	１０番 與那嶺　誓　雄　君	１．市長の政治姿勢について	１．新年度の施政方針について ①公約推進事業計画に基づく事業と旧市町村の格差是正のための事業メニューはなにか、またその実現のための予算額はいくらか。 ２．平成２０年度の一般会計について ①予算案の特徴と合併前の財政シュミ

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			レーションとの数字的な比較について ②住民向けの予算解説書の必要性について 3．財政集中改革プランについて ①これまでの達成状況と経費節減などによる財政的な効果について ②今年度の目標について 4．組織機構の改革について ①将来の職員数に合わせた組織づくりについて基本的な考えといつまでに作成するか。 5．下地島空港等利活用計画の内容と今後の取り組みについて 6．コミュニティーバス運行実績の評価と新年度への継続見通しについて 7．図書館建設について ①建設について議論が深まらない中で、なぜ建設ありきなのか ②予算規模と内容について ③建設場所の選定のあり方について
		2．農・水産業の振興について	1．拠点産地として認定を受けているゴーヤー、とうがん、かぼちゃの市場開拓について 2．宮古マンゴーと宮古牛のブランド化に向けて宮古島市としてどのような取り組みをするのか 3．モズクや海ぶどう養殖生産支援について
		3．環境行政について	1．大浦住民が求めている産廃火災現場の現状回復について 2．地下水法の制定について 3．２年後着工に向けたごみ処理施設について、周辺住民の合意形成は大丈夫

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			か
		４．池間地区の振興策について	１．旧池間漁港（仲間越）周辺整備について ２．池間島の南東にある旧集落跡地への進入道路の保全策について
１５	１１番 山　里　雅　彦　君	１．市長の政治姿勢について	１．県立公園の誘致について ２．下里公設市場の再開発計画と取り組み状況について ３．昨年１２月に開催されたヨネックスシニアオープン沖縄ＩＮ宮古島により、どの位の経済効果があったのか（今後について）
		２．道路行政について	１．下崎～西原線について ２．富名腰１６号線の舗装工事について
		３．漁業行政について	１．宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備について
		４．教育行政について	１．全国学力テスト調査結果と今後の対応策について ２．西辺中学校体育館建設及び、運動場整備の現在の状況について ３．久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の校舎改築事業について
		５．福祉行政について	１．国民健康保険税率改正について（伸び率均一化助成金等）
		６．環境行政について	１．指定ごみ袋制度導入によるごみの減量化、対策等について
		７．農業行政について	１．サトウキビ新価格制度による農家からの反応や、その取り組みについて ２．資源リサイクルセンターの管理、運営状況について
１６	２５番 富　浜　　浩　君	１．市長の政治姿勢について	１．集中改革プラン進捗状況は。 ２．財政破綻回避計画はどうなっているか。 ３．県立公園の誘致は。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			４．航空運賃低減化及び乳幼児・児童生徒航空運賃低減化について ５．沖縄振興計画における観光産業振興、情報振興の宮古島市の取り組みについて
		２．観光振興について	１．八重干瀬の周遊観光は。 ２．入域観光客数、個人消費額及び観光収入について ３．大型クルーズ客船の入港計画は。 ４．観光施設のトイレ整備は。
		３．エコアイランド宮古島構想について	１．Ｅ３燃料実車走行試験事業は。 ２．エコファーマーマーク推進は。 ３．不法投棄ごみ一掃へどのような対応をしているか。
		４．電線地中化推進について	１．サンエーターミナル前の道路と下里西道路の地中化埋設について
		５．地産地消の地元取り組みについて	１．学校給食､観光関連施設､公的施設、地域直売所の状況は。
１７	１９番 亀　濱　玲　子　君	１．新年度施政方針と市長の政治姿勢、市政運営について	１．自立への基盤づくりについて ①施政方針に謳っている、観光と農水産の連携による産業振興と地域ブランドの確立について市長のお考えをお聞きしたい。 ②「エコアイランド宮古島」の構築にむけて、関連事業を含め、島づくりの構想をお聞きしたい。 ２．地下水に配慮した資源循環型社会の島づくりに向けて ①「地下水利用基本計画」策定への基本的な考えと今後の取り組み、水質保全への取り組みについてお聞きしたい。 ②指定ごみ袋制の実施と、導入に伴う歳入による｢宮古島市環境保全基金」

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			の条例制定、その活用についてお聞きしたい。 ③森林の水源涵養機能、防風・防潮機能の充実に向けた森林の拡大と質の向上をどのように実現していくのかお伺いしたい。 ④有機肥料や液肥化利用実証事業を含め、地下水保全型農業をどのように推進していくのかお聞きしたい。 ３．平和行政の推進について ①本年度の重点事業「下地島空港利活用調査」第一次中間報告と、アクションプログラムの策定の基本的な考え、これからの取り組みについてお伺いしたい。 ４．「宮古南静園の将来構想」について ①「ハンセン病問題基本法」の制定にむけて、全国の療養所所在自治体と連携し、積極的に取り組んでいただきたい。 ②沖縄２園の「国立ハンセン病療養所将来構想」について、取り組みをお伺いしたい。 ③南静園の社会化をどう推進していくのかお考えをお聞きしたい。 ５．合併後の島づくりと地域力の向上に向けて ①「都市計画マスタープラン」の策定に向けて、合併後の地域間の繋がり等、島づくりの展望に立った基本的な考えをお伺いしたい。 ②新たな地域力の創造に向けて、組織づくりや住民主体の活動の支援をどのように進めていくお考えかお伺い

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			したい。 6．住民と行政の協働による島づくりについて ①「集中改革プラン」の実現と組織機構の見直しについて、新年度の取り組みをお聞きしたい。 7．男女共同参画行政について ①本市の役付職員、各種審議会等への女性登用の現状と登用率の向上に向けて市長のお考えをお聞きしたい。
		2．福祉行政について	1．高齢者福祉について ①「後期高齢者医療制度」の実施に伴う課題と本市の対応についてお聞きしたい。 ア．制度の周知について、どのように行われているか。 イ．相談へのきめ細かい対応が求められるが、本市の対応は。 ウ．実施後に想定される課題と対応についてお聞きしたい 2．障害者福祉について ①昨年１２月に設置された「障害者地域自立支援協議会の取り組み状況についてお聞きしたい。障害児・者の状況と課題を把握し、福祉行政に繋いでいくことが求められる。当局のお考えをお伺いしたい。
		3．環境行政について	1．「宮古島市環境保全条例」の制定に向けた取り組みについてお聞きしたい。 2．火災後放置されている大浦の「産業廃棄物処理場」について、今年度どのように対応していくお考えか、お聞きしたい。

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		４．市民相談窓口について	１．市民相談窓口の充実強化について ①多重債務者への相談窓口の設置等、自治体での対応が求められる。本市の対応についてお聞きしたい。 ②女性相談室の充実に向けて、実績と課題についてお伺いしたい。
		５．教育行政について	１．教育環境の整備について ①東小学校の通学路の整備について花園幼稚園から東小学校までの道路が新年度予定されているが、完了の目処は。（Ｂ－６０号線） ②長年の要望である、東小学の通学路（Ａ－６３号線）の新年度の実施予定についてお聞きしたい。 ２．「宮古島市在文化財」の保全について ①国指定、県指定、市指定文化財の史跡等の保全について、管理、清掃等を含め、新年度の事業の実施、取り組みをお伺いしたい。 ３．市立図書館について ①図書館建設に向けて、現在の状況と新年度の取り組みについてお伺いしたい。 ②県立図書館宮古分館の宮古関連の蔵書の譲り受けについて、要請、話し合いは進められているかお聞きしたい。
１８	２４番 富　永　元　順　君	１．市長の政治姿勢について	１．産業の振興と雇用の創出・確保について ①農水産物のブランド化について ②体験滞在型観光の推進について ２．環境を大切にした美しい島づくりについて

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			①「国連大学ゼロエミッションフォーラム・イン・宮古島２００８」について ②資源リサイクル事業について ③県立公園建設について ④不法投棄の状況と対策について ⑤清掃センター焼却施設のダイオキシン対策について ３．予防接種事業について（インフルエンザ接種事業の成果と今後の対策について､新インフルエンザ対策について） ４．パイナガマ公園事業について ５．重度心身障害者支援事業について ６．関西、名古屋、福岡への直行便の就航について
		２．道路行政について	１．マクラム通りの拡幅整備事業について ２．中央公民館前道路の拡幅整備計画について ３．大原線の整備計画について
		３．教育行政について	１．平一小学校北門の開門について ２．保育所の統廃合について
		４．トゥリバー地区の開発計画について	１．進捗状況と今後の計画について
		５．区画整理事業について	１．竹原地区、大原地区の事業の進捗状況の新年度の計画について
		６．市有地の処分について	１．カママ嶺公園前道路の市有地の処分について ２．市有地処分の手続きについて
１９	１２番 池　間　　豊　君	１．市長の政治姿勢について	１．施政方針について ２．職員の人事交流について ①国、県、民間との人事交流について ３．社会的状況の変化について ①市民生活に支障を来たす社会的状況

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			の変化についての市長の考え方 ４．議会についての市長の考え方 ①議会の混乱と行政責任について ５．議員定数について ６．教育の日についての市長の所見
		２．福祉行政について	１．国民健康保険税の改正について
		３．水産業行政について	１．モズク養殖について ①加工施設、保冷施設、販売ルートについて
		４．道路行政について	１．マクラム通りの拡張整備について ２．中央公民館からパイナガマ方面への道路の開設について ３．荷川取線の計画について ４．狩俣集落内の道路（側溝）の整備について
２０	２３番 豊見山　恵　栄　君	１．市長の政治姿勢と施政方針について	１．観光行政について ①通り池周辺の整備及びすぅふつみぃの整備について他、農漁業とリンクした観光産業育成 ２．医療行政について ①県立宮古病院の新築移転について ３．下地島空港及び残地の有効利活用について（平和的利用の説明等々） ４．環境行政について ①宮古島（平良地区）に県営公園の誘致について ５．伊良部架橋について ６．パブリックゴルフ場の売却について
２１	８番 棚　原　芳　樹　君	１．市長の政治姿勢について	１．下地島空港周辺残地の活用について ２．県営公園の誘致について ３．パブリックゴルフ場売却後の現在の状況について ４．伊良部漁協製氷施設整備について ５．下里公設市場建て替えについて

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			6．少子化対策及び子育て支援について（保育ママ）
			7．市議会議員、市職員のボランティア条例推進について
		2．農業行政について	1．各地区での経営構造対策事業の現状について（平成１９年度） （ハウス、牛舎など） （平良、下地、上野、城辺） 平成２０年度の計画について
			2．伊良部地区経営構造対策事業地区指定はなぜできないのか（納得の理由）
			3．国営地下ダム第２期事業の進捗状況について
			4．伊良部地区受益面積について
			5．伊良部地区土地改良事業の計画について
			6．認定農業者及び担い手育成について
			7．マンゴー栽培講習会の取り組み状況について
		3．道路行政について	1．トゥリバー入り口から、伊良部架橋に抜ける道路整備について
			2．伊良部地区佐和田部落への道路整備について
			3．久松地区農道整備について
			4．来間島展望台への道路整備について
			5．松宮開発前の道路整備について
			6．Ｂ―５４号線進捗状況と今後の計画について
		4．消防行政について	1．人口当たりの消防職員の適性人員は何人か。また現在の職員数は何人か。
			2．消防職員に必要な資格には、どのようなものがあるのか。 また、宮古島市消防本部には、資格を持った職員の数は、確保されている

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			のか。
２２	９番 前　川　尚　誼　君	１．市長の政治姿勢について	１．宮古地域森林計画について ２．市職員としての警察官配置について ３．信号機の設置について ４．消防行政・住宅用火災警報器の設置について ５．水道行政・地下水について ６．教育行政について ①教育の日について ②選手派遣費について ③体育施設の整備について ７．農業行政・イノシシの出没について
２３	１４番 眞榮城　徳　彦　君	１．予算について ２．農政について	１．一般会計（平成２０年度）について ２．国保税率について ３．公立保育所建設予算について ４．学校建設費について ５．特殊勤務手当、管理職手当について １．死亡牛処理問題について
２４	２６番 下　地　秀　一　君	１．市長の政治姿勢について	１．行政改革と財政再建について ①市有地の売却（下崎地区埋立地・賃貸借契約中の市有地）の売却、並びに他の市有地の売却予定はどうなっているのか、また武道館建設予定地の購入金額と利息の総額はどの位になっているのか、さらに今年度決算から適用される、自治体財政健全化法に対し､将来の債務状況について､問題はないのか。 ２．水道行政の将来について ①現在､還元水は役所の内部において､どの程度、普及しているのか、また伊良部地区における、水道事業は合併後、大幅な財政支援と設備投資の結果、現在どのような状況にあるの

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
			か。 3．スポーツ・アイランド構想について ①武道館の建設と宮古体育協会の法人組織としての体制強化は出来ないのか、さらにスポーツ振興条例の制定について、具体的な取り組みを考えているのか。 4．県立公園の整備計画について ①現在、県立公園の整備に向けて、どのような状況にあるのか。 5．宮古上布の新興について ①従来の販売方法を見直して、販売、窓口の１本化について、またサマーシャツの普及についても、検討する考えはないのか。
		2．福祉行政について	1．認可外保育園に対する給食費について ①認可外保育園に対する公的支援の必要性から、給食費の支援・拡大に向けて検討する考えはないのか
		3．教育・スポーツ行政について	1．北小学校の改築について ①老朽化の激しい北小学校の改築について今後の計画はどのようになっているのか、また度々崩落事故を起こしている、幼稚園の改築計画を見直す考えはないのか。
		4．道路行政について	1．荷川取公民館への進入道路について ①現在、整備計画について、どのような状況にあるのか。 2．平良・城辺線の４車線の延長について ①将来への交通機関の整備の観点から、県に対して、可能性調査について申し入れる考えはないのか。（郡

順位	発　言　者	発　言　事　項	要　　旨
		5．農林・水産業行政について	農協～中休み前） 1．農林・水産業の後継者育成について ①高齢化した後継者育成のための、具体的な取り組みについて、どのように考えているのか。

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第６号のとおりであります。

ただいまから日程第１、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力を願います。

なお、質問の１人持ち時間は30分となっております。

これより通告に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎下地　明君

一般質問の前に一言だけ申し上げたいと思います。これは、通告外でありますので、市長には答弁よろしいです。先月の14日だと覚えておりますが、小泉純一郎元総理が宮古島に来島し、Ｅ３の製造現場等を視察しました。このことは、宮古島にとってエコアイランドを推進している現状からして、非常に明るいものがあったんじゃないかなと私は察しております。特に市長は、昼食も一緒にひざを交えてやっておりますし、また夕方の懇親会でもいろいろと懇親を深められたことと思います。そのことからして、伊志嶺市長にとっては、大きなこれからのいろんな行政要請、もちろん特に農業関係においては、非常に大きな収穫があったんじゃないかなと私は思っております。答弁は別に市長の思いをもし申し上げられるんでしたら、申し上げてもいいし、別にこれは通告でありませんから、よろしくお願いします。

それから、サトウキビ農家の皆様にご苦労さまを申し上げたいと思います。今期製糖は、宮古製糖が原料待ちで、明日までの搬入終了予定のようですが、沖糖が27日、伊良部が４月25日、多良間が４月15日の終了予定のようです。農家の皆様方は、寒い雨の中サトウキビ収穫大変ご苦労さまでした。終了までひとつ頑張ってください。また、葉たばこ農家の皆様におかれましては、植えつけ時の悪天候の中大変だったろうと思いますが、今後の手入れに頑張ってください。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意ある答弁をお願いします。まず最初に、市長の政治姿勢について、１点目、新年度予算について、平成20年度宮古島市の一般会計予算は、前年度と比較して15億5,400万円減額、一般会計予算における宮古島市の主要産業である第１次産業、農林水産関連予算が14億3,081万2,000円減額予算となっており、平成20年度一般会計予算減額の92％余りが農業関係の予算減額となっておりますが、どうして宮古島は農業で支えられていると思いますが、このようにして大幅な減額になったのか答弁を求めたいと思います。

２点目に、国保税率の改正について、国民健康保険制度の取り扱いについては、合併協定書で合併後５年以内に統一すると明記されており、合併後２年半しかならない今の時期になぜ大幅増額、改正、統一しようとしているのか、詳細に説明を求めます。

３点目に、宮古病院の新築移転について、県は県議会における答弁の中で、国の補助金が決定すれば即工事着工すると報道されており、伊志嶺市長は施政方針で宮古病院の新築移転については、市の役割を検討するなど、早期実現に向け取り組みますと述べられておりますが、県から宮古島市に対し早期着工へ向け何らかの業務連絡はあったのか。宮古島市が果たすべき役割についても答弁を求めます。

４点目、公社職員の処遇について、公共施設管理公社職員、土地開発公社職員を宮古島市への職員採用要請について、市長は昨年の12月定例議会で、職員削減計画との関連もあり、慎重に検討して今年の３月までにはっきり方針を示すと述べられました。このことについて答弁をお願いします。

５点目に、パイナガマ公園事業の見直しについて、公園事業は当初事業認可が平成８年ですが、事業認可や区域の変更等もあって、現在の事業計画になっているようですが、財政が厳しい中にあって、平米３万8,000円、反当たりで3,800万円の高額土地を購入して、公園事業を行うことが宮古島市にとって何のメリットがあるか、大変疑問でなりませんが、しかし事業は進行中であり、見直しはできないかについてと、なおこの公園事業で土地の取得が議会に付さないで行われたことは、下崎土地取得と同様なケースであり、そのことにより追認案件や財産区の問題等ほかに疑問点が生じてきており、一連の件について最高責任者である市長は責任の所在を明確にすべきだと思いますが、どのような責任をとるのか、答弁をお願いしたいと思います。

次に、中心市街地の活性化について、西里通りの整備について、宮古島市のメイン通りで観光客もにぎわう中心市街地通りであり、当初計画は拡幅整備事業の予定であったようですが、変更になり、旧平良市よりコミュニティー道として位置づけて、宮古島市に引き継がれ、宮古島市としてもコミュニティー道と位置づけているとのことですが、現在事業計画はどのようになっているか、答弁をお願いします。

２点目に、根間地区公園事業について、正式な区画整理事業になっております。市町村合併後は、全く事業は動いていないように見えますが、これまでに投入した事業費と今後の事業計画と工事費について答弁をお願いします。

３点目に、下里公設市場の建設について、再開発委員会が設置されているようですが、委員の数と選考基準はどのようになされているか。また、これまでの委員会で建設場所について議論はなされているか答弁をお願いいたします。

次に、期日前投票について、城辺、上野、下地、各支所での期日前投票について、この件につきましては、昨年の９月定例議会答弁で市長は次の選挙からでもできるように頑張りたいとのことでしたが、来る県議員選よりの実施となるのか、答弁をお願いします。

次に、学校給食について、安全、安心な食材について、中国から輸入ギョーザ中毒事件が発生以来、毎日のように食の安全についてマスコミ報道されておりますが、現在宮古でも外国からの輸入食材が多く出回り、安全性が問われております。人間にとって食は命であり、特に学校給食は児童生徒の健全な体力づくりのためにも、安全、安心な食材、地産地消の推進にあると思いますが、食材の調達状況についてと宮古島市の５地区別１日の食材費について答弁をお願いします。

次に、福祉行政について、わかば自立支援センター及び地域活動実施センター「若葉」作業所設置について、既存の施設は旧宮古広域圏事務組合跡の施設で、老朽化で雨漏りもひどく、また３月いっぱいで明け渡す契約になっているようです。障害を持っておられるメンバーの支援に頑張っている職員の事務所兼障害者の作業所に宮古島市の遊休施設の提供を検討すべきだと考えますが、答弁をお願いします。

次に、農業振興について、サトウキビ作新制度移行への見直し延長について、今期製糖は新制度適用初年度であり、３年間の特例として担い手育成のための生産組織に参加する生産者を特例納付とすることで対象範囲が拡大されているが、特例期間経過後は農家にとっては大変重大な問題がありますが、市として

はどのような取り組み計画をしたのか、答弁をお願いします。

次に、小型ハーベスター導入推進について、このことについては、私は毎議会とらえてきておりますが、サトウキビ新制度に向けての対応とサトウキビ増産のためにも、今後は機械化一貫作業体系が急務である。そのことから、少々の雨でも稼働できる小型ハーベスター導入事業推進を行うべきだと考えますが、新年度における導入計画について答弁をお願いします。

次に、野鼠防除について、毎年航空防除を実施しているが、今度の収穫サトウキビに地域によって例年になく被害があると調査報告を受けているが、しかし新年度予算の野鼠防除事業費が前年度より大幅削減されているが、野鼠の被害調査はして削減したのか、答弁をお願いします。

次に、畜産廃棄物処理について、エコアイランド宮古島市宣言を計画している中で、年間700から800とも言われる死亡牛の不法投棄がマスコミで大きく報道され、地下水汚染への影響とともに、観光客のイメージダウンにもつながる大きな社会問題であることから、平成18年度に検討委員会を立ち上げて議論をし、農家に対し処理方法、処理費用についてアンケート調査を実施したようですが、その結果についてと市の今後の取り組みについての考え方について答弁をお願いします。

次に、道路行政について、旧城辺町道30号線整備について、県道より集落への出入り口道で危険な道路であります。すぐそばに県営団地があり、33名の児童生徒の通学路でもあります。宮古島温泉への車両通行量も増えており、早期の整備が求められます。答弁をお願いします。

次に、吉野部落墓地団地への通路整備について、去った旧暦16日に向けて入り口の応急措置で部落の方は大変喜んでおられました。墓地の散在防止のため、部落民が資金を出し合って土地を購入し、墓地団地を造成してあり、他の地域の模範であると思います。しかし、現在の通路状況では雨降りに大変支障を来しており、利用するのが普通道とは違いますので、よろしく答弁をお願いします。

以上質問いたしましたが、答弁を聞いてから再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

下地明議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、お答えする前に、小泉元総理に先月宮古島をバイオエタノール、その他環境施設等を視察していただきました。その際に宮古の環境づくりにしっかり取り組むようにとの激励を受けております。国にはまた新しい制度も予定されているようですので、それに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、国保税の改正でございますけども、合併５年以内の暫定措置の期間において統一するとなっているのになぜ平成20年度に実施するのかというご質問でございますけれども、平成20年度から国保税率の統一理由は、合併前に想定できなかった平成20年度から医療制度改革による後期高齢者支援金等新たな課税額の発生及び特定健診等にかかる費用を国保保険者が負担することや医療費等の伸びによる負担増も考慮した税率改正、統一の必要が生じたためであります。また、不均一課税では伊良部地区での応益割の軽減基準が７割軽減措置の基準を満たすことができなかったというのも理由の一つであります。

宮古病院の新築移転でございますけども、県立宮古病院の新築移転につきましては、県は老朽化が深刻で、早急な新築移転が必要との認識を示しております。去る１月23日に県病院事業局担当課長及び宮古病院長より早期新築移転に向けては、地元の支援協力が必要であるとの意向も示されております。市としま

しても、県の意向を受けまして、移転用地候補地の選定を行う作業を進めております。早期新築移転に向けて、市の担うべき役割等について県と協議を重ね、積極的に協力してまいりたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁いたさせます。

◎副市長（下地　学君）

宮古島市公共施設管理公社職員の処遇については、これまで他の自治体の管理公社における状況、本市の行政改革集中プランの定員管理計画、さらには労働基準法などに照らし合わせ、検討を重ねてまいりました。その結果、現職員については平成23年度をめどに集中改革プラン、定員管理計画に影響を与えない範囲内で年次的に採用していく方針であります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、自立センター「若葉」を市の遊休施設に利用できないかというご質問でございますけれども、ＮＰＯ法人すこやかネットは、障害福祉サービス事業、地域活動支援センター事業を実施するなど、本市の障害福祉の向上に大いに寄与しております。心から感謝いたしているところでございます。当法人が運営しているわかば自立支援センター及び地域活動支援センター「若葉」は、環境にも恵まれ、利用者からも親しまれておりますが、議員ご指摘のとおり当施設は築40年を経過しており、老朽化が著しく、また改正建築基準法の耐震力等の理由により、不適格な建物とされております。そのことによって、移転を余儀なくされております。しかし、当施設は障害者の社会復帰の訓練や創作的生産活動の機会を得る地域での受け皿として、ぜひとも必要な施設であると認識をいたしております。施設の利活用につきましては、当法人あるいは市の施設管理部局と協議を重ねて検討してまいりたいと考えております。

◎市長（伊志嶺　亮君）

答弁漏れがありましたので、答弁いたします。

下崎の土地取得あるいはパイナガマ公園についての最高責任者としての責任のとり方でございますけれども、これまで議会でも答弁をいたしておりますとおり、市民、議会の皆様にも十分納得のいく形の責任をとらせていただきたいと思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

新年度予算の件で、農林水産関係の予算が相当減額されていると、説明をということでございます。まず、圃場整備事業関係で４億4,600万円余の減でございます。あとは、バイオマスの輪づくり交付金事業、これはサケの処理ですが、これは事業完了に伴う減でございまして、１億9,900万円余の減でございます。あとは、美しい村づくり総合整備事業、これは平良地区と宮原地区でございますけれども、２億1,600万円余の減になります。それと、国営土地改良事業負担金も繰上償還をいたしました。その分で３億300万円余の減でございます。そういうものを加えますと、約11億6,600万円の減というふうな形になってございまして、それ以外に単独補助金事業、これが3,450万円余の減でございます。さらに、温室果樹１件を平成20年度予定していたものを平成19年度に繰り上げて実施しましたことによりまして、7,547万6,000円の減ということになってございまして、トータルでは事業費関係だけで見ますと、12億7,500万円ほどの減になってございます。

次に、サトウキビ新価格の件についてでございます。平成19年度からサトウキビの政策が見直しをされまして、現在は特例措置として３年間各旧市町村ごとの生産法人をつくりまして行っております。これは、

やはり３年間の特例ということでありまして、これから認定農業者や特定農業団体、そういうものも含めてあるいはその担い手を含めて、新たな制度に向けて取り組みをしなきゃいけないというふうになってございます。そういう中で、今年度各地区にモデル集落、旧市町村単位でございますけれども、モデル集落を５カ所立ち上げまして、サトウキビ生産農家の生産実態やその意向等を踏まえて、新たな経営安定対策に対応できるように関係機関とも連携して取り組んでいきたいという考えでございます。延長はということでございますけれども、これは宮古島市だけでできることではないのですが、沖縄県全体として取り組みをしなきゃいけないというようなことでありますので、今後ＪＡさんと調整しながら進めていきたいと、要望をしていきたいというふうに思ってございます。

次に、小型ハーベスターの導入計画でございます。ハーベスター導入理由につきましては、非常に農家の高齢化に伴いまして、機械化の推進は重要だというふうに考えております。現在平良地区で８件、城辺地区で６件、上野地区で１件、合計15件の小型ハーベスターの導入要望がございます。そういうことで、ただいま４者協議会というのがありまして、宮古島市、沖糖、宮糖、ＪＡさんでどこに導入するかということで協議会がございます。その協議会の中でこれから協議を行いたいと思いますけども、大体平成20年度は２台から３台の導入ということで計画しておりますけども、どの地区に導入するというものにつきましては、これからでございます。

次に、野鼠防除についてでございます。野鼠防除事業につきまして、費用が少なくなっているのではということでございます。平成19年度予算ベースで2,400万円ございました。平成20年度予算で2,082万円でございまして、3,194万円の減に一応なってございます。ですが、今回から平成20年度から地上防除機２台を導入してございますので、そういう被害のあった場所につきましては、効果的な防除の仕方をしたいということで、航空防除に時期を待たずにいつでも地上防除ができるというようなこと等もございまして、農薬費はできるだけ削減できるというようなことで、一応今回は減にしてございます。ですが、サトウキビの農薬補助金でございますが、平成19年度ベースで5,600万円でございますけれども、平成20年度では6,800万円ということで、逆に1,000万円余り増やしてございまして、この両方をうまく活用しまして、被害防止に努めていきたいと、そのように思ってございます。

次に、畜産廃棄物の処理の件でございます。アンケート調査と今後の結果はということでございます。これまで各地区において説明会をしたいということではがきでもって通知をしまして、約1,100名ぐらいの農家さんがおられますけれども、そのうちの110名程度がその会に参加していただきました。そういうことで、その110名の農家の方にですね、アンケート調査をいたしました。その結果でございますけれども、幾つか、５つの内容でもってアンケートをとってございます。１つ目には、死亡牛の処理について一時保管庫を使用しますかということにつきましては、39名の方が使用するということで、39％ほどの方が使用するということにしております。利用しないという方も16名おりまして、16％、そして料金次第では利用するというのが38％というようなことでございまして、そのほかに利用するという人にお聞きしたのですが、大体１頭当たり２万5,000円ほど経費がかかります。そういうので、全額負担するが６名とか、半額負担するが２名、１万円が６名、5,000円以内であればということで19名ということで、大半が5,000円以内程度の費用であればやりますみたいな感じになっているかというふうに思っています。

次に、利用しないという人にどこで処理をしていますかという答えをやったんですが、自分の土地で処

理しているという人が13名、その他というのが１名おられました。このその他というのは、どうも内容的にわからないんでありますけども、利用しない方の16名のうちの13名は、自分のうちで処理をしているということでございます。

次に、基金造成に関してですね、お話お聞きしたんですけども、賛同するという方が48名、反対するという方が28名おられました。どちらでもないというのが13名でございます。それで、賛同するという方々に金額をお尋ねしましたところ、大体1,000円というのが全体の69％の方でございます。反対するという答えた方につきましては、不平等であるというようなことで、14名というような結果が出てございます。

次に、下里公設市場の建設についてでございまして、委員の数とその選定方法はということでございます。これは、市の要綱の中に下里公設市場再開発委員会というのがございます。そういう中で、これは町内プラス周辺の関係する方々ということで、市の職員は副市長を委員長としまして、経済部長、建設部長、企画政策部長が委員に入ってございます。ほかに宮古商工会議所の赤嶺一成さん、宮古観光協会のほうですね、あとは市場通り会、そして市場の地主会代表、そして下里通り会の代表、西里通り会の代表、さらににぎわいみゃーく理事であります椿本さんという方を入れまして、11名でございます。選考の方法はということでございますけれども、これまで再開発委員会のほうがずっとございまして、その中での委員の構成が大体このような形になっておりましたんで、そのようにやってございます。

次は、その建設場所は決定しているかということでありますけども、建設場所につきましてはですね、中心市街地活性化計画の中でもですね、今の場所がよろしいということでうたわれておりますし、今私どもがお願いをしまして、宮古商工会議所の中にＮＰＯ法人にぎわいみゃーくというのがございまして、そこが国の助成を受けましてですね、市場の再開発による人と物のにぎわい調査ということをしております関係上、そちらに調査協力を依頼してございます。そういう中で、昨日ですか、中間報告、答申というのがございまして、その中では現在の公設市場のあった場所において建設するというような形で中間の答申がなされてございます。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園事業見直しについてでございます。平成８年度からの着工で、平成18年度までに用地補償及び物件補償費と合わせて８億4,834万円の投入をしております。平成17年度においても、再評価委員会にかけられ、事業継続してよいとの答申を得ていますので、見直す計画は困難と考えられます。

次に、西里通りの整備についてでございます。西里通りの整備については、平成18年６月に県の担当課より通り会及び地権者に通りの整備方針について説明がなされ、コミュニティー道路での整備方針が示されております。県においては、通り会の合意形成が重要な課題であると考えておりますので、市といたしましても、再三通り会役員に早期に通り会の意向を示してほしいとお願いしてありますが、通り会での意向がまだ決まらない状況であります。

次に、根間地区土地区画整理事業についてでございます。根間地区土地区画整理事業は、施工期間が平成15年度から今年度完了予定であります。総事業費12億2,996万8,000円でございます。施工区域については、平良中心市街地活性化基本計画に基づき県道、市場通りの整備タイミングに合わせ、４メートル未満の危険な道路、都市計画公園を含み、中央通りまでの実施をしております。

次に、旧城辺30号線更竹病院前から長南公民館前の道路整備でございます。ご質問の旧城辺30号線整備

については、平成19年の３月議会においても答弁させていただいておりますが、新規事業の採択においては、路線の性格、児童生徒の通学の状況、公共施設や福祉施設等の配置、現状の交通安全上の課題、整備の必要性、緊急性、そして整備による効果を示す必要があります。本路線については、現況幅員も６メートルと十分あることから、補助事業への採択が厳しい状況にあります。県道平良―城辺線との取りつけ段差については、県の宮古支庁とも協議しておりますが、県の整備については計画はされていないということでございます。

◎教育部長（長濱光雄君）

学校給食における各調理場での野菜類等の取り扱い状況を説明いたします。

平良調理場で10万4,874キロ、城辺調理場で１万4,184キロ、伊良部調理場で１万4,585キロ、そのうち中国産野菜類については、平良調理場で6,088キロ、城辺調理場で257キロ、伊良部調理場で1,993キロとなっております。全体で6.2％です。中国産野菜類については、学校給食会の検査済みの安全が確認できた食材を使用いたしております。

◎経済部長（宮國泰男君）

答弁漏れがございました。吉野部落墓地団地の道路整備についてでございます。

墓地団地の入り口につきましては、平成20年の２月の20日ごろですか、一応整備をしてございます。その後のほうにつきましては、平成20年度の予算を見ながら石粉舗装でできれば実施をしていきたいというふうに考えてございます。ただいまのところアスファルト舗装とかいうような形では、ちょっと予算組みができない状況にございます。

◎選挙管理委員会委員長（亀濱　文君）

合併後期日前投票所については、平良支所と海を隔てた伊良部総合支所の２カ所で行ってきましたが、期日前投票所における投票行為に地域間で格差があるとの議員の指摘に、選挙管理委員会といたしましても、これまで委員会ごとに話し合いを持ってまいりました。合併による歳出の抑制が地域住民にとって行政サービスの低下となっていないか、歳出を効果的に抑え、かつ地域住民の行政サービスが低下しない方法はないものか、いろいろ検討を行ってまいりましたが、投票日数を短縮し、歳出を極力抑える方向で次回選挙からは期日前投票所においては、５カ所を考えております。投票時間及び日数につきましては、これから委員会議決をもって正式に告示することになりますが、いずれにいたしましても、地域における投票行為の格差是正という面におきましては改善され、よりよい行政サービス行為が行われるものと確信いたしております。

◎下地　明君

再質問を行います。

今さっきの期日前投票についてから質問したいと思います。たしか来る県議選から実施するというふうな答弁であったかと思います。その辺の確認と、それと日数と時間については、これから委員会で話し合って決めるということのようですが、ぜひともできれば平良庁舎に近い日数と時間を確保してもらいますようにお願いしたいと思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

それから、予算関係でございますが、義務的経費のほうですね、私が調べたらどうも全体的な予算は減っているけども、義務的経費の部分が少し増かなと何か思われますので、人件費、補助費、公債費を昨年

と比べてお願いしたいと思います。

それと公社職員の件でございますけども、副市長は平成23年度をめどに年次的に採用したいというふうな答弁であったと思います。これは、いわゆる伊良部が副市長を要請した11名プラス臨時職員１人で、公社職員あと１人残っているようですが、これを全員平成23年度をめどに採用するということだと思いますが、これ全くまかり通らない。これは何のために、財政が厳しいというふうなことを言って、今さっきの選管の話でも財政のことで話しておりますが、なぜですね、合併のときに、私は合併協定書今日持ってきました。これには何も職員の引き継ぎはないですよ。この公社そのものを新市に引き継ぐとありますけども、職員を採用しなさいと全くありません。これはうるま市の合併協定です。副市長は、前の議会ではうるま市も採用しているとか言っておりましたけども、私調べました。うるま市は、４市町村合併してですね、具志川市だけに公社職員がおったようです。それで、１人を嘱託として今も使っているようで、何も市の職員に採用はしておらないそうです。副市長は、前回は採用してあると、たしか浦添とかのほうで、私は合併を大体同時あたりにそういったところを比較出したほうがいいと思うのです。何も浦添とか、名護市とか、そのころは合併もしていないわけですから、そういったことで人口がもちろんうるま市は10万以上になりますけど、人口10万以上のところで公社職員は１人を嘱託で、市の職員には採用していないそうです。採用はしないでしょう。自分は人事権はないけども、恐らくやらないじゃないですかというふうなことでありました。

そのようなことからしてですね、1,000名もいる職員を600名まで削減しなければならないという中に、じゃ職員の皆さんは早くやめてください。こういった職員を新たに採用します。これ道理にはまりますか、副市長。こういうふうな考えは余りにも甘いと思いますよ。再度これについては答弁求めたいと思います。これ、うるま市にもちゃんと確認してありますから、私の言うのが間違っているんでしたら、どうぞ確認してください。これは、宮古島市の合併協定の中にもですね、職員の身分は公社職員は入っておりませんでした、引き継ぐような。そういうふうなことで、もちろん私も前回も言いました。採用したいとこの思う気持ちをですね、私だって私に責任あったらやまやまですよ。しかし、これは個人の問題でなくて、公的な機関である宮古島市でございますので、私は大変こういった該当職員には大変申しわけございませんが、やっぱりそれを当たり前で聞いて、そして当たり前で遂行しているのが原因であると指摘してですね、私は思ってこのようなことを再三取り上げておりますので、その思う心情はわかりますよ。私もそういったことについて非常に同情の気持ちはやまやまです。しかし、多くの市民がこれについては注目しています。ひとつもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、学校給食についてでございますが、これは新聞もですね、２月24日これは県紙でございますけど、給食で食育につなぐということで、役場の職員がですね、旗振りをやって、地域のこの食材を納めている皆さんとも行って、会合を夕方に持ち、そして実際に食事も一緒にやって、栄養士さんとも話し合うと。何もこれ給食センターの職員ではないですよ。そういったことで、実際に子供たちの食の教育についていろいろと語り合って、子供たちの食育醸成のために頑張っておるのが新聞に載っておりました。それから、３月12日の新聞でありますけども、具志川小６年２組が給食完全完食、クラス男子で130日達成したと、これ新聞に載っていましたね。本当に今ほど食について叫ばれているときはないと思うのです。本当に地産地消を推進してですね、健全な児童生徒の健康づくりも考えるべきだと思います。つけ加えます

が、栄養士さんが例えばこれは食材を供給する業者が私の手元では28業者おりますけども、栄養士さんたちは実際に生産現場を見て、どのような野菜を収穫して供給しているのか、そういった現場を見ているのかどうか。もし見ていないとしたら、実際に栄養士さんたちには、こういった現場も行って見させてやるというふうなことが大事じゃないかと思いますので、この件についても答弁を求めたいと思います。

それから、大事な今議会で国民健康保険の値上げについてでございますけども、ちなみにですね、合併前の平成17年度に旧平良は国民健康保険の収納数は85％ですよ。85.96％。旧城辺が92.16、下地が95.88、約96です。旧上野が91.87、旧伊良部が81.60、この数字をどのように市長は見ておられますか。私は、非常にこのことについて大変疑問を持つわけでございます。このようにしてですね、まじめに旧城辺、旧上野、旧下地は、しかも旧下地に至っては100％に近い収納率で頑張ってきて、何も国保税について赤字もないのに、今になって３町村だけアップするのは、これは３町村の市民にとってはこれは許されないことなんですよ。新たなあれが出てきたと市長はおっしゃっておりますが、私はこれでは納得できないと思いますので、これまで当局が考えていることに対して、もっと再考を促したい、私はこのように思っております。

それから、下里公設市場の件でございますけども、今の場所がいいでしょうというふうなことがあったようですが、現在地の所有者はだれか、また面積、例えばもし個人有地か字有地でしたら、借用賃がかかっていると思いますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それとこの委員は11名で構成されているようですが、これには城辺、下地、上野、伊良部の方は入っているかどうか。これの答弁をお願いしたいと思います。

それから、福祉行政のわかば自立支援センター、地域活動支援「若葉」の件についてでございますけども、これは市長は施設の件については検討するというふうな答弁だったと私は受けとめておりますが、ぜひとも検討してもらって、弱い皆さんをですね、助けてあげるのが福祉行政じゃないかと思います。伊志嶺市長がこういうふうに働いている弱い者を大事にする、大きなこれは福祉行政となると思いますので、前向きな検討をよろしくお願いしまして、もう一度答弁求めたいと思います。

それから、これ関連しますけども、今これ何かＥＭをつくって販売して、わずかな収入を得ているようですけども、限られた県、国、市からの補助で約550万円ぐらいと聞いておりますが、これだけで人件費とか、このメンバーたちの面倒を見ているということでありますので、ＥＭを販売しているというのはごくわずかな金額のようでございますので、できればこの公園をシルバー人材あたりが公園整備などもやっておりますけども、そこを少しでも分けて、このメンバーの皆さんにこっちの部分は皆さんで、管理しなさいということで、そういうふうにすることによって、少しでも収入が出てくると思いますので、そういった考慮はできないかどうか、答弁を求めたいと思います。

それからまた、大事なのは農業振興についてでございますが、この特例の切れる３年後になったら、部長もおっしゃったと思いますけれども認定農業者、一定作業規模の生産者、共同利用組織参加農家、基金作業委託農家が原則要件となっており、普通の零細農家ではサトウキビはつくれません。このような大事な問題があと２年後に押し迫っております。これは、県、ＪＡとも対応していきたいと、弱い答弁を部長はなさっておりますが、何で今までも市としてこのような来るべき対応に対して、再三これまでも協議を持ってどうしようかと、会合を持つのが当たり前であって、では常日ごろどんな事務をとってそういうふ

うなことについては気配りをやっているのかどうかですね。あと２年後は大変ですよ。あっという間の１年ですから、そういったことでこれがもう経過したら零細農家にはサトウキビはつくれません。だから、これの再延長、撤廃は恐らく不可能だと思いますので、再延長に向けて県、特にＪＡと一緒に取り組んで、沖縄本島あたりは私が申し上げるまでもなく、サトウキビを当てにしては沖縄の農家はおりません。宮古以上にサトウキビを重視、サトウキビで生活している島はございません。そういったことで、宮古島市長が旗振り役になって、これは当然延長の要請はやるべきだと私は思うんです。

それから、野鼠防除でございますが、時間が迫っておりますんで、これは野鼠防除費がトータルで638万9,000円削減になっていますね。これ大変じゃないですか。そういったことで、これは非常に補正予算を組んでやってもらいたいと。

それから、畜産廃棄物についてでございますが、私はアンケート調査については、回収率が低かったようにお聞きしましたが、市の考えをですね、どうすればやっぱりこの廃棄物の処理は妥当であるかと、こういったことを聞きたいんですよ。その妥当なことに対して農家にも応分の負担をしてもらう。農業振興のためにも市も補助をやる。これを聞きたいんです。そういうことで、これについても答弁を求めたいと思います。

道路行政については、全く旧城辺町道30号線についての前向きな答弁ございませんでしたが、交通安全上の課題がなければと部長はおっしゃったと思いますが、課題があるからお願いしているんで、課題がなければお願いしません。そういったことで、できるだけ取り決めをですね、ちゃんとやってもらいたい。私はこのように思っております。

それから、西里通りですけどね、平成16年にいろいろ話し合ったということでございますけども、その後通り会の皆さんと話し合いがまだ済んでいないということでありますけども、県道であると私は以前に聞いてちょっとびっくりしましたけども、県道であっても宮古島市のメイン通りでありますから、早急にですね、対応してもらいたいと思います。

もっと質問したいけども、時間がありませんので、最後に伊志嶺市長に要望したいと思います。伊志嶺市長は宮古地区農業振興会の会長であられます。私はですね、今沖糖と宮糖地区が原料完了区域があります。これは、定かじゃないけども、30年近くぐらいになるんじゃないかなと思っていります。今年の操業終了後搬入量の多い沖縄製糖が約10日間も後になるというふうなことを聞いております。そろそろあれ以来、これ決めた以来いろいろと基盤整備事業等で変化が起きておりますので、この搬入区域の見直しについても検討する余地があるんじゃないかと思っておりますので、製糖終了後に振興会の会長として取り組んでもらえますように要望いたしまして、答弁を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎市長（伊志嶺　亮君）

国保税の改定についてでございますけども、これは平成20年度から後期高齢者の支援あるいは特定健診等がどうしても国保保険者が負担することになりますので、提案しているわけでございます。各旧町村の皆様方のご不満もよく理解できますけども、市としても大変厳しい財政の中から4,400万円の財源を充てておりますので、ご理解願いたいと思います。

◎副市長（下地　学君）

まず、うるま市の例挙げておりましたけど、うるま市には管理公社はありません。恐らく土地開発公社の件じゃないかと思います。県内には、８つの市に公共管理施設公社があります。そのうちで、既に半数の４市は職員は市の職員として採用しております。そして、検討中のところが本市を含めて４市でしたけれど、本市としてはこれまで検討を重ねてきた結果、平成23年度までをめどにというふうな方針を打ち出したということです。このことはですね、広域法人として知事の認可を得て、伊良部町が立ち上げた施設であり、公社であります。そういうことで、合併協議会にこの施設をどう取り扱うということで、協議会の場のテーブルにのってきたと思います。そういうことで、このことは新市に引き継ぐということで、あと今後については新市で検討するというふうになっております。これは、いろいろ他の自治体の例等を見ても、新市に引き継ぐというのは、単なる看板だけじゃなくして、やはり公社そのもの、人も含めてというのが検討の結果でありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

下地明議員の予算関連のご質問にお答えいたします。

まず、平成20年度と平成19年度において、義務的経費といいますか、経常的経費と人件費はどうなっているかというご質問でございます。

まず、経常的経費トータルなんですが、平成20年度は280億952万7,000円です。それから、平成19年度が209億1,569万7,000円、その差約１億4,617万円とわずかではありますが、減少いたしております。

次に、人件費でございます。平成20年度74億7,967万円、それから平成19年度76億17万1,000円ということで、これも１億2,050万1,000円の減少ということで、いずれも若干ではありますが、減少しているという状況でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、若葉の施設の件でございますけれども、先程の答弁で施設の管理部局等とも協議をしてまいると答弁いたしました。また、そのほかにですね、当法人としてもですね、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業の中の障害者自立支援基盤整備事業によりまして、この施設が整備できないかですね、県に所要額の協議書を提出をしているというところであるようであります。近く県とのヒアリングが実施されると聞いております。市といたしましても、県に対しまして、早期整備に向けて働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、公園等の清掃業務を委託できないかというふうなことでございますけれども、障害者の社会参加と自立に向けて就労等を通して経済的自立が図られるような社会を構成する一員として生きがいを持つことが最も重要であると考えております。こうしたことから、このたび地方自治法施行令の一部を改正する政令が本年２月の14日に公布され、３月１日から施行されております。これによりますと、地方公共団体の随意契約について、その対象となる契約として、障害者支援施設等から物品を買い入れる契約のほかに、新たに役務の提供を受ける契約を加えることとするというふうに改正されております。こうしたことから、こうした見直しが適切にですね、運用されるように協議して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、下里公設市場の件でございます。所有者はだれかということと、面積は、旧町村の人は入ってい

るかということでございます。まず、所有者は下里字協同組合でございます。面積につきましては、共有地は788平米現在残ってございます。旧町村部の方が委員に入っているかということでございますけども、現在のところ代表としての委員はおりません。

次に、サトウキビ新制度の中で、小規模農家は農業ができない、ＪＡを通してしっかりと取り組んでいくべきではないかということでございます。先程の答弁で５地区でモデル地区をつくりまして、その中で今後の対応を検討するわけでございますけども、これは集落営農という形になろうかと思うんですけれども、各集落ごと１つの農業法人として、その中に小さい規模の農家もですね、入っていただく、そのようなものを今回モデル事業として行うということでございますんで、その中で検討をさせていただくということで、できるだけ小規模農家も拾い上げていくと、そのようなことについては方針としてありますんで、そのようにしていきたいというふうに思います。再延長につきましては、やはり３年という期間は大変短い期間でございますから、ＪＡと協議しながら対応していきたいというふうに思ってございます。

野鼠防除の件でございます。予算が少ないのではということでございますけども、一応は2,082万円の確保はしてございます。これまで航空防除でやりましたけども、その中でどうしても風の影響であるとか、あるいは水源域というか、ため池の周辺は外さなきゃいけないとか、有機栽培をしている方々の場所とか、牧草地は外さなきゃいけない、そんなような条件がありましてですね、きめ細かな防除ができていなかったというふうに思ってございます。被害がどこにあったかというのにつきましては、原料員を通して我々情報を収集してございまして、そういう部分に航空防除がしにくい場所につきましてはですね、地上防除でもって行うということで、昨年２台の地上防除の機械を導入しまして、試験も既に済ませてございます。今年度からこういうものとあわせてきめ細かな防除をしていきたいというふうに思っています。予算につきましては、より有効に使えるようにですね、検討を進めるべきでございまして、今後予算が足りなくなれば予算立てを考えるというのは当然のことだろうというふうに思っています。

次に、畜産廃棄物の件でございますけども、市も負担をすべきではということでございますが、当然市も負担するという形で住民の方にはアンケート調査を出してございます。ですから、農家の方は幾ら負担できるんですかというようなアンケートの仕方をしてございまして、市も応分の負担をしていくということでございます。ただ、畜産の死亡牛につきましてはですね、あくまでもこれは一般廃棄物ではなくて産業廃棄物として処理すべきものでございまして、どちらかといえば農家の方がですね、本当は率先してやらなきゃならない、そういうものであります。ですが、いろんな形で不法投棄が見つかりまして、観光のイメージダウンあるいは地下水への影響、そういうものなどを含めてですね、何とか処理していきたいということで、去年からいろんなお話し合いをしているわけでございます。今回アンケートがですね、全農家に対して9.1％というふうに低いもんですから、昨日の委員会におきまして、再度アンケート調査を行うということで、このために各支部役員に事前に説明をしましてですね、支部役員にお願いをし、説明をし、再度アンケート調査を行うということにしてございます。

◎選挙管理委員会事務局長（垣花　直君）

公職選挙法第48条の２に基づきましてですね、今回県議会議員選挙の期日前投票所につきましては、期間は８日間となっております。残り４カ所につきましてもですね、できるだけ委員長答弁にもありましたように、投票行為における格差是正という面から、それに近い形で実現していくよう努力していきたいと

思っております。

◎教育部長（長濱光雄君）

学校給食における地元産食材の利用についてでございますが、調理場といたしましても、現在地元産食材の利用について鋭意努力しているところであります。現在野菜類等の利用状況といたしまして、年間１万8,497キログラムを利用しております。率にして13.9％となっております。栄養士等の職員が農家の生産現場を視察することが地産地消、食の安全等につながるというご意見はごもっともなことだと思っております。生産現場の視察を含め、子供たちの体験活動、そしてまた伝統的な食文化の推進を図り、地産地消を推進してまいりたいと思います。食に対する安全、安心な取り組みを一層強化してまいりたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

旧城辺30号線の整備についてですけど、現在ですね、トータル的にそこの整備の方針といいますか、その補助メニュー含めて県とも調整しているところでございますけど、現在この幅員の６メートル、それで十分じゃないかということでございます。あとの取りつけ道路については、県のほうとも調整しているんですが、県としての整備は厳しいと。それで、今道路建設としてはどういうメニューでできるかどうかですね、検討しているところでございます。

西里通りについては、これまでも役員とですね、県とそれから地権者とコミュニティー通りで整備すると、県の方針が示されまして、その後ですね、早目に通り会の方針を出してほしいと。１つはですね、やはり電線地中化の関連もありまして、その計画にのせたいということがありました。それで、通り会に対してもですね、再三その辺等についてもですね、話し合いはしているところでございます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時14分）

再開いたします。

（再開＝午前11時15分）

◎経済部長（宮國泰男君）

大変失礼いたしました。借地料でございますけども、年額158万3,000円の予定でございます。サトウキビの部分で新植夏植えにもできるということでございますけども、私どもはそういう情報はまだ得ておりませんでした。もう一度再度ですね、製糖会社さんあるいはその原料員の方にですね、そのような場所があるのかどうか確認をした上で、既に地上防除機がございますので、そういうもので対応できると思いますから、そのように対応させていただきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

これで下地明君の一般質問は終了いたしました。

◎佐久本洋介君

３月定例会に当たり、提言を交えつつ質問してまいりたいと思います。

まず、観光行政について伺います。宮古への入域観光客数は2005年をピークに減少傾向にあると見られ、

目標の40万人達成には目前で足踏みしていると言われています。それで、平成17年から年度別の入域観光客数の推移について説明してください。それから、各年度の経済効果についても説明してください。

次に、観光客誘致の中心になるようなコアづくり、この開発のために職員のプロジェクトチームがつくれないものかどうか。今までの担当部のみではなかなかこれが打開できないようですので、各部各課をつないだプロジェクトチームをつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

２点目、漁業振興について伺います。伊良部漁協製氷施設について伺います。この件は、毎定例会で質問していますが、これは漁師にとっては緊急かつ重要な施設だからです。漁師にとって施設の停止は、即生活の破壊であり、死活問題だからです。前回までの答弁では、ほとんど硬直状態だと思うが、その後の進展はあるのかどうか。また、漁協と交わした確約書について、市長はどの程度の重みを持って認識しているのか、市長の見解を伺います。

次に、遅々として進展しない今、打開策はあるのかどうか。そして、どのように取り組んでいくのか、具体的に答弁してください。

３点目の農業振興について伺います。近年伊良部地区においても、サトウキビの野鼠被害が多く見られるとのことですが、状況は把握しているのかどうか。宮古本島では、空中散布やそれから地上散布等を行っているようですが、伊良部地区ではどのような方法で行っているのか。

４点目、教育行政について伺います。まず、２学期制と３学期制について伺います。これまでも述べてきましたが、同一市で２つの制度は学校間の同一行事を行う場合支障があると思えるが、前久貝教育長は差し当たって大きな支障はない。しかし、やはり２つの制度というのは好ましくないので、平成20年度で検討し、平成21年度で統一したいとの答弁でしたが、下地教育長の見解をお伺いします。

次に、30人学級の実施について伺います。県教育委員会では、教室を確保できる学校の2008年度小学校１年生から30人学級を導入するということですが、宮古島市で導入できそうな小学校はあるのか。それに合うような学校があるとすれば、学校名を答えてください。

次いで、「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」の支援について伺います。去った12月議会でも新城議員より質問がありましたが、その後具体的に支援策に取り組んでいるのかどうか。具体的な支援策として、例えば練習に使用する市の公共施設、こういうものの使用料の減免等はあるのか。また、島外への練習試合、大会等への参加費用の支援、現在は応援団と、それから沖縄本島での応援団、この２カ所で資金をつくって、それで遠征していたりするようですが、市としてこういうものに対する支援ができないものかどうか。この前は基金の話が出ましたけど、そのほかに方法はないのかどうか。

次に、学力サポーターについて伺います。県教育庁は、全国最下位だった昨年の全国学力調査を受け、小中学校の学力向上の対策の一環として、県内30校に学力サポーターを配置するとしています。そして、宮古地区の配置枠は１校とのことですが、この制度はどのようなものなのか。その説明と、宮古地区でのこの１枠の学校は決まっているのかどうか。また、この制度は一時的なものなのか、継続的なものなのか伺います。

５点目の市長の政治姿勢についてですが、まず公共施設管理公社の件について私も意見を述べさせていただきます。さっき合併協定書の中では、職員の採用はないという、そういうことですが、これは公社を引き継ぐということは、中身も引き継ぐということであって、これは極端な解釈だと思います。中身もな

い看板だけ持ってきて、それを外して持ってきたからといって、それで引き継ぎにはならないと思います。中身もやはり同じように引き継ぐべきだと思っております。この公共施設管理公社の今後はどのような取り扱いをするのか。今議会でも公社の指定管理等の議案が幾つも上がっていますが、いつごろまで存続できるのかどうか。副市長の答弁で平成23年度をめどに年次的に採用していくということですので、多分採用が終わるころに管理公社も解散ということになると思います。この公社の件はですね、特に2008年の12月より施行される公益法人法の改正、これによるとゴルフ場が売却された場合、現公社は公益法人として認められる基準を満たさないと言われています。そのためにも早い対応が必要です。

次に、市職員の交流について伺います。現在伊良部地区に住む職員で本庁、それから各支所に配属されている職員が多数います。しかし、本島から伊良部支所に配属されているのは、本当に数える程度です。私が聞いたところでは２人しかいないということですね。合併して１つの市になって、どうしてこういう極端な職員の交流があるのか。細かい数字は把握していませんが、離島から出てくる職員が多くて、そして本島から伊良部支所への配属が少ないというのは、これはもう少ないというどころじゃない、極端に少ないんです。この新年度からの職員のこの配置、配属、これをどういうふうに検討しているのかどうか答弁してください。

答弁をお伺いして、再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

伊良部漁協の製氷施設でございますけども、平成17年６月29日に伊良部漁協に送付した確約書は、現在でも有効であると考えております。製氷施設については、補助事業による設置を模索しております。農水省、防衛省等にもいろいろメニューを相談しましたが、現在は少し難しい状況であります。しかし、確約書に載っている意味は大変大きいので、合併を推進した県とも連携しながら、早期の着工に向けて頑張りたいと思っております。

◎副市長（下地　学君）

管理公社の問題なんですが、管理公社については、議員ご指摘のとおりですね、これは当局としては管理公社を引き継ぐということは、その管理運営すべてだというふうに受けとめて検討を重ねてまいりました。2008年ですね、12月１日から改正公益法人法が施行されますので、移行措置が５年になっております。それを踏まえてですね、平成23年度をめどに職員の身分の問題等も含めて、解散をしていきたいというふうに今検討しております。このことについては、きちっとした時期は理事会等でこれは確認しなきゃならないと思いますので、そういうふうにめどづけをしておるということです。

あと１点は、職員の交流についてなんですが、合併してもう３年目に入って、３回目の人事異動の時期を迎えております。これは、本市のですね、人事異動方針にもやはり職員の資質向上、そして業務の効率化、市民へのサービス等考えた場合には、やはり職員の交流は積極的に推進しなきゃならないというふうにうたわれております。ところで、過去２年間でですね、議員指摘のとおり、特に伊良部総合支所には海上通勤ということもあってか何かわからんけど、大変厳しい状況があって、これまでに１人しか交流されておりません。今年度はですね、やはりもう少し力を入れて、職員の交流を図ってまいりたいと、今その作業を進めているところであります。

◎教育長（下地恵吉君）

２学期制と３学期制について、佐久本洋介議員のご質問にお答えします。

２学期制については、平成20年度中に学校や児童生徒とその保護者、地域住民、さらには関係機関との検討、協議を重ね、平成21年度からは全市統一した学期制へ移行できるように取り組んでいくことを答弁してまいりました。１つの市に２つの学期制が存在することは望ましくないという考えであります。教育委員会としては、去った１月に伊良部地区の４小中学校長を教育委員会に招聘し、各学校における２学期制の成果と課題を聴取いたしました。今後の取り組みとして、宮古島市立学校の学期制を考える委員会を立ち上げ、伊良部地区の小中学校の職員、児童生徒とその保護者等から調査を始め、９月以降には同様に宮古本島内を調査していく予定であり、その結果をもとに地域の有識者、教育関係者等から組織される学期制を考える会での協議を深め、さらには関係する伊良部高校とも協議し、平成20年度内に宮古島市における統一した学期制のあり方を決定したいと考えております。

もう一つのご質問ですけれども、30人学級について、沖縄県は平成17年度から全小学１年生において、35人以下学級制をしいております。県は、平成20年度から低学年における30人学級試行について、一部の学校において４月から導入する予定でありますが、現在県の検討委員会において最終的な審議がなされております。県の決定を受けて教育事務所とも連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

観光客数の年度別推移についてということでございまして、平成17年、平成18年、平成19年についてでございます。平成17年につきましては41万2,497人、平成18年度につきましては38万9,358人、平成19年度につきましては33万7,782人というふうになっていますが、平成19年度は２月末までの集計でございます。

次に、観光客誘致の核づくりについてということで、プロジェクトチームはつくれないかということでございます。宮古独自のイベントとしまして、一昨年から日本一早いひまわりまつりというのも立ち上げてございますし、宮古ハーリー大会等もございます。こういうものをもっともっと質を高めていくということが必要だろうというふうに思っておりまして、特に昨年からですね、農政課あるいは農村総合整備課、こういうものと連携をしまして、修学旅行の関係のですね、体験等のメニューづくり、誘客、そういうものをですね、積極的に進めているところでございます。そういういろんなイベントをする場合においてもですね、実行委員会方式という形をとりまして、観光協会、商工会議所、青年会議所、その他民間の団体等も含めまして、いろんな形でイベントなども実行しています。当然誘客に関しても関西、東京あたりでそういう観光感謝祭とかですね、そういうものを開きながらやってございます。宮古島市内において、横断的にプロジェクトチームということでございますけども、今のところ考えてはおりませんけども、ご提案でございます。今後の検討課題としたいというふうに思っています。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

佐久本洋介議員の伊良部漁協の製氷施設について、進展はあるのか。それから、今後の取り組みについてお答えいたします。

伊良部漁協製氷施設の整備に関しては、これまで宮古支庁との連携、協力のもとに実施可能な事業の精査を行い、施設の現状と課題、規模、性能、将来の利用計画等の説明資料、それと事業申請書類等を必要な書類を作成しまして、事業の早期着工に向けて関係機関への要望、要請活動を行ってまいりました。結

果としまして、総務省の合併特例債は趣旨に適応しないこと、水産庁の補助事業に強い水産業づくり交付金がありますけれども、これは漁獲高、貯氷量ともに３割増の過去６年間の実績がなければ非常に困難であるということでありました。

次に、防衛施設局補助メニューについては、伊良部漁協所属漁船19隻が冬場の漁場として尖閣諸島海域で操業を行っていることから、当海域での米軍射爆演習に係る漁船の操業制限法の規定により、漁業制限補償金の適用を受けておりましたが、現在米軍は鳥島海域において射爆演習を行っておりません。ということで、同海域における伊良部漁協所属漁船の操業実績がないことから、鳥島海域での漁業制限補償金対象者とは認められない。したがって、漁船の制限法に当てはめての事業実施は大変に難しいとのことであります。今後の取り組みについてでありますが、これまで総務省、水産庁、防衛施設局と事業メニューの芽出しについての要請活動を行ってまいりましたが、これまでのところ製氷施設の再整備が当てはまる事業メニューの芽出しができていない状況であります。今後とも製氷施設の再整備に向けて、県の意向、県単独構造改善整備事業、これの可能性、県と市の負担割合、これは沖縄県が単独で構造改善事業のメニューを出してやるのか、それから県と市の負担割合、これを決めて実施していくのか、その方向性、これを今年度中には方向性を決定して早期の着工に取り組んでいく所存でございます。

次に、伊良部地区の野鼠防除でありますが、伊良部地区では過去において、野鼠の爆発的発生により、農作物に甚大な被害をもたらしたことから、農産物の野鼠被害防止対策として、天敵であるイタチを導入し、効果を上げてまいりました。ところが、近年農家さんからの野鼠による農産物の被害報告がなされておりますので、野鼠被害調査を行いました結果、伊良部地区の48町歩ほどの圃場で野鼠の被害が確認されておりますので、現時点においては野鼠防除薬を被害圃場周辺及び圃場に人力で散布しまして、農家からの要望に応じては、防除薬を配布し、野鼠防除被害軽減に取り組んでいるところでございます。

◎生涯学習部長（二木　哲君）

「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」への支援についての中で、体育関連施設の減免等含めての具体的な支援策はどうなんだというふうなご趣旨の質問だと思いますけれども、お答えいたします。

この体育施設というのは、多分野球場のことを言っていると思いますけれども、野球場の使用料につきましては、これまでも各種大会、冠のついた大会等についてはですね、免除規定を適用して免除してまいりましたけども、練習等については免除はしてございません。ですから、大変厳しい財政状況でございますが、ただ他市のですね、状況等もちょっと調査してみたいなと思っています。他市がどのような取り扱い、こういった団体といいましょうか、任意団体といいましょうか、そういった団体が使う場合のですね、使用料に対してどのような取り扱いをしているのかをもう少し調査した上でですね、今後少し検討させてもらいたいと思っています。

◎経済部長（宮國泰男君）

答弁漏れがございました。観光行政の中で、経済効果についてということでございましたけども、平成17年度に258億9,000万円、平成18年度に201億8,500万円、平成19年度に175億1,100万円でございます。これを単価で割り戻しますと、平成17年度がですね、約６万4,800円という形で計算しています。平成18年度が５万1,842円、平成19年度も５万1,842円というようなものでございます。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

昨年12月に文科省発表の全国学力調査結果を受けまして、本市にも１名の学力サポーターの配置がありましたが、この事業は３月末で終了いたします。次年度の学力サポーター配置につきましては、県教育委員会及び県学力検証改善委員会において、現在審議しているところであり、宮古地区への配置の有無及び人数、それに継続事業であるか否かについては、現段階では明確に申し上げられない状況でございます。

◎佐久本洋介君

再質問したいと思います。

今経済部長からも答弁がありましたように、この３年間入域客数、観光客のですね。それから経済効果、横ばいどころか、下がりぎみなんですね。非常にたくさん来ているみたいですけど、実際に調べてみると、こういう状況なんです。これ何が要因なのか、部長としてはどういうふうにお考えなのか。例えば今宮古島市では、オリックスを初めとするスポーツキャンプ、それから八重干瀬まつり、全日本トライアスロン、ビーチバレー、ロックフェスティバル、それからヨネックスシニアゴルフ、そして去年から始まった宮古ハーリーとか、修学旅行者の農業体験、いろいろメニューは出ているみたいですけど、これが増えずに減っているというこの要因は一体何なのか。これは、どうしてもやはり考えられるのは、宮古でなければ味わえない、宮古でなければ体験できない、こういう強烈なインパクトの強いリーディング事業、これがつくれないからだと思うんですね。祭りやイベントはたくさんあります。しかし、これはもう少しこのコアづくりをしっかり考えていただきたいなと思います。２月末現在といいますけど、33万人。ということは、３月いっぱいであと何万人入るのか。これまた減少が考えられるわけですね。これを何とか歯どめをかけないと、ずるずるいきかねないと思いますので、その要因についてどういうことが考えられるのか、部長もう一回答弁してください。

それから、漁業振興についてですが、現在ほとんどメニューがないとおっしゃる。ということは、あとはもう政治的な行動しかないわけですよ。この問題解決については、市長初め、副市長、これは県や国へ足しげく交渉するべきであると思います。もうそれしか打開策はないと思います。確約書については、市長も現在も有効であるし、重く受けとめているということですが、そのとき私も総会を傍聴しました。そして、市長は合併特例債を使ってでもしっかり頑張りますとの言葉がありました。しかし、合併特例債は現在それで使えないと、あのときは使ってでもやるとおっしゃいました。その時点で特例債が利用できないということは、市長として認識していたのかどうか。今の状況では、もう伊良部漁協と宮古島市の溝は深まるばかりです。市の事業にも大きな影響が出てきます。漁協の漁師にとっては、この伊良部架橋の建設のための漁業補償を締結しているために、空手形をつかまされたような、そういう感情を持っています。これについてももう一度答弁してください。

それから、農業振興についてももう少し答弁してください。市民の中にはですね、自分で買ってきてやっている方もいるわけですね。ところが、話を聞くと、原料員や行政連絡員を通して、各家庭にももらえるようにしてあるということですけど、全く市民はわかっていないです、これについても。中には行政連絡員でも、いや、自分は何も預かっていないよという方もいる。もしそういうふうに配布ができるんであれば、もう少し市民への周知、それを徹底してほしいと思いますが、支所長もう一度答弁をお願いします。

それから教育行政についてですが、２学期制と３学期制、これは県内では那覇市でも行われています。宮古島市だけではないです。しかし、向こうの場合と宮古島市が違うのはですね、伊良部地区では伊良部

高校との中高一貫、これがあるわけですね。単に県と調整しながらとおっしゃいますけど、じゃ具体的にどういう協議会を行っているのか。そして、その協議会では話は出ているのか。これももう一回答弁してください。

それから１学級30人、これを切っているのは宮古島市では何校もあると思います。しかし、平一小や北小、南小、東小においては、30人学級はこれは大歓迎するべきものだと思います。教員の加配定数や空き教室の利用とともに、先生が今までの40人から30人になれば一人一人の児童に目が届き、学力向上にもつながるものと思います。そして、長い目で見れば、基礎学力の習得不足による高校中退問題の解決にもつながるものと思いますが、宮古島市として徐々に小学高学年、中学校へも広げていくような県への要請はできないものかどうか、その辺も答弁をお願いします。

それから、「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」への支援については、今部長から答弁がありましたけど、具体的にですね、目に見える形で支援はしっかりしていただきたいと思います。父母や応援団だけでなく、行政のしっかりしたバックアップ、これがもう非常に大事です。これは八重山商工の例を見てもよくおわかりいただけるものと思います。特に宮古高校は、県大会で２回決勝戦まで行きました。そして、惜しくも決勝で敗れて甲子園出場を逃がしています。しかし、今中学校のレベルは非常に高いです。県で優勝したり、それから九州大会で優勝したり、そこまで来ていますので、もう少しバックアップをして、強くなれば平良会長がおっしゃっているように、この３年以内での出場は十分可能だと思います。これは要望しておきます。

それから、学力サポーターについては、３月で事業が終わるということですけど、これは１つには、地域の優秀な人材、この活用にもつながりますので、長期的に続けられるよう県への要請もしていただきたいと思います。これも要望でいいです。

それから、管理公社の件については、これは職員はもう現在のところ本当に不安な状態です。いつ本当にどういう状態になるのか。家族も抱え、いろんな面で非常に不安を持っています。新年度からどういうふうにするのか。例えば新年度でも採用があるのかどうか。今検討中ということですけど、もしそれがあるのであれば、人数はいいですから、採用があるのであれば答えてください。

それから、職員の交流についてですけど、合併によって伊良部から宮古本島に出てきた職員、本庁及び各支所に配属された職員は、本島在住の職員に比べれば時間的にも、経済的にも非常に大きな制約を抱えています。例えば伊良部から各支所に来て、各課に配属されて、そしてその課によっては、非常に忙しいときでもみんな一生懸命仕事をしている時間にもう船の時間だから帰らなくちゃいけないと、それが非常に心苦しいという方もいます。それから、本庁以外の下地、上野、城辺に配属されている人は、また通勤のための車が必要になるわけですね。それもまた余分に買わなくちゃいかない、こういうことが負担が同じ市の職員でありながら、こういう負担の違いといいますかね、これは少し考える必要があると思います。特に小さい子供を抱えている女子職員、これは非常に負担が大きいです。だから、伊良部の職員を出すだけじゃなくて、本当にシャッフルしてですね、どちらの支所に行ってもみんな同じだという、あるいは本庁に来ても同じだというような、そういう体制づくりをやっぱりやってほしいと思います。そういう配慮について、例えば職員は大体１つの課で３年ということになっていますけど、でも離島から来る人に対しては２年で配慮してもらえるとか、そういう方法は検討しているのかどうか。そこの交流を深めて、つき

合いが多くなればですね、今合併によってちょっと地域でぎくしゃくしているこの問題、これも解決になると思うんですね。離島に行けばこういう苦労があるんだなと、それも認識できると思いますよ。そうすれば、連帯感も深まっていくし、それからシャッフルすることによって、今までのようなぬるま湯的な単純事務ミス、こういうものもやっぱり緊張感を持って臨むことによって少なくなっていくと思います。年次計画で行っていくということですけど、もう少し詳しく説明してください。

以上、再答弁をお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

伊良部漁協の製氷施設について答弁いたします。

合併前は、合併して例えばごみが増量すればごみ焼却場、それから漁獲高が上がれば製氷施設等と、そういうので特例債の利用はあるいは可能じゃないかなということで、あのようなことを申して県ともそのような話をしておりました。現実問題として、特例債を使うことは大変難しいということが県のその後の特例債の使用についての見解でも出ております。ただ、特例債だけではなくて、例えば鳥島の射爆場がなくなったということでもし仮に施設局の補助がもらえないとしても、伊良部漁民が実際に出漁しているところは、尖閣列島とか、そういう国境線のあるところまで行って漁業しているわけですよね。だから、そういう面で我々はいつも市長会あるいは町村会で申し上げておりますのは、三位一体改革を全国一律に考えるんじゃなくて、沖縄という地域が国境線上にあるんだということをね、ぜひ国は考えてもらって、特別な扱いをしてもらいたいということを言っておりますので、その点を踏まえてこれからも国とも交渉していきたいと考えております。

◎副市長（下地　学君）

公共施設管理公社の職員の身分についてなんですが、平成20年度を初年度として平成23年度までの４年間を視野に入れております。これは、今11名、臨時１人ということですので、その対象は11名として検討してまいりました。職員の交流については、先程も申し上げたとおり、これ異動方針でも対象を３年とするというふうに方針でうたわれているんですが、議員ご指摘のとおりですね、宮古本島内なら非常にどこへ行くにしてもそんなに不便さはないと思うんですが、やはり伊良部総合支所との交流となると、海上通勤ということで、いろんな不便性が出てくると思います。そういうこと等も配慮してですね、２年ではどうかというふうな指摘もありますので、検討してまいりたいと考えております。

◎教育長（下地恵吉君）

この２学期制については、伊良部地区での伊良部高校との中高一貫校からスタートしたもので、この学期制については、別にこれは県との協議ではなくて、本地区での学期制を考える会で協議を深めて、宮古島市における統一した学期制のあり方を決定したいというふうに考えております。その際は、また伊良部高校との調整もですね、十分にして進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つの30人学級についてですけど、これは現在小学校の低学年に30人学級をしくというふうなことであるわけですけど、やはり県の方針としては、まず小学校の低学年からというふうなもので、一度にですね、これを短期間で小学校高学年まで30人学級というふうに持っていくのは非常に財政的にも厳しいとは思いますので、とりあえず県のこれからのですね30人学級に対する推移を見ながら本庁としてもその方向に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

観光客の皆さんが年々減っていると、その要因は何かということでございます。まず、平成18年はですね、これまで来ていたクルーズ船が途中から来られなかったというようなことでございました。これで約5,000人ばかり減っているようでございます。そして、平成19年度につきましてはですね、これまでの平均からすると、３月には大体４万人ぐらいの観光客が来てございます。そういうことで、今年度の分を予想すればですね、37万7,000から38万人、このあたりだろうというふうに推察されるんでありますけれども、やはり大きな原因というのは、観光クルーズ船が途中から来なくなったというのが大きくてですね、これで大体１万人ぐらいの方が来られていましたんで、その分の１万人の減が大きな原因であるというふうに思ってはございます。ですが、ことしの４月からですね、新たに台湾クルーズ船が就航いたしますし、さらには６月にですね、ＪＴＢのほうがですね、宮古キャンペーンということで、2,000人規模のお客さんを送り込みたいというような等の計画もございますので、明るい兆しもあるというふうに思っております。議員おっしゃるとおり、やっぱり対外向けのですね、知名度のあるイベント、こういうのもこれからはつくっていかなきゃいけないなというふうに思っておりますけども、まだこれが育っていないんですが、芽は出ていると思っています。今後とも頑張りたいと思っています。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

野鼠防除薬の配布の周知徹底が情報ができていないんじゃないかということでありますが、野鼠防除薬配布の情報については、この場をかりてもお知らせいたします。伊良部総合支所経済建設課で野鼠防除薬の配布を担当しております。農家さんへの、それから必要ある方への周知徹底については、早速田園マルチ、防災無線、広報車等を活用して、薬剤配布についての周知を徹底して図ってまいりたいと思っております。

◎佐久本洋介君

入域観光客の減というのは、これは雇用にもつながりますので、きちんと歯どめをかけて、そして増える方策を検討して実行していただきたいと思います。

それから支所長、野鼠対策については、非常にこの場で大きな周知徹底になったと思いますので、よろしくお願いします。

終わりになりましたが、今行政と議会の関係が非常にぎくしゃくしています。行政の不手際、地方自治法等の不勉強、議会として追及するのは、もうこれはごく当たり前のことだと思います。しかし、市政はあくまでも市民の生活向上が最重要課題です。対立のみではなく、歩み寄れる部分を早く見出して協力していかなくては、宮古島市の発展は望めません。市民のための市政運営を行政も議会も前向きにしっかり協力していけるよう頑張りたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

（休憩＝午後零時05分）

再開いたします。

（再開＝午後１時57分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎砂川明寛君

それでは、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まず、平成20年度の施政方針についてでありますが、市長はこの施政方針の中で、まず自立への始動、そして市民との共生を目指し、新年度を新市に向けた基礎の年と位置づけ、自立への基盤づくり、地域力の向上、行財政改革の実施と示しております。まず、その中で自立への基盤づくりについてでありますが、今年度の予算書の中で、全体の317億5,500万円、そしてその中で市税、分担金及び負担金、いわゆる自主財源が55億円、依存財源、国や県からの支出金や地方交付税262億5,200万円となっています。そこで、市長にお伺いをしますが、自立、自立と言っておりますが、この財源を見る以上に、どのように財源の確保をしながら、この自立に向けていくのか、その辺についてまずお答えを願いたいと思います。

次に、地域力の向上とありますが、今地域は高齢化が進み、少子化が急速に進んでいる中、保育所の統廃合が進み、若者が住みにくい地域になりつつあるのが現状であります。どのように地域力の向上に努めるのかをお伺いをします。

次に、行財政改革の実施についてでありますが、予算書を見ると、人件費だけでも74億7,900万円と、職員の給与だけでも人件費に相当かかるわけです。それについて、市長はこの改革をどのようにして進めていくのか、その辺についてもお伺いをします。

次に、似たようなことでありますが、今度は職員の削減計画についてでありますが、合併をしてどのぐらいの計画でその人員削減が進んでいるのか。現在の進んでいる状況をお聞かせ願いたいと思います。この件に関しましては、議会の都度に何度となく出ている問題でありますが、予算書の中で最も大きなウエートを占めるのがこの人件費の問題であります。そして、何よりも合併の大きな目的は、私たちはこの職員の削減であったかと思っております。そこで、この計画の状況についてご説明をお願いしたいと思います。

次に、事業計画の見直しについてお伺いをします。私は、特に旧平良市が進めてきたパイナガマ公園事業、これは終わったかもしれませんけれども、根間地区都市整備事業ですか、その見直しについて、私はパイナガマ公園事業に関して土地の取得に対する疑惑やそして相次ぐミス、そして何よりもこの事業については、公園事業については補助率のよくない、半分しかない事業であります。それにも増して、公園事業は今本当にこの宮古島市の財政難の中につくっても、後の管理も大変です。ですから、今この財政の厳しい中においては、もう少し先送りをしながら、もう少し考えていくべきではないかと私は思いますが、その辺についての見解を求めたいと思います。

そして、根間地区都市整備事業計画についてでありますけれども、この件については、事業は終了しておると。12億円かけてあると、さきの答弁にも建設部長が答えておりますけども、今空間になっているこの整備事業をですね、今後どのようにしていくのか。いろいろ事業を組んでいるとお聞きしますけども、その辺についてもお答えを願いたいと思います。

次に、市道拡幅工事に伴う物件補償問題についてでありますけども、この問題については裁判所の判決により、市は賠償金を支払い、その結果により不当利得であると、不当利得返還の訴訟を起こしておりま

すが、その後の状況、そして相手からの和解の申請があったと聞きますが、全額解消のめどはついたのか、その辺について市長の見解を求めたいと思います。

次に、福祉行政についてであります。これについては、先程下地明議員にも答えておられましたけども、私なりに答えをいただきたいと思います。これは、国民保険事業税統一についてでありますが、合併による税の統合については、これはやむを得ない、やっていかなければいけないとは思いますが、今までの旧町村というのは、上野、下地、城辺あたりはですね、この件については今までも一般財源を繰り入れながらしっかりとした運営をしてきた経緯があるわけです。その中において、今この税の統合をするのはいいんですが、下地、上野、城辺、そのあたりについて今まで頑張ってきたというのがあるもんで、本当に住民が納得してこの税率を統合するのか、その辺についてもお考えをお聞かせください。

次に、次世代エネルギー構想についてお伺いをします。確かにこのエネルギー構想、風力発電、太陽光発電、そして今注目のＥ３バイオエタノールは、世界的に問題になっている地球温暖化対策にもなるということで、この実証実験は次世代の地球環境と調和のとれたエネルギーということで、国内外で注目を浴びている構想であります。特にＥ３は、安倍首相を初め、小泉元首相、そしてたくさんの大臣が視察に来るほどの非常に注目を浴びているわけです。私は、このエネルギー構想、宮古島市でどういうふうに活用し、そして私は小泉元総理にも質問をしたんですが、意見交換のときに。この件について、市長のお考えはどうかなと聞こうかなと思っておりました。この次世代エネルギー構想をこの宮古で実証実験をしている中で、宮古に経済発展をさせるような、そして宮古が発展するようなと、私は小泉元総理にも言いました。宮古島市の市長として、どういうふうにこの観光産業、地域の活性化につなげていこうと考えるのか、市長のご見解を求めたいと思います。

次に、選挙事務についてお伺いしますけども、この件については先程下地明議員には選管は各地区で実施していくという答弁でありましたが、市長はどのようにお考えなのか、これについて見解を求めたいと思います。

次に、教育行政についてをお伺いをします。奨学金制度については、私は何度となく取り上げてまいりました。将来のこの宮古島市を支える人材育成をしっかりとして取り組んでいかないといけないと私は再三にわたり言い続けてまいりました。そのためには、少々の財政が厳しくても将来の宮古島市を支えていく人材の確保は、ぜひ必要であると私は思っております。そこでお伺いをしますが、この奨学金制度の新たな制度を制定して、そして人材を育成していく必要があると思うんですが、これについて見解を求めたいと思います。

次に、環境行政についてお伺いをします。ごみ袋有料化の問題についてであります。いよいよごみ袋有料化が４月より始まります。私もこのごみ有料化については、決して反対をするつもりではありませんが、財政面、環境面において、これからの宮古島市の環境を考えた場合、必要であると思います。しかし、反面不法投棄を助長させるような一つの要因になりかねないか、そこがもう少し心配な点でもあります。最近地球温暖化とよく言われておりますが、今の住民の意識が低いまま有料化を実施した場合、不法投棄が増える可能性が大いにあるかなと私は懸念するわけであります。そこで、市長にお伺いをしますが、有料化には財政面の確保はもちろん大切なことであると思うんですが、もっと住民一人一人に自分が出したごみに責任を持つということが必要になってくると思うんですが、市長の考えをお聞かせください。

次に、農業振興についてお伺いをします。サトウキビの振興についてであります。まず、今年のサトウキビの品質、量ともに例年にまれに見る豊作となっております。サトウキビ農家にとって関係機関を初め、この宮古島市の経済に大きな影響があるということで、大変大きな期待を寄せているところであります。特にサトウキビ農家の所得の増というのは、この宮古島市の経済発展に大きく影響を及ぼすものとして大いに期待するところであります。私も何十年かサトウキビを栽培してきて、本当にうれしい限りであります。

さて、私はこのサトウキビ栽培をもっと増産をして、今の32万トンを維持できるような体系づくりについてどうお考えなのか、その辺について農業振興会の会長として市長はどういうふうなお考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

以上、質問をしまして、再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

砂川明寛議員にお答えします。

平成20年の施政方針についてでございますけども、本市は昨年第１次総合計画の基本構想を策定して、島づくりの基本を「健康」・「活力」・「結い」のキーワードで示しております。この基本構想を踏まえ、平成20年度を「自立への始動の年」と位置づけまして、市政運営に当たっての３つの基本的な考え方を次のとおりに示しました。第１に、自立への基盤づくりについて、産業振興、環境や雇用問題に積極的に取り組み、本市の持続的発展を目指す。２番目に、地域力の向上について、住みよく活力のある地域社会に向けて、住民主体の活動を支援、促進する。第３に、行財政改革について、地方分権改革に対応するため、行財政改革に取り組みます。これらの３つの基本的な考えに基づき、福祉施策をすることにより、本市の自立的、持続的発展の基礎づくりを進めてまいりたいと考えております。

次世代エネルギーパークでございますけども、新エネルギーを初めとした次世代のエネルギーについて、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、国民の理解の増進を図るため、地方自治体によって、太陽光等の次世代エネルギー設備や体験施設等を整備した地域拠点であります。本市においては、既存の新エネルギー関連施設を活用した宮古島新エネルギーランドを設定し、市民、学生、観光客等の見学の受け入れを容易にするインフラ整備のプランを策定するというものであります。さらに、宮古島次世代エネルギーパークでは、宮古島における次世代エネルギー情報発信の拠点、エネルギー地産地消を目指す原動力となる拠点として、多目的実証エリアを併設するプランとなっております。宮古が観光客あるいは経済的に発展する基盤としていきたいと考えております。

期日前投票については、午前中に選挙管理委員長、事務局長も答弁しましたけれども、６月８日の県議選挙より実施してまいりたいと考えております。

◎副市長（下地　学君）

新ごみ処理施設建設についてということで、反対者がいる中でも建設するのかというご質問ですが、議員ご案内のとおり現在のごみ焼却場は老朽化が著しく進み、たびたび故障により稼働停止をしており、新しいごみ処理施設の建設は急務であります。去年の８月に建設用地を決定してから、平成24年の供用開始に向けて作業を進めているところであります。現在でも現在地の建設に反対する一部住民もおりますが、

今後も話し合う機会をつくって理解が得られるよう努めてまいります。

◎総務部長（宮川耕次君）

まずは、職員の削減計画ということでございますが、合併後本年度末の退職定数は76名となっておりまして、現在の本年度末のですね、職員数は968名を見込んでおります。さらに、平成22年度から平成25年度にかけましては、200名の退職者が見込まれておりまして、平成32年まで600名という長期計画に沿ってですね、現在着実に計画を進めているところです。ちなみに集中改革プランにおけるですね、計画の進捗状況ですが、まず職員数が当初計画では1,100名、これ平成20年４月１日現在ですが、これがこのままいきますと968名というふうに着実に計画をクリアしながらですね、進んでいるという状況にございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険の事業でありますけれども、午前中にも下地明議員に市長から答弁がございました。内容的にはほぼ同じでございますけれども、まずなぜ税率を改正しなければならないのかという、その理由でございますが、この合併時にですね、保険税の、いわゆる国民健康保険税の軽減割合については、７割、５割、２割の軽減措置で統一をするというふうなのが確認されております。また、伊良部地区のですね、応能、応益割合が７割軽減措置を満たしていない。いまだ６割、４割で据え置かれている状況にあります。したがいまして、軽減措置を統一するためにも不均一課税を解消して、応能、応益割合、基本である50対50を考慮した税率の改正が必要であります。また、不均一課税の状態ではですね、旧市町村ごとの応能、応益割合を判定するために７割軽減に該当しない地区が出てきている状況でもあります。

それから、後期高齢者の支援金の新たな課税額の発生及び特定健診、特定保険指導事業を国保の保険者である市が実施することになり、そのかかる費用の３分の１について保険税で賄うことになっております。したがいまして、医療費などの負担増も考慮した税率改正統一の必要があるということであります。３つ目に、現在の旧市町村の不均一課税、不均一の税率では、１年間の医療給付等を賄うことができません。平成18年度ベースで約１億1,000万円の税収不足が生じておりまして、税率の引き上げがどうしても必要であるということであります。それから４つ目に、旧市町村ごとの医療給付費等の把握が合併前の予想に反しまして、非常に把握するのが困難な状況にあります。したがいまして、不均一課税をするための旧市町村ごとの税収と医療給付費の収支見込みを立てるのが非常に厳しい状況であります。このことにより、税率の統一が必要となってくると。５つ目に、不均一課税は事務量が非常に膨大になります。そのために事務が煩雑なため、税率を統一することによって、事務量の軽減を図っていきたいと。その軽減された分については、保険税の徴収対策に充てていきたいというふうな考えをしております。まず、税率の改正に関しては、その主なものは以上のような理由でございます。

それから、ごみ有料化に伴う件でありますけれども、指定ごみ袋制度はごみ減量化の一つの手段として、最も有効であり、そのほかさまざまなごみ減量、リサイクルのための施策と組み合わせることが最も効果的であると言われております。ところで、県内の市町村ではスタートした初年度は、10ないし20％程度の減量が図られ、その後二、三年経過すると実施前に戻るというリバウンド自治体もあるように聞いております。本市におきましては、このようなリバウンド現象を防ぐため、指定袋整備と並行して、生ごみの堆肥化事業に取り組んでいるところであります。ごみ問題について市民への意識高揚を図るためにも、今後広報等ＰＲに努めてまいりますが、本市の現状を踏まえますと、不法投棄対策として、これからパトロー

ル強化や看板設置はもとより、監視カメラを設置するなど、不法投棄に対して厳しく対処してまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、サトウキビの振興についてでございますけれども、市として増産についてどう考えるかとのご質問でございます。まず１つには、やっぱり土壌病害虫、これに対する対策が大事だというふうに思っていまして、本年から特にハリガネムシを中心とした土壌病害虫のですね、フェロモン誘引トラップの設置であるとか、今非常に効果的であると言われていますプリンスベイト剤による防除、こういうものをですね、積極的にやっていきたいというふうに思っています。さらには、やはり野鼠防除大切でございますから、航空防除、さらには航空防除のできない部分に関して、地上防除をですね、徹底してやっていくというように考えてございます。さらに、もう一つはやはり有機質肥料の投入というものを考えないといけないというふうに思っています。そういうことで、上野のリサイクルセンターをうまく活用しましてですね、有機質肥料の安価な供給をしていきたいと、そういうことでもって地力を高める、そのようなことが大事だと思います。

さらには、やっぱり今２年に１作の状況でございますから、春植え株出し栽培というのをですね、推進しなきゃいけないと思っておりますんで、そのような施策をですね、今年度よりとらせていただくことによって、増産につなげていきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

まず、パイナガマ公園の事業についてですが、平成８年度から着工して今年度まで事業を進めております。現在の完了年度が平成22年度でございます。しかし、今のですね、予算の計上ぐあいからすると、完了年度が変更されると思います。

次に、根間地区の整備の件ですが、根間地区の区画整理事業におきまして、公園用地とそれから民間の更地ができております。これは、下里、西里地区のまちづくり交付金事業という形で、今後ですね、国や県と調整いたしまして、平成21年度から５カ年間の事業に入る予定をしております。この施設等はですね、公園と集客交流施設、その中身というのはまずその建物の中に商業施設を入れていく、それから多目的ホール、研修室、会議室というふうになっております。

◎教育部長（長濱光雄君）

奨学制度についてお答えをいたします。

人材育成のためには、奨学制度というのは極めて重要であると認識しております。合併に伴いまして、新たな奨学生の募集が凍結されてまいりました。そのために人材の育成について多くの人から懸念がされておりました。そのため平成20年、今年度から新たな奨学制度をスタートさせて奨学生の充実を図っていきたいと思っております。平成20年度10名の奨学生の募集を予定をいたしております。

◎建設部長（平良富男君）

失礼しました。市道拡幅工事に伴う物件補償の問題です。債権者に対して、昨年の11月に不当請求の訴訟を起こしております。第１回の公判を昨年の12月に行いまして、それから第２回の公判で相手側も非を認めて、支払いの意思を見せて和解案が提出されております。第３回の公判で、双方の和解案に開きがありまして、裁判所より双方で調整するように提案され、現在は裁判所提案もあり、和解に向けての調整中

であります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時28分）

再開いたします。

（再開＝午後２時28分）

◎砂川明寛君

それでは、再質問を行いたいと思います。

まず、平成20年度の施政方針についてでありますけども、私はこの予算書を見る限り、自主財源が今の調子でいくと、まず自立というのは難しいというふうな考えを持っているわけです。そして、それを上げるにはどうすればいいかというのを本当は聞きたかったんです、市長にはね。市長は、選挙のときにですね、宮古の経済活性化のためにと初代市長になってきたわけです。ですから、私はこの経済の活性化あるいはここに税金を納める自立の道を進むというのは、今の予算書の中を見てもですね、国が今予算を削ってしまえば、物すごい宮古島市はすぐに財政難に陥るという可能性が大きいということなんですね。ですから、私は自立の道、自立の道と格好いい主張をしておりますけども、どうしても今の現状で財源確保というのは、私はどうしても市長がみずから県や国へ行って、もっともっとどうかといういろんな事業、補助率の高い事業を進めていくことこそが私は今からの市長のあと２カ年間の任期の中で進めるべきことじゃないかなと、これがまた自立にも大きく寄与するんじゃないかなと思うんで、その辺についてね、市長もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、地域力の向上でありますけども、今旧城辺あたりを見ますとですね、本当に地域は寂れる一方なんですね。はっきり言ったら福嶺あたりへ行きますと、もう学校の施設あるいは今子供を産んでこの地域で育てるというのは難しいですよね。保育所も統合され、廃合され、そしてやがては学校あたりも統合の危険性もあるわけです。ですから、これを回避するためにもですね、安心して子供を産んで育てられる地域をどうつくるかというのは、今の市長の大きな課題じゃないかなと思うんでね、市長それにまた地域このようになっているところの中でですね、また税金も上げてしまうと。そうなると、私はもう地域には人が住めなくなるんじゃないかなという考えを持っているわけです。ですから、どうしても公的な手段というのは、平等に受けるべきと私は考えておりますので、市長この辺についてですね、地域をどう活力をしていくのか、この辺についてもう一度見解を求めたいと思います。

次に、職員の削減でありますけども、確かにこの宮古島市の大きな問題は、合併当時からですね、この職員の数、これに大きな問題がありました。それを是正していくためにもですね、なぜじゃ職員の数は減らし、そして予算ももちろん少々は減ってきたでしょう。しかし、集中改革プランの中でですね、管理職手当、これまた復活させてあるんですね。その辺について、何か矛盾を感じるわけです。ですから、この管理職手当、いろんな手当を戻したものについてどのぐらいじゃ今の予算で、財源で戻していくのかね、これについてもう一度ね、総務部長に見解を求めます。

次に、事業の見直しの件についてでありますけども、このパイナガマ公園にせよ、根間地区土地整備事

業にしろですね、私はパイナガマ、費用対効果というのがやっぱり事業には求められるべきでないかなと思うんですね。ですから、パイナガマ公園事業推進はもちろんいいことだと思うんですが、今この事業にこんなにお金を費やすよりは、別の事業の見方のほうがいいんじゃないかなというのはですね、やっぱり観光客というのはこの美しい公園を見に来るわけじゃありませんよね、宮古島に。きれいな海を見に来るわけです。ですから、私はこのパイナガマなんて、なんて失礼ですけど、パイナガマはきれいなとこでありますから、そのまま残しても別に今の事業を組んでわざわざ高い土地を買ってまでやる必要はないんじゃないかなという考えをしております。だから、事業見直しというのは、今だけじゃなくて、もう少し長く考えていってもいいんじゃないかなという考えをしております。

次にですね、根間地区についてでありますけども、またこの既存の家を立ち退かせて終わった施設に今度は公園、そして集客施設をつくると。これも非常に費用対効果、事業を組んでどのぐらいのこの地域に経済活性化ができるかと、それをもう少しじゃ今の集客施設についてですね、どのぐらいの人が来て、どのぐらいの人を集める集客施設をつくろうとしているのか。この計画についてですね、もう少し内容をご説明をお願いしたいと思います。

次に、道路拡幅工事に伴う物件補償問題についてでありますけども、先程建設部長は和解について今検討中であると、３回も公判はしてあるということでありますけども、市長和解をして、例えば何年もその和解が成立しなかった場合、任期もあともう１年半ぐらい、２年足りないぐらいありますけども、その中について私は責任逃れのような気がしてね、前の議会にも言ったんですけども、おかしいんじゃないかなと思いますけども、これは市長、市長が借りてきて払って、市長が裁判を起こせば簡単なことなんですね。市の財政をわざわざ持ち出してまでやる必要ないんです。起こした者がそのお金を払ってしまえばいいんです。そして、市には迷惑をかけない、迷惑をかけないと、市長はそうはっきり言っております。しかし、これはもう全体に私は言いますけども、この物件補償の問題もパイナガマ公園のいろんな問題も、私はこの辺の問題は市長がみずからどのぐらいの責任をとるかという考えに大きなウエートがあるんじゃないかなと思います。そこでお伺いしますけども、朝の質問で下地明議員にはっきり言うかなと思ったら、何とも言わなかったもんだから、住民の納得いくような形での責任をとりたいと、これもう少し具体的にどういう責任をとりたいのかね、はっきりしていっていただきたい、そういうふうに思います。

次に、福祉行政についてでありますけども、もちろんこれは税の統一というのは、これはもう合併してからは当たり前のことであると思います。12月定例会にも新里聰議員にも確かに４億円の不足で、そして一般財源から繰り入れも考えていると。これは、旧市町村もですね、下地、上野、城辺、一般財源から繰り入れをしてしっかりとした健全運営をしてきたんです。ですから、この住民は例えば今応能率が７割を超えないから伊良部がですね、そのためにどうしても必要であると、この税のアップはですね、税の統一は。伊良部のために合併したわけでありませんよ、はっきり言って。そして、事務量が膨大になるから税率を上げるんだと。じゃ、今まで言っている上野、城辺、下地、そこの部分にはじゃ統一するんですか、その住民はじゃどうでもいいんですか。この辺についてですね、しっかりともう少し税率をもっと長くするか、お互いに均等にやれるような方法をもう少しあと３カ年も、５年の間ですからあります。そこをもう少し考えていくべきじゃないかなと。そして、どうしてももう地域の住民を納得させるような説明会なり、住民の理解を得るような説明会なりをしてですね、やっぱりしっかりとした考えを持っていってほし

いなと思っておりますけども、それについて市長の考えをお聞かせください。

次に、次世代エネルギー構想についてでありますけども、これについては私は小泉元総理にですね、意見交換のときに言いました。しかし、小泉総理ははっきり人間がこれ以上増える必要はないというふうな考えを私には言ったと覚えております。これは雑談ですから、はっきりそう言ったような気がしておりますけども、でも私はこのエネルギー構想を実験のみじゃなくてですね、やっぱりいろいろこれを機にもっともっとこの宮古島市をアピールするということもやっぱり市の発展にはつながるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ強い宮古島市の要望としてですね、このエネルギー構想はですね、どうしてもいいＰＲになるんじゃないかなと思いますので、この辺については強くどんどんアピールしていくよう強く要望したいと思います。

次に、選挙事務については、これについてはもう市長も認めておりますので、ぜひとも今度の県会議員選挙からどうしても実施していただきたいなと、これも強く要望しておきます。

次に、教育行政についてでありますけれども、今までこれは何回か私は質問した中で、今何十年かぶりに、40年ぶりですか、その間に全国学力テストというのが行われました。沖縄は最下位ということでありました。私は、これは確かに授業の体質や授業の見直し、生活習慣などのいろんな面が問題点はあると思うんですが、今やっぱり全国的に叫ばれているのは、人材育成にどのぐらい費用をかけていくか。平成20年度で10名を予定していると言っております。しかし、もう10名を予定していてもですね、まだ今予算措置はされていると思うんですが、私はまだまだこれは足りない。今からの宮古島市を支える大事な私は活力というか、人材育成だと思っておりますので、これについてもですね、新しい教育長を初めとしてですね、ぜひとも大いに取り組んで、そしてこの子供たちは全国どこでも同じ能力を持ち、そして同じ子供たちでありますから、同じ能力を持っているということで、人材を育てていってほしいなと思っております。

次に、環境行政についてでありますけれども、ごみの有料化についてはですね、これはもう有料化をして、そして不法投棄についても非常に不法投棄の場合は有料化で財源ができる。そして、その財源でいろいろと工夫をしながらごみの有料化に対しては不法投棄を大いになくすよう、そして自分のごみには自分で責任を持って当たる考えを市民一人一人に持たせていければなと思っております。

次に、新ごみ処理施設については、私は今言おうかなと思っていたのですが、これも反対があるのも事実なんですね。ですから、それをその反対をしている中で、反対もいる中でですね、強行にそこに進めていくというお考えなのか。これはもう市長が進めるというんであれば、それで結構でありますので、市長のお考えをお聞かせください。

これについてもう一度再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成20年度の施政方針の自立についてでございますけども、議員がおっしゃるようにやっぱり自立には自主財源の確保が大変重要であります。ですから、これから例えばコールセンターでありますとか、それから宮古島には新しいホテル等の導入等もありまして、雇用についてはかなりこれから進展があると見込まれますので、そういうもの、それからこの間小泉さんがいらして、確かに宮古島を世界の環境モデルの都市にして、世界じゅうから環境を視察しに来る人が増えるような島にしてもらいたいという激励を受けましたので、そういうあたりで観光客の増加についてもつなげていきたいと思っております。

また、地域力の向上でございますけども、下地地域で地域づくり協議会というのが今頑張っておりまして、地域づくりに頑張っております。ですから、それをぜひ上野や城辺等にも広げまして、地域の方々にしっかりと地域づくりについて頑張ってもらえるような、そういうような支援体制も組んでいきたいと思いますし、また先日世田谷、その他から城辺にたくさんの健康を目指すお年寄りたちが来まして、さるかの会のお世話になって、大変満足して帰られました。ああいう事業を全域的に展開して、地域の住民とともに観光客が楽しめるような、そういう地域づくりをして地域力を増していきたいと考えております。

市道への物件補償の問題でございますけども、今調停中でございます。弁護士間で和解をしております。これは、個人的な問題でありませんので、弁護士間でなるべく早く解決できるように頑張っていきたいと、そのように思っております。

◎副市長（下地　学君）

新ごみ処理施設の建設について質問なんですが、お答えいたします。

この新ごみ処理施設の用地問題については、清掃施設組合の当時からですね、長年かけていろいろ検討し、そしていろんな課題等ですね、どういうふうにクリアするかということで対応してまいりました。いろいろ検討した結果、現在地が一番条件として可能性があるんじゃないかというようなことで、去年の８月にですね、用地選定をして、そして地域住民の合意を得ながら作業を進めてまいりました。周辺自治会には、既に覚書を交わしているような自治会もあります。議員指摘のとおり、現在地での建設に反対している一部の地域住民もおりますので、これからも話し合いの場を持って合意形成に努めてまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、管理職手当についてですが、２分の１支給するということで、この１年で3,111万1,000円となっております。それから、特殊勤務手当についても、２分の１ということで595万8,000円という額になっております。これは、給与の適正化という行革のですね、位置づけの中で当初から管理職手当については、２分の１というふうに集中改革プランで位置づけておりましたので、その財政再建団体に陥るかどうかという瀬戸際のときに、１年間全廃したという、これ暫定的な措置でしたが、そういういきさつがございますので、一応そういった見通しも立ったということで、もともと行革でもこれは本来当然支給されるべき手当ではありますが、見直しをしまして、そしてその中でも２分の１カットしてということで、計画に位置づけてきたものでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ事業の件ですけど、再評価委員会というのがありまして、その中で費用対効果等の分析をされております。その中で、やはり近年住宅化し、市街地が新興しているとともに、トゥリバー地区のコーラルリゾートも近傍していることから、公園の利用度がますます高まることが予想されると。それと、またその海岸線の魅力とパイナガマビーチですね、それがある。それから、キャンプ場、広場等が地域活性化に役立つ、そういう評価で再評価委員会の中で決定をされております。

次に、根間地区の集客交流施設ですけど、先程も答弁しましたように、商業施設とか、会議室、多目的ホール、それを考えているんですが、施設のですね、利用に当たって、維持費が賄えるような施設の整備を検討しているところであります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後２時49分）

再開いたします。

（再開＝午後２時49分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

午前中もお答えしましたように、市民も、それから議員の皆さんも納得できるようなそういう責任のとり方をしたいと思っております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国保の税率改正の問題でありますけれども、議員が指摘しているように伊良部のために合併したのではないということでありますが、しかし伊良部地域のですね、６割、４割の軽減措置を他の地域と同様に７割、５割、２割を適用させるというふうなのも合併時に約束したことであります。これも税率を統一するための理由の一つであるわけであります。それから、必要に応じて住民説明会は開催をしていきたいというふうに考えております。

それから、事務量でありますけれども、税率を統一することによって、事務の軽減が図られる。その軽減された分については、徴収対策に充てていきたいと、力を入れていきたいという考えをしておりますが、と申しますのも平成17年度ベースでですね、収納率が低いために、宮古島市は平成18年度において7,400万円余のペナルティーを受けております。それから、平成18年度の収納率も92％を切りました。その分につきましても、今年度で8,200万円程度のペナルティーを受けるというふうな状況にあります。そういったこともありまして、この事務量が軽減されることによって、どうしてもペナルティーを解消したいというふうな思いもありまして、徴収対策にさらに力を入れていきたいというふうな考えをしているということであります。

それから、一番大きな理由はですね、午前中からも申し上げておりますけれども、いわゆる平成20年度からの医療制度の改革、これに伴って後期高齢者の支援金の課税が新たに発生をしてくるというふうなことが一番大きな理由であります。ただ、合併時に５年以内に不均一課税ができるというふうにされてはおりますけれども、仮に不均一課税をするとしてもですね、旧市町村ごとの医療費の動向等を詳細に把握できるんであれば、そういったことを把握しながら旧市町村ごとの税率の改正もですね、不均一課税であっても、税率の改正は必要になってくるというふうなこともご理解願いたいと思います。できるだけ住民の、市民のですね、国保の被保険者の皆様方のご理解を得て、国保事業の健全運営に努めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

◎砂川明寛君

何度も責任の所在をと言っておりますけども、市長の答弁では住民の納得のいくような、いくようなと何回も言っておられますけども、これは私は今総務財政でいろいろもめているものもですね、やっぱりどういった責任をとるかというのをはっきり明確に示す必要があるんじゃないかなと私はこれについてもう一度だけですね、見解を求めたいと思います。

そしてですね、私はじゃ財源ができたから管理職手当も3,110万円ぐらい上乗せしてもいいんじゃないかという総務部長の答弁についてもですね、これについてはやっぱり市民の立場からすると、私は納得いかないと。今の集中改革プランの中を考えるとですね、私はこれはどうも納得いかないなという点があります。その辺についてはもう一度答弁を願いたいと思います。

それでは最後になりますが、私の私見を少し述べたいと思います。合併して３年を迎え、３回目の施政方針となりました。市長は、合併後初代市長として、経済の活性化、雇用の拡大、そして自立による島で若者が安心して暮らせるこの島をつくるんだということで、今の施政方針で聞きました。そして、これを見ますとですね、地域の格差が生じているのが今の状況であります。そして、合併の弊害というべきたくさんの事務ミス、それもいろいろと出て大変な問題になっているわけです。これについて本当に合併してよかったと言えるでしょうか。これで、本当にこの島で安心して子を産み、育て、そして子や孫までこの島で生まれてよかったということが言えるでしょうか。市民として非常に危惧するところであります。それを防ぐためには、私は今の市長初め、職員の体質、旧平良市の体質や制度から早く脱却をして、新しい制度や規則の下、この宮古島市の隅々まで行政サービスが受けられる行政であるべきだと私は考えます。これこそが合併の大きな目的であったと私は思います。いま一度市民の目線に立った行政運営であってほしいと願いたいと思います。特にさっきも言いましたけれども、地域の振興なくしてこの宮古島市の発展は私はないと考えております。その辺に強く要望をしまして、私の一般質問を終わります。

◎市長（伊志嶺　亮君）

私は、公人でありますので、ここで議会でしっかりと約束したことは果たしたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

管理職手当の件でお尋ねの件ですが、管理職手当についてはですね、今回人事院勧告の中でですね、従来各市町村で定率制で、パーセントでやっていたんですが、これが定額制にそういった勧告があって、そういった中で各市町村その方向で改善しております。これは、１つはですね、年功序列的な例えば管理職の仕事というのは、若くてもベテランでも同じ定額でいいんじゃないかという方向でですね、そういった国を初め、県、各市町村でそういった管理職手当のあり方、論議して毎年改善していっている状況で、これの手当云々がですね、だけが行革に反するということでは決してないと思います。というのは、また管理職手当の位置づけについても、例えば管理職とそれ以外の職員とのですね、区別というのもやはりある程度の手当でですね、区別してやはりその辺の職務もですね、スムーズにいくという側面もありますので、見通しを持った形でこの手当というものについては、私たちは議論をし、きちっと位置づけておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時59分）

再開いたします。

（再開＝午後３時01分）

これで砂川明寛君の一般質問は終了いたしました。

◎嘉手納　学君

私も通告に従いまして一般質問をしたいと思いますが、まず少しばかり自分の所見を述べてから一般質問に入りたいと思います。

今宮古島市において、行政手続上のミスが多発し、議会においても取り上げられ、100条委員会の設置までされるという中で、議会運営は本来島のことに関し前向きな意見をぶつけ合うべきが、あるべき姿が議会運営をなされているのかと。また、行政上の手続ミスも市長初め、行政の皆様方も許されるべきことではないかもしれませんが、また大いに反省し、今後襟を正すべきであるというふうに、そういう中でまた国、県の補助金の返還の可能性がある事態が今生じています。この問題は、今後の公園事業及び補助金に対しての影響があるんではないか。そうなったとき市民に対する影響は公共事業等のストップイコール建設事業関係者、もしくはそこに働く人々の生活が今後どのような影響があるのかという市民の声が多数寄せられていますが、行政と議会は両輪のごとくというふうな言葉がありますが、宮古島市の議会においては、行政と議会はいつも片輪であるというふうな市民の声も多数あります。旧平良市、旧城辺町、そして下地、上野、伊良部が合併し、お互いの地域性もあり、異なったこともあることと思いますが、本来合併当時からしてその合併協議会でそれを話し合われ、そして行政と議会は将来に向かってその問題を５年間で解決し、そして宮古島市をどう導いていくのか。そして、合併した後この島をどう発展させていくのか。市民の生活向上のために議会はどうあるべきなのかという市民の皆様の声を真摯に受けとめ、そして我々はこの議会という立場から、そして行政とどのような形で取り組んでいくのか、真摯に受けとめながら一般質問に入りたいと思います。

まず、今さっきも砂川明寛議員が多々質問をされていましたが、新年度の予算で行政改革に伴い、カットされていた管理職手当の50％の復活と特殊勤務手当の復活が予定されているというふうに今答弁がありました。これは、部長級もしくは課長級、そしてこの特殊勤務手当のトータル的な金額をですね、もう一度お聞かせください。

そして、第２点目にですね、道路行政についてでありますが、これは環境問題もありますが、宮古島市伊良部115号線沿いの入り江の自然保護問題と異臭対策について、この問題については私は再三取り上げていますが、いま一度新年度予算においての計画または取り組み予定はどうなっているのか。これから春から夏へと季節は変わり行くのですが、夏場の異臭は何ともならないというふうな地域住民の声が多い現状で、市の対応策、そして今後の計画等をお聞かせください。

それと次にですね、伊良部勤労センターの整備についてでありますが、この問題については平成19年度６月定例議会において取り上げましたが、関連して旧下地地区の野球場がオリックスの２軍キャンプのため整備されましたが、どのような整備がされ、そしてどれだけの費用を費やしたのか、できるだけ詳しく説明をお願いしたいと思っております。

次にですね、伊良部地域の肉用牛の飼育頭数及び生産頭数について、現状の状況は、最近若者の畜産への取り組みが少しずつ増えているというふうに聞いているし、また実際宮古島市全体でも畜産業は注目されている中で、１月19日86万3,100円という高額な取引がされています。これは、極端に言うと沖縄県でナンバーワンだというふうに聞いていますが、行政は担い手補助事業等の取り組み等はどうなっているのか。これは、今後のですね、地区指定等も含めながらご答弁をお願いしたいと思っております。

次に、パブリックゴルフ場について、売買が決定いたしましたが、その後の経緯と説明をお願いしたいと思います。これは、まだ仮契約にも至っていないわけでありますので、その入札をして、そしてこれからどういう手続を経て仮契約までいくのか。それに問題があればですね、そこら辺もお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

これはまた再三皆さんも問われていますが、職員の待遇は午前中も佐久本洋介議員の答弁、また下地明議員、いろんな議員の皆さんの答弁でお聞きしております。私は、１つだけ言いたいのは、新しく採用するというお話、見解なのか、私はそう思っていません。管理公社の職員というのは、今現在も宮古島市の下で働いて、給与も宮古島市から予算は出されて、実際給与として出されているわけです。だから、新しい人を採用して新たに人件費がかかるというもんではないというふうに私は思っておりますので、それを市の職員として採用するということについては、市長が答えたとおりですね、事例等も取り上げながらやるということでありますけども、私は逆にかえって新しく採用するじゃなくて、私から言わせれば逆にじゃ切り捨てるのかということを私は考えております。だから、そういうことがないようにですね、これはぜひ継続して働いてもらって、そして市にすくい上げるというふうな形でやっていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

この管理公社の設立というのは、私は当時伊良部地域においてはですね、旧平良市、城辺、上野、下地等においては、広域消防、そして水道局というお互いが陸続きというメリットがあって、そこでそういうふうな事業がお互いでできるというメリットがありました。しかしながら、伊良部地域においては、その限られた職員定数の中で消防という事業と、そしてまた水道事業も単独で補わなくちゃいけない。そういう中で管理施設の運営をどうするかというふうになったときに、やむを得ない事情で、じゃそういうものを含めて、ただし職員の定数があります。そのときにどうしたらいいかということで、この管理公社の設立をしてそういうふうになって、今の現状になっているんじゃないかなというふうに私は認識をしておりますが、これは離島のさらに離島である上の苦しさで、やむを得ない措置であった。そして、これを今さら合併して管理公社だからと、全部この職員を切り捨てるということは、私は到底逆に言えば許せないことじゃないかなというふうに思っています。だから、これは先ほど洋介議員が言ったのかな、看板だけ持っていくという話だったら、それはその管理公社というのは、そこに施設もあれば人もいて、規約もすべていろんなものがあって、それを引き継ぐのがその協定書じゃないかなと私は認識しておりますので、そこら辺はぜひこれはしっかりと取り組んで市長はじめですね、やってほしいなというふうに思っております。

製氷施設においてですね、この問題については議会があるたびにですね、質問をさせていただいておりますが、本当に全くというほど進展がないという中で、当局がどのような取り組みしているかというのは、総合支所長が午前中申した経緯を聞いておりますので、それ以上詳しい答弁は要らないと思いますので、ただですね、私は市長がですね、もっと積極的に県と、調整をすべきじゃないかなというふうな考え方を持っております。というのは、漁業補償というのは、じゃ何のために漁業補償されたのか。それは、県の工事の伊良部架橋という橋をつくったときに、県の工事ですよ、これ。市の工事じゃないんですよ。それだからこそ、この確約書は県も市も当時の伊良部町も一緒に交わしているわけですよね。だから、確約書というのは、これは宮古島市が確約書をつくったんですか。これ違いますよ。県の工事に伴って漁業補償

をするときに、だから私から言わせればですね、当時の市長もですよ、当時の伊良部の町長もですね、私から言うと、何を出しゃばって県の工事に合併特例適用すると言ったのか、これが理解できないんですよ、正直な話。今となってはできないと、できないでこれが許されるのか。私から言わせれば、これは漁師の皆さんが怒るのは当たり前のことです。やると思ったから5,200万円余りのやむを得ないと、子や孫や子孫のために橋をつくって、そういうふうにやるべきだということをやむを得ないということで乗りました。しかしながら、その約束したのは市も県もどうにかせんといかんけど、目安は合併してからもう約２年を過ぎ３年になろうとしてますけど、めどが全くついていないというふうになると、それに怒りを示さないほうが逆に私はおかしいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これはですね、ぜひ市長県ともももっと真剣に詰めていかないとですね、確約書がただの紙切れじゃないんですから、市長もおっしゃっているとおりですね。これをもっと強く要請していかないと、今後やはりいろんな事業においても漁師の皆さんの同意を得なければいけない事業等もたくさんありますので、やっぱりそういう部分ですね、しっかりと受けとめて取り組んでいってほしいなというふうなものがありますので、ぜひよろしくお願いして、答弁を聞いて再度質問したいと思っております。

◎市長（伊志嶺　亮君）

管理職手当及び特殊勤務手当について、嘉手納学議員にお答えします。

平成19年度は、財政健全化法に基づく連結赤字比率が危機的な状況にあったことから、管理職手当の全額カットと特殊勤務手当の支給停止を実施しました。また、時間外勤務手当についても、抑制を図るなど職員の皆さんには大変財政の健全化に向けて協力をしてもらっております。現在トゥリバーの売却や財政破綻回避行動計画などもあって、危機下の状況から脱しつつありますが、引き続き財政健全化に取り組んでいく必要があることから、平成20年度においては集中改革プランに基づき管理職手当及び特殊勤務手当について支給額を２分の１に削減し、協力をお願いしているところでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

管理職手当については、平成20年度から従来の定率制から定額制にする予定であります。部長級が月額６万5,000円、課長級が月額４万円となっております。ただし、平成20年度においてはその２分の１の予定であり、部長級が月額３万2,500円、課長級で月額２万円となっております。１年間の全会計総額で3,111万1,000円となっております。特殊勤務手当については、徴税手当、保育所手当、福祉事務事業手当、消防手当など、１年間の全会計総計で595万8,000円となっております。

◎建設部長（平良富男君）

下地野球場の整備の内容でございます。内野混合土舗装、それから外野の芝養生、レフト側外野防球ネット、それからバックスクリーン、ブルペン、サブグラウンド内の内野の混合土舗装の改修工事を進めております。下地野球場はですね、年間通して下地地区の小中学校野球部の練習、それから体育協会の大会、職域野球チーム等で使用されております。１月から３月については、大学野球 、それから社会人野球、社会人スポーツチームなどのキャンプ地として年間6,000名から7,000名に使用されています。今後もですね、各種団体の練習、それから大会等大学、社会人野球のキャンプ地として、関係機関を通して受け入れたいと考えております。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

パブリックゴルフ場の売却につきましては、事業特定者との間で仮契約の内容につきましてはほぼ合意に達してございます。ただ、相手側のほうから施設設備ですね、特に建物竣工当時の竣工図というのがございますが、そういったものの照会とか、施設の中にある県有地、それから個人有地、これが６筆ございます。これらの解決に向けて今相手側と日程を詰めている最中でございまして、議会終了後この手続が終了次第ですね、仮契約を早急に契約していけるように取り組んでいきたいと考えてございます。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

宮古島市伊良部115号線沿いの自然保護問題と異臭対策についてであります。これは、国仲と仲地の間の国仲寄りの入り江のことでございます。集落からの雨水、生活雑排水が集落内及び115号線の建設により、海水の出入りが遮断された下流側の入り江や公共用水域においても、環境の快適性、保健性においても被害を及ぼしております。家庭や各種施設から排出される汚水が周辺環境を損なうことなく、衛生的に処理されることにより、集落の安全性、快適性及び保健性の向上が図られ、活力ある地域社会が形成されてまいりますことから、平成７年度に集落排水事業長期計画を策定し、事業の実施計画に取り組んできたところでありますが、施設設置後も適切な維持管理操作を必要とするため、建設費だけでなく、供用開始後の維持管理費を集落住民が負担することから、住民の合意形成が得られない状況にあり、がっちりとした処理施設、事業の計画、実施までにはそれなりの年月を要するものと考えられます。当面の対策としまして、本年度は115号線の建設により、海水の出入りが遮断され、生活雑排水が滞留し、環境の悪化が指摘されております入り江と入り江水道域をボックスカルバートで連結し、入り江内の海水の出入りをよくすることによって、入り江内の環境改善を図ってまいります。

次に、伊良部勤労センター整備についてであります。伊良部勤労センターが整備されて、グラウンド状態が良好な時期には、伊良部地域、宮古各地域の野球チームやソフトボールチームの利用度は高く、頻繁に利用されておりましたけれども、毎年の台風、大雨、強風により、グラウンドの混合土が流失し、管理が行き届かなくなり、グラウンドコンディションが悪くなったことによって、安全、安心して思うような練習ができないことから、だんだんと利用者が減少し、現在ではほとんど利用されていない状況にあります。伊良部地域には、青少年、青年団、各企業チーム等多くの野球チームがあることから、本施設を本来の設置目的に沿って有効に利活用することによって、多くの野球ファンが野球を通じて健康の増進を図り、連帯感あふれる明るい地域づくりを推進していくためにも、施設の早急の整備が必要であると考えております。予算措置については、担当部署と調整の上で、単年度での予算計上が困難であれば、段階的に整備計画を立てて整備していくことも必要かと考えておりますので、本来の設置目的に沿った安全、安心に利活用できる施設の整備管理に取り組んでまいります。

続きまして、伊良部地域の肉用牛飼育戸数及び生産頭数について、現在の状況であります。伊良部地区における畜産業、肉用牛の飼養頭数は宮古島市全体で１万3,881頭、伊良部地区で332頭、飼養戸数で宮古島全体で1,116戸に対し伊良部島では18戸と、宮古の他地区に比べてかなり遅れた状況にありますが、近年では農業大学で専門知識を取得した方や他業種からの新規参入者、若い担い手農家が増加傾向にあることから、宮古地区畜産共進会においても優秀な成績をおさめ、県畜産共進会への候補に選定される成果を上げております。また、嘉手納議員からお話がありますように、平成20年１月の初競りにおいては、伊良部地区から出品した子牛が86万3,100円という最高値で取引されており、畜産業にとって明るい展望が見

られております。伊良部地区には、肉用牛飼養戸数は平成14年度には10戸でありましたが、平成19年12月現在では18戸、1.8倍に増えております。飼養頭数は平成14年度の181頭に対し、平成19年12月では332頭、1.8倍以上に増えております。生産頭数は平成14年度の77頭に対し、平成19年度には121頭、1.7倍に増と、粗生産額は平成14年度には2,300万円でありましたが、平成19年度には4,140万円で、約２倍強の増額となっております。

次に、担い手育成、担い手補助事業等の取り組み等はについての質問でありますが、伊良部地区においては、新規参入の意欲的な担い手畜産農家が増えたことから、平成18年５月宮古島宮古和牛改良組合伊良部支部を立ち上げ、支部組合員の飼育技術の向上に向けて研修会を実施し、行政との意見交換会等を通して情報の共有を図っているところでございます。また、補助事業の導入については、６戸の農家から事業導入の希望があり、畜産担い手総合整備事業、宮古島第３地区の地区指定に向けて取り組んでいるところでございます。

◎建設部長（平良富男君）

費用について答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

平成19年度に3,755万円計上しております。それから、平成20年度6,500万円予算計上しております。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

大変失礼いたしました。製氷施設についての答弁漏れがありました。

製氷施設の再整備について、要請活動の経緯については、佐久本洋介議員にお答えしたとおりでございます。まず、基本設計、これ実施設計の時期でありますけれども、耐力度調査、基本設計については、平成18年度に完了しており、事業費、事業量、工事概要等が積算されております。実施設計につきましては、今後とも製氷施設の再整備は県単独の構造改善事業での整備の可能性、それから県と市の負担割合の整備の可能性等を関係部局と協議、それから調整の中で方向性を決定して、事業実施の方向性を絞った後になろうかと考えております。引き続き早期着工に向けての取り組み、県と協議してまいりたい所存であります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時28分）

再開いたします。

（再開＝午後３時28分）

◎嘉手納　学君

再質問をしたいと思います。

まず第１点目のですね、管理職手当、そして特殊勤務手当、それに財政状況が大分苦しいということで、１年間停止したということでありますが、約3,600万円という金額が示されております。この金額について市民が納得、今のこういう事務的なミスとかですね、行政上のミスが多発してこういうふうに新聞紙上でも、もちろん議会でも問題になったりしているこの時期にそれを復活していいのかどうか、これは私としては市民の同意は得られないんじゃないかなというふうな形も思っておるわけであります。これを皆さんがそういうふうにとられるんであれば、それは庁議で決定できるわけですから、それはそれでいいとし

ても、いかがかなというふうな疑問の声が多数あります。

そういう中で、本当にですね、今こういうふうに復活していいのか。私は、そこにおいてもですね、議員の皆さん、お互い自分のことだからなかなか言わないんですけど、合併当時から言わせればですね、84名の議員がいたんですよ。そして、合併特例債も使わずに56名の議員が合併特例債一つも利用しないでそのまま町村の議員も28名に統合されて56名減ったわけです。そして、市長はじめ、町村長、助役や収入役、教育長等含めるとですね、18名減っているわけですよ。政治家はそれだけ責任等負わされてですね、合併して、これ財政上苦しいからと、約４億5,000万円のお金を削減したということで、年間にですね、これだけ削減を目指すという形で、市民のためならばそうしようということで一生懸命頑張っている中で、今のじゃ行政の皆さんはそれでいいのかというふうな声もあります。

というのはですね、市民の皆さんから言わせれば、例えば下地あたりには池間健榮議員が一生懸命頑張っていますが、やっぱり地域の声を取り上げる議員は自分たちにはできるだけ多いほうがいいという意見もあります。今また財政上苦しいから議員の数を減らしたほうがいいという意見もあります。それは賛否両論だとしてもですね、じゃ政治家は何でも責任をとって、行政はそういう苦しいという時期で、じゃ3,600万円あれば何名の議員が復活できるかと計算しても、僕は最低５名は復活できるんじゃないかなというふうに思っております、年間で。そうすると、地域の声を取り上げる議員は、いや、多過ぎると。合併当時も正直な話、じゃ5,000円という我々が政務調査をやります。これは、沖縄県で一番少ない額であります。この5,000円のものは、我々は議員の手当と言ってもいいんですよね、政務調査費。調べてやる中で、我々は毎月金額とすれば5,000円、課長の皆さんは３万円以上ですよね。それで本当にいいのかどうか。それも私はですね、一つの疑問として、議員自身がそういう声上げると、それは取り上げないほうがいいよという支持者もいますが、私はあえて取り上げさせてもらって、本当にそれでいいのかどうかですね、真剣に考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

これは、議員というのはここにいる皆さんも28名も今後やるのか、しかしながら継続してやっていく人がいるわけですよ。また若い人たちが真剣に宮古島市のことを考えて将来取り組んでいくという若い人においてもですね、どういうふうな待遇の中で、どういうふうな取り組みでやっていくかにも、私はこれはあえて言わなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思って取り上げさせてもらいました。これはぜひ考えるべき問題じゃないかなというふうに思っております。これについては市長のですね、見解も私は述べてほしいなというふうに思っております。

そしてですね、道路事業については、支所長ぜひですね、できれば夏までにはね、やっぱり異臭が生じる前までにはできればそういうふうな一時期の措置でありますが、ぜひやってほしいなというふうに思っております。

伊良部勤労センターの整備についてでありますが、建設部長の答弁では結構いろんな整備がされております。私が伊良部勤労センターの整備についてお願いしているのは、平成19年の６月において取り上げたのはですね、土の入れかえだけでもいいからやってほしいと。というのは、なぜかというと、先程総合支所長からもご答弁がありましたようにですね、危険性が十分あるということで、練習してかえってけがするよりは、そこは使わないほうがいいということで、野球の練習場では本来あるべきじゃない各中学校あたりのグラウンドを利用して、一般の方が練習したりとか、そういう状況にあります。これはですね、先

程言ったように小学校、中学校、一般の方、大学の方ということで建設部長ね、いろんな方がたくさん来て整備されているわけですけど、財政課長これはですね、支所長ともじっくり相談してですね、予算をまずは内野の土、グラウンド部分だけでもですね、ぜひ整備してほしいなというふうに思っております。そこについての財政上これは取り組みができるかどうか、そこら辺にも答弁をお願いしたいと思っております。

３点目のですね、畜産業の振興について、支所長から説明があったように、今伊良部地域において、専門的な授精士の資格を持った若いのが今２人伊良部地域にもいてですね、ＪＡ職員もいますけど、個人的に一生懸命頑張っている中で、本当に86万円、１匹でというのはすごい金額でありますが、そういう沖縄県で一番高い値をつけることによって、宮古島全体の取引額に少なくとも影響があるんじゃないかなと、経済的に１万何千頭もおられる中でですね、少しでも価値があれば全体的な経済効果というのは非常に大きいことじゃないかなというふうに思っております。大体子牛１頭大体45万200円ぐらいの平均価格というふうに言われていますが、やっぱりそういう中でですね、個人的な負担で施設を新しくつくり、そしてそこに取り組んでいくという方も最近多々いるんですが、できればこの若い皆さんの雇用と、そして地域の振興ですね、しっかりと頑張っていくためにも行政から何ができるのか、それをやっぱり地区指定をしておいてですね、補助事業を導入して、やっぱりこれ何名かの皆さんでやらなければできない問題でありますので、こういう若い皆さんが今宮古島市において経済的に非常に厳しい時代というときに、せっかく畜産業においても、また農業関係においても、マンゴー関係とか、いろんな関係でも徐々に伸びてきています。そういう若い人たちを今後どういうふうに育成していくのかは、やっぱり政治と行政がしっかりとした形で支えてあげなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの部分のですね、地区指定を一日も早く受けてですね、農家の若い人たちの未来を助けてあげるようにぜひお願いしたいというふうに思っております。

支所長、そして私は市長にもぜひ答弁してほしいなというふうに思っていたんですけど、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。製氷施設においてですね、最初も言ったとおり、私はこれは本来ならば架橋というのは、もちろん我々宮古島市、そして特に伊良部地域の皆さん30年余って要請して、その中で宮古全体の皆さんが同意、ありがたいことでですね、皆さんが一緒に取り組んでいくという形で、宮古全域の形で伊良部架橋というのは取り組んでいただいて、そして今その仮橋が着々と進んでいる中であります。しかしながら、私はこれは実際は県の工事であります。そこにおいて、漁業補償がなされ、そしてその中で今の現状があります。それの当時総務省と財務省の中で、合併特例債においてですね、見解が違うと、どんどん、どんどん変わってきたのも事実であります。しかしながら、確約書と今の現状というのは、もう今の対応しか我々にはできないわけですから、それをどうするかというふうにさっきの答弁で支所長が言ったんですけど、県と市の単独事業にいかなくちゃいけないんじゃないかというふうなのもありますが、やっぱりそういうふうになる場合にもですね、私は何も県に遠慮する必要はないんじゃないかなと。やっぱりこれは市だけの問題じゃなくて、かえって県が中心になる問題じゃないかなと私は思っておりますので、そこら辺をですね、ぜひ再度県とどのような要請をしながらどういうふうに対応していくか市長の考えも再度聞かせていただきながら、再々質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

嘉手納学議員の質問にお答えします。

まず、管理職手当と特殊勤務手当の半額復活でございますけれども、議員もご承知のように宮古の旧５市町村は、大変合併前からラスパイレス指数が県内一低い状況でありました。現在でもそのようでございます。しかも、この管理職手当あるいは特殊勤務手当等は、職員の当然もらう権利を持っております。それを財政状況が大変悪いということで、この１年間全額ほとんどカットしてまいりました。ですから、財政状況を見ながらとりあえず来年度は半額だけもとに戻そうと、それも集中改革プランに沿った形で戻そうという形でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、製氷施設でございますけれども、これは確かに伊良部架橋に伴って県の支庁長、私と旧伊良部町長と３名で確約書に調印をいたしました。ですから、県も責任はもちろんありますし、また市にもそれなりの責任もあると思っております。ですから、政治的な折衝で県にぜひ県道であるゆえ、県がこれについては考えてくれるように強く要望したいと思いますけども、県も大変財政が苦しいというのをわかっておりますので、もし次善の策として、市も少し考えればいいということでありましたら、やはり市民の漁協のことでありますので、市も考えざるを得ない面が出てくるかなという思いをしております。

◎総務部長（宮川耕次君）

伊良部勤労センターの野球場の整備について、財政的にどうかということですが、これにつきましては一応調査をし、検討してみたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎嘉手納　学君

要望でありますが、市長ぜひですね、一生懸命頑張られてですね、またこれは平成18年度以降というふうな確約書になっておりますが、どうしても市長の手で印鑑を押してありますから、市長の任期中に仕事をぜひやってほしいなというふうな思いがあります。そうじゃなければ意味がないんじゃないかなというふうな確約書やっぱり書いた本人が今のところ当時の実際を知っている人の中では市長しかいないわけですから、ぜひ市長の手でですね、着手していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

総務部長、検討でも、前向きに検討していただきますようにですね、ぜひただ検討じゃなくて本当に前向きに検討していただきたいなというふうに、それでなければ伊良部地区の野球少年、そして本当に一般の方々の野球の年間に５回ほどの大会が一番多いときにはあったんですけど、今はもうこれがほとんどされていないんですよ。実際ですね、滑り込んだときにちょうど石が出ていてですね、ひっかけて足の骨を折ったというのがありましてですね、やっぱりそうなると怖くてできないわけですよね。そういう現状というのが実際あったわけですから、そういうこともやっぱり事実でありますので、そういうことに対処していただきたいなというふうに思っております。ともあれ新年度予算において、またこれからいろんな方も質問してくるだろうというふうに思っておりますが、やはりこの予算の計上と、そしてこの予算を我々議会も、そして行政もともにどのような形で運営していくのか、本当に今後ですね、二度と事務の不祥事がないようにお互い気をつけながら、聞くところによりますと、市長が課長の皆さんを呼んで勉強会もしたということであります。本来ならば市長がやるんでなくて、これは部長、課長の皆さんがですね、日常

から部下に指導してですね、やっていくべきもんじゃないかなというふうに思っております。自治法を含めですね、この太い本をすべてを把握しているとは言えないと私は思っています。なかなかいない、ある程度の認識はあってもですね。そこには、それをとっていつでも確認してやる。その確認ということをですね、しっかりとやってほしいなというふうに皆さんにお願い申し上げながらですね、そしてそれをすることによって、議会が私はこの宮古島市の将来、そして島の私は宮古島市の宝であると、最初会派をつくったときにも島宝会というふうな、この島を宝の島として、この宝の島をどういうふうにして我々が手助けして、そして将来のビジョンづくり、そしてこの島を愛するがゆえに、この島のためにどのような形で自分という人間が少しでもよくなっているか。それは、ここにいる皆さん全員が一緒だと思います。やはりそういう気持ちをお互いが持っている中でですね、ぜひ今後はそういう行政ミス云々で議論するんではなくて、真剣に前向きに我々の宮古島市をみんなで力を合わせて活性化し、そして市民のために生活しやすいように、そしてこの市民のために我々がみんなで協力すると、行政と議会が手をとってやっていくんだと。いつも片輪じゃなくて両輪で本当に動くというふうな形でですね、やっていただきますようにお願い申し上げながら私の一般質問とします。どうもありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで嘉手納学君の一般質問を終了いたしました。

暫時休憩し、４時10分から再開したいと思います。

（休憩＝午後３時46分）

再開いたします。

（再開＝午後４時07分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎新城啓世君

質問に入る前に、平良市発展のため尽力され、先日逝去されました宮川政次郎氏のご冥福をお祈りするとともに、宮川総務部長ほか、ご遺族の皆様方に心から哀悼の意を表します。肉親を亡くされた悲しみはいかばかりかと思いますが、お父様のご遺志をしっかり継いで、市勢発展のために総務部長頑張っていただきたいと思います。

さて、国民の生命、財産を守らなくてはならない防衛省海上自衛隊所属のイージス艦が皮肉なことに国民２人を行方不明に至らしめました。その責任の所在は、艦隊においては艦長が、防衛省においては大臣が最高責任者であることは当然であり、艦船を直接漁船にぶつけなくてもその責任を大きく問われることになります。翻って、我が宮古島市行政における職員の数々の不祥事に対する責任について、最高責任者の責任のとり方がなかなか明確に出てまいりません。議会が混迷している原因がそこにあることを市長はご認識の必要があります。財産取得の法令違反、財産区の解釈問題、補助金の不正受給疑惑など、行政をただすため議会の日程変更まで生じたのに、予算を通したいはずの市長や副市長の顔がなかなか見えないのはなぜか。２日間も紛糾、審議がストップ、審議未了にもなりかねないという緊迫した中でも、全く責任認識の一片も感じられません。あげくの果ては、予算案を修正されたことに対して、補助金返還になりかねないという責任を議会に転嫁、違法な契約に基づく予算案を通そうとする姿勢は、全く理解に苦しみます。

通告に従い質問いたしますが、カメラの向こうにおられる市民、サトウキビ収穫でお疲れなのに、伊志嶺市政の市政運営が心配な市民に向けて、明確にお答えいただきたいと思います。特に市長は、総務部長の負担にならないように、格段のご配慮をお願いします。

まず、平成19年度の市長の施政方針からその成果について幾つかお伺いいたします。厳しい財政状況を踏まえ、財政健全化計画策定に向け、現在専門家に財政診断を依頼しており、その結果を踏まえ、早急に長期見通しと健全化対策を講じてまいりますと述べておられます。専門家はどの方で、どのように診断され、それがどのように財政健全化のために生かされたのか、お答えいただきたいと思います。

それから２つ目に、教育の日設定についてでありますが、活力ある教育環境の充実、発展を目指し、市民とともに取り組むためとして、教育の日を設定しましたが、昨年、そして今年と２度の教育の日行事を通してその成果と問題点、課題についてお聞かせいただきたいと思います。

３つ目に、法定外目的税導入のための有識者や関係機関による検討委員会を設置しておりますが、その成果についてご説明をお願いします。

４番目に、市民の意見を行政に反映させるため、市長と語る集いを開催するとうたっておりますが、いつ、どこで、どのような形で集会を持ち、それはどのように行政に反映されたのか。

５番目に、公約事業の進捗状況は市のホームページで公表されておりますが、この方法は大変結構なことだと思います。そこで、公約事業の中から二、三伺います。まず、過疎地域自立促進計画の進捗状況についてご説明ください。次に、県立公園誘致活動はどのように行われたのか。オンブズマン制度を導入し、市民の苦情処理に迅速に対応していきますとうたっておりますが、導入したのか、していないとなればなぜか。市民からどのような苦情があって、それがどのように処理されているのか。

不法投棄に関しましては、先程の明寛議員の質問に答弁ありましたんで、これは割愛いたします。

ゴーヤ、とうがん、カボチャが平成18年度拠点産地に認定されているわけですが、その成果はいかがか。そして、新しく拠点産地に認定された作目は何か。そして、その有望性等についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、安全、安心、快適な居住環境の整備を促進するためとうたっておりますが、どのような施策が講じられたのか。また、私が常々指摘しております富名腰地区の快適な居住環境の整備について、どのような取り組みがなされているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、施政方針の結びでしたけれども、多分。「島の隅々まで豊かさを感じる街づくり」となっております。市民は、どこで島の隅々まで豊かさを感じたらいいのかお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、民生問題について、法人保育所の統合、新築等に関しましてお伺いいたしますけれども、まずさきの議会で福嶺保育所の城辺保育所への統合案が決議されました。これも先程砂川明寛議員も指摘しておられましたが、当局はこのことが福嶺学区の過疎化に拍車をかけることを承知でしょうか。保育所がなくなると、保育所を求めて親の移動が始まり、親の移転は小中学校の児童生徒数の減につながるからであります。砂川と西城の統合の話もあったようですが、そこで伺います。福嶺保育所も含めて、旧町村部の保育所の民営化により、地域の活性化は図れないのか。民営化によって、幼児保育だけでなく、学童保育も含めた複合的な施設運営ができれば、市の財政負担の軽減にもなり、また過疎化の歯どめにもなるかと思いますが、いかがでしょうか。差し当たって、吸収合併されるこの福嶺保育所、福嶺保育所施設の

今後の利用についてどのような計画をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、市は次年度予算で２億3,000万円余の保育所建設費を計上しております。東と東川根保育所統合新設のための予算ですが、これはすべて起債、いわゆる借金で賄われます。公立保育所の民営化が各自治体で活発化する中、それに逆行するような政策に映ります。人口でほぼ同規模の名護市の公立保育所は５カ所、宮古島市は2.5倍の12カ所、法人保育所は名護市で19カ所、宮古島市は半数の９カ所となっております。県内で公立保育所が10カ所を超える自治体は、人口31万の那覇市が14カ所、人口12万7,000の沖縄市が11カ所、人口10万6,000の浦添市は何と４カ所しかありません。合併後の特例事情かもしれませんが、宮古島市の公立保育所が人口比でいかに群を抜いているかがわかります。これは、市の大きな財政負担になっている証左でもあります。そこで伺いますが、逼迫財政のこの時期に２億3,000万円も借金を避けるために、建設、運営一括の民営委託はできないのか。市が計画している緊急時対応病後保育、一時預かり等の機能を満たした保育所は、民間でも可能なはずですが、いかがでしょうか。

それから、せんだっての陳情書の中に閉じられていましたこの新聞投稿の記事ですけども、その中にですね、これは宮古島市法人保育連盟の花城さんが書いた投稿ですけれども、その中に民営保育所ですね、月半ばの15日までの入園申請は翌月入園、16日を過ぎる申請は翌々月の入園となっています。求職活動中の母親が仕事が決まって、いざ出勤となっても、一月待ち、二月待ちで困っている親がいますというふうなことを書いておられますけれども、現在でもそうなのか、改善されているのか。改善されていないとすれば、どのようにこれを改善されるおつもりかお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一点ですね、定員の弾力化で既存の民営９保育園で公立１カ所分の定員の保育ができますとも書いていますね。この定員の弾力化というのはできるのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

次に、ごみ収集業務の一括契約に関する当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。ごみ収集業務の一括契約陳情は、文教社会委員会では採択されたものの、本会議では１年間限定で試行してもよいのではないかとの意見もある中で、僅差で不採択となりました。一括契約による業務の独占形態が好ましくないとの理由が主ですが、ほかの自治体では順調に機能しているのになぜ不採択なのか。不採択の理由が理解しがたいとして組合は再度要請する意向のようです。一括契約により、受注の安定を図ることによって、雇用の安定、機動力の強化等で市民サービスの向上につながるとの組合の見解です。そこで伺います。ごみ収集業務の一括契約のデメリット、メリットについて市の考えをお聞かせいただきたいと思います。そして、再び陳情要請があった場合、当局はどのように対応されるおつもりかお聞かせいただきたいと思います。

次に、葬祭場建設について聞きますけれども、葬祭場建設予定地は内定していると聞きますが、進捗状況についてお聞かせください。

以上、答弁を聞いた上で再質問いたします。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

新城啓世議員の質問にお答えします。

市長と語る集いですけれども、市民の意見を行政に反映させるための「市長と語る集い」についてですが、昨年の10月に宮古島市婦人連合会の皆様と意見交換会を持ちました。地域美化活動やＩターンの問題

など、さまざまな意見をいただきましたので、今後の行政に反映していきたいと存じます。

公約事業の成果でございますけども、私の掲げた８大基本政策は、「島の隅々まで豊かさが実感できる均衡ある発展」を目指しており、公約の実現に関しては、市のホームページや広報において推進経過を掲載し、広く市民への周知を図りながら取り組みを進めているところであります。平成19年度に達成できた主な事業としては、若者の雇用創出を目的としたコールセンターやインキュベート施設の整備、工芸村事業、スポーツのメッカづくりとして、全国ジュニアゴルフ選手権大会、伊良部島への地下ダム水の送水事業として要請を行ってきた第２期国営かんがい排水事業の進展などがあります。公約事業の実施状況につきましては、年度が終了次第関係課への実績調査を行い、７月をめどに公表してまいりたいと考えております。

◎副市長（下地　学君）

質問の要旨がですね、葬斎場、現施設周辺での建設あるいは現施設の改築の可否についてという質問なんですが、まず１つにはですね、現施設の周辺での建築の可否については、現施設は埋蔵文化財、イサラバリ遺跡の中にあり、また周辺は企業有地が多く、イサラバリ遺跡や水源涵養林に囲まれており、建設には大変厳しい条件であります。さらに、現施設の改築の可否については、現施設は建設されてから25年が経過し、施設の老朽化が著しく、また埋蔵文化財イサラバリ遺跡の中にあり、改築するのは困難だと判断しております。先程進捗状況ということでしたんですが、建設用地については去年の11月ごろですか、南静園のですね、東側のほうを予定地として南静園、それから国等ともですね、いろいろ用地交渉などをしてまいりましたけど、近くの大浦周辺からいろいろな意見等が出てきてですね、例の神の問題、こういうようなもの等が出てきて、やはり住民感情を配慮してですね、じゃ場所を少しずらしましょうということで、その西側に移動してきてですね、いろいろと用地交渉をして、財務局の財務出張所等を通して、今市有地と国有地の交換分合の作業に入ろうということで作業を進めております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、財政診断についてでございます。平成19年３月議会の施政方針において、平成19年度施政方針において、財政診断の実施を発表いたしました。その結果についてどのように生かされたかというご質問でございます。まず、関西学院大学の小西砂千夫教授に診断していただきました。そして、宮古島市における財政危機の状況と対策ということで、簡単な報告書ですが、提出していただいております。その報告書には、５つの事項があります。まず、宮古島市の合併と行政改革の取り組みが１つ、２つ目に、合併直前の平成16年度の財政状況、３、平成17年度分についての財政指標、４、再生法制における新しい財政指標、５、普通会計以外の財政状況と再生段階転落の回避という内容で作成されております。ちょっと幅広い内容になっておりますので、特にかいつまんで申し上げますと、まず特に小西先生は、連結決算の法律が変わるということで、特に宮古島市においては普通会計はまあまあ、やや悪いという程度で危機的ではない。ただ、特別会計が非常に危機的であるので、それを何としてでも特別会計を特に改善しなければならないということで、最終的にはですね、まず３点ほど回避のために何をなすべきかということで、報告していただいております。

まず１つは、各種会計の改善に努めるということであります。特にその中でも国保会計、それから下水道特会ですね、そういった大きな赤字を抱える、港湾もですが、そういった各種会計の改善、それから人

件費等普通会計の経常的な、そういったものの圧縮ですね、それから３つ目に、トゥリバーの売却ということで、大きくこの３つを指摘していただいております。市としましては、この結果を踏まえまして、とりわけ庁内で緊急行動計画をつくりまして、その連結赤字がですね、基準を超えないように２年間で平成19年度、平成20年度で11億円を削減するという目標を掲げまして、これまで取り組んできております。その成果が確実にあらわれてくるものというふうに感じているところです。

それからあと１点の公約関連ですが、オンブズマンはできているのかどうかということでありますが、これにつきましては、まだできておりません。その理由ですが、当初沖縄県がやっておりまして、これについては都道府県においても非常に先進的な取り組みというふうに伺っておりましたが、そういったオンブズマン制度という、なかなか認識がですね、いまいち深まらないという点もありますが、庁内で現在検討して、何とかそういったオンブズマンの件でですね、いい方法を探っているところです。現在は、それにかわるといっては何ですが、一応すぐやるチームということで、庁内に設けまして、これらの平成19年度は２月末で262件ほどの相談事項がありまして、その中には苦情などもありますので、そういった形で対応しております。特にまた行政相談員の仕事がですね、オンブズマン制度には非常に似たような仕事になりますので、５名の行政相談員で対応しているという状況でございます。

◎教育長（下地恵吉君）

教育の日の成果と問題点について、新城啓世議員のご質問にお答えします。

教育の日の成果については、多くの保護者や地域住民が直接学校に足を運ぶきっかけとなり、学校の取り組みを理解するとともに、子供たちの輝く姿を目の当たりにすることができ、とても感動したとの声が実施後のアンケートから見ることができます。問題点としては、実施期日への課題で、一年で最も多忙な製糖期に設定されていることに対する苦情等が農村地区に多く見られました。市教育委員会としては、学校関係者、保護者、地域の方々からいただいたご意見等を取り入れ、教育の日の一層の充実のため、今後努力していく所存であります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

法定外目的税についてのお尋ねでございますが、有識者、関係機関の委員を設置した成果についてということでのお尋ねでございますが、現在のところ職員による庁内検討委員会を設置しておりまして、お尋ねの有識者による委員会というのは設置してございません。法定外目的税の導入につきましては、平成18年度からこれまで先進自治体、伊是名島でございますが、状況調査ですとか、国、県とのヒアリング調査などを情報収集を行っております。

次に、過疎地域自立促進計画についてのお尋ねでございますが、宮古島市におきましては、合併前平良市を除く町村部が過疎地域の指定を受けておりました。合併によりまして、宮古島市はみなし過疎地域ということになっております。平成17年から平成21年度までの過疎計画を現在策定しておりますが、この計画に位置づけられた事業をするときにですね、財政上の措置、つまり起債をするときに過疎債の対象となることから、過疎債を活用するための計画でございます。これまで計画の進捗状況を取りまとめてはおりません。

◎経済部長（宮國泰男君）

拠点産地の認定作物、今後新しく何を計画しているかということでございます。平成18年の２月８日に

ですね、ゴーヤとカボチャ、とうがんの３品目をですね、沖縄県の拠点産地として認定されまして、現在ブランド化ということで進めてございます。ただ、この３品目に関しましては、宮古島というブランド名ではなくて、ＪＡおきなわというような形で、宮古から出されても一緒くたんになって出ていると、そういう状況でございます。できれば宮古島として表示をし、しっかりとした形で私どもとしては責任を持って出したいと、これが将来的にはブランド化につながるというふうに思っていますので、それを今ＪＡさんのほうに申し上げているところでございます。

次に、そういうことでおきなわ花と食のフェスティバル2008というのがありましたけれども、その中におきましても、宮古の３品目金賞ということで、いい成績をいただいております。今後につきましては、今サヤインゲン、これについて検討をしてございます。さらに、平成19年の３月に宮古島市マンゴー産地協議会というのを発足いたしまして、拠点産地を受けたいということで、今活動をしてございます。さらには、薬用植物としまして、アロエベラ産地協議会準備委員会をですね、立ち上げました。そしてさらに、ビデンス・ピローサなども含めてですね、今後その他の薬草類、こういうのを含めまして、薬用作物としての産地指定を受けたいということで現在進めてございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、質問の要旨が法人保育所の要請にどのようにこたえていくのかということであったかと思います。まず、福嶺保育所のですね、統廃合についてでありますけれども、福嶺保育所を廃止をしまして、福里保育所と統合いたします。これは、来る４月からそのように計画をしております。福嶺保育所の今後の活用につきましては、できるだけ福祉施設としての利活用を検討をいたしておりますけれども、今のところ民間からの活用したいというふうな申し出などはありませんが、今後地域の方々の意見も聞きながらですね、地域ができるだけ元気になるような形での活用方法を考えてまいりたいと、そのように思っております。

それから、町村部のいわゆる公立保育所の民営化についてでありますけれども、市立保育所の民営化につきましては、そういった民間に委託する方法も手法も一つの形ではありますけれども、しかし現時点で完全民営化には解決すべき課題が多くありまして、今のところは時期尚早というふうに思っております。したがいまして、当面は統廃合を優先して検討してまいりたいと思っております。

それから、新しい保育所の民営化はということでありますけれども、東保育所とそれから東川根保育所を統合したいという計画を進めておりまして、今度の予算にもそのように予算措置をしてございます。民営化につきましては、今のところ法人保育所あるいはその他認可外保育園を運営している園のほうからの申し出などもございませんので、統合してですね、引き続き公立保育所として運営をしていきたいと考えているところであります。

それから、定員の弾力化でありますが、これは平成10年の２月の13日のですね、厚生省の児童家庭局保育課長通知でもありますけれども、保育所への入所円滑化対策といたしまして、定員を超えて保育の実施を行うことができる児童数というふうなものがありまして、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則ではあるということですが、定員を超えている状況が恒常的にある場合、定員の見直し等に積極的に取り組むこととされております。この場合の恒常的にあるとは、連続する過去の３カ年程度常に定員を超えていると。かつ各年度の年間平均在所率がですね、120％以上の状態であることというふうなことなどがありまして、制限される部分もありますけれども、今回９カ所の法人保育所の３月時点でのゼロ歳児の入所

率を調べてみますとですね、130％、それから全年齢の入所率についても110％となっておりまして、いわゆる弾力化で入所措置を行っているというふうなことになろうかと思います。

福嶺保育所を閉じることによってですね、地域の過疎化が出てくるというふうにありますけれども、実は統合に至ったのはですね、福嶺学区以外からの入所が約半数ぐらいだというふうなことなどもその統合に至った背景にあります。今でもですね、定員30名ですけれども、現在12名の２月末現在で入所の幼児がおりますけれども、６名は福嶺学区以外からの通所で入っている人たちということで、やはり効率化などを考えあるいは保育所に入所している子供たちが多くの同世代の子供たちと一緒に保育をすることが将来にわたっていいというふうなことでですね、福里保育所と統合したほうがよろしいという結果になっております。

それから次、ごみ収集業務の一括契約に対する当局の考えということで、メリット、デメリットはどうかということでありますが、現在ごみ収集業務を事業協同組合に委託しているうるま市、浦添、宜野湾市、沖縄市、久米島町の４市１町に聞き取りをしました結果、組合との契約のメリットとして、契約事務の簡素化、業者への指導、連絡が容易になったということ、それから業者の意識の統一が図られた。あるいは行政への協力体制がよくなったなど、いろいろ挙げられておりました。デメリットにつきましては、今のところほとんどないというふうな回答を得ております。なお、事業組合のみの一括契約をしているのは久米島町だけで、あとの４市は組合と、それから個別のですね、２本立ての契約をとっていると、契約を結んでいるという状況にあります。宮古島市としましては、平成20年度は従来どおり個別の委託契約を結びたいというふうに考えております。ただ、議員から質問がありましたようにですね、再要請の動きが６月議会へ向けてあるというふうな情報もあります。委員会で１度否決をされておりますので、これについては今後の議会の意見なども尊重しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

平成19年度施政方針の快適な居住環境の整備についての成果でございます。公営住宅の整備については、福中団地４戸、皆愛８戸、ガーラバル団地８戸の３団地の建設を行っております。それから、下水道の整備でございます。整備区域の面積拡大と加入促進を目的として、西里汚水幹線工事ほか７地区の整備を行いました。富名腰地区の整備でございますけど、現在富名腰地区については、未舗装、それから未改良等が点在していますので、補助メニューに沿っての今検討をしております。なお、富名腰16号線、これは県営西里団地の通りでございますが、平成20年度要望で県の担当課とヒアリングを進めております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

答弁漏れがありましたので、答弁したいと思います。

保育所への入所時期の件でありますけれども、ご質問のようにですね、15日までに入所申請をされた児童については、翌月の１日、15日以降月末までにされたものについては、翌々月というふうに基本的には事務を進めているところであります。その理由はですね、各保育所で入所申請書を受領しておりますけれども、各保育所から集めて調整いろいろ申請書が適正になされているのかどうか、そういったことなどを含めて、調整期間が必要になりますので、そのために15日、前半と後半に分けていると。ただ、児童のですね、父兄のほうから急を要する場合とか、特に緊急でどうしても早急に預かってほしいというふうなことなどについては、適宜ですね、対応できるようにしているところであります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後４時47分）

再開します。

（再開＝午後４時47分）

◎建設部長（平良富男君）

県立公園の誘致についてお答えいたします。

本市においては、平成20年度県市町村行政連絡会議に重点施策として県立公園の整備要望書を提出しております。今後とも国、県及び関係機関へ誘致要請を継続していきたいと思います。

◎新城啓世君

再質問をいたします。

財政診断の結果につきましては、総務部長後でぜひこの資料をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それから、教育の日設定についてなんですけども、教育長答弁のとおりでございまして、これは期日が一番問題のようなんですね。いわゆるこの時期は、宮古の１次産業でのサトウキビ収穫の一番忙しい時期、農繁期でございます。実はですね、こういう話聞きました。ハーベスターのオペレーターが休むと、トラック数台分の刈り入れがストップします。トラックの運転手が休むと、運搬にも支障が出ます。社員が休むと製糖工場も影響があるということで、この日だけはぜひ避けていただきたいと。もう一つは、公務員、会社員も含めて日曜日の開催というのもやはりまずいのではないかということですね。ある意味では、子供たちも総出ですから、いろんな家庭での何かが期待できると、家族総出の中で、サトウキビ収穫しながらの学習ができるというふうな指摘をしている方もいらっしゃいます。ぜひこれは日曜日と時期については再考をできたらと思っております。

次いで、目的税、空港等での入島目的税らしい、そういった感じののを期待しておったんですけども、まだ検討中ということで、ぜひこれは実現していただきたい。平成18年度にも庁内検討委員会を立ち上げているんですけども、また改めて庁内ですか、ぜひ部長これはですね、環境税とも含めて宮古島市の財政再建のためにも、これはぜひ早急に立ち上げていただきたいと思います。

先程の市長と語る集会、ちょっと１回だけというのは寂しいですね。出張多いせいでしょうかね、市長ね。

それから、ゴーヤ、とうがん等の拠点産地、ぜひこの宮古島ブランドの確立を目指していただきたいと思います。すべての産物において、宮古島をつけることを私はいつも考えていますけれども、宮古島ブランドぜひ部長頑張っていただきたいと思いますが、保育所、実は市が計画している保育所をそっくり建設できる事業者が、希望者がいらっしゃるんですね。つまり民間で建てて、民間に運営するという方法も可能だと思うんですよ。ですから、これももう少し検討できる余地はないか。財政難で役所を民間に建ててもらって、そこを借り受ける庁舎もあるというふうに聞きますけれども、公立公営でなくてはならないという理由はないと思うんですね。ぜひこれは民立民営というような方法もご検討いただきたいと思います。

それでは、建設行政について伺いたいと思っておりましたが、先程資料をいただきまして、受注状況の

資料をいただきましたけれども、これにつきましては、精査の必要がございますので、次の機会にこれにつきましては質問したいと思います。ちょっと見たところ、受注業者の地域間のアンバランス、県のランクで見ますと、受注業者が適正に受注しているというふうな印象も薄い、公平、平等に発注しているようには見えない点があります。少なくともここで言えることは、宮古には三百数十社の建設業者があるわけですから、年間に百二、三十件しか事業がない中で、１件で二、三件とったりとあるいはその指名を一件も受けないというふうな事業者もあるわけですから、どう見てもこの公平さには欠けるんじゃないかというような印象を受けますので、再度精査しまして、次の機会に質問させていただきたいと思います。

もう一つ、このパイナガマ公園に係る用地取得契約の合法性についてですけれども、これにつきましては割愛いたしますが、関連しまして１つだけ伺います。この公園事業で否決された繰越明許費の復活を目指して当局は臨時議会を招集する意向のようですが、否決された理由をクリアした上での招集予定なのか。そしてまた、これはいつ何日に招集される予定なのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

次に、宮古島市における各リゾート計画、新聞等で見ますと７カ所ほどあります。これについてご説明、進捗状況と市の対応についてお答えいただきたいと思いますが、まずトゥリバー、このＳＣＧ特定目的会社のトゥリバー地区ですね、それから株式会社吉野の東平安名崎、それからＨ．Ｐ．Ｄコーポレーションの東平安名崎根元、ゼファーの砂山、丸徳商事の来間地区、山根地区で予定されているＡＰＬ沖縄開発の事業、それから城辺長北の事業、そのほかにもありましたらあわせてご説明いただきたいと思います。この進捗状況ということですね。特にこのＳＣＧ目的会社とトゥリバー地区ですね、この東平安名崎の計画に基づく、いわゆる市有地売買で予定されている計画等につきまして、市民から懸念の声が多々ありますので、それにつきましてその進捗状況を特にお聞かせいただきたいと思います。

次に、産業支援センター、次年度施政方針の中で市長がインキュベート施設を活用した起業者の育成を目指すと述べておられますが、ここでいうインキュベート施設とは何を指すのか。それから、中小企業同友会宮古支部が産業支援センターもしくは中小企業支援センターの設置を県に対して求めております。また、県議会今定例会で沖縄県中小企業の振興に関する条例が可決制定される見通しです。中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することを目的とするこの条例の第13条に、県は市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ情報の提供、技術的な助言、その他必要な協力を行うものとするとうたっております。そこで伺いますが、前述のこのインキュベート施設の活用は、この条例と大いにかかわりがあるような気がします。この中小企業同友会が求める産業支援センターもしくは中小企業支援センターの出先機関の誘致を宮古にできないのか。話によりますと、以前商工会議所に設置されておったような話もありますけれども、これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、この条例では県と同様に、中小企業の振興のための市町村条例の制定が可能としていることから、宮古島市も検討する必要があるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、やはり公約で、中小企業支援のために経営アドバイザーの配置をすることになっているが、どうなっているでしょうか。

それから、教育に関しまして、「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」、佐久本議員も質問されておりましたけれども、ちょっとした角度を変えてですね、この支援につきましてお伺いしたいと思います。12月の定例議会で「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」への支援はできないかお伺いしましたところ、下

地教育長は多くの宮古島の青少年に夢と希望を与えるためにも、教育行政を預かる者としてバックアップしていきたいと答弁されました。平成20年度事業予算で、どのような形でこのバックアップしたいということは活かされているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、平良中学校の体育館建てかえにつきまして、この質問も12月議会で行いましたけれども、再度お伺いいたします。実は、せんだって体育館に行く機会がありまして、トイレに寄りました。体育館前のトイレをぜひ見ていただきたいと思いますが、野外の公衆便所よりもひどい状態に唖然とさせられます。平良中学校の生徒たちがどのような思いであのトイレに駆け込むのか、心が痛みます。全く見通しのつかないパイナガマ公園用地を法令違反で買い続けるよりも、ぜひこのトイレ整備を優先的に考えていただきたいと思うくらいであります。そこで伺いますが、体育館の改築予定はどうなっているのか。そして、あのトイレは体育館と一体なのか。つまり体育館の改築までトイレの改良はできないのか。それから、このトイレは当然運動場に面しているわけですから、接しているわけですから、運動場とも一体であるはずであり、体育館建設とは別枠で考えるべきではないでしょうか。しかも、学校の規模からしましても、やっぱりもう少し一回りぐらい大きくしたトイレに改築すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

終わりの質問になりますけれども、教育関係補助金の見直しについてお伺いいたします。宮古中学校体育連盟の会長が「宮古島市の教育行政について」というタイトルで新聞投稿、選手派遣費や補助金の余りの少なさを嘆き、次のように結んでおられます。子供が一生懸命頑張れば頑張るだけ保護者の負担が増え、生活を圧迫する。親や教師は子供たちに一生懸命頑張れと指導するが、今の宮古島行政は頑張らないほうがいい教育行政と言わざるを得ない。もっと一生懸命頑張った者が頑張ってよかったと思える教育行政はできないものでしょうか。教育行政について一考を期待すると結んでおられますが、そしてまた１月末の市長の要請では、市長の要請に対して市長は、要請の趣旨は理解しているが、市は集中改革プランに沿って財政再建に取り組んでおり、２年間で11億円を減らさないといけない。一律に聖域はないという考えで対応していると答えております。教育が聖域ととらえられないことは残念でありますが、優先順位と考えた場合でも、やはり教育は上位にいくかと思います。また、申し上げますけれども、トゥリバーが売れたからといって、管理職手当を復活させたり、見通しの立たないパイナガマ公園用地を買い続けたりするよりも、中体連の会長がお願いする補助金の30万円の上乗せがなぜできないのか。選手派遣につきましては50万円ほどアップしていますけれども、これは１人当たりにすると微々たるお金でございます。そこで伺いますが、何らかの手だてを講じて、この要請に対してもう少し大きくこたえることはできないか、お答えいただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問いたします。

◎副市長（下地　学君）

臨時議会の件なんですが、平成19年度の補正でパイナガマ公園の明許繰り越しをめぐってですね、この明許の県への手続の理由が実際と違うんじゃないかという議会の指摘もあってですね、この明許繰り越しについては、いわゆる用地の買収の部分については、修正しなきゃならないという状況が出てきて、県にその旨報告したら、県がそれを受けてですね、議会で否決された以上は、このことについてはいわゆる工事費部分は残して土地代だけ補助金削除ということにならないということで、全面的に削除しなければならないというふうな指導等が入ってきて、どういうふうにじゃ対処したほうがいいかということでですね、

いろいろと県の指導も仰いでですね、再度この削除された部分については、もう一度議会に提案して、なおせんだって議決して補正をさらに補正してもらうという手続をとって、議会の承認が得られれば、今月の31日までに申請すれば有効ですので、そういう手続をとってもらいたいというふうな指導等もあって、今月の26日、本会議が終了した翌日、臨時議会を入れて、議会のご理解をいただきたいと、こういう予定ですので、よろしくお願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

新城啓世議員の中体連等の補助金が増額できないかというご質問でございます。これまで集中改革プランの市単独補助金の見直しについての中で、毎年10％程度の削減を目標としますというふうに原則といたしまして、これに基づいて平成20年度当初予算については編成作業を行ってきました。選手派遣補助金については、本島への派遣に対して保護者の負担の軽減を考慮し、わずかではありますが、増額してあります。さらなる増額につきましてはですね、今後財政事情を検討しまして、補正も視野に入れて検討してまいりたいと、このように考えております。

◎教育長（下地恵吉君）

「夢実現、行くぞ甲子園・宮古島応援団」の支援について、新城啓世議員のご質問にお答えします。

宮古の高校球児の甲子園出場は、宮古島市民を初め、島内外の宮古出身者の大きな夢であり、現在地元を含め、島外の宮古出身者の間でも、宮古の高校生を甲子園へ行かす会等が結成され、地域全体で宮古から甲子園へを合い言葉にさまざまな取り組みが現在なされておりますが、行政としても日々練習で頑張っている選手の皆さん方の球場利用などが有効活用できるように便宜を図っていく所存であります。なお、具体的な支援等については、要望等を聞く中で、可能なものから対処していきたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

産業支援センターについてでございます。まず、インキュベート施設とは何を指すのかということでございますけれども、現在旧城辺町のほうにおいてですね、コールセンターを建設中でございます。そういう中にインキュベート施設というもののですね、位置づけをしまして、そこで起業者の育成を行っていくという考えでございます。インキュベート施設につきましては、沖縄県の産業振興公社がですね、施設を設置しておりまして、マネジャーの配置であるとか、あるいは企業の育成を支援をしてございます。そういうことで、例としてはその企業等にマネジャーをですね、週３回ほど派遣して指導したりしております。ただ、離島への派遣についてですね、人的な面あるいは費用の面で費用負担をどうするかという調整も残っておりますけども、これについては積極的にやっていきたいと、そのように思ってございます。

宮古に誘致はできないかということでありますけれども、現在私どものこのコールセンターの中にそういうインキュベート施設をつくりまして、そこにマネジャーの派遣をお願いするというような形になろうかというふうに思います。ただ、その中でもやはりそこに宿泊費であるとか、あるいは長期に滞在するんであれば、それなりの費用分担というのが必要になってくると思いますんで、それにつきましては、県の産業振興公社のほうとですね、これから協議をし、詰めていきたいと、そのように思います。

◎建設部長（平良富男君）

宮古島における各リゾートの計画の進捗状況についてでございます。まず、東平安名崎、吉野開発計画についてでございます。東平安名崎根元の前浜海岸に隣接する地域における吉野ラ・ビスタ宮古島計画に

ついてでありますけれども、当計画は平成３年に開発行為許可を受けたビーチサイドホテル、オーシャンビュー、コンドミニアム及び従業員宿泊エリアについて、開発許可変更申請により規模、配置の変更を行い、ホテルとコテージ、レストラン、駐車場等の建築物の建築を行いたいとのことで、平成18年６月ごろ吉野から話がありましたが、まだ開発行為許可変更申請の提出はなされておりません。

次に、東平安名崎根元のＨ．Ｐ．Ｄコーポレーションの開発計画についてでございます。当開発は、宮古島市城辺開発計画（仮称）として、Ｈ．Ｐ．Ｄコーポレーションが城辺字保良のロラン局跡地より東平安名崎方向へ600メートルぐらいの位置で城辺字保良平安1221番地一帯において、ホテルとコテージ、カフェ、レストラン、テニスコート、駐車場等の施設を兼ね備えたリゾート開発でございます。開発面積が５ヘクタール以上の開発になって、開発許可申請前に開発基本計画審査の必要があります。平成19年４月ごろ事前協議において、平成20年３月下旬において開発基本計画審査申請を県に行い、審査完了後本申請、開発行為許可申請を行いたいとのことでありましたが、現在まだその件についての話はありません。

来間の開発計画についてです。来間島における開発でありますが、来間西原地区において、ホテルとコテージ、センターハウス、レストラン、駐車場等のリゾート開発を行いたいとのことで、平成19年11月に宮古島ホテルアンドリゾート株式会社及び丸徳商事株式会社２社で開発基本計画申請について県への進達願がありましたので、平成19年12月において、関係各課の意見を付して県へ提出してあります。県での審査完了後本申請であります開発許可申請があるものと考えています。当地区における他の開発については、平成17年９月に開発許可申請が学校法人河本学園よりありましたが、農地転用許可が見込まれないとのことで、平成17年12月において、申請取り下げが行われている状況でございます。

次に、宮国山根地区のＡＰＬ沖縄開発についてでございます。宮古島南岸ミドルポイントリゾート開発計画として、ホテルと屋内プール、レストラン、エステ、駐車場等の開発行為申請がＡＰＬ沖縄開発株式会社より平成19年１月にありましたので、関係各課の意見を付し、県に提出し、平成19年７月６日に県より開発許可を行った旨の通知がありました。許可を受け、ＡＰＬ沖縄開発株式会社より工事着手届出書が平成19年７月24日に提出されております。その後新たにホテルとコテージ、テニスコートの施設建設を第２期、第３期、第４期において行うべく開発敷地面積を10.8ヘクタールに拡大し、開発を行うとのことで、平成19年９月に開発基本計画審査申請がありましたので、県へ提出してあります。

砂山ゼファーの進展状況でございます。去った12月の議会でも答弁いたしましたとおり、現在株式会社宮古島砂山リゾートでは、砂山におけるリゾート開発について、宮古島の産業振興や雇用につながる永続的な開発を行うという観点から、宮古島内の宿泊施設の建設計画や県内の観光動向を見据えながら、慎重に事業内容を検討しているということでございます。

城辺長間地区における宮古リゾートプロジェクト開発について、城辺字長間クマザ地区における開発でありますが、株式会社スタジオアレックスよりホテルとコテージ、レストラン等の開発許可申請が平成19年４月にありましたので、関係各課の意見を付して、平成19年６月に県へ提出しております。まだ開発許可の通知はありません。

その他の開発行為として、伊良部名底原地区においての株式会社沖創建設が開発面積約1.1ヘクタールで、ホテル建設の開発許可を平成19年７月に受けてあります。同じく伊良部町字伊良部名底地区において、株式会社キューブが開発面積1.3ヘクタール、宿泊施設建設の開発許可を平成19年６月に受けてあります。

◎教育部長（長濱光雄君）

まず、平良中の体育館の建設でございますが、平成24年度に改築を計画いたしております。ご指摘のトイレについてでございますが、トイレについては、平成22年度に改築を計画をしております。ご指摘のとおり老朽化したトイレについては、建設までの間修繕等により利用に支障のないよう対処してまいりたいと思います。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

トゥリバーの開発についてのご質問でございました。去った３月の３日でございますが、ＳＣＧ15の予定しています設計担当のほうと協議を行ってございます。現在は、公有地周辺のですね、ホテル用地周辺の公共施設、いわば緑地でございますが、その整備状況の調整とですね、それからホテル、コテージ用地の地番高の調整等を行ってございます。それから、下水道事業との協議も継続して行っているところでございます。開発につきましては、３月の13日にＳＣＪ、セキュアード・キャピタル・ジャパンのほうから執行役員２人を含めまして、３名の方に市長を表敬していただいて、その執行役員のほうからよりよい開発を宮古島市のためにもぜひ行っていきたいということを重ねて説明していただいてございます。

◎新城啓世君

答弁漏れがありますけども、この公約で中小企業支援のために経営アドバイザーは配置しているということについてお答えいただきたいと思います。

それから、島の隅々まで豊かさを感じるまちづくりについて、市民はどこでこの豊かさを感じたらいいのかとお伺いしましたところ、答弁がございません。ぜひこれは市民が島の隅々まで豊かさを感じるようなまちづくりをつくっていただきたいと思います。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、波乱含みの今議会、またまだまだこの定例会中に次の臨時議会の日程も決まったりして、非常に不自然さを感じる宮古島市でございますけれども、どうしましょう。

それでは、結びとしまして、ちょっと私見等を申し上げたいと思いますが、先般小泉元総理が来島された際、小泉純一郎を冠した何らかの賞杯を創設していただけないかとお願いしましたところ、そうすると全国各地からの要望にこたえなくてはならないからとていよく断られてしまいました。トライアスロンの大会について、これだけの大会なのになぜ全国テレビ放映ができないかと相当な興味を示されておりましたが、今度の大会に何とか招聘、招待することはできないのか。夢みたいな話でもありますけれども、与那覇前浜で小泉元総理のスターターができないのか。これが実現するとですね、トライアスロン宮古島大会がマスコミを通して全国津々浦々まで駆けめぐることは受け合いであります。行政のトラブル続きで市長は疲労困憊、市民も将来の宮古島に夢が描けないような倦怠感漂う昨今ですが、ぜひこの小泉元総理の招待をですね、実現させて、市民に明るい話題を提供していただきたいと思います。そして、その実現の暁には、宮古島トライアスロン大会に小泉純一郎杯を創設、加えてバイオエタノールアイランド構想実現に檄を飛ばしておられた小泉元総理の揮毫石碑の建立もできないか、これは通告外でございますけれども、通告に値するほどでもないと思いますので、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

これでもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺　亮君）

島の隅々まで豊かさを感じるという件でございますけれども、公約の進捗状況の中でもお話し申し上げ

ましたとおり、城辺にコールセンターの誘致あるいは伊良部に国営かんがい排水事業等々、それから長期体験滞在型の観光で、さるかの会やそれから下地町で津嘉山荘の方々にお世話になったりしております。そういうぐあいにして、島の隅々まで頑張ってもらえればいいと思っていますし、また今下地で行っております地域づくり協議会、あの組織を全島的に広げていきたいなと考えております。

小泉元総理については、そういう話もちらっとありますので、頑張ってみたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

経営アドバイザーが現在いないのかということでございますけども、現在はおりません。平成17年度までにつきましてはですね、国の補助事業があった関係上、宮古商工会議所のほうが窓口となってですね、設置をしてございました。平成18年度以降につきましては、国の事業がないということで、実施をされておりませんけども、今城辺のコールセンターの中で併設される予定としていますインキュベート施設についてですね、沖縄県の産業振興公社のほうから何とかそのアドバイザーを派遣できないかどうか。このあたりをですね、費用負担も含めて協議をしていきたいということでございます。

◎議長（友利恵一君）

これで新城啓世君の一般質問は終了いたしました。

◎上地博通君

本日最後になりましたけども、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。最後までよろしくおつき合いのほどお願いします。

まず最初にですね、市長は所信表明の中で、これからの宮古島がどうしてやっていけばいいかということをうたっておりますが、その市長の政治姿勢についてお聞きをしたいと思います。

まず最初に、自立への基盤づくりということで、所信表明の中では自立すべくどのようにしてやっていくかということで、産業振興については地域ブランドの確立に向けた取り組みを推進するというふうにうたっております。この地域ブランドの確立といっても、まず何をもってブランドとするのかという、まず大前提、定義というのがあると思いますが、その宮古島ブランドというものがどういうものがあるのか。もしこれが足りなかったらこれからどういうものをつくっていきたいのか。これは農産物だけじゃなくて、工業製品とか、いろんな食品等もあると思いますが、こういうものがなかなかできない。農産物に関しては何点かあるにしても、それ以外のものがなかなか宮古島だけのブランドというものができないというふうなところでありますので、その辺を示していただきたいと、まず思います。

それから、２番目の農業振興についてということでありますが、これは観光とセットでやりたいと思います。農業とですね。

それから３番目、ブランドというのがいろいろ先程申しましたようにあると思います。これには前回、大昔といいますか、真栄城徳松平良市長の時代にですね、宮古のお土産が非常に少ないということで、平良市が予算を計上して商品開発に当たらせたと、それで今の久松五勇士とか、博愛せんべいというのができたということを聞いております。やっぱり何か事を起こそうとすると、これには予算が伴うものですから、なかなか個人の、特に宮古島のような零細的な企業ではこれができないというのが現状でありまして、これを少しでも応援をしていくというのが行政の務めだろうと思いますが、こういう考えはないのかですね、この辺の取り組み等を聞かせていただきたいと思います。

次に、エコアイランド宮古島宣言についてお聞きしたいと思いますけども、エコアイランド宣言と言いましてもですね、これはどういうことでエコアイランド宣言をして、どのような宮古島にメリットがあるのか。それから、宮古島の市民として何をすればいいのか。どういうふうにして変わっていくのかですね、この辺がわかれば、わかればじゃなくて、これは市民に知らせていかなければいけないと思いますけれども、この辺もちゃんと説明をしていただきたいと思います。

それから次にですね、これは今宮古島はバイオエタノールということで、Ｅ３の燃料、ガソリンの普及を図っていきたいということで、先日も自民党の再生エネルギーの調査団がですね、小泉純一郎元首相を団長に宮古島に視察に訪れております。そのときに宮古島としては、いろいろと可能性があるんで、これできることならばＥ３だけじゃなくてＥ10でもいいんじゃないかと、このようなことができないだろうかということを川口元環境大臣のほうからですね、話をされておりました。Ｅ10が宮古島のいい点だというふうにしてＰＲもできるというような非常にしゃれも込めたですね、示唆もしていただきましたので、この辺は我々も宮古島のもし糖蜜でこれ宮古で全ガソリンにＥ10が使えるほどの量がとれればですね、これはぜひやってもらったほうがいいだろうと。そのほうが地産地消も含めて宮古島を国外といいますか、国内どこでもＰＲできるいいチャンスになるだろうと思っております。そのために逆に宮古島市の公用車、こういうものはすべてＥ100、エタノールだけで動く車を使っているというふうなＰＲの仕方もあるだろうと思います。これを少し考えてみる必要はあるんじゃないかと思っていますが、これができないのかどうなのか、検討の余地はないのかどうなのかをお聞きをしたいと思います。

続きまして、行財政改革についてお聞きをしたいと思いますけれども、合併してから今までいろんな方から、議員の方からも指摘をされているように、非常に混迷をしております、この宮古島が。予算の面でもといいますか、とにかくいろんな面で混迷をして、行政がスムーズにいかないというようなことも起きております。これは、１つにはまだまだ合併してお互いの感情的な問題、いろんな問題があるかもしれませんけれども、これは一番肝心なことは、私は市長のリーダーシップの欠如がこれを招いているんじゃないかなと、このように思っております。今行財政改革の中で組織を変える、具体的な組織機構を変えていきたいということをうたっておりますけども、これはどういう形で変えていくのか。例えばこれから職員の数もあと５年で200名以上減っていくというような報告が先程もされておりましたけれども、これいつごろまでにこの機構の改革を行うのか。それから、これは目標は600人ですから、この600人に合わせて機構改革をしていくのは、あと何年後になるのかですね。これは、一どきにやるのか。それとも順次少しずつやっていくのか。これはいろんな面で関連があると思いますので、その辺の詳しい説明も求めたいと思います。

それから、財政の健全化ということで、先ほどからいろんなことで管理職手当の問題とか、いろんなもの、トゥリバーが売れたんで財政が少し豊かになったとかという話をしておりますけれども、しかし宮古島の財政はまだまだ火の車だというのは、これは衆目の一致するところであります。特に起債額も三百何十億円もある状態ですし、一番今苦しいというのは、合併して10年後にはもう確実に予算額も減らされていくだろうと考えられますけれども、これについての対応がまだできていないと、年間幾らかずつ、何％かずつ減っていく予算にも対応し切れないでしているというのが今の現状じゃないかと思っておりますけれども、これを目標を決めてですね、いつごろまでにどういう形でやると。今予算を見ましても、人件費

とか、いろんなもの、必要経費を見ましても、1.何％の減しかなっておりません。しかし、これは年間に何％というような感じで目標を持ってですね、これに取り組まなければ、この難問は解決できないんじゃないかと考えておりますが、これについての市長、財政当局の見解を聞かせていただきたいと思います。

次に、２番目の産業の振興についてお聞きをしたいと思います。農業の振興について聞きます。特産品の差別化、それからブランド化を図るためにいろんなことをやりたいというふうなことがうたわれておりますけれども、特産品の差別化ということは、先程経済部長が宮古島のブランドで市場に出荷をしたいというようなことを言っております。しかし、これは市場に出荷をする、宮古島の銘柄だけでやるというんではですね、絶対に宮古島ブランドの確立にはならないと思うんですよね。これには市販といいますか、日本の国民が幅広く宮古島という商品を知っていただくための手段が必要だと思います。これは、ＰＲ活動、いろんなものがあると思うんですが、それについてどのように考えているのか。私は、毎回このブランド化についての質問をしているわけでありますけれども、まだまだ明快な答えが出てきません。農産物だけじゃなくて、いろんな問題でブランド化をつくらなければいけない、差別化をしたほうがいいという意見を聞くんですけれども、これをどのようにしていくのかまだ具体的な取り組みが見られておりませんので、これの説明。

それから、そのブランド化をうたう割にはですね、こういうものについての予算化が全くなされないというのが現状でありますから、なぜそれができないのか。やっぱり商品を売るには、お金もかかる。最初から売れる商品というのはなかなかないわけですから、こういうものをＰＲするのにお金もかかるということを自覚した上でこれに取り組んでもらいたいと思いますが、これができないのかどうなのかですね、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目の地下水保全型の農業を推進したいということでありますけれども、この地下水保全型の農業というのは、今の農業とどう違うのか。それから、現在つくられている作物とこの地下水保全型の農業でつくる作物とはどのような違いがあるのかですね。例えばどういう作物がこの地下水保全型の農業でできる作物なのかですね、この辺の説明も求めたいと思います。

それから、サトウキビの増産体系について、これまで下地明議員、砂川明寛議員のほうからも今のままではサトウキビ増産はできないと。縮小に向かう一方だという話がありましたけれども、これは全議員が今の政府の政策をそのまま引き継いでいったならばなかなか難しいだろうというふうに感じていると思います。だれでもつくれるからサトウキビというものはこれまで普及してきたと思っていますので、この政策がですね、常にだれでもつくれる、いつでも自由につくれるという方法のほうが一番生産振興にもなるだろうし、それから宮古島のバイオエタノールの原料としても確実に確保ができると思っていますけれども、これについてはですね、市長以下当局の皆さんが明寛議員も話していましたとおり、宮古の市長が先頭に立ってこのサトウキビ問題に取り組まなければいけないと思いますけれども、これも重ねてお聞きをしたいと思います。

それともう一つは、市長は前回の質問の中でですね、農業振興するために中央卸売市場等そういうところに宮古島産品のＰＲに行きたいということの話をして、約束をされました。それから３カ月、今が一番の宮古島産野菜の出荷のピークでありますけれども、宮古島産野菜の売り込みにですね、市長が行ったことがあるのかどうなのか。もし行ったとすれば、その感触はどうだったのか。その辺の説明も求めたいと

思います。

次にですね、観光産業の育成についてということでありますけれども、先程新城啓世議員のほうからいろいろとホテルの建設等についてのことがありましたので、それは割愛させていただきますけれども、将来的にといいますか、宮古島今計画が出ているホテル等が全部建ったならばですね、大体どれぐらいの部屋数が宮古島のホテル数として確保されるのかですね、この辺はお聞きをしたいと思いますし、それからもう一つは農業と観光をリンクさせた政策を打ち出しておりますけれども、この農業が観光客にどのように関連づけていかれるのか。エコツーリズムとか、いろんなことが言われていますが、なかなか軌道に乗らないというのが現状でありますので、この辺も説明を求めたいと思います。

３番目に、業者指名のあり方についてちょっとお聞きをしたいと思います。業者指名のあり方というのは、いろいろ方法はあると思うんですが、宮古島市は指名競争入札でありますから、指名をしていると思うんですが、これのですね、ランクづけはどうなっているのか。これは適正に行われているのか。それと、県のランクづけとの整合性はあるのかどうなのかですね、まず一つこれをお聞きしたいと思います。

それから、指名のあり方は適正に行われているのか。例えば平等とまではいかなくても、ある程度みんなが納得のいくような形で業種別とか、そういうもので指名がされているのかどうなのかですね、これはまだまだ偏りがあると言われて、業種間から不満が非常にあるんですけれども、この辺の説明も求めたいと思います。

そして、せっかく指名をされてもですね、入札を辞退する業者がいるとお聞きしております。これの理由は何なのか。そして、私が考えるに今非常に宮古島の建設業者というのは仕事がなくて、不況にあえいでいると言いながらですね、指名をされても辞退をする業者がいるということは、これこそが一番偏った業者指名の典型的な例じゃないかと考えておりますけれども、その実態とかですね、それを知らせていただきたいと。そして、合併して今日まで業者が辞退をしたというのは何件の工事に対して何人の業者がそれを辞退をしたのかですね、例えばランク的にといいますか、業種、仕事の内容的にどういうもので一番辞退が多かったということについても、もしできましたら説明をしていただきたいと思います。

それから、福祉行政についてお聞きをしますけれども、今現在で宮古島は３歳までの医療費の助成を行っておりますけれども、私はこれは旧上野村は中学校卒業までの医療費助成を行っておりました。しかし、中学校卒業まで医療費助成すると莫大な金がかかるということで、これは取りやめなっておりますが、中学卒業まで助成した場合にですね、まず予算的に幾らぐらいかかるのか。それから、もし中学校までだめでしたら、小学卒業までということも考えられますけれども、これもどれぐらいかかるのかというのをこれは説明をしていただきたいと思います。

それから、今現在予防医学というものが非常に叫ばれている今日でありますけれども、この住民健診を受けない方が非常に受検率が悪くなってきているということが言われております。これは、有料化のせいもあるだろうと思いますし、いろんな要素があると思いますが、これをまず受検率を高めるためにどうすればいいのか。これは、後々の医療費を考えた場合には、受検をすべて無料にしてですね、病気の早期発見につなげていく、予防に役立てるというのが一番いいんじゃないかと思いますけれども、そういう全面的な無料化はできないのかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

それと最後に、環境行政についてお聞きしますけれども、環境モデル都市というものを内閣府が全国で

10市ほど応募をしたいということであるようであります。しかし、自民党の小泉元総理がいらっしゃっていたときにそういう制度があるんで、これに応募してみたらどうかという話を多分されていたと思っておりますけれども、これのですね、応募の条件やそれからもし応募した場合には、これ認可される可能性はどうなのか。それから、これに例えば宮古島はどのような環境モデル都市ということを想定をしてモデルといいますかね、その基本をねらっているのか、こういうのがわかったら知らせていただきたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

上地博通議員の質問にお答えします。

エコアイランド宮古島でございますけども、世界的規模で問題となっております環境悪化の改善に向けて、各地域ごとの取り組みや活動の重要性が求められていることから、市民がともに考え、行動し、地球環境に優しく美しい環境の島をつくるため、地下水保全を初め、海を守り、エネルギーを大切にし、そしてすべての生物がともに生きていける環境づくりのために行動することなど、６項目の推進活動を宣言内容に盛り込んで、エコアイランド宣言をいたします。構想の体系としましては、環境型社会の構築のため、３Ｒ活動やバイオマスの利活用推進、新エネルギーの開発と利活用に取り組んでまいります。環境保全の推進として、地下水の保全、地球温暖化対策の周知活動、環境体験学習を推進してまいります。また、エコツアーの創出による産業観光の充実、農林水産業と連携した観光体験メニューの提供、エコツーリズムなどの体験滞在型観光の充実を図ってまいります。何といっても、宮古の魅力は人間の持ち味でありますので、エコアイランド宮古島の目指すものとして、エコツアーの提供により、食やエコ学習、地域住民、文化との触れ合いを織りまぜたツアーづくりを行ってまいります。また、体験環境教育や安全な食づくり、動植物保護、環境悪化の防止と改善運動、地下水の保全などを目指していきます。今後構想の実現に向けては、市民代表、地域や企業の代表、市担当部局で構成する推進委員会の設置に取り組んでまいります。

Ｅ10を推進する考えはないかというご質問でございます。日本国内においては、安全性及び排出ガスへの影響の観点から、揮発油等の品質の確保等に関する法律、品確法においてガソリンエタノールを３％まで混合することが認められております。したがいまして、３％以上のエタノール混合につきましては、この品確法の改正が必要になります。また、経済産業省がりゅうせきに委託したＥ３地域流通スタンダードモデル創生事業においては、10％混合の高濃度エタノールの実証研究も検討されていると伺っておりますので、品確法の改正等に関する法律の改正によって、今後実現の可能性があるものと考えております。

さきに中央卸売市場等に行ってみたらどうかというお勧めがありましたけれども、近ごろ東京の出張が大変少ないですので、まだ行っていませんが、早い機会に東京出張がありましたら行ってまいりたいと思います。

◎副市長（下地　学君）

行財政改革についてということです。組織機構の改革について、どのような方針で、どのような組織機構を目指しているか。具体的にということなんですが、まず行財政改革における組織機構の見直しの方針につきましては、去年の３月に公表いたしております。組織機構の見直しに関する方針一覧が手元にありますので、後で差し上げたいと思います。

まず、見直し内容のほとんどは、平成23年度までにという文言で、５年以内を目標としておりますが、平成19年度の行革の議論を踏まえて、組織機構の見直しは急ぐべきだとの考えのもと、平成21年度において抜本的改革を行うという方針が確認されております。今後見直し方針を基本としながら、平成21年度の抜本的な改革に向け、平成20年度に具体的作業を進めてまいりたいと考えております。ちなみに方針の総括部分を申し上げます。まず、この方針は平成23年４月１日現在と平成28年４月１日までの組織体制を検討したものであるということ、平成23年の職員数を865名を目標に、平成28年までに600名を目標としております。職員数の削減を見据えて、部・課の統廃合を積極的に進めてまいります。県の班体制に倣い、平成20年から漸次班体制に入っていきたいと考えております。できるだけ早く分庁方式から総合庁舎方式へ移行する。総合庁舎方式に合わせ、各庁舎及び施設のあり方も検討し、財政負担をできるだけ軽減していく。この方針案に基づいて必要があればその都度検討してまいる。これが総括的な事項であります。資料は後でお届けいたします。

次に、業者指名の基本的な考え方についてということで、指名のあり方は適正かというご質問ですので、お答えいたします。業者指名のあり方は、適正に行われているかということでありますが、指名については宮古島市建設工事指名選定委員会要綱第３条の規定する委員会を構成し、平成19年、平成20年度宮古島市建設業者登録名簿により、土木、建築、電気、管、内装、造園、コンサルタント等の登録業者の中から指名をしております。指名選定に当たっては、等級格付に基づき、発注区分、いわゆる工事価格等によって選定をいたしますが、本市及び沖縄県の公共工事の指名回数、さらには手持ち工事等を勘案しながら、指名回数が偏らないように指名を行っているところであります。

◎総務部長（宮川耕次君）

行財政改革の中で、財政の健全化達成目標はというご質問でございます。これまでですね、特に連結実質赤字比率ということでですね、法律が新しく施行されて、これを踏まえて特に気をつけるべき指標としてですね、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率ということでありますが、特にその中でも連結実質赤字比率を重要に考えまして、先ほども若干申し上げましたが、連結実質比率をなるべく早くですね、赤字脱却をしたいということで、当初は相当赤字が膨らんでおりまして、トゥリバーが売れまして、かなり赤字幅が軽減されたいきさつがあります。そういうことで、当面再生団体ですとか、早期健全化団体は免れる状況になっておりますが、これをさらにきちっと黒字まで持っていくというのを当面の目標にしまして、平成19年度、平成20年度において11億円の歳出削減をですね、目指しているというのが当面の大きな目標になっております。将来負担比率においても、これは債務負担行為とか、いろいろな第三セクターとか、そういったのも全部かかわってくる指標ですので、今のところこれはクリアしておりますので、そういった中で長期的に、また今後総合計画の実施計画とあわせて財政計画をですね、きちっと詰めて、そういった指標をですね、達成目標を定めながらですね、これから健全計画をさらに煮詰めていきたいというふうに考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、医療費助成事業の件でありますけれども、中学卒業までの医療費助成でありますけれども、乳幼児医療費の助成事業はですね、県において子育て支援策あるいは少子化対策等の推進の中で、助成対象年齢の拡大、他制度との公平化を図るために、平成19年10月１日から制度が開催されております。本市にお

きましても、これまで合併協定項目の中で、平成20年度で県の制度に統一するということが確認されておりますが、対象年齢の拡大については、県の制度改正に基づいて本市でも拡大をいたしております。議員ご提案の対象年齢拡大、いわゆる小学校入学前までの医療費が幾らなのかと、中学校卒業までは幾らになるのかということでありますが、旧上野村の実施しておりました中学までの医療費等を参考にまず試算をしてみました。それによりますと、小学校入学前までの通院、入院の助成費用、およそ8,720万5,000円程度かかります。現行制度での助成をやるということになれば、市単独で2,505万3,000円の持ち出しが発生するということになっております。それから、中学校卒業までの通院、入院の助成費用になりますと、１億2,666万2,000円ほど見込みがされます。これについても現行の助成制度を適用しますと、市の単独持ち出しが6,451万円になるというふうに試算をしております。

それから、住民健診の受診率は幾らか。また、受診率を上げる方策はというご質問でございますが、住民健診の受診率につきましては、合併後の平成18年度が29％、それから平成19年度が27.5％であります。これは、市民全体の部分でありまして、そのうち国保の加入者はですね、平成19年度で29％となっております。住民健診の実施につきましては、各地域の公民館、集落施設、保健センター等を利用して行っており、実施前には全世帯に対し日程表及び受診勧奨用のチラシの配布、該当者に対しましてははがきによる通知、いわゆるこれは国保の対象者あるいは被保険者の被扶養者については、はがきによる通知で受診を呼びかけている現状にあります。平成20年度からは、医療制度改革に伴って40歳から74歳を対象に特定健診、特定保健指導と名称が変わります。そういったことで、制度の周知及び啓発を目的とした出前講座、チラシ配布、さらには行政チャンネルを活用した制度説明を実施して受診率向上に努めているところであります。なお、特定健診は実施主体が医療保険者、すなわち国保事業者であります市となりますので、本市においては国民健康保険課がその特定健診、特定保険事業の業務を担うことになるということになります。

受診率を上げる方策として、無料にしてはということでありますが、40歳から74歳までの特定健康診査におきまして、国保の加入者につきましては無料の予定をしておりますし、また国保の40歳未満と社会被用者保険の被扶養者につきましては1,200円を予定をいたしております。

◎経済部長（宮國泰男君）

大変質問が多岐にわたってございます。漏れがございましたらご指摘をよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、地域ブランドの確立はどのような方法で推進するつもりかというようなことでございます。まず、地域ブランドをつくるための必要条件、こういうのがあろうかと思います。安定した品質と定量で出せるような品物、これをまずつくらなければいけないと思っています。品質の中には物であれば美しさあるいは使い心地、こういうもの、あるいは食べ物であれば、やはりおいしさ、色のよさ、こういうものなどがございます。それを定量に出せるようにしないとなりません。さらにもう一つはですね、この品質にもう一つ必要なものは、地域の志というんですかね、地域から何を出していくんだという一つのブランドに対する意識というのが非常に大事だというふうに思っていまして、つくってブランド化ということでＰＲしてからあとに、そのあとから品物がついていくのではなくて、地域でしっかりとしたものをつくった上でＰＲをしていくということが大事だろうというふうに思っています。今ブランド化と、どういうも

のが言えるかといいますと、宮古上布であるとか、雪塩、これは既にブランド化しているというふうに考えてよろしいかと思います。次に、マンゴー、これも一つの宮古島マンゴーはおいしいということでありますけれども、これもまだブランドという意味においてはですね、品質もばらつきがまだございます。そういうことで、マンゴーに関してはですね、産地協議会を立ち上げまして、その中で品質をきちっとしたものにしていこうということで、いろんな講習会とか、集まりなどもやってございます。ゴーヤ、カボチャにつきましては、ほぼ品質的には安定しているというふうに思っています。ですが、出ていく中でですね、これはＪＡおきなわとして出ていくわけでありまして、宮古島産という形でですね、表示があって出ていくわけでありません。これらについては、やはりきちっとした対応をすべきだというふうに思ってございます。自然につきましては、美しい海ということで、宮古島のこれもブランドの一つだろうというふうに思っていますんで、これをしっかりと磨きをかけていくということが必要だというふうに思ってございます。

次に、商品開発をどのように行う予定かということでございます。平成17年からいろんな方が各市町村で一都一物語を活用しまして、多くの商品開発を行ってございます。そういうことで、県の離島フェアにおきましては、ゴーヤジャムであるとか、くろちゃんぼうであるとかシモン茶など、いい評価を得ております。このものにつきましてはですね、やはりこれも量がまだつくれる状況にはございません。例えば注文が来てもですね、その注文に応ずるような部分で製品がつくられているというわけではございませんで、まだ少量の多品目という分野であろうかと思います。ただ、こういうものにつきましてはですね、ホームページ等で紹介をしておりまして、観光協会からのホームページの中でリンクすれば見れるようになっていますし、注文も受けられるようになってございます。量が出ないものに関しては、やっぱりホームページ等で少量でさばいていく、こういうことなども必要だろうというふうに思っています。ただ、そのある程度の量と品質が確保できるものに関しては、やはりＰＲをし、宮古島のブランドとして出していくことは必要だというふうに思ってございます。

次に、特産品の差別化ということでございますけれども、先程の商品開発やブランド化、そういうものと密接に関係するわけでございますけれども、やはり宮古島のつくっている自然条件、例えば宮古はアルカリ性土壌の土地が多いですよと、こういう中においては、ミネラル分が多くて、ある面では違った品質のものができる。あるいは強い日差しの中で抗酸化作用の強い食物である。そういうものなどをですね、ＰＲすることによって差別化を図っていくと、こういう手法は必要であろうというふうに思ってございます。

次に、地下水の保全型の農業とはどういうものかということでございますけども、これまで長い間にわたりまして、化学肥料中心の農業がなされてまいりました。そういうことで、地下水に相当影響しているということが言われてございます。そのような中でですね、やはりもう一度昔の農業というんでしょうか、やはり有機質肥料をきちっと使った農業形態に変えていく、これが地下水保全型の農業であろうというふうに思ってございます。そういうことをすることによりまして、化学肥料を減らし、農薬を減らすことが可能になるというふうに思ってございます。そのことにおきましては、上野地区にあります資源リサイクルセンター、そこにおいてですね、沖糖、宮糖さんの協力を得ながら相当数のバガスを供給してもらってございまして、それをきちっとした肥料に仕上げまして畑に還元する。なおかつ安い価格で還元する。こ

れを推進することによって、地下水保全型農業ができるものだというふうに思ってございます。特に宮古はサトウキビ産業が主力を占めまして、全体の８割、９割をサトウキビで占めておりますんで、ここをしっかり有機質肥料を投入することによって、地下水が守られるもんだというふうに思ってございます。

次に、サトウキビ増産体制についてでございます。下地明議員の質問につきましてもお答えをいたしましたけども、確かに小さい面積の方が多数おることも承知してございます。そういうことで、本年度各地区においてですね、モデル集落、これは集落営農という形でのですね、くくりになろうかと思うんですけども、そういうところを立ち上げまして、サトウキビの生産農家がですね、その集落営農組織に入ることによってですね、安心してサトウキビを生産できる、そういう体制をつくっていきたいというようなことでございます。

次に、宿泊施設の課題で、どれくらいの施設数になるのかということでございますが、現在私どもの資料によりますと、約90軒の民宿を含めて宿泊施設がございます。そういう中で、大体今の収容人員というのが5,000名程度でございます。そういう中で、ブリーズベイさん関係でございますけども、平成19年度で約80室完成予定をしてございますし、全体計画としては500室の総室が予定されているということをお聞きしております。ほかにも多くの計画がなされているわけでありますけども、まだ実質的には具体化されていないという状況でございますが、当面宮古のホテルの稼働率は大体大型ホテルのほうでございますけれども、67％ということでありますから、いろんなイベントに関してもある程度余裕を持って今のところ対応できるであろうというふうに考えてございます。

あと農業と観光との連携はということがあったのかなというふうに思いますけども、修学旅行関係の部分でございますけども、現在22校ばかり来られています。そういう中で、農業体験をしたいというのはですね、相当増えてございまして、本年度におきましても、既に３校の学校の方がですね、城辺のほうで農業体験しながら、農家のほうに泊まってですね、いろんな触れ合いをしているというふうなことでございます。そういうような中では、宮古の食材というのをふんだんに使って、実際に一緒に料理をしながら提供しているというようなこと等もございますんで、そういうものを農業と観光という意味からですね、もっともっと増やしていきたいと思いますし、宮古の農産物をホテルのほうにもやはり安定して提供できるような、そういう作物をつくっていく必要があろうかというふうに思ってございます。

◎建設部長（平良富男君）

まず、ランクづけがどうなっているかということですけど、公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定により、経営事項に関する客観的事項の審査を受けます。この審査は、建設業を許可した国土交通大臣または都道府県知事が行います。審査では、工種別年間平均完成工事高評点、それから自己資本評点、プラス職員数評点、経営状況分析総合評点、技術職員評点プラス営業年数評点等を加味し、総合評定値が算定され、建設業者へは経営自己審査結果通知書及び総合評定通知で業者に届きます。業者は、これを市が２年に１回行う入札参加申請に受け付け期間中に入札参加申請書の添付書類として、入札参加資格申請をします。要綱第10条に規定された建設業者資格審査会は、その総合評定値をもとに工種別にランクづけを行った後、市長に答申し、市長がこれを決定します。

沖縄県と宮古島市の違いなんですが、まず宮古島市は経営事項に関する客観的事項の審査の総合評定値に基づいて格付を行っております。等級格付は土木一式、建築一式は４等級、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄですね、そ

れから電気、管工事は３等級、Ａ、Ｂ、Ｃ、それから指名競争に参加をするものの少ない、内装、造園は登録のみで等級格付を行っております。沖縄県の等級格付は、経営事項に関する客観的事項の審査の総合評定値、これにですね、県独自の評価点を加えて上位から格付を行っています。県独自の評価点項目は、工事成績県発注工事に関する部分です。それから技術者の数、雇用の規模、障害者雇用、それから表彰、県知事、国土大臣等、それから建設業退職金共済制度履行状況、ＩＳＯの認証取得、建設業法違反等、それから社会等貢献等で加点、減点を行っております。

入札を辞退する業者がいると聞くが、その理由ということですが、まずほとんどの理由が都合によりということなんですが、入札辞退の理由として考えられることは、入札時における提出する書類の中で、受ける金額2,500万円を超える工事については、３カ月以上の雇用関係にある主任技術者及び管理技術者を専任で配置するという要件がクリアできないことが原因と考えられます。

合併してから今日までの辞退件数は何件かということですけど、今日まで65件の辞退が出ております。中身としましてはですね、建築工事、結局登録時は土木、建築、電気みんな登録します。しかし、先程話しましたように、雇用関係、それがその後継続されていないという形で、一番多いのが特に学校建築関係の電気設備、それから空調衛生設備、建築関係、それが主でございます。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

環境モデル都市についてのご質問でございました。最初に、応募につきましてお答え申し上げたいと思います。

環境モデル都市につきましては、現時点ではまだ応募要領そのものも公表されておりません。現時点で内閣府の情報を確認する限り、国内で10カ所程度の都市をモデル都市として６月中に選定する予定だということであります。宮古島市といたしましては、関係機関と協議を行いながら応募していきたいと考えてございます。

認可される可能性はということでございますが、応募する以上は認可できるように立案作成に尽力してまいりたいと考えてございます。

次に、宮古島市としてどのような環境モデル都市をつくっていくのかというご質問でございます。環境モデル都市の目的と効果の中で、３本の柱がうたわれてございます。第１に、地域の活力と多様性を引き出し、地域の持続可能な成長を実現する。第２に、高度な環境技術を都市において実践する。そして、３番目に、低炭素社会に対応した都市モデルの普及を図る。その３点がうたわれてございますので、宮古島市としてもその目的に沿って環境モデル都市づくりを進めていかなくてはならないだろうと考えてございます。宮古島市といたしましては、今月末のエコアイランド宮古島宣言を契機にしまして、過去に去年ですね、実証実験が行われました公共交通のモデル事業、それから現在いろいろな形で宮古島市で行われています新エネルギーの実証実験、それらを総合的に生かした形で環境モデル都市づくりを目指していきたいと考えてございます。

◎上地博通君

再質問を行いたいと思います。

いろいろと答弁をいただきましたけれども、まずですね、時間もありませんので、少し飛ばしながらやっていきたいと思いますが、ブランドをつくるということで、いろんな話をされておりますけども、しか

しこのブランドづくりというのは、これは農家だけでもできないですし、行政だけでもできないことですよね。宮古島の業者も含めた全体がこの宮古島のために何かできないかということが基本的な考えとして持っていないと、これはできないと思うんですけれども、この考えを持つためにはやっぱりだれかが音頭をとってやらなければいけないと、このように思っております。ですから、これはぜひ行政の仕事としてですね、この音頭をとって宮古島のブランドづくりのために頑張っていただきたいと、このように思います。

それから、先程お菓子の件を例に出しましたけれども、今宮古島のお土産として、宮古島だけでできている、宮古島にしかできないような商品というのがなかなかありません。ですから、この商品開発が宮古島のこれからの課題だろうと私は思っておりますので、その商品開発にですね、予算をつけてでもこの問題をクリアできるような体制をとってもらいたいと思いますが、こういうことができるのか、できないのかですね、この辺の説明というか、答弁を求めたいと思います。

それからですね、先日エコアイランドに関連してといいますか、バイオエタノールに関連いたしまして、小泉元総理たちが来たときにですね、今話が出たようにＥ３までしか日本の法律は認めていないということであります。これは確かでありますけれども、しかしこれは特区を申請して認められれば、Ｅ５であればＥ10であれ認められると、できるということのようでありますから、これを特区を申請してでもですね、宮古島エコアイランド特区とかなんとか名前をつけてですね、地産地消で宮古島でつくったバイオエタノールは、宮古島で消費すると。宮古島に行けばバイオエタノールの車に乗れるということが日本全国にＰＲできるようにですね、これは絶対やってほしいと思っておりますから、この件についての検討をもう一度お願いして、それから１つは、公用車ができないかということでありますが、これも一つのモデルとしてですね、環境モデル都市の応募もあるわけですから、こういうものにモデルとして宮古島はこういうこともやりたいということをぜひ出していただきたいと、そうすれば認められる可能性もあるだろうと思っておりますので、ぜひこの辺の検討もよろしくお願いしたいと思います。

あと行財政改革については、もういろいろ後で資料もいただけるようでありますから、この辺についてはもう一度精査をしてからですね、次の機会にまたもう一回ですね、やりたいと思っております。

それから、地下水保全型の農業で、これまでの肥料とか、農薬を少な目にして、例えばなくしたいということでありますが、これは作物形態が変わらないと、なかなかこういうのはできないだろうと思っております。ですから、作物の形態、例えば先程薬草の話が出ておりましたけれども、宮古でつくる薬草というものは、非常に成分の濃いものができるということも聞かされておりますから、こういうものをですね、もっともっと可能性として探るためには、じゃどういうところに話を持っていけばいいかということも含めて、ぜひこれは検討してですね、宮古でサトウキビとか、施設野菜だけじゃなくて、いろんな作物をつくっているよと。特に薬用の野菜、それから薬用植物が宮古島にはたくさんあるということが世間にＰＲできればですね、これは非常に長寿の島宮古島としてももっともっと売り込めるチャンスになっていくんじゃないかと思っておりますから、この辺もぜひやっていただきたいと思っております。

それから、あとは農業と観光の関連についてでありますけれども、観光で例えば修学旅行で来たお客さんを対象にして、農業を経験させるというだけではなかなか農業と観光の関連というのは結びつかないと思うんですよ。宮古島に来た観光客にどうやって宮古島でつくった農産物を関連づけて、この人たちにお

土産、もしくは贈り物として持っていってもらうか、買ってもらうかというのがこれからの大きな課題になると思うんですね。ですから、そのために何をなすべきか、どういう商品開発が必要かというのが重要な課題になってくると思うんですけれども、今までは農産物に関しても加工まで考えずに農産物だけの形態を考えておりましたが、しかしそのためには加工も含めてですね、宮古島に合った作物をつくって、それで付加価値をつけて加工して出すというのも一つの手段だろうと思いますし、これ絶対やらなければ特産品ができないということもあると思いますので、この辺はもう一度再考していただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

それから、市長は中央卸売市場へ行きたいということでありましたが、しかしもうこれから宮古島でつくる農産物というのはもうなかなかなくなってくるんですよね。いつ行けばいいのかということになって、品物がなくなってから宮古島のＰＲに行ったって何の意味もないと思うんですけれども、これはぜひ商品があるうちに一度ですね、行っていただく。それから、マンゴーはこれから６月から出るわけですから、このマンゴー、特に宮古島の大事なブランド化されつつあるマンゴーのですね、販売促進にぜひ市長がみずから先頭に立って行っていただきたいと、このように思っております。そうすれば我々生産農家もまた力を入れてこれに取り組むこともできるだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、業者指名のあり方については、県との整合性、いろんなものがあって言っておりますけれども、じゃ、宮古島が業者のランクづけをするときに県の工事受注高というのも関連があるのか。これも考慮に入っているのかですね、それからそれがもし入っていないとすれば、なぜ入っていないのかということも含めて答弁を求めたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

バイオエタノール特区についてお答えします。今宮古島市では、Ｅ３で公用車が走っております。この間のエコエナジーシンポジウムによりますと、今日本の車はすべてＥ10までは走れる状況であると聞いております。ですから、宮古島でＥ10までもし特区でできれば、これは可能性は大いにあると思います。ただ、一番今難しいのは、石油業界がＥ３については必ずしも賛成ではない。ＥＴＢＴというので、それは石油元売りのほうでつくる製品らしいんですよね。そうすると、やっぱり特区でなければできないということになりますので、ぜひ特区についての取り組みを頑張っていきたいと思っております。

また、宮古の産物のＰＲにつきましては、これまでも世田谷の区民まつり等で宣伝してまいりましたけれども、マンゴーあるいはドラゴンフルーツについても、その時期にしっかりと宣伝してまいります。

◎経済部長（宮國泰男君）

商品開発についてでございます。予算をつけてでもやるべきではということでございますけども、当然そういうことは考えられることでございます。ただ、県の産業振興公社のほうでですね、沖縄型産業応援ファンド事業などもございます。そういう中で、上限1,000万円までのそういう販売戦略とか、商品開発とか、そういうものなどをですね、助成する事業もございます。また、地域資源活用事業ということで、最大では3,000万円まで認められるような事業等もございます。これは、その事業の可能性調査であるとか、専門家招聘とか、展示出品、経営計画の作成とか、そういうものなどにも使えるようなものもございます。市としましても、タイアップしてですね、あるいは市の単独の部分においても、やはりいい商品に

関してはですね、きちっとした仕上げをやっていくべきだというふうに思ってございます。

次に、地下水保全型の中で、作物形態が変わらんとできないという中で、薬用植物のことがございました。宮古は、やはり平成17年、平成18年で薬用植物ということで試験をしてまいりました。その中においては、やはり特異性があるということで、東京農大との研究の中でも出ておりますので、それについてはこれからもしっかりとやっていきたいというふうに思います。

次に、農業と観光との連携ということでございまして、農業の体験だけではなかなか発展しないというようなことでございますけども、加工を含めて付加価値をつけてということでございますが、まず宮古に来て食べることによってですね、そのもののよさがわかっていただけるというようなことでありますから、よいものであれば今はネットとか、そういうものでも販売できる状況になっていますし、高くても売れるという状況がございます。そういう中では、こういう農業を体験することによって、リピーターになってもらえるし、あるいはそれを使っていただけるということになろうかと思いますんで、今後ともしっかりと対応していきたいというふうに思います。

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明いたしましたけど、ランクづけの件ですけど、沖縄県知事から経営規模等評価結果通知書、それから総合評定通知書が業者に届きます。その評価点でもって市は計算してですね、点数をつけます。この評価点にですね、県は独自に県独自の計算方法がありまして、例えば県の工事の成績、これとか、技術者の数、それと雇用の規模、いろいろ県独自で点数をつける。この評価点以外にですね、つけるために県と市の評価が違います、点数が。それで、市は評価点そのもので客観的な評価点そのもので評価をしています。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後６時31分）

再開します。

（再開＝午後６時32分）

◎上地博通君

再質問を行いたいと思います。

宮古島をＰＲするのに、どういう手段をとっていけばいいかということは、これは皆さんいろいろ考えていることだと思います。先程新城啓世議員が話しておりましたように、トライアスロン大会に小泉純一郎元総理が来てスターターをしたらいかがなものかと、これが一番ＰＲになるだろうということがありましたけれども、これはぜひ市長のほうからですね、お願いをしてやっていただきたい。この可能性というのは、非常に私も高いと思っておりますので、市長が要請をすれば必ず来るもんだと思っておりますから、これについてはぜひやっていただきたいと思います。

最後にですね、私の所見を少し述べて一般質問を終わりたいと思います。私は、現在宮古島市でいろいろな問題が発覚しているのは、幾つかの原因があると思います。その第１は、５つの市町村が合併して、まだ完全に職員間の統制がとれず、お互いの連携意識が生まれていないんじゃないかということですが、

これについてはこれは市長のリーダーシップが発揮されれば、間違いなく解消するもんだと思っておりますから、これは市長のリーダーシップを期待したいと思います。

次に、すべての事務手続等を旧平良市方式にしたことがこれが一番の大きな原因だろうと。これはもう本当に、これこそが間違いだったんではないかと断言できます。旧町村のやり方でも合理的で理にかなったやり方というのは、いっぱいあったはずですから、これを採用するということをしなかったがためにですね、旧町村や民間では当たり前に使われていたタイムカードを設置しないで、職員の時間を守るという基本的なことさえも今指導ができないような状況をつくってしまったと、このように思っております。市長、そして職員の皆さんも今さらそんなこと言うんじゃないと思うかもしれませんけれども、隗より始めよという言葉もあります。市長が先頭に立ってですね、市民の公僕であるという自覚を持って、職員ともども市民のために頑張ると。職員の皆さんも市民が今何を考え、役所に何を求めているかというのを考えていただきたい。将来子々孫々まで誇れるようなよりよい宮古島をつくるために、何をしなければいけないのか、市長を中心に基本的なことから行動し、頑張ればきっと明るい希望に満ちた宮古島ができるもんだと確信をしております。

市役所は、職員や一部の人のためだけのものではありません。市民の福祉やサービスのために存在する組織でありますから、そのことを忘れずに、市長を先頭に頑張っていただきたいと、これが私の要望であります。ぜひお願いします。終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後６時36分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月19日（水）　　７日目

（一　般　質　問）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第７号

平成２０年３月１９日（水）午前１０時開議

日程第 １　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月１９日

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後６時07分）

◎出席議員（２７名）

議長	（1番）	友利惠一	君	議員	（14番）	眞榮城德彦	君
副議長	（22〃）	下地智	〃	〃	（15〃）	嘉手納学	〃
議員	（2〃）	仲間明典	〃	〃	（16〃）	新城啓世	〃
〃	（3〃）	池間健榮	〃	〃	（17〃）	上地博通	〃
〃	（4〃）	新里聰	〃	〃	（18〃）	平良隆	〃
				〃	（19〃）	亀濱玲子	〃
〃	（6〃）	佐久本洋介	〃	〃	（20〃）	上里樹	〃
〃	（7〃）	砂川明寛	〃	〃	（21〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（8〃）	棚原芳樹	〃	〃	（23〃）	豊見山恵栄	〃
〃	（9〃）	前川尚誼	〃	〃	（24〃）	富永元順	〃
〃	（10〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（25〃）	富浜浩	〃
〃	（11〃）	山里雅彦	〃	〃	（26〃）	下地秀一	〃
〃	（12〃）	池間豊	〃	〃	（27〃）	下地明	〃
〃	（13〃）	宮城英文	〃	〃	（28〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	上野支所長		砂川正吉	君
副市長		下地学	〃	下地支所長		平良哲則	〃
総務部長		宮川耕次	〃	水道局次長		砂川定之	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	教育長		下地恵吉	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	教育部長		長濱光雄	〃
環境施設整備局長		平良光善	〃	総務課長		伊良部平師	〃
経済部長		宮國泰男	〃	財政課長		石原智男	〃
建設部長		平良富男	〃	企画調整課長		下地信男	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	教育施設課長		友利悦裕	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	中央図書館建設準備室長		下地実	〃
城辺支所長		饒平名建次	〃				

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第７号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

３月13日付で建設部長より議案に対する質疑の答弁訂正について届けが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第１、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、平良隆君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎平良　隆君

おはようございます。私見を交えながら質問させていただきたいと思います。市長初め皆さん方、よろしくお願いをしたいと思います。

伊志嶺市長が宮古島市の市政を担当されてからもう３年目に入っております。これまでの２年間の伊志嶺市政は、多くの職員の事務ミスや、また職員の不祥事が大変多く発生しておりまして、宮古島市の市民に大変ご迷惑をかけ、大変損害も与えております。これもやはり旧平良市、伊志嶺市政の体質が改善されないまま、そのまま宮古島市の市政に引き継がれたのが一番の要因ではないかなと私は思っています。それだけに、やはり伊志嶺市長の責任は大変重いものがあろうかなと思っております。

そういう状況の中で、新年度に向けての予算が編成なされて、今定例会に提案をなされています。一般会計、特別会計合わせて約444億1,800万円余の予算が編成なされて、今定例会に提案がされています。特に我々宮古島市の経済に大きく影響する一般会計317億5,500万円が一般会計として今定例会にも提案されておりますけども、今回のこの一般会計の予算は昨年に比べて15億5,400万円減額で提案をなされています。やはりこの15億余の減というのは、これは補助事業の減額ということでございまして、我々の宮古島市に与える影響、経済に与える影響は大きいものがあろうかなと思っております。

この予算の歳入状況を見てみますと、やはり去年同様国、県に依存した財源が82.7％ということでございまして、我々の自主財源55億円余で17.3％、大変低い自主財源でございます。恐らく県下11市の中でも、この宮古島市は一番低い自主財源率ではないかなと思っております。我々宮古島市、また伊志嶺市長は新年度を自立への始動の年だと位置づけております。この我が宮古島市の財政状況を一日も早くやはり好転しなければならないんじゃないかなと私は思っております。特に歳出のほうを見ても、やはり65.5％が経常的経費でございまして、これが200億円余っております。恐らく我が宮古島市の一般財源は186億円ぐら

いじゃないかなと思うんですけども、本当にもう市長の裁量で投資的経費は恐らくできないんではないかなと思っております。

そういう中、これからのまた行政運営も大変かなと思いますけども、市長は今定例会の冒頭におきまして、施政方針を述べられております。施政方針の中でも、新年度は第１次宮古島市総合計画に基づきまして、やはりいろんな施策を実施していきたいということでございます。その中で市政の基本的な運営についてもまた述べておられます。これも３つの重要課題を掲げて、新年度、市政を運営していきたいというようなことで述べておられますけれども、やはりその３つの重要課題と言えば、皆様方もご承知のとおり、自立への基盤づくり、また地域力の向上、行財政改革の推進というような形で、３つのこの重要課題を掲げておられますけども、その中で自立へ基盤づくりというようなことでございますけれども、これ市長にお聞きしたいわけでございます。自立への基盤づくりということで、いろいろ産業の振興とか環境の問題を取り上げていらっしゃっておりますけれども、具体的にどのような施策を講じていかれるのか、お聞きをしたいと思っております。

次に、行財政についてでございますけれども、この行財政についても平成18年、平成19年、平成20年と、この重要課題ということですね、これらも掲げておられまして、平成19年度におきましても集中改革プランに基づいて支所、分庁方式、支所機能を改めたいというようなことを組織機構の整備を図っていきたいということをおっしゃっています。今回もそのようなことが書かれておりますけども、行財政改革、これするのは当然のことでありますけども、これを３年間重要課題として掲げておりますけども、どの程度ぐらいこの改革が進んでおられるのかですね、その点をお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、財産区の財産の管理についてお聞きをしたいなと思っております。この件につきましては、今定例会の本会議の質疑におきましても、大変大議論がなされておりまして、市長もですね、この財産区としての統一見解も述べておられます。私もこの統一見解を見ておりますけども、市長はこの財産区にかかわる行政行為は違法性がなく、代金の振りかえも問題ないというようなことをおっしゃっております。この財産区については、皆様方ご承知のとおり、もう自治法でちゃんとうたわれておりましてですね、当然ここの管理責任者として、今問題となっているのは当然下里字と西里字の財産区の問題ですけども、ここについては市長はですね、管理責任者としてこの土地の売買にも関係しておりまして、これ法令上やはり市長が管理者だったら、会計もですね、特別会計を設けて、これを管理しなきゃならないというようなことが書かれておりまして、また財産区のこのお金というのは、構成員には配ってはいけないというようなことが書かれておりますけども、市長はそういうことも考えて、この財産区の取り扱いには問題ないと考えていらっしゃるのかですね、その点もお聞きをしたいなと思っております。

次に、これまでの事務ミスに対する責任の問題ですけども、きのうも何名かの議員の方々から責任を明らかにしてほしいというようなことで質問がなされているわけでございますけども、なかなか市長はこの責任問題を明らかにしておりません。臨時議会、前の議会のときだったかな、３月の定例議会までにはこの責任を明らかにしたいというようなことをおっしゃっておりました。市長は、こういう質問をするたびに、議会と市民の納得のいく責任を明らかにしていきたいと言っております。しかし、きのうの答弁を聞いても、どういう責任をとるのか全然明らかにしておりません。だから、議会も市民も、じゃどのような形で納得するのかわからないわけでございますので、ぜひ約束どおりですね、市長はこの責任問題につい

ても明らかにしていただいて、本当に議会が納得するのか、また市民が納得するのかですね、明らかにしていただきたいなと思っております。

次に、畜産廃棄物の処理についてお聞きをしたいと思っています。私は、この件については、ちょうど１年前の３月定例議会の一般質問にも取り上げました。私は、もう既にこの事業は実施しているもんだと思っていたんですけども、先月の新聞紙上こういう問題が取り上げられて、大変びっくりをしておりました。当時部長は、この処理についてはもう補正予算で予算もつくってあると、恐らく1,300万円ぐらいの予算を補正予算で計上なされて、コンテナ、冷凍コンテナですね、２基もこの一時保管として準備してあるというようなことをおっしゃっていました。そのときは、大体１頭当たり１万3,500円、処理料がですね、言っていたんですけども、今回はもう２万5,000円だというようなことでですね、答弁なされておりますけども、１年前と今となぜ処理料がそれだけ違うのかですね、その辺も答弁をしていただきたい。それと同時に、やはりこれはもう一日も早くやらなければならないことでございます。我が宮古島は、環境の島ということで標榜がなされているわけでございますけども、こういった問題はですね、早急に解決しないと、環境政策がやはりできないんではないかなという気がしておりますけれども、本当にいつごろこの問題が解決できるのかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、国民健康保険の一部条例の改正ではございますけども、この件についてもきのうも何名かの議員から質問がございました。今回議案としてこの改正案が提案をされております。今提案されている条例が改正されればですね、当然これまでまじめに保険料を払ってきていた旧城辺町、旧上野村、旧下地町の方々は大変大きな負担を強いられるわけでございます。そのようなことで、やはりそもそもこのように不均一課税を導入したのは、これは皆様方もご承知のとおり、もう旧平良市と旧伊良部町のこの赤字があったからこそこういう不均一課税の導入があったんではないかなと私は思っております。本来なら合併まで個々の赤字は解消してから合併してくれというような話もあっただろうと思うんですけども、これはもう改善されないまま来たというのは、当然この責任は、これはもう伊志嶺市長に私はあるんではないかなと思っております。

今回国保税の改正の議案が提案をされておりますけれども、税率統一にするのは、これは当然でございますけども、しかしこういう旧伊良部町と旧平良市の赤字のために、５年間内にやりたいと、やはりその間は何とか今までまじめに国保税を払ってきた旧城辺町、旧上野村、旧下地町の市民の方々を優遇したいということで、合併協議会でもですね、これは話し合われてきて、５年以内にこれを統一にするということを決めてきたわけでございます。しかし、もう２年半でですね、これを統一していきたいというような議案を提案なされております。当然市長も、その負担分の一部は助成したいというようなことをおっしゃっておりますけども、それでもやはり負担は高いわけでございます。大体今平良地区は50％として、その上乗せの６割を助成したいということなんですけども、しかしそれでもやはり城辺の59.9％、下地は73.1％、上野が69.3％負担するわけなんですね。それだけやはり旧上野村、旧城辺町、旧下地町の市民の皆さんが負担するわけでございます。これは、やはり平等に負担するための伸び率、大体今、これからいけば平良地区が今回のこの改正ですね、51.5％の伸び率で計算されているわけでございます。だから、そういった伸び率をですね、一つにしてやっていただければ、私は平等なやり方ではないかなと。そして、２年後にですね、統一されたほうがいいんじゃないかと思っています。そのような50％の伸び率で計算し

てもですね、私はこの赤字というのは解消されるんではないかと私は思うわけでございます。12月の定例会におきまして、伊志嶺市長は４億ぐらいの税収不足だというようなことをおっしゃっておりましたけども、そういう城辺、上野、下地という、この３地区でも、伸び率50％ということでですね、計算しても約４億3,000万円の税収増額が見込まれるわけでございます。これから言えば、当市であれば５億円余りいくんですけども、この旧３町村を50％という伸び率にさせていただければ４億3,000万円ぐらいということでございます。

私はですね、本当にこういう国保の運営を厳しくしているのは旧平良市、旧伊良部町なんですよね。当然平成18年度実績を見ても、旧伊良部町と旧平良市が徴収率90％いかないんですよね、八十何％ぐらい。そして、上野、下地は96％、城辺が93％。当然旧伊良部町と旧平良市が90％いけば、これペナルティーというのがなくなってしまうんですよね。平成18年度のペナルティー、92％以下徴収ですけども、そのときは7,400万円来ているわけでございます。だから、その7,400万円を損をさせているのが、当然旧平良市、旧伊良部町の方々なんですよね、それは。それから考えれば、まじめにこの保険料を納めている城辺、上野、下地の方々は、もう本当にこれは怒るんじゃないかなと、また理解もできないんじゃないかなという考えを持っておりますけれども、市長、もうちょっとですね、あと２年ぐらいはやはり今の状況で私はいってもいいんではないかなという考えを持っておりますけども、その点についてはどう考えていらっしゃるのかですね、お聞きをしたいと思います。

次に、敬老祝金の復活についてでございますけれども、私は12月の定例議会にも敬老者のこの祝金の復活できないかということを市長にご質問をしました。そのとき市長は、財政と相談しながら、前向きに検討していきたいというご答弁をなされておりましたけども、私も大変もう期待をしておりまして、今回のこの予算を見てみますと去年と同様の予算しか組まれていないんですよね。何も考えられておりません。行政改革推進委員会の意見といたしましてもですね、この敬老祝金のですね、減額というのは、恐らく市民からもこれは理解できないと、やはり年齢に合わせてですね、やっぱり支給した方がいいんじゃないかという意見も出ているんですよ。これは、市長、70歳じゃなくても、75歳からでもいいんではないかなと思うんですけどもですね、この敬老祝金の復活について、市長のご意見を賜りたいなと思っております。

続きまして、宮国16号線でございますけれども、これについても何回か質問がなされております。これは、上野宮国部落から、また下地入江部落を結ぶ、これは路線でございますけども、非常に水はけが悪くて、もう前から水がたまって、たまってですね、大変交通に支障を来している状況で、何回もお願いをしております。最近二、三日前に担当者から電話がありまして、既にこれは業者も選定して入札が終わっているというようなことでございますけども、ぜひこの事業、この道路のですね、補修も今年度できるということでございますけども、それできるかどうかですね、その点についても部長にお聞きしたいと思っております。

続きまして、公園並びに浸透池の維持管理についてでございます。公園についてお聞きしたいわけでございますけども、やはりまだ宮古島市ですね、管理がなされている公園というのは、当然もう建設部と経済部が管理する公園が多いかなと思っています。その中で、都市計画課で管理運営している公園、23ぐらい宮古ではあるようでございますけども、本当にこの公園がですね、十分に維持管理されているのか、これ非常に疑問でございます。我が旧上野村にも大嶽城址公園というところがありますけども、ここを見て

も十分には管理されておりません。今じゃなくて合併前はですね、旧上野村はここの管理運営は大体常時２人ぐらいおばさんなんか置いて管理していて、村民の憩いの場としてですね、利用していたんですけれども、今はほとんどもう管理されていない状況であります。それと、私が一番指摘したいのは、荷川取公園なんですよね。荷川取公園というのは20億円の資金を投資して、平成18年度にこれも工事終わっておりますけども、本当に向こうはこのままの状態でいいのかどうかですね。本当に疑問です。私も１週間前に行ってみたんですけども、ほとんどもう管理がされなくてですね、荒れ放題でございます。ああいう状況だったら何のために20億円も投資してつくった公園なのかですね、本当に不思議でたまりません。あれだけ20億円もですね、投資した公園ですから、やはりちゃんと管理して、市民にですね、利用されなきゃならない公園ですけども、ほとんど荒れ放題ですね。多目的広場とか東屋方面、また園路ですね、遊歩道、向こうの周辺なんか本当にもう平成18年度に終わった事業と思えないほどのですね、管理なんですよね。だから、そういったところ、本当にこれからどのような形で管理していかれるのか。そういう管理ができないから、公園事業にみんな反対しているんですね。その点も十分考えて、どのような管理がなされていくのか、お聞きをしたいと思っております。

次に、浸透池ですけども、この点についても前から質問もしています。これは、当然土地改良整備事業のですね、進捗率の高いところはこの浸透池というのが多いわけでございます。当時我が旧上野村というのはもう土地改良整備率の非常に高い地域でございまして、130ぐらいのですね、浸透池があるわけでございます。この管理については今年度から農地・水・環境保全事業というのがあって、それによって管理をさせているということ、話を聞いておりますけども、話を聞くとこの予算というのは、これは当然土地改良整備でつくった附帯施設とかそういうもののソフト事業とか聞いておりますけども、しかしほとんど管理がされておりません。その事業管理費とも全く各旧市町村の活動組織というのを立ち上げて、そこに丸投げしているわけなんですよね。だから、どこをどのようにして管理しているのかですね、その辺もお聞きをしたいなと思っています。

答弁を聞いてから、また再質問したいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

施政方針の中の自立の基盤づくりでございますけども、施政方針の自立の基盤づくりの中で、私は産業の振興、環境の問題、スポーツアイランドの推進、下地島空港と周辺残地の活用などの考えを示しました。これらの考え方を軸に、主な施策の展開として具体的には１つ目に農業生産基盤の整備、２つ目に各種農作物の拠点産地の形成と特産品の開発、３つ目に認定農業者等の担い手育成、４つ目に体験・滞在型観光の推進、５つ目に国連大学ゼロエミッションフォーラムの開催、６つ目にＥ３燃料の普及拡大、７つ目に全日本トライアスロン宮古島大会への取り組み、８つ目に高校総体バレーボール競技への取り組み、９つ目に下地島アクションプログラム策定などに取り組み、自立への基盤づくりを推進してまいります。

これまでの事務ミスに対する私の責任でありますけども、さきに答弁いたしましたとおり、これまで事務ミスに対する市長の責任については、私なりに考えて昨年５月の臨時議会に給与の減額の条例改正案を提出しましたが、理解が得られずに、12月定例議会で否決された経緯があります。年度内に臨時会開催を考えていますので、そのときに改めて提案したいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、行財政改革の中で集中改革プランの状況はどうなっているかというご質問でございます。平成19年12月末の進捗状況ですが、全体改革項目としましては107件、それから各課で工程表を出している件数が100件、そのうち取り組み開始が94件で、これは約８割ですが、目標達成件数が17件となっております。目標達成の主な内容といたしましては、働く女性の家の使用料見直しとか、あるいはまた進捗が順調な改革項目としては保育所の統廃合、ごみの有料化等がございます。また、進捗が停滞している改革項目につきましては各課ヒアリングを行いまして、その要因を検証して、目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。全体的に言えますのは、４割は順調、６割がやや遅れがちという状況ですので、その遅れがちな状況としましては、例えば第三セクターの取り扱い、補助金を出しているということで、どこまで改革が可能かどうか、担当課だけでこれが可能かとかですね、さまざまな問題もございます。それから、指定管理にするか民間委託にするか、こういったのももう少し精査をして、年度中にですね、一応８割の実現という目標は持っておりますが、これに向けてこれまで各部で進捗状況も示しながらですね、ヒアリング、これまでやってまいりました。今後とも頑張っていきたいというふうに考えております。

次に、財産区の問題でございます。先日も統一見解として申し上げたところですが、宮古におきましては本土の事情とは異なりまして、字会の所有する土地の所有権移転登記の手法として、財産区を活用し、慣例として登記簿上の字名を財産区に名称変更し、所有権移転登記事務作業を行ってきたいきさつがございます。これは、字会（財産区）の総会等の決議に基づくものであり、字会の総会決議でもって市に嘱託登記の申請依頼があった場合、字名義の土地は字に帰属すると認識していますが、登記の第１段階として、財産区名義で登記せざるを得ないとの判断をもとにしまして、登記手続業務は司法書士等に委任しております。財産区の名称は、あくまでも所有権移転手続上の手法だというふうな認識をしておりまして、財産につきましては字会の裁量権に帰属するというふうに判断いたしております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険税の税率の改正での件でありますけれども、議員からのご質問、50％の引き上げでよろしいんではないのかということであります。これにつきましては、今回２月の19日、それから議案の説明会等々で議員の皆さんにもご説明を申し上げてまいりましたとおりですね、平成19年度の税額、それから平成20年度の税額の伸び率を比較をいたしまして、おおよそ平良地区の伸び率が約50％でございます。したがいまして、平良地区の伸び率を基準といたしまして、50％を超えた分の約６割に相当する額を助成していきたいというふうな方針を今持っております。

それで、議員ご指摘のようにですね、この50％で均一すべきではないのかということでございますが、この方法をとりますとですね、単年度収支だけでも平成18年度ベースで約１億1,000万円の給付費を補うだけの税額が不足をしているというふうなことから、さらに税額の不足が発生してくると。したがいまして、今提案しているような形での助成をするとしてもですね、税収はなお不足をする見込みでありまして、新たな赤字の発生がさらに大きくなっていく可能性があるというふうなことであります。したがいまして、50％の伸び率で統一をするということについては、大変今のところ厳しい状況であるというふうに考えております。

次に、敬老祝金の復活の問題でありますけれども、昨年12月の議会におきまして、議員ご指摘のように、

市長から財政状況を見て、来年度見直しをすることも検討してみたいというふうなご答弁がありました。しかしながら、予算編成に着手してみますとですね、既にご案内のとおり本市の財政運営は依然として厳しい状況で推移をしているというふうなことから、本年度におきましても引き続き約５億円の歳出削減を見込んでいるというふうなことからいたしまして、敬老祝金の復活は現在のところ大変厳しい状況であるというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、死亡牛についてでございます。３月の議会質問ということでございますけども、１万3,000円だったものがなぜ今２万5,000円かということが１つでございます。前回１万3,000円とお答えしましたのはですね、農家が保管場所まで持ち込む、そしてそれをＪＡまたは行政が保管し、処理するという、そういう流れであれば１万3,000円で十分対応できます。年間の費用が大体1,050万円ぐらいになります。それを800等で割れば１万3,000円ほどというふうになります。今回２万5,000円というのはですね、やはりＪＡさんのそういう保管場所での協力がどうも得られそうもないなというのもありまして、農家の皆さんには業者の見積もり、農家から保管場所までその業者さんがすべて運んでですね、沖縄の処理場まで運ぶその費用です。これにしますと約1,960万円ばかりかかりまして、これを割りますと大体２万4,500円から2,500円、そういうことで２万5,000円と申し上げております。

いつごろ解決できるかということが大きな問題でございますけども、これまでやはり費用負担、これの話し合いがですね、なかなか前に進まなかったというようなこともございます。そういうことで、今回じゃどれぐらいまで費用負担ができるのかということでアンケート等をとりましたけども、文書を出しましたけども、なかなか集まりが悪いというようなことでですね、約９％しかその回収はできなかったというようなことがありまして、今回新たにですね、各地区の組合の皆さんを集めまして、その中でご説明をし、アンケートを一軒一軒配ってもらって、そこで回収して、ある程度の方向性を見出したいということでございます。

この死亡牛に関しましては、牛が死んだ段階で、これは廃棄物処理法の規制を受けます。そういうことで、あくまでもこれは個人処理ではありますけども、議員おっしゃるように、やはり宮古島は環境の島ということ、あるいは観光に対してそういう死亡牛が道端に捨てられていると、そのようなことがあってはやっぱりいけないということで、早くやらなきゃならないというふうに思ってございますけども、そういう費用負担の問題でなかなか進展していないということで、今回新たなアンケートもとりながらですね、早急に判断をしていきたいというふうに思ってございます。

次に、浸透池の件でございます。上野地区で130カ所ばかり、確かにそのとおりぐらいの、大小合わせますとあろうかと思います。これまでやはり浸透池、なかなか管理が行き届かないところがございました。ですが、今回は２つぐらいの事業が立ち上がりまして、維持管理に関する補助事業が立ち上がりました。そういう関係上、各地区にですね、農地・水・環境の整備事業がございますんで、それを使って年次的にその浸透池についてはですね、管理をし、保全をしていくということになろうかというふうに思います。

海ぶどうに関しては、ご質問してからがよろしい……

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

いいですか、質問なくても。じゃ、要望でございますんで、お答えいたします。

現在宮古島市においてはですね、補助事業というのがございません。ただ、高野漁港、久松漁港、上野地区でですね、海ぶどうの生産を行っておりまして、先日の新聞でもありましたけども、非常にいい成績を上げているというようなことで、今後も増産をしたいと、増設をしたいというような方がですね、おられます。そういうことで、これまで国の、県の補助事業として何とかしたいということでやってきたんでありますけども、その利用形態がある程度個人の施設というような部分もありましてですね、なかなかその補助事業に乗らないというのがございます。ですが、今も国、県の補助事業であってもですね、共同事業施設、例えば集荷場であるとか取水ポンプなどを共同で使うとか、そういう場合につきましては、その部分については補助事業として対応できるということでございます。ですから、ハウスをつくったり、あるいは池をつくったりとかですね、こういうのになかなか補助事業として乗らない部分がございますんで、今回新たにですね、これから要綱などをつくりますけども、そういう補助事業でできない部分について市の単独事業で何とかしたいということをですね、今回表明をしておきたいというふうに思ってございます。

◎建設部長（平良富男君）

宮国16号線の冠水対策でございます。排水路と浸透ますを設置して解決したいと思っております。工事は発注してあり、年度内に完成の予定でございます。

都市公園の管理についてです。現在都市計画課の臨時職員６名で定期的に公園を清掃しております。それ以外に、宮古学園とか特定非営利活動法人のやすらぎ、そういうところにも委託して公園を管理しております。定期的に管理しておりますけど、やはり回数が少ないということ、それから雑草の成長が早く、十分に管理が行き届いていないと思っております。地域の住民の協力も得ながら、そういう管理、回数を増やしていきたいと思いますので、非常に苦慮しております。今後とも回数を増やしてですね、維持管理に努めていきたいと思います。

◎平良　隆君

再質問をさせていただきたいと思います。

海ぶどうについて質問をしなかったんですけども、今答弁もしていただいたんですけども、やはりこの海ぶどうについてですね、施政方針で水産業の振興策の中で３年間うたっているんですよね、海ぶどうについて。しかし、やはり海ぶどうのこの生産組合の話を聞くと、この３年間ほとんどこの海ぶどうに対しての市からの助成はないということでございます。なぜそういう振興策をうたっていながらですね、これまで予算も一つもつけなくてですね、この振興策をうたっていっているのか、私も大変疑問でございます。

海ぶどうというのは、非常に生産技術というのがですね、奥が深いようでございまして、なかなか年を通して一定した生産ができないというようなことだし、そこにはやはり生産の技術がですね、まだまだ確立されていないからそういう状況になっているというようなことでございます。私がこういう質問をするたびに、今部長はやります、指導者を派遣してこういう指導をしたいということを何遍も何遍も同じことを言っているんですけども、一度も実現したことがありません。そういうことをね、やはりこの施政方針にうたっていながら何もやっていない、これ本当におかしいんですよね、これね。何もなかったら、施政方針にうたわなくていいんですよ、これ本当に。そういうことですね。海ぶどうも、これ当然ハウスで養殖もされています。やはりビニールとか、このネット、光調整するネットなんか、これ消耗品でございま

す。こういうものに対しては補助金ぐらいは出してもいいんじゃないかと、振興策としてですね。そういうことを何もやらないでですね、毎年毎年施政方針には振興策を打ち出しておりますけども、ぜひその辺についてももう一度、こういうところに補助金を出していないかどうか、またその技術者を派遣してこの指導していけないかどうかですね、お聞きをしたいなと思っています。

敬老祝金の復活についてでございますけども、市長、もうだめですか。いや、もうみんな泣いていますよ、切られちゃうと。これ年１回の敬老会ですから、やはりこの敬老者の喜びをですね、奪うというのは、非常に市長としては心が冷たいなという感じもするわけでございますけども、ぜひこれはですね、考えて復活していただきたい。当然行政改革推進委員会からも、このカットというのはもう市民からは理解できないという意見書まで出ているんですよね。その辺を考えていただければですね、これはもう年齢見直してでも復活していただきたいと思いますが、市長はこの件についてどのように思っているのか、市長がこれ答えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険の税率改正でございますけれども、私は旧平良市が伸び率50％だから、これに合わせてこの旧３町村もしてほしいということを提言したわけでございますけども、それでも赤字が増えるというの、これはおかしいんじゃないですか。皆さん方は、平成18年度の状況を見ても１億1,000万円ぐらいの赤字ですということでございますけど、この改正によって５億円という税収が増えるわけでしょう、これもちろん。税率50％課税しても、旧上野村、下地町に課税してもですね、これ４億3,000万円になりますよ。その辺がちょっと私理解できないんだけども、あと２年ぐらいはですね、やはり余り旧下地町、旧上野村、旧城辺町の市民の皆さんに負担をかけないようにしてほしいんですよ。それよりはです、旧平良市と旧伊良部町の徴収率を上げてくださいよ。向こうの徴収率上がらなりゃ、もう毎年7,400万円というペナルティーを科せられますよ。それがあれば十分賄えるんじゃないですか、この7,400万円があれば。今年度の２月までの実績見ても、もう上野と下地は82％になっているんだけども、伊良部はもう70％、平良が69％、この調子でいったらまた平成19年度も、これはもうペナルティー科せられるのは間違いないと思っております。だから、そういうところにやはり力を入れてですね、徴収率も上げんといかんではないかなと思っておりますが、その点についてもご答弁をしていただきたいなと思っております。

それと、公園の維持管理についてでございますけども、先程部長のほうは６名ぐらい常時置いてさせているという話をしておりますけども、本当にこの６名の方々が常時この公園整備なさっていますか。平成18年に完成したあの荷川取公園見てくださいよ。もうほとんど管理されておりませんよ。だれも利用する人いないです。僕は行ったんですけども、１人しかいなかったんです、そこに。あれだけ、20億円ですね、投資してつくった公園、だからパイナガマから……

（議員の声あり）

◎平良　隆君

だから、やはりこれ公園事業で進めている中で、後の管理があいう状態だったらですね、本当に公園なんてつくらなくていいんじゃないかと思いますよ。やはり管理をよくしないと、利用する方々がいないわけですから。それでですね、本当にもうあれだけ投資してつくった公園ですから、やはり維持管理を十分しないと、私はこれからの利用者が何もないと、何のためにつくった公園なのかということになるんじゃないかなと思いますけども、やはりあれだけの公園だったら常時２人ぐらいはですね、年がら年じゅう

管理者を置いて管理していないと、向こうの公園は管理できないんじゃないかと私は思っております。

（議員の声あり）

◎平良　隆君

そういうことで。ぜひこの公園、建設するときにはですね、管理の面まで考えてやはりつくらんと、私はいかないんじゃないかなと思っています。そういうことで、今パイナガマ公園事業が進んでいるんですけども、やはりあのパイナガマ公園も荷川取公園の二の舞になるんじゃないかなと心配もしております。だから、あのパイナガマ公園もですね、私は見直したほうがいいんではないかなと思っております。

最後になりますけれども、きのうから小泉元首相のトライアスロンへの招待も今要望もなされております。やはり小泉元首相がご来島のときには、懇談会にですね、我々市議員団の皆様方も特別にご招待されて、いろいろこの懇親会にも……

◎議長（友利恵一君）

時間です。

◎平良　隆君

参加させていただいたわけですけども、小泉元首相を呼ぶことによって我が宮古島がますます発展すると思いますので、ぜひ市長、トライアスロンにご招待してください。

じゃ、終わります。

◎市長（伊志嶺　亮君）

敬老祝金についてですけども、さきの議会でも予算の状況を見てとお答えしました。それで、当初予算に組み込むことができませんでした。しかし、今集中改革プランで今年度６億円削減目指しております。もしこれが５月末までにある程度目鼻がつけば、６月の補正ででも対応できれば対応したいと思っています。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、徴収率の件でありますけれども、前年度、平成18年度と比較をいたしましてですね、これは２月末でありますけれども、平良地区が2.87％伸びております。それから、伊良部地区については9.49％伸びております。したがいまして、残り、整理期間も含めて、平成19年度の徴収率について、是が非で92％をクリアしたいというふうに今徴収対策班、一生懸命頑張っておりますので、課の職員一緒になってですね、ペナルティーを受けないような92％突破を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

それから、この国保の50％に据え置いても４億3,000万円税収はあるわけだから、何も影響はないんではないのかということでございますけれども、これは実は違っておりましてですね、最初に国保の運営協議会に諮問をした案、５億円余りですけれども、税収増がですね。しかし、答申を受けたのはですね、諮問案より下がりまして、答申どおりやってもなお１億5,300万円程度の税収不足を来すというふうなことであります。議員がおっしゃっておりますように50％伸ばす、いわゆる基準とする50％で計算をしますとですね、さらに税収不足は膨らみまして、合計で２億2,900万円程度の収入不足に陥る、税収不足に陥るというふうなことになるわけであります。したがいまして、どうしてもですね、今提案をしている税率の改正をぜひともお願いをしていきたいと。被保険者の皆さんにもそれなりの負担が生じてまいりますけれども、健全運営をしていくためにはそういった引き上げがどうしても必要になってくるということであり

ます。ぜひとも被保険者のご理解を賜りたいと思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

ネット、ビニール、あるいはその他の消耗品、こういうものに補助があってもよろしいんではないかということでございます。交付要綱はこれからつくります。その中で、どういう形で補助できるか、それにつきましては検討をさせていただきます。

指導者の巡回はということでございますけども、これまで何らかの形でご相談があれば対応してきたつもりではございます。ですが、まだまだ足りないというふうなおしかりでございますけども、ただいまですね、宮古支庁にその得意とする職員が２人ばかりおります。さらには、宮古島市の職員にもある程度の指導ができる職員がおりますんで、指導するというよりも巡回し、お話を聞くと、そしてそれに何かあればですね、対応できるような体制につきましてはですね、今後徹底していきたいと、そのように思います。

◎建設部長（平良富男君）

先程も公園の管理について答弁いたしましたけど、非常に担当課としても苦慮しております。その作業回数をどうにか増やしまして、維持管理に努めていきたいと思います。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時55分）

再開いたします。

（再開＝午前10時56分）

これで平良隆君の一般質問は終了いたしました。

◎宮城英文君

午前の最後になりますので、ひとつ最後までおつき合いをお願いします。

通告に従いまして、質問しますので、誠意あるご答弁をよろしくお願いします。

私は、市長の施政方針の中から、特に農業行政についてお伺いいたします。初めに、サトウキビの生産振興についてお伺いします。サトウキビの生産振興に当たっては、増産プロジェクト基本方針の計画のもと、生産者と行政団体が一体となって取り組んでいる中、ＷＴＯ、ＥＰＡなど沖縄の農業が回復不能な大打撃を受けそうだと心配され、沖縄担当大臣は農作物の自由化は沖縄にとって切実な問題であると認識し、守るべきものは守るという方針で適切に対応していきたいとして、重要品目で例外措置を確保する重要性を打ち出しております。農業は、地域の主要産業として食糧を生産、供給するだけでなく、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を有しており、特にサトウキビは地球温暖化防止の役割を担っており、宮古島市においては大変重要な基幹作物であります。日豪ＥＰＡ交渉は、去った２月に第４回の交渉が開催され、我が国は牛肉や砂糖を含む重要品目について関税撤廃の除外の対象など例外措置を求めており、予断を許さない状況にあります。市長のご見解を求めたいと思います。

次に、サトウキビの新価格制度の支払い方法についてお伺いします。26年前の国の価格保証方式の最低生産者価格制度にかわり、今年度から市場原理を反映した新しい価格で取引され、農家への従来の支払いが１週間程度に対し、最大で25日も遅れるということで、農家は金の工面に大変苦労しているのが実情で

あります。ＪＡでは、交付金見込み総額の30％を前渡しする融資業務を新設して対応しておりますが、どれぐらい利用しているのか、また製糖期間中の交付金は80％が支払われて、残り20％は製糖終了後２カ月後に精算される仕組みになっております。当局のこの支払い方法について、どのように考えているのか、お伺いします。

次に、ハーベスター導入についてお伺いします。今期の製糖は、操業開始直後から雨天続きで、サトウキビの収穫に大変支障を来し、収穫作業が大幅に落ち込みました。その大きな要因としては、ハーベスターの能力不足の駆動方式にあると思っております。改善策として、全天候型の150馬力程度のキャタピラー式を導入したらどうかと思いますが、当局のご見解を聞かせてください。

次に、病害虫対策についてお伺いします。サトウキビの病害虫による被害は、現在収穫中のサトウキビを初め夏植え圃場など、特に例年と同じく宮古１号に発生して、葉枯病が蔓延化の兆候にあります。サトウキビの被害と言えば、カイガラムシ、ハリガネムシ、アオドウガネ、ケブカアカチャコガネなどが上げられますが、ケブカアガチャコガネは３月上旬ごろまでの防除効果が高いことが確認され、今後夏場に向けて虫たちの活動も活発になります。今年は、可動式の誘殺灯を導入し、安全な防除に取り組んでおりますが、誘殺効果が低いと聞いております。お伺いしますが、葉枯病に対する防除についてはどのように検討しているのか、可動式誘殺灯は改善するのか、定置式誘殺灯の整備点検状況、プリンスベイトの普及状況についてお伺いをいたします。

次に、野そ防除についてお伺いします。今年は、10月の後半に航空防除を実施されましたが、被害は昨年同様、城辺地域と下地地域に発生しており、大部分は８月から９月にかけて発生しているようであります。城辺地域の一部では、収穫し、小運搬してあるキビにも被害が出ており、野そは増える傾向にあると思われます。農家の声では、防除の時期は９月の上旬ごろまでに実施を希望しております。当局の計画についてお伺いをいたします。

次に、新品種の導入についてお伺いします。年内操業が再燃する中、土地の高度有効利用を図る上で以前から指摘されている課題であり、これまでは低糖度と生産量の低さにより見送られた経緯があります。しかしながら、近年早熟品種の導入により、品質、収量とも改善され、農林15号、宮古１号、ＲＨ86―410などが主力となり、全体の約84％を占めております。さらに、11月ごろから早熟する農林24号、農林26号の導入計画が進められており、これらの品種の普及によって年内操業はより可能となります。新品種の導入計画についてお伺いします。

次に、緩効性肥料についてお伺いします。宮古島の地下水の汚染源は、化学肥料に由来するのが40％以上と言われ、その対策として緩効性肥料の必要性を認識しながらも、実行されていないのが実情であります。今なお804主導で定着しており、改善されておりません。普及の妨げになっているのは何か、緩効性肥料の普及計画はあるのか、お伺いをいたします。

次に、畜産振興についてお伺いします。今年１年の肉用牛生産振興と高値取引を祈願し、初競りが開催されましたが、伊良部から上場された去勢牛が宮古島市で過去最高の86万円余で取引され、今年も高値取引が期待され、今日は今年度最後の競りが現在行われており、568頭の子牛が上場され、悲願の販売総額30億円突破がかかっております。反面、バイオ燃料の需要や原油の高騰で畜産飼料が高騰し、畜産農家の畜産経営は圧迫され、不安定な状況下にあります。また、宮古島市の課題として、繁殖牛の高齢化が指摘され、

10産以上の母牛の割合が高く、競り価格に影響しており、早急に計画的な改善が望まれます。母牛の更新に当たっては補助のあり方を見直し、優良雌牛の自家保留牛を増やす必要があると思います。当局のご見解をお願いいたします。

次に、死亡牛の処理についてお伺いします。年間700頭以上の子牛の死亡例が報告され、その処理のあり方について、処理負担額が重過ぎるということで畜産農家との折り合いがつかず、難航しており、いずれにしても当面は冷凍コンテナ移送方式で対応しながら、県とも調整して、できるだけ畜産農家にしわ寄せがないよう恒久的な焼却処理施設を検討できないものか、お伺いをいたします。

次に、自給粗飼料の確保についてお伺いをいたします。従来粗飼料については、自給粗飼料でバランスよく安定供給に努めてきましたが、原油の高騰、食糧資源のバイオ燃料化による諸物価の高騰での追い打ちで厳しくなっております。畜産粗飼料のほとんどが乾燥とサイレージであります。サトウキビの梢頭部はそのほとんどが飼料として利用されておらず、サイレージ飼料としますと生産量の50％足らずで１万5,000頭の１年分の飼料確保が可能であります。新規事業として検討できないものか、お伺いをいたします。

次に、資源リサイクルセンターについてお伺いいたします。１つ目に、現在の稼働状況と問題点についてお伺いします。事業計画の最終年度に入ると理解しておりますが、稼働状況を見る限りでは稼働率は高く、宮古島における有機農法に大きく寄与し、食の安全、安心、地産地消の期待に注目されることと思っております。現在の利用状況と原料ヤードの整備についてお伺いをいたします。

次に、原料確保状況についてお伺いいたします。堆肥の原料は、製糖工場の副産物であるバガス、ケーキ、トラッシュなどが主であり、その確保については十分対応できているのか、契約状況などについてお伺いをいたします。

次に、Ｅ３燃料の普及についてお伺いいたします。現状と課題についてお伺いをいたします。我が国は、2012年度までにCO_2、つまり二酸化炭素の排出量削減を14％とバイオマス使用目標を50万キロリットルと設定し、宮古島では環境省が主体となって地球温暖化対策技術開発事業として平成17年度から実施しており、今年度から走行試験を拡大して全島ガソリン車３万5,000台、Ｅ３燃料２万5,000キロリットルの年間使用計画で製造設備及び供給施設の建設を進めておりますが、その進捗状況と課題についてお伺いをいたします。

次に、公園管理についてお伺いいたします。１つ目に、デイゴの被害について。宮古島市の公園、公共団体、それから学校、街路樹などのデイゴは、ヒメコバチの寄生が原因で立ち枯れするなど、その被害が拡大しております。この現象は、2005年５月に石垣島で初めて発見され、その後県内48島において８割以上の被害が報告されており、宮古島においても全体の４割近くが立ち枯れし、残りも絶滅の状態に瀕しております。特に来間島小中学校東側のデイゴは、市の天然記念物の指定を受けており、島では毎年９月にはこのデイゴの下でヤーマス御願が行われておりますが、来間島すべてのデイゴは赤信号のシグナルを発しており、宮古島からデイゴが絶滅しようとしております。当局はどのような対策を講じているのか、お伺いをいたします。

次に、サニツ浜公園駐車場の修復についてお伺いをいたします。この公園は、市民の憩いの場として開放されており、市のイベント行事など利用率も高く、観光客も多く訪れる景観のいいところであります。

被害を受けている駐車場の縁石は、宮古島トラバーチンで施工され、その一部が人為的に持ち出された形跡があり、単なるいたずらではないと思われます。当局には以前から指摘してありますが、修復はいつごろになるのか、お伺いをいたします。

以上、再質問がないように、ぜひ真心のこもった答弁をお願いいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

宮城英文議員に真心込めて答弁したいと思います。

サトウキビの生産振興でございますけども、国際的な貿易交渉が活発化している中で、政府は平成18年12月にオーストラリアとの首脳間でＥＰＡの交渉開始を合意され、今年２月までに４回の交渉が行われております。交渉次第では、宮古島市に関連する産業や地域経済に多大な影響を及ぼしかねない重要な問題であります。オーストラリアから輸入されている農畜産物、米、麦、牛肉、砂糖、乳製品である重要品目の輸入関税の撤廃や輸入枠拡大等を強く阻止するために、宮古でも関係団体を結集し、総決起大会を開催し、関係省庁、大臣へ要請してあります。市といたしましても、生産者や関係機関と連携し、サトウキビを初め肉用牛等の重要品目を例外措置扱いとするよう国に対し、積極的に働きかけ、常に宮古島市の農業と地域経済を守っていく決意で取り組んでおります。なお、農畜産物を守る全国集会を来月下旬ごろに予定されていると聞いております。ＪＡグループも参加し、国にも積極的に要望していく計画ですので、宮古島市も連携しながら、しっかりと働きかけていく考えであります。

Ｅ３燃料の普及について、現状と課題でございますけども、本格的なＥ３の導入、普及を促進し、事業化を図るためには、地産地消、地域循環型の社会システムの構築が必要と考えられております。そのため、経済産業省がりゅうせきに委託したＥ３地域流通スタンダードモデル創生事業により、Ｅ３の製造から給油までの大規模な実証研究が進められております。また、今後の展開としましては、宮古島の全ガソリン車への供給を目指して、新年度から１府４省による「宮古島バイオエタノール・アイランド構想」事業の実施が予定されており、引き続きＥ３の全島化の実現に取り組まれると伺っております。宮古島広域実証事業へ向けての課題として、１番目に既存全給油所においてＥ３実証事業が可能な環境整備、２番目に原料糖蜜の安定供給の確保、３番目に蒸留残渣液、醗酵残渣酵母の肥料化、飼料化循環システムの構築、４番目に製糖会社との融通システムの構築が上げられております。市としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

ほとんどが経済部関連ということで、非常に経済に対して、特に農業に対して非常に関心をお持ちだということで、ある面では応援団かなということで大変感謝をしております。質問が多岐にわたっておりまして、少しばかり不足する部分もありますが、ご指摘をいただきたいというふうに思っております。

まず最初に、新制度の支払い方法についてということで、農協さんが30％の貸し出しをするということでありますけども、それの理由はどういうものかということでございます。まず、件数を申し述べます。下地が５件、上野が11件、城辺42件、平良41件、伊良部15件、計114件が利用をなさっているようでございます。サトウキビの栽培農家4,000戸以上あると思うんですけども、大体そういう件数でございます。

次に、支払い方法で市はどのように考えているかということでありますけども、80％支払った後に一月後あるいはそのすべての精算が終わった後に残りの20％を支払うということでございます。これは、やは

り最終的な確認をするというふうなことが必要であるというようなことからそういうお支払い方法になっているかというふうに聞いております。国の制度の中で決まったことでありまして、これを何とかしろということにしましてもですね、相当の労力が必要になるということが考えられます。まずは新制度にどれだけ農家の皆さんがですね、理解をしていただいて、受け入れていただくか、これがまず重要かと思います。さらには、この制度も３年後にはさらに集落営農という形で新しい制度を我々つくっていかなきゃいけないという中ではですね、今私どもとしてはできるだけ小さい面積の畑しか持っていない農家であっても、サトウキビが安心してつくれるような、そういう集落形態あるいはその作業形態、そういうものをですね、しっかりとつくり上げていくことがまず優先されるものではないのかなというふうに思ってございます。

次に、ハーベスターの導入についてでございます。現在平良地区で８件、城辺地区で６件、上野地区で１件、合計15件のハーベスターの導入希望があります。その中で、能力が不足しているのではないかというようなことでございまして、ただいま小型ハーベスターの導入というのがですね、非常に要望が多くございます。ですが、この小型ハーベスターにしましてもですね、大体100馬力前後だと思うんですけども、夏植えの非常に生産量のいいキビに対してはですね、少し能力不足があるというふうに聞いてございます。そういうことからすればですね、議員おっしゃる150馬力のキャタピラー式の導入ができないかということに関しましては、今後県のほうとですね、協議が必要になりますんで、その中で一度お話をしてみたいというふうに思ってございます。

次に、サトウキビ生産振興についてということで病害虫の対策でございます。昨年から移動式の誘殺灯1,000基と既存の誘殺灯約1,000基、2,000基くらいの誘殺灯が動いてございます。昨年は導入当初ということで、宮古島市にですね、くまなく配置をいたしました。その中で、ある程度どこに多いのか、少ないのか、それがですね、捕殺効果として現在統計がなされております。そういうことで、今回からはですね、設置場所の部分というのをしっかりとした形で決めてですね、やっていきたいというふうに思っております。ただ、導入した移動式がですね、やはり太陽電池を使っているという関係から少し光量が弱いのではということもありますし、また設置した高さがですね、１メートルぐらいのところですから、後ろのほうにですね、夏植えキビとかそういうのがあると、実質的なその光の届く範囲が180度しか使えないと、そういうようなこともございますんで、今後は設置場所も含めてですね、検討しながらやっていきたいというふうに思っています。

次に、葉枯病の件でございます。まだまだこの原因がですね、わかっていない部分があります。ただ、非常に風通しの悪いところ、こういうところあたりでですね、多く発生があるのかなということはわかっておりますけども、ですが、何とか回復して、収量も順調にあるということでありますから、そのあたりはそう大きな心配というのはないのかなというのは思っていますけども、できればやはり健全な苗をですね、つくっていくというのが大事かと思いますんで、そのような対応をですね、これから検討していきたいというふうに思います。

次に、最も病害虫の中でハリガネムシ、これが非常に大きな阻害をしているというふうに思ってございます。これが多い圃場では、やっぱり欠株が多く出ているというのがありまして、今回４カ所ですかね、そこに圃場を設置しまして、試験圃場です。通常の農薬とそうじゃないところ、それにハリガネムシの新

しいプリンスベイト剤、こういうのをですね、比較試験した圃場が各町村区でやってございます。非常に効果が高いというふうに聞いておりますし、平成20年からそのプリンスベイトのですね、国、県の補助が一部出てくる予定でございます。こういうのをうまく活用しましてですね、病害虫対策をやっていきたいというふうに思います。

次に、野そ防除でございます。通年野そ防除、航空防除でもってやってまいりました。ですが、この野そ防除ですね、やはり有機栽培をしている方々は余り近くにまいてくれるな、あるいは牧草地にはまかないようにと、そのようなこと等もございまして、ある程度外して飛んでいる関係上ですね、その野その剤が散布されていない場所が多数見られます。そういうものに関しまして、昨年２台の地上防除機を導入をいたしました。これでもってですね、その周辺につきましてはきめ細かい防除をしていきたいというふうに思ってございます。９月の上旬までとの要望でございますので、これにつきましては県とも調整が必要になっていますので、その方面でですね、調整をしてみたいというふうに思います。

次に、新品種の導入についてでございます。早熟品種84％程度、確かにそのとおりでございます。さらに、今試験場のほうでですね、新しい品種になるであろう農林24号、26号ですね、この導入試験を今やってございます。これがうまい形でいけばですね、当然に11月ぐらいから糖度の高いキビが生産できる可能性があるわけですから、今の早熟品種とあわせて、このキビの導入を進めていきたいというふうに思ってございます。そういうことができればですね、早期に製糖を介して畑を早くあけて、これからの春植え、株出しという体系を確立していけるもんだというふうに思ってございますんで、私どももまたこの早熟農林24号、26号に期待をしているところでございます。

次に、緩効性肥料についてでございます。これまでずっと復帰して以来もう804、これが肥料として化学肥料が使われてまいりました。これからなかなか脱却できていないというのが確かに現状でございます。ですから、緩効性の肥料のほうがむしろ効きはいいんだということはわかってはいるんですけども、値段の問題が少し高い。それもあって使っていないようでございます。ですが、これからの農業の場合ですね、やはりもっともっと有機肥料を投入するということが必要になってまいりまして、現在圃場整備の事業においてもですね、今まで１トンしかまかなかった箇所にですね、その土壌の能力に合わせて、４トンあるいは５トンというような形で今堆肥をまいてございます。そういう意味からすると、もっともっと化学肥料を減らしていくという対策が必要になってございますんで、我々の持っている資源リサイクルセンターで安い堆肥を供給してですね、そういう有機肥料を持った土づくりをしていきたい、そのように思っています。

次に、自家保留牛についてでございます。確かに新年１月の競りで86万円余といういい値段が出ました。これは、お祝儀相場もございましたんですけども、それであっても沖縄県の中でですね、沖縄県の競市場の中で宮古島が一番高い値段をつけていただいたということはまた事実でもございます。そういう中で、母牛、自家保留すべきものをですね、やはり売り急いでいるというようなことも農家の中には見られます。そういうことで、今回平成20年度からいい母牛を残そうということで、地区の共進会、こういうのでですね、１等をもらったもの、あるいはその登録点数が80点以上、こういうようなものに関しましては１頭当たり15万円近い補助金を出してですね、自家保留を進めていくと、さらには２位には13万とか、３位には10万とか、そういう形できちっとした自家保留についてですね、残せるような対策をとっていくというこ

とを計画してございます。

次に、死亡牛の処理でございます。永久的な焼却施設の建設はということでありますけども、これ産業廃棄物という形でその工場をつくらなきゃなりません。しかも、生の死亡牛でありますから、非常に高い温度でもって焼却しなきゃいけないということで、管理の面とか、あるいはコストの面では相当かかるということを聞いてございます。そういうことで、今後の死亡牛の処理につきましては沖縄本島の専門業者のほうに運んで処理するというコンテナ輸送の方法をとりたいというふうに思ってございます。

次に、自給粗飼料の確保についてということでございます。これまで宮古の牛はですね、太り過ぎあるいは胃袋が小さい、こういうことがずっと言われておりまして、今回その飼料が上がったというふうなことからすればですね、やはりもっともっと粗飼料に目を向けるべきであろうというふうに思ってございます。南大東島あるいは与論島あたりはですね、牛をやはりお飼いになっているんですけども、サトウキビの梢頭部をですね、うまくサイレージしまして、それを牛のえさにしているあるいは敷きわらに使っているというようなこと等も聞いてございますんで、今後これの普及はですね、さらにやるべきであろうというふうに思ってございます。

次に、資源リサイクルセンターの稼働状況と問題点ということで、現在の状況はということでございます。通常であれば８時半に出勤して６時ごろまでやれば十分に稼働できる状況でございますけども、現在製糖時期でありまして、沖縄製糖、宮古製糖からですね、バガス、ケーキ、そしてあとはトラッシュですか、トラッシュ残渣、こういうのが大量に持ち込まれてございます。これまでバガスが9,284トン、ケーキが１万1,164トン、トラッシュが1,098トン、灰が1,462トン、そういうような形で入ってきますし、その途中の中でも牛ふんがですね、1,800トンばかり入ってきてございます。合計で２万5,840トン余りのですね、原料が入ってきていまして、これを処理するにはやはり24時間体制じゃないとできないということで、１月から４月ごろまでは24時間体制で２交代でもって今処理をしてございます。ですが、やはり処理能力は間に合ってはおりません。そういうことで、ストックをですね、露地実証施設の場所と東側にある市有地にですね、仮のストックをしているという状況にございます。ですが、平成20年度でストックヤードを増設して対応していきたいということで考えておりますんで、また製糖工場さんのほうにも協力をお願いしまして、一時的に工場内でストックしていただく、そのような対応をしながらですね、地域の方に迷惑かけないような施設づくりを、堆肥づくりをしていきたいというふうに思ってございます。

その中で製糖会社さんとの契約はということでございますけども、市と製糖会社の契約はですね、余剰バガスをリサイクルセンターに無償で提供していただく、そういうことで契約をしていまして、量でもって契約しているわけではございません。それはなぜかといいますと、そのバガスの残量というのはですね、日々の能力、これに応じてバガスの残量は大きく変化します。例えば沖糖さんであれば1,800トンぐらいの処理ができればですね、余剰バガスが出るし、それが一千二、三百トンというふうな形で工場能力、雨とかそういうもので落ちると、すべて燃やしてしまうと、そのようなことでバガスが安定してどれだけ出るという計算ができませんので、余剰バガスをいただくと、そのような契約にしてございます。

次に、デイゴの被害対策でございます。立ち枯れが多く見えております。これは、デイゴヒメコバチというハチの一種でございますけども、これはですね、その葉の中に卵を産むという関係上ですね、なかなか農薬が効かないということでございまして、ですが、散布農薬が登録される予定でございます。その時

期が平成20年の４月の中旬ごろということをお聞きしていますんで、県やその農薬メーカーなどの指導のもとにですね、農薬散布等により被害対策をとっていきたいというふうに思っております。

◎下地支所長（平良哲則君）

下地地区内に位置するサニツ浜公園の駐車場修復についてでありますが、宮城議員ご指摘のとおり、駐車場周辺の境界縁コンの一部がはがれ落ちた状態になっており、今後も進行するおそれがあります。この公園一帯は、グラウンドゴルフや宮古島市のイベント開催等にも利用され、多くの市民が集まる公園でもありますので、安全の面からも修復に向けて協議を行っておりますので、予算措置がされ次第、その対策を講じたいというふうに考えております。また、公園の清掃業務を委託している業者にも現状等を説明して、公園を利用する市民が安全に利用できるように管理をしていきたいというふうに考えております。

◎宮城英文君

再質問は、私も優しくしていきたいと思います。

ＥＰＡ交渉についてでありますけれども、これは国の外交問題ではありますけれども、サトウキビをつくっているこの宮古島では、我々にとってもう死活問題でもありますから、北海道ではこれてん菜の地域ですけれども、じかに担当大臣に要請もしております。ひとつ市長もですね、きのうの野菜関係の東京卸売市場でＰＲしたらどうですかというときに、出張予定がないとかいうことをおっしゃっていましたけれども、このＥＰＡの要請活動をですね、ぜひとも経済工務委員会を引き連れてですね、一回大臣に要請したらいかがなものかということを思っております。

サトウキビ代金の支払いの件ですけれども、新しく始まった国の制度ではありますけれども、農協が融資制度を扱っていますけれども、この金利ですね、金利の扱い等について何とか是正しながら、農家に対するそういった低金利というか、金利がなくてですね、できるような措置は考えられないものか、そういうことをお伺いしたいと思います。

ハーベスターについては部長も理解しておりますので、私は今農家の要望に従ってどんどん小型化して、非常に支障を来しているような感じがしますので、どうしてもこれを気づいているときに改善をしていかないと、また台数が増えてからでは二の舞を踏みますので、今うちにですね、できるだけ、これ中型といいますかね、馬力アップをしてキャタピラーにしていきますと、今よりはこれは全天候型でやはり収穫率は上がると思います。さきの製糖工場の日産の処理能力の話も出ていましたけども、宮古製糖で1,650トン、それから沖縄製糖で1,800トン、最低これを維持しないと余剰バガスが出てこないです。だから、そういう意味でも、ぜひとも日産当たりの製糖工場の能力に合わせてですね、刈り取りが間に合わないと、このせっかくの資源リサイクルセンターの原料であるバガスも確保が難しくなっていきますので、その辺早目に改善をお願いしたいと思います。

病害虫対策ですけれども、可動式の誘殺灯は光が足りないから、これを球を切りかえるとか言っていましたので、それはできるのかどうかをお伺いします。

それから、この定置式の誘殺灯を見て回りますと、使用不能な箇所なども見受けられますので、もう５月からはアオドウガネの発生も見られますので、ぜひともこの定置誘殺灯の整備についてもお願いしたいと思います。

それから、ハリガネムシの防除によく効くと言われるプリンスベイトですけれども、最近２週間前あた

りにアドバンテージというのが各家庭にチラシが配布されております。農家では、まだプリンスベイトというものを知らない農家もおる中で、またアドバンテージというのがハリガネムシの防除にいいですよというチラシが入っていますので、ぜひともこの効果の高いと思われるものに集中して指導してもらうようにお願いします。

野その防除については、ぜひとも９月上旬ごろにできるように県との調整はお願いします。

それから、緩効性肥料の普及ですけれども、私は市長の施政方針の施策の中でも、環境保全対策として地下水保全を基本として掲げておりますので、この化学肥料による汚染源、これどうしても行政が何とか予算措置でもつけてですね、現状をもう少し改善するようにしたらいかがなもんかと思います。平成18年度の実績では、804が14万6,290袋、これは全体の80％、それから699が３万5,038袋、これ19％、この緩効性肥料と言われる春一番、夏一番を合計して1,702袋、これ１％です。全体、１年間でサトウキビに対しては宮古島本島で18万3,030袋の化学肥料が使われております。今現在、10年も前から緩効性という肥料の奨励をしながら、まだ１％の状態にあります。これを何とか市長のこの施策の中でうたっているような地下水保全対策、これの柱として予算を大きくつけていただきたいと思います。

畜産関係については、自家保留に対して補助の拡大をしながら進めていきたいということですので、よろしいかと思います。

死亡牛ですけれども、私は移送して沖縄本島で処理するということに対しては、方法としては別に問題はないと思うんですけれども、自然災害、事故が起きたり台風などですね、こういうふうなときにたくさん集まって支障を来さないのか、いろいろ島を離れていくと問題が起きると思います。そういうことで島内で焼却処理施設をぜひとも検討してもらうようにお願いしたいと思います。

自給粗飼料の件ですけれども、サトウキビがあれだけ梢頭部が放置されているものを見ますと、これからの畜産経営に対しては粗飼料や農耕飼料の高騰で大変厳しいですので、ぜひとも島内で確保できる飼料開発には当たっていただきたいと思います。

資源リサイクルセンターについては、うまくいっておりますので、ぜひともこれには宮古農林が開発している、ちょっと忘れましたけれども、バイオリンですか、これもですね、活用しながら、宮古ブランドという農産物やら加工品をこれから開発したいと言っておりますので、ぜひともこういったものを表に出して、宮古島の有機農法でできている野菜ですよとＰＲできるようにお願いします。

Ｅ３燃料についてはですね、私は我が国は非常に率先していろんな数字も上げて、うまくいっているように見えておりますけれども、なかなか前に進んでいないんです。もう今ごろ宮古島でも我々のガソリン車も全部Ｅ３で走っている、そういったころではないかと思うんですけれども、まだまだ研究開発の段階のようであります。宮古島では、今の状態では6,000トンぐらいの糖蜜が確保できます。これからは1,500トンぐらいのエタノールが生産されまして、Ｅ３の２万5,000キロリットルに対しては750リットルのエタノールが必要でありますから、750キロリットルは一応余る予定にはなるんです。だから、宮古島でエタノール燃料を混合したガソリンを使いますと、大体Ｅ６程度の燃料の確保は大丈夫と思います。もちろんＥ10にするには、日々の生産量を33万トン以上に持っていかないと原料の確保が難しくなります。

私は、公園管理のデイゴについては、建設部長が答弁するということを予定していたんですけれども、経済部長から答弁をいただきまして、恐縮しておりますが、これについてもですね、手当てとしては緩効

性の樹木用の肥料があるそうです。だから、力をつけるためにこういった肥料を与えて、まず今県が申請している農薬ですね、これが認定が出るまではそういった措置の方法もありますよという指導も来ておりますので、もし長引きそうであれば、そういった緩効性肥料を施肥して、力をつけていただきたいと思います。

サニツ浜公園ですけれど、これは予算措置をとるような額でもないと私は思うんですけれども、あの１枚のトラバーチンの単価はですね、大体1,900円ぐらいなんです。だから……

（議員の声あり）

◎宮城英文君

100枚足らずですから、原材料代で20万円は切っておりますので、これは予備費というか、その予算残の何かからでも使えそうな額でありますので、ぜひとも早い機会にですね、これは修復工事をしてもらいたいと思います。これは、ただ本当にいたずらでもぎ取ったものではないんです。今調査してもますと、２枚ほど増えていそうな気がしております。全体で85枚ですから、ぜひとも早目に修復してもらうように、市長からでもすぐ、あしたでもされてもらうようによろしくお願いいたします。

答弁できるものだけお願いして、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

ほぼ要望事項になっておりますので。

◎市長（伊志嶺　亮君）

ＥＰＡ問題ですけども、ＥＰＡの交渉が失敗すると、日本には３兆円規模のダメージがあると聞いております。沖縄でも781億円のダメージがあると聞いております。その中でサトウキビは約600億円、それから肉用牛は100億円と聞いています。600億円とすると、宮古ではサトウキビが70億円、その４倍の経済効果があるとすると、280億円のダメージが宮古のほうに参ります。ですから、宮古にとって本当にＥＰＡ問題というのは大変な問題であるというのはよく理解できます。しっかりと経済工務委員会を引き連れてですか、でも政府に交渉してまいりたいと、こんなふうに思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、ハーベスターの中型のタイヤをですね、キャタピラーにかえるともっとよくなるのではないかということでございますけども、これやはりメーカー側でつくっていただかなきゃいけない機械でありますから、メーカー側のほうにどういう形ができるのか、一度お願いをしてみたいというふうに思っています。

次に、アドバンテージのチラシが入っているということでございますけども、プリンスベイト剤はですね、平成19年から圃場のほうに試験をしましてですね、これから普及しようとしている段階でございますから、平成20年度につきましてはそのプリンスベイト剤をですね、できるだけ使っていただけるように、これから普及していきたいというふうに思ってございます。

あとは、緩効性の肥料をもっともっと普及すべきじゃないかということでありますけども、なかなか304から脱却できないと。やはり人間の心理として、まけばすぐその効果があらわれるというのがですね、どうも普及の阻害をしているようでもあります。やはりこれはもう啓蒙という形でもって普及しなきゃいけない部分がございますので、これについては今後ともさせていただきます。

◎議長（友利恵一君）

あとは４件の要望ということにしまして、これで宮城英文君の一般質問は終わりました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時51分）

再開いたします。

（再開＝午後２時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎池間雅昭君

一般質問を行ってまいりたいと思います。市民がわかりやすいように、当局の明快なご答弁を求めます。

まず最初に、市長の市政運営についてでありますけども、平成20年度の施政方針が示されました。その中からですね、いろんな文言について理解できない部分がございますので、数点その意味等についてお伺いしておきたいというふうに思っております。

まず、はじめにというところで「合併後の混沌とした状況も相まって、事務処理ミス等が相次ぎ」というふうにおっしゃっております。この合併後の混沌とした状況というのはどういった状況なのかですね、ご説明を求めます。さらに、市政運営にあたっての基本的な考え方の中で、市民との共創という言葉がございます。それについてもご説明をいただきたいというふうに思っております。

さらに、「本市の財政は、依然として厳しい状況にある」という認識でありますけども、きのうの市長の答弁等を聞いていますとね、何かそれほど危機感持っていないような感じがいたします。そういうことであえてお伺いするんですけども、どの程度の厳しい状況なのか、市長のですね、認識を賜りたいというふうに思っております。

次に、同じく基本的な考えの中ですけどもね、「市民の視点に立った行政を基本として、簡素で効率的な行政の実現」というふうにおっしゃっております。市民の視点に立った行政及び簡素で効率的な行政とはどういった行政を指すのかですね、ご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、新年度予算についてお伺いをいたします。まず最初に、予算の編成方針についてご説明をお願いいたします。さらに、新年度の会計予算の種類、合併してからですね、特別会計が大幅に増えました。市民はなかなかわかりません。ですから、市民がわかるように、その会計予算の種類、そしてその内容及び予算規模についてご説明を求めます。

次に、一般会計についてでありますけども、歳入の財源別内訳及び歳出の性質別内訳について具体的にご説明をお願いしたいというふうに思っております。

次に、新たに復活した管理職手当及び特殊勤務手当についてでありますけれど、きのうの論議でもですね、ごく当然な権利だというふうな話がございますけども、やはり私としましてはまだまだトゥリバーが売れたにしてもですね、この宮古島市の財政状況というのは非常に危機的な状況にあるというふうに考えます。ですから、そういう状況においてはですね、管理職手当とか特殊勤務手当を職員個人個人がもらうんではなくてですね、私はですね、この管理職手当や特殊勤務手当については、いわゆる現在市の財政調整積立基金はゼロですから、これらの額をですね、財政調整積立基金のようなですね、積立基金として積

み立てていったほうがいいと思うんですけども、いかがでしょうかね、市長。これは、財政調整積立基金に積み立てておいて、将来は退職手当、それに充当していくという方法もあると思うんですよ。そのほうが、私は現在の管理職の皆さんも、そして職員の皆さん方もですね、財政のよいほうへ向けての貢献もなさるしですね、ひいては市民に対しての貢献にもなると思うんですね。ぜひともそういったことを考えていただきたい。あえて議員の皆さん方にもお願いしたいんですよ。我々に提示された予算ですから、ある意味では管理職手当はですね、財政調整積立基金とか、あるいは将来の退職手当積立基金とかね、そういった形でやっていければいいと思うんですが、これもまた委員会のほうでもですね、ご論議をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、順番は事業執行についてありますけども、この事業執行と繰越明許費については非常に密接な関連性があると思います。そういうことでですね、あわせてお聞きしていきたいと思いますので、明快なご答弁をお願いをいたします。まず最初にですけども、平成19年度においてですね、繰越明許事業の繰り越しが約15億円ほどなされております。この繰越明許費についてはですね、いわゆる普通建設事業費に占める割合はどうなっているのか、お聞かせを願いたい。さらに、今回の繰り越し15億円、非常に多いです。この繰り越しによってですね、市民生活に与える影響、これについて市長はどのようにお考えでしょうか。15億円という繰越額についてのお考えも、そしてその繰り越しによって市民生活にどのような影響が予想されるのか、それについてのお考えを、市長のお考えを求めたいというふうに思っております。

次に、３点目にパイナガマ公園事業についてであります。いろいろと補正の間でも議論がなされました。私がお聞きしたいのは、まず平成８年以前に執行されたいわゆる商工観光課による観光事業ですね、これの内容と、そして観光施設がつくられたわけですから、その観光施施設の建っている用地、これは多分これまでの論議で賃貸だというふうにわかっております。そこで、その事業の内容とその用地の賃貸契約相手方、だれなのか、これをまずご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、平成８年度事業については、いわゆる採択当時の事業計画の内容、用地取得というふうな説明を受けてきておるんですけども、その採択当時の事業計画の内容、それと実績、それについて説明を求めます。これについてはですね、この計画については皆さんからいただいた図面がございますから、この図面でですね、当初はそれのどこを買う予定でしたよと、実績としてどこを買ってどういうふうな事業をしますよというふうなことをですね、この図面を用いて市民にわかるようにご説明をお願いしたいというふうに思っております。

次に、平成17年度の事業についてお伺いをいたします。この平成17年度でですね、いわゆる下里アマヒサ339番地、地目は墓地となっておりますね、これについてお伺いをいたします。この取得前、この下里アマヒサ339番地の取得前の所有者はどなたでしたでしょうか。取得前の所有者についてお伺いします。

それとですね、いわゆる市と売買契約を結ぶわけですから、その売買契約の相手方、市はどの方とその339番地において売買契約を結んだのか、要するに市からはだれ、そしてその土地、339番地のほうからだれがその契約結んだかということであります。これもご説明を求めたいというふうに思います。

それと、平成17年度で用地を取得しました。その土地の代金はですね、どなたに支払われたんでしょうか、お伺いをいたします。

それと４点目に、今新聞紙上もにぎわわせて、今補助金返還とかいう話も出ているんですけども、この

繰越明許費についてお伺いをいたします。議会としましては、これまでの当局の説明等もきちっと議論もして精査をして、このままではだめですよというふうな結論出しました。そこで、もう一度お伺いするんですけども、この繰り越しの理由は何か、そしてその原因は何なのか。もう一点は、議案第47号との関連について、説明も求めたいというふうに思っております。

次に、トゥリバー地区の繰り越しについてであります。いわゆる臨海土地造成事業が繰り越されておりますけども、この繰り越した額、そして繰り越しの理由、それについてご説明を願いたい。その繰り越しの理由を見ますとね、どうも開発事業に支障を来しているんじゃないかなという気がします。きのうの説明じゃ、３月３日と３月13日に相手方と接触をしたという話ですけども、どうでしょうね、市長。その売買契約をした後、もうずっと３月まで接触はなかったんですか。その相手方との交渉経過についてもね、お願いしたい。それとですね、協議書の内容について話し合いは持たれたんでしょうか、ご説明を賜りたいというふうに思っております。

次に、負担金、補助金、いわゆる中体連あるいは小体連についての補助金の問題であります。きのうの同僚議員の質問に対して、総務部長のほうからですね、補正を視野に考えていきたいというふうなことであります。私もですね、ぜひ補正をしていただきたいんですよ。この理由はね、いろいろと皆さん方は慣例で削除してきたかもしれませんけども、この特に中体連、このままの助成金では夏季大会が開催できないと。夏季大会というのは球技大会なんですね。野球やバレーボールやバスケットやテニス、もろもろそういった夏季大会の開催を見合わさなければならないというふうなことが言われております。これはもう市長ですね、市長の施政方針で言われている人材育成ですか、そういった面から考えてもですね、そういうことがあってはならないと思うんですよ。ですから、ぜひともそういった子供たちの夢を奪うようなことはしないで、その夏季大会もですね、きっちりと開催できるような予算というものをつくっていただきたい。そのためには、今示されている額の２倍ぐらいのですね、補正をしていただいて、子供たちが安心してスポーツにも勉学にも励めるような環境をつくっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。ぜひ補正増をですね、お願いしたいというふうに思いますので、お答えを願います。

次に、西辺中学校の体育館建設についてでありますけども、当初計画と今後の計画についてですね、具体的に教育委員会のほうからご説明を求めたいというふうに思っております。

最後に、消防行政についてでありますけれども、消防長、３月いっぱいで定年にはなりますけどもね、これまで大変ご苦労さまでございました。今後ですね、宮古島市の消防行政の現状と課題について、そして今後のあり方についてですね、消防長としてのご見解、ぜひともお示しくださいますようにお願いをいたします。

答弁聞きましてから再質問をいたします。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えします。

施政方針でございますけども、合併後の混沌とした状況とはどういう状況かという質問でございます。合併は、初めて体験する大きな転換でありました。これまで旧５市町村で行われてきた行政運営が合併により統一されましたが、業務範囲の拡大や事務手続の統一処理への移行、また分庁方式による各部各課職員の意思疎通や連携が十分に保たれていない状況等をこのように表現をいたしました。

市民との共創とは何かということでございます。魅力ある島づくりには、島のすぐれた特性を市民と行政が一体となって磨き上げることが大切であり、各施策の実現に向けては市民とともにつくり上げていくことが大切であるということで市民との共創を基本に掲げております。

宮古島市の財政の現状をどういうふうに見ているかということでございますけども、本市の財政状況は、平成18年度が、財政指標で見ますと財政力指数が0.300、経常収支比率が93.0％、公債費負担比率が20.9％、公債費比率が14.5％、起債制限比率が13.1％、実質公債費比率が13.9％など、依然として本市は市町村合併という大改革を断行したにもかかわらず、財政的には厳しい状況にあると考えております。

次に、管理職手当あるいは特殊勤務手当は積み立ててはどうかということでございますけども、管理職手当あるいは特殊勤務手当は職員の当然の権利として人事院も認めているものでありますので、これを今年度は半額だけ支給して職員のやる気を引き出していきたいと考えております。

他のことについては担当をもって答弁させます。

◎総務部長（宮川耕次君）

施政方針の中の言葉で、市民の視点に立った行政、そして簡素で効率的な行政の実現という、これはどういう意味かということでございます。まず、市民の視点に立った行政というのは、よく自治というのは住民自治とか団体自治と言われておりまして、特に市民のニーズとかそういったものを十分に反映しているかどうかを気をつけながら目指してやっていく、そういったものが市民の視点に立った行政であるかと思います。それから、簡素で効率的な行政といいますのは、やはり無駄をなくし、そして効率的でシンプルなわかりやすいといいますか、そういった行政を目指すことかと思います。さらに、高度成長時代はあれもこれもということもあったんですが、これはやはりきちっと選択し、そして選んだものに対して集中してやっていくという、そういう最少の経費で最大の効果を引き出すことにあるかと思います。

次に、中体連の補助金の問題についてでございます。昨日もお答えいたしましたように、今池間雅昭議員から夏季大会が非常に危ないということで補正で対応してほしいというご質問がありました。昨日も答弁しましたとおり、補正で検討してまいりたいと、このように考えております。

◎建設部長（平良富男君）

平成17年度の事業の中で墓地の339の所有者はだれかということですけど、当初は字有地で登記されておりました。それで、財産区に登記されまして、売買契約をしております。契約者がですね、下里字共同組合の伊志嶺政夫、それから平良市字西里財産区の山里薫になっております。

それから、繰越明許費、議案第47号との関係ですけど、さきの質疑の中でも出ていたと思うんですが、平成19年ですね、契約しました２月で否決されております。その部分です。繰越明許の理由はですね、相当数日数を要したという形での繰り越し理由になっております。当然繰り越しの理由が４つほどありまして、この理由で申請をしております。

それと、トゥリバーの繰り越しですけど、まず現在企業側とですね、ホテル建設用地のその計画地盤高、これがまだ決定されていない状況になります。そういう関係で、今発注している、これ整地工事なんですが、これ単費です。補助事業でありませんので、そういう繰り越しの理由になっております。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

だから、トゥリバーの繰り越しの理由は、書かれているように企業との関係ということですので、その企業側からのホテル用地の地盤高ですね、これがまだ決定されない状況になりますので、その整地が遅れているということです。

◎経済部長（宮國泰男君）

平成４年度につくられた事業の内容ということと賃貸契約の相手方はということでございます。平成４年度に行われた事業はですね、平成４年度観光振興課所管補助金というのがありまして、観光地施設整備事業というものでつくられてございます。そのときの事業費は2,302万4,000円ということで、当時の商工観光課がですね、都市計画課に依頼をして工事をしております。その依頼によりますと、設計の内容ですけれども、道路、散歩道、休憩所、そういうものが依頼の内容でございます。そのときの土地の契約の相手方はということでありますけども、南西里共有地組合と契約をしてございます。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

トゥリバーの契約につきましては、去った９月４日、昨年の９月４日ですね。先議という形で議決をいただいてございます。ありがとうございました。議決後にですね、翌月の10月の18日、トゥリバーについての設計担当の相手方が見えまして、初めて港湾課を含めましてですね、地域戦略局との協議を行ってございます。11月の７日には、投資家を含めて３名の方が宮古島に来ていただきまして、現場を見ていただいてございます。そして、12月６日、今年の２月１日におきましては、設計の相手方を交えまして、港湾課と地域戦略局で緑地部分の機能及び施設の協議含めましてですね、今建設部長からご答弁のありました用地の地盤高、こういったものについても協議を行ってございます。去った３月３日の設計協議についても同様な協議を行ってございます。そして、３月13日にはセキュアード・キャピタル・ジャパンの役員２人を含めまして、３名の方の市長表敬を受けてございます。

次に、協議書の中身についてどうかというご質問でございますが、協議書のですね、各条項につきましては、現在具体的な事例が記されてございませんので、今のところ協議には深くは入ってございません。ただ、設計協議の段階では、あくまでも宮古島市の立場といたしまして、市民に負担をかけない、宮古島市にはなるべく負担をかけないような方向で、関係機関、国、総合事務局及び国土交通省のほうと協議をしていくことをその旨、設計担当の方及びセキュアード・キャピタル・ジャパンの皆さんには伝えてございます。

◎建設部長（平良富男君）

答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

平成８年度の採択当時の事業計画での申請でございます。当初はですね、共有地３筆、336―３と338―１、338―２を申請しました。

（「わかりやすく説明して」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

当初はですね、これがパイナガマビーチです。この３筆を買う予定をしておりました。実際に買ったのはですね、これのこの辺の部分です。それで、そのときはそこの１筆と、平成８年度はですね、立木補償になっております。

◎消防長（伊舎堂　勇君）

宮古島市消防の現状、課題及び今後の消防行政のあり方についてであります。

まず、現状についてであります。市町村合併して、宮古広域消防組合消防本部から宮古島市消防本部に名称も変わり、消防の組織も伊良部町消防本部が加わり、１本部１消防署３出張所となり、職員数も76名から97名となり、消防業務を遂行しているところでございます。

課題については、平成19年度市町村合併推進体制整備事業で、高機能指令センター整備について議会の皆様の承認をいただき、４月１日の運用開始に向けて、職員全員が研修に励んでいるところでございます。４月１日からは、現在の警防課を指令情報課と名称を改めて運用してまいります。運用に当たっては12名の職員で４係を編成してローテーションを組んで、専従勤務で実施していくわけですが、初めての業務体制でありますが、これは内部努力して頑張っていくと思います。

次に、今後の消防行政のあり方についてでございます。平成18年６月14日に消防組織法の一部が改正され、消防庁長官の定める市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づいて県が消防広域化推進計画を本年度中に策定することになっております。これを踏まえて、市町村は広域消防運営計画を策定することとなります。沖縄県消防長会では、県は１つということで知事公室長に基本方針を報告してございます。今後は、新しい消防長のもと、職員が力を合わせて広域に向けてメリット、デメリットを見きわめて、今後の消防発展のため、また宮古島市民のため、頑張っていくことを願うものであります。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

西辺中学校体育館建設について、当初計画と今後の計画についてということでありますので、お答えいたします。

西辺中学校の体育館建設につきましては、当初実施設計業務を平成19年５月初めに発注し、それから業務期間を90日間と定めて、８月中旬には実施設計業務を完了するという計画をしておりました。工事関係についてですが、設計業務の完了を終えて、７月の中旬、これは既設の体育館の解体工事は設計上、早目に完了してもらって７月中旬には工事を着工する、そして夏休み期間中の８月末には解体撤去工事を完了する、それからそれを受けて９月中旬ごろには体育館本体工事の入札執行し、工事着手。明けて２月末には本体工事の完成、３月初旬から中旬にかけて完成検査を終えて引き渡しという計画をしておりました。

今後の計画につきましては、建築確認の申請をしてありますが、まだ許可がおりておりません。建築確認の許可を受けて、次年度に繰り越しをして工事の完成をしていきたいということであります。

◎財政課長（石原智男君）

まず、予算のことで市民にわかりやすく説明をしてもらいたいということですが、まず一般会計、平成20年度の予算は317億5,500万円です。前年度比較で15億5,400万円の減となりました。歳入予算額を財源別に見ますと、自主財源は55億227万7,000円で、構成率は17.3％です。自主財源の主なものは、市税が43億4,249万7,000円、依存財源は262億5,272万3,000円で、歳入の構成比が82.7％でございます。依存財源の中でも地方交付税は123億7,684万7,000円で、構成比が39％です。国、県補助金は98億9,952万4,000円で、31.2％と大部分を占めております。歳出予算は、性質別に見ますと投資的経費の普通建設事業費が85億9,708万3,000円で、これ構成比は27.1％でございます。それから、義務的経費の人件費は74億7,967万円で23.6％、それから公債費が43億3,290万5,000円で、13.6％と上位を占めております。

次に、８つの特別会計、それから２つの企業会計がありますが、まず１つ目に国民健康保険事業特別会

計の歳入歳出総額は今年度、平成20年度は67億8,831万9,000円であります。保険給付費後期高齢者支援金等の合計が47億5,033万7,000円で、前年よりも15億1,000万円余の増であります。構成比は70％を占めております。

次に、港湾事業特別会計の歳入歳出予算総額は２億4,502万2,000円であります。その中の主な事業として、下崎地区、漲水地区の埠頭用地舗装工事等であります。

次、３つ目の特別会計の老人保健特別会計の予算総額は４億4,937万3,000円で、前年よりも48億6,847万7,000円の減であります。これは、後期高齢者医療特別会計新設の影響によるものであります。

次に、４番目に農漁業集落排水事業特別会計の予算総額は6,319万7,000円でございます。主に管理費であります。

次に、５番目に公共下水道事業特別会計予算の総額は、平成20年度は５億7,142万7,000円であります。主な内容としましては、公共下水道の幹線、枝線工事等が主な事業であります。

次に、６番目に介護保険特別会計予算の歳入歳出総額は、平成20年度が41億3,580万1,000円でございます。保険給付費は38億1,800万8,000円で、前年より３億8,481万2,000円の増額であります。予算全体の92.3％を医療給付費が占めております。

次に、７番目に診療事業特別会計は、平成20年度予算は3,000円となっており、これは施設の休眠状態によるものであります。

次に、８番目に後期高齢者医療特別会計の新しい新設された会計でございますが、平成20年度は４億1,047万4,000円であります。後期高齢者医療制度に基づき、今年度から新設された特別会計で保険料の徴収、それから申請の受け付け、被保険者証の引き渡し業務などを行う事業であります。

次に、企業会計でございますが、パブリックゴルフ事業特別会計は513万4,000円の今年度予算の計上です。企業債リスクの上半期償還金を計上してあります。

次に、10番目に水道事業会計でございますが、本年度予算総額は17億4,877万5,000円であります。

以上、特別会計、それから一般会計、それから企業会計合わせまして予算総額は461億7,200万円余でございます。

次に、平成19年度の繰り越し事業費の15億100万円は、普通建設事業に占める割合は幾らかということですが、普通建設事業は平成19年の３月補正の総額が95億2,500万円でございますので、繰越明許費は３月補正で上程しました金額は15億100万円です。割合は15.76％でございます。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わっているようですが。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩します。

（休憩＝午後２時43分）

再開します。

（再開＝午後２時46分）

◎建設部長（平良富男君）

まず、財産区の取得の方法ですね。これまで説明していますように、財産区の代表が市長になっています。市長から市長、同じ名前で買うことできませんので、市長臨時代理で契約します。そして、今度はですね、市長と字共同組合と契約するわけです。これは、同じ日付になっております。

それと、もう一つ……

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

失礼しました。繰り越しの原因はですね、２月に新年度、平成19年度の契約書の承認を求めるときに、既に指示されていました契約書が入っておりました。それで、議会議決の同意を得ることができませんでした。

◎市長（伊志嶺　亮君）

繰り越しが10億円余りあるということ、それで市民生活に影響はないかということでございますけども、各担当部局は一生懸命これを平成19年度中に仕上げようと頑張っております。しかし、今いろんな事情でこれができない場合もあります。ですので、今年度内に完了する事業もありますけれども、念のために繰り越すというものもあります。いずれも早急にこれを完全な事業として成就させたいという思いがありますので、市民生活には大きな影響はないと考えております。

（「影響ない」の声あり）

◎市長（伊志嶺　亮君）

ありますけども、大きな影響はないと考えております。

（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後２時49分）

再開いたします。

（再開＝午後２時51分）

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明しましたように、土地の売買の取得の方法として、財産区の代表が市長であると、それでまた市長から買うことできませんので、当時の助役であります臨時代理で売買契約を結びます。そして、その後に字共同組合と市長がまた契約を結ぶと、そういうことです。振込先が……

（「だれとだれが売買契約結んだの」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

市長と……

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

そうです。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

いや、そういうふうに手続がそうなっています。

それと、振込先はですね、請求者が西里財産区の会長になっていまして、委任状でもってですね、財産区の別の當間高志さんに振り込みがされております。これ西里の場合ですね。下里についてはですね、下里字共同組合の組合長であります組合長の伊志嶺さんに振り込みがされております。

◎池間雅昭君

再質問を行います。

まず、管理職手当についてですけども、市長ね、市長がおっしゃりたいことよくわかるんですよ。だけど、財政が厳しいという認識であるわけですから、これはこういうふうに積み立てをしていたほうが後々のためにもよろしいんじゃないかというふうに考えるわけですね。ですから、そういうふうに積み立てていけば、当然退職されるときには退職積立金としてやっておけばもらえるわけですから、厳しい財政を乗り越えるための一つの方策としては、ああ、いい方法かなと私は思うんですけどもね、再考をお願いしたいと。これは、議会のほうでもきちっと論議をしていただきたいなというふうな気持ちはいたしますけれどもですね、再度市長ですね、本心を語ってください。お願いします。

次に、パイナガマ公園用地についてですけれども、平成８年以前に市が借りて、いわゆるトイレ、シャワー、東屋つくったのが最初に買おうとした部分ですよね。ここで市が国庫補助を受けまして、トイレ、シャワー、東屋、それから平成４年にもまた水道をつけたり施設を建てています。これも同じように、平成17年に市が取得した土地であります下里の339番地になるわけですね、同じ地番です。今の皆さん方のご説明お伺いしますと、いわゆる観光施設事業でそういった施設をつくって、同じ土地だけれども、一方は賃貸借料は南西里共有地組合に支払う、それで同じ土地を買ったのに、その施設が建っている土地を買ったのにね、その用地買収費が南西里共有地組合には行かないで別の組合に行っているわけですね。なぜ同じ土地なのに、賃借料の支払い先と用地費の支払い先が別なんですかね。その理由をご説明を願いたい。

それとですね、この土地は登記簿謄本を見ますとね、少なくとも平成13年ですかな、それまでなるほど字西里、下里というふうに所有者なっております。しかし、それ以降ですね、新しく財産区として登記されているんですよ、新財産区でね。ですから、その新財産区ということで、今ほど部長が説明したように、市長と市長とでは契約は結べないから、財産区の管理者である伊志嶺亮と、そして市長の職務代理者である当時の助役の下地学が契約を結んでいるんですね、これなんですよ。したがいまして、この土地はですね、財産区という内容からするとね、これはもう市ものなんですね。これは、総務財政委員会で市民の方を呼んでいただいて、来ていただいて、お聞きしました。我々は、既にこの土地についてはもう市のものじゃなくて旧平良町のものじゃないかというふうな認識でずっといたというふうなお話も聞いております。ですから、今回のその土地の取得に当たってですね、非常に疑問を持つのは、なぜ借地料はＡという人に払って、土地代はＢという人に支払わなければならないのか、そこでどうしても理解できないの、私は。この点をぜひとも説明をしていただきたい。

それとですね、平成８年の事業に戻りますけども、今の部長の説明では当初計画のこの部分、いわゆる商工観光課が整備をした土地ですね、これを買う計画でありました。ところが、それがなぜかここは買わないで、ずっと離れたところに土地を買ってあります。私はですね、こういうふうに計画が違うというこ

とは、変更計画を今日出さなければいけないと思うんですね。どうですか、皆さん。こんなね、端から端のほうにいって用地を取得していくと、当初はここです。それが実際はここだと。そして、その上に用地取得費として国から補助金を受けて、ここの立木の補償をしたんですね、この部分。これが果たしてよいか悪いかは、これわかりませんよ。ただ、この当初計画と実績と違うわけですから、明らかに。変更計画書を出さなければいけないと思うんですね、当初計画と違いますから。ですから、ぜひとも市長にはね、その平成８年度の採択時の当初計画書と変更契約書をご提出を願いたい、これ見れば明らかにそう思います。だれが考えたってね、これここから買っていくのが当然でしょう。それで、計画変更されておるわけですから、その変更計画書についてもご説明願いたいというふうに思うわけであります。

次にですね、トゥリバーの問題です。私が一番懸念するのは、協議書の内容なんですよ。我々市側はどうでもいいと思っていても、相手方がその協議書の内容についてね、それは重要事項であるというふうに理解をした際には、このトゥリバー地区の売買契約にすら影響を与えかねない重要な課題だと思います。ですから、この協議書の内容についてはですね、本当に相手方とはじっくりと腰を据えて協議をしなければならないと思うんです。これね、部長の答えではいけないと思います。大事な政策的な課題ですのでね、市長ね、この点についてぜひとも市長のお考えを求めたいというふうに思っております。

市長ね、中体連の問題、今説明申し上げました。検討じゃなくてね、ぜひ補正しますと、今の状況、じゃ本当に夏季大会ができないと、こういうふうなことでスポーツ振興や人材育成ということを施政方針の中心にうたっている市長のやることじゃないと思いますよ。やはり子供たちが安心してスポーツにも励める、文武両道励めるような環境というのをつくるのがですね、私は行政の一番重要な課題かなというふうに思うんですけども、ぜひ市長の口からですね、補正をいたしますというふうなご答弁を賜りたいなというふうに今思っております。

それとですね、いわゆる繰越明許費、議会が用地取得費をまかりならんということで否決しました。これはですね、今私が質問をしているような状況の中で、パイナガマ公園事業がですね、用地取得の面で、いろんな面で不透明な部分が多々あるということなんです。そういう不透明な部分が多々あるようなですね、用地取得、こういう事業についてですね、議会がただすことなく、これをただ、ただ行政の追認行為をやっていくことは、私は決していいことだと思っていません。議会は追認機関じゃありません。やはり行政のそういった不正、不手際、これをきちっとですね、指摘をしてただしていく。そしてですよ、すべてどうも市長は自分の責任を不透明にしている、すべて責任を議会に転嫁しようとしているような行為が見受けられます。原因はですよ、皆さんが用地取得している中に既にお金も支払っているものを潜り込ませている、これは故意かあれわかりませんよ。その結果、否決されたじゃないですか。そしたら、平成17年度の用地取得においても相当の疑義が含まれている、こういうふうな事業についてですよ、議会がもろ手を挙げて賛成できるはずありません。私はですね、今回のこの繰越明許費の否決についてもね、原因は市長にあると思うんですよ。皆さんがこういう不手際をしなければ議会も認めますよ。皆さんの非を開き直って認めないでね、議会のほうに追認しなさい、追認しなさいという態度は、市長ね、私はいけないと思います。まず、きのうですかな、隗より始めよという議員がいらっしゃいました。まさに市長、隗より始めよですよ。みずからがきちっと行政の不手際というのをですね、認めて、そして責任を明確にして、それから初めて議会にはお願いしますと、追認してくださいというのが私は筋だと思うんですが、いかがで

しょうか。その点についてですね、市長のご見解を賜りたい。

それとね、議案第47号との関連があるというふうにおっしゃいましたね。そうなんですよね。これとの関連もあるから、かえって我々議会、これは全会一致で臨時議会で否決をしたものですから、これに関連するようなものについてですよ、議会で承認できるわけないじゃないですか。議会が承認できるような要素をつくってくださいよ。これは、明らかに市長が自分の責任の所在というものを明確にすることが、その一つの大きなステップじゃないですか。これについてですね、市長のご見解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁聞きましてから、また質問をいたしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園の平成８年度の申請時と実績が違うという話ですけども、お金の流用とかそういう場合変更申請はしますけど、公園事業で申請やって、実績で報告するということになっております。

（「それは交付申請の話でしょう、事業計画の話ししているんだよ、認定時の」の声あり）

◎市長（伊志嶺　亮君）

管理職手当については、実際には職員はこれをもらう権利があるのに、連結決算が大変厳しい状況でしたので、１年間すべて削除という形にしてありました。しかし、やはり職員のやる気を喚起するという意味からも、ぜひこれは半分だけでも職員に上げたいという気持ちがありますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、中体連の予算でございますけども、なるべく頑張って、６月補正でも頑張りたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

市長、責任のとり方。

◎市長（伊志嶺　亮君）

責任のとり方は、昨日も申し上げましたとおり、市民にも議会にも納得のいくような形で責任とっていきたいと思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後３時08分）

再開いたします。

（再開＝午後３時09分）

（「まだ答弁漏れているよ。それと、私は市長にはね、議会にそういった議決を求めたんだから、きちっと市長がそういった責任の所在を明確にするのが先じゃないかと言っているんです。市長のそういった部分が先じゃないかと聞いているんですよ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、答弁しました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時10分）

再開いたします。

（再開＝午後３時10分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

職務の不手際については、職員に対してはきちっと対応しておりますし、責任は最高責任者である私にあるということも申し上げております。

◎建設部長（平良富男君）

事業計画書の変更というのはですね、まずは総事業費用を変える、それから事業期間の変更、それから区域の変更ですね、そういうことです。箇所別の申請の変更については、そういう申請はしないということです。

（「一番肝心なのが残っているよ。答弁していないの」
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩します。

（休憩＝午後３時12分）

再開いたします。

（再開＝午後３時13分）

わかりやすく元気よく答えてください。

◎経済部長（宮國泰男君）

なぜ違っているかということでありますけども、公園の賃貸の部分だけをですね、お答えをいたします。

ちょうどそのトイレ、シャワーがですね、財産区、これとかぶっていたということが事実がありますけども、大半が南西里共有地の土地を借りているということでそのようなことが起きているというふうに思っております。

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

事実です。

（「相当食い込んでいるよ」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

はい、入っています。ただ、平成18年からその部分を削った形で契約をし、支払っているということでございまして、確かに南西里共有地にですね、今の399ですか……

（「339」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

339の墓地用地にですね、食い込んだままでお金を支払っているということは事実でございます。

（「それで終わりですか。休憩お願いします、議長」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時15分）

再開いたします。

（再開＝午後３時16分）

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園用地がですね、南西里共有地組合の方とも話ししたんですけど、向こうもなぜそこだけが字有地、財産区になっていたかということはですね、いろいろ話ししましたけど、墓地ということでそういう共有地、組合ですか、それに名義がなっていないのかなということです。だから、そこは共有地組合とは持ち分で今契約をしております。財産区については、先程言いましたように、字有地だったんで、平成８年度からパイナガマ事業が採択されまして、その時点からですね、平成９年度、平成10年度にかけて字有地があるということで、そこの字有地の方と話をしましてですね、字有地のままで購入できないので、財産区に変更して購入手続をとったということでございます。

（「議長、休憩をお願いします。これ全然答弁になっていない」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時18分）

再開いたします。

（再開＝午後３時28分）

◎経済部長（宮國泰男君）

南西里共有地に財産区から取るべきお金を支払っているということにつきましては、過去の昭和53年から契約している中でですね、そのまま契約を継続してきたということでそのような形になってございます。なぜそういうふうにしたかという部分につきましてはですね、今の私の段階でまだ精査はしてございません。ただ、財産区に支払ったということに関しましては、間違っているというふうに思ってございます。今後でございますけども、南西里共有地の皆さんとお話をしまして、その過払いになった分をどう処理するか、今後の協議にさせてください。

（議員の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

南西里共有地の皆さんとお話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時29分）

再開します。

（再開＝午後３時29分）

◎経済部長（宮國泰男君）

財産区に支払っているわけではなくて、南西里共有地にお支払いをしているということで、もともともらうべきものではなかったであろうというふうに思っていますんで、今後字の組合さんのほうと調整をさせていただきたいというふうに思います。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後３時30分）

再開いたします。

（再開＝午後３時33分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後３時33分）

再開いたします。

（再開＝午後３時56分）

◎経済部長（宮國泰男君）

今の現状を押さえれば、339番地に係る面積の使用料を南西里共有地組合に支払うことは間違っております。今後の対応としまして、南西里共有地組合に経過を説明し、協議を行います。

◎池間雅昭君

どういうふうないきさつでそういうふうな、ある意味では支払わなくてもよいような方々にですね、公金を支払ったかという、これはわかりませんけど、やはり公金をですね、安易にその経過もきちっと精査をしないで支払うということだけは、これはもう市民にとって非常に不利益なことであると思います。これは当然、これまで支払ってきた、昭和60年からとすると相当長いですね、昭和60年とすると24年ぐらいになりますから、年間に約20万円ですから、四百七、八十万円の大金ですよね。これを間違っていましたで済まされるもんじゃないと思いますよ、市長。いかがですか。これについての市長のご見解をですね、お願いしたいというふうに思っています。

また、もう一度ですね、いわゆる繰越明許費についてであります。私は再三ですね、市長ね、こういった行政側の不手際によって生じた事態に対しては、そういった議会からの協力を得たいならば、隗より始めよでまず市長からですよ、身をきちっと律して、市長の責任の所在というものをはっきり示した上で、議会には協力を申し出るべきじゃないですかと聞いているんですよ。どういう責任をとるんですかと聞いていないんです。どういう責任であろうとね、いいですから、まず私はこういうふうに責任とりますから、

どうぞ議会の皆さん、ご協力お願いしますというのが筋じゃないですかと聞いているんですよ。私これは人間としての筋だと思います。やはりですね、結果として議会が否決をしたんだけども、その原因をつくったのは市長、あなたなんですよ。その原因を、議会が否決するような原因を取り除いて、そして新たに議会のほうに提案をして承認を求めていくというのが、私はですね、やはり市長としてとるべき立場だと思うんですが、市長、いかがですか。この点についてもですね、ご説明を願いたいというふうに思っております。

大変、４時にもなっておりますけども、今後ですね、やはり職員の資質の向上というふうなことも施政方針でうたっております。どういうふうな形で資質を向上させるか、あるいは意識の変革とかありますけどもね、やはり市長が先頭に立って、きちっと指導していく、それと市長のリーダーシップ、指導力に今後の宮古島市の未来というのは職員の行政のあり方というものにかかっていると思いますので、どうぞですね、市長、本当に身をもって職員にも市民にもですね、宮古島市の方向性、それを示して頑張ってくれますようにお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺　亮君）

議会の皆さんのご理解を得るために、できる限り速やかに責任のとり方を具体的に明確にして皆様のご理解を得たいと思っております。また、職員の業務等の不手際については、私を先頭にきっちりと綱紀を守って頑張っていきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで池間雅昭君の一般質問は終了いたしました。

◎上里　樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。米兵による中学生の暴行事件についてですが、まず第１に米兵による中学生暴行事件、本当に悪質きわまりない犯行です。事件は、少女の携帯電話を通して友人に伝わり、そして家族に伝わり、警察が動き、明らかになりました。被害を受けた少女が、事件にこれ以上かかわりたくない、そっとしておいてほしい、そう言って告発を取り下げたために米兵は開放されました。少女がつらい思いに耐えかねて告訴を取り下げたからといって、それで人権が踏みにじられた事実が消えるわけではありません。被害に遭った少女には全く落ち度はありません。繰り返される米兵による事件、事故は、基地あるがゆえの犯罪であり、綱紀粛正、兵員への教育では解決しないことを示しています。人間の尊厳、それを踏みにじる米兵の蛮行と相次ぐ米兵、米軍による事件、事故、これをなくすには米海兵隊の早期撤退と基地の縮小、撤去以外にないと考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民大会、これが来る23日、北谷球場前広場で午後２時から開催されます。県婦人団体連合会、県老人会連合会など多くの団体で結成された実行委員会は、超党派の参加を呼びかけています。米兵による凶悪犯罪から県民の人権、生命、財産を守るためには、思想信条、政党支持の枠を超えて立ち上がることが求められています。私がこの一般質問通告をしたのは11日でした。３月８日に、これ県紙なんですけども、実行委員会が結成され、その３日後です。私は、たまたまこの実行委員会、この結成の場に参加する機会を得ました。当然市議会全会一致の決議で抗議決議と４項目の意見書、これを決議したわけですから、これに責任を持って、議会と当局が力を合わせてその呼び

かけの先頭に立つべきではないか、そういう立場で通告をしたわけであります。23日は目前ですが、市長はこの大会についてどのように受けとめ、どう対応されるお考えなのか、お聞かせください。

次に、行政組織の問題についてです。まず、行政組織の健全な運営についてですけども、先程も問題、混乱していましたけども、相次ぐ事務ミス、これが目に余ります。このことによって、合併新市、もう３年目になりますけども、市民から行政が信頼を失っています。市長は、市政の信頼をどう取り戻すつもりなのか、お伺いいたします。あわせてこの問題、どう対応されるおつもりなんでしょうか。

次に、財政についてお伺いします。財政が厳しいとおっしゃいますけども、地方財政が厳しくなった原因についての一つは、政府が三位一体改革で地方交付税を大幅に削減したことにあると考えます。小泉、安倍と続いた構造改革路線、家計はずたずたに痛めつけられています。貧困と格差が広がっています。民間給与所得で年収200万円以下の世帯、2006年の１年間だけで40万人以上に増えています。1,022万人に達しました。生活保護世帯も108万世帯に上りました。こういう厳しい中で、最近の原油高騰による生活必需品の高騰、それから原材料費の値上げ、一向に労働者の賃金が増えない中で物価だけが上がっていって、低所得者、これに打撃を与えています。こうした構造改革路線の転換こそ今必要だと考えますけども、政府はこの路線、2008年度予算でも改めようとしていません。そこで、本来住民の暮らしを支えるべき社会保障制度、これが逆に住民の暮らしを圧迫する事態になっています。市長は、市民の命と暮らしを守る立場から、国に対して削減分の復活を求めるべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。今年４月１日からスタートする後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。まず最初に、宮古島市としての努力、これをさきの上地博通議員の一般質問に対し、特定健診、これについては無料にする、このような福祉保健部長からの答弁がありました。賢明な対応として高く評価したいと思います。そこで、後期高齢者医療制度の内容、これが知れ渡るにつれて、方々で今住民に対する説明会も開かれていますけども、その説明会場が糾弾の場になっています。高齢者は早く死ねというのか、高齢者は医者にかかるなというのか、そういった批判、それから負担増に対する耐え切れない、なけなしの年金から天引きされる、これでは医者にもかかれなくなる、こういう怒りの声、あわせて差別医療に対する怒りの声も上がっています。75歳を後期高齢、このように定めて、保険がきく診療、それの上限を定めて医療から排除していく、まさに人間の尊厳を否定するこの制度、私は廃止するしかない、このように思いますけども、さきのこの議会でその実施の中止と抜本的な見直しを要求する意見書と陳情書が採択されましたけれども、市長も議会と歩調を合わせて、国に対して制度の４月からの実施中止と抜本的な見直しを強く要求すべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

次に、国保についてお伺いいたします。国民健康保険税、この問題、税率改正が行われることに今議会提案がなされていますけども、これが今国が進める構造改革路線で痛めつけられている中で、それにあわせて後期高齢者医療制度、これが導入されて新たな負担増が押しつけられてくるもとで、本当に国の制度でやむなしとはいえ、今度の国民健康保険税、これの税率の改正、それに基づくまた条例の改正、これについては市民の実態、これからスタートしてしっかりと住民の声を踏まえて、どうしていくのか、じっくりと判断する必要があると考えます。

まず１点目に、私は賃金が上がらない話をさっきいたしました。そんな中で、今宮古島市の市民の平均所得、これはどうなっているんでしょうか。県下でどの位置にあるのか、お伺いいたします。

２点目に、国保財政の健全運営、これを国や県が言っているといいます。そして、本市も健全運営のため、税率改正が必要だとおっしゃいます。しかし、現状でこの国保財政の独立採算は成り立たないと私は考えますが、いかがでしょうか。

３点目に、税率を統一して３年間の軽減策を実施するといいますけども、３年後住民の暮らしがよくなる展望があるんでしょうか。

４点目に、税率の統一だけではなく、後期高齢者医療制度、これの導入によって支援金の問題がこの中に入ってまいりました。４億円余りの後期高齢者医療への国保からの負担が生じます。そんな中で、税率を統一するだけではない、旧平良市も引き上げざるを得ない、そういう税率改正の内容になっています。そこで、税率の統一だけではなく、新たなその負担、後期高齢者医療の内容についてもそうなんですけども、引き上げが必要というのであれば、住民説明会をしっかりと開くべきだと考えます。いかがでしょうか。

５点目に、国民健康保険制度は相互扶助の制度といいますが、国民健康保険法は「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と言っています。社会保障制度、このように私は考えますが、いかがでしょうか。

６点目に国民健康保険法は、「市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない」と定めているだけであり、国民健康保険を社会保障制度とすると独立採算にはなじまないのではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

７点目に、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない」、このように定めてありますけども、そのことに照らして、今の国のやり方は間違っているのではないでしょうか。ご見解をお伺いします。

８点目に、国保財政が厳しくなった原因については、国が健康保険制度をどんどん悪い方向に改定してきたことが大もとです。国に削減した分、これをもとに戻せと要求すべきだと考えます。加えて県に対しても補助するように要求すべきだと考えます。いかがでしょうか。

９点目に、申請減免制度、旧平良市時代に創設いたしました。この減免制度、合併新市にも引き継がれていると思いますが、その申請減免、その申請件数は現在どうなっているんでしょうか。さらに、減免を生活保護基準の100分の130、そのレベルにまで拡充すべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

次に、障害者対象認定控除制度についてお伺いいたします。今申告の時期に当たりますけども、この相次ぐ負担増の中で、この障害者対象認定控除制度、これの適用を申請をして税金も控除する、そのためにその要綱が定められて１年を経過しました。その活用がたった１件になっているということを聞いて私は驚きましたけども、ぜひ多くの方に活用していただくためにも、この機会にその対象者への通知、それを徹底していただきたい、このことを求めてまいりました。さきの議会でのご答弁は、対象者への通知、これを介護保険認定通知の送付の際に同封して通知できるように努める、こういうことでした。その実施状況はどうなっているんでしょうか、お伺いします。

次に、環境行政についてお伺いします。ごみの有料化、指定袋制度が４月１日からスタートいたします。それに伴う減免制度、生活保護世帯のみが今対象になっていますけども、まず４月実施の有料化に伴って、減免について子育て中の世帯、寝たきりの高齢者世帯に拡充するようさきの議会で要求いたしました。そ

こで、よりよい方向を検討するということでありました。その検討の結果はどのようになったのか、お伺いいたします。

次に、生ごみの堆肥化についてですが、生ごみの堆肥化のモデル事業、これが今進行中です。ところで、団地を回ってみますと、その容器を集積する場所、そこに全くその容器が置かれていないんではないかと思える節があります。と申しますのは、その収集容器の中に草が生えているんですね。その生えている場所と生えていない場所がくっきりとあらわれています。ですから、モデル事業の協力率が気になりました。その実施状況、それに対する市民のモデル地域の協力の状況、これは率にしてどのようになっているのか、それと今後の課題としてどのような問題があるのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。乳幼児医療費の助成事業の拡充、県の拡充によって宮古島市も県に準じて拡充が進められています。さきの質問、上地博通議員の質問で、その医療費の無料化、小学校６年、拡充できないかという質問がありました。かなりの金がかかるようですけども、今子育て支援、これは自治体が、そして国が真剣に取り組まなければいけない緊急の課題でもあります。そんな中で私も、せめて就学前までの医療費の助成制度の拡充、それをすべきだと考えます。それに加えて、乳幼児医療費の無料化、これ今窓口で一たん払って、後で領収書をもって償還してもらう、そういう形になっていますけども、本当の意味で安心して医者にかかるという点では、お金が手元になくても、突発的な高熱が出る、その際にいつでも安心して子供が医者にかかれるようにすべきだと考えます。そういった意味では、現物給付にすべきだと考えますけども、いかがでしょうか。ちなみに、その現物給付まではいかないんですけども、乳幼児医療費の自動支払い、この返金ができるような制度が宜野湾市でできました。行政としての努力、これが求められていると思います。

次に、市民相談窓口の充実についてお伺いいたします。多重債務対策についてなんですけども、さきの９月議会で私はこの問題を取り上げました。市長は、次年度、いわゆる新年度からその相談員を配置したいというご答弁でした。もう既にその準備が進んでいてですね、観光商工課ですか、そこの担当職員が一生懸命勉強なさっていました。そこで、私はいろいろ聞き取りをいたしましたけれども、この多重債務の相談窓口、それを周知徹底を図り切れていない、そのことを真剣にこの職員の方は悩んでいました。それと、場所的な問題。上野庁舎まで足を運んでくる、そういった市民は、その移動手段を持っていない方は困難ではないかという意見がありました。

そこで、私は多重債務の問題、これ窓口設置、本当に新年度から対応するということで大変歓迎していますけども、この相談窓口をですね、市民生活課の窓口に配置できないものかと提案をしたいと思います。これＮＨＫでも紹介されましたけれども、奄美大島の奄美市の市民相談窓口、係長が対応していましたけども、いろいろ税金の滞納している方、そういう方の相談に親身になって乗って、その滞納の原因を探っていく、そんな中で多重債務に行き着くんですけども、その問題を真剣になって解決をして、その解決を図ると、そのことによって払い過ぎている過払い金、それを取り返して、その税金も、そして本人の自立へ向けてのスタートも切れる、そういうメリットがあります。そういった意味で、各課との連携という意味でも、市民課に窓口を置くのが妥当だと考えますけども、いかがでしょうか。

以上お伺いしまして、再質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

上里議員にお答えします。

米兵による中学生暴行事件についてでございますけども、再び米兵による未成年者への暴行事件が起きたことに強い憤りを感じております。在沖米軍は日米安全保障条約のもと、我が国周辺地域の平和と安定を目的に、沖縄に駐留しています。しかしながら、沖縄県民は基地に起因する事件、事故、自然破壊、公害など、さまざまな被害を受けております。米軍は事件が起きるたびに、綱紀の粛正、再発防止を約束しましたが、絶える様子がありません。戦後63年、県民はずっと我慢してまいりました。このまま女性や子供たちを犠牲にし、守れない状況を続けていいわけでは決してありません。県民全体で力を合わせ、米軍基地を抱える他の自治体とも連携しながら、日米地位協定の抜本的な見直しと基地の一層の整備縮小及び海兵隊員の兵力削減を求めてまいりたいと思っております。

宮古での抗議大会の開催でございますけれども、暴行事件発生後、県内外、各界から抗議の声が上がっております。今月８日には、県内の市民団体や労組、教育関係など60団体が出席し、米兵による事件続発に抗議する実行委員会の結成総会が開かれております。大会は実効性ある米軍の綱紀粛正と教育の徹底、日米地位協定の抜本改正、目に見える基地の整理縮小などをスローガンに開催される予定です。私は、県民大会の趣旨に大いに賛同いたしますし、宮古でも開催できればと思います。沖縄本島での県民大会は、今月23日の予定となっております。同時開催は日程的に厳しいものがありますが、宮古での開催が可能かどうか、タイミングを考えながら議会や関係団体とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

財政についてでございます。地方交付税の削減に伴い、平成19年より所得税から住民税への税源移譲が実施されております。しかし、人口が少なく、自主財源の乏しい地方自治体にとって、他の安定した税源移譲の確保が必要だと考えておりますので、今後の国の動向を見ながら、県または他市町村と連携をとり、削減分の復活について考えていきたいと考えております。

後期高齢者医療制度でございます。この新しい医療制度は、少子高齢化が進む中で将来にわたって国民皆保険制度を守っていくために必要であるとは考えております。高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が本年４月からの施行に伴い、県においては沖縄県後期高齢者医療広域連合の設立、市町村では住民のための新しい医療制度に基づいた医療を提供する責務があります。そのようなことから、市においては住民の皆様の十分なご理解を得ながら、新制度が円滑に実施できるよう努めてまいります。

なお、抜本的な見直しの要求については、他市町村の動向等を見ながら検討してまいります。

◎副市長（下地　学君）

相次ぐ事務ミスで、行政、職員が信頼を失っている中で、市政への信頼をどのように取り戻すかが問われているというご質問ですので、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、相次ぐ職員の事務ミスによって、議会はもとより市民にご迷惑をかけていることに対して、大変遺憾に思っております。特にこれまで事務ミスを起こした職員に対しては、注意を喚起すると同時に、問題のいかんによっては本市の懲戒分限審査委員会に諮問をし、審査委員会の答申等踏まえて対処してまいっております。ところで、やはり全職員がこのような状況を真摯に受けとめて、対処しなきゃならないというような視点で、これまで庁議でもいろいろ議論をしたり、なおこれを周知徹底するためにはということで、緊急な課長会議等持って、その対処策を練っているところであります。特にこのことについては、やはり職員一人一人が公務員であるという自覚と責任を持って事に当たるというのが何よ

りも大事だということで、そのためにはやはり職員の資質向上のための研修等強化していかなきゃならないというようなことで、特に今年度からは業務マニュアルの作成を指示したり、あるいは各課、各部での研修等企画するようにという指示をしております。特に平成20年度からは職員の資質向上を図ると同時に、やはり何としても業務の遂行を効率的に図っていくためには、職員の研修が必要だということで、他の自治体や県に職員を派遣する計画を立てているところであります。このような事態を踏まえて、今後こういう職員の事務ミスがないような体制を構築してまいりたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、市民の平均所得、それから県下でどの位置にあるかということでございますが、まず市民の平成19年度住民税の申告データで見ますと、平均所得額、これは総所得金額を指していると思っております。235万8,000円でありました。県下での位置については、今データを収集中でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、２つ目の財政の健全運営といいますけれども、独立採算はできるのかというご質問でございますが、国保財政の健全運営につきましては、医療費がまず抑制されること、それから国保の被保険者の所得水準が高い位置にあることが考えられます。医療費が増加して所得水準が低いということになれば、健全運営はおのずと厳しい状況になっていくというふうに考えております。

それから、税率を統一して３年間の軽減策を実施する、その後住民の暮らしがよくなるのかという、よくなる見通しがあるのかということでありますが、国保財政を早期に健全な運営にするためには、どうしても税率の統一は避けて通れない課題でありました。市民の税負担は極力小さいほうがよいのでありますけれども、受益者負担の原則に立てば、やはり国保の加入者でかかった医療分については、できるだけ国保会計で負担をしていくというふうなことでなければならないと考えております。市民が健康で、医療費が抑制されれば、おのずと暮らしもよくなっていくというふうに考えます。

それから、税率の統一だけでなく、さらに引き上げが必要であれば住民説明会はということでございますが、まず今議会に提案しております税率改正案は、手法として国保運営協議会に市長から諮問をいたしました。運営協議会でいろいろ議論をしてもらいまして、答申を得ております。したがいまして、特に今回住民説明会を開いているということはございません。今後地域の皆さんから説明会の要望等があれば、検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、一部の地域におきましてはですね、、行政連絡員といいますか、自治会長の皆さんがですね、何名か集まって説明をしてくれというふうに担当課に連絡がありまして、担当課が説明をしているというふうな状況もございます。

それから、相互扶助の制度というけれども、むしろ社会保障制度だと考えるということでございますが、私どももご指摘のとおりであるというふうに考えております。

次に、国民健康保険を社会保障制度とすると独立採算にはなじまないのではということでありますが、社会保障制度といいましてもやはり受益、いわゆる恩恵を受ける加入者にそれなりの負担をお願いしなければなりません。したがって、今議員が指摘しているように社会保障制度であれば国の責任でというふうな考えもあろうかと思いますが、今のところいわゆる受益者負担の原則というふうなものもありまして、加入者にそれなりの負担を、応分の負担をお願いしていくということであります。

それから、国保事業の運営の健全化に努めなければならないとすると、今のやり方は間違っているというご指摘でありますが、まず国及び県におきましても国保財政の健全化を図るために、医療費等に係る負担金あるいは調整交付金の交付がなされているところであります。国においてもおよそ50％の費用の負担をしているという状況にあります。

次に、国保財政が厳しいのは国、県に原因があると、いわゆる国、県の削減分の補助を要求すべきであるということでありますけれども、これは定率負担分の減、年々少しずつ減額されてきておりますが、国保財政の健全化を図るために、平成20年度の運営状況を見ながら定率負担分の減の分について、国、県に要望をしていくかというふうなことについては、考えていきたいというふうに思います。

次に、申請減免の該当件数あるいは減免を生活保護のレベルまで拡充すべきだと考えるがということでございますけれども、初めに申請減免の件数について申し上げます。まず、平成17年度で59世帯、平成18年度が72世帯、平成19年度は現在審査中でございまして、平成18年度と比較をいたしまして増加傾向にあるということでございます。

また、減免の適用基準の拡大に関しましては、税収との関連等がございますので、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

次に、障害者対象認定についてであります。ご指摘の障害者対象認定につきましては、今年１月から介護認定通知に障害者控除対象者認定書交付のお知らせを同封して、各支所で認定申請ができるよう調整しております。その結果といたしまして、３月10日現在15名の方々が申請をし、全員に認定書を交付いたしております。

次、ごみの有料化に伴う減免について、子育て世帯あるいは寝たきりの高齢者世帯に拡充したほうがいいというご質問でございますけれども、まず減免措置の対象となっている生活保護受給世帯においては、既にごみ袋の支給を開始をしております。ご指摘のあった子育て世帯あるいは寝たきりの高齢者世帯については、実施する際に詳細に基準等を定める必要があると考えております。例えば子育て世帯においても、所得の格差の問題がありますし、子供の人数等世帯構成等もいろいろ違ってまいります。そのようなことから、宮古島市でどのような方法がベターなのか、県内の他の自治体の取り組み状況や実施している自治体を現在調査中でございます。これらを参考にいたしまして、十分に精査した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、生ごみの堆肥化モデル事業の実施状況でございます。昨年10月からスタートしました生ごみ堆肥化事業は、市内の団地から約1,000世帯を対象として実施をいたしております。現在１日当たりの排出量は平均して200キロから300キロであります。上野資源リサイクルセンターに搬入されております。指定された週３回の収集日には、およそ２割から３割の世帯が出しているというふうに見られております。当然生ごみのない日は出しませんので、1,000世帯すべてが収集日に排出するということはございません。協力率ということですが、担当課としては８割以上の方が協力してくれているものと考えております。また、新年度では対象世帯を5,000世帯に増やす予定をいたしております。

今後の課題といたしまして、生ごみの中に異物混入が見受けられるということがございますので、今後対象世帯の方々に生ごみの分別について徹底して指導してまいりたいというふうに考えております。

次に、乳幼児医療制度の拡充で、就学前までの医療費助成の拡充であります。加えて、現物給付であり

ますけれども、乳幼児医療費助成事業は県において子育て支援策、少子高齢化対策等の推進の中で助成対象年齢の拡大と他制度との公平化を図るため、平成19年10月１日から制度が改正されております。本市におきましても、これまで合併協定項目の中で平成20年度で県の制度に統一をするということが確認されているところでありますが、対象年齢の拡大につきましては県の制度改正に基づいて拡大をしております。議員からご提案の対象年齢拡大については、市のですね、単独事業負担となることから、財政状況及び県内の他市の動向等も調査して検討いたしたいと考えております。

なお、現物給付につきましては、国民健康保険法あるいは県の補助金交付要綱などとの関連がございまして、慎重に検討する必要がございます。いわゆる現物給付を実施した場合に、料金負担金あるいは調整交付金等の減額のペナルティーが科せられる可能性が出てまいりますので、慎重に対応しなければならないということでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

多重債務の対策の中で、相談窓口を市民課に設置できないかというご質問でございます。現在観光商工課において多重債務については担当していますけども、現在では電話があればそれに対して対応する、県民生活センターの宮古分室に紹介をする、そういう形で現在は対応してございます。ですが、現在市の職員もですね、いろんな形で研修を積んでおります。そういう中で、議員おっしゃるように窓口を市民生活課にということでございますけども、現在でも毎月ですね、人権とか法務何でも相談を開いておりまして、その中でも弁護士の先生がですね、多重債務について応じているということもございます。そういうことなど踏まえますと、窓口は一本化したほうがいいだろうと、便利なところがいいということについては、そのとおりだと思っておりますんで、現在一本化について総務部とですね、協議をしている最中でございます。

◎上里　樹君

再質問させていただきます。

まず、県民大会、この大会については、いわゆる少女に落ち度があると、告訴を取り下げたから県民大会は不要という声が一部にありますけども、この言い分には私はイラクで高遠さんたち青年が複数人質にされた事件がありましたけども、それを自己責任論で片づけてしまった、その攻撃と似たものを感じます。この大会は、まさに沖縄県民の生命、財産、人権を守る大会です。少女の人権を守るために告訴を取り下げた少女と家族の無念、これを思えば本当に腹立たしく思いますけども、法による裁きができないのであれば、私たちが声の上げられない少女と家族にかわって怒りの声を上げることが大事だと考えます。1995年、３人の米兵によって少女がレイプされる事件がありました。そのとき本当に沖縄じゅうに怒りが沸き起こりました。８万5,000人が集った県民大会では、当時の知事が「一番守るべき少女の人間としての尊厳を守れなかったことに行政としての責任者としておわびをしたい」と発言をしました。戦後63年たった今なお、こんなひどい状況が続いていること、もうこれ以上県民、女性、子供たちの尊厳が踏みにじられること、断じて許すことができません。県民大会を成功させて沖縄の心を日米両政府に、そして世界にきっぱり示すべきときだと考えます。

そこで、仮にこの大会が不成功に終われば、少女が再び傷つくことになります。全市議会議員が議会の決議に責任を持って、そして市長が力を合わせてこの県民大会、23日ですけども、地元での開催がめどが

つかない中で、ぜひ市民に呼びかけをしてですね、市としても、また議会としても代表なり全員が参加できれば一番いいんですけども、そういう努力が必要だと考えますけども、どうお考えかお伺いします。

次に、事務ミスが相次いでいること、このことが議会でこの間ずっと百条調査委員会まで発展する、私が心配しているのは、この議会の追及、当然間違いはただされなければなりませんけども、そのことによって市民の奉仕者としての仕事、これまでも前に進められなくなっては市民としてはたまったものではありません。私は、慎重になり過ぎて職員が萎縮してしまわないように、そのためにも懐の深い議会を目指して、まさに議会と行政の両輪、これを発揮できるように努力していきたいと思いますけども、いわゆる合併の成否は合併して３年で決まると言われているんですよね。ですから、３年目を迎えるに当たって行政も議会も市民も協働して本当に合併してよかったと言える、そういう宮古島市にしていかなければなりません。議会と行政の溝を埋めて市民の信頼をかち取る、そして力強く前進していくためにも、原則的な行政運営、これを徹底して、研修は議会も行政もともに学び、成長していけるような、そういったあり方も必要ではないかと考えます。

そこで、どのように、具体的にマニュアルをつくるとおっしゃいますけども、今すぐにできることもあると思うんですね。いわゆるきちんと職員間で報告を徹底する、それから連絡をとる、わからないことは相談をする。銀行は１円の金額が合わなければ家に帰れないそうです。それぐらいの厳しい対応も求められていると思います。そういう具体的な取り組みについて、市長のお考えをお伺いします。

次に、財政についてなんですけども、三位一体改革、この中で今政府が目した2008年度の予算、これにも企業の実績が上がれば、これが家計に波及していく、それを前提にして2008年の予算編成が行われましたけども、それが早くも崩れています。いわゆる小泉、安倍内閣で決定されたこの中身、これが政府の経済財政白書、これ2007年度発表していますけども、企業部門の収益が好調であれば労働市場の引き締まりを通して雇用者の所得を押し上げ、消費を後押しする。こういう波及効果が持続するのが自然な姿と考えられるとしていましたけども、必ずしもそうなっていないと言っています。そんな中で、相次ぐ負担増が市民にのしかかってきます。市長は、市民の命と暮らしを守る地方自治の本旨に立って、ぜひこの悪政から市民を守る防波堤になっていただきたい。このことを強く要求します。

そして、国保についてなんですけども、この問題は私は社会保障、憲法に基づいて、そして国保の皆保険制度が創設されたその歴史的背景を見ましても、医者にかかることができなくて病気による貧困への転落、それを防止することが最大の目的だったと言われています。ですから、今皆保険制度、世界に冠たるこの制度が守っていけるかどうかにかかっていますけども、私は幾ら自治体が努力しても悪化する一方のもとで、行政と議会が今声を上げるべきだと考えます。住民に向かって減免を徹底する、そのことを呼びかけるべきだし、そして私が申請減免を拡充すべきだと訴えている理由は、分母を減らしてペナルティーを回避する、そういう効果があるから減免を拡充するように言っているわけです。今国保財政の赤字の大きな原因の責任、これは国の補助金のカットにあります。それから、47都道府県の中で沖縄県だけが法定分、ルール分以外の支援を全く沖縄県内の市町村にしていない、そのこともあわせて指摘しておきたいと思います。

それと、国保の加入世帯の構成、私は調べてびっくりしましたけども、所得がゼロから50万円、これが9,000世帯の62％に上ります。50万円から100万円世帯、これが1,705世帯、それで11.72％、100万円から200万

円以下の世帯が2,331世帯、これで16.20％です。このような状況のもとで、本当に独立採算が可能でしょうか。私は、もう市民の負担は限界に来ていると思います。今のこの状況、その中で負担増が後期高齢者医療の支援金分が入ってきますけども、介護保険が導入されて国保からの持ち出し、これが増えました。さらに、今度の後期高齢者医療のこの支援金分、収納率は上がらないのに、さらに国に納めろと言われる、このような過酷な制度は後期高齢者医療制度廃止しかない、このことを強く主張しまして、私の質問終わります。

◎市長（伊志嶺　亮君）

今回の米軍による少女暴行事件の怒りは、全県民共通のものであります。ですから、県民大会と呼応した宮古での集会等については議会の皆様の議決も得ておりますので、相談しながら対応を考えていきたいと思っております。

◎副市長（下地　学君）

具体的にどういうことをするかという質問ですが、まず一つには、原因の究明と対策についていろいろ庁議や緊急課長会議等で確認されたことを、まず周知徹底するというのがまず第一であります。このことは、まずは仕事をする上で前例主義に陥らないように、いわゆるなれ合いではだめだということで、常に法令を遵守して、それに基づいて業務を遂行するという、そういうことを各部、各課で徹底していくということと、さらには日常的にはやはり課内で報告、連絡、相談ということを徹底する。あわせて、特に各段階的にチェック体制を強化していくと、こういうふうな取り組みをしてまいりたいと、そして各課では業務遂行のためのマニュアルづくりをしていくと、あわせて研修なんですが、今県のほうにも２人ほど派遣し、他の自治体にも派遣をする予定をしております。

◎議長（友利恵一君）

これで上里樹君の一般質問は終了いたしました。

◎新里　聡君

２日目、５番目の質問でありますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今期製糖期のサトウキビ生産量が６年ぶりの豊作で、33万トン台に迫る勢いとマスコミで大きく報道されております。農家にとっては、サトウキビ新価格制度導入で収穫前大きな不安を抱えてのスタートでありましたから、一安心かと思っております。市長も２月19日には両製糖工場を訪れて、豊作でフル稼働している工場の皆さんを中間慰労として激励したということであり、結構なことと思っております。しかし、私はこの報道を見たときに複雑な思いに駆られました。市長が訪問をし、激励することには大いに評価をいたしますが、やっぱり何か変わっていると、何かがおかしいと。つまり何を言いたいかと申しますと、私は去った12月定例会で、農家所得を向上させるためにはサトウキビの年内操業により農地の高度利用を促進するべきだと、市長として製糖工場と交渉すべきではないかと質問をいたしました。市長は答弁で、「年内操業することによって農地の高度利用ができるということは、議員おっしゃるとおりであると思っております。宮糖、沖糖とも話し合いながら農業振興会でも議論をして積極的に対応してまいりたいと思っております」と答えております。さらには、再質問に対して「宮古では早熟品種が７割という状況にあって、今、年内操業している伊良部の糖度も高いということでありますので、ぜひ両社と交渉してですね、年内操業し、土地の早期利用に努めてまいりたいと、そのように思っております」と答弁されております。

ですから、私の複雑な思いとは、両工場をせっかく訪問したなら年内操業についての話もあってしかるべきだと思うが、マスコミ報道では全く報じられておりません。

そこで、お伺いしますが、積極的に対応してまいりたいということは、いつごろを目途として両製糖工場と交渉を進めるのか、その時期についてお答えください。そして、農業振興会では、その後議論をしたのか、議論したというのであれば、いつ議論がなされ、結果はどうであったか、このことについてもお答えください。

次に、サトウキビ収穫機械化推進事業についてお伺いします。いわゆるハーベスター利用料に対する補助金のことであります。このことを市長の政治姿勢の中で質問するのは、次の理由からであります。平成３年ごろよりハーベスター稼働以来、トン当たり、農家4,000円、役所の補助金500円と長年続いてきた制度が今期製糖期から農家への説明も一度もなく、勝手に変更されているのは何ゆえか。農家は、ご存じのとおり新価格制度の実施によりサトウキビを搬入しても代金を受け取るのが２週間ほど遅れ、その上80％の代金しか受け取れません。残る代金は５月の末ごろと言われております。農家は豊作といえども資金繰りが厳しく、喜んでおれないのが実情であります。そういった農家の苦しみを知ってか知らずか、キビ代から4,500円を差し引いて、農家は個別に申請してもらいなさい。補助金だから申請しなければもらえないんだと、それも役所の財政事情で500円以内だから500円に足りないんだという行政手法を市長はどうお考えですか。私からすれば農業を知らない、農家いじめの行政としか思えません。なぜ従来どおり農協でまとめて申請をし、一括払いをしないのか。補助金を500円以内とし、額が決まっていないから農協では取り扱わないと聞いておりますが、それは事実か。あわせて、財政が厳しいからとはいえ、補助金を500円以内とし、残りは農家の負担とするよう指示したのは市長なのか。経済部長は、市長の指示のもとでこのような決定をして、住民に知らせているのかお答えください。

次に、これは部長のほうで答弁していただきたいと思いますが、ハーベスター利用料金の4,500円はどのようにして算出された額なのか、どこでどのような根拠を持って、どういうメンバーでこの4,500円が算定され、農家負担が4,000円と決定されたのかお答えください。弱い立場の農家はだれにも聞くことができず、どこで決められたかも知らないで従っているだけでありますので、ぜひともお答えをいただきたいと思います。

次に、市長は施政方針の中で「就任以来宮古島市の豊かな自然と各地域ではぐくまれてきた伝統文化を大切にしながら、市民の一体感の醸成と島の隅々まで豊かさが実感できる均衡ある地域発展を目指し、新しい島づくり計画の推進と新市宮古島市の確立に向けた基礎づくりに誠心誠意取り組んでまいりました」と言っております。私は、市長が本音で市民の一体感の醸成と島の隅々まで豊かさが実感できる行政運営をしているとお考えならば、反省をして地方の声をもっと聞くべきだと思います。私は、先程も述べたようにサトウキビ政策にしても、基幹作物といいながらキビ作農家をいじめるような行政運営をする、この２年間の行政運営はなれ合い行政であり、行財政改革に名をかりた地方切り捨て行政であると言わざるを得ません。この２年間で議会から指摘された行為は、すべて法律の解釈を善意に客観的に解釈するのではなく、担当者の主観に基づいて解釈が行われ、決裁をする幹部職員はチェックするのではなく、漫然と部下を信用して決裁をする、この構図が次から次と問題を起こしていると思います。市長、このなれ合い行政という指摘について市長の見解をお聞かせください。

次に、行財政改革に名をかりた地方切り捨て行政ということについて触れたいと思います。合併をしても、行政サービスは低下させないということが合併の大前提であったと私は思っております。しかしながら、私からすれば合併協定書が締結された時点で、郡部町村のサービス低下は始まっていると思っております。それは、合併協定書の中身が個別、具体的に検討されることなく、新市で検討する、あるいは新市で調整するとなっているからであります。そして、新市での調整決定が庁議で行われ、郡部の合併前の状況がどうであったかも余り検証されていないことに起因していると思います。市長、この地方切り捨て行政という指摘に対して市長の見解をお聞かせください。

次に、サシバリンクスについてお伺いします。パブリックゴルフ場サシバリンクスについては、昨年11月１日、競争入札の結果、砂山リゾートが５億3,000万円で落札決定したと公表されました。その後売却に向けた手続を行い、本定例会に提案されるものと期待をされるものと期待をしておりましたが、提案されておりません。入札後５カ月を経過しようとしていますが、何が原因で契約が締結できないでいるのかをお答えください。きのうの説明では、敷地内に私有地と県有地があって時間を要しているような答弁でありましたが、このことは入札にかける前からわかっていることだと思います。売却の方針が決定したら、何も調査しないで入札するのかお答えください。そして、今後の見通しとしていつごろ仮契約ができ、議会で承認を求める時期はいつごろかお答えください。

次に、砂山リゾートの着手時期についてお伺いします。砂山リゾート開発については、会社更生法手続中に当市が地方自治体としての公正、中立性を逸脱し、事業スポンサーとして株式会社ゼファーを上申、申請したことから不可解さを感じ、注意を喚起しているところであります。そこで、私が調査した範囲内で申し上げますと、砂山リゾートが開発許可申請による事業着手時期は、第１期工事が平成18年４月１日に始まり、平成20年４月にはオープンする予定だと認識しておりますが、今日現在全くその動きが見えません。都市計画法では、開発許可を受けながら工事完了の意思がなく、そのまま放置されると周辺環境等に重大な影響を及ぼすおそれがありますので、中断をしていると見受けられるものについては、工事の施工状況及び完了する意思の有無等について報告を求めることとなっております。開発許可の許認可行為は当然知事の行政手続ですが、この報告は沖縄県が求めるものでありますが、市長は当該行政庁の立場にもないのにもかかわらず、積極的に上申書を提出した経緯があります。したがって、砂山リゾートの進捗状況は常に把握し、住民に公表する立場にあります。また、農地法においても５条申請による転用許可を出しているわけですから、許可されたまま放置しておくことはできないと思います。きのうの答弁では、事業内容を検討中との答弁でありましたが、もっと詳しく具体的に説明を求めます。

次は、図書館建設についてお伺いします。平成19年３月宮古島市立中央図書館基本計画が２年の歳月をかけて検討され、答申されました。見させていただいて非常に内容の濃いものと評価したいと思います。そして、最近図書館建設用地の選定作業に着手するとの報道がありました。市長、今この財政逼迫した中で、中央図書館建設に対しては議員の大半が反対を表明していると思います。私も情報センターとしての中央図書館の必要性については同感であります。議員のほとんども図書館が必要だということについては、理解を示していると思います。しかし、財政逼迫する中、市町村合併をして財政再建のさなか、建設費に16億円もかかると言われる図書館を建設するゆとりがあるのかと言いたい。その上に、これから用地を選定し、取得をする。建設までに果たして幾らかかるのかわからない。あくまでも議員の大方の反対の意思

は無視して、答申どおり建設を進めていくのかお伺いしたい。

私は、合併協定書に前期５年の計画にあり、また合併特例債の適用が受けられるとはいえ、新しく箱物をつくり、図書館を建設することには反対であります。数名の議員が指摘しているように、現在ある施設の有効活用を検討することを強く望みます。基本計画でうたわれている要点は、蔵書冊数、理想的な建物のスペースであり、そこに情報センターとしての機能を充実させることであります。住民要望として、交通の便がよいこと、立ち寄りやすく安全な場所であること、駐車、駐輪のスペースが十分確保されることであり、公園的な環境であることということになっております。私は内部施設、いわゆる蔵書、視聴覚機材、情報センターとしてのコンピューター等の機材、あるいは十分な職員の配置等、こういうものに数億円かけてでも中身を充実させれば市民は納得するものと思います。宮古島市中心市街地を中心とした概念を取っ払い、現在ある施設の統廃合も視野に入れた現在ある施設の有効活用をさらに提言したいと思いますが、市長の見解を賜りたいと思います。

そして、図書館建設準備室長にもお伺いしますが、基本計画書の各機能が満たされた図書館の建築総面積は何平米が想定されるのか。そして、報告書には敷地面積として箱物の２倍の面積が必要とされ、さらには駐車スペースが70台から100台までと記されておりますが、全体敷地面積は幾らを予定しているのかお答えください。

次に、道路行政についてですが、地盛７号線の改良工事について前回も質問いたしましたが、この道路については去った12月定例会でも一般質問いたしました。部長の答弁では、交差点等の危険な箇所については改良できないか検討してみたいとの答弁でありましたが、その後防衛施設局に対し、この道路の改良について要望もしくは見解を求めたことはあるのか、答弁を求めたいと思います。

以上、説明を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

サトウキビの年内操業についてお答えします。

このことについては、両製糖工場とも早熟品種が主流で栽培されていることから、前向きに検討を行っているところであります。会社との具体的な交渉はまだ行っておりませんが、今後関係機関と連携をとり、年内操業に向けて要請をしていきたいと思っております。また、２月19日に両工場を訪問して口頭での要請は行っております。

農業振興会での論議でございますけども、農業振興会で以前サトウキビの年内操業の実施を要望いたしましたが、当時宮糖及び沖糖からの報告は早熟品種の割合が少なく、生産量も不安定で年内操業の見通しは非常に厳しいとの報告があり、宮糖管内で10万トン、沖糖管内13万トン前後の生産量を維持すれば検討したいという内容でありました。したがって、振興会としても現在両工場で農林15号、宮古１号、農林８号、ナーナシが主流品種で栽培されておりますので、各地区サトウキビ生産組合や関係機関の試験データ等を協議して年内操業については条件整備を吟味、対応していく考えを進めております。

２年間の行政運営の結果でございますけども、これまでなれ合いの行政運営を行ってきたとは思っておりませんが、事務ミスが続いていることは役所内での職員間の連携や意思の疎通が不十分なことが大きな要因となっております。現在各職場において業務マニュアルの作成や管理職研修などを持っており、業務の正確かつ迅速な遂行によって市民の信頼回復に努めてまいります。

地方切り捨ての行政との見解でございますけども、本年度は各地域や各分野に目配りしながら編成しており、それぞれの地域の特性が発揮できるものと思っております。合併時に旧市町村間で多くの協定項目を結びました。その中で、地域間の負担やサービスの格差は期間を決めて平準化していくことになっていることは、議員ご承知のとおりであります。今その平準化の最中にあって、負担増を感じているものと思われますので、当該地域の皆様にはご理解いただいております。また、なお町村地域の基幹産業であります農業についても、しっかりこれからも取り組んでまいります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

図書館建設についてのお尋ねでございますが、答申どおり進めるのかというご質問でございますけども、新図書館整備につきましては合併時の新市建設計画の前期重点事業として位置づけられておりますが、地方財政健全化法の施行に伴いまして、当初計画どおりの建設は厳しいことから、先送りして平成24年度での建設を検討していきたいと思っております。

図書館につきましては、図書館法第18条に基づく文部科学大臣の基準が定められておりまして、それによりますと公立図書館の設置者はこの基準に基づき図書館サービスの実施に努めるとされております。その中で、公立図書館の設置に当たってはサービス対象地域の人口分布、人口構成、交通網等を勘案して適切な位置及び必要な図書館の床面積、蔵書収蔵能力等を確保するよう努めるとあります。新市図書館建設場所につきましては、文部科学省の設置基準、それと昨年度策定した基本計画の敷地条件を踏まえ、財政が厳しい状況にあることから、市有地の活用も検討して庁舎等建設委員会に諮りたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

サトウキビ収穫機械化推進事業の補助金の申請手続ということでございます。現在トン当たり500円以内という形で補助金を出しております。これまでは農協さんがかわって申請をし、行っているということでございますけども、農家さんからは4,000円ＪＡさんが差し引きをし、オペレーターにつきましては4,500円をお支払いする、その500円分につきましては農家にかわってＪＡさんが市に補助金を支出を申請するというような形になってございました。ですが、予算の確保というものが今の実績に応じたものができていなかったということで、500円以内という形の補助金の申請をお願いするということになった関係上ですね、農協さんがそういう形ではできないということで、4,500円を直接農家から差し引いているというようなことでございます。ですが、その後補正を入れまして、当初は2,137万5,000円ありましたけども、補正額600万円をやりました。そういう関係で2,737万5,000円の予算をですね、ただいま確保してございます。現在３月16日までの処理トン数ですか、４万3,844トンということでございまして、現在にそれに500円掛けますと2,190万円というような額になりまして、最終まで持っていったにしても、この予算内で十分500円の支払いができるということでございます。ですが、今回そういう以内という補助金の出し方をしたということの関係上ですね、個人申請という形になりますけども、農協さんから個人分のデータというのはいただくことができますので、申請漏れがないように農家の方に申請をしていただくということは可能だというふうに思ってございます。次年度以降のものにつきましては、議員おっしゃるようにＪＡさんがまとめてできないかどうか、そして予算の確保を努力するということで検討はさせていただきたいというふうに思います。

一方的に500円以内とする行政手法は農家に混乱生じさせないかということでありますけども、確かに

通常補助金というのは以内という言葉でもってくくりを入れてあるのが普通でございます。ですが、今回予算の関係上、そういう言葉を使って農家のほうに通知をしたということにつきましては、今後の課題として処理の仕方をですね、考える必要があるというふうに思ってございますが、ぜひともそういう予算の関係があったということをですね、ご理解をいただきたいというふうに思ってございます。

次に、ハーベスターの利用料金4,500円積算根拠はということでございますけれども、このハーベスターの利用料金、当初はですね、5,000円という形でスタートいたしました。旧市町村が1,000円を助成し、農家負担はトン当たり4,000円というような形で動いておりました。ですが、旧市町村やはり財政が厳しくなってきた段階で、トン当たり500円の補助金になったといういきさつがございます。これ平成元年ぐらいから大型ハーベスターが入ってきたようでありますけども、当時の利用料金設定につきましてはですね、他市町村、そこの料金設定を参考にして宮古地区でも同額利用料金を決定したというふうに聞いてございます。ちなみに、県内の利用料金でございますけども、これは平成16年、平成17年期の利用料金のですね、県の糖業農産課が聞き取りをし、集計したものにございますけども、県内のほとんどが5,000円でやってございます。その中で、補助金を出しているのはですね、恩納村とか金武町、あと糸満市、宮古島市、多良間村というところが補助金は出してございます。一番高いところは、金武町が1,000円、宮古島市は500円、多良間村が1,000円、そのような形でございますし、一番安い刈り取り料金というのは南大東と北大東が2,500円というような料金設定もございますけども、高いところは6,000円というようなところもございます。そういうことで、いつ決めたかということにつきましては、今の段階ではだれが決めたかというのはわからないわけでありますけども、そのハーベスターが動いたときに他市町村の利用料金を参考にして決めたというふうに推察されます。そのときだれが決めたかということでありますけども、たしか最初の導入はＪＡさんあたりが中心にして導入したと思うんですけども、今いろいろとお聞きをしているんでありますけども、メンバーがだれだったかということについては、今の段階でわかり得ていないということでございます。

◎建設部長（平良富男君）

砂山リゾートの着手時期の件ですけど、宮古島砂山リゾート平成17年４月、株式会社福岡ダイエー・リアル・エステイトより開発許可に基づく地位の承継を受け、事業に取り組んだが、平成17年９月に会社更正手続を東京地方裁判所に行っております。株式会社ゼファーが更生法に基づき事業支援を受けてありますが、着手時期については今のところはっきりした時期は確認されておりません。

それから、地盛７号線改良についてでございます。12月議会で質問を受け、早速ちょっとヒアリングありました、予算の。防衛施設局のほうで相談をしてきております。防衛施設周辺の整備については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第８条に規定されいいるところであるが、道路整備の採択については、基地車両、自衛隊車両の10％以上の通行や基地車両による一般車両への通行の阻害が認められた場合としています。地盛７号線については、基地車両の通行はほとんどなく、また当該路線とほぼ変更する七原10号線、鏡原小学校、中学校前を平良港から基地への物資の輸送ルートとして基地周辺事業で整備した経緯があります。このようなことから、沖縄防衛局の当該路線の基地周辺事業での整備は難しいとのことでございます。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

サシバリンクス伊良部の売買につきましては、昨年の10月に売買の交渉相手となります事業者を特定した後ですね、仮契約を締結して今議会、３月の定例議会において議案を上程する予定で作業を進めてまいってきたところでございます。しかし、きのうの答弁でもご説明申し上げましたように、今特定業者との間で敷地内に存在する県有地、それから個人有地の６筆の取り扱いの問題、それから相手方から市に対する要望と確認事項ですね、それらの調整を進めているところでございます。相手からの要望事項といたしましては、里道の取り扱いをどうするのかですね、それから里道の取り扱いとか、それから竣工図面の要求ですね、そして境界点の新たな設置と立ち会いの確認、今これらの条件整備に向けて協議を大分煮詰めているところであります。ただ時間のかかりますのが、やはり県有地、個人有地の取り扱いの問題でありまして、今議会終了後ですね、これらの問題に取り組みを強化しながら、なるべく早目の契約を進めていきたいと考えています。なお、事業の特定者のほうには随時状況等を連絡しながらですね、お互いのコミュニケーションをとり合いながら早期の契約締結に向けて尽力しているところでございます。

◎中央図書館建設準備室長（下地　実君）

基本計画のサービス内容を満たす施設の述べ床面積は3,394平米でございます。これは、このほど答申された建築計画書の数字であります。それから、全体の敷地面積は延べ床面積の約２倍ということでございますので、約7,000平米でございます。

◎新里　聡君

再質問をしたいと思います。

宮糖、沖糖への交渉、口頭では申し出たということでありますが、やっぱり正式に申し出るめどをつけてですね、やっていただかないと会社側も正式なコメントできないだろうと思いますから、そういうふうにしていただきたいなと。農業振興会でも反省しているということでありますから、やっぱりそれもきちっとやってもらわないと答弁されたことについてちょっとまずいのではないのかなと思いますが、どうぞ振興会のほうでも議論をしていただきたいと思います。

それから、ハーベスターの500円、今回は補正して、今度は確保できるということでありますが、これ市長、農家にそういう心配をかけないようにですね、次年度あたりからこの500円は心配するなと、私が市長でいる限りこれは絶対崩さないと、やっぱりそれぐらい話していただかないと、こういう見方をされるんですよ。市長とは議論をしないで、担当部長と財政担当だけ相談をして、予算のめどができる、めどできないという形で農家にそれを500円以内だという形でやっているような、そういう感じが見受けられますから、どうぞ市長、これについては市長のほうからですね、農家に向かってちゃんとこたえていただきたいと思います。

それから、ハーベスター料金についてですが、私は高いとか安いとか言いません。他の市町村を参考にしたというんですけどね、やっぱりこういう事業についてはちゃんと積算の根拠を持って、幾らのハーベスターを導入して何年の減価償却して、そこに労力が幾らかかって、どれぐらいの１年間における収入があってという形でもって、それから割り出した数字がこれですよと、農家の皆さんもこれで納得してくださいねという形が出てこないと、ちょっとおかしいかなと思いますが、これは私の考えだけを申し述べておきたいと思います。

それでは、なれ合い行政、地方切り捨て行政というものについて再質問をいたします。私も大変厳しい

言葉だというふうに思いながら、質問はしております。平成20年度から実施される国民健康保険税の統一課税については郡部町村出身議員の反発により、城辺、下地、上野の地域についてはアップ率50％を超える分の６割を補助金として還付するという措置が講じられました。私は、これは当然の措置だと思います。市民の皆様にもご理解をいただかなければならないことは、本市の国民健康保険事業はこれまでたくさんの議員がおっしゃっておりますけども、合併前の累積赤字を解消しながら、新たに医療費の伸び分と後期高齢者医療制度の施行による負担分が加算されるために大幅な税率改正が迫られております。旧平良及び旧伊良部の累積赤字12億円が、これはなかったと仮定したときにですね、一般会計から繰り入れをする２億円そこらを充てれば統一課税してもこれほどの税率アップにはならない、そういうことですよね。そこで、私は旧上野村当時受けていた行政サービスが合併をしてなくなったもの、負担が重くなったものを表にしてあらわしました。今配付したものでございます。私は、市民の皆さんにも理解を得るためにですね、じゃ合併前にあったものがどういう形になっているかということをちょっと報告してみたいと思います。

国民健康保険税、介護保険料は今まで皆さん大方の議員が話しておりますから、一応別紙にはついておりますけどね、これは省略いたしまして、まず出産祝金としてですね、第１子が産まれますと５万円、２子10万円、３子20万円、４子以降30万円の給付金がありました。これ合併して没です。なくなりました。定住住宅ということですね、お家を建てると新築の場合30万円……

（議員の声あり）

◎新里　聡君

上野が30万円でした。城辺、下地、上野は大体同じ制度です。購入については20万円の助成金がありました。これも没です。なくなりました。

次、保育料、これ次、２枚目のほうにありますけども、２枚目見てください。これ保育所の保育料も各階、第１階層から第７階層までとありますけども、これも各階層全部合併をして上がりました。旧平良市に準ずることによって、これ大体月平均して１万円ぐらい上がっていると思います。各階層については省略いたしますけども、ごらんいただきたいと思います。

それから、今までも話してのとおり、乳幼児の医療費助成、これ義務教育修了までの期間、中学卒業するまで無料でございました。今は満５歳ですか、県の要綱に従っての年齢に引き下げられておりますけども、これもそういうことです。問題の敬老祝金、これも全部なくなりましたですよね。88歳と100歳に表彰……表彰ではないな、あるだけで、これもなくなりました。

次にですね、火葬の葬祭費、これも３万円ありましたんですが、全島一緒だと、宮古島市一緒だということで１万円に引き下げられました。右側に大きく書いてありますけども、学校給食費も小学校及び中学校月額300円ずつアップしました。その下、幼稚園の保育料、入園料、これも入園料で1,000円、保育料で月900円ですか、今3,600円が4,300円になっていますから、これもアップしました。一番下に公営住宅費、別表２とありますが、３ページを見てください。これもですね、公営住宅家賃の積算はどの自治体も一緒ですよ。でも上野村においては３万7,000円を限度で抑えておりました。今７万2,000円とか、下地にあっては８万円を超える家賃を払っている方もいるようでございますが、要するにかなりアップされました。

それからですね、次のページを見てください。次のページ、これはその他として取り上げておりますけどもね、自治会長の事務委託料は２分の１以下になりました。体育協会が約10分の１、今や各家庭から500円

ずつ徴収しなければ体育協会の運営ができないから、各戸から500円ずつ徴収しております。その他芸能保存会の補助金、ゲートボール協会補助金、防犯協会補助金、交通安全、青少年健全育成、心豊かなふるさとづくりとか、こういったものも全部なくなりました。村の子供育成会補助金ですら８分の１に減りました。各部落、単位部落に対する補助金はカットされました。村青年会補助金２分の１以下、婦人会の補助金８分の１以下、在沖縄郷友会とか八重山とか関東とか関西すべて廃止、そして今まであるように小中学生のですね、派遣費ですら廃止して、今度少し若干予算計上しているようでありますが、こういう状況であるわけですよね。

じゃ、その結果、郡部で何が起こっているかといいますと、これは相当の怒りですよ。急激な人口減少です。合併時の平成17年10月31日と２年経過した平成19年10月31日の人口を比較すると、城辺で262人、下地で94人、上野で102人、伊良部で328人減少しております。増えたのは平良の25人だけです。特に下地、上野は合併前、微増していたところがそういうふうに減っているわけです。ですから、そういうものをもって隅々まで豊かさを感じる行政やっているんですかということになるわけです。これだけのね、住民サービス低下しているんだったら、今言っているように管理職手当だの、あるいは特殊勤務手当だの、そういうものに回すかわりにですね、まずは一つ、敬老祝金を復活してくださいよ。まずは、それからですよ。管理職手当支給については理解しますよ、いっぱいの職員を管理しながらご苦労されていること、でもまずやるべきことがあるでしょうということです。

図書館について申し上げます。確かに図書館の基本計画はですね、今企画政策部長が答弁されたように、理想的で、法に基づいてということだろうけども、全くその市町村の自治体の財政状況がどういうふうにあるということも考慮されないで、基本どおりに計画しているわけですよ。それは、担当する部署は当然だと思いますけどもね、やっぱり現実は財政であり、財布であるわけです、中身は。私どもはちょうど１年前、連結決算で32.7％の赤字だということで、全国ワースト９位だということで白熱した議論をいたしました。財政破綻した夕張市のようになるのではないかと危機感がありました。１年たった、トゥリバーが売れて40億円入った、交付税が合併算定がえの加算されて見込みよりちょっと多く入った、それによって平成19年、平成20年で10億円の改善ができたと、そういった財政需要の若干の好転の見通しが立った途端にですよ、職員の手当の回復だの図書館建設の用地の選定だの、それはないんじゃないでしょうかということです。きのうの答弁でも職員の削減により、組織機構が見直されるという答弁されているわけですから、その中からですね、現在ある施設を活用するということも見えてくるというふうに思います。再度現在ある施設の有効活用で中央図書館は対応すると、これは市長の決意を伺いたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

合併後の城辺、上野、下地の皆様のご労苦は本当に申しわけないと思っております。しかし、これは合併協議会の中でも取り上げられて審議されていることでございますので、いましばらくご辛抱願いたいと、そのように思っております。

また、ご提案の敬老祝金については、しっかり対応してまいりたいと思います。

ただ図書館については、これは今すぐ建てるというわけでございません。今答申にかけておりますので、それに沿って考えていきたいと思っております。

◎新里　聰君

２分の発言時間も求めたことがあるから１分残っておりますので、ぜひですね、合併したわけだから、みんなで協力、協働してやって宮古島市を一緒にしようという、それは考えみんな一緒だと思いますけどもね、ですけどもやっぱり地方の実情などもごらんになりながらやっていただきたいと、特に農家に対しては、農家の場合１円の収入でも大変なわけでありますから、ハーベスターの料金をカットするとか、例えば平成18年度においては子牛生産奨励補助金について申請がなかったからという形で不用額でやったこともあるわけですから、もっと行政丁寧にサービスをしていただきたいなと、そういうことをお願いしながらですね、島の発展に頑張りましょう。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで新里聰君の一般質問は終了いたしました。

◎仲間明典君

私見を交えて質問をさせていただきます。

質問の前に、伊良部地域の都市計画についてということ、それから水産業の振興について、水産業のしんについては特にみどり水産課の課長にお願いをします。それから、３点目、下地島空港等利活用検討委員会について、それからスポーツアイランド構想については多くの議員さんが質問しているので、これは割愛をしますが、ただ要望を２点だけと、それから観光振興策についても要望です。

それでは、質問に入る前に若干私見を述べたいと思います。まず、今いろいろ混乱が続いていますが、行政というか、政治はその先を見据えた行政じゃなきゃいかんと、それから夢を与える政治でなきゃいかん、特に21世紀にふさわしい自治体とか、21世紀にふさわしい宮古島のあり方を基本に考えるべきだろうと、それに基づいて今年の施政方針についてちょっと述べたいと思います。

まず、自立への始動と、これがテーマであると、それから市民との共創を目指してと、これは基本であると、それから方法論として市民の参画と、それから協働、今風に言えばコラボレーションという感じですか、協働、それだけでは僕は薄いんじゃないかと思います。まず、市民の協力、市民の理解、それから市民の自覚と責任ですね、そういうのがないとこういう大きいものはきちんと稼働しないんじゃないかと、行政だけ空回りする可能性があると、そういうふうに思います。例えば教育だと子供のしつけとか家庭の実際にやるべき役割、責任ですね、それから社会が負うべき責任、それから学校が担うべき問題点と、そういうものをきちんと線引きをしてやる必要があると、学校だけ空回りをしてもだめであるし、それからごみのポイ捨てとか牛の捨てたやつとか、これも本来ならば市民が自覚をすれば発生をしない問題だというふうに思います。それに行政の金を使ってやらにゃいかんという厄介なことがありますが、ただ全体的に施政方針の中では細かく書かれているので、しっかり頑張ってくださいというふうに思います。

次、質問に入りますが、伊良部地域の都市計画についてお伺いをします。ただ、今建設部長含めて都市計画は大変をしておりますが、今の問題がこじれると、これは伊良部の都市計画どころじゃないというふうに思います。ただ会計検査２回も入っとって細かいのをほじくるというのは得策かどうかというのは、これまた議会考えればいいことですが、それ十何億円という補助金を返すと、あるいはほかのものにも影響が出るというと、これは得策かどうかというのは考える必要があるというふうに思います。特に伊良部地域の都市計画道路整備の計画の中には防災道路とか、それから集落道とか県道98号線とか、総額にして100億円を超える大きい公共工事があるわけですね。また、下島の残地の問題も含めて、よくこれは熟慮

する必要があると思います。それを踏まえて言いますが、都市計画の中で環境、それから防災、景観、それから集落の機能性、水産業とか農業の産業支援、それから歴史観、文化等々たくさんのものが包含していると思います。それについて事細かく聞くつもりはないんですが、まず下地島空港と周辺公用地のとらえ方、これは都市計画はどういうふうに考えているか、それから環境問題と生活雑排水、これは水産業にも影響するんですが、今県立公園で入り江が候補に挙がっていると、向こうの生活雑排水をどうするかと、これも非常に大きな解決をしなきゃいけない課題だと思います。それから、佐良浜内の生活雑排水ですね、それをきちんと、100％とは言いませんが、相当数処理できれば海は回復すると思うんです。これは、後の水産業とも関連をしますが。

それから、防災、特に佐良浜の港側の集落密集地ですね、消防車も入らないようなところ、あそこの防災をどうするか。あそこは、114号線という感じで、防災道路というのがたしか認可されたと思いますが、その辺についてもお伺いをします。

それから、集落道、上のほうも、それから佐和田部落も国仲も結構生活道路きちんと整備をしなきゃいかんところがまだ残っております。それをどのようにゾーニングをするかと、それも住民とのコンセンサスとか、総合支所も含めて検討して進めるべきじゃないかと思います。それから、佐良浜地区港側の産業機能、海なんですが、どうも集落がおかしくなっているせいか、漁師とか海というか漁船というか、それがうまく利活用できていないと、その辺についてもどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

次は、水産業の振興についてであります。今中国から端を発して食の問題が大変なことになっております。宮古島の産業を興すという意味でですね、食料供給基地というのを考えていもいいんじゃないかと、我が国食料自給率であたふたしていますから、それに呼応するというか、そういう意味で食料供給基地をつくってもおもしろいと、これは陸上養殖、それから海上養殖、海の養殖、それから野菜とかとうがんももちろんですが、大きい供給基地をつくろうと、大型ハウスをつくればいいということなんですが、特に前からよく言うんですが、深層水を上げてほしいと、これは要望なんですが、深層水はですね、ハワイが有名なんですが、向こうは大学と民間と、それから行政が一緒になって深層水をやっているわけですね。膨大な利益を上げていると、特に室戸なんか100億円以上も上げているわけですから、宮古島市でも十分可能じゃないかというふうに思います。ただ、今原油高騰で燃料費が上がったり、船は大変をしております、漁師は。それを含めて言うんですが、パヤオとかですね、それから近くのもので漁礁があれば漁は結構楽になるんではないかと、つまり魚を集めてしまおうという発想なんですが。今ちょうど伊良部架橋、伊良部大橋が進んでいるんで、その下あたりにでかい漁礁してもいいんじゃないかと、また３漁協と相談をしてですね、宮古全体の30メートルから50メートルぐらいが適当だそうですが、そういうところに長期的にですね、漁礁としていくと、あるいは藻を育てると、そういうふうにすれば魚が増えると、海もきれいになると。さっきの生活雑排水と絡めるんですが、そうすれば漁師に対しても非常に港をつくるとか、そういうのも大事なんですが、実際に利の得られるような水産振興をやってほしいと。

もう一つ、これは前も言ったんですが、資源を管理する必要があると、特に散産卵場所ですね、３漁協と相談をして周年、あるいは期間を決めてもいいんですが、あるいは10年でもいいんですけど、あるエリアをですね、全く入っちゃいかんと、産卵場所だから周年とっちゃいかんと、そうすれば今産卵場所に行って、産卵期に魚をとっているんですね。これは、漁協と相談をしてきちんと指導すべきじゃないかとい

うふうに思います。その規制についてどういうふうに考えるかですね。

次、下地島空港等利活用の検討委員会についてお伺いをします。下地島空港は平和利用ということでありますが、現在検討委員会が行われていると、その方向性ですね、進捗状況はどうなっているか、特に下地島空港はインターナショナルで考えたほうがいいと、特に東シナ海エリアとかですね、東南アジアを含めたエリアで考えて、国際的な利活用を図ったほうがいいと、その場合にはチームが必要であると、作業部会ですね、その作業部会も宮古島市だけじゃなくして、県だけじゃなくして、国土交通省とか、あるいは通産省とか沖縄県、それから当然台湾ですね、そういったところを含めた大型プロジェクトチームをつくってですね、実効性のあるものを入れていく必要があると、台湾との航空路の話もありますんで、台湾にはどれぐらい航空会社があって、どういうふうにアプローチをしていくか、その辺についてもお伺いをします。

次、４点目、スポーツアイランド構想なんですが、これは割愛をしますけど、やがて高校総体が入ると、310万円ほど予算も組まれていますけど、これはしっかりと取り組んでいただきたいと、失敗は許されないと思うんで、非常にいいチームをつくって対応してほしいと。

それからもう一つ、甲子園に出場するという経済波及効果というのでかいと思うんですよね。プロ野球チームも、オリックスも見えてはいるんですけど、今宮古支援者が、那覇でも沖縄本島でも宮古でも夢実現・甲子園・宮古島応援隊みたいのがあるんですけど、これはやっぱり行政もそのバックアップをしてですね、一緒になってやらないと民間だけが空回りをしていると、行政もバックアップをしての施策、それだけで相当機能的になるんじゃないかと思うので、その辺も、これは要望です。

それから、５点目、観光振興策についてなんですが、実は今あちこち大きい空き地があるんですけど、台湾とかシンガポールとか、それからタイとか、それから中国、インドネシアも含めてそうですが、ああいうところは屋台村があるんですよね、ロンドンにもありますけど。今宮古に入ってくる観光客、特に女性の方がですね、夕方というか、夜何をするかと、受け皿が何もないですね。しかし、屋台村あたりをつくると非常におもしろいんじゃないかと、時間の過ごし方ですけど、そういう意味で、そうすると市民も一人一人料理のうまいやつは参加できるし、郷土料理を出してやってもいいし、非常におもしろいのができるんじゃないかと、だから屋台村の創設についてもぜひ検討していただきたいと思います。

時間は余り食わないようにという指示が出ているんで、再質問はしないので、きちっとお答えをしていただきたいと、よろしくお願いをいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

仲間明典議員にお答えします。

下地島空港等利活用検討委員会でございますけども、下地島空港等利活用計画書における主要事業の実現化を図るためには、県との事前協議や調整を今後とも継続するとともに、プロジェクトの促進と推進体制の整備の両面から取り組みを強化していかなければならないと考えております。そのため、今後の推進体制として、本プロジェクトの持続的推進と地域一体の取り組みの強化を旨とする地元協議会や沖縄県と本市による検討会議並びに外部の専門家やコーディネーターを交えた推進会議の編成を行いながら、その中で作業部会の設置に向けても検討していこうと考えております。

先日台湾のタイトラ、日本で言えばジェトロの会長である許志仁董が参りまして、下地島空港に大変興

味を示しておりました。それは、台湾で新幹線が走り出してから、国内航空が随分飛行機が余っている状況があると聞いております。ですので、議員ご指摘のように台湾からの参加も考えてですね、この協議会と検討してまいりたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、漁礁を長期的に整備する計画はということでございます。実は平成19年から平成23年までの長期計画でですね、沈船漁礁、浮き漁礁含めて６億5,000万円で県営事業として今進んでございます。

次に、資源管理の観点から産卵場所の規制についてというご質問でございます。資源管理の仕方というものでございますけども、県のほうでいろんな形で禁漁期間であるとか、あるいは体長制限、そういうものをしてございまして、例えばイセエビであれば３月から６月まではとってはいけませんよとかですね、シャコガイについても産卵期である６月から８月まではとってはいけないというような規制をしてございますし、またシャコガイあたりでもですね、殻長の８センチ以下はとってはいけないというような規制をしながら、資源管理をしている状況にございます。ですが、宮古独自の資源管理をするという形であればですね、漁業権区域内においては３漁協の、こういういろんな協議でもってですね、例えば八重干瀬のどの場所を禁漁区にしようとか、そういうものは十分可能だというふうに聞いてございますんで、このあたりはやはり漁協の意思が非常に必要になってくると思いますけども、まだまだそこまで漁協が熟成していないというのもまた現実であります。今後県と一緒になりましてですね、協議をしたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

伊良部島全域は、現在都市計画区域外でありますので、伊良部においては都市計画はありません。しかしながら、市町村合併において宮古島市としての行政区域でありますので、都市計画区域に編入する必要があると考えております。

まず初めに、下地島空港等周辺公用地のとらえ方についてでありますが、都市計画においては地域地区、用途地域ですね、を設け、各用途に従った土地利用を行っておりますが、下地島空港等周辺公用地については、下地島空港等利活用推進室との調整を図りながら検討していきたいと思います。

環境問題と生活雑排水対策についてですが、生活雑排水は基本的には建物の敷地内において浄化槽を設け使用することになっております。都市計画事業で行う場合、公共下水道を設置し、生活雑排水を処理する方法となりますが、公共下水道は市街地内の人口密集地内で行うのが基本的であり、仮に伊良部地域に公共下水道設置計画を行ったとしても人口密度及び費用対効果の面からして厳しいと思われます。

次に、防災面、生活道路のゾーニング、佐良浜地区の港側一帯については、現在策定中の都市計画マスタープランでどのように進めるか、検討の課題としたいと思います。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

下地島空港等利活用検討委員会の進捗状況についてのご質問だったと思います。下地島空港等周辺公有地の利活用につきましては、現在宮古島市の指針となるべく下地島空港等利活用計画書を今年度中に策定する予定で作業を進めてございます。先月15日に開催した同計画書検討委員会におきまして中間報告書がまとまったことから、伊良部地区地域振興会との意見交換、さらにはですね、宮古島市のホームページを利用しまして、市民の皆様方からパブリックコメントをいただく作業を終えたところでございます。今後

は、こうした意見を考慮しながら、最終報告書を取りまとめ、今月中に市長のほうへ答申する予定となってございます。

◎仲間明典君

環境問題に関して、雑排水に関しては都市計画では難しいと、ほかの方法でやるしかないですね。

それから、もう一つ、下地島の中でＪＩＣＡの取り扱いをどういうふうにするかと、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

計画書の中でＪＩＣＡにつきまして触れてございます。ただ、ＪＩＣＡへの交渉あるいは接触等を宮古島市としてどのような形で展開していくのかということでありますけど、その手続等あるいは行動等につきましては、内部でよく調整しながら、沖縄県のほうとも細かく調整を重ねてですね、なるべく実現に向けて具現化できるように地域戦略局としても頑張ってまいりたいと思います。

◎仲間明典君

しっかりと取り組んでほしいと思います。

これで私の一般質問終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで仲間明典君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後６時07分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月21日（金）　　８日目

（一　般　質　問）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第８号

平成２０年３月２１日（金）午前１０時開議

日程第 １　　議案第５２号　宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例の訂正について　（市長提出）

〃 第 ２　　一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月２１日

（開議＝午前10時21分）

◎出席議員（２６名）　　（延会＝午後６時26分）

議長（１番）	友利惠一君	議員（１４番）	眞榮城徳彦君
副議長（２２〃）	下地智〃		
議員（２〃）	仲間明典〃	〃（１６〃）	新城啓世〃
〃（３〃）	池間健榮〃	〃（１７〃）	上地博通〃
〃（４〃）	新里聰〃	〃（１８〃）	平良隆〃
		〃（１９〃）	亀濱玲子〃
〃（６〃）	佐久本洋介〃	〃（２０〃）	上里樹〃
〃（７〃）	砂川明寛〃	〃（２１〃）	與那覇タズ子〃
〃（８〃）	棚原芳樹〃	〃（２３〃）	豊見山恵栄〃
〃（９〃）	前川尚誼〃	〃（２４〃）	富永元順〃
〃（１０〃）	與那嶺誓雄〃	〃（２５〃）	富浜浩〃
〃（１１〃）	山里雅彦〃	〃（２６〃）	下地秀一〃
〃（１２〃）	池間豊〃	〃（２７〃）	下地明〃
〃（１３〃）	宮城英文〃	〃（２８〃）	池間雅昭〃

◎欠席議員（１名）

議員（１５番）	嘉手納学君

◎説　明　員

市長	伊志嶺亮君	下地支所長	平良哲則君
副市長	下地学〃	水道局次長	砂川定之〃
総務部長	宮川耕次〃	消防長	伊舎堂勇〃
企画政策部長	久貝智子〃	教育長	下地恵吉〃
地域戦略局長	與那嶺大〃	教育部長	長濱光雄〃
福祉保健部長	上地廣敏〃	総務課長	伊良部平師〃
環境施設整備局長	平良光善〃	財政課長	石原智男〃
経済部長	宮國泰男〃	企画調整課長	下地信男〃
建設部長	平良富男〃	教育施設課長	友利悦裕〃
会計管理者	譜久村基嗣〃	学校教育課長	島袋正彦〃
平良支所長	狩俣照雄〃	情報政策課長	喜屋武重三〃
城辺支所長	饒平名建次〃	文化振興課長	古堅宗和〃
上野支所長	砂川正吉〃	図書館長	砂川玄正〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地嘉春君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	砂川芳徳〃		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時21分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第８号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

本日３月21日、伊志嶺亮宮古島市長より議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例の訂正について申し出がありましたので、お手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第１、議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例の訂正についてを議題とし、市長から訂正の理由を説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

議案の訂正について説明いたします。

平成20年３月11日に提出しました下記の議案を訂正したいので、宮古島市議会会議規則第19条第１項の規定により承認願いたく申し出ます。

訂正する議案、議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例。訂正する理由、提出した議案第52号については廃止条例本文中「を廃止する条例」との文言の重複がありましたので、これを削除、訂正いたします。議長並びに議員各位には多大なご迷惑をおかけしまして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

文言の訂正だけでございますので、質疑を省略して進行したいと思いますが、まずお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号の訂正についてはこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件の訂正については承認されました。

次に、日程第２、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いいたします。

本日は池間健榮君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池間健榮君

会派そうぞう、池間健榮です。よろしくお願いします。初めに、今下地地域でですね、地域づくり協議

会が発足しまして、非常に合併後による地域の活性化のために頑張っております。そして、今年の成人式を合併後中止しておりましたけれども、また地域づくり協議会の皆さんの尽力によって成人式も復活をしております。そして、製糖期が終わりまして、来る22日土曜日の午後６時30分からぶがりのーす大演芸会、ぶがりのーすといえば疲れをとると、いやすという意味でありますので、どうぞ市民の皆様方も議会の皆様方も下地改善センターまでいらしてください。

それと、市長、教育長、お願いがあるんです。こうやってすばらしい社会教育の一環も含めてですね、下地の中央公民館頑張っておりますけれども、久松、下崎、西辺公民館長いらっしゃるんです。そして、上野、城辺にはちゃんとした社会教育主事がいて、臨時職員２人で対応しているんですけども、なぜか知らないですけども、下地は議員は１人だから、臨時職員２人で対応しているんですよ。万一事故があった場合にはだれが責任をとるかというね、下地の子供たちは今スポーツ、文化面、そしてお年寄りの方を含めて活発に活動しているわけですから、どうぞ社会教育主事もですね、下地町時代は育ててありますので、下地地域に冷遇しないようにしっかりとした形で新年度から社会教育主事をですね、配置していただくようにお願いをしておきたいと思います。市長、お願いします。

きのうは、多分ハーベスターだけが残って、最後の手刈りの休日だったと思っております。市長、きのうは何をなされましたでしょうか。後でお伺いしますけれども、私は昨日はですね、春分の日、天気にも恵まれてですね、農家のキビ収穫畑に自分の畑はほったらかして回ってみました。休日とあって学校も休みとして、子供たちも猫の手も借りたいほどの忙しい親の畑でですね、一生懸命キビ刈りを手伝っていると。まさに今失われかけていたそういった光景、家族的なそういった今必要ではないかという姿を見てですね、元気をいっぱいもらってきました。そして、農家の皆さんはですね、今年は大きな台風もなく、そして一生懸命農作業に励んだ結果、反収アップ、そして糖度もアップ、新価格制度が導入されてもですね、農家の頑張りによってしっかりと励んでいる、あの姿こそがやはり今宮古には必要ではないでしょうか。

（「そうだ」の声あり）

◎池間健榮君

ありがとうございます。またですね、そして１月の長雨によってハーベスターがストップしました。それでも農家の皆さんは雨具を着てですね、一生懸命キビ刈りしているんですね。新里聰うちの政調会長がハーベスターの500円以内のということで一生懸命おしかりをしておりましたけれども、逆にですね、私は製糖工場をストップさせないようにですね、農家の皆さんが一生懸命頑張っているんですよ。私は手刈り農家にですね、補助金があってもいいような気が……

（議員の声あり）

◎池間健榮君

ありがとうございます。一方、厳しいようでありますけれども、本市の行政に目を移しますと、農家の豊作とは裏腹に本市の行政は病害虫が蔓延をし、干ばつが一挙に到来したような、農業で例えれば大不作であります。再三再四議会の指摘にもかかわらず、行政能力の欠如なのか、私はそう思いませんけれども、相次ぐ行政ミス、自治法違反、条例違反、そして辞職勧告決議案、不信任案、百条委員会の決定による刑事告発、胸が痛むのであります。その責任はやはり最高責任者である市長、私は政治家の出処進退はみずから決断するべきであり、市民の声、議会の声、百条委員会の結果、そういったことを踏まえて、あいま

いのまま本議会に追認議案を出すということは非常に残念でなりません。

過去に他の自治体に刑事訴追されたことがあります。私は、今の宮古島市の状況は当時に似ているような気がしてならないのであります。この宮古島市の状況をですね、沖縄本島、他府県で一生懸命頑張っている先輩たちがですね、故郷を思い、議員の皆様、市民の皆様に電話、メールでですね、非常に心配していらっしゃる。私ども議会としては、何としても初代宮古島市議員として、あの88名の勇退された同僚のためにも市民のために一生懸命働かなければならないものと思っております。まさに私ども会派そうぞうは政策立案、そして是は是非は非、これが会派そうぞうのモットーであります。豊見山会長中心に畜産、サトウキビの専門家である宮城総務会長、政調会長は太っていますけども、行政の課長も務めた方でありますから、一番頼りになります。幹事長については後で、今取りまとめ中のですね、来年の選挙の議員定数について、24名にするのかということで今会派内で近々提案を議員の皆様方に一緒にお願いしようかと思いますけれども、後で幹事長がやると思うんで。池間豊幹事長です。申しわけございません。

それでは、しっかりと一般質問を行ってまいります。市長、私はですね、余り過激になるなということで注意されましたので、３枚ぐらい残しますから。私は、政治家を志したときにはですね、政治家は生きているうちに評価をもらうと思うな、筋を通さない者は消え去るのみ、それは政治家に一番ある、そして市民のために一生懸命汗をかく、それで貧乏になってもしようがないんです。そういう気持ちで今も議会活動をしております。後で市長の政治信念についてはお伺いしますから、別室で。

それでは、通告してあります部分についてお尋ねをいたします。トゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書第３項、便益施設全部取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置すること、このことを履行しない場合、要するに実行しない場合においては契約でうたわれている瑕疵担保、民法とは関係ないという条文になっておりますけれども、まずこの協議書をですね、実行しない場合にはどうなるのか。私ども会派で試算している部分については、約10億円かかると思っております。補助金返還、取り壊し、新しく代替つくる。非常に厳しい状況かなと。ただ、相手方があることですから、余りまた過激になったらだめでありますから、まずこの協議を履行しない場合においての法的根拠どうなるのか、その点をお尋ねをいたします。そして、予定どおりに今年の８月から着工するのか、この２点についてお尋ねをいたします。

次に、パブリックゴルフ場、いわゆるサシバリンクスの処分についてお尋ねをいたします。本市の財務規則第132条第３項は、落札者はいわゆる施行令に伴った通知を受けた日から７日以内に契約または仮契約、議会に提案する場合ですね、締結しなければならないとあります。よく先輩から聞きました。自治法はざる法だと。原則の例外があるんですね。ただし、市長が認めた場合にはこの限りでないという原則の例外もありますけれども、なぜ条例に従っていないのか、じゃただし書きは何なのか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、パイナガマ公園についてお尋ねをいたします。財産区についてはまだ平行線になっておりますけれども、市民の皆様に向かって市長、私どもが地方自治法でいう財産区であるということで、当然権利者は下里、西里の住民全員でありますから、そのことを一部の方々に金を配るということは到底許される行為ではありませんので、統一見解を市民の皆様に発表していただきたいと思います。

以上、答弁聞いてまた再質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

池間健榮議員の質問にお答えします。

トゥリバー開発にかかわる協議書については、昨年の８月16日に土地売買契約と同時に取り交わしてあります。その後港湾課を交えた開発に関する協議を進めているところですが、現時点では現地番を１メートル以上かさ上げして既存施設には支障が出ないような形で調整しております。協議書の内容につきましては、これまでの議会でも答弁いたしましたように、宮古島市の財政に負担のかからないよう国土交通省を初め関係機関と調整して進めていきたいと考えております。８月着工については、そのようになることと期待をしております。

財産区でございますけども、統一見解では財産区の管理者は市長、しかし財産については字会の裁量権に帰属する判断しております。

◎副市長（下地　学君）

パブリックゴルフ場の処分について、３月末までに売買できなかった理由と責任ということなんですが、お答えいたします。

パブリックゴルフ場の売買については、今議会において市有地の処分についての議案を上程する予定で作業を進めてまいりましたが、しかしながら特定業者との契約内容はおおむね合意しているものの、総会や要望事項への対応並びにゴルフ場内に存在する県有地と個人有地の共有地などがあり、その取り扱い等について協議をいたしているところなんですが、まだ結論に達していないというのが現状です。契約の締結については、その都度業者との連絡調整図りながら作業を進めてまいりたいと考えております。特定事業者には随時状況の報告をしながら解決を図るための方法を提示し、確定を急いでおりますので、早急に契約の締結ができるよう取り組んでまいります。

◎建設部長（平良富男君）

統一見解についてお答えいたします。

昭和23年の米軍政府指令第26号に基づき県内においては字は財産を所有することができるが、法人格が認められないため、登記移転の手法として従来の字有地は財産区と名称変更されてきました。旧平良市では、本支局の見解として示された字は財産区に近いものなので、市長が登記取得申請すれば受理せざるを得ないに基づいて取り扱ってきた。宮古、沖縄では本土の事情とは異なり、移転登記の手法として財産区を活用し、慣例として登記移転をしてきたいきさつがあります。県内の事例でも自治法にうたわれている財産区と近いものであるが、全く同一のものではないとの慣例が生きているという実態がある。土地はあくまでも字の所有に属し、土地代金は字に帰属すると考える。したがって、財産区（字）にかかわる行政行為は違法性なく行われた。土地代金の振り込み以降については財産区（字）の裁量権に属する。

◎池間健榮君

再質問をさせていただきます。

パブリックゴルフ場も含めて、トゥリバーの着工も予定どおり８月に着工することを期待しているという答弁でありますから、この２点については再質問はいたしません。頑張ってください。

今統一見解を部長が市長にかわって読み上げました。私どもの見解というのは、皆さんは平成９年１月23日に法務局から登記簿をとっております。これは、字西里、字下里です。しかし、皆さんは平成14年に

西里財産区２分の１、下里財産区２分の１、平成14年です。もう慣例じゃないんです。自治法なんです。そこで、お尋ねをしますけれども、なぜ財産区にしなければいけなかったのか、その点についてお尋ねをいたします。私の見解では補助金が取れないからです。契約ができないからです、字下里、字西里では。既に平良市に帰属しているから、法律上。まさに法人格を持つために自治法に基づく財産区に登記直されているんです。これは、自治法でいう新しい財産区です。当局の見解を求めます。

次に、パイナガマの用地取得でありますけれども、雅昭議員がおとといですか、テレビで話していましたようにですね、ちょっと議長、お願いします。資料とってきます。テレビを見た方がですね、ここからここに飛んだと言って、何が飛んだかなという思いで、池間議員、ちょっと詳しく説明してくれという要望が多数ありましたので、準備しました。もっと大きなパネルのにすればよかったんですけども、ちょっと予算がありませんので、実はですね、平成８年度に採択する前にはこの整備済み箇所には昭和54年度に観光関連施設、そして昭和62年から平成２年、またこれも国庫補助による護岸工事、そして平成４年には南側のほうの駐車場、パーゴラ、水飲み場含めて、またこれも県の２分の１が入っているわけです。登記上は墓地であっても既にこれは県知事の許可を得て都市公園になっている。したがって、平成８年度の当初申請においては測量だけの交付申請です。そして、交付決定、変更申請をさらにして、この黄色になっている部分と赤の部分ですね、この部分を交付申請してあります。そして、その実績報告として雅昭議員が飛んだという海側のほうの部分と黄色の部分です。この部分と護岸工事によってつぶれ地補償があったかどうか知りませんけれども、現在東屋が建っているこの部分が買われたことに実績報告はなっております。

さらに、平成９年度赤の部分、いわゆる旧トイレ、シャワー室、ここを平成８年度の繰り越し分と、当初申請の２億3,000万円プラスして２億6,000万円でまた飛んでいって、ここの個人有地を買ってあるわけです。２億6,000万円、当然金額はオーバーしております。条例に基づいてですね、政令に基づいて。2,000平米も超えております。議会の議決がされておりません、当時。

そしてさらに、事業計画では現在新設されましたトイレ、シャワー室、駐車場、ここを買わないで５年間続けて個人有地を６億円余りで購入してあるんです。これは、当然事業の変更計画、補助金適正化の予算執行にかかわる法律の軽微な変更ではありません。これは、当然変更届を出さなければいけないのであります。

そして、計画では先程申し上げましたようにトイレ、シャワー室、駐車場、そして遊歩道、多目的広場、そしてミニサッカー場、これはこういうふうにして土地を買収し、そしてその計画に沿ってトイレ、シャワー室、遊歩道、多目的、ミニサッカー場、これが土地買収の国に対する交付申請であります。しかし、実際はこの部分を買い続けているもんですから、これは私ども会派そうぞうが調査した年次別の買収であります。すなわち、平成７年の合併前にこの墓地に手をつけた、これは禁じ手であります。そして、共有地の85名の移転登記はなかなか難しいでありますから、起工承諾書をもらって、そして何とか工事が進められてきました。

今回繰越明許を否決した、そして県が今指摘されている用地を買わないでどうやって工事を進めるんですかというその県の指摘というのはですね、まさに遊歩道ができない、多目的もできない、ミニサッカー場もできない。なぜか。平成18年３月10日にですね、この虫食い状態の土地はですね、債権回収会社によ

って競売、裁判所。面積２万2,144平米、金額にして７億2,360万9,100円でこれは落札されたのであります。これをこれから７億円以上で買わなければこの公園工事はできません。私は、このことを多くの市民の皆さんは知らないものだと思っています。片方で40億円でトゥリバーを売りながら、片方でこういった土地の買収の仕方をする、これこそが今の大きな問題であります。

そしてさらに、この白い部分、この２万平米以上の土地は債権回収会社は７億円で買ってありますから、あの方たちはもう宮古の人に名義回してありますけれども、７億円以上でしかこの土地は買わないのであります。そうしますと、当初計画の28億円、そのうちの18億円が土地代でありましたけれども、まさに20億円近くの用地確保になります。トゥリバー40億円とって公園工事で20億円、２分の１の補助で、そして市の持ち分である、それも全部起債であります。旧平良市の財政が悪化するのは当然であると思います。こういうことは町村部では起こりません。

私は、こういったことが市長の耳に報告として上がってきたかどうかはわかりませんけれども、いずれにしても財産区の問題も含めて私ども総務財政委員会は県総合事務局調査団を派遣することを同僚議員の皆さんに今お諮りをしているところであります。したがいまして、補助金適正化法でいうこれは軽微な変更であります。今の状態では一つも工事ができないのであります。

そしてですね、いずれわかることでありますから、一番大きな問題は当然慣例として字に帰属するかもしれません。しかし、それを一部の住民に金を配ってしまったという事実。あの通帳を見ればわかるように、1,900万円の入金があって、その後に300万円、300万円、160万円という金の流れですね。議会は警察ではありませんので、そこまでは調査しませんけれども、いずれ解明しなければならないものだと思っております。

そこで、１点だけですね、先程のなぜ財産区にしなければならなかったのか。都計課長は、委員会で法人格を持たせるためと言いました。答弁を聞いて再々質問を行います。

◎建設部長（平良富男君）

平成９年度の補助金交付申請で339番地、墓地ですね、を申請をしております。しかし、字有地ということで移転登記ができない。変更して357―２番地を土地取得に先立って南西里共有地組合と立ち木の補償契約で購入をしております。

それから、なぜ財産区にしたかということですけど、これは平成８年度に事業採択されまして、平成９年度から字有地があるということで交渉を進めてきて、財産区でないと購入できないということで、平成14年ですかね、表記登記されています。その後平成17年度に契約がされています。

それから、事業の変更の件ですけど、先日の池間議員にもお答えしたように、事業計画書の重大な変更というのは総事業費、それから事業期間の変更、それから区域の変更等になっております。当然申請書と、それから実績、これは違います。当初ここを買いますよというふうに申請して、いろいろ事情があったときに別の土地を購入するという手法で実績で報告しております。

◎池間健榮君

もう耳にたこができるまで総務財政委員会で議論しましたから、これ以上は申し上げません。総合事務局が判断することですから。しかし、こうやってですね、まだ開き直るのかということが私にはわからないです。議長、もう一度資料お願いします。これはですね、砂山リゾートから始まっているんです。先日

は伊志嶺市長にご訪問いただき、第22回全日本トライアスロン宮古島大会に云々と書かれているんです。そして、この企業の代表者のかわりにサザンアイランド株式会社の取締役を宮古島砂山リゾートの代表取締役です。そして、議会で多大な議論がありましたのでということで、１月18日です。その後皆さんは東京地裁に上申書を送ってあるんです。そして、それを百条委員会で知らないというんですね。そのような当局の話には全く今ついていけません。これは、まさに大変なことであります。だから、しっかりとこれは総合事務局、それなりの場に持っていかなければならないものと思っております。

そして、市長、最後になりますけども、私は市長を支持して私も28名に当選させていただきました。市長はすばらしい尊敬する医者であり、弱い立場にある人、例えば一番特筆すべきものがハンセン病、南静園の皆様方にもご尽力されるすばらしい、私は市長尊敬しております。しかし、市長は病気は治してもですね、もはやこの宮古島市の、言葉が適切かどうか知りませんけども、後で議長、お取り計らいください。末期がん状態のこの宮古島市はですね、私は市長にはちょっと難しいかなという思いがいたします。先程言った政治家はそういうものではない。出処進退はみずから決断する、そういうことであります。今私どもは会派そうぞうで70万人の観光客、そしてそれに伴う農家所得の向上を含めて石垣、宮古、八重山、石垣、宮古、多良間、与那国、そしてあわよくば台湾を含めてですね、１つの圏域ととらえてしっかりと石垣空港の開港、そして我が伊良部、大きな財産である伊良部架橋開橋を目指して、やはりここに70万人という観光客を設定しながら、そして現在150億円、一番大きいのは年金です。給与です。そして、農業総生産、そして一番下のほうにあります野菜、果樹、今15億円です。その15億円を観光客を伸ばすことによって30億円、40億円に上げて農家所得の向上することによって自立への道が開けるものだと今会派で豊見山会長中心にして頑張っておりますので、今度の平成20年度の予算については市長が執行されるのか新しい人がやるのかはわかりませんけれども、どうぞしっかりと頑張って、議会の皆さん、チェック機能、政策提案して党派を乗り越えて一緒に頑張ろうではありませんか。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで池間健榮君の一般質問は終了いたしました。

◎與那嶺誓雄君

通告に従いまして私見を交えながら一般質問を始めてまいりますので、当局のわかりやすい、そして誠意のあるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、施政方針についてお伺いをいたします。市長は、新年度は自立への始動の年ということで位置づけて、市民との共創を基本として今後の宮古島市の進む方向をしっかりと示していきたいというような考えのようですが、私はこれまでも質問をしているとおり、今しっかり考えなければならないのは旧市町村間の不平等感の解消であると私は思っております。また、政治家として市民との約束をした公約の早期実現だと思っておりますので、お伺いをいたします。施政方針の中で市長の公約推進事業計画に基づく事業とですね、それからまた旧市町村の格差是正のための事業メニューは何か、また昨年度は2,300万円を計上しているというご答弁をされておりますが、新年度におけるそういった格差是正のための予算額は幾らになっているのかをお伺いいたします。

続きまして、新年度の一般会計についてお伺いをいたします。先程も話しされたように総予算額は317億5,500万円で、昨年度に比べ15億5,000万円の減額で、一概に比較はできませんが、予算性別比較表の全体

の構成比で見る限りでは、投資経費が30.5％から27.1％に減っているにもかかわらず、経常経費とその他の経費を合わせた比率は昨年度の69.5％から72.9％に増えております。わかりやすく言えばですね、27万円の事業をするのに約73万円の経費がかかっているということであります。このようなことを考えると、市長がいつも話をされております費用対効果を考えると、私は昨年度に比べ後退しているように思われます。確かにそのことは急激に減らせない人件費や分庁方式による物件費の多さは理解はするものですが、やはり何よりも大事なことは職員の意識改革だと私は考えております。それで、次の２点についてお伺いをいたします。

１点目に、新年度の予算の特徴と合併前につくられました財政シミュレーションとの数字的な比較についてお伺いをいたします。

２点目に、前回も質問をさせていただきましたが、私は厳しい財政事情からどうしても住民サービスへのしわ寄せが避けられない、こういった中で財政状況についてはやはり住民理解が行政と同じ情報を共有することはとても必要なことだと、大事なことだと思っておりますので、改めて質問しますが、住民向けの予算解説書の必要性について市として改めてどのように考えているのかをお伺いいたします。

続きまして、財政集中改革プランについてお伺いをいたします。私は、これまでもトゥリバー地区が売れてもこれまでの財政改革の流れはしっかりと継続していかなければならないと質問を行ってまいりました。ですから、財政改革についてはむしろこれまで以上に強化をしていかなければならないものと考えております。そういった意味で次の２点についてお伺いをいたします。

１点目に、これまでの達成状況と経費節減などによる財政的な効果についてお伺いをいたします。

２点目に、経費節減など新年度の目標額についてお伺いをいたします。

続きまして、組織機構の改革についてお伺いをいたします。組織機構の見直しについては、現在行政改革本部で取り組まれていると思いますが、私が質問したいのはやはり今後予定されているごみ処理施設、葬斎場、図書館、博物館なども含めて行政サービスの量による運営の規模、そういった施設の職員の数や運営のあり方、また施設の廃止あるいは指定管理者に任せるべきかなど、そういった議論すべてやはり予想されております600人の職員の数を想定した中で行われるべきものだと思っております。つまり600人の職員をどこにどれだけの職員が配置可能なのか、そういったのが決まらないとやはり新しい施設の規模も議論できないものと思っております。したがいまして、将来の職員数に合わせた組織づくりについては私は早急な取り組みが必要だと考えております。ですから、その基本的な考えといつまでに作成するのかをお伺いをいたします。

続きまして、下地島空港等利活用計画についてお伺いいたします。これも２日目ですかね、仲間明典議員からも質問がありましたですけど、私なりに質問をいたします。私は、下地島空港と周辺残地利用については将来の宮古島を、将来を大きく左右するものと思っております。しかしながら、今普天間空港の早期移転に伴って改めてまだまだ国による下地島空港の軍事利用は払拭はされていないものと思っております。私は、これまでもこの問題を早目に解決するためにはやはり地元自治体である宮古島市としてのできるだけ早くの下地島空港並びに周辺残地の利活用については国や県にしっかりと示していくことが必要であると思っております。その利活用計画につきましては、せんだっての答弁で中間報告まではまとまっているという議会答弁を聞いておりますが、そういった範囲内での内容でもよろしいと思いますので、ご答

弁をお願いいたします。また、今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

続きまして、コミュニティーバスの運行についてお伺いいたします。市長の公約でもあるこの事業は、私はこれまでも分庁方式である以上は、あるいは高齢者や生活弱者にとって必要なサービスだと思っております。また、最近では原油高の中でバスを主要な施設間を移動する交通手段として位置づけ、積極的に活用していこうという自治体も増えているようであります。ですから、私は補助事業として試験運行を終えたとしても、現在旧市町村にまたがっている各市町村の空き施設の活用のためにも移動手段としてやはりバスの運行は有効だと考えております。ですから、たとえ補助メニューから外れたとしても、やはり新年度に向けて政治判断で市が所有している小型バスでも継続すべきだと私は考えておりますので、コミュニティーバスの運行実績に対する評価と新年度への継続見通しについてお伺いをいたします。

続きまして、新しい中央図書館の建設についてお伺いをいたします。この問題も多くの議員が取り上げておりまして、平成20年度の建設計画をしているとの答弁がなされております。ですが、私なりに改めて質問を行いたいと思います。せんだって庁舎等建設委員会から新しい図書館の建築計画が市長に答申されたと地元のマスコミに報じられております。私は、当然図書館の持つ資料の収集、整理、保存あるいは市民の知る権利、学ぶ権利を保障するこういった図書館の役割というのは行政として今後ともしっかりと守っていかなきゃいけない重要なことだと思っております。しかしながら、先程も言ったように、将来職員数が減らされていく中で、あるいは将来予想される分庁方式の廃止などによる空き庁舎あるいは空き教室の利活用を考えると、建設ありきの答申には疑問を少し持つものです。ですから、次の３点についてお伺いいたします。

１点目に、これまでの議員の皆さんからも図書館建設に疑問を持たれているように、こういった中でまだ建設についての議論が深まらない中でなぜ建設ありきなのかをお伺いをいたします。

２点目については質問を取り下げます。

３点目に、建設場所の選定のあり方についてお伺いいたします。

続きまして、農林水産業の振興についてお伺いいたします。農産物のブランド化あるいは新しい商品の開発については初日の上地博通議員からも質問がありましたが、私は視点を変えて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。私も新しいブランド商品の種類や農産物の拠点産地品目を増やすこととある意味では生産拡大については、やはり行政の主導並びに生産者の果たすべき大変重要なことだと思っています。しかしながら、現在ブランド化されていると思われている宮古牛とマンゴーあるいは拠点産地として認定を受けている農産物、それとモズクや海ぶどう等については、今後ともやはり消費者のニーズに合わせた品質あるいは拠点産地品目としても将来保証できるかどうか私は心配をしております。今の宮古牛、マンゴー等を初め拠点産地品目のゴーヤ、とうがん、カボチャ等の品質管理が現在個々の生産農家にゆだねられていることを考えると不安になります。私は、行政としてもっと積極的に質のよい母牛の確保に力を入れなければいけないし、マンゴー等を宮古産ブランドとして発信するためには、やはり宮古島としての統一基準をつくっていかなければならないと思っております。また、拠点産地品目についても農産物の出荷前の残留農薬のチェックなどもやはり今後ＪＡとの共同の課題だと考えておりますので、次の３点についてお伺いいたします。

１点目に、拠点産地として認定を受けているゴーヤ、とうがん、カボチャの市場開拓についてはどのよ

うに考えているかお伺いいたします。

２点目に、マンゴーと宮古牛のブランド化に向けて市としてどのような取り組みをされているのかをお伺いをいたします。

３点目に、農業においてのハウス事業には補助金が出されておりますので、なぜ漁業におけるモズクや海ぶどうの養殖生産に対する支援策がないのかをお伺いいたします。

続きまして、環境行政についてお伺いいたします。私これまでもごみ問題を初め環境問題は行政の大きな課題だと言い続けてきました。現在宮古島市としても施政方針の重点事業の一つとして環境を大切にした美しい島づくりを掲げ、全市民を挙げて環境対策に取り組み、環境の島、エコアイランド宮古島を宣言しようとしております。私も市長のこういった環境問題に対してはこれまで一定の評価をするものですが、旧平良市からの課題であります３点についてお伺いします。

１点目に、大浦の産廃火災現場の原状回復問題についてお伺いします。この問題は、そもそもは県の指導監督になっている大浦地区の産廃施設で起こった火災に対し、大浦住民が業者に対しては損害賠償、また県に対しては監督責任を求めて訴えているもので、現在控訴中であります。私はですね、この裁判がどうのこうのというのではなく、あるいは県のモニタリング調査でたとえ基準値以下であったとしても自然では発生をしない、発生し得ることができない有害物質が多くあるということを聞いていますと、やはり裁判の結果は別にしても、この火災現場と生活をともにしております大浦住民が求めております産廃火災現場の原状回復については地元自治体である宮古島市としてしっかり取り組んでいかねばならないと思っております。原状回復についての市の考えをお伺いいたします。

２点目に、私たちの宮古島は生活用水を含め水源のすべてを地下水に頼っていることを考えると、私はやはり将来の地下水の保全を約束する地下水法の制定は大事なことだと思っておりますが、市としてどのように考えているかをお伺いいたします。

３点目については２日目に答弁をされておりますので、質問を取り下げますが、私が言いたいことはですね、こういったものの事業執行のあり方の問題で、私としては市としてたとえ少数意見であっても今後の丁寧な対応が求められていると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、池間地区の振興策について２点ほどお伺いをいたします。１点目に、旧池間漁港の仲間越周辺の整備についてお伺いいたします。この質問については旧平良市議会でも取り上げたことがありますが、改めて質問を行います。池間島における仲間越は、今の避難港ができる前は平良と池間島を結ぶ池間丸が出たり入ったりする大変にぎやかなところでありました。しかしながら、今ではもとの桟橋は崩れたまま撤去をされず、大変観光地としてもみっともない状況であります。そういった中であっても池間漁港を始発する観光レジャーボートなど１日に何そうも出入りするいわゆる池間漁港の表玄関であります。私は、仲間越周辺はですね、やはり遠見台を初め文化財として大いに見直す価値のある、その後ろの旧集落跡などもありまして、歴史的な価値のある大変重要な場所だと思っております。また、池間島の景観保全から考えても今の状態でほっておけないと私は思っております。こういった宮古島市として池間の海の表玄関であります仲間越周辺の整備についてどのように考えているかをお伺いをいたします。

２点目に、池間島の南東側にある旧集落跡地への進入道路の保全策についてお伺いをいたします。現在池間島集落背後の海岸においては、構造改善事業で波消しブロックが設置をされ、国土保全がなされてお

ります。しかしながら、池間島の伝統行事でありますミャークヅツの聖域へ通じる道路は台風などの高波によって侵食を受け、今でも陥没しかねない場所があります。私は、旧平良市議会でも何度か質問をしてきましたが、なかなか実現を見ておりません。今年も10月の中旬にミャークヅツ行事が予定されておりますが、初日から３日間朝の午前３時ごろからその道を多くのお年寄りが往来することを考えると、早急に対応すべきだと思います。本来なら国土保全の立場から新規事業として県に対策を申すべきだと思っていますが、せめて市として進入道路の路肩の保護については優先的に整備する必要があると思いますが、宮古島市としてその対策についてどのように考えているかをお伺いいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

與那嶺誓雄議員の質問にお答えします。

公約推進事業計画に基づく事業と旧町村の格差是正のための事業メニューでございますけども、新年度の公約事業の主な事業としては、各種農作物の拠点産地の形成と特産品開発として経営構造対策事業に約６億800万円を計上しました。宮古島の貴重な自然景観や動植物の保全に向けて景観計画策定に400万円、流域育成林整備事業に5,600万円、生活習慣病予防対策として、うぷばた減る脂大作戦に1,200万円、確かな学力向上として学力向上対策事業に1,400万円それぞれ計上しました。事務事業の選択、集中では総合計画の実施計画において各種事務事業の選択を実施し、予算の集中を行いました。さらに、地域活力の向上に向けた取り組みを推進するため、西中自治会への広場整備を初めとする一般コミュニティー助成事業に約950万円、下地地区での青少年育成ひとづくり交流体験事業を初めとする宝くじ助成事業で約1,260万円、上野地区でうえのドイツ文化村活性化事業を初めとする沖縄県対米請求権事業で約580万円の予算計上して地域力の創造に努めてまいります。

地下水法の取り組みでございますけども、地下水法制定についてはまだ具体的な見通しはありません。ぜひ必要なものとして働きかけを行っています。昨年11月には鹿児島県喜界町において第４回の地下水サミットが開催され、基本的な法整備が必要であるとする宣言の採択をいたしました。今年２月12日に参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会が実情調査で宮古島市を訪問した際に、口頭でありますが、地下水保護に向けての法整備を要請しております。

◎副市長（下地　学君）

市長の政治姿勢についてということで、組織機構の改革について、将来の職員数に合わせた組織づくりについて基本的な考えをお伺いしたいということなんですが、お答えいたします。

行政改革における組織機構の見直しにつきましては、平成19年３月に公表いたしました「組織・機構の見直しに関する方針一覧」で示してありますが、その中の目標職員数は600名を想定しております。平成19年度の行革の議論の中では600名を想定した組織機構について今議論をしているけど、結論には至っておりません。組織・機構の見直しは急ぐべきであるということは当然早急に進めてまいらなきゃなりませんが、平成21年度において抜本的な行政改革を行うという方針が確定されておりますので、平成20年度中には600名を想定した組織・機構も明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、図書館建設についてなんですが、建設について議論が深まらない中での建設ありきではないかということと、あと１点は建設場所の選定についてなんですが、お答えいたします。まず、議論が深まらな

い中での建設ありきじゃないかということなんですが、図書館建設は新市建設計画で前期の重点事業に位置づけており、市長の公約事業でもあります。地方財政再建法の施行に伴い、計画を先送りして平成24年度に建設してまいりたいと検討しているところであります。

ちなみに、議論が深まらないというご指摘なんですが、これまでの取り組みの概要について申し上げます。平成18年４月１日に図書館建設準備室を設置いたしまして、その基礎調査をですね、いたして、そして５月２日にはこの基礎調査を踏まえた基本計画調整会議を立ち上げて調整会議を重ねてまいりました。さらに、それと並行して市民のアンケート調査なんです。これは行政区全区域にまたがっての調査なんですが、1,337人、回答率が77.3％というふうな状況であります。そして、さらに多くの市民の参加を求めるということで、図書館づくりのワークショップについては参加者を公募し、27名の委員をもってワークショップチームを作成して、２回にわたって６班にわたってとり行ってまいっております。さらに、図書館建設についてのいわゆる策定委員会も立ち上げて、その委員会でも調査結果等に基づいて、そして将来の構想等について議論を深めてまいりました。さらに、庁舎等建設検討委員会を立ち上げて、図書館建設についての建設検討委員会でいろいろと議論をし、去った３月の13日、約２年かけて議論してまとめた結果を市長に答申してあります。これがこれまでの取り組みの経緯であります。

それから、用地選定についてなんですが、建設場所の用地選定については宮古島市庁舎建設等条例に基づき委員会に諮ってまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、集中改革プランの達成状況等についてのお尋ねでございます。平成19年12月末の進捗状況ですが、改革項目数107に対しまして工程表の提出件数が100件、そのうち取り組み開始が94件ということで、８割程度の作業を実施中であります。目標達成件数は17件ですが、これは平成21年度までの期間の比率になっております。目的達成の主な内容といたしましては、働く婦人の家の使用料見直し等や、あるいは比較的進捗が順調な項目といたしましては保育所の統廃合、ごみの有料化等がございます。また、集中改革プランの財政的効果についてですが、平成18年度が１億8,600万円、平成19年度については現在試算中で、平成20年６月ごろにならないとはっきりした数字は出ませんが、一応緊急行動計画の６億円もですね、今目指しております。こういったのが加算されてくるかと思います。

また、新年度の目標、財政的な効果ですが、一応緊急行動計画の５億円を上げておりまして、これに向けて特に連結決算のですね、赤字解消に向けて今全力で取り組んでいるところであります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、大浦の産廃火災事故の市の取り組みの状況でありますけれども、原状回復につきましては、まずそれにかかる費用を算定しなければなりませんが、県や地権者との調整が必要であります。また、市の取り組みといたしましては大浦住民の意向を踏まえながら県や地権者、大浦住民と協議した上で市独自の環境調査を実施してまいりたいというふうに考えております。今後引き続きあのような火災事故が二度と起こらないよう、県を初め関係機関と連携を図りながら未然防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、拠点産地として認定を受けているゴーヤ、とうがん、カボチャの市場開拓についてでござ

います。現在では出荷先、ゴーヤ、とうがん、この２つについては関東地方への出荷が100％というふうになっております。カボチャに関しては、約８割が関東地域、１割が近畿地方でございます。残り１割が県外の量販店に直接出している、そのような状況になってございます。とうがんにつきましては、これからですね、近畿地方への出荷を目指していくということでございます。ただ、ここの中で一番これが重要だと思うんですが、ゴーヤ、とうがん、カボチャ、拠点地域の産地指定を受けましても、これが沖縄県産として一緒くたになって市場のほうに流れていくと、これはやはり売り方としては余りよくないと、そのようなことで宮古島産として出荷できるようにですね、ただいまＪＡに働きかけをしているところでございます。

次に、マンゴーと宮古牛のブランド化に向けてどのような取り組みをしているかということでございます。まず、マンゴーのブランド化につきましては昨年、平成19年の３月に関係機関と宮古島市マンゴー産地協議会というものを立ち上げてございます。その中で７月15日のマンゴーの日においてはですね、宮古島産のマンゴーのＰＲを同協議会で行っております。やはりこの中で統一した基準を持つというのが非常に大事でございまして、ただいまこれが個別に出荷しているという関係上ですね、なかなか基準が統一化されていないというのもございます。そのことに関しましては、現在どういう基準で持っていくのか、例えばＡ級品がどういう基準、Ｂ級品はどういう基準、そういうものをですね、しっかりとしてやる必要があるということで、現在そういう研修会、このようなのをですね、行って統一基準づくりをただいま行っているところでございます。今後も管内の優良農家をですね、回ってございまして、今年度においても３回ばかりそういう研修会なども行ってございます。やっぱり全体的に質を上げていかないといけないということで私どもとしては取り組んでいる、そのような状況でございます。

次に、モズクや海ぶどうの養殖生産支援についてということでございます。モズク養殖につきましては、宮古島市で約70名の方が養殖を行っておりまして、今年度の生産量は約800トンの見込みでございます。平成20年からになりますけども、離島漁業再生支援交付金事業を活用しながらですね、宮古島漁協とタイアップして支援をしていくということを計画してございます。

海ぶどう養殖、海にある海ぶどうとしては宮古島が北限であります。非常に昔から宮古島の特産物としてやってまいりましたけども、やっと３年前に海ぶどうの陸上養殖施設を立ち上げることができました。そういう中で先日の新聞においてはいい成績で出せる状況まで技術がなってきているということであります。

補助事業の中で生育できないかということでございますけども、共同施設、例えば選別施設であるとかポンプの施設であるとか消毒施設、こういうものに関して共同で使う場合については既存の構造改善事業をもって整備が可能であります。ですが、ハウスの施設であるとかタンクであるとか、これにつきましてはただいまのところ国、県の補助事業のメニューとしてございません。そういう中でありますけども、やはり海ぶどうこれからますます伸ばしていける宮古の重要な事業であるというふうに思ってございますので、さきの平良議員にもお答えしましたけども、何とかして市の単独事業であっても、非常に財政が厳しい中であってもですね、伸ばしていきたいということで、ただいまから交付要綱をつくりまして、その中で漁業者の方にＰＲをしていきたいということでございます。

次に、池間地区の振興策についてでございます。ご質問の漁港周辺整備につきましては、現在のところ

整備の計画はございません。現在現況調査してですね、環境美化という形では努力していきたいというふうに思いますし、今後の整備については県と協議をし、検討してまいりたいと、そのように思います。

池間島の南東にある旧集落跡地への進入道路の安全対策ということでございます。旧平良市時代にも何度かご質問がございました。これまで補助事業でもって整備できないか検討をしてまいりました。ですが、集落がない関係上市道としての役割も果たしていないと、そのようなことで補助事業においてはなかなか難しいのではないかというふうに思ってございます。残った事業につきましては、市の単独事業としての検討が残されているというふうに思ってございます。ですが、危険場所が多数あるということでございますんで、調査を行いまして、何らかの形で対応できないか検討してまいります。

◎建設部長（平良富男君）

コミュニティーバス運行実績の評価と新年度への継続見通しについてです。省エネルギー交通システム整備事業、通称エコバス、ＮＥＤＯの技術開発機構の補助を受け、実証実験を平成19年11月１日から12月25日までの計36日間、職員の通勤バス、各庁舎間を巡回するバス、主要な交通拠点を結ぶバスを運行しました。島内産のバイオ燃料を使用し、省エネルギー効果は約1,000リットルのガソリン使用料の削減、それから2,400キログラムのCO_2、二酸化炭素の排出量削減が得られております。今後は、循環型地域社会の形成に向け、今回の実証実験の結果をもとに、さらに交通システムの構築や効率的な運行方策等を検討したいと思います。一般利用者が575人、市職員73人、利用回数が1,237回でございました。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

下地島空港等利活用計画書につきましては、下地島空港の利活用、それから下地島土地利用計画、そして下地島空港及び空港周辺の公有地の利活用の推進方策について策定してございます。その中で下地島空港につきましては、国際的な航空教育の拠点づくり、そして災害時における国際緊急支援活動の拠点空港としての利活用を図ってまいりたいと思っています。また、土地利用計画につきましては、空港及び空港関連ゾーン、そして観光関連ゾーン、農業利用ゾーン等の５つのゾーンに分けてそれぞれで事業導入を図っていきたいと考えてございます。空港及び空港周辺公有地の利活用に関する宮古島市の指針となるべき本計画書でございますが、これから今月末に市長のほうに答申を行っていく予定でございます。

◎財政課長（石原智男君）

平成20年度の一般会計についての予算案の特徴と合併前の財政シミュレーションの件でございます。まず、予算案の特徴でありますが、前年度当初予算比で15億5,400万円の減で、緊縮型予算となっております。主な要因としては、補助事業の完了等による普通建設事業費の減や職員の減等による人件費の減であります。自主財源については、１億2,370万5,000円の増となっております。合併前の財政シミュレーションとの比較でありますが、平成20年度予算額で見ますとシミュレーションの数値は年間予算額が322億円でありました。当初予算案が317億5,500万円となっておりますので、シミュレーションよりは４億4,500万円の減となっております。

次に、一般会計予算について、住民向け予算解説書の必要性はということでございますが、当初予算の公表についてはこれまで市のホームページや「広報みやこじま」等で行っているところであります。市民向けの予算解説書作成については、内容、表現方法等を検討して新年度は前向きに取り組んでいきます。

◎與那嶺誓雄君

２点ほど質問をしたいと思います。

市長にやはりコミュニティーバスの運行実績の評価と新年度での継続見通しについてですね、やはり私は公約事業でもあるこの事業はですね、補助メニューがないと言って一たんやめるということはやめてほしいなと、やはり何らの形で継続するのが市長の最初の気持ちとしてしっかりと取り組まなきゃいけないと思っていますので、その継続見通しについてもお願いいたします。

それと、もう一点ですね、大浦産廃火災現場の原状回復について再質問をいたします。私は、これまでの大浦住民の切実な思いを考えると、新年度で予定されているエコアイランド宮古島構想の実現を初め、宮古島市として、今回マスコミでも取り上げているとおり、環境モデル都市の応募を予定していると、そういった環境に配慮した都市づくりを目指しているという中ではですね、この問題の解決あるいはそういった事業メニューにのせた形での、そういったものを優先的にこの問題解決のために活用すべきだと私は思っておりますので、ぜひとも予算のかかることとかからないこと、そしてまた行政としてやるべきこと、これは裁判の問題等以前にですね、そういったトータル的に考えると、やはり私は環境を大事にする市長においてはですね、当然何らかの補助メニュー、そういったものの中でですね、取り入れてしっかりと対応していただきたいと思いますので、市長の決意のほどをお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

コミュニティーバスの運行については、庁内の関係部署あるいはバス事業者等と協議してですね、来年度中にでもまた再開したいと、そのように考えております。

また、大浦産廃の取り組みですけども、これはやはり県だけに任すんじゃなくて、市独自のいろんな調査あるいは対応もきっちりとこれからやっていきたいと思っております。

環境モデル都市については、まだ今調整の段階でございます。

◎議長（友利恵一君）

これで與那嶺誓雄君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は２時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時53分）

再開いたします。

（再開＝午後１時57分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

質問に入る前にですね、午前中池間健榮議員が市民の声としてメールや電話等が何度かあり、その中で紹介させていただきました。私もありましたので、質問の前に紹介させていただきます。

最近の市議会の動向を見ますとちょっと行き過ぎではないかとの投書がありました。３点ほど紹介させていただきます。補助金にかかわる予算などは市と県と国と調整を経て予算計上していると思いますが、なぜ通らなかったのか、工事は認めるが、用地は認めないとはどういうことなのか、また新年度は重要な

予算議会であるにもかかわらず、予算審議を後回しにして何をしているのか、予算審議は十分尽くしたのかという内容でありました。行政と議会は日本一豊かな地域社会を、そして日本一豊かな宮古島市の実現のため取り組むことこそが一番大事なことだと思っております。住民の福利厚生のため財や多くのサービスの提供を続けることが使命であり、役割だと私は思っております。議会が行政をチェックすることは大事なことであります。そしてまた、議会と行政がお互い信頼関係を持つことも大事なことだと思います。ささいなことは気にせず、子や孫に誇れる日本一豊かな宮古島市実現に向けみんなで頑張っていきましょう。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず初めに、市長の政治姿勢についてお伺いします。１点目に、県立公園の誘致についてお尋ねいたします。宮古圏域における県立公園の整備促進については、市長は宮古島市の重要課題の一つとして施政方針でも述べられております。平成20年度県・市町村行政連絡会議に要望事項として要請をされております。隣の八重山圏域においてはバンナ公園が整備完了し、重要な観光資源として多くの観光客が訪れているとお聞きをしております。八重山圏域での県立公園の整備完了により、県内で唯一公園のない圏域は宮古島市だけであります。県立公園の設置は、市民の憩いの場、観光産業の振興、雇用の拡大等地域経済活性化に大きくつながるものであり、早急な設置が必要であると考えております。

そこで、お伺いします。県の関係機関や担当課においては公園予定地の視察等も行われているとお聞きをしております。また、都市計画課においては県立公園の誘致に向け宮古支庁及び県都市計画・モノレール課との意見交換等も精力的に重ねているとお聞きしております。現在の状況についてお答えいただきたいと思います。

次に、下里公設市場の再開発計画と取り組み状況についてお伺いします。前回の答弁では、開発委員会を立ち上げているので、その委員会や商工会議所、ＮＰＯ法人にぎわいみゃーくに調査協力の依頼をし、それに基づいてある程度の計画を提示し、そして委員会等で議論をし、今月末まで、３月末までにですね、全体の計画をまとめ、10月末供用開始とのことでしたが、現在はどうなっているのかお伺いします。

次に、昨年12月に開催されましたヨネックスシニアオープン沖縄ＩＮ宮古島大会についてお伺いしたいと思います。宮古島市で初めてシニアプロの大会で下地のエメラルドコーストゴルフリンクスで行われ、最終日には地元出身の友利勝良選手などプロゴルファーのプレーを一目見ようと700名以上の大勢のギャラリーが詰めかけました。競技の結果、優勝したのはプレーオフを制した山本善隆選手でありました。18番、パーファイブで行われたプレーオフでは、カップの位置を２度も変更するなど、５ホール目にようやく勝負が決まりました。実にプレーオフ５ホールでフォーバーディー、プロの技術の高さを私は実感することができました。ほとんどのギャラリーの皆さんも多分１時間に上る名勝負をかたずをのんで見守り、感動して短く感じたのではないでしょうか。大会により宮古島市にどのくらいの経済効果があったのかお伺いしたいと思います。

そして、今後についてでありますが、昨年に引き続き11月ごろ予定しているという朗報を関係者の方からお聞きしました。宮古島市にはゴルフ場関係者以外にも野球、ラグビー、マラソン、ビーチバレー、トライアスロンなど多くの選手、関係者の方々が来島されております。各種スポーツを通した人材育成や経済の活性化を図る上でも宮古島市としてスポーツ振興基金の設置の取り組みはできないか、それもお伺い

したいと思います。

次に、道路行政についてお伺いします。１点目に、下崎―西原線についてお伺いします。この道路は、砂山から狩俣、池間島への観光や生活道として利用度が高く、交通量も多くなってきております。地域住民からこの道路工事はいつ完成するのか、終わるのかという声がありますが、新しく引っ越してこられた方々もたくさんいますので、それらに対する住民説明会の予定などはないのか、また新年度の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

次に、富名腰16号線の舗装工事についてであります。啓世議員の聞かれましたけど、この道路は県営西里団地から警察署の裏通りに続く道路で、周辺地域の生活道としてかなり利用度が高く、整備ができないかということでこれまでも質問してきました。前回の答弁では、県の担当者にも路線を確認しており、協議中とのことでしたが、現在の状況を説明していただきたいと思います。

次に、漁業行政についてお伺いします。宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備についてでありますが、これまでの説明では平成20年度から平成24年度までの計画で宮古島市漁村再生交付金事業の中で採択されれば平成21年度以降に防暑施設、船の巻き上げ機、水道施設等を整備するということでしたが、宮古島市の管理漁港で唯一水道施設がないのは真謝漁港だけとなっております。漁村再生交付金事業の取り組みについて答弁をいただきたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いします。１点目に、全国学力テスト調査結果と今後の対応についてでありますが、文部科学省は先月15日、小中学校の学習内容などを示した新しい学習指導要領改訂案を公表いたしました。その中で1977年の指導要領改訂で授業時間数を減らして以来約30年ぶりに授業時間を増加させております。そして、1998年の改訂の現行の学習要領で大幅に授業時間数の削減や学習内容の削減をした結果、我々沖縄県は学力低下という批判が起きたゆとり教育の方針を文科省は決定しております。県の仲村教育長も市町村の教育委員会、教育委員、教育長研修会で全国学力テストの結果については各教育委員会で積極的に公表し、地域とともに取り組んでいただきたいと話しております。そこで、お伺いします。宮古島市は授業時間数や学習内容など学力向上に向け今後どのような対応策を考えているのか、教育長に詳しく説明していただきたいと思います。

次に、西辺中学校体育館建設及び運動場整備についてお伺いします。ちょうど１年前でしたかね、財政課長いない。１年前の３月議会だったと思いますが、採決されたのは。体育館建設が大幅に遅れている理由と今後の予定、そして運動場整備の現在の取り組み状況についてわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の校舎改築事業についてお伺いします。３校の校舎改築事業についても西辺中学校体育館建設と同様に指定機関による構造計算適合性判定、いわゆるペアチェックが必要だと思われますが、全体の竣工までのスケジュールについて詳しく説明していただきたいと思います。

次に、国民健康保険税率改正案についてお伺いします。国民健康保険税率統一化に向けた改正案の内容につきましては、何人かの議員が質問されておりますので、割愛しますが、一言要望しておきたいと思います。先月宮古島市の国保運営協議会、川満会長から国保税を統一する条例改正案を審議した結果、市長に対し現行の税額を引き上げることを答申されております。医療費の伸びや平成20年度からの医療制度改

革による医療費の負担増などが考えられるからであります。合併前の市町村の合併協議会の中においても十分審議され、５年以内を猶予期間として合併後も不均一課税を継続するなどの協定書を定めてあるようです。それに伴い今回の統一化に向けた税率改正案になるわけでありますが、宮古島市の国民健康保険事業の健全な運営をするためには下地、城辺、上野地域の皆さんにも理解が得られるよう当局はしっかりと取り組んでいただき、そして将来にわたり我々宮古島市の国民健康保険事業の健全な運営ができますようにしっかり取り組んでいただきたいと思っております。福祉保健部長、要望としましたが、これについて一言あればどうぞ。

次に、環境行政についてお伺いします。指定ごみ袋制度導入によるごみの減量化、対策等についてでありますが、ごみの減量化を目指し来月１日から指定ごみ袋制度が始まります。これまでの説明では、きちんと分別すれば減量化につながるということでした。今現在家庭系ごみと事業系ごみを合わせて年間どのくらいの量で、そして指定ごみ袋制度導入によりどの程度減量されると思われるのか、減量化対策について、この点について説明していただきたいと思います。

次に、農業行政についてお伺いします。１点目に、サトウキビ新価格制度による農家からの反応や取り組み状況についてでありますが、今年のサトウキビ操業が、製糖操業が１月11日から始まりました。今期の生産量は農家の皆様の適切な肥培管理、増産プロジェクトへの取り組み、台風被害の減少など、たくさんの降雨にも恵まれまして豊作となっております。今期の製糖操業も終盤に入っておりますが、農家の皆さんからこの新サトウキビ制度改革に対し苦情等の反応は宮古島市にはなかったのか、ございましたらその取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、資源リサイクルセンターの管理運営についてお伺いします。昨年は、両製糖工場から無償でバガスとケーキを譲っていただき、そして畜産農家からは牛ふん等を搬入してもらい、それらを利用して良質堆肥と普通堆肥の製造販売をし、これまで順調に稼働しているとのことでしたが、現在の管理運営状況についてお伺いしたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

山里雅彦議員の質問にお答えします。

県立公園の件でございますけども、県立公園誘致については、平成16年１月に宮古圏域における県営広域公園の整備促進について、宮古市町村会ほか６団体で大野山林周辺地区を予定地として位置づけ、沖縄県知事に要請しております。宮古圏域における県立公園の整備については、沖縄振興計画及び都市計画マスタープラン等にも位置づけされていることから、県としてもその必要性は十分に認識しているとのことであり、県の担当課で視察等も行われております。県立公園誘致の課題として、宮古島の自然的、社会的条件や地域特性を踏まえて、海をテーマとし、都市観光資源にもなり得るような整備が望まれていることから、伊良部島も選択肢の一つであると考えられますが、地域住民との合意形成及び都市計画区域への編入等が必要不可欠であり、それらの課題を解決しながら検討していきたいと考えております。本市においては、平成20年度県・市町村行政連絡会議の重点施策として県立公園の促進整備要望書を提出してあります。したがいまして、今後とも国、県及び関係機関へ誘致要請をして継続して行っていきたい、そのように考えております。

◎副市長（下地　学君）

昨年12月に開催されたヨネックスシニアゴルフ沖縄ＩＮ宮古島大会においてどのような経済効果があったかというご質問です。お答えいたします。

昨年12月21日から23日にかけて行われたヨネックスシニアゴルフ大会は、プロ選手30人とアマチュアゴルファー60人の参加がありました。それに家族や応援者、マスコミ、ゴルフ関係者を加えますと約160人が来島いたしております。地元のボランティアは、市の職員延べ100人を加え、３日間では延べ360人が協力いたしております。今大会は、ゴルフコースの状況やスタッフの対応、ボランティア体制がよければ継続開催の可能性があるとのことで、スムーズな運営が望まれておりました。幸いにも今年の大会は12月22日、23日に予定されており、宮古島の受け入れ状況がよかったものだと判断しております。経済効果につきましては、今おきぎん経済研究所が試算しているところであります。来島された方々の直接効果と後日琉球放送テレビでの90分間の放映、ゴルフネットワークでの90分の４回放送は、大きな宣伝効果があったものと予測されます。今後とも積極的に取り組んでまいります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

スポーツ振興基金の設置についてのお尋ねがございましたが、スポーツ振興基金につきましては現在ワイドー基金があって、それで運用しております。新たなスポーツ振興基金の設置が必要かどうかにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、下里市場の計画はということでございます。下里公設市場の建設につきましては、昨年の11月に委員会を立ち上げてございます。現在は、宮古商工会議所のＮＰＯ法人にぎわいみゃーくが国の補助事業を受けまして、市場の再生による人と物のにぎわいということで調査を行うことにしてある関係上ですね、市の委員会からＮＰＯさんのほうにお願いしまして、その計画を行っている段階でございます。さきの下地明議員の答弁でもお答えしましたけども、中間報告が３月の10日に一応なされております。その中におきましては、公設市場の役割であるとか公設市場のコンセプト、新しい公設市場の機能とか、そういうものがですね、簡単な形でされておりまして、今年度じゅうにきちっとした最終報告がなされることとなってございます。そういうことで４月、５月におきまして市の建設委員会のほうで場所と建設規模などをですね、協議をいたしまして、６月議会で実施設計の予算を計上いたします。９月で建設費の予算計上、10月から11月で建設着手ということで、平成20年度内の完成を目指すということになってございます。

次に、宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備はということでございます。平成20年から平成24年までの計画としまして、漁村再生交付金事業でもって取り組みをするということでございます。平成20年の予算は、約7,000万円を計上してございます。全体事業費は６億円という予定をしていまして、うち４億4,325万円は一応国庫補助金を予定してございます。初年度の平成20年につきましては、高野養殖場の止水矢板の工事と測量試験を行いまして、平成20年度以降に真謝漁港、保良漁港、浦底漁港を整備する計画となってございます。真謝漁港につきましては、防暑施設であるとか、あるいは水道施設、巻き上げ機施設、そういうものも含めて整備できるように検討してございます。

次に、新価格制度についてでございます。農家からの声はということでございますけども、農家からの

声につきましてはですね、以前に比べるとやはり支払いが少し時間を要しているもんですから、それに対するいろんな声は聞こえてはおります。ですが、今回のいいサトウキビの生産でもちましてですね、ある程度の部分というんでしょうか、少し消されたような感じになっていますけども、次年度以降もやはりこの国の制度というのはなかなか変えにくい部分でありますけども、ＪＡさんあるいは県と一緒になってですね、できるだけ、少しでもいいから、早い時間に支払いができるような取り組みはすべきだというふうに思ってございます。

次に、資源リサイクルセンターの管理運営状況でございます。昨年６月からですね、本格的な製造に入ってございます。生産状況でございますけども、本年度４月からの原料搬入量というものにつきましては２万5,800トン入ってきておりまして、そのうち3,962トン、これは１月末の現在でございますけども、販売をしている状況にございまして、非常に順調に生産し、販売できているというふうに思ってございます。これにつきましては、両製糖会社の協力と、そしてＪＡさんの畜産センター、そこのですね、協力があって初めて可能になる数字でございまして、両工場とＪＡさんの協力に大変感謝をしている次第でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国保の事業につきましては大変心強い激励をいただきましてありがとうございます。できるだけ議会の皆さん方、そして市民のですね、理解を得られるよう、そして健全運営ができますようですね、職員一同頑張ってまいりたいというふうに考えております。

それから、指定ごみ袋制度でありますけれども、まず平成18年のですね、年間の可燃ごみの全体量でありますが、１万7,873トンを処理をいたしております。今後におきましては、現在も実施をいたしておりますけれども、生ごみの堆肥化事業ですが、実施しておりますが、今後指定ごみ袋制度と並行いたしまして生ごみの堆肥化事業さらに取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、５カ年計画に基づきまして全世帯を対象にですね、生ごみの処理を実施していきたいと。そうすることによって燃えるごみの約４割と言われております生ごみが減量されるというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

下崎―西原線の整備についてでございます。平成23年度の完成を目指して事業を実施しております。現年度は、集落内の工事を行っております。延長が1,130メートル、事業費が５億9,000万円です。新年度の事業内訳は、事業費が7,000万円で用地補償費と物件の補償を予定しております。

次に、富名腰16号線の舗装工事について。この路線は、現在約280メートル程度で一部未舗装の道路でございます。去った２月に県の事業担当者が現場の状況を確認するために視察を行ったところです。その結果、県から特に採択条件の一つとして地域住民の同意及び要請が不可欠であるとの指導を受けましたので、担当課としましても地域住民と連携とりながら早目に採択したいと思っています。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

まず、西辺中学校の体育館建設が大幅に遅れた理由についてと今後の予定についてお答えいたします。

西辺中学校の体育館建設が遅れている理由といたしましては、建築基準法の改正により実施設計業務の遅れや建築確認審査の厳格化に伴い、建築確認審査に相当な期間を要しているため、工事着工が大幅に遅れているということであります。現在建築確認申請を沖縄建築確認検査センターへ提出し、審査を受けて

いるところであります。沖縄建築確認検査センターに問い合わせたところ、指摘事項の訂正等で現在設計事務所とやりとりを行っているというところであります。

今後の予定といたしましては、工事着工は建築確認許可待ちとなっておりますので、次年度に繰り越しをして工事の完成をさせていきたいと考えております。

次に、運動場整備につきましては新年度において早目に整備をしていきたいと考えております。

それから、久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の改築事業について、校舎改築事業の全体スケジュールについてお答えいたします。校舎改築事業の全体スケジュールといたしましては、５月中に実施設計業務を発注し、騒音などを考慮して夏休みの期間中に既存の建物を取り壊しを行い、９月には工事に着工し、年明けて２月末には完成させて、３月中旬までには引き渡しができるよう業務を進めていきたいと考えております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

昨年10月に全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。過ぎた３月２日には、県教育委員会主催の学力向上フォーラムにおいて、本県の実態及び今後の対応策についての研修会等も開催されております。市教育委員会としては、宮古教育事務所と連携し、去った１月に全国学力・学習状況調査から見える宮古地区の実態等についての説明会を開催しました。また、個々の校長面談を実施しまして、各学校の実態に応じた取り組みの推進を指導、助言してきております。

今後についてでありますけれども、琉球大学教育学部と本教育委員会との連携事業を有効活用しまして、各種研修会の開催と大学教授による出前講座等を推進して、宮古島市立学校教職員の指導力の向上を図るとともに、本市の幼児、児童生徒の学力向上対策を推進していく所存であります。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。再質問を行いたいと思います。

県立公園の誘致につきましては、都市計画区域等への指定編入などの課題はあると思いますが、宮古島市の豊かな自然環境を生かした県立公園を誘致することにより観光産業の振興、雇用の拡大につながっていくと思っておりますので、公園誘致に向けてさらに精力的にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

下里公設市場の開設についてでありますが、市長の新年度の施政方針にもありますように、中心市街地の活性化、農畜産物の地産地消並びに観光拠点として大きく期待されております。安心、安全で新鮮な農産物を安定供給する担い手育成など体制づくりもしっかり取り組みながら、予算を寝かせておくのももったいないことでありますので、一日も早く事業を進めていただきたいと思います。

次に、ヨネックスシニアオープン大会につきましては、今年からヨネックスとスポンサー契約を結びました全国的な人気を誇りますハニカミ王子こと石川遼選手が万が一この宮古島市に来島することにでもなれば、観光客も増加し、大きな経済効果が得られるものだと思っております。各種スポーツを通した人材育成や経済の活性化を図る上でも、ぜひ宮古島市としてスポーツ振興基金を設置していただき、それにより選手、関係者の方々が来島し、滞在できるような条件整備をしていただきたいと思っております。財政的には厳しいとは思いますが、宮古島市の活性化に絶対つながりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、下崎―西原線につきましては整備完了が平成23年度ということでありますが、最近レンタカーなどの交通量も増えておりますので、早急に進めていただきたいと思います。

富名腰16号線の舗装工事についてでありますが、おとといの雨の後議会終了後通ってきましたが、まるで30年ぐらい前の農道を通っているように感じられました。今の時代にも市街地にこういう道路があるのかなと改めて思ってきました。現在も道路沿いにですね、建設中のアパートなどもあります。地域住民の皆さんも大変不便を来しておりますので、一日も早く取り組んでいただきたいと思います。

真謝漁港の施設整備についてでありますが、宮古島市の管理漁港で唯一水道施設がないのは真謝漁港だけとなっております。漁村再生交付金事業の中で平成20年度測量調査、そして平成20年度完成を強く要望しておきたいと思います。

次に、学力テストの取り組みについてでありますが、新学習指導要領が先行実施した場合、言われておりますのは小学校高学年で授業時間が週２時間ほど増え、そして中学校では理科と数学がそれぞれ１時間ずつ増えると予想されております。その場合学校現場ではその増えた分どうされるのか。週２回６時間目終わった後７時間目を設けるのか、あるいは限られた時間で追いつくようにするのか。そうすることにより詰め込み教育に陥る危険性などが考えられますが、その点について島袋正彦教育課長じゃなくて教育長にぜひお願いしたいと思います。

体育館建設につきましては、学校現場でもクラブ活動や学校行事、本当に大変不便を来しておりますので、早急に整備していただきたいと思います。

久松小学校、福嶺中学校、西辺小学校の校舎改築事業については、遅れることのないようしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、国民健康保険事業につきましては、福祉保健部長がおっしゃるようにやらないといけない事業でありますので、税の３原則である公平、中立、簡素を基本にぜひ市民の皆様の理解が得られるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、指定ごみ袋制度につきましては来月１日から始まり、それで得た収入は環境保全や海岸清掃などの美化活動に使われるようですが、不法投棄が増えたら何にもなりませんので、不法投棄対策にはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

新価格制度については特別に異常はないということでありますので、これはいいです。

資源リサイクルセンターにおいては、現在生ごみの堆肥化事業や剪定枝葉などの資源化も実施しております。そのことにより老朽化している現在のごみ処理施設に対しかなりの量貢献していると思われますが、把握している分で構いませんので、経済部長、答弁をいただきたいと思います。

それから、堆肥盤設置をされている畜産農家などからも、そして両製糖工場からも材料が搬入されております。地下水保全型農業を推進する上でも農家に対し、特に大量に堆肥を使用するサトウキビ農家に対しては特別安くただに近い値段で提供していただきたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎教育長（下地恵吉君）

新学習指導要領改訂に伴う教育課程の枠組みについて説明します。

まず、時間数の増加でありますが、小学校においては高学年、中学校においては中２の国語、それから

中３の社会、１年、３年生の数学、２、３年の理科、保健体育と英語については全学年で増加の予定でありますが、詰め込み教育への懸念がありますので、現行の授業時数に新たに増加分を加えるということではなく、総合的な学習の時間と中学校では選択教科に認められている時間から切り崩し、必修教科の増加に対応するという形になるかと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

生ごみであるとか剪定枝葉はどれぐらい入っているかということでございますけども、生ごみはですね、やはりまだ選考という中での搬入でありますから、10月から搬入がありまして、３月現在で約17トンほど入ってございます。剪定枝のほうはですね、相当の量が入ってございまして、自己搬入という形で持ってくるものとシルバーさんが持ってくる枝葉がありますけども、合計で894トンという数量が入っていまして、相当の数量が入ってございます。これを砕いてですね、水分調整用のものに使うとか、あるいは直接堆肥として使うとか、そんなような形で処理してございますので、非常に今後事業が進む中ではですね、相当の効果があるもんだというふうに思っております。

◎山里雅彦君

教育長、ありがとうございました。今の時代こそ学校教育がまさに大事なときはありません。大事だと思いますので、非常に大変だと思いますが、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

最後に、市長、通告はしておりませんが、答えたくなければ結構ですが、なるべく答えていただきたいと思います。市長は、下崎地区土地問題で与党議員が反対したにもかかわらず、市長の市政運営が理解してもらえず、告発ということで議会で数により可決されました。不本意ながら前代未聞の告発という採決を受けた今の市長の気持ちを次の２つの中から選んでいただきたいと思います。まず、これまで頑張ってきたが、理解してもらえず残念、もう市長としてやる気がなくなった、そしてもう一つ、宮古島市の初代市長としてますますワイティーカナダカナランティーということで、やる気と本気と勇気がわいてきた。市長の気持ちをお聞きして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎市長（伊志嶺　亮君）

告発という事実は厳粛に受けとめたいと思います。しかし、私は告発があろうとも不信任があろうともしっかりと私の務めは頑張っていきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで山里雅彦の一般質問は終了いたしました。

◎富浜　浩君

始まる前に、総務部長の父の訃報に哀悼の意を表すとともに、ご冥福をご祈念を申し上げます。なお、宮古島市の中核として心置きなく頑張っていただくようお願いします。

私見を簡潔に述べてから一般質問に入ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。平成17年10月１日合併をしまして、歳月の流れは早いもので３年目を迎えようとしているわけでございます。合併してから諸課題が山積みする中でその克服が十分でなく、残念でなりません。昨年は職員の不祥事、行政の事業の不手際、法令無視、市民無視が多々ありました。市長のリーダーシップの質が問われるわけでございます。これまでの反省を踏まえまして、平成20年度は行政事業に失態がないよう職務に専念することを願いたいと思います。

それでは、一般質問に入ってまいります。１点目に、集中改革プラン推進状況はということでございます。総務省は、各自治体に対して集中プラン指針を策定をしました。宮古島市もその指針に沿って平成17年度から平成21年度までの５年間計画ということで進めているわけであります。そこで、お伺いします。進捗状況と今後の課題はどうなのか求めたいと思います。

次に、財政破綻回避計画はどうなっているかということであります。平成17年度連結実質赤字、港湾、国保、下水道、その３つによって53億9,639万1,000円と膨大な赤字を抱えました。しかも、32.7％と全国ワースト９位ということで、宮古島市は不名誉となったわけで、残念な結果となったわけであります。政府は、破綻に至る前段階で悪化した自治体財政を早目に健全化し、そのため地方公共団体財政の健全化に関する法律案を決定をしました。いよいよ平成20年度から４つの指標が示されるわけでありますけれどもが、実質赤字比率、２つ目に連結実質赤字比率、３点目に実質公債比率、４点目に将来負担の比率であります。そのことを具体的に平成20年度から示さなければならないわけであります。平成18年度は、連結実質赤字比率はトゥリバーの売却によって赤字が解消されたということでありますけれどもが、具体的にどのように解決できたのか、どのように縮小されたのか説明を求めたいと思います。そして、平成19年度、平成20年度ということで約11億円、その削減をして赤字解消の削減をしていくと、２年間の中でですね、やっていくということでありますけどもが、どのように赤字解消をしていくのか、そしてそれからは黒字になっていくのかということでですね、説明を求めたいと思います。

次に、県立公園の誘致でございますけれどもが、先程山里雅彦議員に市長は答弁がございました。平成16年度に市町村によってその公園は要請しましたよと、その中においていろいろと沖縄県の中においては宮古島ということだけであって、ぜひ宮古島市の中で県立公園を設置したいということで要請したということであります。そこで、今の話の中においては伊良部島に選択肢がありますということでありますけどもが、もう少し具体的に説明を求めたいと思います。最近県から公園の調査に２人いらっしゃったようであります。その２人の話の中へどう位置づけとして進めているのか具体的に説明を求めていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

航空運賃低減化及び乳幼児、児童生徒航空運賃低減化についてということであります。最近県において航空各社が燃料高騰の理由において平成20年度から値上げしますよと、平成20年度の４月１日から値上げしますよということがありました。県議会においては、早速観光、産業、経済において甚大な影響があるということで国に意見書を出したわけであります。宮古島市においても議会で決議をしまして、宮古島市はまさに離島の中の離島であるがゆえに航空路は住民の足として大いに利用しておるわけでありますが、運賃値上げは宮古の経済活性化に大きな打撃を与えると私は思っております。したがって、航空運賃値上げはまかりならないと私は考えておりますけどもが、市長においては各離島の首長と連携をとって何らかのアクションをとって、その航空運賃の値上げに対して阻止していく行動をとるべきじゃないかと私は思いますけれどもが、市長のご見解を求めたいと思っております。

２点目に、乳幼児ということでありますけれどもが、割愛させてもらいまして、児童生徒の航空運賃低減化についてということで話を進めさせていただきます。平成18年度の中において選手派遣の数と額、小中学校のですね、県内、県外の実績をまずは示していただきたい。その後また答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、沖縄県振興計画、観光産業振興、情報振興の宮古島市の取り組みについてということでお伺いをしたいと思います。本土と沖縄との経済の格差是正ということで、昭和51年度からその振興計画は始まりました。その後１次、２次、３次ということで10年間の間隔の中で進めてきたわけでありますけどもが、第４次は新沖縄振興計画ということで今進めております。私は、多くの宮古島市の振興計画を進めている中で２点だけお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず１つに、主な観光振興と情報ということでありますけれども、観光産業振興についてであります。沖縄振興特別措置法に基づきまして宮古島市の観光振興地に指定された地域はどうなっているか、観光振興地に指定された場合どういうふうにメリットがあるのか、観光地域において今後どのように民間の事業が予定されているのか、その点をお伺いをしたいと思います。

次に、情報振興についてであります。国のＩＴ事業が創出し、強化事業ということによってコールセンターの事業が進められております。４月１日から始まるわけでありますけれどもが、宮古の経済活性化に大きな寄与するものだと私は考えております。そこで、お伺いをしていきますので、よろしくお願いします。まず、募集の状況、雇用、そして賃金、そして指導、経済効果を示していただきたいと思います。

次に、観光振興についてであります。八重干瀬観光の周遊観光はということでありますけどもが、八重干瀬は北の沖にサンゴ礁群は南、南北に10キロメートル、東西6.5キロメートルの広大な範囲の対象約百余のリーフが分布していると言われております。八重干瀬においては生態系の微生物及び稚魚の自然の宝庫と言われているわけであります。漁民にとっては生命線だとも言われているわけであります。そのすばらしい自然の中において毎年観光客が寄って二、三千名の方が上陸すると、私はいかがなものかと考えるわけであります。八重干瀬はやはり自然に置いておくべきであると私は考えます。そして、上陸するのではなく、やはり宮古島市においてはエコアイランド宮古島を宣言しているわけでありますから、そこで周遊観光をしてそこにやっていくべきだと私思いますけどもが、市長のご見解を求めたいと思っております。

次に、入域観光数値と個人消費額及び観光収入についてもお伺いをします。

次に、大型クルーズ客船の入港計画はということであります。平成15年７月にスター・アクエリアス号４万トンが入港しました。その後スーパースタージェミナイ号１万9,000トン、日本クルーズ船飛鳥の運航等が功を奏し、宮古島市の入域観光客が平成17年度は39万9,298ということで過去最高な数字となったわけであります。その後突然その運航が休止となりまして、観光客数が伸び悩んでいるわけでありますけども、クルーズ船の入港計画はあるのかどうか、その件をお伺いしたいと思います。

次に、観光施設のトイレ設備はということであります。私は、宮古島市を観光する機会がございました。そこで非常に感じたことは、東平安名崎、そして来間の展望台、伊良部の通り池の３カ所のトイレが非常に汚くなって、果たして観光客はどう思うかなと、宮古島は非常にイメージが悪いんじゃないかなというように心に痛感した覚えがございます。そこで、やはり宮古島市は観光客を迎えるためにはこのようにすばらしく整備して、そして気持ちよく、快く迎えるよということでなければいけないと私は考えるわけでありますけどもが、全体的にトイレを整備して、その清掃をきちっとしていただきたいと思うが、この件もお伺いしたいと思います。

次に、エコアイランド宮古島構想についてであります。Ｅ３燃料実車走行実験事業はということでありますけれども、政府が策定した新エネルギー戦略でバイオエタノールを初めとして太陽光、風力などの再

生可能なエネルギー資源を積極的に活用を持ち出しているわけであります。現在全国で６カ所でバイオエタノールの実証実験を行っていると聞いているわけであります。宮古島市においてもその１カ所でありますけれどもが、各大臣初め国の多くの関係の方が次から次へと来島されたのは前例のないことではないかと考えるわけであります。平成16年度はＥ３燃料の油槽混合と給油設置を準備したわけでありますけどもが、平成17年、平成18年、平成19年と実証実験をどのように進めているのか、そして平成20年度はどのように実証事業を進めているのかお伺いをしたいと思います。

次に、エコファーマーマークの推進はということであります。エコファーマーということは都市づくり、そして減化学肥料、減化学合成農業と、この３つを抱き合わせてその技術を一体化することによって環境に優しい農業づくりしましょうよということで今進めているようであります。そこで、お伺いしますけれども、県知事の認定をどのようにして受けるのか、そして沖縄県においては何カ所で、宮古島市は何件か、そしてそのメリットは、そして環境にどのように効果があるのか、そしてその推進をどのようにしているのかお伺いをしたいと思います。

次に、地産地消の地元取り組みについてということでありますけれども、学校給食、観光関連施設、公的施設、地域直売の状況はということでお伺いをしたいと思っております。

次に、不法投棄ごみ一掃にどのように対応しているかということであります。県によると不法投棄実態調査を始めました。そこで非常に疑問に思うことは、八重山が不法投棄がその資料によったらゼロで、北部がゼロ、そして中部が１％、南部が５％と。宮古だけが飛び抜けて92％ということでこの報告書にありました。私は非常に疑問に思いますけどもが、なぜ宮古だけそのように飛び抜けた数字になるのか、その理由が全くわかりませんので、説明を求めたいと思います。

次に、産業廃棄物の不法投棄にはどういうものが不法投棄されているのかということであります。

３点目に、不法投棄の現場で見つかったときに行政指導はどういうふうな形で指導しているのか。

４点目に、日ごろ不法投棄に対してどのような取り組みをしているのかお伺いをしたいと思っております。

次に、電線地中化推進についてであります。平成15年度、台風15号によって宮古島全域で880本の電柱が折損し、倒壊をしました。県の地中化ということで今進めているわけでありますけどもが、旧ターミナル交差点から宮古病院を通ってＪＡおきなわの飛行場に右に曲がる十字路まで今事業を進めております。そこで、私は県道と関連するということで、宮古島市としましてサンエー前の道路と下里西道路の地中化埋設の計画あるのかどうか求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁を聞いて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

県立公園の整備については、沖縄振興計画及び都市計画マスタープラン等にも位置づけされていることから、県としてもその必要性を十分認識しております。しかし、市町村合併により選択肢の幅が広がったことから、県立公園のあり方については現在の予定地も含めて幅広く検討するとしております。宮古島の自然的、社会的条件や地域特性を踏まえて、海をテーマとし、観光資源にもなり得るような整備が望まれることから、伊良部島も選択肢の一つであると考えられますが、地域住民との合意形成及び都市計画区域への編入等が必要であり、それらの課題を解決しながら検討していきたいと思っております。平成20年度

の県・市町村行政連絡会議に重点施策として県立公園の促進整備要望書を提出してありますので、今後とも国、県及び関係機関へ要請を継続して行っていきたいと考えております。

航空運賃の低減化でございますけども、航空各社は原油価格の高騰などを受けて航空運賃の値上げを国に届け出ており、４月から沖縄本土間県内離島路線は運賃が値上げとなります。運賃の値上げ率は全国平均で９％、県内では1.6％になるとのことですが、この値上げは離島県のさらに離島に位置する宮古島市民の生活を圧迫し、さらに観光産業にも大きな影響を与えることが懸念されるため、その見直しを求めていきたいと考えております。離島振興協議会の各首長とともに県、国に対して要請をいたします。

また、議員ご提案の生徒の遠征費助成については、平成20年度予算において15％増、630万円で計上いたしております。他の町村等の対応については今調査いたしています。

クルーズ船の入港でございますけども、下崎埠頭が５月に供用を開始します。そして、現在スタークルーズ社のスーパースターリブラが、これは４万2,000トンの船でございますけども、水深10メートルの下崎埠頭に６月19日に初入港して、11月まで11回来港予定でございます。観光客が40万に達しなかったのは平成６、７年と寄港がなかったからも理由の一つですので、年に１万3,000人程度の観光客が入ってきたという実績もありますので、ぜひこれは40万に達するようにしっかり地元としても対応していきたいと思います。また、スタークルーズ以外にも新飛鳥が入る予定であるとも聞いております。

◎副市長（下地　学君）

財政破綻回避計画について進捗状況はどうなっているかというご質問ですので、お答えいたします。

財政破綻回避計画については、緊急行動計画として平成19年において６億円、平成20年度において５億円と年間で11億円の赤字削減を目指しております。平成19年度における６億円の削減計画の状況については、現在のところ目標額に１億円程度届いておりません。平成19年度の残り期間において経費削減に努めて、目標達成に向けて頑張ってまいりたいと考えております。平成20年度の赤字削減の５億円については、平成20年度の当初予算案において国民健康保険特別会計へ２億円、下水道事業特別会計へ5,000万円、合わせて２億5,000万円を赤字補てんとして予算計上しております。残りの２億5,000万円につきましては、平成20年度において歳入の確保と歳出の抑制を図り、連結赤字の削減に努めてまいります。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、集中改革プランの進捗状況と課題ということであります。平成19年12月末の進捗状況といたしましては、各部各課で取り組んでおります。その取り組んでいる状況というのは、100件のうち94件が作業を進めているということでありまして、おおむね８割ほどですね、作業に入っている、４割は順調にいっていますが、６割程度はちょっと遅れぎみという状況もありまして、今事務局を中心に各部長とかですね、課長とか、そういった者を経てヒアリングを大体終わりつつあります。そういうことで年度末にですね、目標として８割程度をクリアしたいということで頑張っているところであります。課題といたしましては、例えば各課で主体に取り組んではいますが、例えば外郭団体の中で課として取り組むにはちょっと荷が重過ぎるのではないかとか、あるいは民間委託をする場合でも受け皿がないので、それをどうするかとか、そういったいろんなことをですね、クリアしながらスムーズなですね、集中改革プランの目標達成に頑張っていきたいというふうに今思っているところです。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、Ｅ３燃料実車走行についてであります。これまで環境省の委託で株式会社りゅうせきが実施しているＥ３実車走行試験は、本年度で終了することになっております。事業の成果として、品確法に適合したＥ３燃料の製造、品質管理の基本技術の確立、２つ目にＥ３燃料供給施設２カ所の設置と公用車等の限定車両350台規模のＥ３実車走行試験の実施が報告されております。なお、本市の公用車については192台が登録をされております。これから本格的なＥ３の導入、普及を促進し、事業化を図るためには地産地消、地域循環型の社会システムの構築が必要と考えられております。そのために経済産業省が株式会社りゅうせきに委託したＥ３地域流通スタンダードモデル創成事業によってＥ３の製造から給油までの大規模な実証研究が進められているところであります。今後の展開といたしまして、宮古島の全ガソリン車への供給を目指し、１府４省による宮古島バイオエタノールアイランド構想事業の実施が予定をされていると伺っているところであります。

次に、不法投棄ごみの問題でありますけれども、議員ご指摘のように県が調査いたしました保健所管内別不法投棄状況調査によりますと、県内の不法投棄量の約９割、92％でありますけれども、宮古島市が占めているということが報告されております。こうした不法投棄ごみの撤去については、市といたしましては指定ごみ袋制度に伴う歳入によって年次計画を立てて段階的に処理していきたいというふうに考えております。これまで不法投棄対策につきましては、平成18年に宮古福祉保健所管内廃棄物不法投棄処理防止ネットワーク会議が設置され、宮古福祉保健所、宮古警察署、平良海上保安署等関係機関と連携を図りながら合同パトロールを実施しております。また、不法投棄者の摘発に連携を図りながら取り組んでいるところでもあります。今後パトロール強化を図るとともに、監視カメラの設置、看板の設置を行い、厳しく不法投棄者に対する対処をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、不法投棄された状況の内訳でございますけれども、まず一般廃棄物、それから産業廃棄物、これ合計での量になりますけれども、6,984トンが宮古島市の不法投棄された一廃と産廃の重量であります。うち産廃がですね、2,937トン、それから一廃、一般廃棄物がですね、4,047トン、県全体を100とした場合に92.1％を宮古島市が占めているということで、大変市民のモラルの低さがうかがえる数値であると思います。今後とも市といたしましては十分に不法投棄対策、監視をやっていきたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、八重干瀬の周遊観光はということでございます。これまで多くの観光客の皆さんが来られまして、上陸をして観光しております。ですが、観光をするときにですね、被害の少ないところに上陸させてはいるんでありますけども、やはりサンゴ礁を幾らか踏みつぶすというようなことに関しましては、周遊観光にしたらどうかという市民の方からの声もございまして、既に議論としては始まっているというふうに思ってございます。そういうことで今後ともですね、関係部署と関係団体と調整を図りながら検討をしてまいります。

次に、入域観光客あるいは個人の消費額及び観光収入ということについてお答えをいたします。入域観光客数につきましては、平成17年度で41万2,497人、平成18年度38万9,358人、平成19年度は33万7,782人であります。平成19年度につきましては、２月末の数字でございます。それと、平成17年度41万2,000という数字でございますけども、そのときに通年から年度に統計の方式を変えたということから、41万

2,000というふうになっております。通年でいけば37万1,271人というのがありますけども、平成18年度の比較ということで年度に換算しますと41万2,497ということでございます。観光収入につきましては、平成17年度につきましては258億9,000万円、平成18年度201億8,500万円、平成19年度は175億1,100万円であります。個人の消費額につきましては、これは県のほうで統計的に資料を出しておりますけども、平成17年度で個人消費は６万4,800円、平成18年度、平成19年度は５万1,842円ということで、それに人数を掛けまして観光収入等を打ち出しております。

次に、観光施設のトイレの件でございます。観光地というところにですね、幾つかのトイレがございます。やはり古いというか、少し施設が古くなっている部分というのも確かに見受けられます。ですが、まだまだ使える施設でありますから、きちっとした修理を入れたり、清掃の回数を増やしたりということで、観光地のトイレにつきましては特に注意をもって管理を行っていきたいというふうに思っております。

次に、沖縄振興計画における観光産業の振興という中でございます。宮古島市ではトゥリバー地区あるいは南岸リゾート地区、そういうものが観光振興地域に指定をされてございます。それに指定されますと法人税であるとか事業税、不動産取得税、固定資産税、そういうものがですね、軽減されるというような措置がございます。そういう措置が受けられるということで、それを中心にしまして企業誘致を進めているということでございます。

次に、エコアイランド宮古島構想についてということで、エコファーマーマークの推進はということでございます。エコファーマーとは平成11年度に制定されました持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律ということで、低化学肥料、低化学農薬を土づくりを行いながら一体的に行う生産方式ということで、これにつきましては都道府県知事の認定を受けた農業者、これをエコファーマーという愛称で呼んでいまして、そのエコファーマーで生産されたものに関してマークをですね、表示することができるというふうになってございます。一応使用料は無料ですけども、ただ使用に当たっては知事の認定を受けたエコファーマーだけがつけられるということで使用基準を遵守するよう義務づけられてございます。

次に、地産地消の地元の取り組みはという件でございます。公的施設の状況ということで、まず最初にＪＡの農産物直販店あたらす市でございます。平成17年の12月にオープンしまして、商品の出荷者数、ＪＡ組合員及びその家族と準組合員ということで構成されてございますけども、現在約200人の方が登録をしてございます。取り扱い商品は、野菜であるとか果物あるいは特産品の加工品、そういうものを販売をしてございまして、平成18年度の販売高は8,740万円、そのうちで青果部門につきましては3,958万1,000円、営業日数が357日ということになっておりまして、１日当たりの販売額は24万4,000円というような状況でございます。

さらに、地域直販所の状況ということで、ワイドー市場宮古島、オキナワ宮古市場等がございます。ワイドー市場宮古島につきましては、平成18年の１月に地元農家と農産物の加工品を受託販売するというような形ができておりまして、現在出荷農家数が300人、取り扱い品目も750品目ということで、どれだけの売り上げをしているかという部分についてはわかっておりませんけども、電話での注文が非常に多くなっているということでございます。もう一つは有限会社オキナワ宮古市場でございますけども、これも平成12年にオープンをしました。事業内容につきましては、宮古島産の島野菜、果実、加工品等を小売、卸売、商品開発、通信販売というのがありまして、これは地元の消費者や特に観光客が多くおられます。そうい

うことで観光客の方から電話での注文が増えているということをお聞きしてございます。

ひらら市場につきましては、旧平良ターミナルのほうでですね、跡地で市のほうで設置した日曜市という形でやっておりますけども、朝の８時から12時まで毎週日曜日行われております。これにつきましては、オータムジャンボ宝くじ事業で開設してございまして、ビニールハウス型の施設を設置してございます。運営に関しましては、ひらら市場運営協議会ということを立ち上げまして行ってございます。地域の新鮮な野菜等を中心として販売をしておりまして、１日、日曜日ですけども、平均すると80名程度、出店者は15名程度、１人当たりの売り上げは5,000円から6,000円という形で現在稼働してございます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

答弁を訂正いたします。

クルーズ船でございますけども、スーパースターリブラの入港を５月８日と答えましたけども、下崎バースの供用開始が５月24日でありますので、運航は６月からでございまして、初入港は６月19日でございます。６月から11月まで計11回入港いたします。

◎建設部長（平良富男君）

観光施設のトイレ整備についてですけど、建設部都市計画課、東平安名崎のトイレを管理していますので、トイレ等の建替え整備は現段階では考えておりません。今後もですね、トイレ清掃と空き缶、ちり等の回収、これをですね、城辺心身障害者小規模作業所に現在委託して維持管理を行っております。また、都市計画課臨時職員６名いますけど、これも定期的に管理を行って観光地として景観を損なわないように維持管理に努めたいと考えております。

次に、ターミナルサンエー前の道路と下里西道路の地中化埋設についてでございますが、電線地中化はですね、これは沖縄県全体としてまず整備計画をつくります。その中でそこの箇所はですね、整備計画に入っていませんので、現在のところ事業計画はありません。ただ、これから見直し等もあるようですので、県の意向を聞いていきたいと思います。

◎教育部長（長濱光雄君）

学校給食における地産地消の状況についてご説明いたします。

平成19年度地元産野菜等の使用率は13.9％となっております。今後とも地産地消を図るための課題把握に努め、地元産食材の使用拡大に努めてまいります。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

沖縄振興計画における情報産業振興の宮古島の取り組みということの中ですが、既にご案内のとおり、ＩＴ新事業創出体制強化事業をもちまして城辺庁舎の２階で施設を整備中でございます。その施設には株式会社Ｃ＆Ｔモバイルサポートさんが入居予定でございますが、その会社の募集の状況ですね、まずこれについてお答えいたします。ハローワークからの紹介を受けまして採用面接を行ったということでございます。３月４日から11日まで。面接者は90人、そのうち男性の方が４名いたということでございます。その面接した90名の中から採用を30人やったということでございます。その中の１人は男性ということでございます。年齢層は21歳から51歳までとなっております。賃金の状況ですが、時給といたしましては670円から730円の間だろうと、これは個人個人違うと思いますが、そのように聞いております。

それから、雇用の効果、経済の効果ですが、今回の30人を初めとしてこれから徐々に採用を増やしなが

ら、平成23年度においては330名までいきたいという意向でございますので、マックスの330名を基準にしてお答えいたしたいと思います。まず、スーパーバイザーと呼ばれる管理職の方を30人ぐらい採用するということですので、その方の平均給料が20万円だといたしますと、１年間でおよそ7,200万円程度の給与がございます。それから、コミュニケーター、これは電話をとる方でございますが、この方の平均給料が13万5,000円ぐらいといたしますと、これが300名の１年間で４億8,600万円ぐらいは出るだろうと思っております。合計いたしますと５億5,800万円程度の雇用の効果といいますか、経済の効果は出るんじゃないかと考えております。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後３時36分）

再開いたします。

（再開＝午後３時38分）

◎教育部長（長濱光雄君）

小中学校における選手派遣費の実績をご報告いたします。

小学校におきましては、県内で415名、県外で55名、合計470名の派遣がありました。中学校におきましては、県内が997名、県外が85名、合計1,082名の派遣の実績がありました。トータル的に金額では500万1,000円ということになっております。

◎富浜　浩君

先程話をしたエコファーマーマークの件でありますけどもが、ちょっと言いにくいことでありますけどもが、環境に優しいということでですね、県が認定して進めるというのは非常に大変結構なことであると私は思いますけれどもが、一つの課題はですね、やはり今中国で問題になっているギョーザの件で食に対する認識が非常に深まってまいりました。その中で安心、安全の農作物やっていこうよということで認定ができたのは非常に結構だと思います。しかしながらですね、農家にとってやはりコストがかかると、減農するということはコストがかかるわけでありますから、まずは消費者がですね、これをまず理解する必要があると、そしてそれを安心して農家の皆さん方が果たしてコストが上がる中において経営していけるかどうかというような懸念を感じるわけであります。したがって、私は農家の皆さん方が安心して経営してやっていかなければ幾らシートを張ってもなかなか厳しいものがあると思います。そこで、こういうマークでですね、野菜、果物を買うときは近くのスーパー、農産物販売店ということですばらしい環境に優しい農業はということでこういうマークがついて販売しているわけでありますけどもが、私はこの件はすばらしいことでありますけど、今後ですね、これを進めるに当たってはやはり農家の皆さん方が安定した供給、安定した経営、それが必要不可欠であると思いますので、きちっと行政が対応していただきたいなというような感じを持っております。

地中化についてであります。私はなぜ２カ所の件でこの必要性を言ったかと申しますとですね、サンエー前、県は今地中化に対しておきなわＪＡからずっと進めております。その進めている中においてサンエーを通って港のね、旧ターミナルまで進めていこうと計画しているわけでありますけど、途中市道であるためにそこに地中化がちょっとずっとやっていくためには厳しい状況があるということが１つです。もう

一つは、旧空港ターミナルがずっと今街路を進めております。そして、今度は下里西のほうにおいてもずっとこれからバイパスのほうに行くような街路を進めておりますけどもが、下里東のほうは今地中化進めております。下里通りについてはちょっと計画が厳しい状況で、今現在も地中化やっておりません。西のほうはこれからどうかといった場合には、ここも市の道路ということでですね、その途中で終わってしまうと。そうすると、２つの道路ともきちっと地中化を進めていこうと県が思っていても、これは市が対応していかなければなかなかできないということでですね、これは地中化進める中においては道路をきちっとやっていくべきじゃないかと思いますので、この件も県と市と関連してできるかどうか求めたいと思います。

もう一点は、小泉元首相が２月14日にご来島されました。視察終わって某ホテルにおいて懇談会があったわけでありますけども、私たちはその玄関で迎えたわけでありますけど、首相はすぐ前浜のほうへ行きました。そうすると、宮古の状況を知っていたかどうかわかりませんけどもが、最初砂にさわってですね、すばらしい砂であると、そしてまた海の透明度を見てね、こんなすばらしいところがあるのかと、私は39カ国も世界を回っているんですけどもが、このようなすばらしいところはないと、砂を見てもどこかから持ってきたんじゃないか言われるぐらい雪のようにきれいと、そして海を見ても透明度すばらしいと、なぜ宮古はこんなにすばらしいところがあるのにＰＲしないのかと、ＰＲが不足じゃないかというような話がありました。そこで、たまたまトライアスロンでスターターやるということで元首相がご来島されるわけでありますから、そこで市としてはそのままスターターをぽっとやって帰るというような状況じゃなくして、そこで何らかの形をそこに観光ＰＲを考えていくべきじゃないかというようなことを思いますけどもが、その件をお伺いしたいと思っております。

もう一つは、このホテルの中での話でありますけどもが、全国の中で環境モデル地域を10カ所やりますよというような話がありました。その中で首相は決定とは言いませんけどもが、東南アジアの宮古島市はすばらしい環境地として考えるべきじゃないかということでですね、激励受けました。市長にとってやはり全国の中の10カ所の中の一つとしてですね、ぜひ参入してもらって、宮古のやはりこれだけ観光、エコアイランドというふうに宣言しているならば、それをきちっと推進していくべきじゃないかと私は考えますけどもが、市長、その件をお伺いしたいと思います。

それから、ＩＴ産業の件でありますけれどもが、これは事業の状況が変わりました。それでですね、ＩＴ産業の状況について詳細に事業費の状況をお伺いしたいと思います。そこで、初めて特例債もＩＴ産業に入ってまいりました。市の負担金の内訳はどうなのか、その事業の状況をお伺いしたいと思います。

私は、先程生徒の派遣の状況はというふうに聞きました。言いたいのはですね、生徒の皆さんが非常に県内、県外ということで選手で行っているわけでありますけどもが、やはり父兄の皆さん方が若いだけに金が大変だということで、その中においてまた飛行機賃も上がるのかというようないろいろな懸念がありますので、何とかこの状況を変えてもらいたいと。そして、生徒の皆さん方の派遣の状況に対してですね、宮古島市において補助はできないかと、そうでなければ航空会社に対してですね、何とかの優遇措置はとれないかということで、一つの航空運賃に対する状況何とかやっていけないかというようなことでありますけどもが、その件をお伺いしてまた再質問しますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

環境モデル都市への応募でございますけども、これは現在準備中であります。小泉元総理も激励していただきましたので、これが採択できるように頑張りたいと思っております。

また、選手派遣の件でございますけども、これは前にも答弁いたしましたとおり、もし今年度の決算状況を見て可能ならば６月の補正でも対応できれば対応していきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎建設部長（平良富男君）

電線類地中化の件ですけど、これは多分市道の場合も市の財源というか、市で対応していかなくちゃいけないという部分があります、１つは。もう一つは、やはり例えばこれはＮＴＴとか電力とか、それの関係のですね、いろいろな持ち出しもあるようです。それで、どういう内容でそういう事業を進めるかについてはですね、県のほうと調整して意向等を聞いていきたいと思います。

◎情報政策課長（喜屋武重三君）

ＩＴ新産業創出体制強化事業の内訳ということですので、お答えいたします。

まず、この予算は当初昨年の８月に国の予算マックス３億7,500万990円の予算をつけていただきました。ただ、やっぱり庁舎も新しいということで、実際にやってみますと総事業費が２億7,316万円となっております。その内訳でございますが、８割の補助でございますので、２億1,852万8,000円が補助金としておりてきます。市の負担は5,463万2,000円でございます。そのうちの95％が合併特例債を充当されるということでございます。金額は5,190万円ということでございます。市の単独持ち出しが273万2,000円となっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時51分）

再開いたします。

（再開＝午後３時52分）

◎経済部長（宮國泰男君）

先程の答弁の中でも申しました。平成18年度で統計手法を変えましたと、通年から年度に変えましたということを申し上げました。平成18年度と比較をするために平成17年を年度に置きかえたわけです。そうした場合は41万2,497人、通年で統計すれば37万1,271人ということでございますから、統計手法が変わったために、それと比較するために平成17年度はこういうふうになりますよということを説明を申し上げました。ですから、通年であれば37万1,271人というような状況でございます。

◎富浜　浩君

平成18年度で統計手法が変わりましたよということで、今まではずっと宮古島市は観光協会を中心にして40万を目標に展開してきました。けれどもが、急に41万を超しましたよといったらあっけにとられたような状況になっておりますけどもが、私は今後のいろんな形の中でもきちっとしておきたいので、市長、ここで市長は40万超したという確定はあるのかどうか。観光客の入客は40万を超したということで、部長

とのつながりは同感持っているのかどうか。これはきちっと一応言っておかないとですね、本当に40万超したかどうかわかりませんので。これから恐らくいろんな会合とかいろんなところの中でこれまで目標にしてきたものが41万超したよといったときに、恐らく市民の皆さん方はどうなっているのかということになってしまっておりますので、市長も部長も心を一つにしてどこに行ってもそういう数字の判断はきちっとしてもらわないと困りますので、その件を伺いたいと思います。

先程不法投棄の状況を聞きました。これちょっと市民には見えにくいかもしれんけどもが、まさに全部黒く90％塗られているのが不法投棄の宮古状況なんですよ。考えられない。そのぐらい不法投棄みんな宮古島が握ってですね、これは何の統計かと申しますと、不法投棄実態調査報告書、平成18年度、沖縄県文化環境部環境整備課、そこから出ているんですよ。そして、その資料によったらほとんどというぐらい宮古が不法投棄の状況になっています。考えられない。だから、先程モラルの状況とかいろんなこと出ていますので、私はそんなにまでいっていないと思いますけどもが、その件ももう少し具体的に説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

市長、今後また環境問題に対しても、私が先程小泉首相がいらっしゃると、スターターで来るということでありますけどもが、きちっとまた観光の面についても心を一つにして宮古のために頑張っていただければありがたいということで一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成17年度は、年度にすれば37万1,271名です。

（「逆さ。通年で37万でしょう」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

大変失礼いたしました。通年と年度の部分で三月分がダブってくるというのがありましてですね、平成18年度に変わりましたんで、その分をしますと通年で37万1,000、年度でもって41万2,000ということでございます。

◎議長（友利恵一君）

市長、通年と年度の前の答弁を取り消してください。聞いておるんですから。

（「いいよ、議長で後でお計らいすればいいさ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

そのとおりお聞きください。

（「１つだけ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後３時59分）

再開いたします。

（再開＝午後４時00分）

◎市長（伊志嶺　亮君）

小泉元首相がおいでになるという記者会見のときに記者からも話がありました。小泉番といわれますか、

そういうマスコミがたくさん来るんだけども、大丈夫か、混乱はないかという質問がありましたので、混乱がないように頑張りますと答えました。それぐらい恐らく小泉番というマスコミの方がたくさんいらっしゃると思いますので、前回も大変宮古島が露出されましたので、今回も大きな露出があるんじゃないかと思って期待しております。

入域観光客については、部長の答弁が正しいです。

◎議長（友利恵一君）

これで富浜浩君の一般質問は終了いたしました。

15分ほど休憩いたしまして、再開いたします。

（休憩＝午後４時02分）

再開いたします。

（再開＝午後４時15分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

合併から３年を迎える新年度、平成20年度の年を市長は自立への始動の年と位置づけて、市民とともにつくるということを基本に据えた市政運営を行いたいというふうに施政方針で示されました。私は、この新年度の施政方針を中心にして本市の行政課題、またこれまでの課題解決に向けての取り組みを中心にして質問をさせていただきたいというふうに思います。既にお答えいただいている点などは割愛しながら進めたいというふうに思います。

まず初めに、本市の自立への基盤づくりについてお尋ねしたいと思います。最初に上げた施政方針にうたっています観光と水産業の連携、地域ブランドの確立については、もう既に何人かの方が質問されて、お答えも具体的にいただいていますので、これはあらかじめ割愛をいたします。

２番目ですけれども、エコアイランド宮古島宣言が去る２月18日に答申されております。今議会でもエコアイランドの事業内容については何人かの方が質問されておりますから、私はこのエコアイランド宮古島、観光の島づくりということに関しては伊志嶺市長はこだわってこの課題に取り組んできたというふうに思っておりますので、これは市長ご自身がエコアイランド宮古島をどのように構想を描いているかということを市長ご自身でお答えいただきたいというふうに思います。

続きまして、施政方針にうたっております地下水に配慮した資源循環型社会の島づくりについてお聞きしたいというふうに思います。地下水管理の基礎となる地下水利用基本計画の策定の基本的な考え方と今後の取り組み、そして水質保全への取り組みについてお答えいただきたいと思います。

２点目です。来る４月１日から始まります指定ごみ袋の実施なんですけれども、この導入に伴う歳入による宮古島市環境保全基金の条例制定は議会においても議論されてきたところであります。いよいよそれがスタートするというところですので、市長においては目的に合った活用の仕方、その基本をきちっと踏まえて、スタートから保全基金についてはしっかり運用していただきたいというふうに思っております。これについてもお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

３点目です。森林の水源涵養機能、そしてこれは施政方針の中にうたわれておりますけれども、防風、

防潮機能の充実に向けた森林の拡大と質の向上をどのように実現していくのかお伺いしたいというふうに思います。ついせんだっての新聞に相変わらず、私はいつも新聞に載っています森林率を取り上げさせていただくんですけれども、16.2％というのが新聞に、これいつのでしょうかね。２月のですね。宮古島の森林率が16.2％と低水準であると。この間沖縄本島も40％台、本土に関しては60％台でずっと推移しているんですが、環境の島と言いたい宮古島にしてはなかなか森林率が上げられないでいます。それについて施政方針でうたっておりますけれども、これをどのように質の向上を図っていこうというお考えなのか、あるいは森林の拡大を図っていこうというお考えなのか、その施策についてお伺いしたいというふうに思います。

４点目の地下水保全型農業の推進については割愛いたします。

続いて、平和行政の推進について下地島空港の利活用の調査第１次中間報告ですね、が出ましたけれども、かなり詳しく出ているかというふうには読ませていただいたんですが、現時点で答えられることについては既に何名かの方の質問で答え出ていますので、この質問についても割愛をさせていただきます。

続いて、宮古南静園の将来構想についてお聞きいたします。質問の前に、今ハンセン病問題がどういう状況にあるかということを少し話させていただきたいと、お時間いただきたいというふうに思います。現在去る１月17日にですね、ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会というのが衆議院議員会館開催されました。これは、国会の中に２つの大きな懇談会がありまして、超党派の懇談会がこの間国立ハンセン病の療養所の将来構想を取り組んできたという経緯があります。１月17日には、その議員懇談会の中で超党派の国会議員によってハンセン病問題基本法の国会における成立に向けて取り組みを始めようというふうなことで話し合いが進められております。それは、全国では13カ所ある国立療養所の中で100万人署名運動というのを取り組んで、この基本法を後押ししようじゃないかということが今現在全国で取り組まれておりまして、宮古のほうでもこういうふうにリーフレットをつくりまして、皆さんに100万人集めてハンセン病基本法をつくろうとしているその基本法の中身はどういうものなのかということを広く知っていただきたいという運動を今行っているところであります。

皆さんご承知なんですけれども、宮古にハンセン病という病気が、かつてらいと言いましたけれども、入ってきたのは16世紀ごろだというふうに言われておりますけども、近年におきましては明治の1907年に日本がらい予防に関する件というのを施行して以来、1996年のらい予防法廃止まで長きにわたるハンセン病の隔離政策が続いてまいりました。近年で大きな山場というと1996年のらい予防法の廃止です。そして、その後行われた2001年のハンセン病を違憲とする国家賠償請求訴訟が熊本地裁で行われまして、それが国の政策が間違っていたというふうに歴史的に断罪されました。その後に当事者と国が基本合意書というのをつくって、終生在園保障するということを基本にした合意書ができております。それに基づいて今あるらい予防法廃止法の中にある今現在ある国立療養所がハンセン病に起因する人、もとハンセン病の方たちじゃなければ入所できない、入院できないという縛りがあるもんですから、その法を廃止して新たにハンセン病問題基本法をつくることによって地域に開かれた施設にしたいというのが今回の目的であります。

１月17日の国会の議員懇談会の中で当事者の代表はこういうことを言っております。私たちは帰る場所がない、せめて療養所にいながら社会復帰を果たしたい、そして在園者が高齢化、そして入所者が減少する、合併症が増大する中でいかに医療を維持していくか、そして療養所を地域に開放し、社会の人々とと

もに歩みたい、ハンセン病は在園者の命運を左右する重要な法律というふうにして、ともに地域に施設ごと開かれていく、施設にほかの施設が入ってくるということで地域に開かれていくというその法律の今基本理念です。それをつくることによって政令ができ、またそれを施行していくための知恵を出して、現実にはあそこの施設が、国立療養所ですけれども、開放されていくであろうという、そういう希望を持って今取り組んでいるところであります。90年になんなんとする長きにわたる強制隔離政策によってハンセン病療養所に入所して、国や地方自治体が行ってきたこの地域からいをなくすという無らい県運動の中で、地域の中で平穏に当たり前に生きる権利を奪われてきた人々が今最後のついの住みかを求めて闘いをしているところであります。この議会においても、また県議会においても県下41自治体においてもその基本法を通してほしいという希望が愛楽園、南静園、両自治会から出たところであります。

それで、市長に質問をさせていただきたいのですが、ハンセン病問題基本法の制定に向けては全国の療養所所在自治体と連携をして積極的に取り組んでいただきたいというふうにこの間ずっとお願いしてきたところでありますが、市長は具体的にもう後がないこの課題を目の前にしてどういう行動をしていかれるおつもりなのかということのご見解をお伺いいたします。

２点目です。沖縄２園において国立ハンセン病療養所の将来構想を何とか県を巻き込んで動きをつくっていただきたい、どう取り組んでいくのかお考えをお伺いしたいというふうに思います。

３点目です。施政方針でうたっております南静園の社会化に向けた運動の展開というのはどういうことを指しておっしゃっているのか、どう推進していくのかという市長のお考えをお伺いしたい。より具体的な行動というものが今求められております。それについての市長のご見解をお伺いしたいというふうに思います。

続いて、合併後の島づくりと地域力の向上に向けてであります。都市計画マスタープランの策定が上げられておりますけれども、合併後の地域間のつながりと島づくりの展望に立った基本的な考えというものをお示しいただきたいというふうに思います。

２点目です。これ施政方針にうたわれておりますけれども、地域における組織づくりの支援というのは與那嶺誓雄議員初め具体的にもう回答がありましたので、割愛いたします。

続いて、住民と行政の協働による島づくりについてであります。合併から３年というふうになっておりますけれども、集中改革プランを初め行革の全体像をどう実現していくのかということと、その新年度の取り組みについて簡潔にお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、男女共同参画行政についてであります。宮古島市となって３年目になって本市の役付職員、そして各種審議会等への女性登用の現状と登用率の向上に向けて市長はどのように取り組んでいくお考えかお聞かせください。

続きまして、福祉行政についてお尋ねしたいというふうに思います。高齢者福祉についてであります。皆さんもういろんな方から質問も受けていらっしゃるでしょうと思いますけれども、これが配布されている後期高齢者の制度の説明であります。各自治体がどのように取り組んでいるかということを取り上げたけい紙なんですが、後期高齢者医療が自治体説明に差があって複雑さに理解が困難であると、周知が遅れて住民が困惑しているということが書かれております。この中では、４月から始まる後期高齢者の医療制度で年金から天引きされるという75歳以上の高齢者への周知が遅れているということが指摘されておりま

す。この中で説明をした担当者は、少ない年金からさらに天引きされることを知り、これ樹さんの質問の中にもありましたけれども、早く死ねということかと嘆くお年寄りもいたと、制度が複雑で説明を十分理解してもらえているかどうか心配であると、４月に制度が始まればきっと相談が殺到することを覚悟しているというふうに話し、このことを聞いた方が年金も少ないのにどうすればよいのか、あるいは国保証の切りかえと保険料の徴収が始まってから気がつくお年寄りたちがいて混乱が予想されるということが担当の感想でもあります。

各自治体によって取り組みにばらつきがあるということを前提にして質問をさせてください。この後期高齢者の医療制度の実施に伴う課題と本市の対応についてお伺いいたします。まず、１点目です。制度の周知についてどのように行っているのかということが１点。

２点目です。相談へのきめ細かい対応が求められると思いますけれども、本市の対応はどのようにしていくおつもりなのかお答えください。

３点目です。実施後に想定される課題と対応についてどのように予想を立てているのかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、障害者福祉についてであります。昨年12月に本市においては障害者地域自立支援協議会というのが立ち上がりました。私は、この協議会にとても、今置かれている障害児、障害者の持っている課題がそこで浮き彫りになって、問題をしっかりとらえて、それが福祉行政に反映することができるのではないかというふうに思っているところであります。担当としては現在の取り組み状況、そしてこの中から洗い出された課題を福祉行政にどうつないでいくのかということについて当局の対応、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

続いて、環境行政についてお尋ねいたします。宮古島市環境保全条例は、かつて旧平良市のときに提案されて否決された経緯があります。その中の大きな理由が合併後のほうがいいのではないかというような意見が多く出ました。合併後もう既に３年を迎えようとしておりますけれども、やっぱりこの間さまざまな出来事を考えると、また宮古島がエコアイランドとして環境の島として成り立っていくためにもやっぱり市独自の環境を守るという物差しが私は必要なのだというふうに思うんです。それについて当局は環境保全条例の制定に向けてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて、與那嶺誓雄議員も質問されましたけども、私も少し重ねて質問させていただきたいと思います。火災後放置されている大浦の産業廃棄物処分場についてですが、さきの質問に福祉保健部長は処分場の原状回復については県と地権者、地域の人たちと協議して、費用が幾らかかるか等々検討していく旨の答弁であったかというふうに思いますけれども、再度重ねて質問をさせていただきますけれども、原状回復ということをきちっと視野に入れて、そのことで協議をするというお考えであるというふうにとらえましたけれども、そのことについてはお答えいただきたいと思います。

もう一点、今環境保全課は県の職員との併任辞令を持っておりますから、中に入ることが年に１回か２回か検査ができていると思うんです。市ができる単独の取り組みというのは、定期的にあの周辺環境に汚染が拡散していっているかいかないかということを確認するという作業もやはり行政としては必要なのかというふうに思います。県の最終報告書の答申では、あそこは汚染拡散のために矢板を打ち込むほうがいいであろう、上に雨がかぶらないようにシートをかぶすほうがいいだろうとか、幾つかの軽減がされてい

ると思うんですね。それについて例えばどういう方法で今の状態を確認し、そして対応するときの次につなげていけるかということを、もし当局が原状回復について県と地権者と地域と協議をするというお考えがあるのであれば、このことについても取り組めるのではないかというふうに思いますので、この点もお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、市民相談窓口についてであります。さきに上里樹議員が多重債務の相談窓口を観光商工課よりも市民相談窓口のほうがいいのではないかというふうな質問だったんですが、さきの議会においても私は浦添市だったかが取り組んでいる方法、嘱託で毎日人がいる、そこから弁護士や、あるいは司法書士につないでいくというような方法でやれたらどうだろうかということを提案いたしましたけれども、実はこういうこともあるんですよね。これは香川県の例なんですが、香川県の市町村の職員を対象に多重債務の滞納税回収のノウハウを伝授すると、実は多重債務の皆さんが生活に苦しいから、払えない、それはだけど調べていくと金融業者に過払いをしているというケースがあって、それを一緒に取り戻すことによって滞納している税金も払うという取り組みが今全国の自治体で取り組まれているところがあるんですよ。積極的に取り組んでいるところもありますし、そうじゃないところもあるでしょうとは思いますが、これをもしつなげて市民相談窓口に来る相談者がどういう状態でそうなのかということをきちっと分析してつないでいけば、この解決にも向かえるかなと思いますので、これはぜひ窓口を一本化して相談室を置くというようなことを考えていただきたいというふうに思います。

続いて、２点目です。女性相談室の充実についてでありますが、今福祉保健部のほうに置かれておりますけれども、週に今３日ほどでしょうかね、設置されてからこれまでの実績、そしてその中から出てきた課題についてお答えいただきたいというふうに思います。

教育行政についてであります。教育環境の整備についてでありますが、この間懸案でありました東小学校の通学路の整備についてでありますけれども、予算を見るとそのようにのっておりますから、実施できるというふうにとらえていますけれども、東小学校の通学路の花園幼稚園から東小学校までの通学路Ｂ―60号線ですね、それはいつ始まり、いつ完了するのかということを教えてください。

またこれも長年の要望でありました東小学校の通学路でＡ―63号線、これは県職員住宅からマルケンミートまでのすごく幅の狭い道路で、子供たちはすれ違うときにすれ違えないから、畑にぽんと飛びおりて車をよけるというような状況が続いておりますので、これも長年の懸案でしたから、これが何とか形になりそうなようなので、これについてもお答えいただきたいというふうに思います。

続きまして、文化財の保全については、さきの議会でも聞かせていただいたんですが、新年度の事業の実施と取り組みをお聞かせください。

そして、市立図書館についてでありますが、建設についてはもう既にこれまでお答えいただいておりますので、割愛いたします。

もう一点だけ、県立図書館宮古分館の宮古関連の蔵書の取り扱いについてその協議はどのように行われているでしょうかということについてお答えいただきたいと思います。

以上、答弁を聞かせていただいてから再度質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

亀濱玲子議員の質問にお答えします。

エコアイランド宮古島の構築でございますけども、本市が掲げる重点施策の一つは環境問題であります。環境を大切にした美しい島づくりと市民運動の足がかりとなるような市民を網羅したエコアイランド宮古島の実現に向けてエコアイランド宮古島を宣言します。世界的規模で問題となっている環境悪化の改善に向けて各地域ごとの小さな取り組みや活動の重要性が求められていることから、市民がともに考え、行動し、地球環境に優しい環境の島をつくるため、地下水保全を初め海を守り、エネルギーを大切にし、そしてすべての生物がともに生きていける環境づくりのための行動をすることなどの６項目の推進活動を盛り込んでおります。構想については、宣言文と沿う形で循環型社会の構築、環境保全の推進、産業観光の推進の３項目から成り立っております。今後産業と観光の融合を図る産業観光の創出と資源エネルギーを有効利用した事業を推進し、環境問題に取り組む島、自治体として国内外に情報を発信し、環境面からの注目度をアップさせ、環境に視点を置いた国内外からの入域客の増加につなげていきたいと考えております。関連事業としましては、今年６月に国連大学ゼロエミッションフォーラム・イン・宮古島2008を開催し、エコアイランド宮古島の実現に向けて市民の皆様と一緒に理念を話し合い、行動をより力強く確実なものにするための場にしたいと考えております。

南静園の将来構想でございますけども、南静園の将来構想につきましてはハンセン病問題基本法の制定は欠かすことはできません。療養所所在自治体とともに署名活動に取り組んでおります。全国の署名は50万人余になっておりまして、３月末の集計で２つの国会議員懇談会に宮古ハンセン病療養所入所者協議会、全療協会長、宮里光雄南静園入所者自治会長からハンセン病問題基本法制定に向けての要請を予定しております。この要請の後全療協と協議し、所在自治体からの要請が必要であれば全国13の療養所自治体と協力して要請活動を行ってまいります。沖縄では、愛楽園２園と県を巻き込んで県内の41市町村の理解を得ながら将来構想を進めてまいりたいと考えております。

南静園の社会化をどう進めていくかということでございますけども、南静園の社会化を進めるためには短期的、長期的面をそれぞれソフト面、ハード面で考える必要があると思います。短期的なソフト面は、これまでに実施している交流会をもっと広げて多くの団体との交流を継続的に実施することであり、医療面では外来診療の推進を図るために市民が南静園の医療を積極的に活用することであり、また退所者の入院制度を実現することが大切であると考えております。ハード面では、南静園施設の20、30名規模の交流施設の建設や既存の施設の確保を行うこと、そして空き部屋の活用、リハビリ施設の活用があると思います。長期的なソフト面は、前記のソフト部門を永続的に実施することと、県らい団体との交流を促進することだと思います。ハード面は、園内に福祉施設を併設し、一般市民と入所者の交流を進めながら園の社会化を図るところが重要だと思います。これらを進めるための課題としましては、南静園入所者自治会の役員が高齢化していくために、市民団体の協力がぜひとも必要であります。いずれにしてもソフト、ハード面につきましてらい予防法廃止法の壁がありますので、ハンセン病問題基本法の制定が急がれるところであります。

他のことについては担当をもって答弁させます。

◎総務部長（宮川耕次君）

組織を含む行政改革の全体像ということのご質問であります。新年度のことなどを中心にお答えしたい

と思いますが、これは行革事務局サイドのですね、素案のレベルということをお断りしておきたいと思いますが、これまでの課題としまして、まず集中改革プランの着実な実行であります。進捗状況のチェックはもとより、国において平成17年度から平成21年度までということで第１期目のプランをですね、目標に歩調を合わせてやっておりますが、独自に中間見直し等をですね、来年度は課題として持っていきたいと思います。それから、事務事業に評価システムをきちっと加えて、無駄のない本当に市民のニーズに合ったような、そういう評価制度を導入したいということであります。

それから次に、市民と行政との共同作業ということでありまして、これについてもちゃんとした目指す例えば職員像とかですね、そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、組織機構の見直しですが、先程副市長からもありましたように、平成21年度においては分庁方式等さまざまな、特に平成15年度600名に職員数をしたという全体、先を見越してですね、機構改革、抜本的なといいますか、そういった見直し作業を予定をしております。そして、これまで特に職員の意識改革ですが、最近緊急課長会議を開きまして、課長たちみずからがどうあるべきかということをきちっとまとめておりますので、そういったものを含めてこれからですね、きちっとした実践について考えております。それから、職員提案制度等の導入等もございます。

次に、財政の健全化はこれまで繰り返し述べてきたとおり、緊急行動計画にうたわれております平成19年度６億円、平成20年度５億円という削減、圧縮ですね、これについては着実に赤字解消に向けてですね、頑張っていきたいと思います。ほかにもいろいろありますが、一応こういったことを中心にやっていきたいというふうに考えております。

◎副市長（下地　学君）

男女共同参画行政について、本市の女性登用の現状と登用率の向上に向けて市長の考えを聞きたいということなんですが、質問の要旨として役付職員、各種審議会等への女性登用の現状と登用率についてということですので、お答えいたします。

本市では、各種審議会における女性の登用目標値を30％としております。しかし、この目標値が各部署で十分に浸透していないというのが現状であります。そのため先日の宮古島市男女共同参画推進委員会において新たに審議会委員等の選任を行う際は、男女共同参画担当部長と協議を行うことを申し合わせております。また、女性職員の登用については行革との調整を図りながら具体的な年次計画を立てて取り組んでまいりたいと考えております。特に役付職員については非常に全県的に見ても本市は大変低い率であります。そういうことで、役付職員の底上げをしなきゃならないということで今度の異動方針の中にも取り組んでいるところであります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

地下水についてのお尋ねでございますが、本市の地下水利用基本計画は、宮古島市の地下水の適正な保全と水利用の調整を図ることを目的に平成16年３月に策定されております。合併後の平成17年10月に改定がなされ、目標年次を平成25年としております。しかし、平成24年度に伊良部大橋が完成予定でありまして、その後の伊良部島への送水や観光産業の進展に伴って水需要の増加が予想されることから、現在計画の見直しによる改定の準備を進めているところです。水質保全は本市の最重要課題であることから、水質異常を早期に発見して迅速に対応できるよう平成元年度より地下水モニタリングを行っております。また、

水道法に基づく水質調査とは別に毎月市内25カ所で地下水の主要イオン分析や肥料販売量の調査、気象データなどとあわせて水質保全報告書をまとめ、毎年公表しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、指定ごみ袋制の実施、導入に伴う歳入の件で基金条例、基金の積み立ての件でありますが、今議会に提案しております宮古島市環境保全基金条例は、４月施行の宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第25条に伴う基金条例であります。平成20年度に関しましては、年度途中において歳入の増が見込まれれば基金に積み立てていきたいというふうに考えておりますし、なお基金は環境保全、美化全般にわたる事業の財源となりますので、他の計画等と整合性を図りながら有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者福祉で後期高齢者医療制度の実施に伴う周知についてでありますけれども、本年４月施行に向けて新しい医療制度を周知することが重要であると考えております。これまで当市において制度周知の取り組みといたしまして、まず宮古島市が発行しております広報誌への掲載、これは随時行っております。それから、団体等などからの要望によっての説明会を持っております。高齢者リーダー研修会あるいは民生委員の会合、それから城辺地区の行政連絡員の皆さん、それから沖縄県腎臓病患者連絡協議会等で後期高齢者医療制度の説明を行ってきているところであります。また、全戸にパンフレットの配布を２月に実施しておりますし、行政チャンネルの番組活用も現在やっているところであります。ポスターについても医療機関や公民館等市民が集会する場所等に張りつけております。また、現在被保険者証を配付中であります。郵送時にリーフレット等の同封を行って周知徹底に努めているところであります。

次に、課題と本市の対応についてでありますけれども、後期高齢者医療制度については電話での相談、窓口での相談が日に日に増えてきている状況にあります。障害認定による老人医療受給者証の後期高齢者医療制度への移行につきましては、該当者に相談勧奨を文書で通知し、窓口相談及び電話相談で対応いたしております。組織体制といたしましては、現在の老人医療係を後期高齢者医療係と名称を変更し、各支所でも国民健康保険課同様に各種相談に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、実施後に、４月以降になりますけれども、予想される課題の対応であります。後期高齢者医療制度実施後想定される課題といたしまして、高額療養費及び療養費の支給の時期が遅れるというふうなことが予想されます。と申し上げますのも療養費等の支給事務が広域連合での事務となり、当市の業務は各支所で受け付けをした支給申請書を国民健康保険課でまとめて広域連合へ進達をするということになっております。これまでの支給決定及び支給までに時間がかかると思われております。後期高齢者の皆様にはこれらのことも含めて十分に説明を行って理解を得ていきたいというふうに考えております。

次に、障害者自立支援協議会の取り組み状況であります。障害者を取り巻く環境は、社会状況の変化により多様化する福祉ニーズへの対応や生活や就労の場における物理的、制度的、意識的などさまざまな障壁が今なおあります。こうしたさまざまな諸課題の把握を行って、地域の障害福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、本市においては平成19年12月に宮古島市地域自立支援協議会の設置を行っております。協議会では全体会議、相談支援検討会、ワーキンググループをそれぞれ設置し、専門的に困難事例の検討、社会資源の開発や改善、解決策の具体化や制度化に向けた確認などを行って、圏域の障害者自立支援協議会や沖縄県障害者自立支援協議会、それから宮古島市福祉保健行政ネ

ットワークへつなげて地域の障害者福祉向上に努めているというところであります。

次に、環境保全条例の制定に向けた取り組みでありますが、環境保全条例の制定につきましては、新年度において検討委員会を設置して検討してまいります。旧平良市において提案した条例案を基本として検討するのか、また新たにつくり直すのか、条例案の作成方法から議論する必要があるというふうに考えております。現在県において沖縄県公害防止条例を改正し、新たに沖縄県生活環境保全条例の策定が進められております。その中で騒音、悪臭の対応については市町村に移行すること、土壌及び地下水汚染防止に関する規制が盛り込まれることを県から伺っております。本市においては公害防止条例が策定されておりませんので、新しい県の条例との整合性を図る必要もあると考えております。なお、本市における条例の中には環境保全条例を策定する上で関連性の深いものも多々ありますので、現在関係各課の担当者レベルで議論を深めているという状況であります。

次に、火災後放置されている大浦の産廃処理場の今後の対応でありますけれども、與那嶺議員にもお答えをいたしましたけれども、大浦の産業廃棄物処理場は現在焼却炉も撤去されており、県が２回実施している環境モニタリング調査に市の職員も同行して調査をしております。今後の取り組みといたしましては、大浦住民の意向を踏まえ、県や地権者、それから大浦住民と協議した上で市独自の環境調査も実施してまいりたいと考えております。議員ご指摘の原状回復を念頭に協議していくのかということでありますけれども、原状回復をするに当たっては莫大な費用がかかります。例えばそのままの状況で５メートル客土をするというふうなことになりましても、およそ４億円の費用がかかると言われておりますし、それから現場はですね、大体産廃が埋め立てられているというふうなものがおよそ21メートルぐらいの深さにあるというふうに言われております。周囲の面積も250メートルに130メートルぐらいあるということから、それを原状回復するということになればですね、相当の土量が発生いたします。試算によりますと約68万立米ぐらいの土量が出るということになっておりまして、現在の宮古島市が所有する平良の最終処分場あるいは川満の最終処分場の残容量がそれほどございません。したがって、処理できる、仮にそれを原状回復のためにその土量を向こうから撤去するとしても、今度は置き場がないということになっておりまして、したがいまして今後どの方法で向こうの環境をよくしていくのかということについては、慎重に県あるいは大浦の住民の意見などを聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、女性相談室の充実でありますけれども、まず女性相談室において相談を受けた件数、平成20年１月末現在でありますが、人員で49名、延べ件数については214件となっております。相談内容によっては児童問題との絡みも含まれる相談もあることから、家庭児童相談員と連携のしやすいという利点などもあって、児童家庭課内に現在設置をしているということであります。また、課題といたしましては、相談員が１人のために週３日勤務で十分な対応とは言えないというふうに思っております。また、相談員の資質向上のための研修会が主に沖縄本島で開催されますので、離島からの参加回数が限られるというふうなことも課題の一つであるというふうに考えております。参考までに申し上げますと、平成18年度の実績で相談人員43名で延べ件数が228件、それから相談日につきましては毎週月曜日、水曜日、木曜日と、それ以外は宮古福祉保健所内宮古配偶者暴力支援センターなどで相談を受け付けているということであります。

◎経済部長（宮國泰男君）

地下水に配慮した資源循環型社会の島づくりということで、森林の拡大と質の向上をどのように実現し

ていくのかというご質問にお答えをいたします。

まず、宮古島市における森林面積は3,619ヘクタールでございます。その中で水源涵養林が240ヘクタール、防風、防潮林の保安林が1,391ヘクタールということになっていまして、残りの数字についてはその他の防風林というふうになってございます。

現在どういう形で防風林の拡大を図るかと、森林の拡大を図るかということでありますけども、白川田水源地域内においてこれまで民間が計画していたゴルフ場用地を買い上げまして、水源涵養機能の高い樹種を植栽してございます。もう一つは、県の主体で治山事業というものでですね、現在宮古にある防風林、特に海岸線でありますけども、ほとんどがモクマオの防風林でありました。これがさきの台風で相当傷められまして、更新が必要になってございます。そういうことで現在県の主体で治山事業ということで、海岸線沿いにサキシマハマボウであるとかクロヨナとかハスノハギリなどをですね、植栽をいたしまして、低木から高木まで含めて防風林の造成を行っているということでございます。そのほかですね、今後の農地保全を図るという観点から農地防風林を造成することとなっております。これは6メートルの農地防風林をですね、設置していくというものでありますけども、平成19年度、平成20年度から友利地区におきまして6メートルの防風林帯をつくり始めてございます。地主の同意が得られればですね、用地を買収して造林もできるというような事業がございますので、その中で防風林の拡大を図っていきたいというふうに思ってございます。

次に、多重債務者の相談窓口の設置ということでございます。その中で市民相談窓口に総合的な相談窓口ができないかということでございますけども、現在は観光商工課の中で担当者を置いて県民生活センターと連携してやってございます。ですが、やはり窓口を一本化したほうがよいということに関しましては、上里樹議員にもお答えしましたけども、市民課のほうでですね、設置したほうがより効率がよいということ等も言われておりまして、現在その方向で調整中であるということでございます。

◎建設部長（平良富男君）

都市計画マスタープランの作成に向けて合併後の地域間のつながりと島づくりの展望に立った基本的な考えを伺いたい。これまで合併前の旧市町村が取り組んできたまちづくりを前提として、その成果を発展させることで地域の特性を強調し、それらの特性を島全体で共有できるように道路網の整備によるネットワークの強化を図ります。また、すべての地域住民が便利さを実感できる都市構造として、将来宮古島市の都市機能、公共サービスを含め、郊外移転を計画に位置づけ、各地域からのアクセスを向上できるように本市都市計画マスタープラン策定の中で検討します。また、自動車移動距離の低減化、平良地域を中心とする市街地内の緑化の推進等、環境負荷の低減に都市計画の視点から環境に優しいまちづくりを進めます。今後景観計画策定とあわせて郊外農村集落についても景観地区等も指定も視野に入れて宮古島の景観としての維持、保全に努めていきます。

次に、東小学校の通学路の整備について、花園幼稚園から東小学校までの道路の新年度予定されている部分ですが、ご質問のＢ―60号線は花園幼稚園前を起点とし、宮古工業高校前を終点とする総延長1,084メートルの路線です。うち未整備箇所の約400メートルを国庫補助事業として今年度実施してまいります。今年度におきましては、測量設計及び一部の用地を買収しております。来年度の計画としましては、残りの道路用地の買収、物件の補償を行うとともに、起点側、花園幼稚園側の整備、さらに終点側、陸上競技

場側の工事を実施していきたいと考えております。事業完了は平成21年度を予定しております。

Ａ―63号線、マルケンミート前から県職員住宅の道路でございます。昨年５月において平成20年度新規要望路線として県と概算要求ヒアリングを行っておりますが、事業実施が決定された場合、平成20年度は測量設計を行い、地域への説明会の開催及び用地の買収を進める予定です。事業期間が平成20年度から平成22年度を予定しております。

◎文化振興課長（古堅宗和君）

現在宮古島市内の文化財の件数は、国関係が23件、県関係が14件、市関係が116件で、合計153件ございます。指定文化財の管理、清掃等につきましては、自治会及び奉賛会、団体等に管理委託をお願いしてあるものと直接教育委員会が管理しているものがございます。これまで地域住民のご理解とご協力をいただきながら対応しているところでありますが、人員及び予算的にも厳しいものがあり、必ずしも十分とは言えない状況でございます。先人から受け継いだ貴重な遺産として、また地域の方々の大事な財産として新年度におきましても行政と地域が協働しながら環境整備につきまして事業の推進に努めてまいりたいと思います。

◎図書館長（砂川玄正君）

県立図書館宮古分館の郷土資料につきましては、先月ですね、２月の中旬に、ちょうど蔵書点検中でしたので、伺いまして、郷土資料の所在とおおよその量数を確認しております。そして、その際に宮古分館長へ口頭でもって市への譲渡を依頼してございます。後日時期を見計らいまして改めて公文書でもって県立図書館のほうへ譲渡依頼を行う予定です。宮古分館の所蔵している郷土資料ですけれども、まず蔵書数が７万4,417冊で、その52％の３万8,745点が郷土資料となっております。これにつきまして後日市のほうへ譲渡していただきたいということで県立図書館のほうへ要請する予定です。

◎亀濱玲子君

お答えいただきましてありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先程経済部長が森林の買い上げて植えるという事業ができる可能性があるような答弁でしたので、聞かせていただきたいんですが、私はこの間ずっと取り組んできたグリーンベルト構想とてもいいと思っていたんですが、その事業が何か余り表に出てきていないんですけれども、防風、防潮というものも考えても島をぐるっと囲むということは、もちろんもう買われている土地なんかあってなかなかベルトにはならないわけなんですけれども、可能性がある土地を買って防風、防潮の造林をすると、植林をするという考えを持つことできないかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

もう一点ですけれども、高齢者福祉の後期高齢者医療制度なんですが、もっと対応が広報あるいは民生委員、パンフレット配布等々ありますけれども、もっと細かく自治会等地域におりて説明する必要はないのだろうかというふうに思いますけれども、この点についてと、あと今増えつつある相談に電話対応、窓口対応しているということですけれども、人的には足りているのでしょうかというか、十分足りていますかと、大丈夫でしょうかということを少しお聞かせいただきたいと思います。

環境保全条例については、タイムスケジュールがもし示せるようでしたらお願いします。

産業廃棄物処分場なんですが、これはできればさっき部長がおっしゃっていた外の周辺の調査は市独自でできますので、できれば状況確認ということも含めて定期的な周辺の検査ということをぜひ協議して進

めていただきたいというふうに思います。

もう一点、女性相談室の充実についてなんですが、せっかくこれだけ相談受けて一生懸命対応している状況なのですから、週３回と言わず月曜日から金曜日までを埋めるということが検討できないでしょうかという点についてお答えいただきたいというふうに思います。

ご答弁をお聞きいたしましてから再質問させてください。

◎経済部長（宮國泰男君）

畑を買い上げて造林できるとのことでございますけども、これはですね、現在の土地改良事業、この中で畑地を守るために畑地と接している部分あるいは畑地をですね、その事業の中で買い上げて６メートルのグリーンベルトをつくるという、そのような事業でございまして、もろに海岸線の土地をですね、買い上げて造林していくと、防風林をつくっていくと、そういう事業ではございませんで、あくまでも土地改良事業の中での今までなかった場所に新たに造林すると、そのような事業でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

もっと広報活動に力を入れてはということでありますけれども、現在国民健康保険課ではですね、被保険者証の更新を各自治会あるいはここの平良庁舎、各支所の庁舎でも行っているところであります。人的な要因もありますけれども、できるだけ市民にですね、医療制度の周知が届くようもっと方法も検討しながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、人員配置の問題でありますけれども、今定員適正化計画によって人員は削減の一方であります。課といたしましても、あるいは部といたしましても本部職員の配置をお願いしているところでありますけれども、現在厳しい状況にあるということで、配置されている職員で頑張ってみたいというふうに考えております。

それから、女性相談員、週３日と言わずに月曜から金曜日までということでございますが、これについてもですね、児童相談員のほうとも協力をしながら今現在やっているということで、できれば毎日相談を受け付けるというのが理想的ではありますけれども、賃金の部分などの確保もございますので、検討してみたいというふうに思います。

それから、環境保全条例についてはですね、関係各課と今担当者レベルでいろいろ協議を進めているところであります。できるだけ早いうちに条例制定提案ができるようにですね、頑張っていきたいと思っております。

また、大浦産廃につきましてもですね、周辺環境の調査など市独自でできる調査については積極的にかかわっていきたいというふうに、実施をしていきたいというふうに考えております。

◎亀濱玲子君

ありがとうございました。市長、南静園のことについてはですね、本当に一生懸命頑張ってくださっているのに、もっともっと頑張ってくださいというのもなんですが、南静園はもう本当に時を待たない課題です。あそこに住んでいらっしゃる在園者の皆さんがついの住みかとして終生在園を保障されるためには、施設ごと社会復帰をしていかなければ、開放していかなければその希望もかなえられないわけですから、ぜひお力をかしていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、合併した宮古島市は当初からこころつなぐ結いの島宮古ということを将来

像として踏み出して３年目を迎えております。地方自治の役割というのは住民がみずからの命、そして生活、権利を守って改善していくための拠点であり、自治体こそが住民が国や地方自治、行政に対して自分の意思や希望を反映させる身近な道、ルートであります。行政も議会も市民から乖離してはその役割を果たし得ないというふうに思います。改めてこのことを肝に銘じながら新年度を迎えたいというふうに思っております。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで亀濱玲子君の一般質問は終了いたしました。

◎富永元順君

本日最後の一般質問になりますので、元気よく、また私見を交えながら質問を行ってまいりますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

来月20日に開催予定の全日本宮古島トライアスロン大会のスターターに、先程からも話が出ておりますけれども、小泉元総理が決定したということがですね、新聞報道で出ております。私としても大変喜んでいるところであります。これまで市長並びに大会関係者の努力に敬意を表するとともに、宮古島応援団をみずから宣言をしております小泉元総理の有言実行にも感謝を申し上げたいと思います。

ところで、３月の本定例会は宮古島市の向こう１年間の経済動向にも多大な影響を持つ予算議会であります。財政再建団体一歩手前まで来ていました宮古島市でありましたけれども、昨年懸案のトゥリバー埋立地が売却されて、とりあえず再建団体としては免れておりますけれども、依然として宮古島市の財政はですね、逼迫していることには変わりはないということは衆目の一致するところであります。市長は、平成20年度の施政方針の中でも重点施策の１番に環境を大切にした美しい島づくりを上げております。このことに対して私も異論を唱えるところではありませんけれども、初日のですね、一般質問から平良隆議員の敬老祝金の復活要求や、２日目の池間雅昭議員の宮古島市の小中学校の体育連盟への補助金大幅カットの指摘に対してもですね、市長はこれまで考えを改めておりません。そこで、昨年の40回大会まで関係者が延々と努力を重ね続けてきた中体連のですね、夏の大会が開催を断念を余儀なくされていると聞いております。当局は、財政運営の選択と集中という美名のもとにお年寄りの楽しみにしておりました敬老祝金をですね、ごく少数の人だけに与えたり、また各種スポーツを通じて子供たちの体力向上に大いに貢献してきた中体連が開催してきた夏の大会の補助金カットは、自然には配慮するけれども、人間にはどっちかといえば優しいとは言えないような、どっちかといえば弱い者いじめの行政運営であると言われても仕方がないと思っております。また、学校現場からはですね、学校の図書購入費もまだ足りないのに、なぜ新図書館の建設計画なのか、それからプロ野球のですね、キャンプ中の約20日間自分の仕事があるにもかかわらず、他の市ではやっていないようなですね、グラウンドの整備等への職員の派遣などをやっていると、そういった点も見直す必要があると思いますけれども、当局はどういった考えを持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それでは、通告に従いまして順に一般質問を行ってまいりたいと思います。市長は、平成20年度の施政方針の中で３つの重要課題の１番目に自立への基盤づくりを掲げております。その基本となるものとして産業の振興と雇用の創出、確立を上げております。それでは１点目に、農水産物のブランド化の取り組み

についてお伺いしたいと思います。初日のですね、上地博通議員の農産物のブランド商品の確立のためにもこれは行政がですね、そういったプロジェクトチームをつくって対応していかなければならないということを提案しておりました。私もその点については賛成であります。素人でありますけれども、私なりに農水産物のブランド化を図るには第１に徹底した品質管理、第２に安定供給、継続性の確立、第３に徹底した市場調査による販売戦略、第４に親しまれる商品名があると思っております。専門家の集団によるプロジェクトチームにはですね、やはり予算が要ると思いますので、そういったブランド化を進めていくためにはそういったプロジェクトチームをぜひつくるべきだと思っております。

昨年10月に経済工務委員会の視察で宮崎県西都市を訪れ、市当局がＪＡの関係者からマンゴーの生産、販売についての説明を受けました。西都市のマンゴーは、太陽のタマゴというブランドを確立しております。その取り組み内容として宮崎経済連が県統一基準を定めて太陽のタマゴとしての品位、これを青秀以上、それから１個の重さとして350グラム以上の階級指定２Ｌ以上、それから光センサーによる糖度測定器を導入して糖度を15度以上として、この３つの基準をクリアしたものだけを太陽のタマゴとして出荷し、それ以外のものは完熟マンゴーとして販売しているとのことでありました。

また、宮崎県総合農業試験場にはですね、以前は２週間ほどを要した残留農薬検査がわずか２時間で多くの農薬の残留検査ができる全国唯一の分析システムを開発して、消費者の安全はもとより生産農家や生産地と消費者の信頼を保っているとのことでありました。聞くところによりますと、沖縄県でも本年度中に同じような分析システムを全国２番目として導入する予定になっているようであります。宮古島市としても宮古島産の安全性の高い農産物の生産、販売のためにもこの分析システムの技術導入が必要であると思いますけれども、それがひいては宮古島産の農産物の産地の差別化、それからブランド商品につながっていくと思いますけれども、当局の取り組みについてお聞きしたいと思います。

２点目に、体験滞在型観光の推進についてお伺いしたいと思います。新年度の事業として宮古島市熱帯植物園内で体験工芸村が建設されますけれども、その事業の内容と、それから年間どれぐらいの観光客とその経済効果を見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

次に、環境を大切にした美しい島づくりについてお伺いしたいと思います。１点目に、国連大学ゼロエミッションフォーラム・イン・宮古島2008についてであります。エコアイランド宮古島を発信する目的での開催ということでありますけれども、いつどれぐらいの規模でどういった人を対象に、またどういった内容でもって行っていくのかお聞きしたいと思います。できれば宮古島での開催の運びになったいきさつと今後の市の取り組みについてお聞かせください。

次に、資源リサイクル事業についてでありますけれども、この件に関してはですね、１つ目に平成19年度の販売実績と利用者はどうなっているのか、２点目にこれからの年次ごとの堆肥の販売計画はどうなっているのかについてご説明を願いたいと思います。

次に、県立公園建設についてお伺いしたいと思います。これまでの市長の答弁において候補地として伊良部島が挙がっているようでありますけれども、もし県立公園が建設された場合ですね、どれだけの雇用効果、経済効果があるのかお示しをしていただきたいと思います。

次に、不法投棄の状況と対策についてお伺いしたいと思います。宮古島市を挙げて美しい島づくりに取り組む中において、依然として不法投棄がなくならない状況でありますけれども、死亡牛の問題等もあり

ます。本当に本土から来る観光客には見せられないような状況が宮古島市において起こっていると。先程富浜浩議員の質問の中にもですね、宮古島市が不法投棄の島になっているというふうな報告もありましたけれども、ぜひ不法投棄に対する万全の対策をやっていただきたいと思いますけれども、当局の現在の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

次に、清掃センター焼却施設のダイオキシン対策についてお伺いしたいと思います。これまで当局の説明によりますと、新ごみ処理施設は現施設の西側用地が唯一無二の場所として周辺住民の理解を求めて建設計画を進めておりますけれども、反対住民の意思表示というんですかね、看板が立っております。ダイオキシン汚染から子供の命を守れといったですね、そういったのがありますけれども、ここで当局にお聞きしたいと思います。

１点目に、現在の清掃センター焼却施設から排出されているダイオキシン濃度はどうなっているのか、その排出基準濃度と調査方法とですね、濃度の測定をどこに調査依頼をしているのかについてお聞きしたいと思います。

２点目に、現在の焼却施設にはダイオキシンを除去する装置としてですね、バグフィルターを取りつけていると聞いております。その維持管理費用はどうなっているのかについてもお聞きしたいと思います。

次に、予防接種事業についてお伺いしたいと思います。昨年の11月、県内で宮古島市が初めて子供インフルエンザ公費予防接種を実施しております。その予防接種事業の成果として地域別の最終接種率、それから最終経費、それから昨年度との罹患率の比較や、これから新聞報道でもありますように、新型インフルエンザに対する予防対策はどうなっているのかについてもお聞きしたいと思います。

ここで参考までに報告したいと思いますけれども、公明党の沖縄県本部はですね、今年の１月から２月にかけて子育て環境日本一の沖縄へ、それからもう一つ、災害に強く美しい景観の沖縄へのスローガンを掲げて、子育て支援策の拡充を求める要望と電線地中化を求める要望の署名活動を県下一斉に行いました。子育て支援策の拡充を求める要望書には全県33万1,368人、宮古においては２万525名、それから電線地中化の事業拡充を求める要望書には32万4,377人、宮古はですね、２万601名をもって署名を終えております。そして、今月の４日には舛添要一厚生労働大臣、それから冬柴鐵三国土交通大臣、岸田文雄沖縄担当大臣、今月５日にはですね、仲井眞県知事にそれぞれこの要請書を届けております。まず、今回の署名に協力していただきました多くの市民、また宮古島市の職員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。特に子育て支援策の拡充を求める要望書の中には、乳幼児医療費の通院費無料化を小学校入学前まで拡充すること、それから乳幼児医療費の給付方法の改善を図り、利便性を高めること、それから子供のインフルエンザ予防接種の費用を助成すること、それから認可外保育園への給食費助成を早期に実施することの４点を要望事項に入れてありました。既に県は2008年度の予算に認可外保育園の給食費としてお米代2,100万円を計上しております。これは、公明党の県議団が本年１月に仲井眞県知事に要請し、予算に復活計上するよう強く求めてきた結果であります。また、今後子供インフルエンザ予防接種費用を県が助成することになればですね、宮古島市の財政負担の軽減にもつながるものと思っております。

次に、パイナガマ公園事業についてお伺いしたいと思います。パイナガマ公園事業は、市街地に隣接して、市民の憩いの場所としてはもとより、海水浴場としても多くの市民や観光客にも親しまれておりますパイナガマビーチを含んだ事業であります。周辺地域にはホテルやアパートの建設が近年進んできており、

トゥリバー地区の売却に伴ってパイナガマ公園事業は早急に進めなければならないと私は思っております。昔のパイナガマビーチはですね、市内においては砂山ビーチの次に砂の豊富なビーチでありました。しかし、沖に防波堤が建設されてからですね、海水の流れが変わったと思いますけれども、急速に砂が減り始めて、海底には石ころがごろごろして、砂の追加搬入をですね、何度かしてきております。できれば今後議会においてもですね、この沖の防波堤の必要性も含めた論議が必要じゃないかなと思っておりますけれども、パイナガマ公園事業の関連事業としてこれは撤去できるのかどうか当局の見解をお伺いしたいと思います。

次に、重度心身障害者支援事業についてお伺いしたいと思います。新年度で重度心身障害児に対し医療費の一部を助成するとして１億400万円が計上されておりますけれども、宮古島市における実情についてのご説明を願いたいと思います。その中で昨年入院時の給食費の助成を県が打ち切っておりますけれども、宮古島市からの助成は現在どうなっているのか、また宮古島市として県に対して今後どのような要請というか、対応をしていくのかについてもご説明を願いたいと思います。

次に、大阪、関西、名古屋、福岡への直行便の就航についてお伺いしたいと思います。現在宮古島への観光入客数がですね、横ばい状態になっておりますけれども、関西、大阪直行便、福岡直行便の再開と、それから名古屋への直行便の就航は宮古島観光振興にはぜひ必要であると私は思っておりますけれども、市長は宮古島市の関係団体との話し合いや航空会社への要請活動をする計画はないのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。１点目に、マクラム通りの拡幅整備事業についてであります。市街地にあって最も利用度の高い道路であるとの観点から、マクラム通りの拡幅整備計画についての通り会からの数回にわたる要請が当局に対しても行われてきていると思います。当局はどのような計画をもって対応していくのかお聞きしたいと思います。

２点目に、中央公民館前道路の拡幅整備計画についてお伺いしたいと思います。この道路の拡幅整備計画については、パイナガマビーチ前の国道バイパス道路に直結することによって団地住民の交通の利便性も含めカママ嶺公園への国道バイパスからのアクセス道路としての機能も果たせると思っております。そこで、提案でありますけれども、今年４月から農林高校と翔南高校が一つになって宮古総合実業高校としてスタートしたことと、これまでの農林高校北側に整備が進められております大原線の開通が近々予定されてありますけれども、現在農林高校と翔南高校の間を通っている市道とですね、それから翔南高校のグラウンド、運動場の一部をですね、交換をして中央公民館前の道路の拡幅ができないかどうか、そういった方法での整備ができると思いますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

３点目に、大原線の整備計画について現在の進捗状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。１点目に、平一小学校北門の開門というか、開通についてであります。新年度で東保育所と東川根保育所の統合移転が計画されております。その跡地利用も今後検討されると思いますけれども、現在平一小学校には学校東側から登校する児童生徒が年を追うごとにですね、増えてきております。現在約７割近い児童生徒が学校東側からの登校をしているというふうに言われております。子供たちの通学時の安全面、それから利便性から見てもですね、昔小学校のときそこの北門を利用した覚えがありますので、ぜひ北門のですね、開通が必要であると思いますけれども、当局

の計画をお聞きしたいと思います。

２点目に、保育所の統廃合についてお伺いしたいと思います。城辺地区においては福嶺保育所を廃止して福里保育所に統合し、平良地区においてはさきに述べましたように、東保育所と東川根保育所を統合して、民間の用地を借用して新保育所を建設する計画であると聞いております。新市の財政健全化計画の中では公立保育所の民間委託が検討されていると思いますけれども、今回の統廃合について当局はどのような計画を持っているのかお聞きしたいと思います。

次に、トゥリバー地区の開発計画についてお伺いしたいと思います。１点目に、海浜Ⅱへの砂の搬入が終了したことが新聞で報道されております。港湾課としての今後の事業計画はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

２点目に、そこのトゥリバー埋立地でのリゾートホテル建設計画についてお聞きしたいと思います。昨年12月の定例議会での與那嶺局長の説明ではですね、昨年仮契約後議員に行った説明会では当初スケジュール、ＳＣＧ15特定目的会社はスケジュールどおりに開発を進めているというふうに述べております。それによりますとですね、昨年12月までにホテル運営会社との契約、今年８月に工事を着工、平成21年の11月ごろ完成して、平成22年の１月ごろオープンのスケジュールとなっておりますけれども、このスケジュールは順調に進んでいるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

３点目に、一般質問の初日の新城啓世議員の質問に対してですね、與那嶺局長は親会社のセキュアード・キャピタル・ジャパンの役員が今月13日に来庁して市長ともお会いしたと、３人来てですね、お会いしたと、今後の事業計画の説明をしたと言っておりますけれども、その３人の中には投資家もいたと言っております。どういった話、内容がされたのかお聞きしたいと思います。

次に、区画整理事業についてお伺いしたいと思います。新年度で竹原地区区画整理事業費が補助事業費、この中に補助率が90％の事業も含めて３億5,395万4,000円と単独事業費１億4,912万3,000円、合わせて５億307万7,000円が計上されております。そのうち一般財源は3,007万7,000円で計上されておりますけれども、ここでお聞きしたいと思います。この竹原地区の区画整理にはですね、平良中学校の北側の道路の整備も関連してきておりますけども、新年度の事業ではどうなっているのか、それについての説明をお願いしたいと思います。

最後に、市有地の処分についてお伺いしたいと思います。１点目に、カママ嶺公園前道路の市有地の処分についてであります。カママ嶺公園北側の道路は、聞くところによりますと当初は里道であったのが、いつごろかわかりませんけれども、市道に認定された時点で大分現在建っている住宅がですね、市有地に食い込んできていると、建物は市有地には入り込んでいないということでありますけれども、現在使われている庭とか駐車場の部分がですね、市有地の部分にかかっているということでありますけども、今後市としてはどのように対応していくのか、売却処分も含めてですね、どういった計画しているのかお聞きしたいと思います。

２点目に、市有地の処分の手続についてであります。現在宮古島市は市有地、これには宅地とか原野とかいろんな農地も含まれていると思いますけれども、市有地を処分する場合どういった手続を踏まえて処分をしているのかご説明を願いたいと思います。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

富永元順議員の質問にお答えします。

県立公園でございますけども、県立公園は宮古島の自然、社会的条件や地域特性を踏まえて、海をテーマとし、観光資源にもなり得るような整備が望まれております。市町村合併に伴いまして伊良部島もその選択肢の一つになりました。地域住民との合意形成及び都市計画区域への編入等が必要不可欠であり、それらの課題を解決しながら検討していきたいと思います。平成20年度の県・市町村行政連絡会議に重点施策として県立公園の整備促進要望書を提出してあります。これからは国、県と要請事業を継続して行っていきたいと思っております。

雇用効果についての質問ございましたけども、まだどのような場所にどのような規模でどのような施設を組み込んでいくかということが決まっておりませんので、その後に雇用等についても決まっていくものと考えます。他のことについては担当をもって答えさせます。

◎副市長（下地　学君）

関西、名古屋、福岡への直行便の就航についてということなんですが、現在策定中の宮古島市総合計画において入域観光客数を50万人に設定しており、目標達成のためにも３路線の就航は必要不可欠だと考えております。関係機関と調整を図りながら福岡、関西路線については復活、名古屋路線については新規の設置を要請してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

農地や里道等の処分手続についてということであります。市有地処分の手続につきましては、里道については所管課で用途廃止手続を行いまして、普通財産に種別がえを行った後処分を行っております。普通財産の土地については、土地利用計画との整合性を図るため、関係部課から処分する場合支障がないかどうか意見を伺っております。さらに、公有財産検討委員会を今年１月に発足させまして、庁内の委員会ですが、処分するに当たり問題がないかどうかを各部課の意見も交え検討しております。そして、問題がなければ処分を行っております。農地につきましては、農業委員会があっせんをしまして売却する方向で調整しております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、不法投棄の現状と対策であります。宮古島市では県内でも不法投棄が最も多い地域、これはさきの富浜浩議員からの指摘もございましたが、保健所管内で宮古福祉保健所が92％を占めていると、大変憂慮すべき状況であります。現在不法投棄されているごみの撤去につきましては、指定ごみ袋制度に伴う歳入によって年次計画を立てて段階的に処理してまいりたいと考えております。また、不法投棄対策については、平成18年に設置された宮古福祉保健所管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議のメンバーでもある宮古福祉保健所、宮古警察署、平良海上保安署、関係機関と連携をしてパトロール強化を図るとともに、監視カメラの設置、看板の設置を行って不法投棄者に対し厳しく対処してまいりたいと考えております。

次に、清掃センターの焼却施設のダイオキシン類対策についてであります。国は、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシンを削減するため、平成14年からダイオキシン類等の規制を強化しております。これに伴って市では排ガス高度処理施設整備工事を実施して対策を講ずるとともに、平成14年度から定期的に測定を行っているところであります。ダイオキシン濃度の国の基準値は10ナノグラム以下となっており

ますが、本市における測定の結果、平成14年度は0.00337ナノグラム、平成15年度は0.000001ナノグラム、平成16年度が0.11、平成17年度が0.0083、平成18年度が0.000032というふうにいずれも基準値を大幅に下回っております。したがいまして、クリーンセンターにおけるダイオキシンの濃度につきましては今のところ特に問題はないというふうに報告されております。

また、調査依頼をどこにやっているのかということでございますが、財団法人であります沖縄県環境科学センターに委託をしております。

それから、バグフィルターの維持費用でありますけれども、これは５年ごとに取りかえをするということになっておりまして、平成18年度に1,800万円で取りかえ工事を行っております。

次に、子供インフルエンザの予防接種の成果と今後の対策、それから新型インフルエンザの対策であります。公費負担によるインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種を実施することで市民の保健医療向上及び新型インフルエンザへの迅速な対応を図ることを目的に、市内小中学校及び養護学校を対象に昨年11月18日から12月24日にかけて実施をいたしました。実施に当たりましては、宮古地区医師会、宮古福祉保健所及び関係機関等職員の積極的なご支援、ご協力のもとにスムーズに実施することができました。公費負担の接種率は61.1％と目標としておりました60％をクリアしており、ほぼ目的は達成したと考えております。予防接種の効果につきましては、まだ立証するには時期が早く、これから経過を見て分析したいというふうに考えております。今後は、接種評価を行うためのアンケート調査を実施して、さらなる感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成20年度につきましても宮古地区医師会を初め関係機関、団体等と調整を図りながら市民の健康保持、増進に努めてまいります。なお、幼稚園児につきましては財政状況を見きわめながら今後の検討としていきたいと考えております。

新型インフルエンザでありますが、新型インフルエンザ対策につきましては、宮古福祉保健所におきましてふだんから予防接種の勧奨を行うとともに、宮古地区医師会、宮古病院及び関係機関を網羅した発生時を想定した訓練等を実施しております。市といたしましても今後市の果たすべき役割につきまして積極的にかかわっていきたいというふうに考えております。

なお、地区別の子供インフルエンザの予防接種の状況でありますが、平良地区が小学校で60.9％、城辺地区が72.3％、下地、上野地区が69.2％、伊良部地区が72.7％、養護学校の小学部が72％、合計しますと全体で小学校64.1％であります。また、中学校では平良地区が44.4％、城辺地区が68.3％、下地、上野地区が53.8％、伊良部地区が60.8％、養護学校の中学部が81.3％となっておりまして、中学校計では50.1％になっております。

次に、重度心身障害者の支援についてでありますが、重度心身障害者児医療費助成の入院時食事療養費の助成につきましては、県では平成18年８月診療分から助成対象外経費としての取り扱いをしておりますが、本市におきましては全額助成を行っております。県内の実施状況は、助成なしの市町村が20、半額助成が17市町村、全額助成が４市町村となっております。

今後の取り組みにつきましては、平成20年度はこれまでどおり全額助成を予定しております。なお、受給対象者でありますけれども、1,271名、これは身障手帳１、２級、それから療育手帳のＡ１、Ａ２の所持者であります。予算額にいたしまして１億400万円を予定いたしております。

次に、保育所の統廃合でありますが、東保育所は昭和43年の築でありますから、築40年を経過いたしております。東川根保育所は昭和46年で、築37年になります。これまで地域の保育支援の拠点として利用されてきました。しかし、両保育所とも築年数が相当経過して老朽化が激しく、一部に雨漏れも見られるなど安心、安全な保育業務ができません。そこで、よりよい保育環境を確保するために両保育所を統合して新設することにより平良地区での基幹保育施設として病後児保育、障害児保育、延長保育等を実施して地域の子育て家庭に対する育児支援、子育て支援ができるものと思っております。今年度の当初予算で予算をお願いしているところであります。

申し遅れましたけれども、ダイオキシンの基準値ですが、まず排ガスが対象物質の基準値として10ナノグラム以下、それから灰固化物、これが３ナノグラム以下、焼却灰も同じく３以下であります。

◎経済部長（宮國泰男君）

農林水産物のブランド化ということについてでございます。宮崎のほうで太陽のタマゴとしてマンゴーが統一規格の中で品質基準がきちっとされているということと、そして残留農薬の検査システムができ上がっているということに関連しまして、どういうふうに宮古でつくっていくかということのご質問でございます。確かに宮崎の太陽のタマゴ、本当に全体の１割ないし２割が太陽のタマゴとしてブランド名で売られてございます。ですが、太陽のタマゴというブランド名によりましてですね、他の通常のマンゴーも値段が引き上がっていっていると、底上げがされているということもお聞きしてございます。そういう中で宮古におきましてもある程度宮古産としてゴーヤ、とうがん、カボチャあたりはですね、好評を得てございます。ですが、これは宮古地区という部分で売られているわけではなくて、箱の中に生産者番号があって、それでもって買われている部分もありますけども、箱のところに宮古産というものが入っていない、これはやはり非常に問題であるということで、今ＪＡさんのほうにお話をしまして、宮古産ブランドという形で売ってほしいということを申し上げてございます。また、マンゴーにつきましては産地協議会というのが今できておりまして、その中でブランド化を図っていくという意味におきましてもですね、品質、そして安定供給、そして地域の志が必要だということは前にもご答弁いたしました。これらがあって販売戦略が立てられるわけでございまして、その中にはネーミングやどういう形で売るのかというようなこと等が入ってくるかというふうに思ってございます。

さらには、やっぱり残留農薬、食の安全、安心という意味からしますと、この検査システムはですね、大変重要なものではございます。ですが、このシステム約１億円近い値段がするというふうに聞いておりまして、それをなかなか市の単独で入れるというのも難しい部分がございます。そういうことで県が入れた後にですね、やはり宮古島遠く離れてございますんで、即検査というわけにはまいりません。ですから、宮古、八重山別々にですね、検査システムを導入できるような形で今後県と調整をする必要があるというふうに思ってございます。

次に、産業の振興と雇用の創出、確保ということで体験滞在観光についてのご質問でございました。ただいま植物園におきまして体験工芸村というものを建設中でございます。その中でご質問では経済効果はどうだと、どのようなものだということをお聞きでございます。まず、直接的に体験していただけるのがですね、約１万2,500名程度をただいま予定をしてございまして、単価約2,000円平均単価であろうというふうに思っています。そうしますと、約2,500万円程度。間接的に向こうに訪れる方、これは観光とかい

ろんな形で来られますけども、40万人をという中でですね、その約１割をですね、開所約３年後をめどに植物園を観光地として見ていただきたいというような計画をしてございまして、大体1,000円程度お使いいただければ合計で3,000万円ということで、３年後をめどにですね、5,500万円程度の経済効果を植物園で上げていきたいと、そのように思ってございます。

次に、資源リサイクルセンターでございます。現在1,000世帯のですね、方から生ごみが搬入されてございます。１日の搬入量が約200キロから300キロということで、堆肥化までには実現はしていないというのが今の状況でございます。平成20年には6,000世帯を対象にということでありますから、１日当たり１トンから1.5トンの搬入が見込まれますので、堆肥化して農地に還元したいというふうに考えてございます。生ごみが資源化するということであれば、効果的に収集できればですね、ごみ焼却炉の施設のコスト削減にもつながるものだというふうに思っていまして、一体となって取り組む必要があるのかなというふうに考えてございます。向こうの堆肥センター非常に今のところ順調に動いていまして、平成20年度の堆肥販売はですね、約3,600万円ほどの収入を得たいということで今計画をしてございます。これにはやはり沖糖さん、宮糖さんのですね、全面的な協力がなければ達成できない事業でございますから、今後とも協力をお願いしながらよりよいリサイクルセンターのですね、運営をしていきたいというふうに思ってございます。

◎建設部長（平良富男君）

まず、パイナガマ公園事業でパイナガマビーチの整備ができないかということですけど、まず公園事業での整備はできません。ただ、今ですね、総合事務局のほうで宮古島の今後のビーチのあり方ということでワークショップを行って、そこの宮古全体のですね、ビーチのあり方、整備のあり方という形で報告書ができ上がっています。その中で今港湾関係の事業なんですが、海岸整備事業の補助メニューがあります。それで、整備ができないかどうかという形含めてですね、検討しております。

マクラム通りの拡幅整備についてですが、マクラム通り県道でございます。現在県において道路線の整備の方向性を見出すべく基礎調査及び資料の収集を行っている段階であります。市といたしましても早期の整備ができるように県と連携しながら進めていきたいと考えています。

次に、中央公民館前道路の拡幅整備計画でございます。中央公民館前の道路は平成14年３月に旧平良市が策定した平良市都市計画道路整備プログラムにおいて公民館前通り線として、これ仮称です。西環状線と久松線を連結し、近隣住区のアクセス機能の向上を図る路線として位置づけております。なお、平成20年度において宮古島市都市計画マスタープランの策定を予定しており、平良市都市計画道路整備プログラムをベースに宮古島市全体の交通需要、土地利用の誘導、形成や都市骨格形成等の観点において将来の都市計画道路網を定めることから、その中において当該道路においても検討してまいります。

大原線の整備計画です。街路事業大原線は、平成元年度に事業着手し、総事業費15億円、平成20年度完了を予定しております。平成19年度は県道久松線との交差点への取りつけ道路工事及び交差点改良整備により片側歩道として通学の安全性を確保していきます。整備に伴い信号機設置の協議も完了していることから、平成20年６月の開通を目指しております。

トゥリバー地区の進捗状況と今後の計画についてでございます。３月末までに海浜Ⅱにおいて離岸堤、それから海浜の整備が完了します。次年度以降については背後の緑地整備を実施しまして、遅くとも平成

22年度までには補助事業は完了する予定です。

竹原地区の状況です。竹原地区の平成19年度進捗状況は、建物等の調査及び補償、雨水幹線及び歩道等工事を進めております。新年度の計画は、引き続き建物等の調査及び補償を行い、公共施設整備が行える環境を整えていきたいと考えております。

それから、平良中前の道路ですが、これは街路事業で90％の補助で整備する予定をしていますけど、現在国交省と事前協議の準備に入っております。

カママ嶺公園前道路の市有地の処分についてということですけど、ご指摘の箇所はですね、調査しましたところ里道になっておりまして、市道ではありません。しかし、里道の一部にですね、建物等が建てられている箇所もございます。今後の対応としましては、関係機関と、それから住民と話し合いながら解決していきたいと考えております。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

最初に、環境フォーラムに関するご質問でございますが、宮古島市といたしまして来る３月31日にエコアイランド宮古島宣言を行い、行政、そして事業者、市民が協働して宮古島の恵まれた環境資源を活用しながら継続的なまちづくりを目指していきたいと考えてございます。そのようなことから、宮古島市と国連大学ゼロエミッションが共催してエコアイランド宮古島宣言記念の国連大学ゼロエミッションフォーラム・イン・宮古島2008を開催し、エコアイランド宮古島宣言の実現に向けてですね、市民の皆様と一緒に理念を共有しながら、以後の行動をより強く確実なものにするための場にするとともに、この環境フォーラムの開催を契機として、国内だけではなくアジアに向けた環境都市としての情報発信を行っていきたいと考えてございます。開催の時期でございますが、来る６月29日、マティダ市民劇場を予定してございます。フォーラムの中身としては、現在国連大学と調整中でございますが、元宇宙飛行士と、それから会場の皆様との間で環境についての質疑応答を今宮古島市としては提案中ではございますが、何しろ予算の面もあることから、最終的なプログラムについてはいまだ調整中でございます。まだ固まってはございません。それから、参加対象としましてはですね、小中学生からお年寄りの方まで幅広い市民の参加を予定してございます。

２番目に、トゥリバー地区の開発計画についてのご質問でございます。進捗状況についてでございますが、トゥリバー地区の開発につきましては、現在ホテル建築予定周辺の公有地あるいはホテル用地の地番高の調整もしくは下水道事業との調整を進めている状況であります。

また、３月13日のＳＣＧ役員の来島についてのどういったお話がなされたかということなんですが、この日の話し合いにおきましてはセキュアード・キャピタル・ジャパン、ＳＣＧですね、の執行役員２人を含む３人に市長を表敬していただいてございます。その中で市長のほうの話の内容としまして、ホテルの設計、そして新しい投資パートナー、こういった方が新たに加わるという話を説明してございます。大変申しわけないですが、名前、名称のほうはちょっと控えさせていただきたいと思います。

今後の計画については、ＳＣＧ15のほうからは変更の連絡は来てございません。私どものほうでは、あくまでも８月の着工予定をＳＣＧ15のほうには進言していきたいと思ってございます。ただ、仮にこの事業日程に幾らかの変更があった場合にはですね、直近の定例議会に報告して議員の皆様にもその変更の中身はその都度報告していきたいと考えてございます。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

富永元順議員ご質問の平一小学校北門の開門についてお答えいたします。

平一小学校の旧北門につきましては、現在入り口付近を東保育所が屋外遊技場として使用しております。開門して児童が登校できる状況ではありません。旧北門の開門については、東保育所が移転した場合において児童の安全性を考慮し、学校とも協議しながら検討していきたいと考えております。

◎富永元順君

再質問させていただきます。

農水産物のブランド化についてでありますけれども、昨年の12月の定例議会の本会議での質疑の中でですね、宮古島市が70％を出資しているコーラル・ベジタブルの会社をですね、完全民間委託できないかということに市長に質疑をいたしました。そのときにですね、今年３月までに検討するという答弁をしております。その後どういった内容で検討が進められてきたのかですね、地域農家のやはり農産物の生産向上、それからコーラル・ベジタブル社に農産物を提供することによって農家の所得も上がるということでですね、ぜひコーラル・ベジタブル株式会社のですね、活用をこれからの宮古の産業、特に農業振興のためにですね、活用をですね、していただきたいと。そのためにはどうしてももっともっと民間に開放した施設としてやってもらいたいということで質疑をしましたけども、その後どうなっているのか、コーラル・ベジタブル社本当に十分に活用されているのか、その施設の内容も含めてですね、今後どういった対応をしていくのかお聞きしたいと思います。

それから、不法投棄の問題であります。先日の宮城英文議員の質問の中でもですね、死亡牛の処理をどうするかということで、そういう冷凍コンテナによる島外に持っていくということじゃなくてですね、できれば島内でそれを焼却できるような施設をつくれないかという提案がありましたけども、私もその意見に賛成であります。できればですね、そういった施設を民間が申し出てきた場合どういった対応をしていくのかについてお伺いしたいと思います。

それから、インフルエンザの予防接種事業でありますけれども、今福祉保健部長の答弁によりますと、平良地区の接種率がすごく悪いというふうに思っております。全体的に、地域別の差はありますけれども、ぜひですね、これからの接種率を上げるためにもですね、できれば学校でのそういう集団接種ができればですね、もっともっと接種率は上がると思いますけれども、学校側の協力に、昨年度は学校側の協力が得られなかったということがありますけれども、今後どういった学校側としての協力が得られるのかどうかについてできれば教育長のですね、見解をお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎経済部長（宮國泰男君）

12月議会の中でコーラル・ベジタブルを完全民営化できないかということで市長が検討するという話でございました。ただいま部内においても検討中でございましてですね、ただ補助事業を受けたときの条件、こういうもの等もありまして、完全民営化は今のところ難しいのではないかと思います。ですが、コーラル・ベジタブル社のですね、施設の利用につきましてはもっともっと有効利用できるような対策は講じたいと、そのように思ってございます。

そして、もう一つ、死亡牛の施設をですね、宮古でつくってはどうかということでありますけども、沖

縄での処理費用、50キロか百何十キロですか、そのものに関して3,500円程度でございます。これが宮古で約800頭ぐらいでありますから、1,000頭にしたにしても大した死亡処理金額が出るわけではございません。とてもじゃありませんが、そういう施設をつくって、さらにそれを維持管理をしてですね、宮古内で焼却するというのは大変に事業としては難しいものであるというふうに思ってございますので、宮古ではなくて輸送でもって対応したい、そのように考えてございます。

◎教育長（下地恵吉君）

予防接種法の制度上従来どおりの一応対応が望ましいというふうに考えておりますので、本年度もその方向で進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（友利恵一君）

これで富永元順君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後６時26分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月24日（月）　　９日目

（一　般　質　問）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第９号

平成２０年３月２４日（月）午前１０時開議

日程第 １	議案第２３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の撤回について（市長提出）
〃 第 ２	〃 第５３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）
〃 第 ３	一般質問	

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月２４日

（開議＝午前10時47分）

◎出席議員（２７名）　　（散会＝午後５時36分）

議長	（1番）	友利惠一	君	議員	（14番）	眞榮城德彦	君
副議長	（22〃）	下地智	〃	〃	（15〃）	嘉手納学	〃
議員	（2〃）	仲間明典	〃	〃	（16〃）	新城啓世	〃
〃	（3〃）	池間健榮	〃	〃	（17〃）	上地博通	〃
〃	（4〃）	新里聰	〃	〃	（18〃）	平良隆	〃
				〃	（19〃）	亀濱玲子	〃
〃	（6〃）	佐久本洋介	〃	〃	（20〃）	上里樹	〃
〃	（7〃）	砂川明寛	〃	〃	（21〃）	與那覇タズ子	〃
〃	（8〃）	棚原芳樹	〃	〃	（23〃）	豊見山恵栄	〃
〃	（9〃）	前川尚誼	〃	〃	（24〃）	富永元順	〃
〃	（10〃）	與那嶺誓雄	〃	〃	（25〃）	富浜浩	〃
〃	（11〃）	山里雅彦	〃	〃	（26〃）	下地秀一	〃
〃	（12〃）	池間豊	〃	〃	（27〃）	下地明	〃
〃	（13〃）	宮城英文	〃	〃	（28〃）	池間雅昭	〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長		伊志嶺亮	君	上野支所長		砂川正吉	君
副市長		下地学	〃	下地支所長		平良哲則	〃
総務部長		宮川耕次	〃	水道局次長		砂川定之	〃
企画政策部長		久貝智子	〃	消防長		伊舎堂勇	〃
地域戦略局長		與那嶺大	〃	教育長		下地恵吉	〃
福祉保健部長		上地廣敏	〃	教育部長		長濱光雄	〃
環境施設整備局長		平良光善	〃	生涯学習部長		二木哲	〃
経済部長		宮國泰男	〃	総務課長		伊良部平師	〃
建設部長		平良富男	〃	財政課長		石原智男	〃
会計管理者		譜久村基嗣	〃	企画調整課長		下地信男	〃
伊良部総合支所長		垣花恵	〃	市民生活課長		村吉順栄	〃
平良支所長		狩俣照雄	〃	学校教育課長		島袋正彦	〃
城辺支所長		饒平名建次	〃				

◎議会事務局職員出席者

事務局長		下地嘉春	君	議事係		仲間清人	君
次長		荷川取辰美	〃	庶務係長		友利毅彦	〃
補佐兼議事係長		砂川芳徳	〃				

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時47分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時47分）

再開いたします。

（再開＝午後１時06分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第９号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

本日３月24日、伊志嶺亮宮古島市長より、平成20年第３回定例議会に議案第23号を撤回し、新たに議案第53号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を追加付議すべく議案の送付がありましたので、議会運営委員会が招集され、執行部より説明を受けました。

なお、追加議案については、お手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

これより日程第１、議案第23号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の撤回についてを議題とし、提案者から撤回の理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

議案の撤回の説明をいたしたいと思います。

平成20年３月３日に提出しました議案のうち、次の議案を撤回したいので、宮古島市議会会議規則第19条第１項の規定により承認願いたく、申し出ます。

撤回する議案、議案第23号、宮古島市特別職の職員である常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。

撤回する理由、今議会に議案第23号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を提出しましたが、案件中に整理を要する箇所があるため、本案を撤回いたします。

よろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号の撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件の撤回は承認されました。

次に、日程第２、議案第53号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

平成20年第３回宮古島市議会定例会に追加提案しました議案についてご説明申し上げます。

今回追加提出しました議案は、条例議案１件であります。

提出議案についてご説明いたします。議案第53号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。現下の厳しい財政事情及び地方自治法違反等一連の事務手続における不手際について、議会や市民に対する市長及び副市長としての所要の措置及び責任を処するため本条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後１時11分）

再開いたします。

（再開＝午後１時14分）

休憩いたします。

（休憩＝午後１時14分）

再開いたします。

（再開＝午後１時17分）

次に、日程第３、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いいたします。

本日は池間豊君からでありますが、池間豊議員は議場に現在いません。よって、会議規則第61条第３項の規定により、その質問の効力は失われました。

順次発言を許します。

◎豊見山恵栄君

平成20年３月定例議会に当たり、私見を交えながら一般質問を行いますので、市長ほか部課長の誠意ある答弁、市民の皆様方によく理解できるようお願いをいたします。

合併して３年目を迎えることができました。私は、市長と議員全員で、まさに議会と行政は車の両輪のごとく、市政の発展、市民の福祉向上のため、頑張っていかなければならないと思います。しかしながら、職員の相次ぐ不祥事や事務ミス等々職員の管理不行き届き状況に市長はみずからの襟を正し、市職員をしっかりと厳しい管理監督のもと本市の財政健全化計画実現に向け、不退転の決意でもってミスはミスとはっきり認めながら、責任のとり方も含めて行政をやってほしい。強く要望するものであります。

それでは、一般質問を行います。私は、平成18年第６回定例議会でも質問をいたしましたけれども、今議会でも取り上げさせていただきます。まずは、観光行政についてであります。伊良部地区は、観光資源の豊富な地区であると私は思っております。なぜならそれは、国の名勝と国の天然記念物という重複指定を受けた下地島の通り池があるからであります。さらに、通り池と遊歩道で結ばれた鍋底があります。その神秘性は、すばらしいものがあると思っております。私は、観光産業を大事にするならば、その周辺整備を十分に行い、いろいろな場所でその説明板を設置し、観光客の皆様に宮古島のよさ、そして通り池と鍋底のよさをＰＲするのが一番よいと思いますが、いかがでございましょう。答弁を求めます。

さらに、関連しますので、申し上げますが、通り池の東のほうに明和津波で打ち上げられた名物、大きな帯岩があり、その正面に大きな鳥居がありますが、これは後で調査していただきたいと思います。調査した後、ご報告いただければありがたく思います。答弁は必要ありません。

次に、白鳥岬のすぅふつみぃ整備もぜひ前向きに検討していただきたいと思います。我々は、小中学校のころに遠足でよく足を運ばせていただきました。これは、下地副市長もよくおわかりだと思います。すぅふつみぃ周辺には、豊見親の足跡やウスノパナという３点セットですばらしい観光名所があり、いい場所だけに観光客の誘致になることは間違いないと思っております。このようなすばらしい観光資源を復元することにより、伊良部地域、いわゆる宮古島の観光産業に大きく寄与できるものだと思いますが、いかがでございましょうか。

次に、農漁業とリンクした観光産業の育成についてお伺いをいたします。私は、観光産業の育成こそが宮古島市の経済に大きく寄与するものだと思います。観光客が多く入島することによって、新鮮な野菜や果樹、魚介類が多く食卓に出され、農業、漁業の発展につながるものだと思います。よって、農業と漁業とリンクした観光産業の育成計画をどのように考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

次に、医療行政についてお伺いをいたします。県立宮古病院の新築移転についてであります。市長は施政方針で、県立宮古病院の新築移転については市の役割を検討する等早期実現に向け、取り組むと述べて

おります。これまでも市長あるいは副市長が答弁しておりますが、進展性がなく、何の具体性もありません。この問題は、緊急かつ深刻、重要であると思いますが、これまでの取り組み状況、そしてさらには今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、下地島空港及び残地の有効利活用についてであります。市長は施政方針で、下地島空港の利活用については軍事的利用に反対し、今後とも平和的利用の促進に努めますと話しておられます。私も同感でありますが、合併して３年目の施政方針あいさつ、全く同じであります。どのような平和的利用をしたいのか、全く見えてこないのが現状であります。具体的な考え方を示して説明していただきたいと思います。

市長よくおわかりのとおり、下地島空港は開港後第３種空港として、当時町民の足として１日１便下地―那覇間を運行し、那覇間が時間的に短縮され、旧伊良部地域の住民に喜ばれておりました。しかしながら、赤字路線ということで現在は運休中であります。しかし、伊良部架橋の開通と同時に利用客も多くなる、利用量もずっとアップすると私は予想をしております。市長、下地島空港を第３種空港として、下地―那覇間運行に向け、要請していく考えはあるのかないのか、もしあるとすればどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、ご答弁をお願いをいたします。

次に、下地島残地の有効利活用についてお伺いをいたします。私は、２年前の議会においても質問をさせていただきました。今議会でも取り上げてみたいと思います。下地島残地は、旧伊良部町時代に３つの大きなプロセスが計画され、１つは農業用地として整備し、農民の皆様方に還元すること。２つ目に、大型企業を誘致し、住民の就業の場を確保すること。これは、今現在もちろん宮古島市の住民のことであります。３つ目は、リゾート産業を誘致し、観光産業の発展につなげる、この大きな３本の柱でもって旧伊良部町は計画してまいりました。合併して３年目を迎えました。市長はこの下地島残地をどのような計画を持っておられるのか、お伺いをいたします。

この大きな３つの柱も大事なことです。あわせて私の考えを申し上げてみたいと思います。これには答弁は必要ありません。私は、まず航空大学の誘致はできないものか、私なりに検討してみました。航空大学を誘致することによって宮古島市に大きなうねりが起こり、活気が生まれる。そうすることによって公共工事が発生し、建設業界に大きな励みができ、宮古島の経済の活性化につながると思うからであります。

航空大学の誘致ができないとなればあと１つの案。私はさきにも質問しましたが、航空博物館の設置ができないものかどうか。私は、せっかく我々宮古島市に下地島空港という3,000メートルの滑走路を構えた下地島空港があるわけであります。なぜ航空博物館が必要であるのか。宮古島の将来を担うであろう子供たちに大きな夢を持たせてあげたいということであります。

次に宮古島県営公園の誘致についてでありますが、同僚議員の皆様方から質問、答弁をいただいておりますので、これは割愛させていただきます。

そして、次に伊良部架橋についてお伺いをいたします。伊良部架橋は、昭和49年に架橋実現要請があり、長年にわたり各界各層、そして宮古郡民の皆様方のご努力により、伊良部架橋建設がスタートをいたしました。伊良部架橋の完成により旧５市町村が結ばれ、本当の意味での陸続きの宮古島が誕生するわけであります。そこでお伺いをいたします。伊良部架橋の現在の進捗状況はどうなっているのか。また、将来どのような計画を進めておられるのか。そして、この伊良部架橋について、仲井眞県知事とどのようなお話し合いをなされてきたのか、ご答弁をお願いをいたします。

次に、パブリックゴルフ場の売却について。相手方、いわゆる砂山リゾートとの契約内容について教えていただきたい。答弁を聞いてから質問をさせていただきます。

◎市長（伊志嶺　亮君）

豊見山恵栄議員の医療行政について答弁いたしたいと思います。

県立宮古病院の新築移転でございますけども、宮古病院の新築移転につきましては、県は老朽化が深刻で早急な新築移転が必要との認識は示しております。去る１月23日に県病院事業局担当課長及び宮古病院長より、早期新築移転に向けては地元の支援、協力が必要であるとの意向も承っております。市としましても、県の意向を受け、移転用地候補地の選定を行う作業を進めており、早期新築移転に向け、担うべき役割等について県と協議を重ね、積極的に支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁いたさせます。

◎副市長（下地　学君）

下地島空港及び残地の有効利活用についてということなんですが、特に平和利用についてと。下地島空港及び残地の有効利活用については、これまでの経緯を踏まえ、平和的利用と地域振興が基本条件と考えております。宮古島市としての指針となる利活用計画書においては、空港はいわゆる2015年問題、団塊世代のパイロットなどの航空従事者の大量退職に伴う国内外需要を踏まえた国際的な航空教育の拠点並びに大洋州島嶼国などの災害時における国際緊急支援活動の拠点空港としての活用を定めております。一方、周辺公有地は、空港及び空港関連ゾーン、観光関連等のゾーン、農業的利用ゾーン、緑化関連ゾーン、自然環境保全ゾーンとしてそれぞれ活用することを定めており、具体的な事業導入に際してはそれぞれの事業主体において関係法令等との調整を図りつつ計画を策定してまいりたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

観光行政の中で、農漁業とリンクした観光産業の育成はという質問でございます。質問の内容としまして、観光客が多く来ることによって農水産物を食べていただけると。そのようなことで、観光と水産業のリンクをした観光策をどう考えているかということでございます。

まず、近年修学旅行生が多く増えてまいりました。昨年におきましても、約22校が宮古に来られております。大体１校当たり300名前後の方が来られておりまして、この方々をうまくとらえることによって将来リピーターになっていただけると、これは間違いないものだというふうに思ってございます。そういう中で、農村との体験という部分に関しては非常に楽に今動いている状況にございます。なぜかというと、アイテムとして、サトウキビの体験であるとか、あるいはいろんな宮古の農産物を使った体験であるとか、こういうのがある程度楽にできる状況にございます。ただ、水産業の場合、大変危険が伴うという部分が多くございまして、今保良川のほうで追い込み網の体験などもしてもらっているんですが、非常に大変気を使っている部分がございます。ですから、学生さんにする場合につきましては、大変なそれに対する危険防止のための対応をしなきゃいけないというのも一つにございます。ですが、今後の中ではやはり水産業を体験してみたいというニーズは確かにございますんで、このあたりをもっと楽に体験できる、安全管理もできる、そのような部分でですね、考えていかなきゃならないのかなというふうに思ってございます。今ある程度安心だろうと考えられるものにつきましては、例えば伊良部の垣を使ったああいう体験であるとか、浜の近くでやる追い込み網であるとか、あとは比較的安全にできるグルクン釣りの体験であるとか、

こういうものあたりは学生さんでもある程度比較的楽にできるんであろうなというふうに思ってございます。今後はそういう体制づくりをしていかなきゃならないということで、今県の指導でですね、行政と実践者と旅行業関係者がですね、お互いの役割を確認しながらその受け入れ窓口の設置に向けて現在取り組みをしている段階でございます。また、釣り大会みたいな形なんでありますけども、現在今伊良部で行っているようなパヤオ釣り大会、これをもっともっと発展させまして全国的な釣り大会にする、こういうことも必要ではないのかなというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、旅行の仕方が少し変わってきているということにつきましては、今後宮古島としてもきちっと対応していかなきゃならないと、そういうふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

豊見山恵栄議員に伊良部架橋の進捗状況についてお答えします。

伊良部大橋の概要といたしましては、延長が橋梁部分と海中道路分合わせて4,430メートル、事業費が320億円で、平成24年度の完成を目指しております。なお、平成19年度までの進捗状況ですが、平成19年度一般分と補正分を加えまして事業費の累計が111億3,500万円で、進捗率が、35％となっています。また、県との調整ですけど、伊良部大橋の推進協議会というのがあります。構成が県の職員と宮古島市の職員で構成しておりまして、その都度調整と会議を行っております。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

通り池周辺の整備及びすぅふつみぃの整備についてであります。

まず、通り池周辺は、国の名勝、天然記念物として一帯は県立自然公園に指定されていることもあって県内外から多くの観光客が訪れ、観光誘客においても重要な観光名所として位置づけされておりますので、説明板の設置によってその地域の親近感をより深く印象づけるものと考えておりますので、説明板の設置については県の担当部署と調整し、施設の整備推進に努めてまいります。

すぅふつみぃの整備についてであります。すぅふつみぃは、かつて台風や悪天候でうねりが強いときに潮を吹き上げ、農作物の被害が広範囲に及んだことから、多くの地域の住民の要請を受けて沖縄県がコンクリートで埋め固めた経緯がありますので、これを復元するためには地域住民、農作物の被害をこうむった農家の方々の合意形成が必要になってまいりますことから、極めて困難であろうかと考えております。本土においては、諏訪市の諏訪湖間欠センターのような30分から１時間の間隔で最高50メートルもの高さまで吹き上がる間欠泉が見られ、温泉宿として観光客が訪れる地域が多く見られます。すぅふつみぃを復元し、伊良部の観光資源として位置づけていくことは大切なことだと思っております。すぅふつみぃは、海水が入ってくる横穴と潮を吹き上げる縦穴がコンクリートで固められて岩とコンクリートが一体化しておりますので、コンクリートだけを取り壊しもとの形に復元することは極めて難しく、縦穴と横穴を形成する岩盤がコンクリートと一体化して崩壊した場合、かつてのように潮を吹き上げなくなる可能性も十分に考えられますので、その復元には慎重な調査が必要かと考えております。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

これまでご答弁申し上げましたように、パブリックゴルフ場につきましては事業者は特定してございまして、これまでいろんな面で協議を重ねてきてございます。ただ、答弁の中でもご説明申し上げましたように、里道の取り扱い、それから境界点の確認の立ち会い、そしてパブリックゴルフ場の中にある県有地

と個人有地の６筆の取り扱い、これらを今事業特定者との間で協議を積み重ねているところでございまして、仮契約にはまだ至ってございません。ただ、事業特定者との間ではやりとりを十分にやってございまして、早急に今議会終了次第ですね、契約が締結できるように取り組みを強化してまいりたいと存じます。

◎豊見山恵栄君

再質問をさせていただきます。

宮古病院の新築移転は、市長よくおわかりのとおり大きな敷地を要するわけであります。一日も早く市民にとって一番利用しやすい場所、大きな面積がとれる場所、そして今老朽化しておりますので、早目にこの宮古病院の新築移転をしていただきたい。これは要望しておきます。

そして、市長答弁していないのがあります。下地島空港を第３種空港として伊良部架橋開通後に、でもこれ今から要請しておかなきゃならない大事な問題であります。これを要請していくお考えはないのかどうか、これの答弁もお願いを申し上げます。

そして、伊良部架橋であるんですが、今現在の進捗状況は約35％。なぜ私がこの進捗状況をお伺いしたかというと、昨年だったですか、仲井眞知事がマスコミを通して、メディアを通して、この伊良部架橋の完成に向けては２カ年を短縮して予算をつけるというふうなことがございました。今現在35％なら、今年平成20年度ではどの程度の工事ができるのか、そして完成時の予想は大体何年ごろになるのか、これを答弁をしていただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

伊良部架橋完成後の下地島空港の第３種空港については、これは宮古の観光等についても大きな力となることから、しっかり取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

◎建設部長（平良富男君）

伊良部架橋の進捗状況についてですけど、県の担当課のほうと聞き取りいたしましたけど、現在のところ今平成24年度を目指しているということです。それと、平成20年度の予算もですね、概算をまだ公表していないという答えでございます。

◎豊見山恵栄君

観光行政について、ぜひとも通り池の周辺の整備、すぅふつみぃの整備、しっかりと調査をしていただいて、必ずや実行できるよう頑張っていただきたい、このように思います。さらには、我々宮古島市は、農業と漁業、そして観光産業が、３つがリンクして観光客を多く入れる、そのことによって我々の宮古島市の発展につながる、このように思っております。市長を初め皆様方一生懸命に頑張っていただきたい。

医療行政についても、そのとおりであります。一日も早く住民、市民が安心できるような医療行政を立ち上げてください。

下地島空港及び残地は、我々宮古島将来の、今現在もそうであるんですが、将来の宮古島の大きな目玉となり、必ずこの下地島空港と残地によって宮古島圏域の経済的な発展につながることはまず間違いないわけであります。一日でも早くこの計画を立ち上げて頑張っていただきたい。もちろんこれは県有地でありますから、県とのご相談も必ずや必要かと思います。県ともよくヒアリングしながら、この下地島空港と残地、この有効利活用によってこの宮古島市の発展につながるというふうに思いますので、頑張っていただきたい、このように思っております。

伊良部架橋についてもそうであります。我々の念願だった伊良部架橋をスタートすることができました。そして、先程建設部長からの答弁の中にも、もう35％進んでいるよと、そしてこれからも平成24年完成に向けて、あるいはまた今年のヒアリングもまだ済まされていないようですが、これも前向きに検討をしていただきたい、このように思っております。

我々宮古島市、合併して３年目を迎えることになりました。この３年間の中でいろんなことがございました。だが、我々議会議員も、そして市長、行政も、気持ちは一緒であります。この宮古島市合併してまだ日が浅いわけでありますけれどもが、この島の発展、いわゆる経済的な発展、そして福祉的な発展、これを一緒に頑張っていく、これが行政と議会は車の両輪のごとくであります。残された１年半余、議会も、そして市当局側も、市長、副市長も一緒になって、だめなものはだめ、いいものはいい、いわゆる是々非々で頑張っていきたい、このように思っております。

私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後１時55分）

再開いたします。

（再開＝午後１時56分）

これで豊見山恵栄君の一般質問は終了いたしました。

◎棚原芳樹君

一般質問の前に、来る４月20日に開催される第24回全日本トライアスロン宮古島大会におかれまして、小泉純一郎元首相がスターターを務めることが決定したことに対し、伊志嶺市長並びに議会の皆様方、本当におめでとうございます。小泉元首相がスターターを務めるとなれば、大会のアピールはもとより、宮古島を全国にアピールする絶好のチャンスであります。どうぞ今大会が大いに盛り上がることを期待いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてでありますが、下地島空港周辺残地の活用計画は現在どうなっておられるのか、お伺いいたします。

続きまして、県営公園の誘致についてでございますが、伊良部のほうも候補地の一つに挙げられていると答弁しております。現在の状況がどうなっているのか、お聞かせください。

引き続き、パブリックゴルフ場売却へ向けた現在の状況についてもお聞かせください。

続きまして、伊良部漁協製氷施設整備についてでございますが、何人もの議員が質問しているわけでございますが、私もお聞きいたしまして、私なりの質問をしたいと思いますので、現在の状況をお聞かせください。

引き続き、下里公設市場建替えについて、現在の状況をお聞かせください。

続きまして、少子化対策及び子育て支援についてでございますが、宮古島市でも国が今積極的に進めて

おります保育ママ制度の活用はできないのか、お伺いします。

引き続き、市議会議員、市職員のボランティア条例についてでございますが、昨年の６月議会でも、財政再建団体にならないためにも、少しでも宮古島市の財政をよくしていくために、市議会議員や市の職員全員が年に何回かを決めて、公園の清掃とか道路の清掃、海岸の清掃など、そのほかにも少しでも市の財政の手助けができるようなことをボランティアでやり得ないのか、お伺いいたしました。当局の答弁では、ご提案の事業は大変重要なことでありますので、今後十分に検討させていただきたいと答えております。その後どうなったかわかりませんので、その後どう検討されたのか、お伺いをいたします。

また、環境を大切にした美しい島づくり、エコアイランド宮古島構想なども打ち立てておりますし、バイオエタノール、Ｅ３燃料で全国から脚光を浴びております。また、全国で10カ所指定する環境モデル都市への応募もしていきたいと当局はおっしゃっておりますし、小泉元首相も前浜ビーチを見ただけで、宮古島市にはこんな美しいビーチがあるのか、あったのかと絶賛しておられるわけでございます。しかし、今我が宮古島市が環境に優しい美しい島と、環境モデル地にふさわしい島と言えるのでしょうか。畜産廃棄物処理の問題、不法投棄ごみの問題、海岸の漂着ごみを初め、観光関連施設周辺のごみやトイレの問題、数えれば切りがありません。今後環境モデル都市エコアイランド宮古島を目指すのであれば、市議会議員、市職員ボランティア条例推進によってだれにでも誇れる美しい宮古島づくりができないのか、お伺いをいたします。

引き続きまして、農業行政についてお伺いいたします。まず、各地区での経営構造対策事業の現状について、平成19年度実績と平成20年度の計画についてお伺いいたします。

引き続きまして、合併して２年間お願いをしている我が伊良部地域での経営構造対策事業、地区指定はなぜできないのか、お伺いをいたします。

続きまして、国営地下ダム第２期事業の進捗状況についてもお聞かせください。

引き続き、伊良部地区土地改良事業の計画についてもお伺いをいたします。

認定農業者及び担い手育成について、現在の取り組み状況をお聞かせください。

また、マンゴー栽培講習会の取り組み状況についてもお伺いいたします。

引き続き、道路行政についてでございますが、トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備について、現在の状況をお聞かせください。

また、伊良部地区佐和田部落への道路整備についても、現在の状況をお伺いいたします。

続きまして、久松地区農道整備についてでございますが、現在の状況と今後の計画についてもお伺いをいたします。

引き続き、来間島展望台への道路整備についてでございますが、やはり安全面からしても、子供や老人や住民の安全面からしても、将来のリゾート開発などの面から考えてもぜひ必要であると考えるわけでありますが、当局の考えをお聞かせください。

続きまして、松宮開発前の道路整備についてでございますが、最近車の交通量も増えておりますが、道路の幅が極端に狭くなっているところなどもございます。隣の脳神経外科病院への道路のような６メートルぐらいの幅での道路の建設はできないのか、お伺いいたします。

引き続き、Ｂ―54号線進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

続いて、消防行政についてお伺いいたします。人口当たりの消防職員の適正人員は何人なのか、また現在の職員数は何人か、お伺いいたします。

また、消防職員に必要な資格にはどのようなものがあるのか、また宮古島市消防本部には資格を持った職員の数は確保されているのか、お伺いいたします。

答弁をお聞きして再質問をいたします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

棚原芳樹議員の質問にお答えします。

県立公園でございますけども、平成16年１月に宮古圏域における県営広域公園の整備促進について、宮古市町村会ほか６団体で大野山林周辺地区を予定地として位置づけ、沖縄県知事に要請をいたしました。宮古圏域における県立公園の整備については、沖縄振興計画及び都市計画マスタープラン等にも位置づけてされていることから、県としてもその必要性は十分に認識しております。県の担当課で視察等も行われました。しかし、市町村合併によって選択肢の幅が広がったことから、県立公園のあり方については現在の予定地を含めて幅広く検討してまいりたいと考えております。宮古圏域における公園は海をテーマとし、観光資源にもなり得るような整備が望まれることから、伊良部島も選択の一つであると考えられます。地域住民との合意形成及び都市計画区域への編入等が必要でございます。それらの課題を解決しながら検討してまいりたいと考えております。本市においては、平成20年度県市町村行政連絡会議に重点施策として県立公園の促進整備要望書を提出してあります。今後とも国、県及び関係機関へ誘致要請を継続していきたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁させます。

◎副市長（下地　学君）

下地島空港周辺残地の活用についてということなんですが、下地島空港周辺公有地については、現在３企業が開発計画を提出しております。しかしながら、沖縄県と宮古島市は、市町村合併や伊良部架橋大橋の着工などの社会、経済環境の変化を踏まえ、現在の土地利用のあり方の見直しが課題であると認識し、現在宮古島市において空港周辺公有地の指針となる下地島空港等利活用計画書の策定を行っているところであります。本計画の策定後は、空港周辺公有地の大半を所有する沖縄県や関係機関に対し同計画書の提出を行い、沖縄県等との連携を図り、周辺公有地の利活用を進めていきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

市議会議員、職員のボランティア条例の制定についてということでございます。まちの清掃、不法投棄防止など議員や職員が率先して定期的に作業をするためのボランティア条例をとのご提案でございます。大変有意義なご提案だと考えております。なお、本市におきましては、いろんな例えば条例がありまして、例えば環境美化条例ですとかさまざまな条例があって、一定の役割を果たしているかと思います。ただ、これはボランティア条例というご提案で、各地においても確かにいろいろ今各市町そういったボランティア条例がつくられていることは承知しております。本市としてはどのような制度が必要か、そういったボランティアに主体を置いた形でやるのか、あるいはそういった既存のですね、条例でできるのか、そういったものを検討していきたいと思います。また、議員ご指摘のように、エコアイランド宣言の中、あるいはまた環境モデル都市応募の中でですね、こういったことなども率先して参加できるような体制づくりが

できるよう庁内で引き続き検討してまいりたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

少子化対策、保育ママの事業の件でありますけれども、保育ママは保育士または看護師の資格を持つ人が自宅等で３歳未満の乳幼児を預かる制度であります。保育所入所待機の低年齢児がいることが必要条件となります。実施については、今後保育児の状況及びその推移を見ながら検討してまいりたいと思っております。

なお、実施要件として、居宅、自宅含めてですね、アパート、専用部屋を有すること。それから、保育所入所待機の低年齢児がいること。保育する児童の人数が３歳未満で３人以下、上限が３人と。原則として、連携保育所のもとに保育ママを配置することとすると。現在県内で実施している市町村はまだございません。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、下里公設市場の建替えについてでございます。下地明議員、山里議員にもお答えをいたしましたけども、下里公設市場につきましては昨年の11月に委員会を立ち上げてございます。その中で、現在宮古商工会議所のＮＰＯ法人にぎわいみゃーくが国の助成を受けまして、市場の再生による人と物のにぎわい調査ということをしております。そのようなことから、同法人にですね、調査協力を依頼いたしました。にぎわいみゃーくのほうの検討委員会で現在審議を行っておりまして、今年度じゅうに一応報告をいただくことになってございます。それを受けまして、４月、５月におきまして宮古島市の庁内の検討委員会そのもので決めていきたいというふうに思ってございます。大体今の場所で建設ということになろうかというふうに思いますけども、今後のスケジュールとしましては６月の議会に実施設計費の予算計上をしたいというふうに思ってございまして、実施設計後に９月の議会で建設費の予算計上、10月から11月に建設着工、年度内の３月末に完成を見たいというふうに思っております。

次に、各地域での構造改善事業の実施状況はということでございます。まず、平成19年度の事業でございますけども、平良狩俣地区ということでマンゴー３カ所ございます。マンゴーの施設を３カ所つくりました。上野地区で２カ所でございます。次に、狩俣地区で４カ所つくってございます。ですから、合計で８カ所ですね。８カ所のマンゴー関係の事業をやってございます。ほかにハーベスターを１カ所事業としてやってございます。平成20年度の計画についてでございますけども、平良狩俣地区でマンゴーハウス１軒、平良西成地区でマンゴーハウスを２軒、城辺西城西地区でマンゴーハウスを１軒、宮古島中部地区でマンゴーハウスを２軒、上野南部地区でマンゴーハウス２軒ということで、計８軒を計画をしてございます。

次に、認定農業者及び担い手育成についてという件でございます。認定農業者制度がございまして、ある一定の県の条件を満たした方に認定農業者になっていただくというようなことでございまして、平成17年までの実績で、実数で220、延べ数で322ございまして、平成21年度で実数で309、延べ数で400、平成23年度までに実数で335、延べ数で440を目標としております。本市の農業従事者は、高齢化の進行とともに農業経営改善計画の認定要件の判定基準の一つであった65歳未満としていたことが、国の運用改善充実によりまして年齢の外形的な基準を統一的に希求することは適当ではないということになりまして、そのような基準が外されております。農業に積極的な経営者であれば65歳以上であっても農業認定、担い手の

ほうになれるというようなことで、今後とも力を入れてその農業認定者を増やしていきたいというふうに取り組みはしております。

次に、マンゴー栽培講習会の取り組み状況ということでございます。マンゴー栽培講習会につきましては、昨年３月に宮古島市のマンゴー産地協議会を設立いたしました。そして、平成19年４月には、産地協議会及び宮古地区果樹生産振興対策協議会を開催しまして、年間の活動計画や課題、農薬情報、病害虫対策、そういうものを行うということで協議をしてございます。栽培講習会につきましては、収穫前の作業、さらには収穫後の作業、花をつくり、どういい実をつけるかという部分に関してのさまざまな研修会をですね、現在行っております。今年の１月には管内の優良農家の協力のもとにですね、現地検討会を行いまして、視察及びハウスの管理状況や病害虫の対策について研修を行ったところでもございます。今後とも積極的にマンゴー栽培に対する講習会を行いまして、宮古産ブランドとして外に発信できるようなそういう対策をしていきたいというふうに思ってございます。

次に、久松地区の農道整備はということでございます。平成20年の事業としまして、農道２号、伊良部大橋のつけ根から松原の南側802メートルを整備する予定でございます。さらには、農道４号、宮古島徳州会病院の西側です。525メートル。農道３号、松原部落の西側の舗装工事のみの228メートル。あとは、農業用水路工事としまして久松集落の東側687メートルを予定をしてございます。

◎建設部長（平良富男君）

トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備についてでございます。現在、平良港港湾計画改定に向けて平良港長期構想検討委員会を立ち上げて、将来の平良港のあり方について検討中であります。その中で、マリーナ線を起点とし、終点を伊良部架橋まで結ぶ道路を臨港道路整備事業として提案しております。提案し、検討しているところでございます。

次に、道路行政の来間島展望台への道路と松宮開発前の道路整備についてでございます。ご指摘の路線を現地調査いたしております。幅員も狭く、大型車両が通行するには支障がありますが、しかし大型車両が頻繁に通行するわけでもなく、一般車両や住民が利用するには大きな支障はないと思われます。また、道路幅員の事業で改良、拡幅するには採択条件に該当しませんので、現在のところ開発する計画はございません。

次に、Ｂ―54号線、ボーリング場前の道路でございます。平成12年度から道路局所管の道路改築事業として整備を進めております。完成予定は平成21年度です。計画延長は1,687メートルで、総事業費35億円を予定しております。進捗状況については、平成19年度末で216メートルを完了する予定で12.8％です。事業費ベースでは78.2％です。現在は、用地補償及び物件補償を中心に事業を進めていますが、平成20年度は事業費５億円で、工事については686メートルを整備する予定でございます。

◎伊良部総合支所長（垣花　恵君）

最初に、伊良部漁協製氷施設整備についてであります。伊良部漁協製氷施設の整備につきましては、伊良部大橋建設に伴う水産振興策の要望事項として、平成18年度以降合併特例債を適用し、実施設計及び工事着手できるよう取り組む旨の確約書が交わされていることから、平成18年度で耐力度調査と基本設計を行い、各省庁の補助事業で当てはまるメニューの可能性を探ってこれまで要請活動を行ってまいりました。結果、総務省の合併特例債は、一法人のための事業には適用されないこと。水産庁の補助事業は、漁獲高、

貯氷量がともに３割増の実績がなければ施設の再整備は非常に困難であること。防衛施設庁の補助メニューについては、現在米軍は鳥島海域で射爆演習を行っておりますが、同海域における伊良部漁協所属漁船の操業実績がないことから、鳥島海域での漁船の操業制限法に当てはめての事業実施は大変厳しいとのことであります。今後の製氷施設の整備については、これまで沖縄県と連携し、各省庁の事業メニューの目出しの要請活動を行ってまいりましたが、製氷施設の再整備が当てはまる事業が決まっていない状況にありますが、県単独構造改善特別対策事業での整備、県と市の負担割合での整備の可能性に向けて関係部局と協議、調整を重ね、早期の着工に向けて取り組んでまいります。

次に、伊良部地区経営構造対策事業地区指定がなぜできないのかの質問であります。まず、伊良部地区経営構造対策事業の地区指定については、平成20年度で宮古島市伊良部西部地区、宮古島市第３地区として地区認定を受け、平成21年度において事業の導入、実施に向けた調整を行っているところでありますが、これまで伊良部地区で導入された事業地区、平成10年度経営体育成促進施設整備事業、果樹温室については、熱帯果樹生産を目的として近代化施設が整備されておりますが、利用されず成果を上げていないこと。同じく平成10年度生産施設整備事業、果樹温室伊良部地区、台風による施設の崩壊のため、生産活動ができる状態ではないこと。平成12年度沖縄農業基盤確立農業改善事業、伊良部地区、これは利用計画に対する利用率、達成率が70％未満であることと、目標率達成が見られ、改善の成果が上がっていない状況であることから、地区指定の条件も厳しくなっております。伊良部地区においては、事業導入規模生産組織は果樹生産組織、畜産生産組織がありますが、生産組織の代表者と事業導入に向けた条件整備について調整してまいりましたが、地区指定に必要な条件がクリアできていない状況にありますので、地区指定はまだ受けられておりません。しかしながら、今後とも地区指定に向けては、以前導入した施設の事業目的、事業計画の目標達成のための改善指導を行ってまいりますとともに、新規地区指定事業導入に向けては積極的に取り組んでいく所存でございます。

国営地下ダム第２期事業の進捗状況であります。国営宮古伊良部地区かんがい排水事業は、宮古島の営農体系が変化したことによって不足した農業用水を補う目的と、伊良部大橋が実現したことによって伊良部島を受益地に取り込み、地下ダム用水の一部を大橋に添架し、伊良部島に農業用水を供給する目的から、既存の地下ダム２カ所に加えて新たな地下ダムを建設し、宮古全体の農業振興を図る目的から、平成21年度採択へ向けて作業を進めているところでございます。進捗状況でありますが、平成17年度より地域整備方向検討調査を行い、平成18年、平成19年度で地区調査を継続で実施しており、施設整備計画、経済効果算定、法手続関係、営農体系等の作業を進めております。平成19年12月には２億円の内示を受けておりますので、平成20年度で全体実施設計、平成21年度に採択に向けて作業を進めているところでございます。伊良部地域において実施している作業は、1,540ヘクタールに係る7,010筆、1,325名の３条資格者決定と法手続関係の調査を行っており、登記簿所有者の確定や相続人の家系図調査等事業参加同意取得に向けた作業を進めており、平成20年度においては事業参加同意取得の作業を行ってまいります。

次に、伊良部地区受益面積についてであります。伊良部島における事業参加資格予定者と予定農地を概定するために、平成17年度において伊良部島内における１筆ごとの権利関係調査を実施しましたところ、1,430名の耕作者と1,663ヘクタールの受益予定地が確認されております。この結果をもとに事業推進員による事業参加同意確認調査、これを行い、1,410名事業参加資格者のうち1,325名、94％から事業参加の署

名を取得しております。この1,325名の7,164筆に係る権利関係、相続関係、３条資格者決定、登記簿所有者確定調査の結果、1,540ヘクタールを国営宮古伊良部地区の受益面積に確定しております。

次に、伊良部土地改良事業の計画についてであります。宮古地域における平成18年度基盤整備実績率は39.8％、平良地域で35.2％、城辺が23.5％、上野が96％、下地が49.8％、多良間73.9％となっております。伊良部島の農業振興地域面積は、1,800ヘクタールであります。そのうちの基盤整備状況は、圃場整備率で43％、畑かんで14.2％となっております。過去においては、基盤整備に関する地権者、耕作者の総意、合意形成が得られにくい地区もあって、整備率が低くなっております。そのために作業効率が悪く、農業生産性が低い農業構造となっておりますが、近年では圃場整備の必要性、重要性が理解されてきておりますので、基盤整備地区の要望も多くなってくるものと予想されております。今後の圃場整備計画としまして、平成20年度から平成27年度までに団体営で６地区、79.5ヘクタール、県営で３地区、118.2ヘクタールの整備を行ってまいります。平成27年度までの整備率で53.7％の整備率となります。伊良部島が将来的に農業を主体とした純農村地帯として島づくりをし、発展していくためには、伊良部地域の全農地において農業基盤整備を積極的に行う必要がありますので、今後とも加速的な整備が行われるように図ってまいります。

伊良部地区佐和田部落への道路整備についてであります。ご指摘の地区は、伊良部起点が長浜29の２番地を起点とし、佐和田の1198の１番地を終点とする延長800メートルの路線であります。本路線についてはこれまでもご質問を受けておりますので、説明いたします。本路線は、伊良部小、中学校の児童生徒の通学路として、地域の生活路線としても利用度の高い路線でありますが、幅員が狭いことから車両の通行時には児童生徒の通学に支障を来しており、歩行者が危険な状況にあることから道路改良の強い要望が地元からも出されております。３種４級の道路構造令、歩道を含めて９メートルでの概略設計は完了しております。県とのヒアリングにおいては、国庫負担率80％、市負担率20％でもって平成22年度採択の調整がなされております。市の負担分についても調整をし、実施に向けての作業を引き続き行ってまいります。

◎消防長（伊舎堂　勇君）

まず、人口当たりの消防職員の適正人員は何人か、また現在の職員数は何人かとの質問でございます。地方交付税の算定基準によりますと、宮古島市の人口当たりの消防職員数は119名となっております。現在の消防職員数は96名で、条例定数では97名となっております。それから、消防組織法第11条第２項で消防職員の定員は条例で定めるとなっております。

次に、消防職員に必要な資格についてはどのようなものがあるのか、また宮古島市消防本部には資格を持った職員の数は確保されているのかとの質問であります。消防業務に必要な資格については、自動車運転免許、無線従事者免許、潜水士及び小型船舶操縦免許等があり、自動車運転免許については全職員が修得しております。その他免許の修得数については、無線従事者免許74名、潜水士免許26名、小型潜伏操縦免許43名、消防署各出張署に均等に配置し、各種災害時に対応しております。また、救急隊員として救急標準課程教育を受けた60名と、15名の救急救命士の職員が従事しております。ちなみに救急救命士については、今月23日、昨日ですね、きのうですね、１名の職員が国家試験を受験しております。合格発表が４月の中旬ごろとなっております。また、４月１日からは２人の救急救命士の採用予定となっております。これからも職員の研修を重ねて、救急救命士21名確保に向けて努力してまいります。

◎地域戦略局長（與那嶺　大君）

パブリックゴルフ場の現状についてのご質問でございました。先程もご答弁申し上げましたように、昨年の10月に事業者を特定してございますが、現在契約には至ってございません。ただ、事業特定者の間では、ほぼ契約の内容につきましてはおおむね合意を得てございます。現在の作業状況でございますが、里道の売買の条件整備、あるいは境界点の確認、そしてゴルフ場内にある３筆の県有地と３筆の個人有地についての協議を重ねているところでございます。今議会終了後なるべく早目に契約ができますように、地域戦略局といたしましても取り組みを強化してまいりたいと思っています。

◎棚原芳樹君

どうもありがとうございました。再質問をいたします。

下地島空港周辺残地の活用については、やはりあれだけのすばらしい県有地が残されているわけでございます。この残地の利活用いかんによっては、本当に我が宮古島市がこれからもっともっと夢と希望の持てる、また発展の素地がいっぱいあるような期待を持てる団地でございます。どうぞしっかりと50年後、100年後にすばらしい計画をやってくれたなと子や孫から言われるようなすばらしい計画を練ってほしいと思っております。

また、県営公園の誘致についても、大野山林一帯でもうある程度の計画はありましたが、ぜひ市長、伊良部にはあれだけの県有地がまだ余っておりますし、海をテーマにした県営公園をつくりたいという趣旨であれば一番伊良部が適しているのではないかと私は考えております。また、下地島と伊良部の間の入り江もですね、海水がある入り江では世界一狭い海峡だと言われているそうでございますので、二、三十年前ぐらいはある程度深かったところも、やっぱりいろんな土砂などが積もってですね、船が何かと行き来できないような状況になっておりますし、また嘉手納学議員もおっしゃっておりましたように、生活雑排水が流れたりして大変汚染が進んでおります。どうぞ浅いところなどを少し浚渫して、深くしてですね、小型船ぐらいは伊良部の浜から佐和田の浜まで通り抜けられるようなそんな整備も県営公園としながら必要ではないかと私は思っておりますので、市長、副市長、議長、ぜひ伊良部に誘致を一生懸命やってくれるようにお願いを申し上げます。

パブリックゴルフ場についても、やはり早目に決定してですね、これからまた伊良部のパブリックゴルフ場がしっかりと町民にも安心して利用ができるようにお願いをします。

伊良部漁協製氷施設についてでございますが、合併して２年半、もう３年目を迎えております。確約書で市長も、当時の伊良部町長も、また県の支庁長がしっかりとうたわれております。しかしながら、水産庁に行っても、総務庁に行っても、防衛省に行ってもなかなかメニューが見当たらない、そういう状況であります。しかし、見当たらないからそれでできないでは困るんですね。下地島空港建設のときに、屋良覚書、屋良確約書が今現在も生きておられるわけでございます。軍事利用をさせない、何十年前につくったこの屋良覚書が今も生きて、何かと政府もアメリカ軍も使いたいような感じでありますが、できないようになっているわけでございます。ただ単に市長も覚書をやったわけではないと私は思っておりますし、また伊良部のほうへ行くと当時の伊良部町長でありました浜川町長が、たまに伊良部へ行って佐良浜でお祝いとか酒飲むと、あんたが交わしたあの確約書は一体何なのかと、自分たちにうそをついたのかと、もう責め寄られてですね、酔っぱらいの皆様方にも。もう自分は伊良部にも怖くて応援にも行けないよと、

本当に私に先日会ったときに強く言っておりました。ですから、国にメニューがないからといって佐良浜の漁民の皆様方は納得するわけがないんです。去った１月に、仲井眞知事の１周年記念祝賀会に、我々自民党会派の議員全員で行ってまいりました。そのときに、宮古の議員、メンバーがみんな囲んでいるテーブルに仲井眞知事が来て、仲間克前町長に話をしておられました。宮古の伊良部のあの佐良浜の製氷機のことはしっかりとやりますので、またやらなくちゃいけないから、今後相談しながらやっていこうねと、私はそばにいましたので、ちゃんとこの耳で聞いておりました。ですから、市長、市長は今後伊良部の製氷機について、もう政治判断でですね、県と宮古島市でやってあげるぐらいしなければ、佐良浜の漁民の皆様方は、自分たちは伊良部架橋をつくるためにだまされたんだと今嘆いている方が多くあります。また、６月の総会までにある程度の目星ができなければ、漁船を全員出して伊良部架橋建設反対だと海上デモをするんだという勢いなんですね。ですから、市長、ぜひ仲井眞知事とお会いして、県の持ち分が70％とか80％とか、宮古島市が20％ぐらい出そうとか、そういう話も真剣にですね、積極的にやっていかなくては伊良部架橋の建設にも大きな支障が出るのではないかと私は危惧しておりますので、どうぞ市長の愛情ある行動をお願いを申し上げます。

また、下里公設市場建替えについてでございますが、もちろん私も今の場所で、周辺の住民の皆様方がぜひ今の場所がいいということは何人からも聞いております。しかし、やはり20年後、30年後真剣に考えたときに、果たして今の場所でつくってよかったと本当に言えるのか。今スーパーあたりが郊外に全部出ていっております。これなぜかというと、やはり大きな駐車スペースが必要だから。市内には大きなスーパーつくろうと思っても、もう大きな駐車スペースが確保できないということで郊外に大型店舗は行かざるを得ないようになっておられるわけでございます。この現平良庁舎ですね、平良庁舎をここで建設するときも賛否両論ありました。地域の商店街はもちろん、この庁舎が遠くに行っちゃうと商店街は寂れるからぜひここでというようないろんな商店街からの要望があってここに建設されたと私は記憶しております。しかしながら、やはり今西側の警察署跡地が駐車場として使われているからまだそんなに大きな障害はないかと思いますが、やはり駐車場の確保というのは10年後、20年後、30年後には大きな私は問題があろうかと思ったりするわけでございます。ですから、ぜひ二、三十年後に下里公設市場をなぜ駐車場のスペースもこんなにないところにつくったのかと、路上駐車はすぐ罰金を今科せられているんです。昔は路上駐車でもですね、警察も何も言わないような時代でございました。しかし、今からはそういう時代ではないと私は思っておりますので、どうぞ下里公設市場の建替えに関してはいろんな意見我々の経済工務委員会でもおっしゃっておりました。この建設委員会にほとんどが旧平良市の方だけがいると。これは、宮古島市全体の問題であるので、伊良部の方も入れたり、下地、上野、城辺の方もこの委員会に入れて、場所は本当にそこでいいのかと、もう一度議論が必要ではないかという意見も多々ありましたので、どうぞもう一度しっかりと考えていただきたいと思っております。

保育ママについては、もうそういうことであるということであります。

それから、市議会議員、市職員のボランティア条例推進についてでございますが、やはり環境モデル都市も目指そうと、小泉元首相も本当にこんなきれいなすばらしい島がまだあったのかと絶賛するぐらいの我が宮古島であります。しかしながら、富浜浩議員の質問にもありました沖縄県全体の不法投棄で、その不法投棄の約九十四、五％が宮古島市が占めていると。本当に私もこのパーセントを聞いたときにびっく

りしたわけでございますが、果たして本当にこのような状態で我々宮古島市が環境モデル都市とか、バイオエタノールでＥ３を今実験しているから本当に環境の見本になる島だとか、本当に市長これで言えるのか、私は疑問を持っております。ですから、やはりみんなに、市民にちりを拾えとか、環境をよくしようとか言うよりも、やはり議員や市の職員が率先してやるべきではないかと。そして、必ずやはり責任と義務を果たしてですね、必ず年に何回かは、何日かはこのボランティアで各地域の清掃、公園の清掃、また海岸の清掃を必ず義務化してでもやっていけば、あとは宮古島市にいる建設業の皆様方にもお願いができる、また市民の皆様方にもみんなでやろうやとも言えるのではないかと私は思っております。この条例について真剣に進めていくお気持ちがあるのか、もう一度お伺いいたします。

農業行政についてでございますが、宮古本島では平成19年度でも８カ所、９カ所の経営構造改善事業が導入されている。また、本年度も８カ所ほどのハウスの計画がなされている。しかし、この10年間やはり我がふるさと伊良部がやってきていない。平成10年度にやった１カ所が、もう台風の影響で完全に押しつぶされております。また、本当に１カ所が、受益した方が何かと経営能力がないのか、うまくいっておりません。しかし、やはりこういうふうな、１カ所だけはもう台風で完全につぶれておりますので、どうしようもありませんが、１カ所がうまくいっていないということでもう約10年間伊良部は経営構造改善事業が入っていないわけです。しかし、この10年間の間にやはり若者たちは島へ戻ってきて、牛を飼ったり、またいろんな農業をやったりして頑張っておられます。そういう夢を持った方々も、また技術的にもしっかりした方々もおられますので、ぜひ今年度伊良部地区の経営構造改善事業の地区指定をしっかりと頑張ってもらって、伊良部でも本当に利益の上がる農業、もうかる農業、また夢の持てる農業ができることを心からお願いを申し上げます。

国営地下ダム事業に関しましては、一生懸命採択に向けて頑張っているということでございますので、どうぞよろしくお願いします。

また、土地改良事業計画についても、平成20年から平成27年６カ所、また県で７カ所ほど計画をなされているというわけでございますが、この地下ダム事業が進んでいけばもっと何カ所かをつくってですね、もっと面の整備に力を入れていかなくてはと私は思うわけでございますので、どうぞこの辺も頑張ってくださいますようにお願いします。

また、認定農業者及び担い手育成についても、しっかり取り組んでいるようでございますので、この辺はまた頑張ってくださいますようにお願いします。

また、マンゴー栽培講習会でございますが、新聞にも載っております。ただ、本当にこの講習会すばらしいと、講習会であちこちの農家のいいところを勉強してすばらしいという声が多々聞こえますので、どうぞこの講習会を一般のいろんな方々にも、これからマンゴーをつくりたい、マンゴーってどんなやってできているのという市民の方々も多くありますので、早目に新聞あたりで何月何日何時からというお知らせをですね、広く市民に知らせてくれるようにお願いをいたします。

トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備でございますが、これはもうあと４年とか５年で伊良部架橋は確実に完成する予定をしておられるわけでありますので、今計画していると、考えているというだけじゃなくて、早目にこれは決定して、早目に取り組んでいかなくては、架橋がかかってもまだ今道路工事中だよということになれば私はもう大変な問題になると思いますので、この事業採択に向けては一

日も早く頑張ってもらいますようにお願いをいたします。

伊良部の佐和田部落への道路整備についても、設計もある程度できているということでありますので、安心、安全、子供たちが本当に歩道ができて安心で通学できるようによろしくお願いします。

消防職員の人口当たりの適正人員でありますが、119人と。現在96名が頑張っておられるということでございます。また、資格を持った方々もしっかりとみんなが頑張っておられると聞いておりますし、一生懸命頑張っておられるようでございます。どうぞ宮古島市の本当に生命を、財産を守る皆様方でございますので、しっかりと資格も取って市民の生命と財産を守るためにも頑張ってもらいますようによろしくお願いを申し上げます。

答弁を聞いて再質問をしますので、よろしくお願いいたします。

◎総務部長（宮川耕次君）

市議会議員と市職員とのボランティア条例についてですが、今どの制度を使ってやるかというもう少し調査、検討をしまして、そういった環境モデル都市にふさわしいようなまちづくりができるようどうしても前向きにですね、生かしていくように努めてまいりたいと考えております。

◎市長（伊志嶺　亮君）

伊良部架橋に伴う漁業補償時の、締結時の確約書については、これは県も宮古島市も重く受けとめております。だから、仲井眞知事もあのような発言をなさったんだと思いますので、ぜひこれは県と市でですね、よく話し合って応分の負担をそれぞれ持ち合って、もし何もメニューが探せなかったら県と市でもつくっていきたいと、そのように思っています。

◎棚原芳樹君

再々質問をします。

今さっき伊志嶺市長が、メニューがなければ県ともしっかりと話し合いをして、応分の負担をして、製氷施設はどうしてもやっていかなくちゃいけないと明言なされておりますので、多分メニューは探せないと私は思っておりますので、どうぞ今の答弁にのっとってですね、仲井眞知事も伊良部の製氷施設のことはしっかりやらなくちゃいけないとおっしゃっておられるわけでございますので、ぜひ知事とも会ってですね、市長真剣に製氷機の問題に関しては取り組んでもらわなくては、もう伊良部架橋建設阻止のために漁船全員出してでももう海上で阻止するパレードもやりたいというぐらいに怒っているんですよ、佐良浜の漁民の皆様方は。やはり彼らにとって製氷機は死活問題であるわけでございますので、一日も早く仲井眞知事とも話し合ってしっかりとこの製氷施設ができるようにお願いをいたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで棚原芳樹君の一般質問を終了いたしました。

◎前川尚誼君

午前中は一般質問私のところまで届くかなという心配をしておりましたが、早い時間に出てまいりました。どうもありがとうございます。それでは、一般質問を行っていきますので、ぜひ誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、宮古島市の宮古地域森林計画についてであります。県もですね、宮古八重山地域森林計画をです

ね、平成20年４月からスタートするとお聞きしております。そういう中で、宮古島市もですね、宮古島市総合計画審議会の中で審議会からもですね、森林率向上などを盛り込み、国土利用計画の答申の中でも森林率の向上に取り組んでいただきたいというふうにおっしゃっております。また、宮古島市は平たんなところで耕地面積が多く、植樹の場合も限られているので、地質的な面で向上をしてほしいという話もしておりますので、どのような方向で、計画で頑張っていくのかを説明を求めたいと思います。

次に、市職員としての警察官の配置についてお聞きしたいと思います。この件については平成18年の３月の議会でも質問しましたら、大変有意義であると思いますので、庁内で意見確認をしてから関係機関と協議したいと話しておりました。そして、その後平成18年の12月の議会では、市長みずから県警と身分などについて話し合い、新年度から実現できるか調整を行いたいと話しております。その結果はどうなっているんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、私も去った２月に、石垣市、沖縄市、北谷町が今非常に取り入れて、非常によくなっているというふうにお聞きしておりましたので、離島である隣の石垣市のほうに先月行ってですね、話をしてみたところ、いや、もう市民から非常に好評だと。一般市民はなかなか警察まで直接行けないんですが、まあ役所内に警察官がいるということであれば即話もしやすいということで、非常にいいことであるので、ぜひ宮古島市も置いたほうがいいんじゃないかというアドバイスを受けてきましたので、その点についても市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、信号機の設置でありますが、私は住宅が城辺線沿いに面しておりますので、城辺線沿いのですね、中休給油所、中休ホットスパー、前川食堂というところに大きな交差点がございます。そこで非常にですね、今朝のうちですね、もう車のラッシュアワーというんでしょうか、特に今製糖期ということもありましてですね、非常に信号機がぜひとも必要な場所じゃないかなというふうに感じておりますので、ここに信号機の設置はできないのかどうか。前々からお願いはしているんですが、その結果どういうふうな形で今推移をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、消防行政についてお伺いいたします。消防行政についてですが、住宅用火災警報器の設置についてお聞かせいただきたいと思います。警報器のですね、設置義務が多分なされているかと思います。我々も議会で条例をつくったような、通したような気がいたしますので、この義務がどういうふうになっているのか、そして普及率はどういうふうになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、沖縄県市町村互助会というんでしょうかね、そういうところから市の職員にはこの警報装置がですね、支給されているとお聞きしております。支給されているが、取りつけていない人がいっぱいいるというふうな話も聞いております。この支給されたんですが、設置率はどういうふうになっているかをお聞かせいただきたいと思います。なぜかといいますと、市長のほうにもですね、施政方針の中でも火災予防については市民の防災に対する意識高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の普及推進を図りたいと話しておりますので、ぜひこの点も、せっかく支給されておりますので、どうかというのは追及するべきじゃないかと思っております。ということもですね、なぜそういうことをお聞きしますかといいますと、実は去った２月の12日か、その前後だと思いますが、実は火災によってですね、市の職員が残念ながら亡くなっております。それで、そういう中で、こういうふうなせっかく互助会のほうから支給されているのを取りつけていなかったんじゃないかなというふうな話なども聞かれますので、せっかくこの火災警報器が

ですね、もらってから机の中で眠っておくんじゃもったいないと思いますので、ぜひそういうところもですね、確認しながらぜひどういうふうになっているか、支給したらぜひ取りつけるようにということで確認をしていただきたいなと思いますが、確認した結果どういうふうになっているかをお聞かせください。

次に、どのようにしてまた、これは多分平成18年の６月ごろから条例で定めて、新築の家にはつけること、それで既設の住宅には何年までというのがあると思いますので、どのようにして既設の住宅の方々にですね、普及させていくのかもお聞かせいただきたいと思います。

次に、水道行政についてでありますが、我が宮古島は地下水にしか頼らない島でございます。そういう中で、地下水が汚染されると心配であります。くみ過ぎても心配かと思いますが、宮古島市のですね、水道局として１日のですね、水道給水量はどのぐらいなのか、そして１日の最大の配水量はどのぐらいかなどをお聞かせいただきたいと思います。そして、現在リゾートホテルが非常に増えてきておりますので、その量としては大丈夫なのか。そしてまた、今後二、三年でリゾートホテルが数多く増えるかと思われます。その中で、水の量としてですね、地下水の量として大丈夫なのか、また水質は大丈夫なのかなどもお聞かせいただきたいと思っております。

次に、教育行政ですが、教育長、宮古の子供たちはですね、非常にいろんな場面で、現場で一応活躍しております。今身近なところでは、高校生なんですが、高校生がですね、上里君というのがサッカーで頑張ってですね、今全国の代表チームに加わってサッカーをするというふうに情報があります。その中で、やっぱし宮古の子供たちはスポーツ面、文化面でも非常にすばらしいところがあらわれてきていると思いますので。しかし、派遣費が少ないですよね。派遣費については後でお聞きしますが、一応子供たちが頑張っているのに対して教育の日を定めてですね、我が宮古島市の教育問題いろんな形でバックアップしていこうと、そして頑張っていこうというところだと思いますので、我々も教育の日については非常に応援しながらすばらしい子供たちを育成するという意味で頑張っていきたいと思いますが、実はこれは平成19年の３月の議会でですね、教育の日にですね、小中学校一緒の時間帯でいろんな行事を行っている、親としてはもうどこに行けばいいかわからんという状況下であるということでありました。そういう中で、小学校、中学校合同でいろんな行事をやったらどうかということも考えていると。それでまた、時間をずらして工夫してやったらどうかというふうに話をしておりましたが、去年の課題としては来年に向けて一生懸命考えていきたいということでありましたが、今去った２月の17日だったですか、そのときの教育の日について、私も実は孫が、小学生がおりますので、中学校では評議員をやっているんですが、孫優先に見に行きました。そして、孫が終わってからさっと行ったら中学校もう終わりということでですね、非常に時間帯一緒にやっているということで、これ去年の成果は何も、それ時期的いろんなのに関してはどんなもんかなというふうに感じておりますが、今年はどうだったか、そしてアンケートなどもですね、とっているのか、今後時期的な面、どういうふうにしていくのかをお聞かせいただきたいと思います。今、これは２月の第３日曜日にやるということは多分決まっていると思いますが、製糖期ということでですね、非常に地域の方々からもなぜこういう時期にやるんですかというふうな話もお聞きしますので、今後どういうふうに取り組んでいこうとしているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、先程言ったんですが、宮古の子供たちは一生懸命頑張っている。そういう中で、選手派遣費、確かに今年の選手派遣費増えてはおります。しかしながら、選手派遣費のほかは、別の補助金関係は非常

にすごい切れやすいなたで切ったのかどうかわかりません。こういう言葉使っていいですかね、すぱすぱと切られてですね、非常に本議会でも池間雅昭議員を中心として、もうこれじゃまずいんじゃないかというふうに言っておりますので、ぜひですね、補助金をカットしたんだから選手派遣費の形でもっと増やしていただけないかなと思いますので、この点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、体育施設の整備についてでありますが、この宮古島非常に今いろんなところから期待をされていると言っても過言じゃありません。実は去った２月５日からは早稲田大学のラグビー部、大学日本一のチームもですね、宮古で合宿したいということで来て帰りました。そういう中では、その早稲田大学のＯＢが年明け、４月からは、宮古高校にラグビー部があるということを聞きまして、実は宮古高校に外部コーチとしてぜひ花園に連れていきたいと言うことで申し出てですね、４月から宮古に来てコーチをすることになっております。これも体育施設がもっともっと充実すればですね、もっともっと多くのチームがですよ、キャンプ、合宿、いろんな形で来たいというふうに話は聞いておりますので、ぜひともですね、野球施設、陸上競技場の施設、あの全天候陸上競技場のレーンがですね、浮き沈みしているような感じがしますので、でこぼこになっている。そういうところを直せば、もっともっとすばらしい短距離の選手もぜひ宮古に来て合宿をしたいという話も聞いております。それと、ハンマー投げの室伏選手ですか、それも一応宮古に来て合宿をしたいと、場所さえあれば。しかし、今の陸上競技場で合宿していたら、もう別ののが全くできない。それでハンマー投げますのでね、どうしてもここではできないということで、そういう体育施設の整備をですね、もっともっとしていただければ宮古もっともっと活性化できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ教育長その辺も含めてぜひとも頑張っていただきたいなと。どういう形でやっていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、イノシシが出没しているそうです。ということで、私のところにある農家の方が来まして、「大変だよ」と。「何があったんですか」と聞いたら「２台分くらいサトウキビが食べられているよ」と。イノシシが出没してですね、これ場所はですね、実は袖山浄水場と県営の東団地との間に１人の畑は７反圃ぐらいあるそうです。７反から15台以上出ているということで、例えば６トンぐらい積んだとして90トン。すごいなと思って、反収十二、三トンあるなということでお聞きしながら聞いたら、いや、もう約２台ぐらいイノシシにサトウキビが被害に遭っているということでですね、非常にこれは深刻な問題になっているんじゃないかなと思っております。今後どういうふうにしていくのか。それで、実は私猟友会の方が、友達がおりますので、今日もう一度調べてこいと言ったら先程連絡がありまして、実はその袖山のすぐ西側のところはもうサトウキビ刈り取っておりますので、次はその西側のほうにして工業高校の付近に牧草地帯が少し、そんなに大きくないんですが、牧草を植えてあるところがあると。そこに入っている形跡があるということで今さっき電話がありましてですね、これ今日の話ですよ。やっぱしいろんな形でこのイノシシを捕らえんといかんじゃないかなというふうに話しておりましたので、ぜひですね、この件どういうふうにやっていきたいのか。このとおり７反の畑から10トンでもイノシシの被害を受けると20万円ぐらいの損ですよ。農家１戸の収入としては相当の収入になりますので、これはそれで早目にやらないと、対応しないと次の畑に移っていくというふうに聞いておりますので、ぜひどういう形で対応していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

答弁をお聞きしてからまた再質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

前川議員の水道行政についてお答えします。

宮古島市水道局の１日最大給水能力は、３万4,200立方メートルです。それに対しまして平成18年度の１日最大配水量は２万7,400立方メートルとなっており、6,800立方メートルの余力があります。現在宮古島市で最大のリゾートホテルがピーク時で１日に440立方メートル使用しておりますので、単純に考えるとその程度の大きなホテルが15建ってもまだ余裕があるという計算になります。当然１日最大給水能力で給水しても、水質が変化するということはございません。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎副市長（下地　学君）

市職員としての警察官の配置についてということなんですが、お答えいたします。議員ご提案の警察官の配置につきましては、現在県内では３自治体で実施しており、防犯、交通安全関連業務に従事しているとのことであります。警察官の配置については、前回のご質問を受けて検討してまいりましたが、防犯、交通安全等の業務につきましては市職員をもって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。警察官の配置につきましては、本市における事件等の発生状況や他自治体との配置状況など推移を見ながら考えてまいりたいと考えております。

◎教育長（下地恵吉君）

教育の日の成果については、多くの保護者や地域住民が直接学校に足を運ぶきっかけとなり、学校の取り組みを理解するとともに、子供たちの輝く姿を目の当たりにすることができ、とても感動したとのお声が実施後のアンケートから見ることができます。問題点としては実施期日への課題で、１年で最も多忙な製糖期に設定されていることに対する苦情等が各地域で見られました。市教育委員会としては、学校関係者、保護者や地域の方々からいただいた意見を取り入れ、教育の日の一層の充実のため、今後とも努力していく所存であります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、宮古地域森林計画についてでございます。平成20年の４月１日から平成30年の３月31日までの計画期間ということで宮古八重山地域森林計画書ができ上がりました。これは、沖縄県で作成してございます。それを受けまして、宮古島市としましても地域ごとの整備について宮古島市森林整備事業計画を策定し、県に認定申請をしております。その中で大きな基本がありまして、森林整備及び保全の基本方針ということでありますけども、水と土の保全林、もう一つは森林と人の共生林、資源の循環利用林、このようなものをですね、整備していくということでございます。その中で、宮古地区におきましては、新植で35ヘクタールを整備するということになっておりまして。今後ともですね、その森林率をできるだけ少しでも上げられるようなそういう施策を講じていきたいと、そのように思います。

次に、イノシシの出没についてでございます。昨年の11月13日に、農家の方から被害の調査依頼の連絡を受けました。場所は、議員おっしゃるとおり、水道局の袖山浄水場の西側のキビ畑で、現場を確認いたしました。キビの食害がございました。沖縄県の猟友会宮古支部員の話によりますと、足跡からイノシシ類ではないかということで数回見回りをお願いをしましたけども、発見できない状況であります。また、猟犬を２匹入れてみましたけども、表にあらわれなかったということでございます。どうやら昼は裏の山

あたりにこもって、夜中出没するということであるようでございます。非常に隣地にですね、近くに住宅が多いとのことで、なかなか銃での捕獲というのは危険性を伴うということになろうかと思います。そういうことで、わなによる捕獲、こういうものをですね、対応してみたいというふうに思ってございます。

◎生涯学習部長（二木　哲君）

宮古島市の体育施設、確かにご指摘のとおり全般的に老朽化が進んでいるのが現状でございます。私どもといたしましては、部分的に修繕入れながらですね、何とかこれまで使用しているのが現状でございますが、今後はですね、やはり財政事情を見ながら、優先順位をつけましてですね、整備を進めていきたいと思っております。

◎消防長（伊舎堂　勇君）

まず初めに、住宅用火災警報器の設置義務についてであります。消防法が改正され、新築住宅については平成18年６月１日より、既存住宅については平成25年５月31日までに設置することになっております。

次に、新築住宅用火災警報器の普及率はどのくらいですかということでありますが、平成18年６月消防法改正後、宮古支庁建設課建築主事より新築住宅の火災警報器の設置については、通知のあった件数は69件を受けております。内訳については、平成18年が19件、平成19年が45件、平成20年２月末現在で５件、合計で69件であります。

次に、沖縄県市町村職員互助会より宮古島市の職員に住宅用火災警報器が支給されているが、設置率はどのくらいですかということでありますが、平成19年10月に総務部総務課給与係より983人に配布されております。取りつけ状況につきましては、各部の所属長あて文書をもって依頼してございます。その結果、219人が取りつけてあります。設置率は22.3％です。平成20年３月12日現在であります。ちなみに職員においては、県営住宅、市営住宅、それからアパートなどに居住している職員もおり、県営住宅、市営住宅、アパート等は消防用設備等が設置されております。

次に、これから住宅用火災警報器をどのように普及させていくかということですが、平成18年６月１日施行後、火災予防運動期間年２回を活用いたしまして、大型スーパーなど多くの人々が出入りする場所においてチラシの配布を実施しております。また、マスコミ等を活用し、多くの市民へ住宅用火災警報器の重要性をＰＲしてまいりました。今後も、機器の普及に努めていきたいと考えております。一方で「消防署から来ました」という悪徳訪問販売が横行しているとの他府県からの多数の情報もありますので、被害に遭わないように市民の皆様も十分注意していただきたいと思います。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

前川尚誼議員の信号機設置についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の箇所の信号機設置については、平成20年１月24日付で宮古島警察署に設置要請を行い、宮古島警察署より２月に県公安委員会に対し上申してあります。平成19年度においては県内で24基が予定されており、そのうち宮古管内においては１基の設置が予定されております。設置については厳しい状況ではありますが、要望箇所への設置ができるよう今後とも要請してまいりたいと思います。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

選手派遣費については、平成19年度、平成20年度比からしますと、小学校において32万円、中学校においては50万円の増加が見られます。しかしながら、体育連盟補助金においては、小学校で２万6,000円の

減、中学校においては７万2,000円の減が発生しておりまして、小中学校両体育連盟の運営に支障が出ないよう改善に向けて取り組む所存でございます。

◎前川尚誼君

それでは、再質問を行いますが、消防行政についてですね、どうしてもその警報器の普及はいろんな形でやっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、このほうの普及にはですね、消防長あと何日かしかありませんけど、ぜひ引き継いでですね、頑張らせていただきたいなと。こういうぐあいにですね、消防普及協会とかというところからいろんなの出してですね、ぜひ必要だということを訴えております。

そこで、実は今日持ってきました。これが警報器です。（警報器を示す）今の音はですね、実はこの場所が非常に大きいですので、そんなにまでなっていないような感じがしますが、８畳間ぐらいの部屋に取りつけますとですね、非常に寝ているときとか夜遅い時間にはですね、非常に大きな音に聞こえます。実際我々も自分の住宅のほうには取りつけておりますので、議員の皆さん方もぜひ購入して取りつけていただくようにお願いしたいなと思いますので、それこそがまた市民へのＰＲになるかと思いますのでね、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。――――――――――ガス関係を扱っているところで販売しておりますので、先程消防長が悪徳商法もいるということを話しておりますので、宮古の業者からぜひ購入していただきたいなと、安心ですので。ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

市長、ぜひですね、今日追加提案がございました宮古島市特別職の職員で常勤のものの給料についてまた数字が出されましたので、いろんな形で職員のミスはあろうかと思いますので、今までは。ぜひこれをリーダーシップをとってですね、もう次からは、平成20年度からはこういうわびがないようにですね、ぜひ職員を一生懸命指導していただきたいと。次からはもうこのようなわびはやらないというぐあいにですね、決意を新たにしているところをお聞かせいただきたいなと、できればと思っております。

幸い棚原芳樹議員がいいことをおっしゃいましたので、非常にうれしく思います。棚原議員、ボランティア総務部長の話ではどのような制度を使うか前向きに検討したいと言っておりますが、実はぜひすぐ参加できる団体があります。クリーン・グリーン・グレーシャスというのがあります。その中でクリーン部がですね、実は今月の30日に来間島の清掃を行います。池間雅昭議員、来間婿でありますので、ぜひ参加していただきますように。これはもうすぐ議員も参加できます。もう全員ですね、呼びかけておきますので、時間のほうは後で新聞に載せますので、ぜひよろしくお願いしたいなと思っております。それで、５月30日はごみゼロの日でまたその日もやります。９月29日はクリーニングの日でありますので、また道路の清掃をします、掃除。ぜひ参加していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

最後になりますが、この議場に３名の、平良環境施設整備局長、そして議会事務局長、それで消防長、３名は何か話によりますと定年だそうです。宮古島市、旧平良市時代からいろんな形で行政に一生懸命頑張ってきた方々が去っていくわけですが、ぜひまた次は別の角度のボランティアとしてでもですね、ご協力をよろしくお願いしたいなと思っておりますが、消防長には最後の登壇になるかと思いますが、ぜひこの普及についてですね、もう一度決意を新たにしていただきたいなと思って私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

（議員の声あり）

◎前川尚誼君

済みません。5,000円から１万円ぐらいですが、これ7,000円ぐらいです。よろしくお願いします。

◎消防長（伊舎堂　勇君）

住宅用火災警報器の普及についてはですね、職員にしっかりと引き継いで、市民の皆さんに行き届くように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩し、４時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後３時40分）

再開いたします。

（再開＝午後３時58分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。一般会計について最初聞こうと思ったんですけど、話を聞きましたら大分当局が自信を持っているということなんで、私の考え方とちょっと違いますので、別のところから入りたいと思います。

まず、国保税についてお伺いいたします。国保税率の改定が今回上程されておりますけども、平成18年度ベースで大体国保税の赤字が１億1,000万円というふうに出ております。それで、まだ平成19年度の数字が出ておりませんけども、資料によりますと大体２億7,000万円ぐらいだろうということで市長が国保運営協議会に諮問いたしまして、答申が出たわけですね。それで、国保税の税率が統一というふうに改めまして決まった経緯がありました。そこを踏まえての議員説明会であったわけなんですけども、どうしてもこの事業は医療費の伸び、いろんなそれから法律の改正、そういったものがありまして、どうしても伸びていかざるを得ない。共産党の上里樹議員がおっしゃいましたけども、この事業は独立採算では無理だろうと、だから国の施策が悪いんだ、私もそう思いますよ。思いますけども、これを我々がですね、あなたのように国を非難して終われるんだったら何の苦労もないと。その地方自治体の中でどうやってこの国保税の問題を我々の問題として、そして将来に向けて取り組んでいったらいいのか、大分担当主管課では苦労なさっている跡が見えます。

そこで、この国保運営協議会の答申を受けた数字をですね、新聞報道によりますと一部の議員がというふうに書かれておりますけども、城辺、上野、下地の出身の議員の皆さんが、これじゃ到底地元の住民には理解されない、反発が大きいということで、これを見直すように言ったおかげでこの新しい、すぐさま議会の初日に合わせて新しい税率が出てきました。税率というよりも、税率はそのままにしておいて補助金を出しましょうということですね。これどうやって出すかといいますと、平良地区の伸び率、これを基準にしまして、伸び率50％基準にして50％超えた額の60％を城辺、上野、下地地区の住民に限って補助するということです。これで出ているんですけども、補助額城辺地区で1,146万9,834円、それから下地地区1,761万1,220円、上野地区が1,176万7,181円、これだけの額を補助することになっております。その３地

区合計が4,084万8,235円、これが市長がこの議案上程のときにおっしゃいました金額であります。もう少し詳しく個別に見てみますとですね、実は平良も、旧平良市民が、確かに赤字の原因をつくったのは平良市民だと、あるいは伊良部町民だというふうに批判もありますけども、12億円の累積赤字は勘弁してもらってですね、これからの負担額を考えるときに、旧平良市民は16万3,690円負担します。これは、５万5,634円のアップになります。それから、城辺地区が11万107円で４万1,241円のアップ。それから、下地地区が13万2,604円、５万5,563円のアップ。それから、上野地区12万8,146円、５万2,449円のアップ。伊良部地区10万727円で、増えたのが２万4,860円となっております。伊良部地区が圧倒的にまだまだ負担率が高い。当然合併協議会の協定事項に盛り込まれておりましたから、私はそのことをとやかく言いたくはないんですけども、ただこの事業が赤字であり続ける限りはどうしてもこれを補てんしなければならない。じゃ、どっから補てんするか。当然一般財源から、一般会計から繰出金を出して補てんします。そのときに合併今３年目ですから、平成20年、それから平成21年、平成22年までこの上野、下地、城辺の３地区の皆さんの補助金を出し続けるつもりなのか、それともその負担に耐えられるようなこれ住民の皆さんの理解をもってですね、本当の意味での統一課税ができるのかできないのか、その辺の見通しをまずお聞きしておきたいと思います。

次にですね、これ予算関係に入りますけども、317億5,000万円一般会計予算が発表になっております。15億円以上の減で、合併後初めての圧縮予算だというふうになっておりますけども、トゥリバーが売れたから大分好転をしましたと、市の財政がですね。去年の６月に総務省で発表されました指数があります。これを全部クリアして、そして当局に言わせれば優秀な成績だと、再生団体あるいは早期健全化団体に陥る危険性は今のところほとんどないと、宮古島市の財政は非常に好転をしているというふうに聞いておりますけども、実質赤字比率、これは実質収支なんですけども、これは黒字は当然予想されます。問題の連結実質赤字比率と実質公債費比率、つまり新聞報道にありましたこのグラフで言いますとですね、これを見てみますと歳出、人件費と扶助費と公債費、これは財政が好転してもといいますか、よくなってもですね、この３つの科目は減りません。なぜかといいますと、317億5,000万円、去年に比べて15億円減りました。そして、来年度も当然三位一体改革の影響を受けてどんどん、どんどん減っていきます。すると、どういうことになるか。宮古島市の専任の職員の数、それからこの国民健康保険料を初めとして医療費の伸びとか扶助費の伸びですね、教育福祉、これも減る気配はありません。公債費、これも少しずつは減りますけども、これもそんなに急に減るわけじゃない。というとどうなるかといいますと、総額が減っていきますと義務的経費は割合が当然増えるわけですから、投資的経費がどんどん、どんどん減らされていく。すると、この義務的経費が当然財政を圧迫してくる。昔よく言われました経常収支比率、これがどんどん伸びていって財政が硬直化する。つまり弾力となる財政状況は生まれないということですね。我々はそこでこの硬直化に向かっている財政状況の中でどういったことをやっていけばいいのか、行政としても、また議会のチェックとしてもどういうことをやっていけば本当に宮古島市の健全な財政ということになっていくのか、これは今からの課題だと思っておりますけども、もしこの辺の見通しを財政課の皆さんが答えられるんでしたら、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。先程申しました一応連結実質赤字比率と、それから実質公債費比率、これの国が定めた指数とですね、今現在の宮古島の予想でいいですから、この指数を、数字をですね、説明をしていただきたいと思っております。

その予算に関連して質問させていただきますけども、その前に議会の役割、今議会と行政がもめている状態と申しますか、余りうまくいっていない状態ですので、いろいろ私なりに考えているんですけども、議会の役割というのはどういうことなんだろうかと。それはつまり、当然もう皆さんご存じのように議会をチェックしていく。行政側をチェックしていくですね。この行政のチェックの中でも、とりわけ自治体職員の法令あるいは服務規程違反がないのかどうかという視点ですね。それから、さらにもう一つは、予算の編成、執行に当たって市民が納得できるような予算の配分内容、そしてそれに伴う適正な会計処理、こういったものがきちんとなされているかどうか、それを厳正にチェックすることだと思っております。合併という大きな社会変革、それから国が言う三位一体の改革という激変の中で、地方自治体それぞれがこれから生き残っていくためにはどういう手だてを尽くせばいいのか。こういう厳しい時代の中では、まず最低限の我々の市民生活を維持して支えていくために財政破綻というこの形だけはどうしても回避しなければならない。これが一番の命題というふうに考えているわけです。今までのように当初予算が出てきました。この予算が出てきます。これを各委員会に持ち帰って検討して、審議をして、そして予算を通すという形になるんですけども、特に財政破綻に近い、あるいは慢性的な財政赤字を抱えている自治体、そしてそれに近い自治体、私は健全な自治体を運営している地方自治体というのほとんどないものだろうと思っているわけですから、我々がこの予算をどういうふうに評価しているか、これが一番我々の議会の大きな役割ではないかと思っております。よく言います。継続事業なんか特にそうなんですけども、補助金が入っているからこの事業をとめるわけにいかない、あるいは交付税の算定にも影響があるから、これは予算というものは市民の不利益にならないように通していかなければならないと、昔からそういうふうによく言われてきましたけれども、果たして本当に今の時代でてそういう安易な考え方でいいんでしょうか。隅から隅までこの予算書チェックして、本当にこれ宮古島市にふさわしい、あるいは市民のためにふさわしい事業かどうか、費用対効果も含めてですね、このことを我々議会が厳しくチェックをして、それで市民に知ってもらう。そして、市民にとってこの事業が果たして本当にいいものであるか、あるいは不要不急の事業であるか、こういったものを常に確認をする作業を怠ってはならないと思うわけです。

特に平良市時代からそういうものが山のようにありました。今話題になっているパイナガマ公園事業、それから荷川取公園事業、根間地区区画整理事業、それから大原地区の区画整理事業、竹原地区の区画整理事業、補助金が50％あるいはそれ以下の、しかも大きなお金を要する事業であります。この施政方針を見まして、いつの間にか健康ふれあいランド構想がすっぽりと消えてなくなっております。それが体験工芸村に変わっております。あのグリーンツーリズムといった体験滞在型の交流施設つくるんだと言った市長の最初のですね、もくろみはどこに消えてしまったのか。こんなにたやすく２年くらいであの事業が、二十数億円した事業がですね、消えてしまっていいのか。こういう安易な事業採択、そして見通しの甘さ、こういったものがすべて今の議会と行政の不協和音に私はつながっていると思っております。狩俣の住民の皆様には本当に申しわけないと、市長は今思わなければならないと私は考えております。あの事業は一体何だったのか、委員会でも追及されました。わけのわからないＮＰＯ法人の農都共生さんとの不可思議な随契中に入っております。こういったのが出てきた途端に事業そのものがとんざしてどこに行ったかわからない、こういうふうな行政姿勢でいいんでしょうか。私はもう一度厳しくこれからも議会は多少なりとも、行政あるいは市民ともですね、多少のあつれきが生まれても、我々は主体的に毅然とした態度でこ

の議会に臨まなければならないと心を新たにしているところだと思います。

それで、関連して予算に質問しますけども、学校建設事業、これがあります。まず、平成20年度はですね、小学校２校と中学校１校の校舎改築事業。特に私ここで取り上げたいのはですね、福嶺中学校の校舎改築事業。事業内容は、老朽化に伴う危険校舎の改築により教育環境の充実を図ると。もっともなことです。その事業費が１億6,291万1,000円。そのうち、国庫支出金、補助金が１億21万1,000円。地方債、これが5,630万円。一般財源が640万円。金額のこととかですね、地域の福嶺中学校がどうのこうのということを言うためにこれを持ち出したわけではありません。学校の統廃合問題、合併当初からこの宮古島市全般における小学校、中学校の数、それと少子化と過疎化による生徒数の激減、この問題を避けては学校教育も語れないし、行政の学校、教育の方針も決まらないと私は考えておりますから、福嶺中学校の校舎を１億6,000万円かけるということは、すべての小学校、中学校の学校統廃合問題を当局は口にしてはいけません。そのことを肝に銘じてですね、事業執行はしてもらいたい。一校の校舎をつくって、これが生徒数が少なかろうが、多かろうが、次は毎年出てきます。今年は、たまたま西辺小学校、久松小学校出ていますけれども、来年度も必ず出てきます。今度はうちの番だ、やれ校舎だ、やれ体育館だ、出てきます。なぜこの３校は認めて来年度は認めないかと、そういう行政手法は通じません。ですから、事業を組むときはですね、将来を見据えて学校統廃合をやるのかやらないのか、それも全部含めてトータルで考えて事業を執行してもらわないと困るということを私は言いたいんです。これに関しては当局のお考えをお聞かせください。

それから、保育所の建設問題についても触れます。平成20年度予算で東川根保育所と東保育所を統廃合して新しい保育所をつくるということになっています。宮古島市公立保育所建設事業、事業費２億3,750万6,000円、地方債、いわゆる借金が２億3,300万円、一般財源が450万6,000円、これも平良市時代から保育所の民営化問題というのがありました。方針としては、伊志嶺市長は、この財政の厳しい折に民営化というのは当然の時代の流れであって、民営化を視野に入れた保育所運営をこれからはしていかなきゃならないし、その時期も考えたいと、これは一貫して伊志嶺市長の考え方であったと私は理解しております。ところが、ここで２億3,000万円かけて新しい保育所をつくります。そして、これだけ市有地があるのにほかの人の土地を借りてそこに建てます。話に聞きますと、年間100万円ぐらいの賃貸料が発生するという話であります。保育所行政どうやって一貫性があるんですか、どのようにこれからの公立保育所を持っていこうとお考えなのか、それをお聞かせください。

最後になりましたけども、死亡牛の処理の問題に触れたいと思います。宮古管内全域で畜産農家の方々が頑張っていらっしゃいますけども、毎年死亡牛が800頭ぐらい出るというふうに言われております。これは当然宮古保健所の指導を受けてですね、それなりの適正な処置あるいは処理をされなければならないものであります。不法投棄というものがあっては絶対ならない、私はそういうふうに考えております。ですから、行政も頭をひねってですね、畜産農家の方々とお話をして、この死亡牛の処理の問題をどうしたらいいか話し合った経緯があります。ところが、それが分裂というか、まとまらなかった。なぜかというとお金の問題です。当局が示した資料によりますと、毎月農協の競り市場で牛の競りが行われます。大体550頭ぐらい１カ月に出るわけですけども、これ落札された方から、その牛を落札というのか、された方から1,000円のお金を徴収させてもらって基金をつくろうと。そして、死亡牛処理のまず基金としてこれ

をプールしておこうと。そして、前に経済部長が答弁しましたけども、大体２万5,000円ぐらい１頭の処理費用かかると。そうしたら800頭ですから、年間出る死亡牛がですね。これ大体2,000万円ぐらいになります。2,000万円ぐらいになって、そのうちの基金がですね、550万円ぐらいかかると。年間ですね、１頭当たり1,000円で550万円かかる。残りの1,400万円ぐらいをですね、農家と、それから行政と、それからＪＡさんと３人で、３者で負担をしてもらおうと。そうすれば不法投棄もなくなるし、ましてやエコアイランド宣言を行っている宮古島のことですから、非常に環境的な負荷もかからないすばらしいものになると私は期待しておりました。ところが、それが一向にまとまらない。それぞれの言い分があるようですけども、現実に死亡牛は毎年800頭発生している。じゃ、これはどうして処理していくかといったら、不法投棄だったり、あるいは埋設措置と言って自分の畑か土地に埋めたりする。これはもちろん違反です。保健所から厳しく指摘されなければならないこれは違反行為です。それを黙認している状態です。畜産農家の皆さんにも出費がかかって大変でしょうけども、本当に宮古島の環境をよくする、我々の宮古ブランド牛が本当に押しも押されもしない、恥ずかしくないブランドを志向するんであれば、こういった足元のきちんとした環境に負荷かからないような処理を適正にやってこそ本当の宮古ブランド牛が確立されるんじゃないでしょうか。私は行政にもう一回頑張ってもらってですね、どうしてもこの話はまとめてもらいたいと思っております。一応質問の形かどうかわかりませんけども、そのことをお聞きしてから再質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺　亮君）

眞榮城議員の質問にお答えします。

平成20年度の一般会計予算ですけども、予算編成の方針としては徹底した行財政改革を行いつつ、新しい島づくり計画、新市建設計画の基本姿勢のもと、重点施策の各種事業を推進するとともに、緊急行動計画を踏まえた歳出削減に努め、赤字削減を目標に編成を行いました。予算案から見積もった標準財政規模は前年度同程度の172億円を見込んでおり、自主財源は17.3％となっております。また、経常収支比率については、前年同様93％前後と横ばいで推移するものと見込んでおります。連結実質赤字比率については、平成19年度末には4.1％、平成20年度末には1.2％を見込んでおります。

他のことについては、担当をもって答弁させます。

◎教育長（下地恵吉君）

学校統廃合の予定はあるのかとのご質問ですが、本市においても学校統廃合は児童生徒数の減少に伴い検討していかなければならない課題であると認識しています。平成30年度までの児童生徒数推計表からすると、今後児童生徒数の推移は横ばい状態になることが予想されます。学校の統廃合については、行政、学校、地域が一体となって取り組む必要があります。児童生徒数の推移や関係機関の意見を聞きながら、統合の可否について今後とも対応してまいりたいと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

死亡牛の処理問題についてでございます。現在共済において確認されているものでも500頭前後毎年出ておりまして、今の宮古の飼育している頭数からすると800前後はいるだろうというふうに予測をしてございます。その分でございますけども、大体が埋設処理というふうになっていますけども、やはり不法投棄されているというか、自分の埋設処理以外に山林に捨てられている、そういうようなものもありまして、

それが観光客の皆さんの目について新聞に載るような状況もあるということでございます。私どもこの死亡牛につきましては、やはり死んだ段階でこれは産業廃棄物として農家の負担で処理すべきのが建前でありますし、また今の埋設処理そのものが好ましい状況ではないというふうに判断をしてございます。１つには観光振興上やはりまずいであろう、エコとしての環境保全の問題、さらには宮古島市は地下水で生かされていると、それらいろんなものを考えた場合に、やはり適正な処理をすべきであるというふうに考えてございます。現在800頭と仮定した場合に、そのうちの約500頭、60％ぐらいについては家畜共済事業の中に入っておりますんで、大体１頭当たり処理そのものの費用として出るわけじゃないんですが、10万円程度の費用が出てまいります。

そういう中で、負担は何とかやっていけるのではないのかなというふうに判断をしているわけでございますけども、問題は共済に入らない残りの30％から40％の皆さん方の負担をどうしていくのか、このあたりが非常に考えさせられるところでございます。ですが、私どもとしましては、やはり農家とＪＡと市、これがやっぱりきちっとした形でですね、費用を分担しながらできるところからでもやっぱりやっていくべきだろうというふうに判断をしてございます。ですが、やはり農家の理解を得るというためにもですね、再度もう一度農家の皆さんとじっくりとしたお話し合いをしながらこの事業を進めていきたいということで、４月に入ったすぐにですね、各旧市町村ごとの畜産農家の皆さんとですね、お話し合いと、さらにはアンケートをとりたいというふうに思っています。その中で判断されるというふうに思いますけども、宮古島市の立場としてはやはり将来を考えた場合はきっちりとした処理をすべきであろうというふうに思っていますんで、そのようなことができるようにですね、これからも担当部として頑張っていきたいというふうに思ってございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国保の税率改正による増加分に対する助成をですね、平成22年度までに続けるのか、あるいはその見通しについてどうなのかということでありますが、まず激変緩和措置として助成をしたいというふうなことにつきましては、合併に関する合併特例法の16条でしたか、そういったもので不均一課税ができるということになっております。その考え方に基づきまして、合併市町村間で著しく公平を欠くというふうに思われる場合は、その合併の年、年度あるいはそれに続く５年度において激変に対する緩和措置をとることができると、いわゆる不均一課税も５年以内にすることができるというふうな規定になっております。したがいまして、それと同様の考え方に基づいて今増加分に対する激変緩和という形で、議員がご指摘しておりますように50％を基準として増加分の６割を助成をしたいという考えに至ったわけであります。平成22年度までですね、いわゆる合併５年度の最終年度の年まで続けるのかということでありますが、一般質問初日にもお答えしたと思いますけれども、今後につきましては市の一般会計の財政の状況等を見ながら検討していきたいと、考えていきたいと。できるだけそういった公平を欠くような事態にならないような形で検討はやっていきたいというふうに考えております。

それから、保育所の件でありますけれども、今後どのように保育所行政を進めていくのかということでありますが、これにつきましても今回の一般質問でも質問が出ておりますが、今後につきましてはとりあえず当面はですね、統廃合を中心に考えますけれども、当然民営化の方向も視野に入れながらですね、統廃合のほうからできる部分、箇所については進めていきたいと。したがいまして、今回東保育所と東川根

保育所を平成21年の４月に統合したいということで今回の予算に建築費用を上程しておりますけれども、残りの保育所についてはですね、今11カ所になります。平成21年に東川根と東保育所を統合すれば、10カ所に公立保育所がなるということであります。地域の状況あるいは市民の意見を聞きながら、統合したほうがよいのか、あるいは民間で保育所経営をしてみたいというふうな法人の方々が出てくるのかですね、その辺も見きわめながら今後については考えていきたいというふうに考えております。

◎財政課長（石原智男君）

健全化法による国が定めた早期健全化団体の指数はという趣旨の質問でございますが、早期健全化団体の範囲というのは、実質赤字比率ではマイナスの11.25％からです。それから、連結実質赤字比率は、早期健全化団体になるのはマイナス16.25からです。それから、実質公債費比率、これは25％から早期健全化団体、それから将来負担比率は350からということで、次にとっても悪い状態の再生団体になるのは、実質赤字比率がマイナスの20から、それから連結実質赤字比率はマイナスの30から、それから実質公債費比率は35からということで、この３つ基準値を超えれば再生団体ということになります。

宮古島市はどうかということですが、実質赤字比率、これは普通会計が赤字になった場合ですが、現在宮古島市は黒字でございますので、実質赤字比率の欄には該当しておりません。それから、連結実質赤字比率というのは、平成18年度決算ではマイナスの25.3％でございましたが、平成19年度途中トゥリバー売却によりまして17.8％好転いたしまして、そのトゥリバーが売れた時点でマイナスの7.5％。ですから、早期健全化団体のマイナスの16.25％はクリアしております。それから、この連結実質赤字比率については、トゥリバーが売れた時点でマイナス7.5になりましたけれども、平成19年度内において国保、国民健康保険、それから下水道に繰り出しを行いまして、現在マイナス4.1ぐらいを見込んでおります。次に、実質公債費比率は平成18年が13.9％でした。平成19年度は、同じような13％台で推移すると思われます。これは25％以上が早期健全化団体に該当しますので、これもクリアはしております。将来負担比率は、平成19年度見込みで256、早期健全化団体では350からですので、これもクリアはしております。

◎眞榮城徳彦君

総務省が策定した数字は大丈夫だという答弁でありますけどもね、財政が健全化に向かうことはいいことではもちろんあるんですけども、私まだ信用していないんですね。なぜかといいますと、いびつな形の宮古島市の現在の予算編成というのは、この総額といい、中身といい、これは本来の類似自治体の財政標準からいったら物すごく大きなものに膨れ上がっているわけです。これはなぜかといいますと、合併の算定がえとか特例措置があるからたまたまそういうことになっているんであって、当然毎年毎年標準規模に向かってパイは落ちていくわけですから、財政規模は落ちていくわけですから、そうすると早く職員削減をするのかどうか、こういったことが、改革が望まれているものと考えております。また、これをストップさせてはならないと考えております。

たしか副市長だと思いますけど、この通告した質問にも触れますけども、管理職手当の復活と、それから特殊勤務手当の復活。管理職手当は、一律の半分だと、定率の半分であると。この総額はですね、2,967万1,000円ですね。それから、特殊勤務手当、これ547万8,000円。合わせますと3,500万円ぐらいの予算措置を組んであるということでありますけれども、果たして私こんな早くですね、こういった手当を復活させていいものかどうか、非常に疑問に思っています。池間雅昭議員も鋭く指摘しましたけども、自治体の財

政調整基金である……何て言いました。財政調整基金はゼロでしょう。こんな自治体はどこにもないですよ、沖縄の県下探しても。財政調整基金はゼロであると。ワイドー基金とかそのほかいろいろあるんでしょうけども、目的以外には使えませんので、これは一般会計に繰り入れられないと私は思っております。財政調整基金がゼロということはですね、それだけ非常に自治体としての力は弱体であるということを示している何よりの証拠じゃないですか。それをすべて忘れたような形で、トゥリバーが売れて好転しました、指数も大分下がりました、管理職手当の2,960万円と特殊勤務手当の547万円復活させると、これとんでもないことだと思います。

それとですね、ラスパイレス指数が低いと副市長おっしゃいましたけど、当然じゃないですか。ほかの自治体に比べて倍ぐらいの職員数を抱えている宮古島市がですよ、ラスパイレス指数を１％上げたらどのくらいの金額になると思いますか。1,000人いるんですよ。すぐさま数千万円単位でこれが、お金が出ていくことになるじゃないですか。これは、私は詭弁だと思っております。

それから、集中改革プランでもう一つ言いたいことはですね、2010年までに宮古島市の職員の削減目標はですね、これは県に提出した数字なんですけど、8.8％ですね。8.8％ということは、2010年までに90名人ぐらいしか削減できないということですから、それは当然自然定年を迎えた方、あるいは勧奨、それから採用人員を抑える、こういったことでしか調整はできないわけですから、これは私が先程も言いましたように、人件費は2010年、少なくとも2010年から2011年ぐらいまでそんなに変わらないで、今のまま肥大化していく状態であると思います。ですから、これを簡単に財政が好転したとか言ってほしくないですね。これは、数字のからくりだと私は思っています。

それで、一番如実にあらわれているのは、我が宮古島市の平均所得ですよ。県民平均所得の93％しかないじゃないですか。188万円ですよ。我々自治体が、そして188万円この宮古島市が、県内11市の中でもびりから２番目の10番目に位置しているのに、どうして188万円しかない自治体の職員がですね、管理職手当とか、特殊勤務手当とか、ラスパイレスを上げるとか、こういう発想ができるんですか。私は、これだけはぜひ改めてほしいと思いますね。

もう一つ、最後に国保のことについて福祉保健部長に申し上げておきたいことはですね、国保審議委員会が一生懸命議論を尽くして答申をしました。その答申の重みというのは、あなた方一体どういうふうに考えていらっしゃるんですか。議員から反対が出たからといって、１週間もしないうちにすぐ60％の補助をつけましょうと。この発想は何なんですか。私はですね、どうしてもっと議案に上程する前に我々ともう一度、あるいは当局内部でもっと議論を尽くして結論を出してくれなかったのか、非常に残念です。そして、不満です。私は、このことだけ要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

最後の要望ですね。

◎眞榮城徳彦君

はい。

◎議長（友利恵一君）

これで眞榮城徳彦の一般質問を終了いたしました。

◎下地秀一君

それでは、３月議会最後の質問になりますけど、通告どおりの市長の政治姿勢から福祉、教育、道路行政、農林、水産業、多岐にわたっての質問になりますけどが、順を追って質問してまいりますので、当局の誠意ある答弁をいただきたいと思います。

最初に、行政改革と財政再建について伺いますが、私はこれまで当局の行政運営の仕方を拝見しまして、やはり公務員的手法よりも民間的手法のほうがいいんじゃないかと何回か言ってまいりましたけどが、これまでの当局のまた行政運営を拝見しまして、やはり一歩進んで守りの行政運営から攻めの行政運営の転換が望ましいんじゃないかと考えております。宮古島市は、昨年トゥリバー地区が売却されまして、連結実質赤字比率が改善されたということで財政再生団体への転落は何とか今のところ回避できたと考えておりますが、まだまだ予断を許さない状況だと考えております。今後財政の健全化を図るには、まず基本的にはやはり経済の活性化を図ることであり、そのような観点から市有地の売却並びに公共事業の導入も選択肢の一つとして、また滞納問題を解消するためにも市民一人一人が税金の納めやすい環境、つまり雇用面を重視する。あれだけの経済不況も大分肌に感じていると思いますけどが、やはり市民の中には仕事さえあれば税金が納められると。やはり税金納めようにも仕事がないという、そういう悪循環が通っておりまして、ぜひ雇用面を重視した環境をつくることがまず最善の道じゃないかと考えております。また、今年度の一般会計で不動産売払収入が費目存置になっておりますが、市有地の売却、つまり下崎地区埋立地、また複数の課にまたがっている賃貸借契約中の市有地の売却並びに各地に点在する市有地の売却について、現在どのようになっているのか、伺います。

また、武道館建設用地として、たしか90年か91年かと思いますけどが、当時建設予定地として購入した土地の購入金額と、これまで、平成19年までのできれば利息の総額を含めてどのぐらいになるのか、伺います。さらに、今年度決算から適用される自治体財政健全化法に対する宮古島市として将来の債務状況について問題はないのか、あわせて伺います。

次に、水道行政についてですが、まず最初に昨年12月議会において、当局の答弁の結果、多良間村との広域化検討委員会が立ち上がったことに対し、まず感謝申し上げたいと思います。今後は検討委員会、委員長、下地副市長の多良間村との水道事業に対する理解と協力をぜひ期待したいと考えております。そして、答弁の中にありました局長人事につきましても、あわせてお願い申し上げたいと思います。

それでは、通告の２点にわたりますけどが、まず還元水について伺いたいと思います。昨年の国会で還元水が問題になったことは、当局もご承知かと考えております。松岡農林水産大臣が事務所経費の中で還元水に年間100万円とか150万円とかも使用したとか、国会中継の中で野党の皆様に大分追及されましたが、私はその中で１つ不思議なことを感じました。野党議員の中でだれ一人、どうしてあなたは東京の水道水が飲めないかと追及した国会議員は残念ながら一人もおりませんでした。私は格差拡大と言う前に、公職にある者はまず地域の水道水に理解を示すべきだと考えております。そのような観点から、現在還元水はこの役所内においてどの程度普及しているのか、伺います。これ別に詳しくなくてもいいですから、大体パーセンテージでいいかと思います。

さらにまた、市町村合併後伊良部地区に対しまして水道局は高度な技術力をもって大幅な設備投資を行ってまいりましたが、現在伊良部地区における有収率並びに費用対効果について期待どおりの成果は出たのか、伺います。

次に、スポーツアイランド構想についても伺います。最初に、武道館建設についてですが、武道館はやはり日本武道館というすばらしいスポーツのステージもあるとおり、私は日本古来のスポーツのメッカとしての色彩が強く、スポーツの原点だと考えております。そしてまた、体協組織の強化とともに、スポーツアイランド構想の集大成として最も期待しているところであり、そこで伺いますが、武道館建設と宮古体育協会の法人組織としての体制強化について行政側として検討する考えはないのか、伺います。

また、スポーツ振興条例、詳しくはスポーツ振興基金条例と言ったほうが正しいと思いますが、これまで何回か質問してまいりましたけどが、当局の具体的な取り組みがなかなか見えないので、また改めて質問したいと思います。昨年児童生徒の県民大会などへの派遣費用なども含めて、当事者より苦肉の策として、これは宮古中学校体育連盟からの、昨年の10月12日付でこれ各企業にカンパの要請が参っております。これそのときにコピーをとったんですけどが、それぐらい現場が厳しいということでこのような改めて民間企業への寄附の要請が参ってきたんじゃないかと思っております。やはりこれまでのあらゆるスポーツに対しましても、学校や父兄の方々は子供たちの派遣費用についていかに苦労しているか伺うことができますが、このような現場の実情も踏まえながら具体的にスポーツ振興基金条例制定に向けて改めて取り組む考えはないのか、伺います。

次に、県立公園の整備計画についてですが、これまで、今日もありました多くの議員の方々が質問してまいっておりますので、この件につきましては割愛させていただきます。

次に、宮古上布の振興について伺います。宮古上布の振興については、基本的には生産、販売の一元化で安定した収入を得るのが目的であり、当局の指導力を期待したいところであります。しかし、現状は宮古織物協同組合という総本山があるにもかかわらず、宮古の各地域においては宮古上布の織物工房が点在しており、今宮古上布に携わる関係者が統一された生産、販売の窓口一本化について真剣に取り組むべきだと考えております。私は以前宮古織物組合に、行政側が5,000万円貸し付けて宮古で生産されたすべての宮古上布を買い取って、つまり宮古上布が完成すればすぐにでも現金が手元に入るシステムの完成と問屋との販売窓口は宮古織物組合一本化にすれば、生産者側も安定した収入と高収入につながると期待しております。ちなみに現在和牛生産が非常に活発であります。これもやはりこれまでバイヤーの方々が各個人から直接買っていたということで余り値段が上がらなかったと。しかし、当時の行政がこの競り市場というのをつくったおかげで販売窓口が一本化になったということで、今の和牛生産の活性化があるんではないかと考えております。やはりこういうことで、行政側としても従来の販売方法を見直して販売窓口の一本化についての得策はないのか、伺います。

また、宮古上布でも宮古織りのほうは若干安く購入できますので、やはり宮古上布の振興のためにも行政側がもっと宮古織りのサマーシャツとしてぜひ着用するよう、職員を中心に普及について検討をする考えはないのか、あわせて伺います。

次に、認可外保育園に対する給食費についても伺います。給食費の支援につきましては、当時仲井眞県知事の選挙公約にもありますし、また伊志嶺市長が関係者と非常に前向きに話し合いしたとも聞いております。そういうことで、今回の補正予算並びに新年度予算においても予算計上をされたことは大きな一歩だと考えており、今後給食費の助成金については少ない金額ではありますが、しかし予算の目出しをしたということが大きな意義であり、そのような観点からも今後給食費の支援、拡大に向けて検討する考えは

ないのか、伺います。

次に、北小学校の改築について伺います。昨年、今年にかけましても、北小学校の学校側とＰＴＡ関係者がたび重なる要請を行ったと思います。しかし、今年度新年度予算に予算計上されるだろうと期待しておりましたけどが、見送られたということで、学校現場としてはＰＴＡ関係者含めて非常に残念な気持ちだということを聞いております。しかし、北小学校の老朽化は現在危機的状況で、教育現場としては児童生徒の教育環境にふさわしくないと考えておりますので、北小学校の改築について今後の計画はどのようになっているのか。

また、たびたび崩落事故を起こしている幼稚園の改築計画を見直す考えはないのか、伺います。

次に、荷川取公園への進入道路について伺います。これも、もうたびたび質問しております。しかし、荷川取公園が完成してから、地域住民の方を中心に広く利用されております。しかし、都市公園としての機能性があるにもかかわらず、公園の北側と南側からの進入道路が現在も整備されないままで利用されております。特に南側からの進入道路は公民館との併用で、以前から整備について私は質問しております。そういうことで、昨年の６月議会において、当局は整備の必要性は認めております。そして、補助事業での整備に向けての関係機関との調整を行っていきたいと答弁しておりますが、現在整備計画についてどのような状況にあるのか、伺います。

次に、平良―城辺線の４車線、これは２度目の質問になりますが、やはりこの県道というのは78号線、非常に地域の方々から、やはり鏡原団地もしくは周辺の方々から、渋滞になるとなかなか本道路に出れないと。できればＪＡ前から中休前までは何とかもっと道路を広くしてくれんかと、いわば４車線にしてほしいという、そういう要望もあります。しかし、これが一朝一夕にできるものと思っておりませんが、やはり将来へ向けて地域の鏡原地区が、城辺方面が今後どのように発展していくということはある程度予想はできると思いますので、やはり今後旧中休食堂前ですね、そこまで４車線について、やはり５年、10年後もしくは20年後に先を見越してやはり僕は今布石を打っておくべきだと思っておりますので、この４車線としての拡張整備に将来できるかどうかという可能性の調査について、やはり県と今後いわゆる話し合いをしてもいいんじゃないかと思っておりますので、その辺についても伺います。

次に、農林、水産業の振興についても伺います。これまで何度も農林、水産業振興におきましては、特に後継者問題を中心に質問してまいっておりますけどが、なかなかいい答弁をいただいておりますけどが、非常に具体的に答弁どおり行政が進んでいるかというとちょっと疑問点がありますので、再度伺いたいと思います。農林、水産業の振興は、食料自給率の低い我が国にとっては避けて通れない重要な問題だと考えております。ちなみに我が国の現在の食料自給率は39％、ファッションの国と言われるフランスが122％、そして農業大国アメリカが128％、比較できないほど余りにも我が国の食料自給率は低過ぎると感じております。そして、農産物や水産物並びに食卓に欠かすことのできない冷凍食品においても、ほとんどが外国からの輸入であり、資源の少ない輸出依存型の日本にとって食料問題は国策として取り組んでいかなければならないと考えております。

また、宮古圏域にとっても同様なことであり、農林、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、教育の観点から拝見しても、従来の農林高校、水産高校がなくなり、本年４月からは実質的に実業高校がスタートをいたしますが、少子化傾向の弊害とはいえ、第１次産業の名称を備えた農林、水産とい

う専門学校の廃止は、大変残念なことだと感じております。宮古における農林、水産業は高齢者の方々に頼らなければならない状況にあり、マンゴーなどの果樹園芸や葉タバコ産業においては世代交代がうまくいっていると感じておりますが、その反面、畜産業やサトウキビ、そして特にこれはもう佐良浜地区の方からも聞きましたけどが、特に近海漁業においては高齢者の方々が多いと感じております。これからの近代的な農林、水産業の振興において最大のキーポイントは、各分野におけるエキスパートの育成と、そして各産業における後継者育成でないかと考えておりますが、当局は農林、水産業の振興についてどのように考えているのか、伺います。

以上、答弁をいただいて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

下地秀一議員にお答えします。

行政改革と財政再建でございますけども、平成19年６月成立しました財政健全化法において、財政の健全化を判断するために、１つ、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と４つの指標が導入されました。実質赤字比率について、11.25％以上で早期健全化団体、20％以上で財政再生団体となりますが、宮古島市は平成19年度決算は１％の黒字を見込んでおります。連結実質赤字比率については、16.25で早期健全化団体、30％以上で財政再生団体になりますが、当市は平成19年度決算見込みで先程も答弁しましたとおり4.1％となっております。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎教育長（下地恵吉君）

北小学校の校舎改築についてでありますが、今年度において耐力度調査を実施し、現在県の審査を受けているところであります。今後県教育委員会とも調整を図りながら、平成21年度から平成22年度の２カ年間での整備計画で進めていきたいと考えております。

なお、幼稚園の改築計画につきましては、小学校の校舎と園舎の敷地や配置計画等の関係もありますので、小学校の校舎改築と同時に改築計画を進めていきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、賃貸契約中の市有地の売却についてというご質問でありますが、その手続の際にはですね、買い取る意思があるかどうかをまずお聞きしまして、その意思確認ができているのが大体十数名ほどおります。そして、該当する土地につきましては、土地利用計画との整合性ということで、関係各部課に処分する場合支障がないかどうかをお聞きします。さらにはまた、重要なことにつきましては、公有財産検討委員会今年１月に立ち上げまして、そういった組織で議論をして問題がなければ処分するということでありまして、そういったことで土地の処分については慎重にやっていきたいというふうに考えております。

それから、武道館建設予定地の購入金額と利息の総額ということですが、これは体育館南側の駐車場のことだと思いますが、この面積がですね、6,562平方メートル、購入金額が２億8,455万4,000円、平成３年から平成19年３月末までに支払った利息の合計が１億5,416万6,091円となっております。この一般会計に負担を強いるわけですが、これは財政健全化法に照らして問題はないかということですが、将来負担比率にかかわってくるかと思いますが、今のところ早期健全化団体が360以上で、見込みで現在宮古島市は256ということで、現在のところ支障はないというふうに考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

認可外保育園に対する給食費の助成の件であります。まず、認可外保育園への給食費の助成につきましては、平成20年度から実施を予定いたしております。なお、県におきましては、ゼロ歳児への支援が今のところ予定をしていないということでありますが、市におきましてはゼロ歳児への支給につきましても対応してまいりたいというふうに考えているところであります。今後の助成、支援の拡大についてはですね、県の動向、あるいは他市、財政等の状況を勘案しながら検討してまいりたいということであります。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、宮古上布の振興についてということでございます。宮古上布これまでも生産から販売までということで一元化してきたつもりではございます。ですが、今の社会状況、そういう中からどうしても組合員の中でもネット販売をしている方々がいると。こういうものがある程度安い価格で出しているというようなことも現実でございます。やはり宮古上布１人で年２反も織れないような、非常に高度な生産技術を必要とする産物でありますから、できるだけ高く売れるようなシステムづくりというのが重要だというふうに思ってございます。織物組合としましても、できるだけ生産から販売まできちっとした形で売りたいというのは本音でありますし、またそのようにやらなきゃいけないというふうに思っているとおりでございます。議員からの提案で5,000万円市が貸し付けをして、その中で再生産ができるようなことをやればいいのではというご提案でございますけども、今の状況なかなかここまでいかないような状況にあろうかと思いますけども、一理ある提案だというふうに思ってございます。

次に、サマーシャツを宮古織りを使ってつくってはどうかということであります。今サマーシャツ大体２万円から２万5,000円ほどであります。通常の背広の１着分というような形になりますけども、１つにはやはり普通のシャツとしてつけるには相当価格が高いのではないかという部分が１つあります。もう一つはデザイン性の問題。このあたりもですね、もっと若者がつけられるようなこういうデザインをつくらなきゃいけない、必要だろうというふうに考えてございます。ただ、サマーシャツ、私もこのシャツ３枚ばかり持っているんですけども、やはりつけるにしてもなかなか非常につけにくいというか、ある行事のときでしかつけられないような形のものでありますから、もっと手軽につけられるような値段設定、もっとデザインをシンプルにして若者でもつけられるようなもの、そういうものの製作も必要であろうというふうに考えております。

次に、後継者対策事業でございます。この後継者問題、なかなか難しい問題でございます。いろんな施策を講じてはいますけども、やはりもうからないと後継者は生まれてこないというようなことがございます。ですけども、平成19年度の新規就農者実態調査、これ前の農業改良普及センター、あそこが統計をとっておりますけども、平成19年度は一応23人の新規就農者が出ております。平成17年度が１人、平成18年度が３名ということでありますから、相当な形で今回増えてございます。これはやはりこれまでの取り組みの成果が少しずつあらわれてきたのかなと思っておりますけども、まずは機械化を中心とした省力経営であるとか、特に農地の流動化による経営の規模の拡大、特にそれともう一つは生産性の高い作物の産地化、こういうもの等がよくなってきたのかなというふうに思っていまして、私どもしましても複合経営というものを進めております。例えばサトウキビと畜産であるとか、園芸施設とサトウキビであるとかですね、そういうような複合でもって全体的に所得を上げていくというようなこと等をただいま普及してござ

います。さらには、「おきなわ就農・促進ゆいまーるモデル事業」というのがございまして、その中で60歳以上の方、例えば定年退職した方、こういう方々に就農希望があればそれに対する研修をやりましょう、あるいは農地の確保についてもいろんな形で支援をしていきましょうと、そういうような事業もございまして、そういうもので新規の就農者を増やしていくということ等も施策としてやってございます。

もう一つ、一番問題になるのは水産業の後継者であろうかと思ってございます。本当に高齢化してございます。さらには魚がとれなくなってきている、さらには本土からの大型漁船が近くで操業し、水産資源をとっていくというようなこと等もございます。ですが、やはり養殖という部分につきましては、これから伸ばせる海ぶどうであるとか、あるいはモズクであるとかですね、こういうものはまだまだ有望でありますし、ある程度高齢者でもできる産業だというふうに思ってございます。

もう一つは、うまく観光を取り入れた事業ですか、そういうものをですね、やはり進めていく必要があります。ですから、今以上の生産を上げられるような施策、こういうものにつきましてはですね、やはり観光とリンクしたそういう漁業者を育てていかないとなかなか後継者は育たないなというふうに思ってございますんで、宮古島市ではそういう観光とのタイアップできる事業というものをですね、しっかりとやっていきたいというふうに思ってございます。

◎建設部長（平良富男君）

下地秀一議員に荷川取公民館への進入道路についてお答えします。

この路線につきましては以前から何度もご質問ありましたけど、市といたしましては道路局の事業で拡幅できないものか、県の担当課とも打診して相談しております。道路局の事業では、費用対効果等含めて採択条件に該当しないということでございます。

次に、平良―城辺線の４車線の延長です。県道平良―城辺線の４車線の延長についてですが、これも県の担当課のほうに問い合わせたところ、現在のところ整備計画はないということです。市といたしましては、将来の交通量、それから交通安全面等を考えながら、その時点でまた県への要望を考えていきたいと思います。

◎生涯学習部長（二木　哲君）

まず、武道館の建設の件でございますけども、現在宮古島市の総合体育館内に、２階のほうですけども、小運動場、私ども武道場と言っておりますが、これがございます。そのほかにですね、新たに武道館が必要なのかどうかということになりますと、現在の私どもの財政事情を考えた場合、大変厳しいものがあるのかなと考えているところでございます。

それと、宮古島市体育協会の体制強化の件でございますが、ＮＰＯ法人組織という形では那覇市の体協がですね、たしか2002年に法人化したいきさつがございます。宮古体育協会においてもですね、その法人化の話は理事会の中で出された経緯があると聞いておりますけども、いろんな事情がありまして、その話が今立ち消えになっているというか、ちょっと難しいという形になっているように聞いております。ですから、今後宮古島市体育協会のほうからですね、その辺の話があった場合には私ども積極的にその話し合いの場に参加してですね、一緒に考えていきたいなと思っているところでございます。

それともう一点、スポーツ振興基金条例の制定の件でございますけども、これも以前の議会から議員によくご質問を受けました。あのときも多分答弁したと思いますけども、とにかくこういった厳しい本市の

財政状況の中で、新しい財政負担が伴うような形のものができるかどうか考えますと、しかも県内の11市見た場合ですね、まだこれが制定されたところ非常に少ない。こういう状況なんか考えますと、今はちょっとまだ困難な状況であるのかなと考えているところでございます。

◎水道局次長（砂川定之君）

合併後の伊良部地区における水道事業の現状についてであります。合併後、単年約3,000万円の欠損金の縮小もしくは解消を目標に総額２億3,000万円程度を投入し、全世帯の量水器の取りかえまたは配水管布設工事などを実施してまいりました。その結果、有収率は62％から約83％に向上しております。そして、平成19年度の決算においては、約500万円の利益が見込まれております。費用対効果は、あらわれているものと思います。

◎総務課長（伊良部平師君）

還元水が役所の内部でどの程度普及しているかというご質問でございます。役所管内、出先含めて今73の課がありますけど、いわゆるミネラルウオーターを購入して利用しているという課は31課あります。全体の約43％に当たります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後５時20分）

再開します。

（再開＝午後５時21分）

◎下地秀一君

それでは、再度質問したいと思います。

行政改革と財政再建の中で、先程市有地の売却につきましては当局は慎重な答弁を行いましたけどが、最初に言いましたとおりやはり攻めの行政運営をやるべきだと私は考えております。その中で民間企業におきましては、やはり会社経営が厳しくなれば手持ちの不動産とかいろんなのを売りながら何とかしのいでいるというのが現状ではないかと思っております。そういうことで、できればはっきり言ってこういう不動産の取引というのは、やはり行政マンにはなかなかやりにくい面があるんじゃないかと考えております。そういうことで、やはり委託というこれ手法もありますので、できれば不動産取り扱いに明るい業者にすべての市有地のリストを提供しながら売れるところはもうどんどん売ってもらうと。ということは、売れることによって今まで抱えた財産が固定資産税というね、新しい税を生んでくれる。僕ははっきり言ってね、持っているよりは売れるところはどんどん今の財政状況を考えたら売るべきだと。そういうことで、不動産の市有地の売買について委託をして売る考えはないのか、これは伺いたいと思います。

それともう一点、先程自治体財政健全化法の中でもろもろの指数をいろいろ当局は述べましたけどが、その中に、これは大事なことですから、先程の答弁の中で今市が抱えている第三セクター、そしてもう一つは土地開発公社の負債もこれは勘案しての答弁なのか、再度伺います。

次に、宮古上布の振興についても伺います。先程当局からいろいろ詳しく答弁いただきましたが、これまで宮古上布というのはやはりいろんな歴史と文化の中で、大正時代は１万8,000反という驚異的な数字

もあります。それが昭和50年には532反、そして平成17年には21反と激減しております。やはりこれから宮古上布を宮古の重要産業として位置づけていくんでしたらもう少し行政側がやはり取り組んで、これは我々もやっぱりいろんな消費者の方々も聞いているとおり、非常に宮古上布を安く出しているんじゃないかという情報もいただいております。これはやはり窓口を、宮古から宮古上布が出るときはこの窓口しかありませんよという、そういうシステムをね、ぜひつくっていただきたいと。そうすればつくる生産者側にも、やはり高い値段で売れればそれだけ収入になりますから、ぜひ窓口一本化というのは、やはりこれは販売窓口が一本化というのは、これはどうしてもやらなきゃいけないし、そういうようなことで現在こういう生産、販売窓口一本化について定期的な話し合いは今あるのかないのか、それについても伺います。

そして、スポーツアイランド構想につきまして再度伺います。先程、前回の答弁も、当局はやはりスポーツ振興基金条例つくるにはどうしても財源が必要だと。現在の宮古島市のやっぱり財政考えた場合は非常に一般会計からの繰り出しは難しいと、これは前回もそういう答弁をいただきました。しかし、やはり金がなければこれ知恵を使うのが、やはり行政の側に与えられた一つの仕事じゃないかと考えております。これはもちろんまずは条例つくるのが先決でありますけどが、やはりゴルフの利用税に１人当たり何円か上乗せしたり、もしくはやはり宮古出身の篤志家の方々にまずお願いしてみたり、いろんな面でその財源をどこに求めるかということは、これは皆さんが研究すればある程度展望が開けてくるんじゃないかと考えております。

また、武道館の建設につきましても、やはりあれだけの土地をまだ、約１億5,000万円ですか、利息だけで。やはり早く武道館つくってもらって、そしてそこに法人化された体育協会を入れてもらって、ぜひ宮古のスポーツのために頑張っていただきたいと。ちなみに昨年の、これ前川議員が一番よく知ってると思いますけどが、昨年の第59回沖縄県民大会では宮古は総合11位とたしかびりから２番ですかね。これだけね、スポーツアイランド構想を持って日本一のトライアスロンをやっているにもかかわらず、非常に成績が悪いということでね、ぜひその点のやはり基本的な根幹と申しますか、やっぱり体協組織の強化しかないんじゃないかと私は思っております。いわゆる今後体協組織を法人化して、できればその体協組織に宮古島の抱えるスポーツ関連施設の管理業務を委託すればある程度財源の確保もできるんじゃないかと。あとは寄附をもらうとかいろいろやり方ありますけどが、ぜひまずは体協組織をしっかりした組織にして、やはりこれからどんどん生まれてくるだろう優秀な選手や団体の育成と、それから雇用面も含めて、スポーツアイランドにふさわしい条例の制定、施設の改善、組織の充実、まさにこれがスポーツアイランド構想の集大成でないかと考えております。そういうことで、これはやはり政治的判断のできる方にぜひこれ答弁をして、今後のスポーツアイランド構想に向けてどういった取り組みをしていくかということを政治的判断でぜひ答弁していただきたいと思っております。

それから、北小学校の改築についてですが、先程当局から１年前倒しというすばらしい答弁をいただきましたが、実は本来ですとこれはもう2002年にできる予定でありましたけどが、いろいろ市町村合併とかほかの学校との関連もあって大分遅れてまいりましたけどが、先程当局の答弁をいただきまして、やはり平成21年度から北小学校改築事業に入るということ、つまり次年度予算計上は間違いないと期待していいのか、再度伺いたいと思います。

また答弁をいただきまして、再々質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺　亮君）

スポーツ振興基金等の設置でございますけども、これは何といっても体育協会が法人化されなければその受け皿がないわけですから、そういう体育協会の体制をしっかりと固めてから前向きに考えていきたいと思っております。

◎教育長（下地恵吉君）

北小学校の校舎改築については、平成21年度じゅうに着実にできるように努力をしてまいりたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

市有地の売却につきましてお答えいたします。積極的に経営的な考えでということで委託の可能性はないかということですが、土地利用計画との整合性を図った上でですね、これ処分してもいいというようなものについてはそういった方向も含めて公有財産検討委員会というのがありまして、そこでも議論しながらですね、そういった方策も考えていきたいと思います。

それから、先程の土地開発公社に対する市負担の部分ですが、これ第三セクターとかそういった土地開発公社も含めての答弁だったかというご質問ですが、将来負担比率というのはですね、市の債務ですね。市の債務負担行為や、あるいはそういった第三セクターの持つ市に対する負担、そういったものが加味されておりますので、当然この土地開発公社の件も入っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

宮古上布の振興に係る部分で、再質問で行政側はもっと支援すべきではというご質問でございます。１つには、窓口の一般化をどう行うべきかということでございますけども、やはり６カ月から10カ月かけて織ったその上布をですね、その技術に見合った価格で販売する、これはですね、やはり今の赤嶺理事長の熱い思いでもあるということで、80万円という値段から100万円という値段をつけましてですね、現在販売をしているというような状況にもございます。一本化するには、やはり組合員を組合にどのように参集させるか、これに尽きると思いますけども、今このようなお話し合いができるかといいますと、ちょっとまだそこまで至ってはいないのではないのかなと思っています。ただ、織物組合で生産に参加して研修、伝統工芸所で織りをしている部分に関してはすべて一元化して出しているということは言えるかと思いますんで、これをもっともっと広げていくようなそういう施策についてですね、織物組合さんのほうとお話し合いをしながらできるだけ一元化できるような方向で宮古島市としても協力はしていきたい、そのようなことはしたいと思っています。

◎下地秀一君

ぜひ宮古上布につきましては、生産、販売の一元化をぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、宮古を出るときは宮古上布か宮古織りでぜひ出張にも行くように、当局の指導をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今月をもって定年退職を迎える消防長の伊舎堂勇さん、環境施設整備局長の平良光善さん、議会事務局長の下地嘉春さん、市民の公僕としての長い公務員生活大変ご苦労さまでした。これからの第２の人生における活躍を祈念申し上げまして、一般質問を終わります。

◎議長（友利恵一君）

これで下地秀一君の一般質問は終了いたしました。
本日の日程はこれで全部終了いたしました。
よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後５時36分）

平 成 20 年

第３回宮古島市議会(定例会)会議録

３月25日（火）　　最終日

（委員長報告、質疑、討論、表決）

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）議事日程第１０号

平成２０年３月２５日（火）午前１０時開議

日程第 １	議案第５３号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　（市長提出）
〃 第 ２	〃 第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　（委員長報告）
〃 第 ３	〃 第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第 ４	〃 第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第 ５	〃 第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第 ６	〃 第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第 ７	〃 第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例　（　〃　）
〃 第 ８	〃 第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第 ９	〃 第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例　（　〃　）
〃 第１０	〃 第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第１１	〃 第３３号	宮古島市環境保全基金条例　（　〃　）
〃 第１２	〃 第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例　（　〃　）
〃 第１３	〃 第５１号	宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例　（　〃　）
〃 第１４	〃 第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例　（　〃　）
〃 第１５	〃 第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて　（　〃　）
〃 第１６	〃 第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について　（　〃　）
〃 第１７	〃 第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について　（　〃　）
〃 第１８	〃 第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について　（　〃　）
〃 第１９	〃 第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について　（　〃　）
〃 第２０	〃 第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について

（委員長報告）

日程第２１	議案第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２２	〃　第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２３	〃　第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２４	〃　第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２５	〃　第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２６	〃　第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	（　〃　）
〃　第２７	〃　第４７号	土地の取得について	（　〃　）
〃　第２８	〃　第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第２９	〃　第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	（　〃　）
〃　第３０	〃　第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	（　〃　）
〃　第３１	〃　第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	（　〃　）
〃　第３２	〃　第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第３３	〃　第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第３４	〃　第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	（　〃　）
〃　第３５	〃　第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第３６	〃　第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第３７	〃　第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	（　〃　）
〃　第３８	〃　第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第３９	〃　第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（　〃　）
〃　第４０	〃　第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	（　〃　）
〃　第４１	〃　第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	（　〃　）
〃　第４２	陳情書第　１　号	保育行政に民間活力の活用のお願い	（　〃　）
〃　第４３	〃　第　２　号	良田川の清掃及び整備の要請について	（　〃　）
〃　第４４	〃　第　３　号	妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望書	（　〃　）
〃　第４５	〃　第　４　号	乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請書	（　〃　）
〃　第４６	〃　第　５　号	「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請	（　〃　）
〃　第４７	〃　第　６　号	地域医療と国立医療の充実に関する陳情書	（　〃　）
〃　第４８	意見書案第　５　号	ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書	（文教社会委員会提出）
〃　第４９	諮問第　１　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（市長提出）
〃　第５０	〃　第　２　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５１	〃　第　３　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５２	〃　第　４　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）
〃　第５３	〃　第　５　号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（　〃　）

日程第５４　　パイナガマ公園整備事業に関する調査に関する動議　　（議員提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成２０年３月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

総務財政委員会
委員長　前　川　尚　誼

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第１２号	平成２０年度宮古島市一般会計予算	修正可決
議案第２４号	宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２５号	宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	修正可決
議案第２６号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２７号	宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第２８号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第２９号	宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例	〃
議案第３５号	第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて	〃
議案第３６号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	〃
議案第５０号	宮古島市土地開発公社定款の一部変更について	〃

議案第１２号　平成２０年度宮古島市一般会計予算修正案

議案第１２号平成２０年度宮古島市一般会計予算を次のとおりに修正する。

第１表　歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、各款、項における管理職手当と２款総務費１項総務管理費の法律顧問弁護士委託料、及び議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号の否決に伴い、関連する６款農林水産業費１項農業費の委託料を削除し、管理職手当と農業費の委託料の削除分を２款総務費１項総務管理費の財政調整基金費に、法律顧問弁護士委託料を14款予備費に増額したいとの案である。

議案第１２号　平成２０年度宮古島市一般会計予算

別　紙

第１表　歳入歳出予算修正案

（歳出）　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　考
1	議会費	224,494	△630	223,864	
	1　議会費	224,494	△630	223,864	管理職手当
2	総務費	3,626,242	26,603	3,652,845	
	1　総務管理費	3,006,254	28,043	3,034,297	管理職手当　△10,950 法律顧問弁護士委託料　△1,007 財政調整基金積立金　40,000
	2　徴税費	370,856	△720	370,136	管理職手当
	3　戸籍住民基本台帳費	143,998	△240	143,758	管理職手当
	4　選挙費	69,445	△240	69,205	管理職手当
	5　統計調査費	5,710	0	5,710	管理職手当
	6　監査委員費	29,979	△240	29,739	管理職手当
3	民生費	8,324,948	△1,350	8,323,598	
	1　社会福祉費	3,975,657	△1,110	3,974,547	管理職手当
	2　児童福祉費	3,007,403	△240	3,007,163	管理職手当
	3　生活保護費	1,341,762	0	1,341,762	管理職手当
	4　災害救助費	126	0	126	管理職手当
4	衛生費	1,158,607	△1,110	1,157,497	
	1　保健衛生費	508,005	△240	507,765	管理職手当
	2　清掃費	650,602	△870	649,732	管理職手当
5	労働費	25,320	0	25,320	
	1　労働費	25,320	0	25,320	管理職手当
6	農林水産業費	5,044,929	△14,620	5,030,309	
	1　農業費	4,663,510	△14,140	4,649,370	管理職手当　△2,310 委託料　△11,830
	2　林業費	168,354	0	168,354	管理職手当
	3　水産業費	213,065	△480	212,585	管理職手当
7	商工費	340,326	△240	340,086	
	1　商工費	340,326	△240	340,086	管理職手当
8	土木費	4,184,159	△2,070	4,182,089	
	1　土木管理費	27,328	△720	26,608	管理職手当
	2　道路橋りょう費	1,586,864	0	1,586,864	管理職手当
	3　都市計画費	1,661,448	△870	1,660,578	管理職手当
	4　住宅費	267,099	△240	266,859	管理職手当
	5　港湾空港費	641,420	△240	641,180	管理職手当
9	消防費	802,112	△2,790	799,322	
	1　消防費	802,112	△2,790	799,322	管理職手当
10	教育費	3,585,703	△4,800	3,580,903	
	1　教育総務費	350,819	△1,800	349,019	管理職手当
	2　小学校費	1,505,568	0	1,505,568	管理職手当
	3　中学校費	623,538	0	623,538	管理職手当
	4　幼稚園費	205,497	0	205,497	管理職手当
	5　社会教育費	537,612	△2,280	535,332	管理職手当
	6　保健体育費	362,669	△720	361,949	管理職手当
11	災害復旧費	6	0	6	
12	公債費	4,332,905	0	4,332,905	
13	諸支出金	67,777	0	67,777	
14	予備費	37,472	1,007	38,479	
	合　計	31,755,000	0	31,755,000	

議案第２５号　宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の修正案

宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

第２条各号
『　　徴税手当
　　感染症防疫作業手当
　　行旅死亡人と白骨処理手当
　　保育士手当
　　福祉事務従事手当
　　暴風雨時勤務手当
　　消防手当
　　火災出動手当
　　潜水作業手当
　　消防救急救助出動手当　　』
　　を
『　　暴風雨時勤務手当
　　潜水作業手当　　』に改める。

別表（第３条関係）
『

手当の種類	支給額	手当を受ける者の範囲
徴税手当	月額5,000円	市税の徴収事務又は滞納整理に従事する職員
感染症防疫作業手当	１件につき100円	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員
行旅死亡人と白骨処理手当	１回につき3,000円	行旅死亡人又は白骨を取扱う職員
保育士手当	月額2,000円	保育所に勤務する保育士 児童館に勤務する児童厚生員
	月額3,000円	保育所に勤務する主任保育士 児童館に勤務する主任児童厚生員
	月額4,000円	保育所に勤務する所長 児童館に勤務する館長
福祉事務従事手当	月額5,000円	福祉事務所に勤務する職員で社会福祉事務に従事する現業又は指導監督を行う職員のうちから市長が認める者
暴風雨時勤務手当	勤務１時間につき勤務１時間当たりの給料額の100分の100に相当する額	暴風域（風速25m以上）の範囲内において勤務を命ぜられた消防職員
	１時間1,000円	暴風警報発令時から解除されるまでの間における宿日直又は勤務することを命ぜられた職員
消防手当	月額5,000円	消防職員
火災出動手当	１回につき300円	火災時に現場出動（原因調査も含む）した職員
潜水作業手当	１回につき1,000円	潜水作業に従事する職員
消防救急救助出動手当	１回につき300円	消防救急車に乗務する救急救命士
	１回につき200円	消防救急車に乗務する救急救命士以外の職員
	１回につき300円	救助出動に従事した職員

』
を
『

手当の種類	支給額	手当を受ける者の範囲
暴風雨時勤務手当	勤務１時間につき勤務１時間当たりの給料額の100分の100に相当する額	暴風域（風速25m以上）の範囲内において勤務を命ぜられた消防職員
	１時間1,000円	暴風警報発令時から解除されるまでの間における宿日直又は勤務することを命ぜられた職員
潜水作業手当	１回につき1,000円	潜水作業に従事する職員

』
に改める。

修正理由
宮古島市の社会的状況に鑑み市民の納得が得られない。

平成２０年３月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第１３号	平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	修正可決
議案第１５号	平成２０年度宮古島市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第１８号	平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算	修正可決
議案第１９号	平成２０年度宮古島市診療事業特別会計予算	原案可決
議案第２０号	平成２０年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第３０号	宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第３１号	宮古島市後期高齢者医療に関する条例	〃
議案第３２号	宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第３３号	宮古島市環境保全基金条例	〃
議案第３７号	宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第３８号	宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案 第３９号	宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃
議案 第４０号	宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について	〃
議案 第４１号	宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について	〃
議案 第４６号	宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について	〃
議案 第５１号	宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	〃

◎議案第３０号

議案第３０号については、税率の上げ幅をもう少し検討し、市民負担を押さえられる方法を議論すべきであるという意見があり、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

◎議案第１３号、議案第１８号

議案第１３号、議案第１８号については、管理職手当をカットすべきという意見と、管理職手当は法律に基づく義務的経費であって、それを議会がゼロにするということは法律違反ではないかという意見があり、採決の結果、賛成多数にて修正可決とした。

◎議案第３１号

議案第３１号については、後期高齢者医療制度の実施の中止が必要であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

◎議案第２０号

議案第２０号については、議案第３１号に関連する予算であることから、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

議案第１３号　平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算修正案

議案第１３号平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表　歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、１款総務費１項総務管理費の管理職手当を削除し、13款予備費に増額したいとの案である。

議案第１３号　平成２０年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算

別　　紙

第１表　歳入歳出予算修正案

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　　考
1	総務費	183,776	△480	183,296	
	1　総務管理費	139,074	△480	138,594	管理職手当
	2　徴税費	44,501	0	44,501	
	3　運営協議会費	201	0	201	
2	保険給付費	3,815,614	0	3,815,614	
3	後期高齢者支援金等	934,723	0	934,723	
4	前期高齢者納付金等	285	0	285	
5	老人保健拠出金	180,398	0	180,398	
6	介護納付金	457,673	0	457,673	
7	共同拠出金	931,725	0	931,725	
8	保険事業費	76,996	0	76,996	
9	基金積立金	2	0	2	
10	公債費	1	0	1	
11	諸支出金	3,204	0	3,204	
12	前年度繰上充用金	1	0	1	
13	予備費	203,921	480	204,401	
	合　　計	6,788,319	0	6,788,319	

議案第１８号　平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算修正案

議案第１８号平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表　歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、１款総務費１項総務管理費の管理職手当を削除し、８款予備費に増額したいとの案である。

議案第１８号　平成２０年度宮古島市介護保険特別会計予算

別　紙

第１表　歳入歳出予算修正案

（歳出）　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　考
1	総務費	206,014	△480	205,534	
	1　総務管理費	144,593	△480	144,113	管理職手当
	2　徴収費	2,842	0	2,842	
	3　介護認定審査会費	45,766	0	45,766	
	4　趣旨普及費	1,405	0	1,405	
	5　訪問介護利用者負担減額措置費	1,950	0	1,950	
	6　システム開発事業費	1	0	1	
	7　離島サービス促進費	202	0	202	
	8　介護サービス適正化対策事業	159	0	159	
	9　介護保険計画等策定事業	9,096	0	9,096	
2	保険給付費	3,818,308	0	3,818,308	
3	財政安定化基金拠出金	1	0	1	
4	地域支援事業費	73,689	0	73,689	
5	基金積立金	1	0	1	
6	公債費	35,425	0	35,425	
7	諸支出金	1,502	0	1,502	
8	予備費	861	480	1,341	
	合　計	4,135,801	0	4,135,801	

平成２０年３月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１３５条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第 1 号	保育行政に民間活力の活用のお願い	継続審査	
陳情書 第 3 号	妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望書	採択すべきもの	
陳情書 第 4 号	乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請書	〃	
陳情書 第 5 号	「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請	〃	
陳情書 第 6 号	地域医療と国立医療の充実に関する陳情書	継続審査	

◎採択の理由

陳情書第３号、陳情書第４号、陳情書第５号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成２０年3月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

文教社会委員会
委員長　佐久本　洋　介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１０３条の規定により申し出ます。

記

１．件　名

議案番号	件　　名
陳情書 第 1 号	保育行政に民間活力の活用のお願い
陳情書 第 6 号	地域医療と国立医療の充実に関する陳情書

２．理　由

陳情書第１号、陳情書第６号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成２０年３月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

経済工務委員会
委員長　池　間　　豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１０２条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第１４号	平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算	修正可決
議案第１６号	平成２０年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第１７号	平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算	修正可決
議案第２１号	平成２０年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算	原案可決
議案第２２号	平成２０年度宮古島市水道事業会計予算	修正可決
議案第３４号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第４２号	前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	否決
議案第４３号	長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について	〃
議案第４４号	東地区構造改善センターの指定管理者の指定について	〃
議案第４５号	女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第４７号	土地の取得について	原案可決
議案 第４８号	土地取得の追認議決を求めることについて	否　　決
議案 第４９号	土地取得の追認議決を求めることについて	〃
議案 第５２号	宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例	原案可決

◎否決の理由

議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号、議案第４５号については、これらの４施設は、旧伊良部町が管理運営するという取り決めで建てられた経緯等があるので認めるべきという意見と、一年前の経済工務委員会でも今回だけは認めるが、不公平が生じているので、次回からは地域住民で管理運営するようにと指導したが、改善がみられないので認めることはできないとの意見があった。

採決の結果、可否同数となり、委員長裁決にて否決とした。

議案第４８号、議案第４９号については、市長の責任が明確にされていない段階で、認めることはできないという意見があり、採決の結果、賛成少数にて否決とした。

◎議案第４７号

議案第４７号については、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決にて原案可決とした。

議案第１４号　平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算修正案

議案第１４号平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表　歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、１款総務費１項総務管理費の管理職手当を削除し、７款予備費に増額したいとの案である。

議案第１４号　平成２０年度宮古島市港湾事業特別会計予算

別　　紙

第１表　歳入歳出予算修正案

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　　考
1	総務費	112,887	△240	112,647	
	1　総務管理費	112,887	△240	112,647	管理職手当
2	港湾建設費	39,302	0	39,302	
3	災害復旧費	1	0	1	
4	公債費	92,828	0	92,828	
5	諸支出金	2	0	2	
6	前年度繰上充用金	1	0	1	
7	予備費	1	240	241	
合　　計		245,022	0	245,022	

議案第１７号　平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算修正案

議案第１７号平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表　歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、１款下水道建設費１項下水道建設費の管理職手当を削除し、５款予備費に増額したいとの案である。

議案第１７号　平成２０年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算

別　　紙

第１表　歳入歳出予算修正案

（歳出）　　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　　考
1	下水道建設費	335,544	△240	335,304	
	1　下水道建設費	335,544	△240	335,304	管理職手当
2	公債費	185,881	0	185,881	
3	諸支出金	1	0	1	
4	前年度繰上充用金	1	0	1	
5	予備費	50,000	240	50,240	
合　　計		571,427	0	571,427	

議案第２２号　平成２０年度宮古島市水道事業会計予算修正案

議案第２２号平成２０年度宮古島市水道事業会計予算を次のとおりに修正する。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由

この修正は、収益的支出１款水道事業費用１項営業費用の管理職手当を削除し、４項予備費に増額し、資本的支出１款資本的支出１項建設改良費の管理職手当を削除し、削除分を修繕費に振り替えたいとの案である。

議案第２２号　平成２０年度宮古島市水道事業会計予算

別　紙

収益的収入及び支出修正案

（支出）　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　考
1	水道事業費用	1,748,775	0	1,748,775	
	1　営業費用	1,475,685	△2,700	1,472,985	管理職手当
	2　営業外費用	258,086	0	258,086	
	3　特別損失	4	0	4	
	4　予備費	15,000	2,700	17,700	
合　計		1,748,775	0	1,748,775	

資本的収入及び支出修正案

（支出）　（単位：千円）

款	項	予算額	修正額	修正後	備　考
1	資本的支出	744,953	0	744,953	
	1　建設改良費	294,195	0	294,195	管理職手当　△240 修繕費　240
	2　企業債償還金	450,758	0	450,758	
合　計		744,953	0	744,953	

平成２０年3月２５日

宮古島市議会
議長　友　利　惠　一　殿

経済工務委員会
委員長　池　間　　豊

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第１３５条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第 2 号	良田川の清掃及び整備の要請について	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第２号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成２０年第３回宮古島市議会定例会（３月）会議録

平成２０年３月２５日

（開議＝午前10時06分）

◎出席議員（２７名）　　（閉会＝午後10時40分）

議長（１番）	友利惠一君	議員（１４番）	眞榮城德彦君
副議長（２２〃）	下地智〃	〃（１５〃）	嘉手納学〃
議員（２〃）	仲間明典〃	〃（１６〃）	新城啓世〃
〃（３〃）	池間健榮〃	〃（１７〃）	上地博通〃
〃（４〃）	新里聰〃	〃（１８〃）	平良隆〃
		〃（１９〃）	亀濱玲子〃
〃（６〃）	佐久本洋介〃	〃（２０〃）	上里樹〃
〃（７〃）	砂川明寛〃	〃（２１〃）	與那覇タズ子〃
〃（８〃）	棚原芳樹〃	〃（２３〃）	豊見山恵栄〃
〃（９〃）	前川尚誼〃	〃（２４〃）	富永元順〃
〃（１０〃）	與那嶺誓雄〃	〃（２５〃）	富浜浩〃
〃（１１〃）	山里雅彦〃	〃（２６〃）	下地秀一〃
〃（１２〃）	池間豊〃	〃（２７〃）	下地明〃
〃（１３〃）	宮城英文〃	〃（２８〃）	池間雅昭〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	伊志嶺亮君	平良支所長	狩俣照雄君
副市長	下地学〃	城辺支所長	饒平名建次〃
総務部長	宮川耕次〃	上野支所長	砂川正吉〃
企画政策部長	久貝智子〃	下地支所長	平良哲則〃
地域戦略局長	與那嶺大〃	水道局次長	砂川定之〃
福祉保健部長	上地廣敏〃	消防長	伊舎堂勇〃
環境施設整備局長	平良光善〃	教育長	下地恵吉〃
経済部長	宮國泰男〃	教育部長	長濱光雄〃
建設部長	平良富男〃	総務課長	伊良部平師〃
会計管理者	譜久村基嗣〃	財政課長	石原智男〃
伊良部総合支所長	垣花恵〃	企画調整課長	下地信男〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	下地嘉春君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	砂川芳徳〃		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時06分）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時06分）

再開いたします。

（再開＝午前10時06分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時06分）

再開いたします。

（再開＝午後３時40分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後３時40分）

再開いたします。

（再開＝午後８時46分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第10号のとおりであります。

これより日程第１、議案第53号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は……

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

はい。

（休憩＝午後８時46分）

再開いたします。

（再開＝午後８時46分）

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

（「53号」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

53号ですよ。

（「ちょっと休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後８時48分）

（議員６人退席）

◎議長（友利恵一君）

再開いたします。

（再開＝午後８時57分）

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

（議員６人着席）

◎議長（友利恵一君）

次に、日程第２、議案第24号から日程第47、陳情書第６号までの計46件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、総務財政委員会へ付託されました審査結果を報告いたします。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。総務財政委員会に付託されました報告書です。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算、修正可決。

議案第24号、宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第25号、宮古島市職員の特別勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、修正可決。

議案第26号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第27号、宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第28号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第29号、宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例、原案可決。

議案第35号、第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて、原案可決。

議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、原案可決。

議案第50号、宮古島市土地開発公社定款の一部変更について、原案可決。

議案第95号、第１次宮古島市総合計画基本構想を定めることについて、原案可決。

議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算修正案。

議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算を次のとおりに修正する。

第１表、歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、各款、項における管理職手当と２款総務費、１項総務費の法律顧問弁護士委託料及び議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号の否決に伴い、関連する６款農林水産業費、１項農業費の委託料を削除し、管理職手当と農業費の委託料の削除分を２款総務費、１項総務管理費の財政調整基金費に、法律顧問弁護士委託料を14款予備費に増額したいとの案である。別紙の表をごらんいただきたいと思います。

議案第25号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の修正案。宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように修正する。修正についてはこのようになっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

修正理由。宮古島市の社会的状況にかんがみ、市民の納得が得られないとの理由でございます。

大変申しわけありません。３ページをごらんください。よろしいでしょうか。右端の枠の中の上から４段目あたりに財政調整基金積立金というのがございますが、これが「2,817万円」となっておりますが、「4,000万円」ということになりますので、訂正お願いします。下のほうのですね、農業費の委託料の部分が、1,183万円が上のほうに足されますので、足しますと4,000万円になりますので、よろしくお願いします。よろしいですか。

（議員の声あり）

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

はい。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算、修正可決です。

議案第15号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算、修正可決。

議案第19号、平成20年度宮古島市診療事業特別会計予算、原案可決。

議案第20号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第30号、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第31号、宮古島市後期高齢者医療に関する条例、原案可決。

議案第32号、宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、原案可決です。

議案第33号、宮古島市環境保全基金条例、原案可決です。

議案第37号、宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第38号、宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第39号、宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第40号、宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第41号、宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第46号、宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第51号、宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、原案可決です。

議案第30号。議案第30号については、税率の上げ幅をもう少し検討し、市民負担を抑えられる方法を議論すべきであるという意見があり、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

議案第13号、議案第18号。議案第13号、議案第18号については、管理職手当をカットすべきという意見と、管理職手当は法律に基づく義務的経費であって、それを議会がゼロにするということは法律違反ではないかという意見があり、採決の結果、賛成多数にて修正可決とした。

議案第31号。議案第31号については、後期高齢者医療制度の実施の中止が必要であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

議案第20号。議案第20号については、議案第31号に関連する予算であることから、採決の結果、賛成多数にて原案可決とした。

議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算修正案。

議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表、歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、１款総務費、１項総務管理費の管理職手当を削除し、13款予備費に増額したいとの案である。これは、９ページでごらんください。

議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算修正案。

議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表、歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、１款総務費、１項総務管理費の管理職手当を削除し、８款予備費に増額したいとの案である。これは、11ページでごらんください。

次に、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第１号、保育行政に民間活力の活用のお願い、継続審査です。

陳情書第３号、妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望書、採択すべきもの。

陳情書第４号、乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請書、採択すべきもの。

陳情書第５号、「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請、採択すべきもの。

陳情書第６号、地域医療と国立医療の充実に関する陳情書、継続審査です。

採択の理由。陳情書第３号、陳情書第４号、陳情書第５号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

陳情書第１号、保育行政に民間活力の活用のお願い。

陳情書第６号、地域医療と国立医療の充実に関する陳情書。

理由。陳情書第１号、陳情書第６号については、閉会中も慎重審査を要する。

済みません。訂正お願いします。12ページ、陳情書の採択の理由のところで、「陳情書第22号」、これ「第３号」に改めてください。「陳情書第23号」を「第４号」に改めてください。それから、「陳情書第26号」、これを「第５号」に改めてください。

◎経済工務委員会委員長（池間　豊君）

経済工務委員会の審査結果を報告いたします。

宮古島市議会議長、友利惠一殿。経済工務委員会委員長、池間豊。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算、修正可決であります。

議案第16号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算、修正可決であります。

議案第21号、平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会計予算、修正可決であります。

議案第34号、宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第42号、前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について、否決であります。

議案第43号、長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について、否決であります。

議案第44号、東地区構造改善センターの指定管理者の指定について、否決であります。

議案第45号、女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、否決であります。

議案第47号、土地の取得について、原案可決であります。

議案第48号、土地取得の追認議決を求めることについて、否決であります。

議案第49号、土地取得の追認議決を求めることについて、否決であります。

議案第52号、宮古島市サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例、原案可決であります。

否決の理由。議案第42号、43号、44号、45号については、これらの４施設は旧伊良部町が管理運営するという取り決めで建てられた経緯等があるので、認めるべきという意見と、１年前の経済工務委員会でも、今回だけは認めるが、不公平が生じているので、次回からは地域住民で管理運営するようにと指導したが、改善が見られないので、認めることはできないとの意見があった。採決の結果、可否同数となり、委員長裁決にて否決とした。

議案第48号、49号については、市長の責任が明確にされていない段階で認めることはできないという意見があり、採決の結果、賛成少数にて否決とした。

議案第47号については、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決にて原案可決とした。

議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算修正案。

議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表、歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、１款総務費、１項総務管理費の管理職手当を削除し、７款予備費に増額したいとの案である。次の表は、お目通しいただきたいと思います。

議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算修正案。

議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算を次のとおりに修正する。

第１表、歳入歳出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、１款下水道建設費、１項下水道建設費の管理職手当を削除し、５款予備費に増額したいとの案である。次の表が別表でありますね。

次、議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会計予算修正案。

議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会計予算を次のとおりに修正する。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出予算中別紙のとおり改める。

修正の理由。この修正は、収益的支出、１款水道事業費用、１項営業費用の管理職手当を削除し、４項予備費に増額し、資本的支出、１款資本的支出、１項建設改良費の管理職手当を削除し、削除分を修繕費に振りかえたいとの案である。

次に、陳情書の審査結果をご報告いたします。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第２号、良田川の清掃及び整備の要請について、採択すべきものと決しました。

採択の理由。陳情書第２号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

以上、報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第２、議案第24号、宮古島市教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第３、議案第25号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び修正案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第25号、宮古島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は修正可決されました。

次に、日程第４、議案第26号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第５、議案第27号、宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第６、議案第28号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第７、議案第29号、宮古島市ＩＴ産業センターの設置及び管理に関する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第８、議案第30号、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎平良　隆君

議案第30号、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

この条例の改正の理由の一つとして、不均一課税を統一課税にすることによって事務の簡素化を図りたいという理由でございますけども、この条例を改正することによって、旧城辺町、旧下地町、旧上野村のですね、市民の方々が大きなこれは負担を生じるわけでございます。そもそもこの不均一課税の導入というのはですね、当然旧平良市、旧伊良部町がですね、合併前まで赤字を解消しないまま合併したからこそこういう不均一課税が導入されたわけでございます。そういうことで、合併協議会の中ではですね、５年以内に統一課税をするようにという協議がなされています。まだ２年半でですね、これを改正することによって、この旧上野村、旧下地町、旧城辺町ですね、皆様方が大きな負担がかかるわけでございますので、この原案については反対をしたいと思います。

◎上里　樹君

議案第30号に対する反対の討論をいたします。

条例案は、先程の発言にもあったとおり、合併後の旧市町村の不均一課税の統一です。それから、新たに後期高齢者医療制度の導入に伴う支援金分の税率の創設のための改正です。いわゆる不均一課税の統一による増加、これは後期高齢者支援金の増加と言われる不均一課税による増加分と後期高齢者医療の支援金分の増加になるわけですけども、いわゆる不均一課税の統一の問題ですけれども、旧市町村の負担増、これを旧平良市を50％としてそれを超過した分の60％を補助するということなんですけども、市民の声はですね、なぜ旧市町村分だけが対象になるのかと、旧平良市も旧伊良部町も同じ市民ではないかという声が上がっています。いわゆる負担増になる分については、平等に対応すべきだという声であります。合併時に５年以内に不均一課税を統一するという合意があります。しかし、それを補助することについては、何ら合意事項はないはずです。私は、同じ市民に格差をつけるべきではないと考えます。

次に、後期高齢者医療の支援金の問題ですけども、これがまた新たな自治体の国保の赤字につながっていく原因になる、これを指摘せざるを得ません。介護分と同様に収納率が悪くてもきちんと国は支援金分として負担を求めてきますから大変です。何よりも今市民が置かれている実態はどうか、このことをよく見るべきだと考えます。収入が増えないのに負担増で苦しい状況、国保税を払いたくても払えない状況、これが今の市民の実態です。市民の要求は、国保税の引き下げです。私はある業者からお話を聞きましたけども、今飲食店本当に１日お客さんがゼロという日が多いそうです。それを相手にしている卸業者も、注文が１日に１件しかないと。そんな中で、いつ店を閉めようか、閉めるに閉められない状況。そんな中で、国保税も払えない中で、分納によって何とか健康を守っていく手帳を手にしていると。けれども、それを、その分納の金額を増加するように求められて、結局短期証を発行してもらっていたんだけれども、それももう手元になくなったと、手元にはないと、こういう声を聞きました。この間構造改革によって、定率減税の廃止、それによって住民税が上がる、それによって家賃、そして介護保険料、国保税が自動的に負担増になっています。そういう負担増に加えて、同じく構造改革によって非正規労働者が増えて、所得が減っています。今回の税率改正は、そういう負担増に悲鳴を上げている市民にさらに冷や水を浴びせることになります。払いたくても払えない暮らしの実態の根本解決なしに収納率の向上は見込めません。健全運営とは何でしょうか。独立採算が成り立たず、自治体が努力しても悪化する一方です。社会保障制度というのであれば、一般財源からの繰り入れをして負担軽減を図るべきです。

◎議長（友利恵一君）

手短にまとめてください。

◎上里　樹君

減免制度の充実をして、市民に周知徹底を図るべきです。国に対して45％もとに戻せと、そして県に対しても47都道府県同様に自治体に対する支援を求めるべきであります。命を守る立場でこの条例に対する反対の討論といたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかに。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

お願いですが、討論に入るときは手短に、より具体的に。

（「討論は自由です」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、自由として時間もある程度……。

次に、日程第９、議案第31号、宮古島市後期高齢者医療に対する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里　樹君

議案第31号、後期高齢者医療制度、この条例について反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度の施行に伴う条例改定ですけども、私はこの制度の実施中止を求める立場から反対討論をいたします。この制度により、国保加入者だった人のうち、75歳以上の方が後期高齢者ということで否応なしに国保から切り離されます。別制度に加入されます。そして、保険料は年金から天引き。その保険料を滞納する人は、手帳を取り上げられます。さらに、その受けられる医療を制限する差別医療が導入されます。この制度の最大のねらい、これはお年寄りの医療費を削減して、さらに国営の補助金を減らし、自治体の負担を増やし、国民の負担を増やし、逆に給付を減らして国の負担を減らすことであります。医療費の給付削減計画、これが根本にあります。先程も申し上げましたように、構造改革によって高齢者の負担増この間大変なものがありました。2006年10月から70歳以上の現役並み所得者への３割負担が導入されました。70歳以上に療養病床の食費、居住費用を自己負担にしました。高額療養費、これも自己負担の限度を引き上げて混合診療に道を開きました。そして、今度の後期高齢者医療制度の導入です。収入が増えない中で、限られた年金からの天引きは耐えがたいものがあります。新たな負担増と、加えて差別医療の押しつけは許せません。命は、みんな平等だと考えます。年齢による差別は許せません。よって、条

例に反対です。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第10、議案第32号、宮古島市一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第11、議案第33号、宮古島市環境保全基金条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12、議案第34号、宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13、議案第51号、宮古島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第14、議案第52号、宮古島サシバリンクス伊良部設置及び管理に関する条例を廃止する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第35号、第１次宮古島市国土利用計画を定めることについて討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第36号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第17、議案第37号、宮古島市平良老人福祉センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、議案第38号、宮古島市下地老人福祉センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第19、議案第39号、宮古島市上野老人福祉センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第20、議案第40号、宮古島市伊良部老人福祉センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、議案第41号、宮古島市社会福祉センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第22、議案第42号、前里添多目的共同利用施設の指定管理者の指定について討論の発言を許

します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手同数）

◎議長（友利恵一君）

可否同数であります。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後９時43分）

再開いたします。

（再開＝午後９時45分）

ただいまの採決の結果、表決出席議員26名のうち、挙手13名、挙手のない者13名であり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第１項の規定により、議案第42号に対する可否を裁決いたします。

本案は、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第23、議案第43号、長浜多目的共同利用施設の指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これで討論を終結いたします。

これより議案第43号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手同数）

◎議長（友利恵一君）

ただいまの採決の結果、表決出席議員26名のうち、挙手13名、挙手のない者13名であり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第１項の規定により、議案第43号に対する可否を裁決いたします。

本案は、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第24、議案第44号、東地区構造改善センターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

（池間健榮君、退席）

◎議長（友利恵一君）

これより議案第44号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手同数）

◎議長（友利恵一君）

ただいまの採決の結果、表決出席議員26名のうち、挙手13名、挙手のない者13名で可否同数であります。よって、地方自治法第116条第１項の規定により、議案第44号に対する可否を裁決いたします。

本案は、議長は可決と裁決いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後９時51分）

（池間健榮君、着席）

◎議長（友利恵一君）

再開いたします。

（再開＝午後９時51分）

次に、日程第25、議案第45号、女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手同数）

◎議長（友利恵一君）

ただいまの採決の結果、表決出席議員26名のうち、挙手13名、挙手のない者13名であり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第１項の規定により、議案第45号に対する可否を裁決いたします。

本案は、議長は可決と裁決いたします。

次に、日程第26、議案第46号、宮古島市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第27、議案第47号、土地の取得について討論の発言を許します。

（「議長、休憩を求めます」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後９時53分）

再開いたします。

（再開＝午後10時00分）

議案第47号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第28、議案第48号、土地取得の追認議決を求めることについての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

（「議長、休憩を求めます」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後10時01分）

再開します。

（再開＝午後10時01分）

次に、日程第29、議案第49号、土地取得の追認議決を求めることについての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第30、議案第50号、宮古島市土地開発公社定款の一部変更について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第31、議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算及び修正案についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第12号、平成20年度宮古島市一般会計予算は修正可決されました。

次に、日程第32、議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算及び修正案についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第13号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算は修正可決されました。

次に、日程第33、議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算及び修正案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第14号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計予算は修正可決されました。

次に、日程第34、議案第15号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第35、議案第16号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第36、議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計予算及び修正案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第17号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計は修正可決されました。

次に、日程第37、議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算及び修正案についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第18号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計予算は修正可決されました。

次に、日程第38、議案第19号、平成20年度宮古島市診療事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第39、議案第20号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第40、議案第21号、平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第41、議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会計予算及び修正案に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第22号、平成20年度宮古島市水道事業会予算は修正可決されました。

次に、日程第42、陳情書第１号、保育行政に民間活力の活用のお願いについては、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第１号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第１号については文教社会委員会にそれぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第43、陳情書第２号、良田川の清掃及び整備の要請について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第２号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

次に、日程第44、陳情書第３号、妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第３号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

次に、日程第45、陳情書第４号、乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第４号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

次に、日程第46、陳情書第５号、「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は採択されました。

次に、日程第47、陳情書第６号、地域医療と国立医療の充実に関する陳情書については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第６号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第６号については文教社会委員会にそれぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第48、意見書案第５号、ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

意見書案第５号、ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書。標記の事について、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。平成20年３月25日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

意見書案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書

平成13年５月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において、患者の隔離は、患者に対して継続的で極めて重大な人権の制限を強いるものであるとして、ハンセン病隔離政策の違憲性及び違法性を求めた。

これを受け、同年７月23日、国は同訴訟全国原告団協議会と入所者に対する在園保障、社会復帰支援、退所者に対する年金支給等の支援措置など恒久対策等について基本事項を合意した。

ところで、ハンセン病入所者数の推移を平成10年と平成19年で見ると、全国13の国立ハンセン病療養所では4,918名から2,933名に、沖縄愛楽園は486名から296名に、宮古南静園では186名から98名にそれぞれ減少している。

また、入所者の平均年齢では、平成19年４月現在で全国13施設で77.5歳、沖縄愛楽園で75.5歳、宮古南静園で80歳となっており、入所者数の減少や入所者の高齢化が急速に進んでいる。

今後、入所者が安心して生活するとともに、抱いている寂寥感を解消するためには現在の診療所を多目的な施設として整備を行い、地域社会に開かれた療養所とすることが必要となっている。

よって、国におかれては、在園者の最後の一人まで面倒を見るとしているところであり、将来にわたり元ハンセン病患者が安心して生活できるよう、下記事項の実現について強く要望する。

記

１　ハンセン病問題の真の解決を図るため、入所者に対する療養の提供に限定している「らい予防法の廃

止に関する法律」を廃止し、新たに「ハンセン病問題基本法」（仮称）を制定すること。

2　療養所の将来のあり方について、入所者、職員及び地域住民などの意見を尊重して、地域を含めた医療及び介護施設等として広く開放、利用、発展させることができるよう、必要な施設を推進すること。

3　ハンセン病療養所の医療技術と施設の整備並びに看護・介護体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年３月25日

沖縄県宮古島市議会

あて先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

よろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第５号については委員会提出であり、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託はしないことになっております。したがいまして、直ちに処理いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第49、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第１号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第50、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第２号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第51、諮問第３号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第３号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第52、諮問第４号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第４号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第53、諮問第５号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第５号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第54、パイナガマ公園整備事業に関する調査に関する動議が文書により提出されております。

本動議を議題とし、提案者から説明を求めます。

◎新里　聡君

動議を提出します。

パイナガマ公園整備事業に関する調査に関する動議

下記により標記の件の調査に関する動議を提出します。

記

１，調　査　事　項

（１）　パイナガマ公園整備事業に関する調査

２，特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第６条の規定により委員10人からなる特別委員会を設置して、これを付託する。

３，調　査　期　限

上記特別委員会は、１，に掲げる調査について次期６月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うことが出来る。

４，調　査　経　費

本調査に要する経費は、20万円以内とする。

平成20年３月25日

宮古島市議会議長

友　利　恵　一　殿

提出者　　議員　　新　里　　聡

賛成者　　〃　　新　城　啓　世

〃　　〃　　眞榮城　徳　彦
〃　　〃　　池　間　雅　昭
〃　　〃　　上　地　博　通
〃　　〃　　池　間　健　榮
〃　　〃　　前　川　尚　誼

以上、議員諸公のご賛同をよろしくお願いします。

◎議長（友利恵一君）

これで説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、パイナガマ公園整備事業に関する特別委員会を設置し、パイナガマ公園整備事業に関する調査を行うことを目的に、地方自治法第110条及び委員会条例第６条の規定により、委員10名から成る特別委員会を設置してこれを付託し、調査期限については次期６月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うこととし、本調査に用する費用は20万円以内とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

休憩いたします。

（休憩＝午後10時29分）

再開いたします。

（再開＝午後10時40分）

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成20年第３回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後10時40分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年３月25日

宮古島市議会

議　長　　友　利　恵　一

議　員　　平　良　　隆

〃　　與那嶺　誓　雄